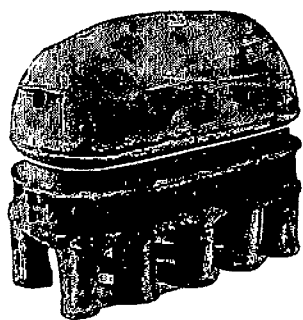


ISSN 0286-5831

國學院大學

博物館學紀要

第 21 輯



1996

國學院大學博物館學研究室

博物館學紀要

1996年度 第21輯
樋口清之博士米寿記念

目 次

樋口清之博士近影

発刊の辞加 藤 有 次

樋口清之博士略年譜

樋口清之博士著述目録【単行本】

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察	加 藤 有 次	1
博物館学史の一視点—蒐集・鑑識を中心として—	内 川 隆 志	30
博物館と遺跡展示	下津谷 達 男	69
博物館展示論研究史(1).....	青 木 豊	78
博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究(前編) —ソーシャル・マーケティングに基づく新しい行動戦略—	金 山 喜 昭	103
徳島県の博物館史	山 川 浩 實	122
石川県における戦後博物館の動向	高 橋 裕	135
博物館行財政論(試論)	小 西 雅 徳	140
博物館のバリアフリー計画	山 本 哲 也	151
博物館ネットワークシステム Part1 —生涯学習時代における博物館活動の在り方—	粕 谷 崇	223
プリマス・プランテーションとメンバーシップ	川 崎 義 雄	237
復元模型の製作—掘立柱建物址の復元—	上 田 薫	248
博物館における文化財情報システムについて	後 藤 宏 樹	256
社会教育関係在職院友名簿		262
博物館学講座要項		297
樋口博士記念賞受賞者		300

國學院大學

博物館學紀要

樋口清之博士米寿記念

國學院大學博物館学研究室



書斎にて

発刊の辞

—國學院大學名誉教授・文学博士樋口清之先生米寿を迎えて—

加藤 有次

樋口清之先生は、明治42年1月1日奈良県にお生まれになり、今年1月元旦に米寿を迎えられて、この上なき慶賀の至りであり、同門下一同、衷心よりお祝い申し上げる次第である。

お陰様で関係者一同、この度の記念発刊に際し御賛同を得て玉稿をご寄稿賜わり厚く御礼申し上げます。

樋口先生のご子孫は、奈良県桜井市（旧磯城郡織田村）にあった織田長益（有楽齋）に発し、先生のご祖父は明治になって第六十八国立銀行（現南都銀行）の設立に参加されたり、儒学国学を学んだ学者でもあった。そして先生のご尊父は、広島高等師範学校及び京都大学を経た植物学者であり、また一方各地中学校・高等女学校及び師範学校等の校長を歴任された、いわば学者であり、教育者でもあった。そういうご家系のご出身であればこそ、また歴史的風土に育まれたからこそ奈良県立畝傍中学校時代、考古学に興味をもたれ、県内各地の調査をされ、三年生の時、初めて「考古学雑誌」に雑報を投稿されたという。そういう天オ的少年時代に、学校では東大出身の中宮寺弥勒論など優れた論文を残された原田恭介先生、そして鳥居龍蔵博士の講演を聞かれて、考古学への情熱を燃やされ、その学問がはじまったのである。

大正14年には、約半年間毎日曜日ごとに三輪山麓祭祀遺跡の調査の結果、神体山中に盤座があることをつきとめて、当時朝日新聞に報道されて高橋万次郎宮司を激怒させたという。のちその成果は「考古学研究」に発表されていた。いずれにしても大正14年・15年（昭和元年）にわたって「考古学雑誌」・「人類学雑誌」・「考古学研究」その他の学術雑誌に十数編の論考を発表され、少壮学徒としての鬼才ぶりを世に呈示された。そして鳥居龍蔵先生を慕って國學院大學に入学され、また先生のお宅から徒歩で僅か15分と離れていない所に森本六爾先生の実家があり、いつも帰郷の度に激励されたという。考古学を志すのに至ってめぐまれた環境と言ってよいであろう。

大学に入学されてからは、更に矢継ぎ早に諸論文や報告書を考古学関係の諸雑誌に発表されている。これも偏に先生の実力と勤勉さの結果の賜物であったことは勿論のこと、数多くの知名な先学の方々との知遇を得られたからでもある。これは如何なることでも先生の活気あふるる向学心のある証である。時には大山柏公爵にお宅の書齋で史前学の講義を受けたり、大山史前学研究所では、甲野勇・宮坂光次先生、東大人類学教室では松村暲・八幡一郎先生

そして先生の先輩としては大場磐雄先生、さらに杉山寿栄男・後藤守一先生らの御指導を受けられたという。当時東京高等師範学校には三宅米吉校長先生、皇室博物館には高橋健自先生を訪ねたり、特に高橋健自先生は畝傍中学校の元教諭だったことから、親しく温かく迎えられたという。昭和4年には、小金井良精先生から1年間にわたり解剖学教室で組織解剖や計測の講義を受けられたり、日本考古学会の例会に毎月山上御殿に出かけられたのも先生の当時の深い思い出となっておられるようである。

また考古学という物質文化に興味を持たれたことから、必然的に指向されるものが、資料室の必要性である。昭和3年大学の専務理事桑原芳樹先生にそれを訴え、ご理解を賜ってベニヤ板商の新田長次郎氏のご寄付を受け、不足分を先生のご尊父からご負担を頂き、やっとの思いで本館二階の最もよい部屋に先生の収集品の全部を寄付されて考古学資料室の開室をみる事ができたのである。しかしのち、御真影金庫のある学長室の上に資料室があるということで、昭和18年学生大会の決議で、考古学は不敬の学問ということになり、追放されようとした。先生は当時を回顧して、その時の関係者や言動まで忘れ去らず、全く今昔の感に堪えないが、ひたすら修学のため忍苦に堪えることにしたという。そのお陰をもって今日、資料室から資料館となり、文字文化を媒体とする図書館と物質文化を媒体とする考古学資料館と共に、大学附属施設として国内有数の機関として誇れるようになった。

先生は昭和7年國學院大學史学科をご卒業になり、つづいて研究科に進まれ、助手及び考古学資料室主任、この時からまさに将来の大博物館を目指し、国立科学博物館で棚橋源太郎先生に博物館人としての指導を受けたりして活動が開始されるのである。

一方、大和平野の遺物遺跡の調査、瀬戸内海原始遺跡の調査活動が先生のフィールドであり、卒業論文で扱った装身具の研究は引きつづき資料の充足に余念がなかった。さらにその間、大倉精神文化研究所刊の「神典」に収録される古典の一つ「風土記」の解説分担をされ、文献史学への糸口を開き、「伊豫大洲の古代文化」はそれ以前に、また「日本原始文化史」「史前史」はこの間に稿を成したという。そして昭和18年「日本古代産業史」は先生の名著として高く評価され、斯学において各方面から引用され論じられてきた。

昭和9年鳥居先生は、中国燕京大学へ行かれることとなり、樋口先生はじめ一同でお引き止めするための嘆願書まで出されたそうであるが、その代わりに先生は講師を拝命し、予科の日本歴史と高等師範部の考古学を担当され、爾来44年間母校で教鞭をとられた。

昭和20年國學院大學教授、ご担当は日本史・考古学概論・考古学特講・文化人類学・自然人類学・人文地理学・社会科教育法、さらには昭和32年博物館学講座を開講されて博物館学概論も担当、非常に学域の広さとその蘊蓄の深さにはただただ敬服するのみである。こうして先生の学問領域は、次第に拡大されて日本風俗史学会及び全日本博物館学会の設立に尽力

され、共に会長を勤めてこられ、まさに人間学的思考から、人間の生活文化史学の樹立に励み、学際的に研究された成果を、広く大衆に普及することに没頭されて今日に至っている。その出版物は先生の身長を越える高さになったと言われている。

学内では、学生部長・図書館長を歴任及び学外では数多くの大学で教鞭もとられ、御多忙の傍、昭和54年3月停年御退職されるまで考古学資料館長として必要な資料があれば自費で購入されて手塩にかけて育ててこられた。そのように先生ご自身で収集された資料はすべて大学へ寄附された。先生は本当に博物館の父というべきお方であろう。

昭和30年には「日本石器時代身体装飾品について」で文学博士の学位を受領し、昭和47年紫綬褒章、昭和50年日本放送文化賞、昭和54年勲三等旭日中綬章を拝受された。先生は46年間の永きにわたり、國學院大學に勤続され、ご退職の際、考古学・博物館学の発展のため、多額の金員を大学にご寄附され、それをもとに「樋口博士記念賞」を設定し今日に至っている。そして自ら学術的研究を基調として、テレビ・新聞・雑誌はもとよりマスコミを通じて、広く社会に学問の成果の啓蒙をはかり、高く評価されている。先生はまだまだお元気で國學院大學名誉教授・同考古学資料館名誉館長・全日本博物館学会名誉会長及び國學院大學栃木短期大學名誉学長の重責におかれ、そして今なおご研究に、ご執筆活動に余念がない。末筆ながら先生の益々のご健勝とご活躍を関係者一同衷心よりご祈念する次第である。

(國學院大學文学部教授)

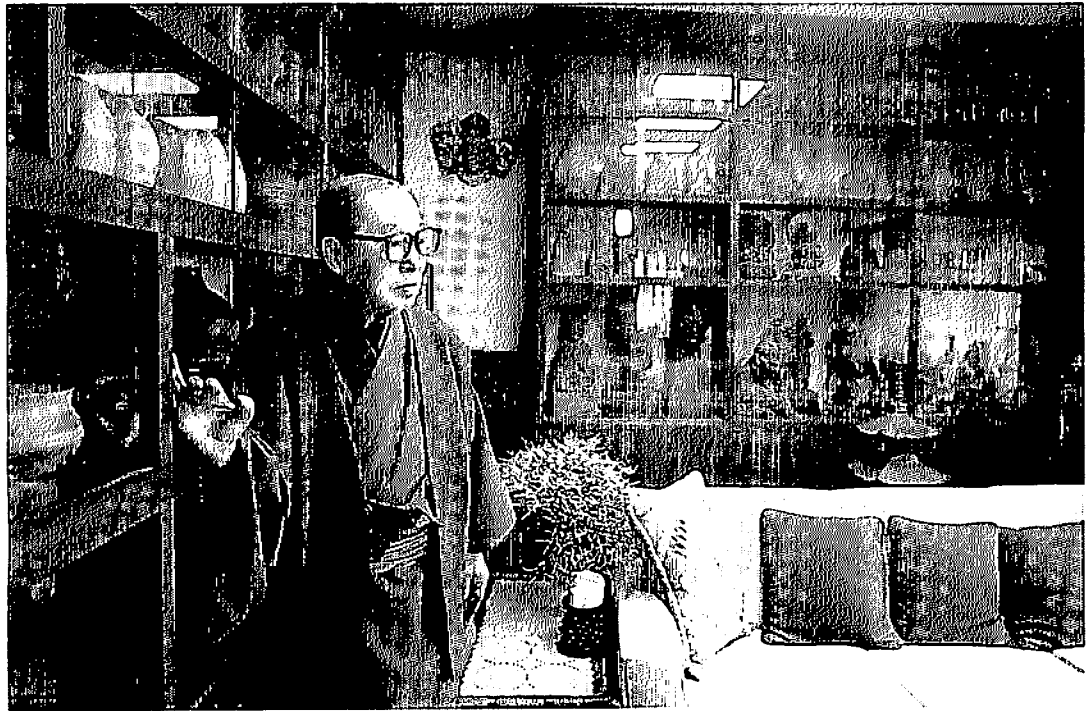
平成9年3月

樋口清之博士略年譜

- 明治42年1月1日 奈良県(桜井市)にて樋口清二の長男として生る。
- 昭和2年3月 奈良県立畝傍中学校卒業
- 昭和7年3月 國學院大學学部国史学科卒業
- 昭和7年4月 國學院大學国史学科助手
- 昭和9年3月 國學院大學研究科修了
- 昭和9年4月 國學院大學講師
- 昭和20年4月 國學院大學教授
- 昭和20年9月 青山学院女子専門学校講師
- 昭和24年4月 國學院大學学生部長・相模女子大学兼任教授
- 昭和26年2月 学校法人國學院大學評議員
- 昭和27年10月 大正大学兼任講師
- 昭和28年3月 國學院大學図書館長
- 昭和29年4月 高崎経済大学兼任教授
- 昭和30年3月 國學院大學より「日本石器時代身体装飾品について」で文学博士の学位を
与される。文部省社会教育局「学芸員資格認定に係る無試験認定の審査委員
- 昭和32年6月 全国大学博物館学講座協議会委員長
- 昭和36年4月 日本女子大学講師
- 昭和40年 日本放送協会「学校放送暮らしの歴史番組委員会委員」
- 昭和45年3月 学校法人國學院大學評議員
- 昭和47年11月 紫綬褒章受賞
- 昭和48年 全日本博物館学会会長、日本風俗史学会会長
- 昭和50年4月 日本放送文化賞受賞、國學院大學考古学資料館館長
- 昭和53年4月 日本博物館協会理事
- 昭和54年3月 定年により國學院大學文学部教授を退職
- 昭和54年4月 勲三等旭日中綬章受賞
國學院大學名誉教授・國學院大學考古学資料館名誉館長
- 昭和56年4月 國學院大學栃木短期大学学長
- 平成4年6月 全日本博物館学会名誉会長
- 平成7年3月 國學院大學栃木短期大学学長を退任
- 平成7年4月 國學院大學栃木短期大学名誉学長
- 平成8年11月 渋谷区政功労者表彰



公演風景



コレクションの前に

樋口清之博士著述目録【単行本】

自 昭和5年1月～至 平成7年12月

	書名	判型	頁数	出版年月日	出版所
1	「伊豫大洲の古代文化」	菊	91	昭和5年5月1日	大洲市役所
2	「史前史」(共) 2版	菊	612	昭和9年8月24日	平凡社
3	「大和竹内石器時代遺蹟」	四六	60	昭和11年1月6日	大和国史会
4	「日本原始文化史」 3版	四六	251	昭和14年12月20日	三笠書房
5	「日本古代産業史」 3版	四六	438	昭和18年10月30日	四海書房
6	「万葉の女」	10版 B 6	32	昭和21年7月25日	赤坂書房
7	「新世界年表」	74版 四六	折畳表	昭和23年5月10日	文人社
8	「日本のあけぼの」	12版 B 6	197	昭和23年5月15日	文人社
9	「万葉女人」	3版 B 6	225	昭和23年9月25日	蒼明社
10	「日本歴史表覧」	8版 菊	124	昭和23年12月15日	蒼明社
11	「図表日本のあけぼの」12版	大版	折畳表	昭和24年2月25日	世界通信社
12	「日本のあゆみ」	25版 B 6	178	昭和24年3月15日	文人社
13	「大和文化の黎明」	四六	30	昭和24年11月3日	大和文化会
14	「原始人から文明人へ」3版	B 6	200	昭和25年3月5日	民友社
15	「日本女性の生活史」 7版	B 6	238	昭和25年7月5日	文人社
16	「東京五千年史話」 5版	B 6	242	昭和25年8月25日	家城書房
17	「渋谷の郷土史」	B 6	83	昭和25年9月15日	刀水書院
18	「日本史要」	10版 四六	228	昭和26年3月10日	国大出版部
19	「神奈川県 <small>の</small> 郷土史」 20版	B 6	96	昭和26年4月1日	神奈川教育
20	「世田谷 <small>の</small> 郷土史」 5版	菊	96	昭和26年5月20日	刀水書院
21	「渋谷区史」	菊	1656	昭和27年6月30日	渋谷区役所
22	「伊場遺蹟」(共)	四六	116	昭和28年9月1日	浜松市役所
23	「崇神天皇紀 <small>の</small> 史的意義」	菊	20	昭和29年2月13日	大和文化会
24	「垂仁天皇紀 <small>の</small> 史的意義」	菊	20	昭和29年7月13日	大和文化会
25	「日本歴史要覧」 20版	菊	249	昭和29年9月20日	犀書房

	書名	判型	頁数	出版年月日	出版社
26	「渋谷の歴史」	B 6	308	昭和29年11月15日	氷川神社
27	「東京の歴史」	3版 B 6	226	昭和30年3月15日	長谷川書房
28	「学習人名辞典」	12版 B 6	408	昭和30年6月10日	健文社
29	「日本石器時代装身具の研究」(学位論文)	B 5	190	昭和30年8月1日	自費出版
30	「日本原始文化」	3版 新書	180	昭和30年10月30日	弘文堂
31	「国文図鑑」(編)	5版 B 6	35	昭和31年2月15日	蒼明社
32	「日本のあけぼの」 日本の歴史(1)	5版 菊	245	昭和31年7月15日	福村書店
33	「貴族の時代」 日本の歴史(2)	5版 菊	245	昭和31年9月10日	福村書店
34	「武士の時代」 日本の歴史(3)	5版 菊	251	昭和31年11月15日	福村書店
35	「民衆の時代」 日本の歴史(4)	5版 菊	248	昭和32年2月10日	福村書店
36	「近代日本へ」 日本の歴史(5)	5版 菊	247	昭和32年9月15日	福村書店
37	「世界と日本」 日本の歴史(6)	5版 菊	239	昭和32年10月15日	福村書店
38	「現代の日本」 日本の歴史(7)	5版 菊	239	昭和33年1月15日	福村書店
39	「東洋性典集」	2版 四六	297	昭和33年2月28日	河出書房
40	「神武天皇紀と考古学」			昭和33年3月31日	立花書房
41	「歴史絵巻」	2版 新書	折畳	昭和33年5月1日	小学館
42	「日本史のまとめ」 日本の歴史(8)	菊	284	昭和33年7月5日	福村書店
43	「渋谷のあゆみ」	2版 菊	127	昭和34年2月1日	渋谷教育会
44	「大三輪町史」(共)	菊	1091	昭和34年5月3日	大三輪町
45	「郷土の歴史」 関東編(共) 4版	B 6	430	昭和34年6月5日	宝文館

	書名	判型	頁数	出版年月日	出版社
46	「玉川子供百科日本の歴史」 5版	四六	117	昭和34年11月25日	玉川大学出版部
47	「新撰日本史」	5版 菊	89	昭和34年12月1日	代々木ゼミ
48	「日本木炭史」	3版 四六	1194	昭和35年4月30日	全燃会館
49	「日本の歴史」上	2版 四六	144	昭和35年5月1日	小学館
50	「歴史事典」	3版 新書	238	昭和35年7月1日	小学館
51	「日本の歴史」下	2版 四六	96	昭和35年9月1日	小学館
52	「日本の食物史」	17版 菊	269	昭和35年9月20日	柴田書店
53	「人類学概論」	13版 菊	169	昭和36年3月30日	犀書房
54	「日本歴史要覧」(改訂版) 14版	菊	272	昭和36年3月31日	犀書房
55	「人物に見る日本の歴史」 3版	四六	168	昭和36年5月1日	小学館
56	「東京の歴史」(一)	2版 B 6	226	昭和36年5月20日	弥生書房
57	「東京の歴史」(二)	2版 B 6	196	昭和36年8月10日	弥生書房
58	「続東京の歴史～紅塵三百 五十年～」	B 6	196	昭和36年8月10日	弥生書房
59	「日本の歴史」近代～現代 2版	B 6	144	昭和36年9月1日	小学館
60	「歴史年表」	15版 新書	91	昭和37年1月1日	小学館
61	「国技角力発生の地大三輪 町」(共)	菊	23	昭和37年1月15日	奈良県大三輪町
62	「日本の歴史・世界の歴史」 5版	四六	138	昭和37年5月1日	小学館
63	「日本の歴史地図」	3版 四六	折畳	昭和37年6月1日	小学館
64	「考古学こぼれ話」	6版 新書	248	昭和37年7月30日	学生社
65	「木炭の文化史」	3版 四六	289	昭和37年11月20日	東出版KK
66	「日本人の起源」	3版 菊	222	昭和38年11月1日	有紀書房
67	「発掘」	7版 四六	278	昭和38年12月20日	学生社

	書名	判型	頁数	出版年月日	出版所
68	「二宮尊徳」	4版 B 6	230	昭和39年 3月 5日	小学館
69	「良寛」	4版 B 6	230	昭和39年 6月10日	小学館
70	「恋文から見た女性史」	7版 菊	229	昭和40年11月 8日	講談社
71	「新修渋谷区史」上(共)	四六	1066	昭和41年 2月28日	渋谷区役所
72	「新修渋谷区史」中(共)	四六	1078	昭和41年 2月28日	渋谷区役所
73	「新修渋谷区史」下(共)	四六	1109	昭和41年 2月28日	渋谷区役所
74	「解説東洋性典集」	3版 菊	238	昭和41年 4月10日	有紀書房
75	「京都の旅」(一)(共)	42版 新書	277	昭和41年 4月10日	光文社
76	「奈良の旅」(共)	25版 新書	284	昭和41年 5月10日	光文社
77	「東京の旅」(共)	20版 新書	284	昭和41年 9月25日	光文社
78	「角川日本史辞典」(共)10版	B 6		昭和41年12月20日	角川書店
79	「京都の旅」(二)(共)	40版 新書	272	昭和42年 1月15日	光文社
80	「生きている歴史」日本の 伝統(一)	B 6	285	昭和42年 6月15日	人物往来社
81	「生きている歴史」日本の 伝統(二)	B 6	269	昭和42年 7月15日	人物往来社
82	「鎌倉の旅」(共)	25版 新書	282	昭和42年 8月 1日	光文社
83	「生きている歴史」日本の 伝統(三)	B 6	286	昭和42年 8月15日	人物往来社
84	「史実江戸」(一)	5版 B 6	233	昭和42年 9月30日	芳賀書店
85	「史実江戸」(二)	5版 B 6	261	昭和42年 9月30日	芳賀書店
86	「史実江戸」(三)	5版 B 6	270	昭和42年12月 5日	芳賀書店
87	「史蹟国分寺」(編)	3版 B 6	263	昭和43年 1月 5日	人物往来社
88	「史実江戸」(四)	5版 B 6	233	昭和43年 1月10日	芳賀書店
89	「史実江戸」(五)	5版 B 6	294	昭和43年 1月20日	芳賀書店
90	「南紀の旅」(共)	12版 新書	292	昭和44年 3月10日	光文社
91	「日本の神話」	2版 B 6	264	昭和44年 5月31日	主婦の友社

	書名	判型	頁数	出版年月日	出版社
92	「博物館資料・分類例の一研究」			昭和44年12月	國學院大學
93	「近畿」—その歴史—	3版 四六	135	昭和45年4月25日	あさの書房
94	「くらしの博物史」	2版 四六	220	昭和46年11月20日	新人物往来社
95	「平賀源内」			昭和46年12月20日	角川書店
96	「帯の歴史」	10版 菊	66	昭和47年8月10日	装道学院
97	「装身具史」	10版 菊	75	昭和47年8月10日	装道学院
98	「日本人の知恵の構造」	4版 四六	230	昭和47年11月10日	講談社
99	「風俗図鑑」	5版 菊	60	昭和48年3月10日	装道学院
100	「図鑑日本の歴史」	原始 5版 A4	159	昭和48年5月11日	学習研究社
101	「日本人診断」	7版		昭和48年5月28日	講談社
102	「帯と化粧」	8版 四六	104	昭和48年6月10日	装道学院
103	「装いの文化」	8版 四六	120	昭和48年6月10日	装道学院
104	「図鑑日本の歴史」	古代 5版 A4	160	昭和48年7月1日	学習研究社
105	「話のたね本」(共)	新書	227	昭和48年7月5日	さろん書房
106	「図鑑日本の歴史」	中世 5版 A4	160	昭和48年8月1日	学習研究社
107	「図鑑日本の歴史」	戦国 5版 A4	160	昭和48年9月1日	学習研究社
108	「図鑑日本の歴史」	江戸前 5版 A4	160	昭和48年10月1日	学習研究社
109	「図鑑日本の歴史」	江戸後 5版 A4	160	昭和48年11月1日	学習研究社
110	「日本史再発見」	4版 新書	236	昭和48年11月1日	文研出版
111	「図鑑日本の歴史」	明治 5版 A4	160	昭和48年12月1日	学習研究社
112	「出身県でわかる日本人診断」			昭和48年12月	講談社

	書名	判型	頁数	出版年月日	出版社
113	「図鑑日本の歴史」 現代 5版	A 4	160	昭和49年1月1日	学習研究社
114	「梅干と日本刀」 78版	新書	232	昭和49年4月15日	祥伝社
115	「起源のなぞ」 5版	四六	606	昭和49年5月1日	光文書院
116	「日本人再発見」 4版	新書	236	昭和49年10月1日	文研出版
117	「角川日本史辞典」(改訂二 版)(共)	B 6	1405	昭和49年12月25日	角川書店
118	「続梅干と日本刀」 22版	新書	232	昭和50年4月25日	祥伝社
119	「花と賽」(共)	四六	238	昭和50年5月25日	エレック社
120	「これが良い名前」(共)	新書	220	昭和50年8月10日	婦人生活社
121	「邪馬台国 99の謎」(共)	新書	259	昭和50年10月20日	朝産報
122	「梅干と大福帳」 20版	新書	232	昭和51年2月25日	祥伝社
123	「日本人の知恵」 3版	菊	190	昭和51年4月10日	日本放送出版協会
124	「日本風俗の起源 99の謎」 15版	新書	230	昭和51年4月10日	朝産報
125	「関東人と関西人」 20版	新書	238	昭和51年5月15日	ホーチキ出版
126	「はだかの日本人」 5版	四六	231	昭和51年6月18日	主婦の友社
127	「食べる日本史」 2版	四六	226	昭和51年7月15日	柴田書店
128	「おふくろ」 2版	四六	213	昭和51年7月22日	草思社
129	「続日本風俗の起源 99の 謎」 10版	新書	230	昭和51年10月10日	朝産報
130	「語源ものしり辞典」 6版	新書	202	昭和51年10月20日	大和出版
131	「巷談江戸と東京」(一) 5版	四六	253	昭和51年11月10日	芳賀書店
132	「巷談江戸と東京」(二) 5版	四六	261	昭和51年11月10日	芳賀書店
133	「巷談江戸と東京」(三) 5版	四六	270	昭和51年11月10日	芳賀書店
134	「巷談江戸と東京」(四) 5版	四六	253	昭和51年11月10日	芳賀書店
135	「巷談江戸と東京」(五) 5版	四六	254	昭和51年11月10日	芳賀書店

	書名	判型	頁数	出版年月日	出版社
136	「日本おんな噺」	5版 新書	222	昭和51年12月27日	文化放送
137	「秘密の日本史」	5版 新書	232	昭和52年1月30日	祥伝社
138	「おやじ待望論」	3版 四六	267	昭和52年3月1日	千曲秀版社
139	「改訂日本女性の生活史」 (学術文庫)	3版 文庫	249	昭和52年4月10日	講談社
140	「社会と文明の発達」I (レオナルド 12)	A 4	223	昭和52年5月1日	講談社
141	「社会と文明の発達」II (レオナルド 13)	A 4	223	昭和52年5月1日	講談社
142	「言葉のタネ本」(共) 一～二巻	新書	219	昭和52年5月5日	ごま書房
143	「亡びない日本人」	7版 四六	216	昭和52年5月29日	泰流社
144	「日本人の履歴書」	5版 四六	216	昭和52年5月31日	主婦の友社
145	「女王卑弥呼の謎」	10版 新書	267	昭和52年6月1日	産報
146	「縄文人の謎」(原始日本の 再発見①) 三巻	A 4	156	昭和52年7月1日	学習研究社
147	「日本人と貨幣おカネの話」	四六	48	昭和52年7月1日	東京都信用金庫組合
148	「女王卑弥呼 99の謎」(共) 10版	新書	227	昭和52年7月30日	産報ジャーナル
149	「故事・ことわざものしり辞 典」	新書	225	昭和52年8月1日	大和出版
150	「歴史を見る目」	2版 新書	222	昭和52年9月5日	ごま書房
151	「ものしり辞典」	10版 四六	202	昭和52年10月1日	大和出版
152	「弥生と邪馬台国」(原始日 本の再発見②)	3版 A 4	156	昭和52年10月25日	学習研究社
153	「生活歳時記暮らしの三六 五」(監修)	四六	1148	昭和53年1月10日	三宝出版
154	「古墳とはにわ」(原始日本の 再発見③)	A 4	144	昭和53年1月15日	学習研究社
155	「万葉の女人たち」	20版 文庫	244	昭和53年4月10日	講談社

書名	判型	頁数	出版年月日	出版所
156 「こめと日本人」 6版	四六	253	昭和53年5月3日	家の光協会
157 「足の下 of 日本史」 3版	四六	208	昭和53年8月3日	家の光協会
158 「私の書齋」(共)	菊	244	昭和53年8月10日	地産出版
159 「関東人と関西人」(改訂版) 5版		238	昭和53年8月	英知出版
160 「日本人の育ての知恵」 3版	四六	237	昭和53年8月31日	PHP研究所
161 「日本人の言い伝えものしり辞典」	新書	200	昭和53年8月31日	大和出版
162 「大和の海原」 5版	四六	265	昭和53年9月30日	千曲秀版社
163 「逆ねじの思想」 5版	四六		昭和53年10月5日	朝日新聞社
164 「緑の下 of 日本史」 3版	四六	270	昭和53年10月20日	朝日ソノラマ
165 「ご先祖を探せ！」(共) 6版	新書	238	昭和53年11月20日	講談社
166 「まつりと日本人」 4版	四六	202	昭和53年12月3日	家の光協会
167 「説得力」	新書	220	昭和53年12月10日	徳間書店
168 「日本木炭史(上)」(学術文庫) 3版	文庫	245	昭和53年12月10日	講談社
169 「日本木炭史(下)」(学術文庫) 3版	文庫	269	昭和53年12月10日	講談社
170 「私の鎌倉案内」(TOMO選書) 5版	四六	225	昭和53年12月28日	主婦の友社
171 「装いのこころ」	四六	196	昭和54年1月20日	日本書籍
172 「日本風俗史事典」(共)	四六	812	昭和54年2月25日	弘文堂
173 「ものしり起源事典」(監修)	新書	254	昭和54年2月28日	日本文芸社
174 「日本人の歴史7 旅と日本人」 4版	四六	243	昭和54年4月28日	講談社
175 「図説日本文化の歴史2 飛鳥白鳳」(共) 3版	A4	251	昭和54年5月10日	小学館
176 「生きる心、私の場合」(共)	新書	222	昭和54年5月10日	KKロングセラーズ

	書名	判型	頁数	出版年月日	出版所
177	「図説日本文化の歴史3 奈良」(共) 3版	A 4	255	昭和54年7月10日	小学館
178	「私の奈良案内」(TOMO選書)	四六	238	昭和54年7月31日	主婦の友社
179	「日本人の歴史2 食べ物 と日本人」 5版	四六	217	昭和54年9月1日	講談社
180	「図説日本文化の歴史4 平安」(共) 3版	A 4	251	昭和54年9月10日	小学館
181	「日本人の歴史1 自然と 日本人」 5版	四六	237	昭和54年10月25日	講談社
182	「図説日本文化の歴史5 鎌倉」	A 4	251	昭和54年11月10日	小学館
183	「につぼん女性史発掘」5版	四六	309	昭和54年11月15日	婦人画報社
184	「NHK文化講演会1」(共)	菊	234	昭和54年11月20日	日本放送出版協会
185	「日本人の歴史3 お金と 日本人」 5版	四六	252	昭和54年12月20日	講談社
186	「図説日本文化の歴史6 南北朝・室町」(共) 5版	A 4	251	昭和55年1月10日	小学館
187	「日本人の歴史4 性と日 本人」 5版	四六	240	昭和55年2月25日	講談社
188	「図説日本文化の歴史7 安土桃山」(共) 5版	A 4	251	昭和55年4月10日	小学館
189	「柔構造のにつぼん人」3版	四六	198	昭和55年4月15日	朝日出版社
190	「図説日本文化の歴史8 江戸(上)」(共) 5版	A 4	251	昭和55年6月20日	小学館
191	「日本人の歴史6 装いと 日本人」 5版	四六	220	昭和55年7月10日	講談社
192	「図説日本文化の歴史9 江戸(中)」(共) 5版	A 4	251	昭和55年9月10日	小学館
193	「日本人の歴史8 遊びと 日本人」 5版	四六	248	昭和55年10月31日	講談社
194	「図説日本文化の歴史10 江戸(下)」(共) 5版	A 4	251	昭和55年12月10日	小学館

	書名	判型	頁数	出版年月日	出版所
195	「図説日本文化の歴史11 明治」(共) 5版	A 4	251	昭和56年2月10日	小学館
196	「こんなに役立つ博物館」 (共)		214	昭和56年2月	かんき出版
197	「日本のシルクロード」	四六	238	昭和56年5月1日	主婦の友社
198	「図説日本文化の歴史12 大正・昭和」(共) 5版	A 4	251	昭和56年5月10日	小学館
199	「日本人の可能性」(学術文 庫) 6版	文庫	236	昭和56年5月10日	講談社
200	「日本型食生活」(共) 3版	四六	282	昭和57年3月30日	講談社
201	「日本人の歴史12 悪と日 本人」 5版	四六	248	昭和57年6月10日	講談社
202	「日本人の歴史9 笑いと 日本人」 5版	四六	242	昭和57年7月30日	講談社
203	「大人のウンチク読本」(監 修)	四六	260	昭和57年8月15日	実業之日本社
204	「日本人の歴史10 夢と日 本人」 5版	四六	217	昭和57年8月30日	講談社
205	「化粧の文化史」 6版	四六	221	昭和57年10月10日	国際商業出版
206	「日本人の歴史5 医術と 日本人」 5版	四六	221	昭和57年10月20日	講談社
207	「徳川家康おもしろものしり 雑学事典」(編)	新書	335	昭和57年11月25日	講談社
208	「日本人の歴史11 禁忌と 日本人」 5版	四六	212	昭和57年12月20日	講談社
209	「日本人の知恵の構造」(角 川文庫) 6版	文庫	230	昭和58年4月25日	角川書店
210	「出身県でわかる日本人診 断」(角川文庫) 7版	文庫	310	昭和58年7月25日	角川書店
211	「日本史探訪4 大仏開眼 と平安遷都」(共) 5版	文庫	329	昭和59年4月25日	角川書店
212	「京都の旅第一集」(光文社 文庫) 15版	文庫	262	昭和59年9月10日	光文社

	書名	判型	頁数	出版年月日	出版所
213	「京都の旅第二集」(光文社 文庫) 15版	文庫	262	昭和59年10月20日	光文社
214	「奈良の旅」(光文社文庫) 15版	文庫	253	昭和59年11月20日	光文社
215	「逆ねじの思想」(角川文庫)	文庫	250	昭和59年12月25日	角川書店
216	「日本の風俗の謎」	四六	212	昭和59年12月30日	大和書房
217	「日本人の暮らしの知恵もの しり事典」 3版	新書	212	昭和60年1月27日	大和書房
218	「(異説)日本史事典」	四六	238	昭和60年2月20日	三省堂
219	「日本史探訪16 国学と洋 学」(共) 5版	文庫	417	昭和60年2月25日	角川書店
220	「続日本の風俗の謎」	四六	226	昭和60年3月10日	大和書房
221	「東京の旅」(光文社文庫) 3版	文庫	274	昭和60年3月20日	光文社
222	「鎌倉箱根伊豆の旅」(光文 社文庫) 15版	文庫	284	昭和60年4月20日	光文社
223	「卑弥呼と邪馬台国の謎」	四六	253	昭和60年7月25日	大和書房
224	「梅干と日本刀〔上〕」(ノン・ ポシェット) 6版	文庫	236	昭和60年8月1日	祥伝社
225	「梅干と日本刀〔中〕」(ノン・ ポシェット) 6版	文庫	235	昭和60年9月1日	祥伝社
226	「風俗史への招待」(共)	四六	237	昭和60年10月7日	文化出版局
227	「梅干と日本刀〔下〕」(ノン・ ポシェット) 6版	文庫	236	昭和60年11月1日	祥伝社
228	「日本人の歴史1 性と日 本人」(講談社文庫) 4版	新書	236	昭和60年11月15日	講談社
229	「日本人の歴史2 食物と 日本人」 4版	新書	203	昭和61年1月15日	講談社
230	「日本人の歴史3 お金と 日本人」 4版	新書	207	昭和61年3月15日	講談社
231	「復元万葉びとのたべもの」 (共) 10版	四六	218	昭和61年4月23日	みき書房

	書名	判型	頁数	出版年月日	出版社
232	「日本人の歴史4 自然と日本人」 4版	新書	210	昭和61年7月15日	講談社
233	「名字の本」	新書	299	昭和61年10月25日	角川書店
234	「逆・日本史1 庶民の時代」 8版	新書	320	昭和61年11月25日	祥伝社
235	「新版日本食物史」 4版	菊	295	昭和62年1月5日	柴田書店
236	「逆・日本史2 武士の時代」 8版	新書	328	昭和62年2月5日	祥伝社
237	「大神神社大鳥居建立記念詩」(共)	四六	379	昭和62年3月1日	大神神社社務所
238	「逆・日本史3 貴族の時代」 8版	新書	314	昭和62年3月31日	祥伝社
239	「故事・ことわざものしり辞典」	四六	329	昭和62年7月30日	大和出版
240	「日本人のしきたりものしり辞典」	四六	297	昭和62年9月15日	大和出版
241	「語源ものしり辞典」	四六	294	昭和62年11月15日	大和出版
242	「日本人の歴史5 遊びと日本人」 4版	新書	224	昭和63年1月15日	講談社
243	「逆・日本史4 神話の時代」 8版	新書	363	昭和63年3月1日	祥伝社
244	「雑学おもしろ歳時記」(知的生きかた文庫) 3版	文庫	262	昭和63年5月10日	三笠書房
245	「秘密の日本史」(ノン・ポシエット) 10版	文庫	270	昭和63年7月20日	祥伝社
246	「人づきあいの日本史」(天山文庫) 2版	文庫	230	昭和63年11月5日	天山出版
247	「江戸性風俗夜話」(河出文庫) 4版	文庫	273	昭和63年12月2日	河出書房新社
248	「おもしろ雑学日本史」3版	四六	285	昭和63年12月15日	三笠書房
249	「お江戸街めぐり」(河出文庫) 2版	文庫	291	平成元年1月10日	河出書房新社

	書名	判型	頁数	出版年月日	出版社
250	「日本人はなぜ水に流したがるのか」 10版		206	平成元年1月	エムジー
251	「人類学概論」(改訂版)12版	菊	182	平成元年5月10日	犀書房
252	「おもしろ雑学日本(意外史)」 3版		264	平成元年5月	三笠書房
253	「日本人の育ての知恵」(PHP文庫)	文庫	219	平成元年8月15日	PHP研究所
254	「新釈日本語辞典」(編)	新書	206	平成元年8月30日	ごま書房
255	「素顔の日本史」(天山文庫)	文庫	214	平成元年9月	天山出版
256	「梅干と日本刀」(愛蔵版) 10版	新書	252	平成2年4月5日	祥伝社
257	「髪・顔事典」漢字百話 彰・頁の部(監修)		147	平成2年5月	大修館書店
258	「父の教え」(共)	四六	266	平成2年10月5日	祥伝社
259	「母の教え」(共)	四六	257	平成2年10月5日	祥伝社
260	「水と日本人」 3版	四六	206	平成2年12月12日	俳ガデア
261	「ヴィジュアル百科江戸事情」 第一巻生活編(監修) 3版	四六	271	平成3年2月20日	雄山閣
262	「温故知新」と「一所懸命」 3版	四六	254	平成3年3月25日	NTT出版
263	「日本(ならわし)なるほど雑学」(天山文庫) 3版	文庫	230	平成3年5月7日	天山出版
264	「日本歴史おんな噺」(大陸文庫)	文庫	239	平成3年9月7日	大陸書房
265	「日本史謎とき博物館」(監修)	新書	234	平成3年9月15日	広済堂出版
266	「謎の日本史(原始・奈良・平安)」(監修)	A5	607	平成3年12月7日	新人物往来社
267	「謎だらけの日本史」(大陸文庫)	文庫	239	平成4年1月10日	大陸書房
268	「ヴィジュアル百科江戸事情」 第二巻産業編(監修) 3版	四六	247	平成4年1月20日	雄山閣

	書名	判型	頁数	出版年月日	出版所
269	「歴史の秘密ウラ話」(大陸文庫)	文庫	346	平成4年3月7日	大陸書房
270	「歴史を塗りかえた英傑一〇〇人百話」(監修)(ワニ文庫)	文庫	235	平成4年3月	ベストセラーズ
271	「ヴィジュアル百科江戸事情」第三巻政治社会編(監修)2版	四六	255	平成4年5月1日	雄山閣
272	「女王卑弥呼の謎」(広済堂文庫)	文庫	245	平成4年7月20日	広済堂出版
273	「おもしろ雑学日本(意外史)」(知的生きかた文庫)	文庫	252	平成4年9月10日	三笠書房
274	「ヴィジュアル百科江戸事情」第四巻文化編(監修)3版	四六	263	平成4年10月5日	雄山閣
275	「なぜ?なに?日本史一〇一話」(PHP文庫)	文庫	251	平成5年1月19日	PHP研究所
276	「木炭(ものと人間の文化史71)」	四六	286	平成5年2月1日	法政大学出版局
277	「日本人はなぜ水に流したがるのか」(PHP文庫)	文庫	213	平成5年3月15日	PHP研究所
278	「世界史の中の昭和天皇」(監訳)3版	四六	314	平成5年5月10日	クレスト社
279	「日本木炭史」(学術文庫)	文庫	507	平成5年5月10日	講談社
280	「ヴィジュアル百科江戸事情」第五巻建築編(監修)	四六	255	平成5年5月20日	雄山閣
281	「おもしろ起源312」(にちぶん文庫)	文庫	249	平成5年10月25日	日本文芸社
282	「日本人と人情」3版	四六	206	平成6年9月30日	大和書房
283	「ヴィジュアル百科江戸事情」第六巻服飾編(監修)	四六	250	平成6年11月20日	雄山閣
284	「日本人魂」			平成7年3月10日	NTT出版
285	「おやじ頑張り」	菊	272	平成7年10月26日	千曲秀版社

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

A Consideration of Concerning an Object, Idea and an Essential Condition about Construction of an Area Museum

加藤 有次
Yuji KATO

はじめに

1. 地域博物館の必要性
2. 博物館の歴史的推移
3. 日本の博物館の現状と博物館設立への課題
4. 地域博物館の目的理念

はじめに

自治体が博物館を設立しようとする際に、議員によっては、また箱物を造るのかという非常識な発言を聴くことがある。その議員は地域住民の「生活文化」をどう解釈しているのであろうか。行政上のハード・ウェアは予算さえ組めば、例えば道路の整備や上下水道完備は完了する。しかしそれで生活文化は向上したといえるか否かである。市民の本当の心の文化は育まれるのであろうか。文化面としてのソフト・ウェアは、予算化されたとしても永い時間がかかるものである。

そのためにイギリスでは150年余り前に、「博物館令」を制定して、博物館は社会教育の中に位置づけて、公的に建設維持すべきものとしている。

わが国の現状をみると、戦後50年経過しても、その認識はそれに達していない。従ってこれから建設される地域博物館のために、その諸問題を考察しようとするものである。

1. 地域博物館の必要性

従来から日本人の暮らしの中で博物館は、古くて不要な「もの」を置いておく場所と考

5. 望ましい機関の名称とその機能論
 6. 地域博物館の機能的各論への課題
 7. 地域博物館の建設とその機構
- おわりに

えられてきた。だから博物館は一度見学すればよいという思想が生まれ、あっても無くてもよい施設であるという認識が定着してしまったのである。

ある時の東京都下の市長会で、ある市長さんが、隣の市で博物館を造るならわが市では造らなくて済むという発言をしたというのをきいたことがある。筆者はそれをきいて一抹の不安のみならず、言も愚か、あまりにも残念さを過ぎて憤りを感じ取った。地域住民のための文化の創造を、市長さんはどう考えておられるのか大変な疑問である。こんな発言は事実でなかったと願うしかない。だが欧米社会と異なり、これが博物館に対する日本人の一般的な考え方であるかもしれない。

この原因は、日本の歴史的な教育の指針に起因すると思う。高度な物質文化の創造に励んできた欧米社会には、七代も八代もの前の先祖が伝え残した家具調度品を家宝として未来永劫に伝達しようとする思想がある。これは欧米の教育が「もの」から入るためである。一方、現代日本においては、家の改造や新築の度に、それまで使用していた家具調度品を、新調する傾向が特に強い。このようになった

ことは、日本の永い教育の歴史を回顧すると、「読み」・「書き」・「算盤」教育に傾注し過ぎたことに起因していると考えられる。所謂欧米社会が物質文化を媒体とした教育であるのに対し、日本は文字文化を媒体とした教育であったのである。学問の世界であっても、例えば記録を中心とする文字媒体によって研究する歴史学者は、発掘成果による「もの」を媒体として研究する考古学者を下位にみる傾向すらあった。考古学の世界は江戸期では、木内石亭の奇石の趣味や滝沢馬琴の耽奇会等趣味人の領域であったが、明治期に至って欧米の方法論が取り入れられ、ようやく科学としての一領域を築くことが出来たことをみても理解できる。日本の教育は物質文化を蔑ろにし、文字媒体による教育の伝統的歴史の流れが、子供たちの受験地獄を形成してしまっただと考えるのは、満更過言ではあるまい。だがそのお陰で世界で最も文字の読める国民となったといえる。

今になって文部省は、数年前から社会教育局を改組して、生涯学習局と改め、従来の学校教育を中心として考えてきた文部省筆頭局の初等中等局よりも生涯学習局を文部省筆頭局に位置づけ、学校教育も含めて幼児から高齢者に至るまでの生涯学習を推進することを始めた。これは教育を広義的な立場から見直そうという考えであろう。「読み」・「書き」・「算盤」も大切ではあるが、さらに物質文化の理解も重要であるという認識の上に立って、地域における博物館を公民館・図書館と共に生涯学習のセンター的機能として位置づけようとするものである。そして、実際文部省は、従来の社会教育三館の専門職としての学芸員・社会教育主事・図書館司書の養成の見直しに数年前から取りかかり、平成9年度から省令の改革をすることとなった。

こうした博物館に対する考え方の経緯があるにもかかわらず、前述の市長さんの発言は、どう理解したらよいか判断に苦しむ。博物館

の存在性は、一自治体において、病院や学校等が必要であると同様に重要なのである。そして地域社会における博物館の使命は、明るい未来社会を創造させることにある。例え他の地域から移住して来た市民であっても、その子供はそこで育ち、そしてその地は彼らにとってのふる里となるのである。ふる里を皆でよいものにするためには、自然的・歴史的風土を築いてきた様相を学習することが大切である。そしてその学習の場としての博物館が必要となるのである。各地域において個性あふるる特色が内在しているものである。その発見が地域社会における生涯学習の一つである。そしてその学習効果は、日本人に馴染まなかつた自然保護思想や文化財保護思想を十分理解させることとなるのである。

市史編さんは、地域の人々の自然的風土と歴史的風土にかかわる情報資料の収集の成果である。しかし最後にその学術的情報資料のセンター的機能をもたせた博物館が完成することで、本当の意味での市史編さん事業が完了するといえるのではないだろうか。

2. 博物館の歴史的推移

博物館の出現からその発展推移を歴史的にみると、日本と欧米諸国では大変異なる。西欧における博物館の淵源は、紀元前300年のエジプトとされ、エジプトをギリシア化する手段の一つとして、プトレマイオス・フィラデルフォス(Ptolemaeos Philadelphos)により、アレキサンドリア宮殿の一部に、ムセイオン(Mouseeion)が設立されたと考えられている。館内では、ギリシアからの学者や哲学者が学芸の研究を推進し、講堂を設けて学生の養成をし、さらに当時の先進技術にかかる機器や芸術作品・図書などを収集展示したとされる。所謂大学の始まりであり、博物館や図書館、ひいては市民の集会活動を実施したことから公民館的社会教育の始源ともいえる。今日の博物館における資料の組織的体系的整理・分

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

類機能はもっていなかったとしても、今日の博物館の基盤ができていたことは事実である。ギリシア人は、日頃芸術的・学術的および文化的生活を営むことが、信仰しているミューズ(Muse)の神に対する奉仕と考えていたことから、ミューズの神の殿堂としてMouseionを設置したとされる。こうしてみると、宗教的発想が博物館を支配しているように見えるが、決してそうではなく、学術・芸術および生活文化の教育的普及の理念を踏まえたものなのである。だからこそ、この理念が各国々に伝播し、今日の博物館の語源となったのである。実際にはフランス語ではMusée・ドイツ語や英語ではMuseum・スペイン語ではMuseoと書く。つまり博物館=Museumは、文化の創造の殿堂なのである。

やがてローマの時代になると4世紀にムゼイオンは崩壊する。そしてローマにおいて彫刻・絵画の芸術品・美しいオウムやクジャクの羽毛から食人大怪物の骨と考えたライオンやトラの骨までの、所謂学術的なものから珍品に至るまでのものが、王侯貴族の応接間を装飾して、権力の誇示としての家庭的博物館が形成された。しかしポンペイ(Pompeius Magnus)・シーザー(Julius Caesar)やアグリッパ(General Agrippa)は、彼らの収蔵品を一般に開放すべく努めたといわれている。しかしその意志は無視され、大衆が観賞する機会は与えられなかったようである。

中世になってもローマ時代とも相変わらず、大衆はダチョウの卵をグリフィンの卵であるとか、象の牙や歯を巨人の歯であると信じたり、また石器時代の石斧を雷よけと信じたりと、非科学的で宗教的な面が強調され、迷信や俗信に左右されていたことがわかる。それらを教会に展示することにより、信者の崇敬思想を扇動する手段とし、荘園領主は自ら「もの」を収集すると同時に教会に寄進していたのである。中世は所謂大衆社会ではなく、搾取階級の荘園領主と教会の結びつきが強い社

会であった。このように見てくると中世の教会は「もの」を媒体とはするが、今日の博物館とは違うことがわかる。本当の博物館が機能するのは、必要に応じて大衆社会が起動させるものである。中世の場合は、単に「もの」を集めて人に観せるという行為のみであるため、筆者はあえて現代博物館理念と区別し、「博物館的施設」あるいは「中世的世界の博物館施設」と命名している。

ところが15世紀に入ると西欧では、暗黒の封建社会から脱皮して文芸復興期を迎える。人間精神の開放から宝物の収集が盛んになり、古墳の発掘が流行したり、またイタリアのフロレンスが学芸研究の中心となり芸術の都として発展した。このような社会の動きが西欧各地に博物館・美術館を生み出す背景となったのである。さらに理性主義から科学精神を生み出した結果、インド航路の開通や新大陸の発見へと展開されて、特に17世紀から18世紀にかけて様々な博物館が矢継ぎばやに設立された。例えば博物館学者のトラDESCANT(Tradescant)父子は、ロンドン郊外に博物館を建設したが、後1682年エリアス・アッシュモール(Elias Ashmole)によってその資料がオックスフォード大学(Oxford University)に寄贈されて大学博物館となった。また同様に地質学者のウッドワード(John Woodward)による収集資料もケンブリッジ大学(Cambridge University)に寄贈され、今日の地質博物館としてセッジウィック博物館(The Sedgwick Museum)となっている。大英博物館(British Museum)も同様にハンス・スロン(Hans Sloane)が1753年自己の収集品を国に寄贈したことにはじまり、今日の大博物館の基を築いた。これらを見ると個人の研究者などのコレクションを寄贈して博物館となっているところが多いことがわかる。それだけに日本と異なり、物質文化に対する価値観に、西欧人は早くから目覚めていたことが理解できる。

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

これに対してアメリカ大陸では、最初の博物館として1773年に、南カロライナ州のチャールストン市において、チャールストン博物館(Charleston Museum)が設置されて以来、アメリカ各地に地域博物館の建設が進んだ。アメリカでは先住民の生活文化を知って、先住民の文化や社会を理解することにより、開拓を円滑に推進しようとする発想から、開拓者たちは、まず原住民の生活道具を収集したのである。所謂「村づくりは先ず博物館建設から」という思想があったことがわかる。そしてその後アメリカは、学術研究機能を主体とした大博物館の設置を目指し、1855年ワシントンに国立スミソニアン博物館(Smithsonian Institution)を設立したのである。スミソニアン協会は今日、様々な分野の博物館を包括し、研究者を育成し、博物館活動を精力的に行っている。

一方、フランスでは18世紀末、フランス革命を契機として、1793年にフランス国民議会は、ルーブル宮殿を一般市民に開放することを決議した。これはのちの国立博物館(Musée du Louvre)の前身となり、この宮殿開放の思想は西欧各国々に伝播したと考えられる。

このような欧米諸国における博物館の歴史的推移をみると、政治的、経済的および社会的変化に伴って、博物館は変化してきたことがわかり、さらには欧米においては、永い時代の社会の変化によって博物館の重要性と博物館を育てる風土が築かれてきたといえる。

そして19世紀になると欧米諸国の博物館は、急激に発展し、今日的博物館の様相を整備し、博物館の三大特色を確立したのである。

第一に産業革命などを契機として、博物館資料の収集の仕方やその整理研究方法に科学的方法が取り入れられて、博物館が学術研究の場であることが明確となったことが挙げられる。これは1807年、今日の国立デンマーク博物館の前身の考古学専門博物館が設立され、初代館長となった考古学者トムゼン(Dr.Christian

Thomsen)の功績が大きい。彼は展示に先史時代を石器時代・青銅器時代・鉄器時代に区分した「三時代区分説」を取り入れて、解説書を作成し、それに従って展示を構成したのである。

第二は、西欧での文芸復興からフランス革命・産業革命の一連の社会の時流の中での貴族中心の文化の崩壊と、大衆文化の台頭が背景となる特色である。それは、従来の博物館が特定階級のみ利用に限られていたところが、広く大衆に公開利用されたことである。この特色は、博物館の社会的公共機関としての位置づけを意味しており、前述のフランス国民議会のルーブル宮殿の無料開放がよい例である。

第三には、博物館が社会教育の場となったことが挙げられる。1845年にイギリス国会は「博物館令」を制定し、博物館は公的に建設維持されるべきものとし、社会教育(大衆教育)の目的を果たすものとして設立したのである。結果的には教育博物館(Educational Museum)まで建設された次第である。こうして博物館が、学術研究機能の他、公共的機関としての社会教育機能をもった施設として、市民社会の中に位置づけられたことは、今日の博物館の目的および機能を考える上で極めて重要なポイントとなるといえる。

次にこれまで述べてきた欧米諸国にみる博物館の歴史的推移に対比して、日本の場合を考えてみると、残念なことに、日本では博物館を育てる風土が無かった故に、博物館理念がなかなか理解されなかったが、ようやく今日我々は世界的にみてもレベルの高い博物館を日本各地で数多く見ることができるようになった。

では日本における博物館の淵源はというと些か躊躇する。人によっては正倉院というが、多くの資料を収蔵はしているが勅封によって人に観せる行為が欠落している。博物館的施設ともいえない。

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

棚橋源太郎は、「博物館・美術館史」の中で、仏教渡来後の飛鳥・奈良時代に亘る230年間の寺院は、仏像を安置して民衆が礼拝崇敬の殿堂であると同時に、半面新輸入の美術工芸を視賞せしめる一種の博物館的施設でもあった。

といている。ここでの「一種の博物館的施設」は、博物館ではないが、それに非常に近い存在として意味づけられるが、筆者もそう考える。日本においては西欧におけるミュージアムのような出現はなく、強いていうならば神社仏閣にみる宝物殿や絵馬殿であるといえる。それらは大衆の神仏に対する崇敬の念が高揚し、さまざまな祈願やそれに対する報謝の意味から、寄進奉納された「もの」が多く収蔵されたことに始まる。この奉納されたものは、神社仏閣において、御神徳の高揚や靈験灼さを信者にアピールする目的で展示され、宝物館となったのである。こうして日本では、中世期において「もの」と「ば（場所という施設）」と「ひと」で構成する博物館の形態ができたのである。西欧にみる教会博物館（美術館）の発生と同様の理念であり、中世的世界の博物館である。

15世紀以降、日本においては、西欧にみるような文芸復興はなかったが、西欧中世社会と共通した傾向を見ることができる。それは書院造りや諸大名の城郭の出現など建築構造の変化において、自己の権力を誇張しようとする人の物欲的性格である。これに拍車をかけたのは茶道の発展である。

近世になると鎖国政策のもとで、日本人固有の新し物好きの思想は抑制されて、上方文化や江戸文化は築かれたものの、西欧に対比して博物館の進展は殆どみられなかった。しかし多少の好事家の活躍は注目すべきである。平賀源内は本草学の発展に伴って本草園（植物園の始まり）を創設した。また平賀源内は木村蒹葭堂らと江戸や大阪で物産会を開催した。また、それをみた木内石亭は奇石会を主

催した。さらに滝沢馬琴は上野池の端で耽奇会を催し、毎月収集品の自慢会を実施した。このように博物館的活動の様相はみられたが、文芸復興以降フランス革命や産業革命といった社会的変化がみられた西欧に比べ、日本の18・19世紀には近代的博物館の進展はなかったといえる。

結局日本の近代的博物館の曙光は、300有余年の鎖国を解き、新政府が樹立された後となる。富国強兵・殖産興業を推進するため、慶応3年(1867)、パリで開催された第2回万国博覧会へ初参加したり、欧米における博物館事情を積極的に調査したりして、先進諸国の博物館理念を導入しようとしたことから始まる。特に町田久成や田中芳男は、帰国後大学南校の物産局・博物館において「博覧会趣意書」を公布し、全国から東洋・西洋の資料を含めた人文・自然・理工系に関する資料を集め、明治4年(1871)に九段招魂社境内(兵部省庁舎)で「大学南校博覧会」を開催した。

さらに欧化思想および排仏毀釈思想の強まる急激な時勢の中、日本古来からの古器宝物の類が一般に無視されたため、町田らは、集古館建設を大学より辨官に訴えた。しかし太政官もこの献言の至当なることを認め、「古器旧物保存方」の太政官布告は出されたものの実現を見るに至らなかった。とはいえ、この布告はわが国歴史上の貴重とする資料を31項目に分類した最初の例となり、当時の歴史博物館の資料内容を見る上で重要である。

日本の博物館建設にさらに拍車をかけたのは、北海道開拓指導者としてアメリカから呼んだホーレス・ケブロン(Horace Capron)であり、彼は国を起すためには先ず博物館・図書館を建設すべきであると、開拓次官黒田清隆に進言したのである。その結果、国は大学を廃して文部省を置き、「文部省博覧会趣意書」を公布して湯島の大成殿にて開催した。翌年より文部省博物館として常設され、その所管は紆余曲折して今日の東京国立博物館と

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

なっている。そしてのち文化財保護の立場から京都・奈良国立博物館が設置されていった。

一方教育の必要性から文部省は、明治5年(1872)学制を制定して、明治8年(1875)には東京博物館(のち東京教育博物館)を設立し、科学教育の重要性を訴えるべく活動を展開した。これが今日の国立科学博物館である。

しかしながら中央においては博物館は進展したものの、地方においては、進展は見られなかった。殖産興業政策の旗印のもと、東京における内国勸業博覧会に準じて地方の主要都市においても博覧会が開催され、閉会后、パビリオンを利用して常設博物館が設立されたものの、永く運営が続くことはなかった。これは西欧と異なり、日本人全体に博物館に関する認識が不足していた結果であり、一種の国民性からであると考えられる。但し、北海道においては函館博覧会終了後も、函館博物館として今日まで百有余年の歴史を刻んで活動している。これは新開地を開拓するためには、先住民の生活文化資料を収集し、その生活の様子を学習するための博物館を建設すべきであるという、前述のホーレス・ケブロン(Heimat Kund)の進言があったからである。このケブロンによるアメリカ的思想に基づいた博物館理念の種子が、北海道全土に播種されたがために、道民の博物館に対する認識度が高揚し、古き道具類も捨てることなく今日迄大切に保存され、地域博物館として確立されているのである。したがって日本の近代的博物館の萌芽は北海道であると筆者は信じている。

大正期に至って文部省はドイツにおけるハイマート・クンド(Heimat Kund)の教育思想を取り入れた。ハイマート・クンドとは、所謂郷土愛を育成することを目的とした教育思潮であり、その具体的手段として地域における人文・自然系の資料を収集し、総合的に地域を理解すべく郷土博物館(Heimat Museum)をドイツ内の各自治体ごとに設置さ

せたのである。日本もそれに倣い、文部省は先ず郷土教育を学校教育に導入するをはじめとして、各県の師範学校に郷土資料室を設置するよう指導した。しかし積極的には受け入れられず数校のみに留まったことは、前述の通り日本の教育が、物質文化の価値を知らずして文字媒体による教育に傾注してきたという背景を如実に実証しているといえる。数少ない例の一つとして、山形師範学校に県内の人文・自然系の資料を収集して設置された前身をもつ山形大学附属博物館が挙げられる。結局日本では、大正から昭和にかけてハイマート・クンドの思潮を逆にとらえ、地域の研究および郷土教育のために、文字媒体を核に据えた郷土誌ブームがわき起ったのである。

しかしこの時期、物質文化に関心をもつ人材が皆無であったわけではない。日本民芸運動を展開させた柳宗悦らは、各地に日本民芸館の設立に情熱を燃やした。また渋谷敬三は、大日本青年団等の組織を使い、日本各地の民具を収集し、自宅にアチミック・ミュージアムを設置したり、日本常民文化研究所を設立して物質文化の研究を発展させた。さらには昭和3年(1928)に、明治・大正・昭和の三時代にかけて博物館の推進に力を注いだ棚橋源太郎は、博物館事業促進会を設立し、機関誌「博物館研究」を刊行したのである。これが今日の日本博物館協会であり、機関紙も存続しているのだがその進展が充分ではないのが残念である。

近代日本において、政府は新体制づくりの為に、先進欧米諸国の方法論を導入すべく、その一つとして博物館づくりに取り組んだものの、結局挫折してしまったのである。欧米において19世紀に確立した博物館理念は、日本の風土の中では実ならなかった。日本の国民全体に博物館が馴染まなかったのは至極残念であった。

3. 日本の博物館の現状と博物館設立への課題

こうして博物館の歴史的推移を欧米と日本の場合を対比して考えてきたが、現代社会においては、博物館は日本の社会的風土に馴染まないなどといっはられない。博物館の重要性を鑑みて、これからの日本の博物館をどう設置して運用したらよいかを以後考究して論ずることとする。

日本においては昭和期の激変する社会の中で、博物館の進展は皆無に等しかったが、第二次世界大戦後連合軍の占領下において、昭和21年(1946)にアメリカの教育使節団による「報告書」が発表され、ようやく力をひそめていた社会教育が復興期を迎えることになる。この「報告書」には五項目の勧告が出されている。

- 1、文部省の成人教育機構を確立すること。
- 2、大学以下の諸学校に成人教育機能を発展させること。
- 3、公立図書館制度を備え、教育映画をこれに結合すること。
- 4、科学・産業・歴史・美術の公立博物館を整備すること。
- 5、講演会・フォーラム・討議等の民主的な方法を、一般大衆や各種団体に学ばせること。

以下の趣旨は、CIE(民間情報教育局)に受け入れられ、占領下にある日本の教育管理方針に取り入れられたが、かかる勧告は、当時の日本の状況からみれば単なる理想像に過ぎないものとさえ映った。日本の現実からすれば、欧米各国の急進的な体制を、そのまま教育・文化・産業の各分野の方策として受け入れたとしても、日本の歴史的な風土には馴染まず、種々の面で矛盾を生ぜざるを得なかったのである。

しかしそうはいってもこの勧告に従わざるを得なかった。憲法も新憲法となり、それを受けて教育基本法が制定された。さらに教育

においては、学校教育法と社会教育法が制定された。

特に社会教育法では、公民館活動の推進が強はかられた。これによって自治体は、建物を新設する予算がない故に他の施設を併用したり、それすら無い場合は屋外で「青空公民館」として、活動を推進していったのである。それを推進することができたのは、博物館と異なり「もの」を必要としなかったからである。ところが社会教育は、公民館活動のみではない。社会教育三館としての勧告の3に明記されている図書館制度を備えることと、4に示す科学・産業・歴史および美術に関する公立博物館を整備することである。昭和25年(1950)に図書館法が制定され、次いで翌年12月1日により博物館法の制定に至った。

前述のイギリスで公立博物館を整備するため「博物館令」を公布したのが1845年であるから、日本はそれから106年後となり西欧に対比して約1世紀の後れをとっていることになる。しかし法制定からみればそうであるが、総体的にみれば欧米のそれに対比して約1世紀半の後れで、博物館活動が起動したともいえる。このような日本の博物館の経緯から、博物館の発展は危惧されたものの、戦前戦後の日本人の考え方が大きく変化したことから、結果的には博物館法制定以降博物館は飛躍的に進展し今日に至っているのである。また日本人の博物館に対する思考力も大変化をもたらしたと断言できる。例えば昔は、日本人は博物館というと、古くて不要の「もの」を置く場所、暗くて陰湿な場所などというイメージを持っていて、役立たずの人のことを「博物館行き」といって罵倒していた程であった。ところが現代の大学生100人に博物館のイメージを問うてみても、「博物館行き」という言葉を暗く連想する学生は皆無なのである。このような状況は、日本のディスプレイの技術が向上した結果であり、多くの博物館が明るい環境となり、現代博物館のもつ基本的理念

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

が確立してきたからであろうと思う。今日展示技法などは西欧諸国のそれに対比すると、日本の博物館の方が勝れている場合が多い。

博物館法が制定されて、次第に地域博物館の設立が多く目につくようになったが、特に昭和38年(1963)前後になると、高度経済成長期を迎えて、地域博物館はもとより各種博物館が急激に新設され、更に昭和43年(1968)前後には、明治百年記念事業として矢継ぎばやに博物館が設立されて今日に続いている。

さてここで課題となるのは、博物館が記念事業を契機として設立されていることである。明治百年記念事業ばかりではない。自治体確立何周年記念事業・置県あるいは市制何周年記念事業その他様々な記念事業に関連させて、博物館が設立されている場合が多い。また各自治体の為政者が、自分の就任期に博物館を設置して、私がこんな文化事業をしたのだと誇示するための目的で、結果的には公費を使って自己の記念物とする例もある。これらには社会教育の殿堂としての単なる装飾的施設で、基本的にはその理念は存在せず、所謂文化的メモリアル・ホールにしか過ぎない。自治体が設立する博物館はあくまでも市民・大衆のために設立することを忘れてはならない。

博物館の推進は、国際的にも第二次世界大戦後組織された博物館の機関で、ICOM(The International Council Of Museums=国際博物館会議)が熱心に実施している。この会議の会則第二章第三条に、

博物館とは、学術研究のために必要な場としてとらえられ、またその教育的配慮、あるいは大衆の慰楽の目的を満足させるために、文化的・科学的に必要な資料を収集し、保存し、展示する恒久的な機関である。

と定義をしている。

また日本の「博物館法」第二条には、

博物館とは、歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料を収集し、保管

(育成を含む)し、展示して教育的配慮の下に一般大衆の利用に供し、その教養・調査研究・レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関である。

と定義している。この両者は、文章の表現は異なっているが、内容として趣旨は共通している。そして最後に「機関である」と両者共に結んでいる。これは、人文科学・自然科学(理工系も含めて)に関する資料を収集し、保存し、展示して学術研究・教育あるいは慰楽(レクリエーション)のために活用する常設機関であるということである。ここでいう機関とは、単なる施設ではないということである。道具等備品や施設だけでなく、人と人との関わりが存在するところの、互いに働きかけ合う有機的な機関であるということである。したがって過去にみる展示さえしておけば博物館であるというものでは決してない。ICOMと日本の博物館法の博物館定義の異なるところは、ただ一つ「保管(存)し」の部分である。日本の場合は「保管(育成を含む)し」となり、「育成」が加えられている。

これは日本の場合、単に人文系・自然系の資料のみに限らず、動物・植物・魚類等生物を対象としている動物園・植物園・水族館も博物館に属すると考えるものであり、日本の博物館法による定義は、「もの」を集めて、人に観せる場があれば博物館とするという大変広義的な考え方で構成されているのが特徴といえる。

さらに今日的課題としては、自治体が設立する際に、ただ「もの」を集めて展示さえすれば博物館であるという認識があることが挙げられる。悪い例としては、行政の立場のみで規模を決め、建物を先に完成させてから展示を考える場合がある。博物館設置に際して重要なことは、その博物館の百年の計を見越したぐらいの運営上のバイブルともなるべき

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

博物館基本理念および構想をしっかりと確立することである。それを受けて展示構想を策定して、展示の基本設計に移り、その段階で初めて建築の基本設計を実施すべきである。所謂博物館建設の作業は、順次「内から外へ」の手順を忘れてはならない。行政の場合には、年度の会計閉鎖の関係上、期間を縮小されたりして本末転倒し、結局よいものがないことが多々ある。

また展示作業の際、学識経験者および市民不在のまま、専門業者に展示構想から施工に至るまで委託される場合もある。完成された展示室は、一見美しいが、製作会社の臭いがして、「もの」は形として地域の「もの」であっても、その地域の風土としての香りが欠損している。展示における基本計画に従って、しっかりした展示理念を確立し、展示シナリオを作成してから展示業者に委託すべきである。業者はそれを受けて展示の基本設計に入るべきである。

行政側は先に開館時期を決定して、基本構想委員会を組織して作業に入る場合が多い。これではどんな構想ができるか判らないうちに、工程のタイム・テーブルが決定しているのであるから、博物館の規模や内容によって工程は異なり、時間的無理が生じるのである。そして、時として行政側は、開館期から逆算して短期間に作業を進めるために、それらの作業を省略したり、手順を変えて完成へ急いだりすることが多い。これでは折角の基本構想が台無しになってしまう恐れがある。また為政者の任期中に完成させなければならないと考える場合もある。地域博物館は、地域住民のために設立するのであるから、平塚市の博物館や相模原市の博物館建設の如く、長期的計画で取りかからなければならない。

まだまだ設立に関する課題は、多々あるがその都度後章で述べることにする。

4. 地域博物館の目的理念

終戦後、急激な高度経済成長期を経た日本は、日本列島改造論まで飛び出し、先ず交通網が大発展をした。新幹線・高速道路・航空網に至るまで、想像に絶する程の移動時間を短縮した。これは確かに便利であるという一語に過ぎないが、それに増して文物の流通が発展し、テレビジョンをはじめその他メディアの発達に伴って大衆への多量の情報伝達によって、日本人の日常生活の発想が大変革した。こんな社会変革の結果から日本の「地域」というものを考えてみると、大衆は地域という「ふる里」を捨てて都会へ進出し、「田舎」という地域において過疎化が進み、日本社会のバランスが崩壊したように見える。また昔は旅をしてもその地域のオリジナルな味があり、香りがあり、形があり、色があった。しかし今日では日本列島を同じペンキで塗り変えたかの如く風味がなくなって地域ごとの個性が喪失してしまった。このような現象も、欧米人と異なる日本人の新らし物好きの結果であり、地域における大切な伝統と文化の損失といえる。

そこで今急遽実施しなければならないことは、一口に地域起しとってしまえばそれまでだが、つまり改めて地域の過去を考え、未来を創造するための「地域学」を推進することであると提唱する。

前述したドイツのハイマート・クントを再度考えに出すならば、これはまさに「郷土学」であり、地域学である。結果的にドイツでは、これを推進することによってゲルマン民族の愛国心を生み、それを統合して右翼的全体主義のナチズムを形成してしまったのだが、しかしこの思潮の発想は、地域社会を総合学的に学際的に追究し、自治体ごとの個性を発見し、そこに生きる地域住民の誇りある郷土愛を醸成する目的であったということは重要な点である。筆者は決してナチズムを推進する目的でいっているのではない。あまりにも日本の社会には、郷土愛が喪失しているからで

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

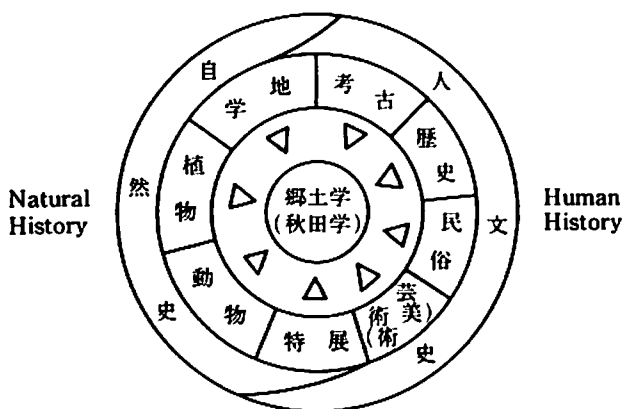


図1 諸学の総合化（「秋田県立総合博物館設立構想」より）

ある。そのため自然保護思想や文化材保護思想が一向に育たないのである。

ドイツではこの結果、各地で多くの地域博物館・所謂郷土博物館が林立した。恐らく世界でも最も地域博物館が多いといっても過言ではないのではなかろうかと思う。ドイツ人はその地域の殿堂に誇りをもって嘗々と暮らしをしてきた。そういう意味で日本においても地域博物館は必要なのである。

この地域学の推進は、当然人文科学および自然科学に関する物質文化を媒体としなければならぬので「学校」機関ではできない。だからこそ、地域博物館を殿堂として実施されなければならない。

その方法は、江戸期に菅江真澄が秋田県を中心に東北地方におよんで、動物・植物・鉱物および考古・歴史・民俗等の科学の範疇で、地域を研究してきたことに学ぶことができる。また明治期には、南方熊楠も同様な方法論で地域を研究した。また彼が和歌山県知事に博物館を建設するよう提言までしていた事実は

特筆すべきである。所謂あらゆる科学を駆使して総合的に、また学際的に地域を掘り起して、地域の特質を探究することに意義があるのである（図1）。

地域博物館の使命は、その地域人がいかなる自然的風土を培って、永い間いかなる衣・食・住を通じた暮らしをし、歴史的風土を築いてきたかを、市民に博物館で生涯学習させて、地域における生き方、まち造りの方法等、未来にかけての創造をよりよく促進させることにある。これが地域博物館の目的理念であり、地域学の樹立となるのである。

5. 望ましい機関の名称とその機能論

自治体が博物館を設立する際に、必ず課題となるのは館の名称である。わか町では予算規模が少ないからとか、国宝、重要文化財等貴重な文化財がないから、という理由で資料館にすると決めつけて考える場合が多い。またある知名度の高い人物を生んだので、その人を記念する意味で、人物名を付した記念館

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

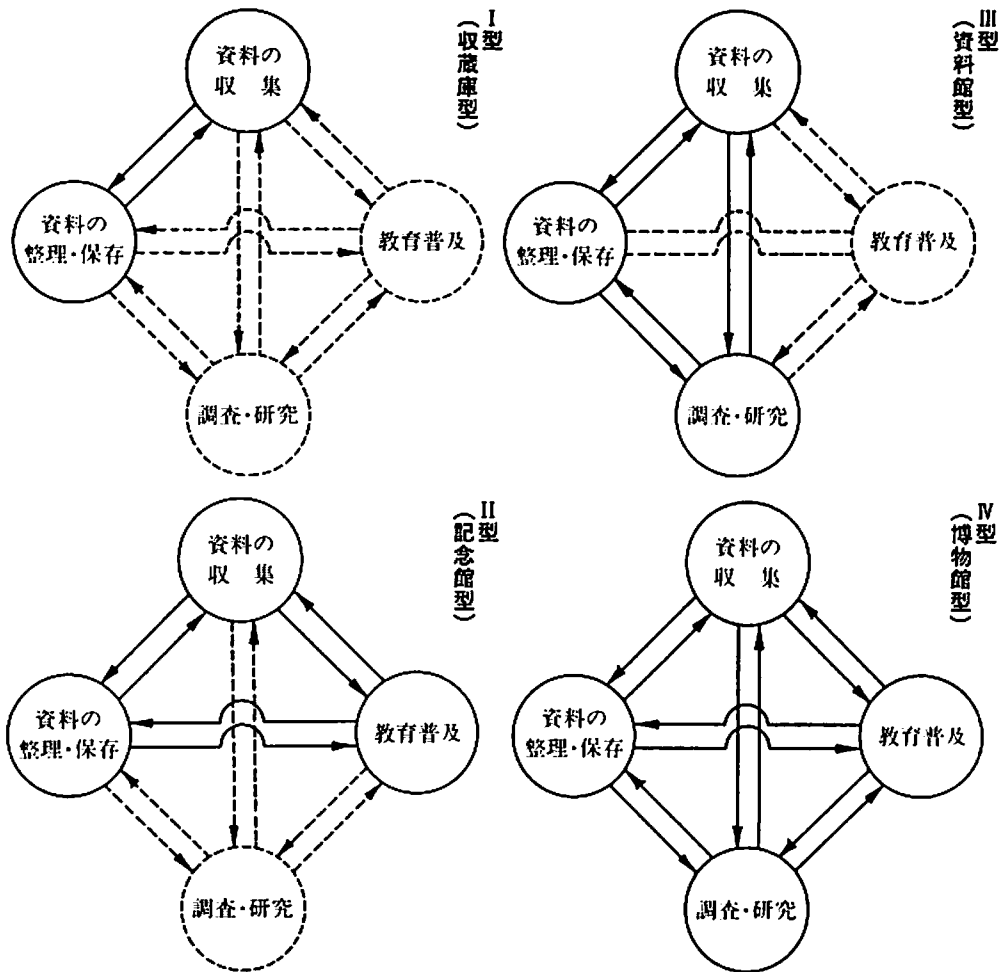


図2 博物館および類似施設の機能的類型 (加藤 1980)

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

とする場合もある。しかし博物館というものは、予算・施設規模の大小や貴重な資料の存否で名称が変わるものではない。大規模の施設であろうと小規模の施設であろうと、貴重資料であろうとなかろうと、博物館は博物館として、資料館は資料館として、基本的に異なる目的理念および機能を有する。したがって、資料館にも大小の規模はある。例えば九州歴史資料館（福岡県立）・瀬戸内海歴史民俗資料館（香川県立）・東北歴史資料館（宮城県立）などは大きな施設規模をもっているが、これらは国立博物館誘致運動から発生したため文化庁指導型で資料館となったものなのである。しかしこれらの資料館は博物館の色彩が強い。資料館としての機能を踏まえて運営されている資料館のよい例として埼玉県立歴史資料館が挙げられる。この資料館は、県内の歴史・考古・民俗・建築（特に中世の城郭）の四部門の研究所として設立され、当初は収蔵庫・資料整理室・研究室・事務管理室およびホールから構成され、展示室はなかった。

ところが地域住民の要望で、後に展示室を付設した次第である。このような資料館は、研究成果としての学術的情報提供はするものの、一般教育普及活動を実施しないのが本来の機能である（図2）。

次に、記念館についていえることは、ある記念すべき「もの」や人物に対して、ただほめたたえ記念するだけの存在であったら不要であるということである。例えば、ある人物を記念して記念館を建設する目的があるならば、その地域において第二・第三のその人物のような人材を生み出すための学習機関でなければならない。したがって〇〇記念館でなく、〇〇を記念する博物館として、〇〇記念博物館とすべきであり、そして当然、施設規模の大小は問題ではないのである。実例として、松山市立子規記念博物館を挙げると、筆者は松山市から依頼を受けて、今後日本短詩形文学を築いた正岡子規のような人材を輩出させる目的故に、子規記念館ではなく子規記念博物館と命名した。また、北海道は開拓百

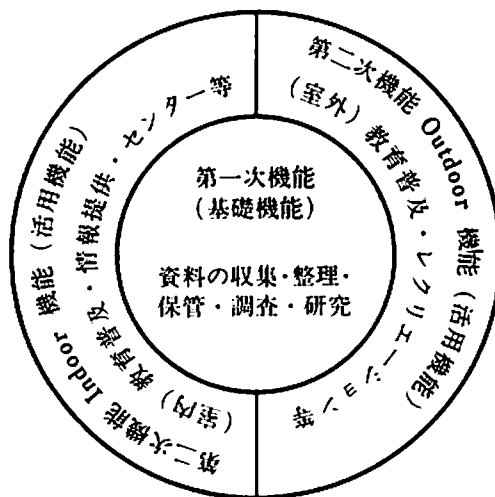


図3 第一次機能と第二次機能

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

年を記念する事業として、北海道開拓記念館を教育委員会部局でなく、知事部局で設立したのだが、その内容は実際、立派な博物館機能をもってはいるが、あくまでも記念館であって、博物館法で認定されていないのである。特定の人物の記念館は、あの人は偉かったという過去形のメモリアル・ホールにすぎないが、記念博物館であれば、その記念を根底に、さらに次の時代を醸成するという未来形の機関になるのである。

最後に、博物館は、資料の収集・整理保管・調査研究および教育普及活動の四機能が均等に互いに循環して、優れた博物館といえるということを書いておく。しかし、中でも資料収集・整理保管・調査研究は、目立ちはしな

いが博物館としての基礎機能であり、筆者はこれを第一次機能（これのみでは資料館となる）とし、そしてそれを受けて第二次機能（活用機能）の教育普及活動が達成され、はじめて博物館になると考えるのである（図3）。

地域博物館は、その館を活用する地域住民で形成されるが、その地域とは単なる行政体の地域範囲に限られない。当然自治体を核とし、その市民を対象として情報提供を実施することを原点とする、所謂地域社会型博物館ではあるが、来館する他地域の住民を含めることも重要である。筆者は、こうして地理的に広がる利用者によって、とりまかれた地域を博物館地域社会と呼んでいる（図4）。そして、館の存在する地域が観光地であれば、地

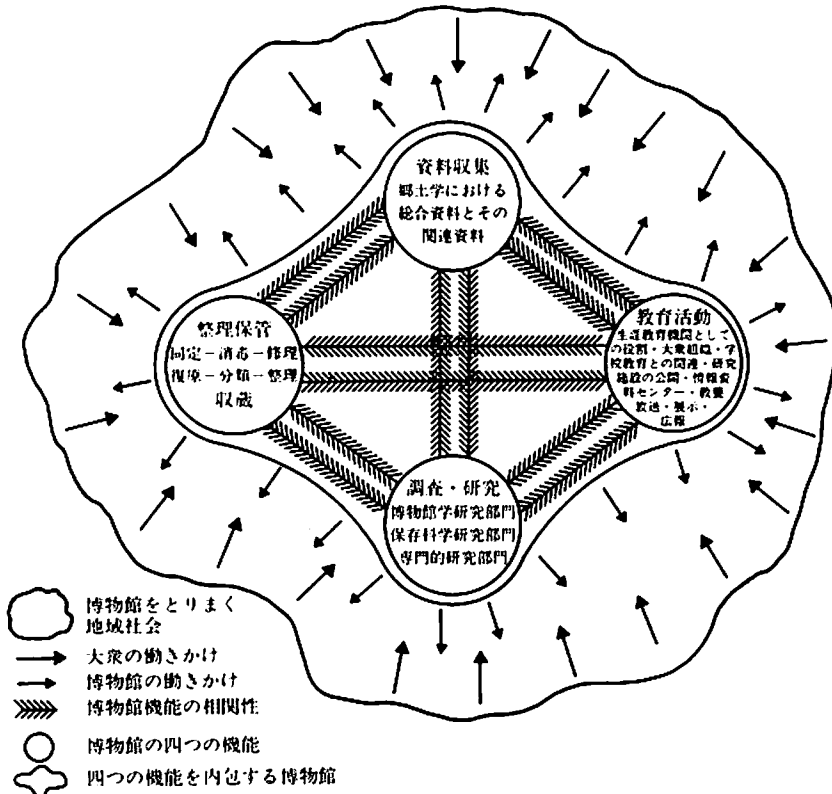


図4 博物館の機能の相関性と大衆との結びつき
（「秋田県立総合博物館設立構想」より）

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

域博物館は当然観光型博物館の特色を生みだし、他地域からの利用者の増大は地域活性化に運動すると考えられる。

さらに地域博物館として最も重要な要素は、他地域からの研究者に研究成果である学術的情報を要望されるようにならなければならないことである。これを研究型博物館というが、以上のように地域博物館は地域社会型・観光型・研究型の三つの博物館のパターンを内包することが望ましい。

そして博物館は取立て重ねて述べるが、四つの機能が円滑に循環し、機能の相関関係を形成することが重要であり、さらに館の内外から活動を惹起し、活性化を図ることが必要である。

鶴田總一郎は、博物館の特色は四つの機能のうち、何れかに重点を置いていることから生まれるとっており（日本博物館協会「博物館学入門」1956年）、新井重三は、博物館の分類として、Curatorial Museum（研究型博物館）とNon-Curatorial Museum（非研究型博物館—教育普及型博物館）の二つに分けるといっている。（新井重三「博物館における研究の性格と機能的にみた博物館の分類Curatorial Museum and Non-Curatorial Museum」日本博物館協会「博物館研究」第45巻2号、1973年）新井は、鶴田のいう博物館の特色と、同じように、博物館の機能的立場からみて、研究に重点を置いている研究型博物館と研究はまったくせず展示して教育普及活動に重点を置く、非研究型博物館の二種類に分類したのである。しかし、この両者の論述している博物館は、変形博物館であって、現代社会に適応した博物館とはいえないものである。研究活動を否定して、博物館の教育普及活動は成立しない。実際、教育普及活動に偏った館は存在するが、それは単なる観せ物小屋であって現代博物館とはいえない。一次機能の研究と二次機能の教育（情報提供）活動が一体となって博物館として成立するも

のであることを忘れてはならない。

6. 地域博物館の機能的各論への課題

(1) 博物館資料とは（資料論）

博物館として必要な基本的課題は、博物館資料である。博物館資料無くして博物館は成立しない。

では博物館において、如何なる資料が価値があるのか。一般的には、国宝や重要文化財とか、二つとない稀少価値のあるもの、あるいは骨董価値などでその価値を決めつけてしまう場合が多い。しかしそうではない。博物館資料の価値は、博物館の目的に応じて変わるものであり、活用次第で価値を喪失したり価値がないと思われていた「もの」から、高い価値を生み出したりすることもある。

博物館資料には、二つの異なるレベルの価値観があると考えられる。一つは絶対価値である。これは既に研究済みで誰もがその価値を認めているものである。例えば国宝や重要文化財、県や市で認定している文化財や天然記念物などにみることができる。だが、これらが絶対的価値があるからといって、博物館資料としての価値が存在するわけではない。博物館にとって重要な資料であることには違いはないが、博物館において、その資料から初めて新しい価値を見いだす必要がある。それが創造価値である。創造価値は博物館における研究の結果から生み出されるものであり、博物館資料は、創造価値により価値を向上させる可能性をもっているのである。だから、例えば、一般的に価値がない「もの」とされていても、研究や展示活動を実施した結果、新たに価値を創造する場合があるのである。したがって、博物館資料として価値観は、即断で価値を判断してはならない。

博物館資料とは、昭和48年（1973）文部省告示によると「公立博物館の設置及び運営に関する基準」の第六条第四項に、

博物館は、一次資料のほか、一次資料に

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

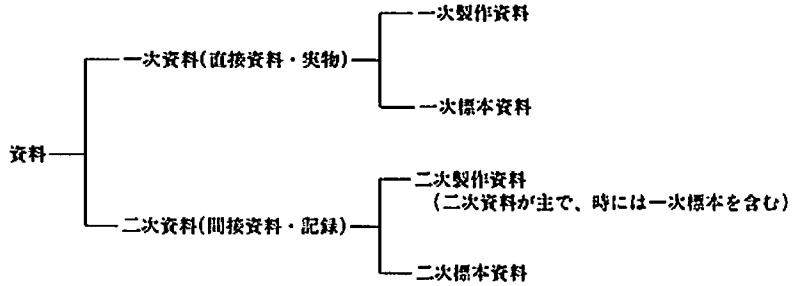


図5 博物館資料の分類 (加藤 1977)

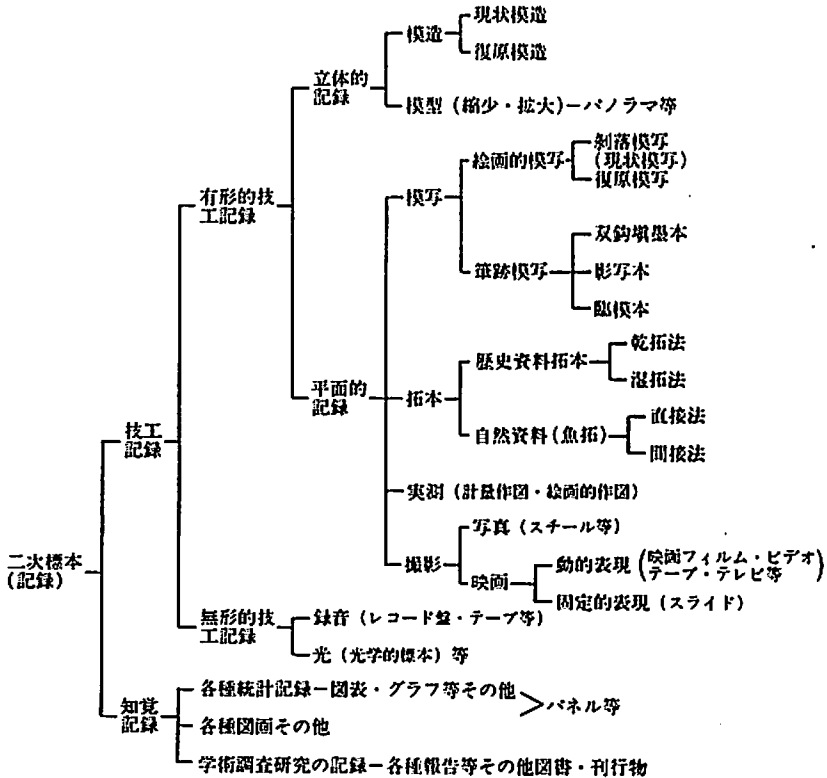


図6 二次標本(記録)の組織分類 (加藤 1970)

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「二次資料」という）を収集し保管するものとする。

とあり、「一次資料」を、同条第一項で「実物又は現象に関する資料」と定めている。

要するに博物館資料は、実物等の一次資料（直接資料）と、実物資料を「記録」することにより生じた二次資料（間接資料）から成り立っている（図5）。また、ここで注意すべきことは、実物でないからといって、複製資料が二次資料としての価値が劣るということではないということである。博物館活動では、資料の活用に応じて二次資料も一等価値を発揮する。

一次資料には、人文系の実物資料の他、一次製作資料や一次標本資料（普通標本・乾燥標本・腊葉標本・剝製標本・骨格標本・液浸標本・埋没標本・プレパラート等）があり、実物を加工したものも含まれる。二次資料には、ジオラマ（Diorama）等の二次製作資料や一次資料から二次的に記録された二次標本等がある（図6）。

(2) 資料の収集

地域博物館の収集活動は、自治体の行政範囲内に限られて収集行為がなされる場合があるが、これは間違っている。展示活動に際し資料の比較研究は必要であり、他地域からの収集活動は欠かせない。本来「収集」という文字は、「蒐集」と書き、草の根を分け入って心を鬼にして集めるという哲理があるのだから、収集に際して学芸員は、徹底的に根性をもって対処しなければならない。

そしてこの収集活動は、個々の博物館の目的理念が必ず存在するはずであるから、その理念に基づいて収集の目的を確立した上で、行わなくてははいけない。目的が明確化されれば、対象となる資料の範囲は自ずと決定されるはずである。

また、地域博物館では地域学の振興をはか

る為に、地域に関する自然科学・産業科学および人文科学に関する資料を総合的学際的に収集しなければならない。その具体的方法は、まず市史編さん事業で収集されている歴史的学術情報を基本とし、資料をカード化しておく。そして博物館設立準備室が設置された段階で、博物館基本構想および展示構想（シナリオ）に対応して、大所高所から十分に調査研究し、資料の欠損を確認するのである。この時点で既に、別に収集委員会を組織して作業を実行する必要がある。

収集行為には、寄贈・寄託・購入・採集・発掘・交換・借入・製作等種々あるが、時間を要するので、展示作業に支障をもたらさないよう、機敏に進めていかなければならない。また、購入の場合は特に評価委員会を組織して審議決定しなければならない。

(3) 資料の整理保管

資料の整理保管は、資料の活用の際に如何に直ぐ検索できるかにかかっている。

資料の整理は、まず収集された素資料を、博物館資料台帳に登録する作業から始まり、それらが分類目録化されてはじめて博物館資料となるのであり、それまでの種々の作業をいう。最近ではコンピュータが使われている所が多い。これは今日インターネットで館相互の資料をネットワーク化する目的であり、館の設立当初から計画すべきである。

資料の保管は、資料を博物館において永遠に活用するためという目的によるものである。そのため資料の永久的保管を目標において収蔵庫および展示室は、適温・適湿・空調・防盜・防塵・防火・防震・防虫・防菌（黴）・防蝕・防腐・退色・採光等に留意しなければならない。その他、保管に必要な条件を具備した設備を設置しなければならない。

また収蔵庫は、博物館を運営してゆくと歳月に比例して資料が無限に増加するものであるから、建設当初からでき得る限り大規模の

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

ものを設置することが望ましい。不可能の場合は、できる限り隣接地に増築可能な敷地を用意しておくべきである。

(4) 調査・研究

博物館における調査・研究活動は、資料収集・保管・教育活動の根幹をなすもので博物館機能の主要なものである。本来、調査と研究は一体となされるが、この場合、調査は研究の前提条件として考え、このように「調査」と「研究」とを二つに分けたのである。したがって両者には調査から研究へ、あるいは研究から再調査へといった相関性がある。

地域博物館の研究は、まず地域における人文科学・自然科学の諸科学に関するあらゆる資料を、学問的に分類体系化し（学術研究の資料センターとしての役割）、基礎学を確立し、さらに地域社会における政治・経済・社会・文化・産業等に関する歴史的様相と、それらを培った自然の様相（ある面では地域生態学的研究等）を捉えるところから始まる。このような研究は、地域社会の立体的・総合的学問の確立を助け、郷土の理解を深める資（博物館の教育活動に反映させる一展示その他）となるのである。

博物館における調査・研究の内容的分野は、

(a)博物館資料の専門的研究——博物館資料そのものを既成の科学の範疇で研究することはもとより、展示等諸活動に反映させるために総合学的発想論をもって対処する。

(b)博物館資料の保存科学的研究——博物館資料は、人類に益するための永久保存が目的であるため、人文科学系資料および自然科学系資料に関する物理学・化学などを駆使した科学的保存技術の研究と、その修理等に関する積極的研究を推進する必要がある。その為に東京国立文化財研究所・奈良国立文化財研究所その他関連する諸機関との

技術提携および導入を図り、博物館資料の健全な保存科学の研究をすべく体制を整えなければならない。

(c)博物館学の研究——博物館学は、現代博物館の理念および機能・運営に関する諸問題を追究するための科学である。したがって地域博物館を地域社会に適應させるための諸機能や運営に関する理論を確立させ、実践させることに意義がある。所謂、MuseologyとMuseumologyの二分野に大別できる。

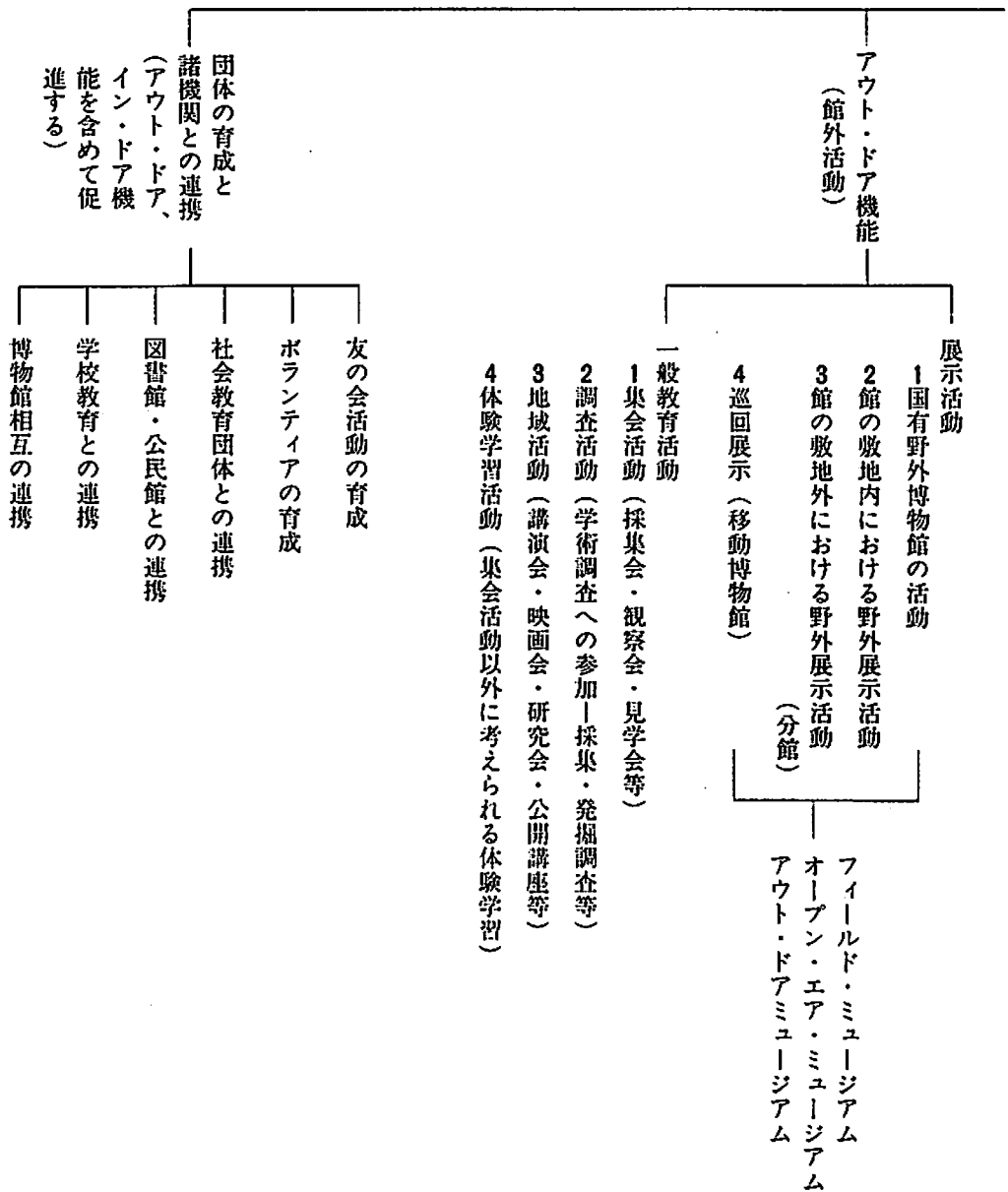
以上の分野にわたって学芸員は、研究活動にあたらなければならないが、その研究方法論は、学際的総合学的発想論をもとに生み出さねばならない。これは上山春平の照葉樹林文化論（上山春平編『照葉樹林文化—日本文化の深層—』〈中公新書201〉中央公論社・1969年）の発想と同様である。筆者は彼の方法論に同感しており、敢えて「博物館学的発想論」および「博物館学的方法論」と命名している。

(5) 教育普及活動（展示論および一般教育普及法）

博物館における活用機能（二次機能）は教育普及活動である。この教育普及活動は、博物館の内外にわたって、教育的な学習活動の事業を実施することである。つまり、博物館は市民の生涯学習のセンター的機能や、あるいは市民大学的機能をもち、さらに学校教育の補助的な役割を一種のサービス機関としての機能をも包括しているのである。

教育普及活動は、教育基本法に明らかなごとく、大衆に均等に教育的な機会を与え、大衆からの能動的な博物館の利用を図り得るようなものでなければならない。それには博物館側からも積極的・能動的立場で大衆に働きかけがなされなければならない。博物館がなんらかの形で大衆生活の中に入り、博物館の利用が一回限りのものでなく、永久に社会及び人間生活個々に必要なものであると感じさせ

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察



地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

博物館における
教育普及活動

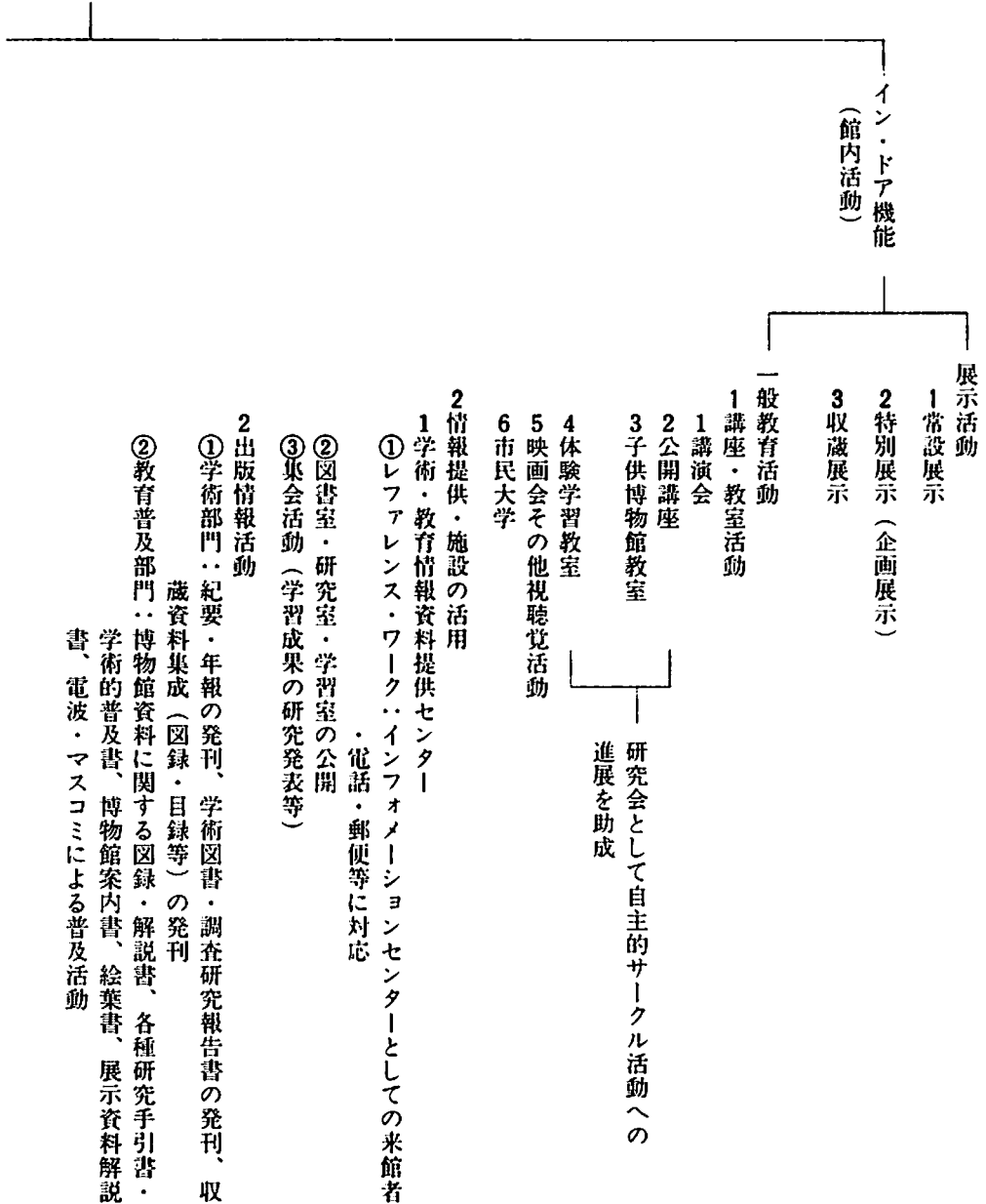


表 1 博物館教育活動一覧表 (加藤 1992)

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

る程にしなければならない。大衆の博物館の認識は、過去と異なり、魅力ある場であるというものにしていくべく努める必要がある。

この活動には、大別して展示活動と一般教育活動があるが、それらはイン・ドア機能(館内活動)とアウト・ドア機能(館外活動)の二分野にわたってそれぞれ実施される(表1)。

先ず展示活動であるが、博物館において展示は、欠かすことのできない活動であり、博物館の核なのである。つまり展示活動がない場合は、絶対に博物館とはいえない。しかし一方で、展示のみ実施しているから博物館であるともいえないのは、前述の通りである。

かつて、「展示」のことを「陳列」と表現していたが、今日の博物館学では、その両者の解釈を異にする。例えば博物館資料を並べる際に、A B C D E F G…と並べる場合と、C F A D B G E…と順を違えて並べる場合があるが、前者は順序よく並べているため、判り易いが、後者はその順序の法則が不明で判りにくい。筆者は、前者の場合を「展示」といい、後者の場合を「陳列」として区分する。後者は並べるという目的理念はあるものの、並べるためのフィロソフィーがない。展示をする際、資料を並べるためのフィロソフィーを明確に確立しておかなければ、ただの陳列になってしまうのである。特別展等の企画展では展示か陳列かが判りやすく、企画担当者の能力まで見抜かれることがある。したがって博物館において常設展示および特別展示をするにあたり、いかなる切り口からテーマを設定するかが重要な課題となる。テーマの切り口は、例えば地形の特質からみると、「台地と平野と川の暮らし」となったり、その地域の産業の特質からみると、「林業・農業・水産の発展」となったりと、無限に存在するので、十分に検討すべきである。そしてテーマの切り口の設定は、博物館における多岐にわたる研究の成果からなされることを忘れてはいけない。

地域博物館の研究成果を展示に反映させるための理由およびその構成については、筆者がかつて秋田県立博物館建設にあたり小畑県知事の依頼を受けて取り組んだ構想(加藤有次・倉田公裕・柴田敏隆「秋田県立総合博物館設立構想」昭和47年<1972>)を参照されたい。

筆者は地域博物館における展示の基礎構成は、地域学を打ち立てるという視点を持ち、総合学(総合学)的発想のもとに実施されなければならないと考える(図7・図8)。

新井重三は、かつて展示を二つの部門に分類し、二重方式の展示理念を発表したが、(新井重三「博物館における展示の基本的な七つの問題点とその解決策—再び Double Arrangements について—」日本博物館協会「博物館研究」第31巻第3号・1985、および新井重三「Double Arrangements Systemの採用—鳳来寺山自然科学博物館の完成—」日本博物館協会「博物館研究」第36巻第2・3号・1963)それだけでは総合学としての博物館学においては不十分である。彼は鳳来寺山における動物・植物および鉱物の自然史系の生態展示(総合的展示)と、同じく自然史系の資料の分類展示の二部門を構成した。彼は自然科学博物館において、総合展示と分類展示をダブル・アレンジメントとしたのである。しかしこれでは特別展示部門が取り扱われていない。特別展示においても、研究活動の結果を展示に活用する場合、総合部門と分類部門が必要となってくるのである。そのため筆者は、Triple Arrangementsとして、特別展示部門を加えて三重方式の展示構成理念を提唱した。

したがって第一次展示部門は、博物館の常設展示として通史的表現あるいは地域の特質を考慮して何らかの切り口を設定した総合学的展示表現となる。

第二次展示部門は、特別展あるいは企画展となる。これは自然科学および人文科学の総

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

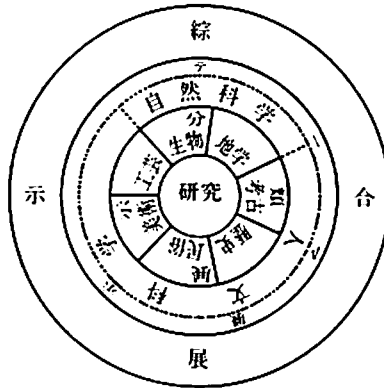


図7 展示に関する基礎構成（その1）
その機構を内からみた場合の展示(教育)と研究との関係
（「秋田県立総合博物館設立構想」より）

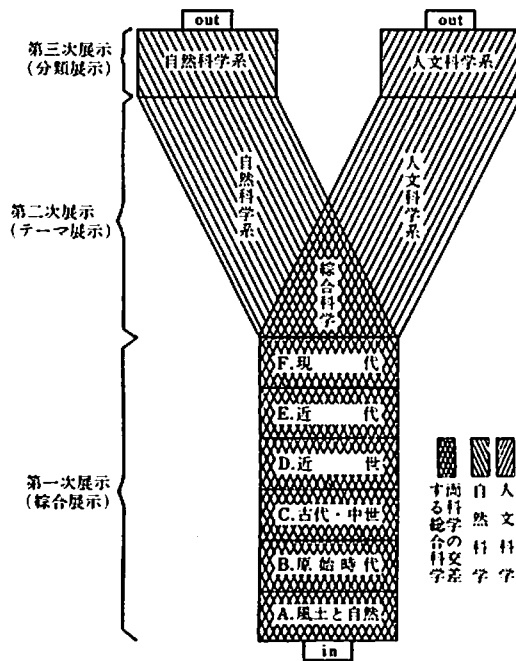


図8 展示に関する基礎構成（その2）
その機構を外からみた場合の展示(教育)と研究との関係
（「秋田県立総合博物館設立構想」より）

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

合学的研究成果の発表の場合もあれば、例えば考古学など単科の科学の研究成果の発表の場合もある。

第三次展示部門は、単純な分類展示である。専門単科別による資料の分類展示で、専門的な研究者や学習者のための学術的情報提供の場となる。最近、この部門は収蔵庫の一部を開放したりして、収蔵展示としている例もある。

その他野外展示活動も種々あるが、ここでは省略する。

次に一般教育活動について述べる。この活動は、博物館において工夫して極めて多岐にわたって展開されなければならない。館内活動としては、講演会等講座・教室活動や学術・教育に関わる情報提供・施設の活用などがある。また学術的・教育的出版活動も必要であり、さらに加えるならばミュージアム・ショップも教育普及活動の一環として考えなければ

ならない。

館外では、集会活動・調査活動・地域活動や特に体験学習活動が重要な活動の一つであるが、詳しくは博物館教育普及活動の一覧表を参照されたい(表1)。

(6) 地域博物館と他の機関との連繋

地域博物館の諸活動の対象は第一に大衆であるから、先ず「博物館友の会」のような団体を組織し結成すべきである。さらにボランティアや社会教育に関する諸団体の育成も欠かすことができない。そして博物館は社会教育機関として公民館・図書館と連携をはかり、三館事業を促進しなければならないし、その上社会教育団体・学校教育および博物館相互の連携をはかり、活動の活性化を図ることが肝要である。つまり地域づくりに必要なのは地域のあらゆる関連機関や諸施設と連携を促進することなのである。

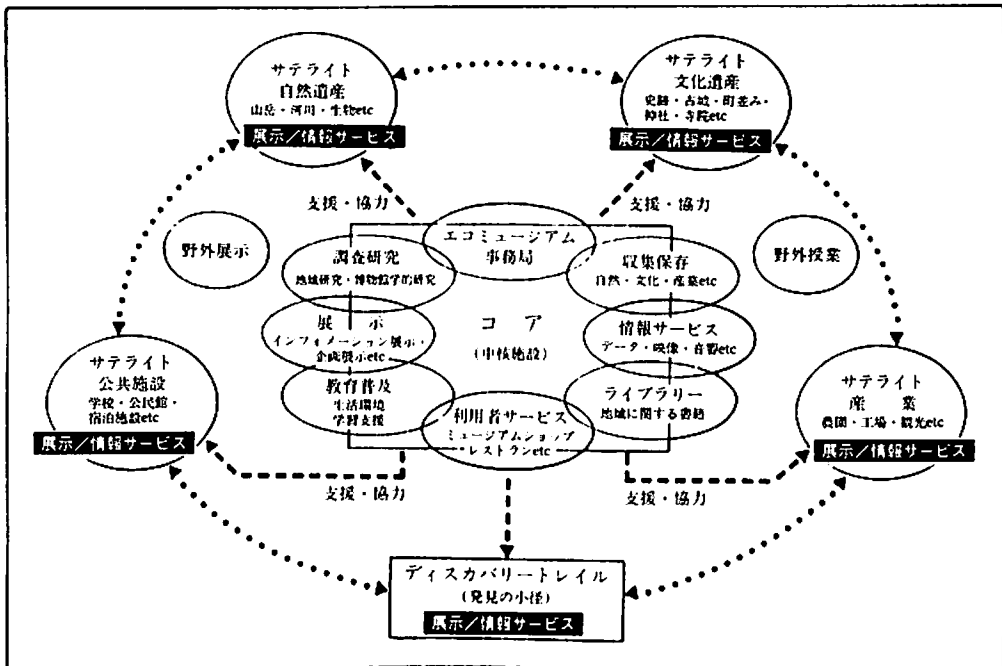


図9 エコミュージアム概念図
(「ECOMUSEUM」丹青総合研究所)

フランスでは、1960年代から社会が中央集権化されてきたことを憂いて、地方の活性化をはかり地方分権社会を確立しようとする動きが見られる。初代ICOM(国際博物館会議)会長であったアンリ・リヴィエール(Georges Henri Rivière)は、「1960年代のフランスにおける地方文化の再確認および中央集権排除という思想に基づいて」を發表し、エコミュージアム(ECOMUSEUM)の理念を提唱し、情熱的に推進して今日に至っている(図9)。(『ECOMUSEUM』株式会社丹青総合研究所1993年)彼のこのような理念は『新しい博物館学』(George Henri Rivière「LA MUSÉOLOGIE」<L'Association des Amis de George Henri Rivière—リヴィエール友の会>刊・1989)において、確立された。

エコミュージアムは、正しくはエコロジーミュージアム(生態学博物館<Ecology Museum>)というが、それが簡略化されフランス語でEcomusée、英語でEcomuseumとなったのである。日本では鶴田總一郎がエコミュージアムについて初めて報告(鶴田總一郎「第9回ICOM総会<1971年>の報告」全国科学博物館協議会「全科協ニュース」第4巻第8号1974年)しており、彼は「環境博物館または生態学博物館」として紹介した。次いで新井重三は、それを改めて「生活・環境博物館」(新井重三「エコミュージアムとその思想」株式会社丹青社「丹青」第7巻第10号)といいかえ、今日研究会を設立して日本にエコミュージアムの思想を広げるべく活動している。現在山形県朝日町をはじめとする各地の自治体で過疎化対策等のために実現させようとフランスまで視察に行ったりして、努力しているが、実際様々な問題をはらみ、エコミュージアムが実現しているとはいえない。

この理論の詳細は省略するが具体的には地域の博物館を核(コア・ミュージアム<Core Museum=中央博物館>)として位置づけ、さらに地域内に散在する資料館・記念館等博物

館類似施設や史跡・天然記念物・教会そしてブドウ酒工場・牧場等の地域産業に関わる諸施設をも含めたものをサテライト・ミュージアム(Satellite Museum=衛星博物館)とするというものである。コア・ミュージアムとサテライト・ミュージアム間には情報のパイプをつなぎ、地域まるごと博物館という発想をもって、地域の活性化を目指すのである。だから新井は敢えて「生活・環境博物館」と訳したのであろう。しかし現在の産業に関する工場なども含めると、今日の博物館の定義と異なることに注目しなければならない。このエコミュージアムが新しい博物館学であるという考え方があるようだが、筆者はエコミュージアムは地域学であって、博物館学ではないと考える。確かにエコミュージアムの論理は、博物館を媒体とした地域おこしの方法論に連動するが、本来の博物館の理念および使命を毀損する危険がある。金子功は、三十有余年前、奥三河地域において、産業施設を含めなくて、地域の博物館・博物館類似施設や史跡を結びつけた連携システムを実践させたが、筆者はそれからもうすこし発展させたシステムを提示したい。それは一自治体内の博物館を核とし、地域内の博物館類似施設、その他研究機関、遺跡・史跡・天然記念物や歴史的・記念物的施設を包含して連携機能を確立するものである。そしてその連携の輪を次第に近隣地域へ拡大して、博物館活動を展開していくことを期待する。

7. 地域博物館の建設とその機構

博物館の建設は、学芸員による専門的立場に立って、その博物館を利用する側を考慮してなされるべきである。このような立場で博物館を建設する場合、「博物館設立過程」の図のような手順の建設準備が必要である(図10)。この図からも判るように、博物館は其中で活動する人物(学芸員)が中核となって、前述したように「内から外へ」というような建

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

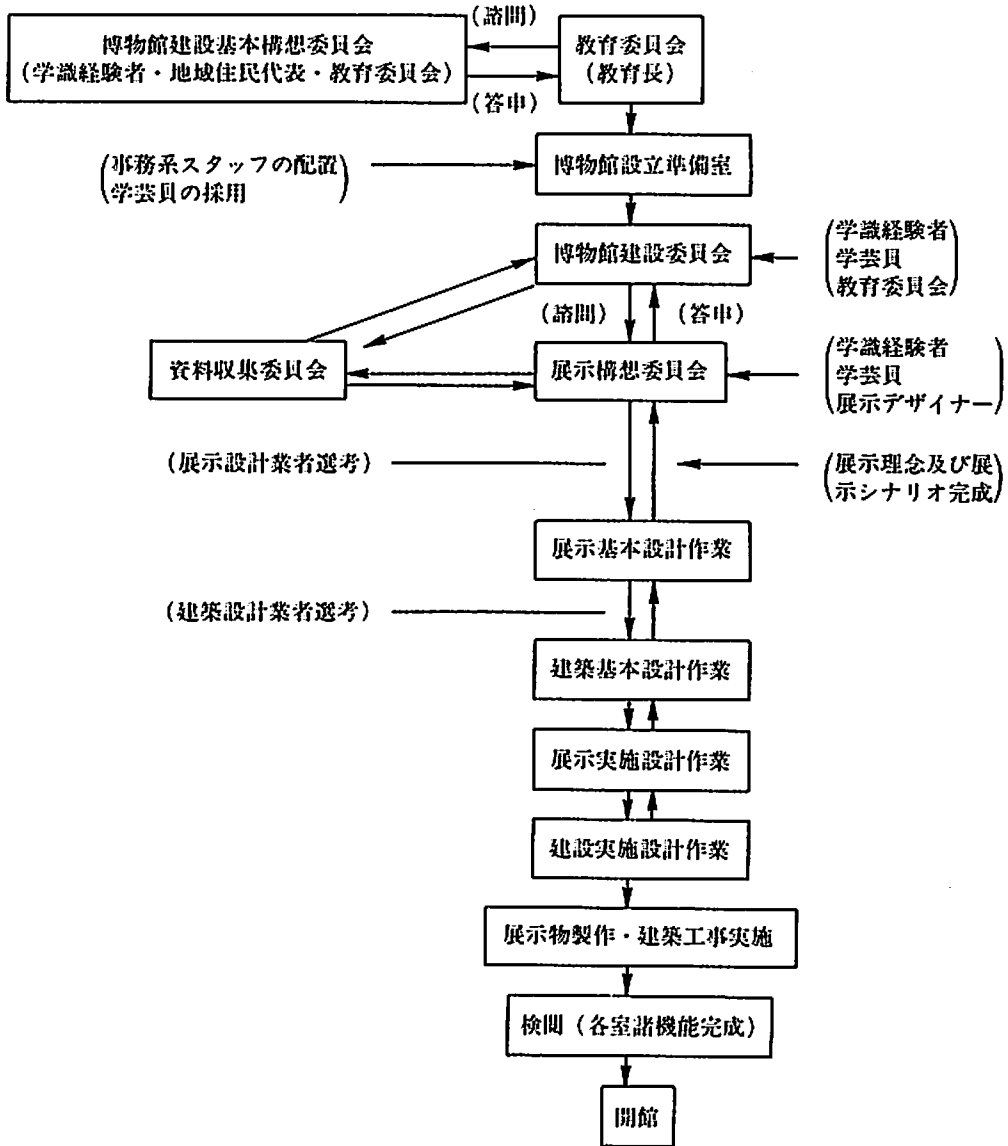


図10 博物館設立過程

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

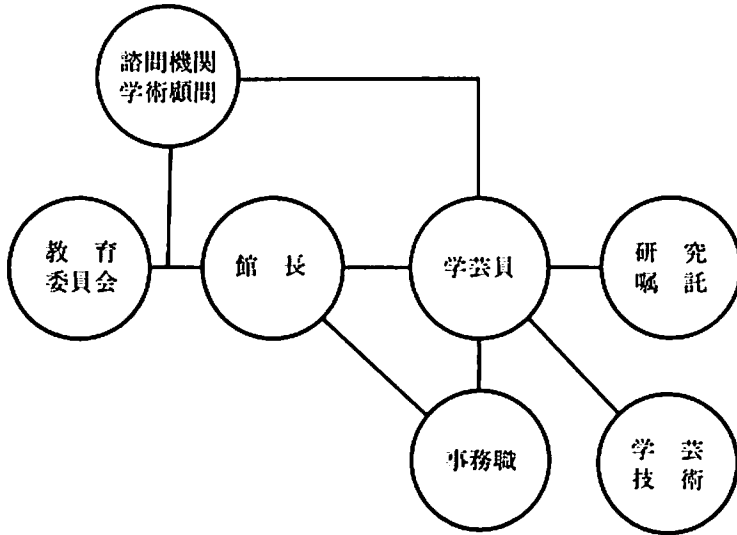


図11 博物館の機構

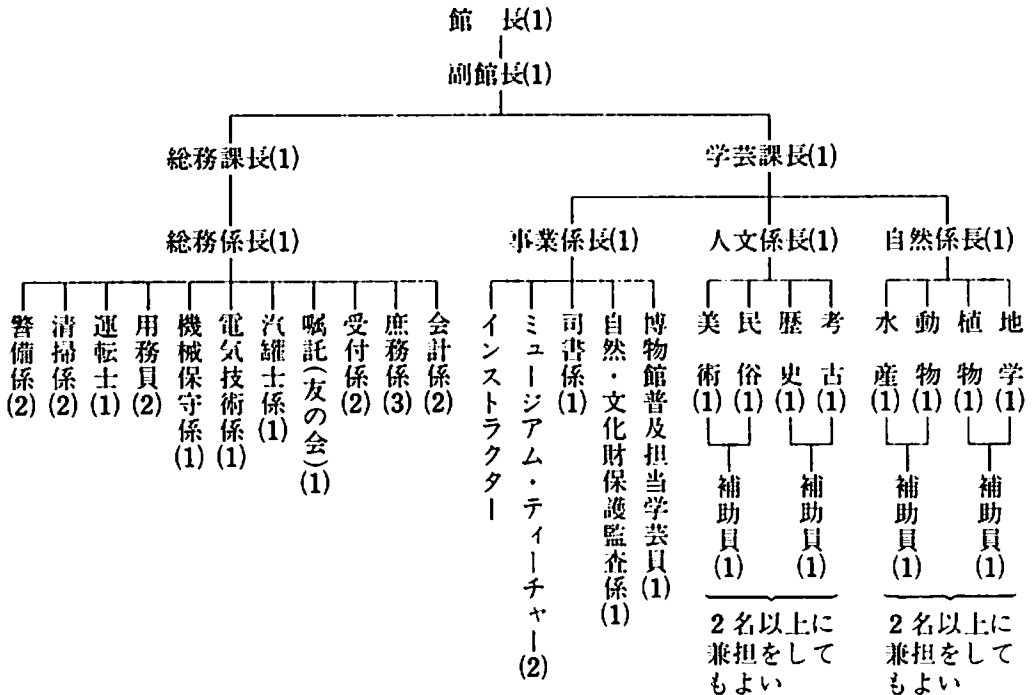


図12 博物館の人事組織

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

設準備を推進していくことが望ましい。そして将来の活用機能をその理念と共に十分考慮したうえで企画されるべきである。したがって展示デザイナーは建築設計者より先行して作業に入り、むしろ建築設計者はそれに従わなければならない。

また博物館は、人類の永遠なる文化遺産を保存し、活用するという立場に立脚して建築構造の設計を考慮しなければならない。ともすると博物館建設は、ただ建てればよいと考え、あまりにも自由勝手に進められることがある。そしてさらに、放恣な念に立って、単に「もの」を並べさえすればよいというような、旧態依然たる発想をもって着手されがちである。正規の一定の手順をへた博物館とそうでない博物館との格差は極めて大きく、実際に活動を開始した後にも影響を及ぼすのであるから、地域民の未来にかけられる博物館であるということを常に念頭に置いて、設立に着手されることが肝要である。

では建設にあたって諸委員の組織的内容を述べると、公立博物館の本来の管理運営は、筆者は教育委員会において実施されることが望ましいと考えるので、ここでは教育委員会に指導権を置いた場合について述べることにする。

(i) 建設基本構想委員会は、教育委員会(教育長)のもとに組織され、構想を諮問し、一年以上あるいは数年間(既設の事例では十数年の場合もある)かけて審議検討し、委員会は策定書を教育長に答申する。ここで答申された基本構想は、開館後の運営において、博物館の憲法のような役割を果たすものである。したがって十分に時間をかけて検討する必要がある。委員会の構成は、学識経験者(専門分野別の文化財保護委員やその他専門家)をはじめ地域住民の代表・学校教育や社会教育の代表および教育委員会の職員等で組織をする。

(ii) 基本構想の答申を受けた教育委員会は、設立準備に対処して「博物館設立準備室」を設置する。構成メンバーとして、理想的には、館長候補一名・学芸課長クラスの学芸員一名および数名の学芸員とそれに応じた事務系職員(副館長に相当する事務職員および一般事務職員)が配属されると都合がよい。そして館長候補が準備室長となり、諸委員会の統括機能をもつのである。

また設立準備段階から、市民に対して博物館設立の意義の理解・準備段階の様子・資料収集の啓発などを告知させるための「準備室便り」・「準備室ニュース」等を広報活動の一環として発行する。

(iii) ついで準備室長は、改めて博物館建設委員会を設置する。この委員会は、先の構想委員の一部を含めた学識経験者、学芸員および教育委員会等のメンバーで組織する。そして下部委員会である資料収集委員会や展示構想委員会等を統括し、展示関係作業、建築関係作業等を進めていく。

さらには、基本構想を基に開館およびその後の展示(特別展も含めて)、諸事業、組織等の企画・管理・運営方針を検討する。開館後は、この中の一部の委員及び他の適当な委員を加えて、「博物館法」で定めるところの館長の諮問機関である「博物館協議会」を構成させる。

(iv) 資料収集委員会は、博物館建設委員会のもと、展示構想委員会と連繫をとって、目的に応じた資料収集に専念する。したがって担当学芸員・学識経験者および地域住民等によって構成される。

(v) 展示構想委員会は、博物館基本構想を受けて、展示理念を確立する。さらに資料収集委員会と連繫をとり、展示構想の企画・立案をして、具体的な展示設計のための展示シナリオを作成する。その

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

ためメンバーは、学芸員・学識経験者および展示デザイナーを加えて構成される必要がある。また、展示シナリオ作成期までには展示設計業者が決定されていることが望ましい。なぜならば展示設計者が、展示構想委員会の意図する内容を理解する必要があるからである。

こうして、展示内容が決定された段階で、委員会は建設委員会へ展示構想を答申する。

(vi) 展示構想の答申を受けて建設準備室(事務局)は、展示設計業者と設計契約を結び実施にとりかかる。

ついで博物館全体を包む建築物であるが、この段階で建築設計業者を選考して契約を結び、建築設計の実施にとりかかる。

以上のような経緯で、博物館基本構想を基盤に展示基本設計から展示実施計画へ、そして建築基本設計から建築実施設計へ次々と進み、各施工業者を決定し、徐々に完成に向って行くのである。

なお、博物館開館後の人的機構については、前掲の「博物館の機構」および「博物館の人事組織」の図を参照されたい(図11・図12)。

次に、地域博物館において、その理念に適応し十分に諸活動を実践させるためには、どの程度の規模の博物館が必要なのか、参考までに私見を述べることにする。それぞれの内容的説明は省略して、必要とする施設名(各室名)と面積をあげることにする。

(A) 事務管理部門 (74坪)

館長室 (10坪)、応接室 (10坪)、会議室 (15坪)、事務室 (20坪)、印刷室 (4坪)、事務倉庫(2坪)、用務員室(6坪)、湯沸室 (2坪)、更衣室 (2坪)、手洗室 (3坪)

(B) 展示・サービス部門 (608坪)

展示室 (400坪)、特別展示室 (100坪)、ホール (20坪)、展示用具室 (10坪)、受付・案内室 (2坪)、ロッカー室 (3坪)、救護室 (3坪)、食堂<厨房含む> (50坪)、手洗室 (20坪)

(C) 教育普及部門 (120坪)

講堂 (50坪)、小会議室 (15坪)、体験学習室 (30坪)、学習室 (10坪)、映写室 (6坪)、机・椅子収納室 (5坪)、湯沸室 (2坪)、手洗室 (2坪)

(D) 研究部門 (648坪)

研究室 (60坪)、図書室 (30坪)、暗室

部門数	坪数	m ²	%
A 事務管理部門	74	244.2	3.95
B 展示サービス部門	608	2006.4	32.45
C 教育普及部門	120	396.0	6.40
D 研究部門	648	2138.4	34.58
E 機械部門	99	326.7	5.28
F その他の空間	325	1072.5	17.34
建物面積	1874	6184.2	100.0

表2 部門別総面積

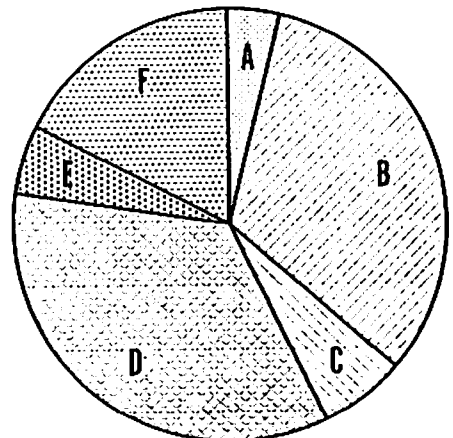


図13 部門別総面積の比率

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

(3坪)、写場(5坪)、外来者研究室(5坪)、諸機器具保管室(4坪)、作業工作室(10坪)、荷解室(10坪)、薬品原材料室(10坪)、資料登録・監査室(5坪)、消毒室(3坪)、収蔵庫(500坪)、手洗室(3坪)

(E) 機械部門(99坪)

ボイラー室(50坪)、冷暖房機器室(10坪)、クーリングタワー(8坪)、貯水タンク(5坪)、変電室(10坪)、燃料庫(5坪)、監視・コントロール室(5坪)、シャワー室(2坪)、手洗室(2坪)、塵芥焼却炉(2坪)

(F) その他の空間(325坪)

玄関ロビー、廊下その他の空間

部門別総面積の比率は図の示すごとくである(表2・図13)。これは概略であり実際に建設する際には、様々な条件によって多少変化するものである。

さて、最後に、公立博物館についての法律を見なおしておく。「博物館法」(昭和26年・法律第二八五号)第八条の規定に基づいてつくられた「公立博物館の設置及び運営に関する基準」(昭和48年文部省告示第一六四号)第三条第二項(設置)には、

市町村は、その規模および能力に応じて、単独でまたは他の市町村と共同して、地域社会の生活、文化、自然等と深い関連を有する資料を主として扱う総合博物館、人文系博物館または自然系博物館を設置するものとする。

と書かれている。そして同基準の第四条には、都道府県及び指定都市における博物館の具体的施設設備が挙げられ、その第二項では市町村においては、それに準じて必要な施設及び設備を備えるように努めるものとしている。また施設の面積においては、同基準の第五条に、都道府県及び指定都市では6,000平方メートル、市町村の設置する博物館では2,000平方メートルを標準とするとある。

この国の基準と筆者の試案には大きな違いがあることに注目してほしい。おそらく博物館を設立しようとする自治体は、法に従えば間違いないと信じて規定通りに建設するだろう。この点が現代博物館のかかえる問題であると考えられる。「博物館法」および「公立博物館の設置及び運営に関する基準」が制定されてから、かなりの時間が経過しているし、その上日本人の博物館に対する考え方は日進月歩しているのである。日本の博物館が大発展しているにもかかわらず法が昔の通りであるというのは問題である。現法が弱小自治体を気にして庇いつつ恐る恐る制定されたという事実を忘れてはならない。今日、実際の法の規定で定める以上の規模の施設を設置して、立派な活動を展開している市町村もあることを注目すべきである。社会では博物館法の改正が叫ばれているのが現状であるが、早急な改正を筆者も熱望する。

おわりに

こうして博物館の永い歴史を、回顧しながら欧米と日本の実情を対比して、様々な現状と課題を論じてきた。結局欧米社会で見られるような博物館を育てる風土は日本では醸成されなかった。

近代日本になって、多少は国おこしに活用される兆は見えたものの挫折し、結局大戦後、日本の民主的社會を築く過程の中で、博物館に対する認識が高揚したのである。そして今日では町おこし、町づくりに活用されるようになった。博物館は古くて暗いイメージから大変明るいフレッシュな学習の場であると一般的に考えられるようになり、ようやく地域博物館の存在意義が理解され、価値が生まれたのである。

そして今日、市民の生涯学習の殿堂とし、また他地域民も有効に活用できる場としての博物館が望まれる。地域博物館設立も、様々な要望に応じて、確かな理念をもってなされ

地域博物館の目的理念及び建設要件に関する一考察

ることが肝要であり、筆者は市民が誇れるような、また自治体の「顔」となるような博物館となることを願う。そのために単年度や数年度で建設を急いでではない。充分満足の

ゆくよう、充実した時間をかけて基本構想を策定し、順次念入りに進行されることを要望する。

参考文献

- (1) 棚橋源太郎著「博物館学綱要」(理想社・昭和25年、1950年)
- (2) 棚橋源太郎著「博物館・美術館史」(長谷川書房・昭和32年、1957年)
- (3) 拙著「博物館学序論」(雄山閣出版・昭和52年、1977年)
拙著「博物館学総論」(雄山閣出版・平成8年、1996年)
- (4) 社団法人日本博物館協会編「博物館学入門」(理想社・昭和31年、1956年)
- (5) 加藤有次他編著「博物館学講座」全10巻(雄山閣出版・昭和53年～昭和56年、1978～1981年)
- (6) 加藤有次・椎名仙卓編著「博物館ハンドブック」(雄山閣出版・平成2年、1990年)
- (7) 丹青総合研究所編「ECOMUSEUM」(丹青総合研究所・平成5年、1993年)
- (8) Georges Henri Rivi re 「LA MUS OLOGIE」(リヴィエール友の会刊・1989年)
- (9) 社団法人(現財団法人)日本博物館協会編「博物館研究」その他の資料による
- (10) 上山春平編「照葉樹林文化」(「中公新書」中央公論社・昭和44年、1969年)

(國學院大學文学部教授)

博物館学史の一視点

—蒐集・鑑識を中心として—

A view point about The History of Museology
Collection and Judgement

内川 隆志
Takashi UCHIKAWA

序

1. 蒐集の萌芽
2. 唐物崇拜
3. 鑑識職の成立と美の鑑賞
4. 茶湯の流行
5. 大名家・商家の蒐集

序

博物館学は今、人文科学、自然科学の領域を越えた研究者の手によって再評価されつつある。博物館という文化施設とその内容、多岐に及ぶ問題点を改善し、超高齢社会の到来を間近に生涯学習を担う中核的機関としての位置付けを確かなものにしてゆこうというのが大方の意見として一致している。総括的な方向性を導く動きやⁱⁱ¹展示技術や情報処理技術の革新もまた目覚ましいものがある。

博物館が、わが国に紹介された黎明期より主張されてきた欧米先進諸国の博物館施設と博物館学を一刻も速く体系的に導入すべき動きは、今日に至ってもなお続いている。現代日本の博物館施設に疑問を投げかける意味で、欧米諸国の博物館施設に係わった多くの識者が総じて主張してきたことである。極端に言えば博物館学の手本は、欧米諸国を中心とした美術館、自然史博物館等であることは今もって変わらない。私も、多くの人がそうであるように現代日本の博物館というものの基本的な在り方について、時として何か物足りな

6. 諸工芸の記録

7. 武家故実
 8. 絵画の鑑識
 9. 天産物への興味
 10. 蔵書家と物の展覧
- おわりに

さを感じている人間のひとりである。かつて、斉一性の強い地域博物館というものを博物館発達史の中で、明治から昭和初期の教育界の動向から考えたこともある。ⁱⁱ²ここ数年、ふるさと創成事業を契機に次々と新しい切り口の博物館が建設され、日本の博物館界の様子も相当変化してきた。世界的傾向として、博物館設立に際しての基本的な考え方も、物をして語らしめる場から人をもって教育する場、伊藤寿朗氏の提唱した第三世代の博物館ⁱⁱ³へと変容しつつある。

すなわち、今日設立される地域博物館の多くは、資料を展覧するだけでなく、さらに広く地域というものの文化要素を認識させる能動的な文化団体へと変化しているのである。多くの場合、そこには地域の通史を埋める資料が網羅的に展示されていることが多く、人々を魅了する厳選された優秀なコレクションよりも通史展示の穴を埋める様々な補助資料が時として主役を演じている。財政的な問題もあろうが、教育性を主張するあまり、物にこだわらなくなった結果、殊に地域博物館など

では継続的な蒐集計画のもとに、積極的にコレクションを充実させている博物館は少なく、博物館の物離れは、もはや致命的なところまできている。土儀は違えど、たしかにアメリカの五大美術館などは、古今東西の古美術からコンテンポラリーアートまで、圧倒的な質と量でわれわれを満足させてくれる。幕末期に日米修好通商条約の批准に訪れた幕府の派遣団員が目にしたスミソアンやパテントオフィスの展示を感慨のもとに報告した如く、今なお、彼の地を訪れる多くの人々が同様の感動を抱くのはなぜか。それは、一言でいってしまえば質、量共に充実し、整理の行き届いたコレクションに心打たれるからである。

なぜ、これだけの経済的發展を遂げ、文化事業にも相当の財源を費やしてきながら、わが国の博物館の多くはさほど魅力的でないのだろうか。基本に立ち返って問題点はどこにあるのか整理をつけなければいけない時期にきている。大学における博物館教育の改革、さらに博物館法の改正も当然必要であるが、なによりまして博物館を支えるわれわれ日本人の根本的な意識改革が必要であるものと考ええる。日本人の博物館に対する意識とは何か？一体何が多くの日本の博物館に欠如しているのか？どうすれば世界に誇れる博物館に到達することができるのか？説得力のある意見をもっている人は少ない。

岩淵淳子氏は、『美術館の誕生』¹⁴でデモクラシーによって民衆の勝ち取ったヨーロッパの博物館と文明開化と同時に、観念のみを植え付けられた日本の博物館との根本的な違いを鋭く指摘する。基層の異なる文化を単純に比較することは危険であるが、そこには美に対する指導者や民衆の意識の差をこれまで取て考えることのなかった視点で意見が露呈されており、私にとって刺激的な内容であった。民衆が是非とも博物館を必要とするのか？あっても良い程度の認識か？このあたりに本質的な問題が潜んでいるのではないかと考えさ

せられた。本書に啓発され、どうして日本には歴史的には博物館が発達しなかったのかという素朴な疑問が生じ、日本の博物館を近代以前の歴史的な発達過程から再考する必要性を感じたのが本論起筆の端緒となっている。

明治政府は、欧化政策の中で文化国家のモニュメントとしての中央博物館の設立計画を立てる。その中心的人物である町田久成は、ヨーロッパ諸国の博物館事情に精通した美の享受者であり、なうての古美術愛好家であった。真摯にヨーロッパ並の博物館を設立する努力を惜しまなかったが、彼の意に反して当時の政府の要人、民衆の美に対する排他的な考えは、排仏毀釈による仏教美術の徹底的な破壊と西洋絶賛の中で日本美術の無価値化を導いた。しかも、第三回ロンドン万国博覧会(1862)、第四回パリ万国博覧会(1867)、などを契機にジャポニズムのブームが沸き起こった欧米各国へ日本美術を流出させる結果となってしまったのである。美術という一面からみれば、明治維新というものが、それまでの日本人のあらゆる既成観念を、木端微塵に打ち砕いた脅威そのものであったとの解釈がなされる。しかし、日本美術にとって取り返しのつかない悲劇を生んだ根本的な原因は、民衆のというよりも時の指導者の多くに自国の美に対する積極的理解が欠如していたことにあると私は考える。日本人は、もともと美や物に対する愛着心が旺盛な民族であることは、美術史を紐解けば答えは明らかである。それほど低いレベルにいたとは到底考えられず、むしろ美を解する素養は世界でも有数の優れた民族であると思う。古代においてはごく限られた権力者による独占的蒐集であったが、中世以降、茶道、武家故実を基本とした様々な美の創造と蒐集は、時の権力者や僧侶をはじめとした文化人達によって繰り広げられてきた。また、民衆も時として開帳などの展覧の機会を通して物に接してきたのである。

今、改めて物へのこだわりの歴史を紐解く

ことによって、近代博物館設立に至る以前の日本人の美意識や興味の推移を、博物館学的に考察するのが本論の目的である。そして、それらを含めた近代博物館史を構築するのが目下の研究目標でもある。事の詳細の多くは、日本美術史など他の分野であることは言うまでもない。あくまでも博物館学的に広い見地から物を蒐集、研究し、さらに展覧、公開する行為の歴史を明らかにすることは、建物や法制上の変遷過程だけを明らかにする館史では理解できない日本人の物に対する意識の歴史を解き明かすことになるものと考え。博物館という器の観念のなかった、かつての日本人が美や物に対してどのようなこだわりを持っていたのか、具体的にどのように愛玩し、展覧し、また研究してきたのか、その歴史を明らかにし物に対する基本的精神を考えたいと思う。各々の詳細は稿を改めるとして、各時代による蒐集品目の相違や研究、展覧公開等の推移を通史的に俯瞰することからはじめよう。

1. 蒐集の萌芽

美術品蒐集の歴史は古く、恐らく日本史上に権力者が登場して以来、美を私蔵するという行為は行なわれていたはずである。物への執着は人間の本能として、時代の流れと共に蒐集対象を変えて人々の欲求を満たしてきた。わが国の場合、古代よりかかわりのあった中国の美術品が、権力者の垂涎的となっていたことは周知のところであろう。古墳時代の副葬品や飛鳥、白鳳時代の遺品、聖武天皇の正倉院御物をもみても明らかである。宗教的的目的のため各地の神社、寺院に奉納、集積された美術品（献納宝物）も数多く、それらは今日に伝えられている資料や資材帳もしくは献物帳という記録で往時の蒐集の規模を物語っている。正倉院には『国家珍宝帳』に代表される五種類の献物帳に記載されている帳内御物の他、中、南倉に収納されている東大寺の

儀式用具、什器類、文書類など極めて多岐に及ぶ帳外品が収蔵されている。法隆寺の献納宝物は正倉院宝物と並ぶ古代日本美術の双壁であり、正倉院より遡る飛鳥、白鳳時代の古代日本美術を伝えていることで、あまりに有名である。資料の保存という観点からも社寺に収蔵されていたがために罹災、散逸を免れた例も数多い。

中世ヨーロッパ世界でも宗教と密接に結びついた美術品の蒐集という行為は普遍的なものであった。十五世紀から十六世紀にかけて、教会、僧院勢力の増大と共に私有財産を否定するという宗教的理由から貴族や富豪層などの上流階級が、競って多くの美術品を教会に寄進した。協会側は、これらの美術品を逆に教会権力の象徴として布教に利用すべく、宝物を飾りたて、民衆を感歎させたのである。不信仰に対する恐怖心を「最後の審判」などを展示することによって煽り立てたりもした。1503年ユリウス二世によって創設されたローマのパチカン美術館などは、教会権力の蒐集した美術品によって成立した代表的なものである。

さて、わが国では平安の世に至り、その末期には平清盛が大輪田泊を改港し、経島を築造、宋との公的な自由貿易が本格化した。北九州沿岸を中心に私貿易も増加し、多くの中国からの文物が将来されることとなり、これらの品々は皇室や公卿は無論、荘園領主など上流階級の手にも渡りはじめたことは想像に難くない。また、国風文化の隆盛のなかで金工、漆工など各種の工芸技術が発達したことも美術史上特筆すべきことであろう。このころから徐々に美を鑑識するという行為があったことを文献は伝える。後白河法皇が蒐集した唐絵を展覧するため源頼朝を招くも断った逸話などが伝えられている他、鎌倉時代のはじめには刀剣を鑑識するという行為を伝える一文が『増鏡』にみえる。

かくて世を靡びかしたため行ふことも、

ほとほと古きには越えたり。まめやかにめざましきことも多くなりゆくに、院の上しのびて思したつ事あるべし。近く仕うまつる上達部、殿上人、まいて北面の下臈、西おもてなどいふも、皆この方にほのめきたるは、あけくれ、弓箭兵杖のいとなみより外の事なし。劔などを御覧じ知ることさへ、いかで習はせ拾えるにか、道の者にもややたちまさりて、かしくおはしませば、御前にてよきあしきなど定めさせ給う。

鎌倉幕府二代執権、北条義時ら台頭する武家勢力を打破せんと、後鳥羽上皇を中心とした公家勢力の復権を兩策する（承久の乱）一文である。「上皇が劔などを鑑定する時、どうして習得したものか、その道の専門家よりも優れた鑑識眼を備えており、上皇の前で劔の良し悪しなどを品評させた」という、この内容は「道の者」すなわち刀劔を鑑定する専門職が既に存在したことを伝えており、日本刀鑑定史の中でも重要な内容である。

2. 唐物（からもの）崇拝

鎌倉時代に特筆すべきは禪宗の隆盛と禪僧のもたらした中国の文物である。京や鎌倉の禪寺は、禪の教義だけでなく陶磁器、宋・元絵画などの輸入を開始しはじめた。宗教的な意味合いの強い所謂仏画だけでなく禪宗的雰囲気の中で観賞する世俗絵画や柴西禅師による喫茶の普及に伴って用いられた陶・漆・金・工・染など喫茶に用いる様々な道具類がその蒐集品のアイテムであった。仲間が集って茶を喫する茶寄合は鎌倉時代末期に在京の武士の間に流行した。「喫茶往来」には、張思恭の彩色釈迦像と牧溪の墨絵観音像を本尊として普賢・文殊・寒山・拾得・重陽・対月の六幅を配し、卓には金欄を掛け古銅の花瓶を置き机には錦緞を敷いて銚子の香匙、火箸を立て障子には商山四皓や竹林七賢を龍虎、鷺鶴の図を掛け香台には堆朱、堆紅の香箱を督くと

いった室礼である。これらの品々は、漢学の素養の深い禪僧が例えば絵画では宋代に記された「宣和画譜」や元代の「図画宝鑑」といった二、三の中国画史画伝から知識を吸収し、また、現物を多く見る行為の中から目利きとして君臨したものと推定される。禪僧は、これらの文物の紹介と斡旋を司る重要な役割を担っており、彼らによって広く中国美術が国内に浸透していったと言っても過言ではなからう。吉田兼好ゆかりの武蔵金沢文庫文書の中に、当時の、鎌倉で唐物が流行していることを伝える資料が認められる。元徳二年(1330)六月、六波羅探題金沢貞将に父金沢貞顯が文を送り、京より帰る際の土産について「又から(唐)り、茶のはやり侯事、なほいよいよまさり侯。さやうのくそく(具足)も御ようひ(用意)侯べく侯。」唐物愛好、喫茶が流行しているので、唐物具足や茶道具を買って帰るようにとの注文を記している。この頃を境に將軍家や有力寺院の唐物への需要がたかまり、中国の優れた美術工芸品は絶えることなくわが国に将来され、喫茶と唐物を中心とした美の様式が完成されてゆくのである。

武家による美術の愛好は、室町時代に至って爛熟の時代を迎える。中でも八代將軍足利義政の枢府仕物である所謂東山御物は、足利將軍家家伝のすぐれた唐物によって占められている。東山御物は、美術品という物を通して中世社会を俯瞰する格好の材料であり、能阿弥など同朋衆による鑑識と鑑賞の体系化は日本美術史上欠くことのできないものであることは論を俟たない。

さて、足利將軍家が本格的な唐物蒐集に乗り出した背景には、応永八年(1401)、三代義満による日明貿易の開始という国家的プロジェクトを忘れてはならない。鎖国政策をとる明が、朝貢貿易の形で日本政府にのみ許可する勘合貿易という極めて統制的な貿易であったが、これまでの私貿易によって間接的にもたらされていた舶来の貿易品が、直接的に入

ることになったことは革新的であった。貿易の実態は義政が二度に亘って派遣した朝貢船の記録が『戊子入明記』によって知ることができる。寛正六年（1465）の派遣では、幕府船、細川船、大内船が朝貢船として渡明、幕府船には京都、兵庫、博多等の商人や相国寺の達藏主、元都寺の集安・集因といった禅僧商人、細川船には堺商人、大内船には博多商人が大勢乗り込み、様々な朝貢品と商売品を積み込んでいたことが記録されている¹¹⁶。日本の主な輸出品は、硫黄・銅といった原料品や刀剣・扇といった工芸品である。これに対し、明国からの輸入品は、銅銭・生糸・絹織物・布・薬草・砂糖や陶磁器・書画・銅器・漆器などの工芸品であった。前者は直に庶民の生活と結びつき、後者は禅僧や商人を介し、将軍家をはじめとした有力者の愛玩する奢侈品として高値で流通したのである。当時、全国的規模で浸透しはじめた商品経済を支えるため銭の原料である銅を輸出し、銅銭を輸入することが特に重要な役目であった。

このようにして集められた東山御物に一括される美術品は、義政一人によって蒐集されたものではなく、足利家歴代の蒐集品であることは、御物のうち絵画（宋元画）類の収蔵目録である『御物御画目録』¹¹⁷などの奥書にある鹿蘭院駿（三代義満）所有の記載などによって具体的にされている。

また、尾州徳川家伝来の『室町殿行幸御傍記』には、永享九年（1437）十月、後花園天皇が、六代将軍義教の上御所である室町殿へ行幸した時の室礼の様子が描写されており、御所内に、宋元画、墨跡の他、数多くの工芸品が並び飾られている様子が、具体的に記されている。それらの品々は、三足具・香合・花瓶・盆・硯・筆・建蓋・茶碗・水指等の器物と宋元画を中心とした画幅であった。佐藤豊三の研究によると、牧溪作「半身布袋船子漁夫」など宋元画の一部は『御物御画目録』に記載されている品目と一致する。なお、牧

溪とは南宋の画家、牧溪法常のことで「図繪宝鑑」等によると中国での評価は低いものであるが、わが国においては百点以上もの作品が輸入され、室町、江戸期を通じて永らく賞玩された。それは、東山時代に附置されたある種のブランド品として上流階級の垂涎的であったことは後世に至っても同様である。桃山時代の絵師長谷川等伯は牧溪水墨画に強い影響を受け独自の境地を開いたと云われる。

これら将軍家の相府画庫として保管された宋元画には三代将軍義満の鑑藏印として「天山」・「道有」、六代将軍義教の鑑藏印である「雑華室印」、庭師善阿弥の鑑藏印とされる「善阿」などが押印され取蔵されている。

さて、歴代将軍はこれらの御物をどのようにして蒐集してきたのか、明らかな史実としては、やはり禅寺との関係が指摘できよう。貞治二年（1363）校合の円覚寺所蔵、『仏日庵公物目録』には、仏具、家什調度などの他に彼我禅僧によって中国より将来されたものとみられる三十九鋪にのぼる頂相（肖像画）をはじめ、牧溪・趙幹・李弧峰らの花鳥画・山水図・墨跡では蜜庵感傑・虚堂知愚・無準師範、喫茶具足としては、建蓋・青磁・古銅花瓶・香合・印籠・方盤・盆・茶桶・燭台などの工芸品の名称が認められる。同目録の観応三年（1352）に「松猿絵一対 牧溪」、貞治元年（1362）「樹頭絵一対有矢鳥牧溪観音」を二代将軍義詮に贈呈した記述が認められる。『蔭涼軒目録』¹¹⁸永享八年（1436）閏五月十三日の条には、「鹿王院御成。御斎。上進物。御小袖三重。盆一枚。君沢山水絵四幅。牧溪龍虎二幅。高檀紙。檻原各一帖也」との記述がみえ、将軍が禅寺を訪問した際に、工芸品や絵画が献上されたことが理解できよう。

また、同長祿四年（1460）五月二四日の条に「南祥寺積善院御成。卯月十三日。御小袖三重七貫五百文。御盆一枚十三貫文。段子毬段三貫七五百文。杉原二束老貫文。以上二十五貫貳百文。当院請取状。奉懸干御目也」とあ

り、相国寺都聞寮に保管されていた献上品を市場に流し銭貨と交換、その請取を將軍に計上していたとが記されている。蔭涼軒軒主、亀泉集証は、相阿弥とも親交のあった優れた鑑定家である。実物の美術品取引によって育まれた実践的な唐物の目利きであったことが伝えられている。

このように唐物至上の世にあって、相国寺の詩僧横川景三は『補庵京華別集』の中で、唐物の古画と称されるものは皆、今出来の贋作であるとの警告を発しており当時から人気の高い美術品に対して贋物作りが横行していた事実を伝えている。

3. 鑑識職の成立と美の鑑賞

禪寺と唐物との関係は、將軍家における美の蒐集と密接に結びついていたことが理解できよう。蒐集した絵画類の展覧の方法は、『看耳御記』永享五年（1433）七月七日条の中に「座敷飭屏風二双立て廻す。絵廿五幅懸廻す。」の記事がみえるように後世のとは異なりコレクションを並び立てた華々しい状況が推定される。第二次大戦後一般に公開されるようになった、円覚寺の美術品の虫干し「風入」の風景などを想像すればよからう。

絵画やその他の工芸品を飾り立てる座敷が、武家の遊興の場である会所と呼ばれる施設である。永和四年（1373）に建てられた義満の室町殿、応永十六年（1409）の義持の東御会所、義教の世には永享四年（1432）に南向会所、同五年に会所泉殿、同六年に新会所といった具合に三棟もの会所が建設されている。これらの会所における唐物荘厳を司ったのが唐物奉行といわれる職種を有する同朋衆である。同朋衆の職掌は、殿中における配膳や掃除など雑多な職務を執り行う者から唐物奉行、座敷飾、和歌や立花など文化面を司る者など多岐にわたり、その代表的な存在は、義持、義教に仕えた毎阿弥、義教、義政に仕えた能阿弥、義政に仕えた芸阿弥、義政、義晴に仕



第1図 祭礼草子部分（前田育徳会所蔵）

えた相阿弥の四代四阿弥である。毎阿弥の実態は文献上の記録が少なく不明な部分が多いが、能・芸・相の三阿弥は唐物奉行として、唐物目利きとして品々の評価や修繕、保管にあたり、会所の座敷飾りなどのコーディネイトを担当した。相阿弥の東山殿での生活は、『蔭涼軒日録』によると父祖以来の職掌である將軍家所有の書画、器物類の保管・保存・修復・表具・蒐集にかかる交渉等である。中でも美術品の鑑定家としての素養は、一流の目利きとして義政から高い評価を得ていたことが伝えられている。

『君台観左右帳記』は、唐物奉行の鑑識と鑑賞法の集大成といえるもので、原本そのものは伝世していないが、凡そ数種の異本や別本が伝わっている。いずれも、二伝三伝以下の写本ばかりである。古いところでは、『群書類聚』所収の文明八年（1476）三月、能阿弥が大内左京大夫に書き与えたとされる群書類聚本と永正八年（1511）十月、相阿弥が源次吉継に書き送ったものを、大永六年（1526）十二月に円深が写し、さらに永禄二年（1559）正月に某が写したとされる東北大学図書館に伝えられる東北大学本が知られている。その成立にかかる史実は、美術史家の議論の集中するところである。ともかく、何れの内容をもってしても、わが国初の美の鑑識と鑑賞の集大成であることは疑いの無い事実である。本書は、宋元を中心とする百五十人前後の中

国の画家を上上上、上上、上、中、中上、下上、下という具合にランク付けした画人録・床飾・書院飾・違棚飾について記された座敷飾の次第・彫物（漆工品）・胡銅物や土之物・葉茶壺・抹茶壺・文房具などの器物の説明の三部に大別される。

大永三年（1523）十一月、相阿弥が十代将軍義植のために著した『御飾書』（成立は万治三年（1660））や、過刻齋に書き与えた『小河御所并東山殿御飭図相阿記』は、何れも東山殿の座敷飾を詳しく記したものである。

足利將軍家は、如拙、周文といった画僧からの系統を引く御用絵師を抱えており、国内の芸術振興にも寄与した。周文の系統を引く小栗僧湛、阿弥派（能阿弥・芸阿弥・相阿弥）、曾我派の祖、曾我蛇足、雪舟などの大家が現れた。中でも狩野派の祖正信（1434～1530）は、小栗僧湛の後をうけて將軍家の御用絵師となり法橋に叙せられた。文明十五年（1438）義政の東山山荘の襖に「瀟湘八景図」、文明十八年（1486）東山山荘持仏堂の襖に「十僧図」を描いたことが知られる。以降、狩野派は江戸末期までの四百年間に亘って日本画壇に君臨する。幕府御用絵師として権威の高い家柄故、美術評論家としての鑑識眼は代々引き継がれ、江戸期には安信（1613～1685）にはじまる正式の絵画鑑定術を伝えている。「目利きに五色あり、位に五味あり、形に五形あり、これを弁ずるを鑑定秘訣」とした。五色とは人物・山水・花卉・鳥獸・虫魚、五味とは甘辛苦酸鹹水、五形とは軽面弱強黏である。

4. 茶の湯の流行

歴代足利將軍によって蒐集されてきた唐物は会所において荘厳され、座敷飾りの室札が完成した。ここに美を展覧する場としての書院座敷が完成したのである。「看耳御記」などにみられた如く、規則のない無造作な美の展覧ではなく、空間や設え、器物の取合わせなど詳細をコーディネートしたものであった。

ルネサンス期の中世ヨーロッパでも小君主や貴族が蒐集品を展示したガルグローバ(Guardarobsa)やウンダーカマー(Underkammer)、十六世紀フィレンツェの豪商メディチ家のガッレリア(Galleria)、十七世紀のバリの貴婦人達の間流行したサロン(salon)などにも、これほど厳しい展覧の規式は確立されていないことから考えても、世界に希有なる広義での生活美学の確立がそこにみられるのである。

東山時代において三阿弥以外に忘れてならないのが、奈良称名寺の僧である茶人、村田珠光である。その人物像を伝えるのは、十六世紀末期の「山上宗二記」の記述が主なものであるため、義政や能阿弥との関係も史実としては甚だ不明な点が多い。珠光の茶湯理念は、彼の一番弟子である大和の土豪、古市澄胤に与えた『心の文』の中の「和漢のさかいをまぎらかすこと」に集約される。当時流行していた秀麗な唐物具足から、備前、信楽といった国産の粗相な焼物（国焼）に価値を見いだす境地、即ち「ひえやせる」「ひえかえる」枯淡の美を茶道に取り入れたところに、後世、侘び茶の茶祖とされた所以が見い出される。珠光茶道を宣揚したのが、和泉堺の豪商、武野紹鷗である。珠光の精神を受けて、彼の創案による侘び茶の確立は、従来の書院茶では全く省みられなかった国焼や朝鮮の焼物を好ましいものとするようになり、茶器の蒐集範囲が拡大変化したのである。この変革は国内の陶業を推進させる原動力となったことも美術史上の画期である。

侘び茶の大成者、千宗易（利休）は茶匠として織田信長、秀吉に仕え、茶湯の体系化を果たし、以降茶湯の多くが利休茶道の発展として理解されることとなった。利休の茶道による美的基準の転換は、質素な茶室の設えによって代表される「侘び数寄」の境地を本格的に開き、遊興的な要素の強かった茶湯を禪の精神の裏付けとする芸能の域までたかめたことにある。

室町時代の茶湯の流行は、茶道具そのものにもある種の権威的な希少価値を生み出し、茶人間における蒐集ターゲットとして高値での流通を促した。十六世紀の中頃、武野紹鷗が茶道の中心的活躍をなしていた時代「茶器望月集」の「道具値段付」には当時流通した主な茶道具の値段が明らかにされている。主だったものを列挙すれば、徳林所有の橋姫の壺五万疋(一万疋 約二十五両換算)、田口の手壺十疋、牧溪林檎五万疋、虚堂墨跡百万疋、牧溪鶴籠虎二幅大絵一万五千疋など非常に高値で取引されていたことが知られる。

降って天正十六年(1588)山上宗二(1544~1590)による「茶器名物集」には紹鷗茄子六百貫(銭一万貫 二千五百両換算)、百貫茄子(銭一万貫)、辻堂肩衝(金八十枚 六九六両)、牧溪大軸(銭千貫)など茶入一つが一万貫など、途方もない値段が付された品も認められる。

利休の仕えた時の権力者、織田信長、豊臣秀吉に代表される武将達も茶に興じたことは歴史の示すとおりである。信長は、歴史上名高い「名物狩り」を行なった。手許に集めた名物は献上、争奪、買い上げと、その方法はさまざまであるが後世の武将と異なり、茶道具を手許に永らく留めることはなく、家臣達への武功の褒賞として与えたのである。茶湯を家臣が勝手に楽しむことを決して許さず、政治の道具として武功のあった者のみに許した特権であったものと推定されている。天正九年(1581)秀吉は、因幡鳥取城を陥れ山陰道攻略の功をあげた時、信長から八種の名物茶器を下賜され感涙にむせんだ。茶湯を許された秀吉は、本能寺の変後に信長を偲んだ書状の中に「御茶湯雖御政道」としたためていることから、家臣統制の一つとして茶湯を権威付けていたことが理解できよう。秀吉は本能寺の変後、宗久、宗及、利休の三人の茶頭を引き継ぎ、茶湯に没頭する。天正十四年(1586)正月の禁中茶会で披露した黄金の茶

席などに信長とは異なる彼の茶湯精神が凝縮されているように思われる。秀吉の治世には諸侯競って茶道に勤しみ、武将達に浸透した。さらに茶屋四郎次郎などの有力豪商達に影響を与えるも、彼らが茶の世界に参入し、町衆やさらに下々にまで普及することとなった。

茶道具そのものにも凡人には、おおよそ理解し難いある種の権威が附置され、前述の如き高値で売り買いされたのである。それ故、茶道具は後世まで金銭的価値のみならず歴史的由緒と共に永らく茶人の間に伝世し、現代まで伝えられたのである。

室町中期に始まる美の蒐集は、日明貿易による貨幣経済の本格的な到来とともに始まり、禅寺、將軍家等を中心に展覧の様式が確立された。江戸時代に至っても諸大名を中心とした有力者は城備えとしての優秀な武具、資金的価値の高い茶道具をはじめとした品々を競って蒐集した。

5. 大名家・商家の蒐集

室町時代にはじまる本格的な美の蒐集は、江戸時代に至っても武具や茶道具、絵画などを中心に諸大名や豪商などの間において益々さかんとなった。久能山東照宮や徳川美術館に所蔵されている徳川家歴代の蒐集品などが顕著な例である。豪商や諸大名は、それぞれの家格に見合った城備えや諸道具の蒐集を行っていた。江戸期に至っても茶道具や絵画は、一つの大きな蒐集対象であることには変わりなく、利休から続く侘び茶の伝統は後続する茶人達によって大成されてゆく。

先ず注目すべきは「きれいさび」といわれる新しい茶風を興した小堀遠州(1579~1647)であろう。遠州は、若干二十六歳で近江小室藩の家督一万二千石を継ぎ、元和元年(1615)大阪夏の陣後、伏見奉行となり従五位下遠江守に任じられ普請奉行として秀吉、家康、秀忠、家光に仕え仙洞御所や大阪城本丸、江戸城西の丸など多くの仕事に係った。茶は千利

休の高弟古田織部に学び、伏見奉行を努める傍ら三代將軍家光に茶を献じなどして名を高め、大名茶道の泰斗としての地位を築き上げた。遠州は茶道具の蒐集すさまじく蒐集目録として「遠州蔵帳」・「遠州遺物帳」・「遠州元蔵帳」・「遠州器財帳」・「持退長持器財帳」等の目録等が知られ、中でも「遠州蔵帳」は小堀家三代に互り出入りした九百九十九点に及ぶ道具記録である。遠州は、古より伝えられた名物道具に加えて、後に松平不味によって「中興名物」と格付けされることとなる道具の選定を行い、唐物仕服と歌銘を添えて世に送り出した。

遠州は茶道具の目利きとして抜群の才を有していた。古い名品の真贋鑑定は無論、新作道具の中からも姿、形の良いものや使いよいものなどを具に見極める鋭い感性を持ち合わせており、茶人間においては絶大な信頼を得ていたと云われる。「本光国師日記」元和四年（1618）二月七日の条には金地院崇伝のもとに知足院から依頼してきた茶入れの値段について崇伝が遠州に鑑定を依頼している内容が記され、「桂光院宮武家往来書状写」には遠州が八条家から三個の水指の鑑定を依頼され、その内の一つが比較的良いものであるとの鑑定結果を明らかにした添状が知られている。

江戸幕府初期の重鎮大名である酒井忠勝（1587～1662）は、小堀遠州と非常に密接な関係にあった。川越藩主から寛永十一年（1634）若狭小浜藩主に転封を命じられ、藩政に采配を揮う傍ら、小堀遠州との係りから茶湯に通じ、和歌を詠み、書籍・絵画を蒐集し、鷹狩りを好む多才の人であった。鷹狩りを好むあまり小浜藩御抱鷹絵師橋本長兵衛に数多くの鷹絵を描かせたことでも有名である。忠勝の旧蔵品として世に知られるのは国宝「伴大納言絵詞」、ボストン美術館所蔵の「吉備大臣入唐絵巻」などである。十二代忠義は家伝の蒐集品を軸に数多くの茶道具を蒐集した。国宝油滴天目茶碗、大名物畠山・国司茄子茶入な

どが忠義の蒐集品である。酒井家家伝の茶道具を記録した『諸事留』（出版年不詳）には、これらの品々が克明に記録されている。¹¹¹

名物茶器を図化し記録として残した先駆けは、下総佐倉藩主老中松平乗邑（1686～1746）である。老中という立場を大いに利用し、各地の大名家や豪商から二百点六十家に及ぶ名物茶器を借用し、名称・貸借年次・寸法・図・付属品など詳細な絵入のデータを記入した「三冊名物集」という名物茶器図録を編んだ。今日明らかになっている借用先は小堀家の中興名物花入「在中庵」、相坂丸壺など三十数点、加賀前田家から大名物茶入「宗半肩衝」、中興名物茶碗「楚白」など三十点、仙台藩伊達家から十一点、三井、冬木、鴻池などの豪商や將軍家の蔵品までもが含まれている。このような具体的かつ詳細な名物の記録は、後世の名物記に多大な影響を与えることとなった。

伝世する茶道具に具体的な格付けを与えたのは雲州松江藩主、松平不味（1751～1818）による茶道具の名物集『古今名物類聚』である。名物裂二冊、茶入七冊、雜記五冊、拾遺四冊の計十八冊からなる実証的な名物集である。記録の手法は、先の「三冊名物集」に求めることができる。本書によって「大名物」「中興名物」の格付けが名称として登場したのである。『古今名物類聚』の他に茶入の分類を試みた「瀬戸陶器濫觴」も広く世に知られる、茶道具の買入帳「雲州蔵帳」¹¹²は道具の移動価格を今日に伝える。

不味は、明和四年（1767）家督を相続後に「後立派」と呼ばれる逼迫する財政の建て直しを敢行した。御仕置役朝日丹波の下、借款の整理、支出の削減などを徹底して行い藩財政の建て直しに成功した。年を追って余剰金が生まれ、安永三年（1774）には四万四千両余を得たことによって不味が本格的に茶道具の蒐集に乗り出したとされる。後に、丹波が余剰金の入った千両箱を不味に見せたことを

悔やんだ逸話は有名である。

不味の茶道具コレクションの充実に協力した大名の一人が、姫路十五万石藩主酒井宗雅である。安永八年(1779)日光東照宮の修理を不味の助役として努めて以降、不味と師弟の関係をもって親交し、天明七年(1787)不味より皆伝を許されている。コレクションの全貌は、「酒井蔵帳」に詳しく、早世した後、遺言によって全てが不味に譲り渡された。

幕末の傑物井伊直弼もまた茶道具蒐集家として名高い。井伊直弼は、嘉永三年(1850)近江彦根藩主となり安政五年(1858)大老職を拜命、日米通商条約に調印し開国を決定し、開国論者を処した安政の大獄を断行後、万延元年(1860)桜田門外に斃れたことは余りに有名である。政治に辣腕を揮う反面、柳王舎・無根水・宗観などの号を有し、茶湯を好み、和歌を詠み、絵画を好んだ趣味の人であった。

ことさら茶湯を好み、手前の実践をもとに茶湯を「一期一会」、「独座観念」の語に集約し、茶道を哲学として大成した『茶湯一会集』を著した。藩主となって没するまで『彦根水屋帳』に記されているとおり二百回以上もの茶会を催し、この間、数多くの茶道具蒐集と自らの茶湯にあった道具作りにも励んでいる。家伝の「唐物大丸壺 御茶入 御袋 毛織金欄 代 金五両」の書付けの添う唐物大丸茶壺、「建蓋禾目天目 字土肥二三筆 金五両」の極札のある南宋建窯の禾目天目茶碗、伝小堀遠州政一筆の唐物宮王肩衝茶入など二代藩主直孝以来の茶道具が含まれている。極書に道具の評価額を表示する方法は不味の『雲州蔵帳』の記載と同じく、茶道具に対する付加価値を高め大名の経済の優越性を誇示するものであると同時に、財政が傾き万が一の時には優位に換金できることを考えての行為と云われている。今日の古美術界においても箱書付や添状、極書といった添物が重要視されるのも、このあたりに起因するものであろう。

名物茶器の価格は室町末期より設定されて

いたことは述べた。江戸期においても凡その流通価格は設定されていることは享保十九年(1734)成立の『陶器後雑記』、安永九年(1780)大坂浪速書林刊行の『茶器価録』などの文献によって知ることが出来る。¹¹⁴

『陶器後雑記』には、名物茶器をいつ、だれが、いくらで売買したのかを記した記録である。例えば、「楽茶碗の部」には、

一、北野黒。享保廿年卯十一月に井半右門へ遺し、清助より、今冬木へ。享保十九年寅年に清四郎求、当時雲居と云、内箱江岑書付、内に在り。利休判をち申由也、内表に良休宗佐吉付。奥善院とあり。

一、黒筒。享保十九寅十一月に一覧、尾州文野助九郎所持。

一、白髪翁。享保廿卯正月上む入札に金廿六両式歩、宗古求、原叟宗左書付。

一、翁。同年卯六月に上田玄三宅にて一覧、同箱宗且書付、外箱原叟書付宗且。見にくき物悪敷候。

一、光悦赤。元文四年笹次より相求申候、夫より。

一、同。同年より加州相求夫より鴻池へ金百両に遺候。

一、同筒。延宝三年泉清より買、夫よりみのや伝重殿へ遺候。

とある。その他「井戸之部」・「熊川之部」・「三島刷毛目式品之部」・「唐津五器式品之部」・「志野茶碗之部」・「香合水指類式品之部」など事細かな記録が認められる。『茶器価録』には、茶碗・香合・水指・香炉・懸花入・茶入・釜などの茶道具の直裁な価格が記されている。同じ楽の部分を見てみよう。

楽古左衛門

赤茶碗	銀式両
同	銀三両
同	銀五両
黒茶碗	拾五匁
同	二拾目

如心斎好赤茶碗 国の絵	銀五両
同黒	三拾目
覚々斎好黒天目 柏金入	同

といった具合である。

名家における道具蒐集、とりわけ伝統的に換金性の高い茶道具の蒐集を中心にみてきた。肥前黒田家や肥後細川家、譜代土浦藩主土屋家など、ここに挙げなかったいづれの諸大名も教養として茶湯を嗜み、たぶんに漏れず資産としての道具蒐集を行っている。

商家における蒐集は、歴史的には、室町時代の有徳人とよばれる富裕町人層に萌芽する。桃山時代～江戸初期に至っては、茶匠が堺の富豪商人から出現したように、巨大な富と高い教養ももった京阪や江戸の上層商人が、將軍や大名の側近としてではなく、彼我独自の立場で美術品の蒐集を行なうようになる。京の後藤家、角倉家、茶屋家、本阿弥家などがその初期の豪商である。

江戸時代を代表する豪商、三井家では、代々に互って美術品の蒐集が行なわれてきた。三井家は、延宝元年(1673)家祖、三井高利(1622～1694)が江戸と京都に呉服商を創始して以降、豪商として成長し、元文年間(1736～1740)には、三井十一家が成立し、現代に至っている。十一家は、六家の本家と五家の連家に分けられ、それぞれの家々において、特に茶道具を中心とした蒐集がなされている。北家においては、元文年間(1736～1741)に北野村衛や佐久間面取りなどの茶陶が蒐められ、絵画では、円山応挙の代表作、国宝「芹松図屏風」など、円山派、狩野派を中心とした作品が多く蒐められ、刀剣や蒔絵などの諸工芸も数多い。現在、三井文庫別館には、北家をはじめ、新町三井家、室町三井家より寄贈された、多くの国宝、重文、大名物や中興名物などを含む質の高いコレクションが収蔵、公開されている。廻船業で財をなした酒田の本間家、大阪船場の頼川家など、地方の豪商も茶道具、絵画などをはじめとした優秀なコ

レクションを保持していた。

大名家の蒐集に関しては今日目にするのできる明治維新以降の売り立て目録をみても、その内容が推定されよう。しかし、諸大名の中には茶道具蒐集だけではなく深い教養に裏打ちされた好事家としての蒐集を成した大名もいる。

前田綱紀の工芸コレクション「百工比照」

加賀前田家では、藩祖利家の代より文化面に関心を寄せた藩主が多い。歴代藩主の中でも傑出した人物として知られるのが前田利常(1593～1658)である。今日に及ぶ、伝統工芸の町金沢の基を削り上げたのも他ならぬ利常である。利常は、多くの名工を金沢に招き、殿門社寺の建築や豪華な大名調度を作らせ、小堀遠州や宗和といった茶人を呼び茶湯を学ぶなど多才の人であった。

また、文物の蒐集家としても名を馳せている。寛永十四年(1637)家臣矢野所左衛門に名物裂の蒐集を命じ、京より裂目利、吉文字屋庄兵衛を招き唐物名物裂を求めべく長崎に赴いた。加賀屋所左衛門、能登椎兵衛という町人名を名乗った二人は長崎中の唐物名物裂を買い占め、数百種にも及ぶ名品が集められたという。

四代光高の急逝によって家督を継いだ綱紀(1643～1724)は、祖父、父の好学の精神を受け継ぎ、徳川家光の異母弟である保科正之を綱紀の後見として後事を託された。叔父水戸光圀、林羅山、木下順庵、朱舜水、新井白石といった学者との交流から、その学識は益々深まり、藩臣にも影響を及ぼすほどであった。

綱紀のおこなった数多くの文化事業の中で特筆すべきは、古典籍、古文書といった図書15の蒐集、編纂と工芸コレクション「百工比照」の集大成である。図書の蒐集は、数名の書物奉行を任命し、各地に書物調奉行を派遣して良書を求めるシステムをとった。国内の蔵書家はもとより、幕府、朝廷、公卿、大名から古社寺、名家に至る緻密さで調べあげ蒐集し

しており、中国、朝鮮、ヨーロッパの図書にまで及んでいる。これらの図書の大半は『日本書紀』『類聚国史』など、今日の日本史学の基礎をなす学術的史料価値を付する貴重本である。蒐集の根本的な目的は、これらの図書を整理、分類して後世の研究のために保存することにあった。また、愛書家に対しての貸出し業務なども行っており、今日の図書館としての機能をも具備していたことが知られている。網紀が蒐集と編纂事業の企画備忘のために座右においた「燕間総目屏風」には、「百工比照若干巻 旌旗類并注文 甲冑類并注文 羽織類并注文 馬具 作紋類 金具類 鎧類 織類 染織類 小紋類 紙類 縹紙類 張附紙類 梨地蒔繪塗色 竹本類 金色類 外題紙類 革類 組糸類 軸類 百工校量集」と記されている。

「百工比照」は、網紀の文化事業の中でも一

際高く評価されるもので、百工とは諸種の工芸、比照とは比較対照するという意味で、江戸初期から中期に至る紙・木・皮・織物・小紋・打糸・竹・羽織・旗指物・染織・金工・虫籠・琥珀・真珠などを材質、形態別に十一の箱と附属の二箱に収納している。「燕間総目屏風」に記されたように、図書蒐集の一貫として全国各地の工芸を取り寄せ復元したもののなど、当時の工芸全般に亘るものであった。多くの諸大名の如く金銭価値のある美術品を私蔵するといった単なる物欲本位の網羅的コレクションではなく、工芸を育成していく参考資料として実利を希求したものであることは、長たる者のなすべき先見のな蒐集方法であったとの評価が下されよう。蒐集した資料から製作技術、意匠などをそこから学び取り明日の工芸発展へつなげてゆこうとする意味において、正に今日の博物館学の考え方に通じる発想である。

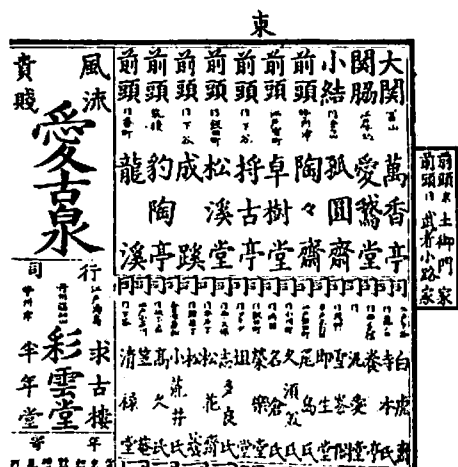
当時の幾多のコレクションが散逸の憂き目にあう中であって、二千点以上にもおよぶこのコレクションは、網紀の意志によって前田家に伝えられ奇跡的に現存する。現在前田育徳会の管理下にあり重要文化財として大切に保管されている。

愛泉大名朽木昌綱

朽木昌綱（龍橋¹¹¹⁶）（1750～1802）は、天明七年（1787）丹波福智山藩主として龍封した。早くから蘭学に目覚め、杉田玄白や大槻玄沢らと交友を結んでいた。また、長崎出島のオランダ東インド会社商館長チチングと安永九年（1780）三月、天明二年（1782）四月の二度の江戸参府の際に交友の契りを結び、文通によって蘭学上の交流を深めていった。当時蘭学者といえども蘭文を読み、作文ができる者は少なく、チチングによって昌綱の名はヨーロッパにまで知られ、ドイツの東洋学の権威クラウ・プロトやアベル・レミョザなどにも極東の大名学者として認知されていたと云う。特に地誌や古銭に興味を抱き、その行動



第2図 愛泉三家の図（中央：暹洪、右：前田正甫、左：朽木昌綱）（『諸大名の学術と文芸の研究』より）



第3図 愛古泉家番附 行司彩雲堂は朽木昌綱 大関萬香亭 前田正甫（福井久蔵『諸大名の学術と文芸の研究』より）

力によって研究を大成している。『泰西図説』は、昌綱が訳述したわが国初のヨーロッパ地理書として知られ、特に当時のコレクターアイテムのなかでも古銭研究の大家として学術的評価の高い研究を残している。中国宋の銭の研究家洪遵が著した『泉志』を座右に置き、享保十四年（1729）刊『珍貨孔方鑑』の著者中山頼山の弟子、字野宗明に古銭に関する知識を学んだ。宗明は六條銭・厭勝品・楽銭の類より元禄以降の古銭から贋作に至るまで古銭に係るあらゆる知識を昌綱に解き明かしたという。

また、宗明に命じ越中富山藩主前田正甫（1649～1706）が元禄の頃に著した銭貨に関する体系的な著書「化蝶類苑」を基に安永二年（1773）『續化蝶類苑』を著したり天明四年（1784）『珍貨孔方鑑』の誤りを増補改訂した『増補正孔方鑑』二巻と『増補正孔方鑑図鑑』一巻を著した。天明七年（1787）には『西洋銭譜』二巻を著し、自ら蒐集したヨーロッパ各国の銭貨を詳細なデータと共に図示した。寛政十年（1798）には銭貨研究の集大成として『和漢古今泉貨鑑』二十巻を著し、和漢西洋の銭貨と製作技術や鑑定の方法など古銭に

係る詳細を完成させた。昌綱の古銭への情熱は相当なもので、宋の洪遵と前田正甫と共に「愛泉三家」の像（第2図）まで描かせた。

愛泉三家の肖像の賛文には

富山侯前田正甫、姓菅原、任大藏大輔。貞享元禄間人。菅大搜索古銭、著化蝶定階及化蝶類苑贊日、温故知新。疇云、喪志布泉、建寺、曠世韻事。

洪先生遵字星嚴、宋人。官秘書閣、學知制誥、助李寶防金賊卒諡文安。著泉志譜・双小隠集・東陽志。贊日胸蟠萬卷、眼高千古品隴譜泉都程寧宇。

福知山侯朽木昌綱姓源號龍橋。任近江守寫髮稍近江入道酷嗜弄錢識鑒遠邁、當今無此。著新撰泉譜古今泉貨鑑、西洋錢譜等。贊日、弄錢之學、識鑒可宗、百世之下後身彼洪

とある。正甫のコレクションは、主人と共に棺に埋められ、昌綱のものは幕末まで朽木家に存在していたが、海防の必要から僅か二挺の洋銃と交換され海外へ流出したという。

6. 武家故実

美術品を蒐集する行為は、中世以降様々なかたちで繰り返されてきた。江戸期も中頃になると蒐集の行為は単に物を集め悦に入るだけに留まらず、例えば前田綱紀の蒐集スタイルの如き自藩の諸工芸育成を目指した蒐集など、徐々に変化に富んだものが認められるようになる。

また、物を集めることに終始するのではなく、物の考証を志す学問として文献上の物に注目する人々が現れる。幕藩体制のイデオロギーであった朱子学を考究する学者や、振興の国学者達の中にも物を研究する者が現れた。その研究スタイルは、一般に物そのものというよりは古典の刊本や写本を比較検討し、異同を研究する考証校勘の学が主流であった。有職故実などにおいては学問として確立してゆく初期の段階から古文献に依拠し、参照す

る考証校勘の学によるところが大きく、ある意味では学者を物から遠ざけてしまった感は否めない。

朱子学の泰斗新井白石(1657~1725)は、早くから武家故実注目した人である。白石は世に知られるとおり、優れた合理性と実証を重んじ、日本古代史において合理的解釈を試み、外国事情にも精通した学者として知られる。安永六年(1709)『本朝軍器考』を上梓し、わが国における上代からの武器武具に関する総集を著した。凡例には、「凡ソ此書、上ハ神代ノ始ヨリ、下ハ近キ代ニ至ルマテ、代々ニ改リヌル軍器ノ制ヲ考フ、其文献ノ微トスルニ足レルノミヲ取レリ」とあり、その総目には「巻第一旗幟類 十三条、巻第二金鼓類 四条、巻第三節鉞類、四条、巻第四弓矢類、四十九条、巻第五弩砲類、二条、巻第六火器類、三条、巻第七矛槍類、三条、巻第八劔刀類 十九条、巻第九甲冑類 二十七条、巻第十鹵楯類 一条、巻第十一帷幕類 五条、第十二鞍轡類 二十一条、凡十二巻百五十一条」の十二分類の軍器について、制度沿革を記紀にはじまる二百冊もの文献を渉猟し、徹底した考察をまとめたものである。元文五年(1740)には、白石の舅朝倉景衡(長治)が『本朝軍器考附函』を添え、函鑑としての体裁を整えさらに充実したものとなった。

この『本朝軍器考』について後に武家故実の大家伊勢貞丈(1715~1784)は、安永三年(1774)『本朝軍器考標疑』・『本朝軍器考余評』・『本朝軍器考注』、安永九年(1780)『本朝軍器考補正評』など、本書に関する私見を著し、後に『安齋隨筆』の中で、此書は白石が岳父朝倉長治が古書、近代の類書から武器に関する史料を書き抜きした『愚得隨筆』という長治の著書を基にして自分の意見を書き加え、潤飾したものに更に『武用弁略』も少し加筆したものであるとの批判を展開している。

貞丈は、白石の『本朝軍器考』上梓から半

世紀後の宝暦十一年(1761)『軍用器』を著し、甲冑・武器・馬具などの故実について詳細を調べ上げた。その序文には「然共昔より家に残り傳りし軍陣の事記せる舊記もあり其外諸説とり集まりて一書をなし、軍用器と名づく。是我家の流儀といふにはあらず。又是を人に教えんと思ふにもあらず。唯我子々軍陣の作法知らざらん者の為に書集る所也。此書の趣を人に傳ん事は憚るべしと云。如何となれば我家にて教べき事にあらざるが故也」とあるように、室町時代よりの武家故実の名家としての意気を感じる文章である。貞丈は、この頃より関を切ったように著述を行ない宝暦十二年(1762)『刀劍問答』、同十三年(1763)には『刀劍函』など、天明の頃までに武家故実の五百余冊にも及ぶ著述をものにした。

白石は武家故実を研究する一方で、正徳二年(1712)『読史余論』のなかで、足利義政の名物趣味に対する批判、美術品蒐集の社会への弊害を展開している。口語訳からその内容の要点を挙げると

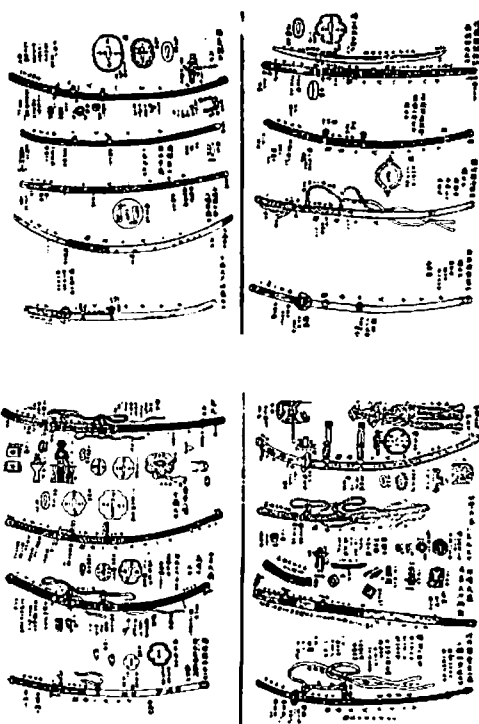
- 一、宮殿の造営と園池を広めることを好み、それを做う者が多くなったことは民力を損ない、国家財政を消費することとなった。
- 二、奢侈を好み珍奇な品物を弄んだため、多くの工匠が燬器を作り、富貴階層に誇り、奢る心を抱かせる仲介となった。
- 三、生来の物好きは、古式を嫌い己の巧智を用い新奇を競うという癖をもっている。その性癖から古風な姿がすたれ、莫大な財産が費やされることとなる。
- 四、茶湯を好み、古画・古器を集める悪習の障害は、得難い品物を入手すべく有用な財貨を使い果たしたり、官吏のようなものまでが仲買商人の仕事に慣れ親しんで、清廉潔白な気風を失ったりする点にある。
- 五、当時、驕慢と奢侈の末に天下の財が既に尽き果てたので、刀劍の価格を決め、

その値の高低により、奉公の深淺に従って賞与の品とした。その悪習は今でも残っていて、主君に奉る物についても、先ずその価値を論じるようになっている。

以上の五点をはじめとして、後世の人が奢侈を好む気風を生じ、国家の財を費やし武士、君子の風格を破ることがらは、彼の治世四十九年の内に現れ、二百年余り後の今日にまで及んでいるとし、美の蒐集を悪行たらんと否定している。

武家故実、殊に武士の魂とも云われる刀剣に関する著述は歴史も古く、またことのほか多い。(末尾文献一覽参照)中世の諸文献には、「東鏡」・「増鏡」・「源平盛衰記」等に刀剣に関する記述が認められ、永正年間(1501~1504)には、美濃国斎藤利国による「往昔抄」一卷や足利家の腰物係、宇都宮三河入道による「秘談抄」五巻、元亀元年(1570)の写本ではあるが「刀剣目利書」など本格的な刀剣鑑定に関する著述がみられるようになる。

本阿弥家は、古くから刀剣鑑定と研磨および刀剣に係る一切の業務をつかさどってきた。¹²⁰貞享元年(1684)成立の「雍州府志」には、「足利尊氏の時相州鎌倉に妙本阿弥という者あり、専ら刀剣の新田真贋を相し、ならびに磨研を事とす、尊氏卿入洛の日後に従って来り京師に住す、もと松田氏なり、然るにぞ始め妙本嫡流一人本阿弥を以て称号となす、これより後一家のうち嫡子となる者も亦本阿弥と称す、庶子に到りては本阿弥を称することを能わずして本氏松田を用う」との記載や、「和漢文類名数」の文中にみられる童坊(同朋)六人の中に本阿弥の名が認められ、この頃から刀剣の目利、扱いの専門家としての職務を司っていたことが理解できよう。本阿弥家は天正年間(1573~1592)の九代光徳によって秀吉の知遇を得、家格を高め以降享保(1716~1736)の十三代光忠に至るまで隆盛を極めた。



第4図 「刀剣図考」部分

江戸幕府は、本阿弥家に対し刀剣極所として分家を禁じていたため、刀剣鑑定法は口伝秘伝となり、一子相伝の伝授が行なわれた。また、徳川家の扶持を食んでいた関係から研究成果を一切他言しなかったため刊本は少なく、「空中齋秘伝書」・「光山押形」・「校正古刀銘鑑」等が一門の著作として知られる。

幕末期において武家故実に関してまとまった研究をなしたのが栗原信充である。信充が天保九年(1838)に著した「刀剣図考」は、全国各地の社寺、名家所蔵の刀剣類八十余点について詳細な付図と寸法を添えた図鑑である。恐らく実見によるものと思われる微視的観察が底辺に流れた図(第4図)は、刀身・刃文・鐔・目釘・筭・鐙・頭・鞘などの刀装具の素材や寸法、構造等について詳細を極めたものである。故実家とは一線を画する実物主義による、より完成されたものである。信充は「刀剣図考」の他に天保十四年(1843)

『甲冑図式』・『鎧色図説』・『甲冑図』、弘化元年(1844)には、『鎧鑑図式』など多くの著述を残している。

国学の大家、賀茂真淵(1697~1769)もまた物に注目し、寛延二年(1749)『古器考』を著した。古典研究の中から器物の様式の違いに注目し、神饌具を中心に三十八種の器物について図を混え、各々について解釈を加えている。例えば、案机について「延喜式以下諸記を通考するに別制ありとも見え或同事を互に稱せしもあり異朝にも既に相混じたる事見えたり(五雑俎等)和名抄云机唐韻云(音與凡同和名都久恵)案屬也牙脚者今所謂牙像脚也(延喜造酒式云八脚案又同式八足机とも注せり)臺は所稱いと廣して案机をも臺と稱せる處あり右中一二を左に擧ぐ。」とあるように八足机などについてその用途・素材・形状などを図示し、文献等の引用を混えて解説している。

7. 絵画の鑑識

絵画蒐集と鑑識の歴史的概要は先に述べたとおりである。室町幕府の御用絵師狩野派と禁裏御用絵師の土佐派は、絵師としての権威もさることながら美術鑑識家としての権威も最高の地位にあった。その鑑識眼は絵画実見の記憶と家伝の粉本などに基づいてのものであるが、職能としての彼らの目は他の追隨を許すものではなかった。

江戸初期から中期にかけて、長崎を通じて中国との貿易(唐人貿易)が活発になり、東山時代の如く、再び唐物すなわち明、清の美術品が大量に将来されるようになった。そこで幕府は、狩野派系の長崎派の画家の中から、渡辺、広渡、石崎、荒木の四家を世襲の家職として鑑画職に任命した。渡辺秀石(1639~1707)は、中国絵画の模写図を描く役目に就き「唐絵目利」と公称されている。

狩野家などでは、絵画を鑑定した場合、鑑定結果としての鑑定書を添える風があり、寛

政の頃まではそこには価格までもが表示されている。鑑定書の形式が生まれたのは、東山時代の唐物奉行、能阿弥が御物に厚手の小紙に、題・作者・鑑定者の署名・印の三箇条を棒書きにした札(後に極札と呼ばれる)を添えたのが始まりである。狩野家や後述する古筆家などで発行した鑑定書が折紙と呼ばれるものである。一枚の紙を半折りにし、題・作者・鑑定者の署名、印を書き、「宜し」・「名印の通り」・「申伝の通り」・「申難し」・「悪しし」・「見覚へ申さす」などの所見を記されもした。また、作品には画中に極め書きをしたり(紙中極)印を捺したり、あるいは別紙に鑑定文をしたためて割印するなども行なわれた。これらの鑑定には、鑑識職として正式に謝金を要求し、金額的にも安価なものではなかったという。極札と折紙とを総称して極書と称するが、江戸中期以降の呼称と云われている。今日一般に目にする箱書などの方法は幕末頃からのもので鑑定の様式としては、それほど古いものではない。

渡辺華山(1793~1841)の日記『謾録』によれば、寛政年間(1789~1801)には、書画を展覽したり鑑定をなす書画会が多く催されていたことが記されている。寛政4年(1792)の京都東山において、皆川淇園が京都、畿内、江戸の各派の作品を集め開いた会は寛政10年(1798)までに14回、文化年間には、菅原洞斎主催の書画鑑定会なども継続的に行なわれており、谷文晁や屋代弘賢らがたびたび出席している。文化十三年(1816)四月十六日の同鑑定会においては、書画家の番付けをめぐる大騒動が起こっている。喜多村信節の『嬉遊笑覧』には江戸のあちこちの料理茶屋で書画会が盛んに行なわれ、卑俗であると記されている。この頃から幕末にかけて特に絵画の蒐集層が広がり、番付けや価格など書画において価格設定がなされており、嘉永四年(1851)の『書画値段付』、文久二年(1862)の『新書画価録』などには両家のランク付けと価格表

が記載されている。

古筆家

古筆の鑑識を一手に行なっていたのが、桃山から江戸初期にかけて成立したとされる古筆家である。貴重な古筆蹟を保存すべく近衛龍山¹²²や烏丸光広などが、無類の古筆好き平沢弥四郎範定に彼らの所持品を与えなどして整理を命じたことに古筆家成立のルーツがある。弥四郎は、後に剃髪して了佐と名乗り、豊臣秀次に召されて「琴山」の金印を添えて古筆の姓を賜り古筆了佐古筆家を興した。古筆家では、以降、子孫歴代「琴山」の印を極印として用いた。その職務は古筆跡はもとより、代を重ねるに従い大和絵などの鑑定家としても重要な位置にあり、十三代了信までつづく古筆家の鑑定業は、ほぼ世襲制を取った。神田、島山といった僅かな門人もいたが職人的鑑識の方法は門外不出とされた。

初代了佐の三男勘兵衛（1650没）の子、了任（1629～1674）は、江戸で古筆鑑定を行い、その養子了仲（1656～1736）は、徳川幕府の古筆見に取り立てられ、この別系が栄えた。別系もまた「琴山」の極印を用いている。

8. 諸工芸の記録

様々な分野の美を蒐集し、賞玩する風が盛んとなると自ずと鑑賞、鑑識のための図鑑が必要となる。十八世紀になると美術や物に関する様々な図鑑の類が著されることとなる。その頃を代表する美術全書が「万宝全書」である。「万宝全書」には古銭・茶道具・画家・書家などの図や名・印章・記事など当時の美術全般を網羅するものである。編纂は元禄年間から始まり、全十三冊となったのは享保三年（1718）である。

『集古十種』は、寛政の改革で知られる松平定信（1758～1829）が編纂した古宝類の木版による図録集である。寛政の改革にあたった定信には辣腕政治家としてのイメージが強いが、学芸面にもその才能を発揮している。成

立年代は不詳であるが、寛政十二年（1800）の序文がある。鐘銘・碑銘・兵器・銅器・楽器・文房・扇類・印章・法帖・古画の十種についての詳細な記録である。類別に目録、凡例を載せ遺品の所在・材質・法量・特色を注記し、画は御用絵師の狩野派などではなく古器物は巨野泉祐、白雲、古書画は谷文晁に描かせている。図の忠実性・精粗・良否はまちまちで多くは模本の孫写しである。

松浦静山は、『集古十種』所収の古武器の図に軍配の団扇が載せていないことを指摘し、白石の『本朝軍器考』巻三には、聖徳太子が用いた太秦の広隆寺にある一部が破損した団扇が掲載されており、火事の為に焼かれたものとの記載を見つけた。これを検証した結果、『山城志』に「朝野群載」を引用して弘仁九年（818）太秦広隆寺に大火事があった事つきとめ白石の説を確認した。このことによつて、静山は『本朝軍器考』の方が武器に関する記載が多く内容も正しいと考えている。

9. 天産物への興味

わが国におけるナチュラルヒストリー研究の淵源は、薬物学であるところの本草学にある。類いに漏れず、その学問的基盤は中国からのものであり、平安時代には『新修本草』、『神農本草経』などの本草書が薬物学の専門書として将来されている。本草学が薬物学だけでなく、広く天産物を対象とした学際的な学問として開花するのは、江戸時代になってからのことである。寛永十四年（1637）に中国の本草書『本草綱目』¹²³が復刻されたが、まだ十七世紀には本草学者は少なく稲（稲生）若水（1675～1715）やその門弟丹羽正伯（1691～1756）、松岡如庵（1668～1746）等が知られるのみである。貝原益軒（1630～1714）は、宝永五年（1705）『大和本草』十六巻を上梓し、本邦産の天産物について先駆的業績を残した。十八世紀になると江戸においても本草学が盛行し、庶民へも広がった。矢野宗幹博士は江

江戸時代の本草学を大きく三つの要素に分類されている。¹²¹一、薬物学として動植物鉱物などの形状・名称・来歴・産地等を研究する。二、名物学として古典籍などに見られる動植物名等の由来を考証する。三、農業、園芸などに関連する有用植物の栽培方法や種類、効用等に関する物産学である。江戸期の本草学者には、本来の純粋な薬物学的見地から本草学を志す学者は少なく、名物学あるいは博物学として、よりグローバルな視点で動植物鉱物などに対する純粋な好奇心を充足するという学問的特徴が認められる。それゆえ、江戸期を通じて貴賤を問わず万人に好まれる学問として市民権を得るのである。そして、この博物学の流行は後述する珍奇コレクターを誕生させ、また博覧知識の普及としての物産会や薬品会といった展覧の場を見ることとなる。これまでの寺社の開帳などによる古器物の展覧が人文系とするならば、物産会・薬品会に展覧された天産物中心の文物は今日でいうところの自然史系の展示と云うことができよう。

先学が示すとおり¹²³十八世紀前半において博物学が隆盛を極めたのは、時の為政者徳川八代将軍吉宗（1684～1751）の政策に負うところが大きい。享保五年（1720）の洋書の禁を緩和した「假令西洋人の著述たりとも邪法教化の事を記さざるものは購読勝手たるべし」との令を発し、元文四年（1739）青木昆陽（1698～1769）らを長崎に派遣し、正式の蘭学を学ばせた。また、本草学を好み、その道に秀でた市民の中から野呂元丈（1693～1761）や田村藍水（1718～1776）などを薬園の職掌にあたらせ、後の大学者を育成した。享保十九年（1734）には、丹羽正伯（1691～1756）に「庶物類纂」後編の編纂を命じ、全国の諸領に対し、老中松平昌乗名で産物の照会に回答するよう公達を発した。現在、越前国福井領、信濃国高遠領、武蔵国多摩領など百七十点ほどの『産物帳』が発見されている。元文三年（1738）には『庶物類纂』後編が成り、

方之西	愛物産			方之東	御年五
前頭 森清園齋	前頭 菅玉泉	前頭 菅春堂	大関 菅春堂	前頭 菅春堂	大関 菅春堂
同 菅玉泉	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂
同 菅玉泉	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂
同 菅玉泉	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂
同 菅玉泉	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂
同 菅玉泉	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂
同 菅玉泉	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂
同 菅玉泉	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂
同 菅玉泉	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂	同 菅春堂

第5図 弘化・安政頃の本草・物産家番付

行司京 蘭山（小野蘭山）
 東大関富山 致知春館（前田利保）
 西大関筑前 楽善堂（黒田齊清）
 東関脇牛込 珂硯亭（坂珂亭の誤りで武腰石舟）
 西前頭下谷 多氣志権（松浦武四郎）
 （白井光太郎博士旧蔵「江戸博物学集成」1994平凡社より）

さらに正伯は、延享二年（1745）『庶物類纂』増補の編纂を命じられ翌年完成した。

田村藍水（元雄）は、江戸本草学の始祖として広く世に知られる。藍水とその高弟、平賀源内（1729～1779）らの活躍によって十八世紀前半から中頃にかけての博物学は盛り上がったといっても過言ではない。

またその頃、各地の諸大名の間においても博物学の流行が認められる。荒俣宏は、これら諸大名の博物趣味をメディア・ネットワークという視点で、多角的に分析している。¹²⁶

明和七年（1770）成立の藍水の『琉球物産志』は、薩摩藩主島津重豪（1745～1823）から贈られた奄美大島を中心とした植物標本であり、重豪自身も未完の大著『成形図説』¹²⁷の編纂を行った。平賀源内のパトロンでもあっ

た高松藩主松平頼恭（1711～1771）や大阪の町人学者木村蒹葭堂とのつながりの深かった伊勢長島藩主増山雪斎（1754～1819）、肥後熊本藩主細川重賢（1720～1785）などが同時期の博物学大名として知られる。

このように吉宗の諸政策を契機に博物学者田村藍水とその学派を取り巻く諸大名による学問的なネットワークが形作られ、蒐集品を競い、また、情報を蓄積し、出版を競うといった学問的流行をみることとなった。まさに官民一体となった学問形成をなしている。

藍水の業績で忘れてならないのが、江戸における初の薬品会の開催である。宝暦七年（1757）江戸湯島天神前において平賀源内ら田村一門を中心に二十一人の出品人から百八十種の物産の出品があったという。翌年の第二回薬品会では三十四名、二百三十一種、さらに宝暦九年（1759）源内が会主をつとめた第三回、その翌年には、松田長元を会主として第四回薬品会が開催されている。

宝暦十二年（1762）に行なわれたのが、わが国博物学史上特筆される源内主催の第五回東都薬品会である。この会における出品数は千三百余を越え、江戸に偏りがちであった出品物も全国規模に拡大している。地方における出品希望者は、物品を最寄りの取次所に提出しさえすれば、江戸、京都、大阪の産物請取所を経由して江戸に搬入されるというシステムであった。ここに初の全国規模での物産蒐集のネットワークが完成したとも云えよう。主催者源内は会の開催にあたってその開催趣旨を引き札にしたため全国の同好に配布している。その中で「徒に耳を費びて、目を賤んできた」考証校勘の学者を非難し、実物主義を主張している。

薬品会はその後、田村派の門人達に受け継がれ十九世紀以降は江戸の医学館、京都の山本亡羊、大阪の岩永玄昌堂、名古屋の伊藤圭介などによって三都を中心に各地で催された。

十九世紀前半の博物学をリードしたのが富

山藩主前田利保（1800～1859）である。利保は、越中富山八代藩主利謙の次男として生まれ、家督を相続した義兄の利幹の養子となり天保六年（1835）襲封して十代藩主となる。藩政は様々な事情が重複して円滑ではなかったようだが、その反動からか学芸活動には積極的であった。宇田川榕庵（1789～1846）に学び、殊に博物学には事のほか興味を示し、天保七年（1836）頃から「絛鞭会」という博物学、特に本草学に関する会合を江戸に開いた。筑前福岡藩主黒田斉清（1795～1851）や近江の旗本馬場大助（1785～1868）らとともに旗揚げを行っている。会則である絛鞭規則には「絛鞭為學、要在辨折物品、審訂眞贋、以達埤晦、以毀能毒以利民用、以極文札焉」と記載されており、窮民を救い産業育成することが目的の会であることが記されている。基本的には、博物学趣味の諸大名の集まりであるが、持ち寄った天産物を中心とした品々の眞贋、産地、名称などを議論し合い最後に写生を描かせるなどして、刊本として『升麻図説』などを上梓するなど、その徹底ぶりは単なる道楽の域を脱している。絛鞭会の同好には『日八講』の著者武蔵吉恵（石樹・孫左衛門）（1766～1860）や設楽貞丈（1785～没年不詳）などが名を連ねている

珍奇なる物（キュリオシティ）

十八世紀にはじまる博物学の本格的な流行は、全国規模の同好会的ネットワークの形成によってさらなる盛り上がりみせる。特に第五回東都薬品会における九州・近畿・信濃・越中など多くの地方からの物産の出品は、それらの地域における学的基盤を反映しているものと推定される。このように博物学が流行した当時を生きた在野の碩学として近江国の木内石亭（1724～1808）と大阪の町人学者木村蒹葭堂（1736～1802）があげられる。いづれも博物学という本格的な学問の基礎を会得したなかで、実物主義に基づく各種の蒐集を行っている意味においても、先に源内が訴え

た物産学者としての資格を有する面々であろう。特に彼らは、当時流行していた天産物を網羅的に集めた諸大名のそれとは異った蒐集の方法をとった。

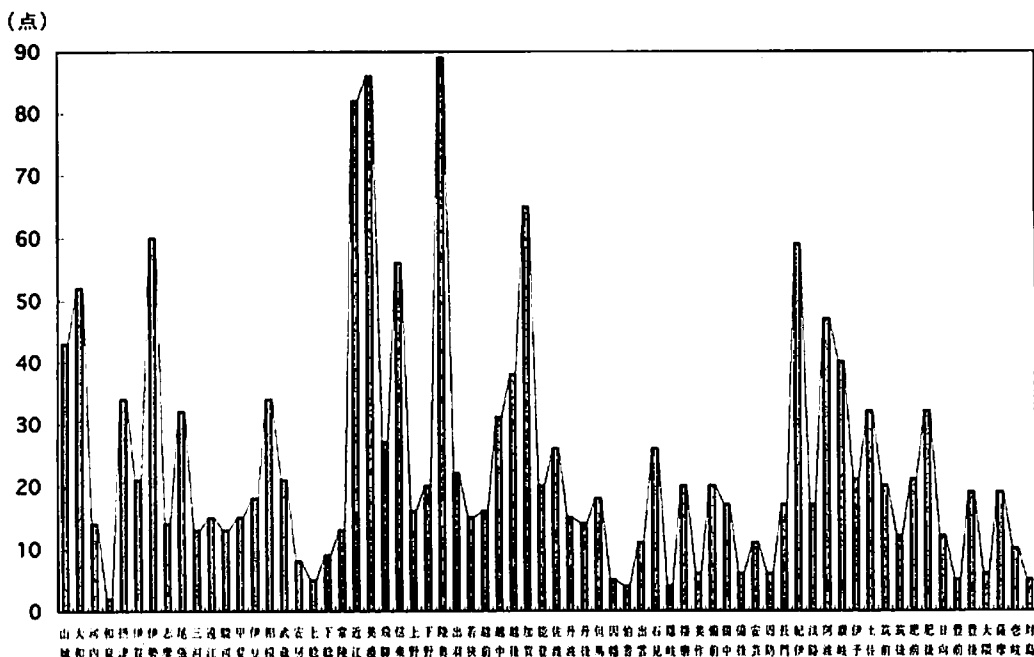
石の長者

石亭は、「奇石」というものに生涯執着して蒐集と研究を継続した人物である。その人物像は、先学の著作に委ねることとし、ここでは、彼がどのような信念をもって石を集めたのかという点に絞ってまとめておく。石亭の石への興味は、安永二年(1773)『雲根志』前編の「二十一種珍蔵」の項に「予十一歳にして初めて奇石を愛し、今に三十年來晝夜を翫でて他事なし 此のために諸国へ通行する事凡三十余国、今求め集る處の石風二千余品の中に二十一種の珍種あり、同志の人たづね来らば足を見すべし」と記しているように十一歳の頃からということになる。文中にあるように実証の見地から全国各地に旅し、奇石を求め山野を跋涉し奇岩を見つけ、また各地の

同好の弄石家を訪問し知識を交換したのである。

博物学隆盛の只中に生まれた石亭は、二十八歳にして、京の博物学者津島恒之進(如蘭)(不詳~1754)が主催した物産会を見学に行き、これを契機に恒之進に師事した。門弟には、ひとまわり年下の兄弟子木村兼葭堂がいた。大坂在住の博物学に明るい医家、戸田旭山(1696~1769)との知己を得たのもこの頃である。宝暦四年(1754)師が没した後、宝暦六年(1756)江戸博物学の大家田村藍水に入門した。そこには六歳年長の平賀源内が兄弟子としていたのである。このように当時の博物学のエリート達との研鑽のなかで彼の感性は研ぎ澄まされ、後の学問形成に大きく影響することとなる。

この間も奇石への興味は尽きず、宝暦十三年(1763)には戸田旭山の物産会に明和二年(1765)、同三年(1766)の京都東山、安永二年(1775)の浪華物産会などに自らの蒐集品



第6図 『奇石産誌』より石亭翁収集の鉱物に関する産地と資料数
(斎藤忠『木内石亭』の統計資料より作成)

を出品したり、出席するなどしている。

しかし、現状に飽き足らず同好の士を集めて「弄石会」を組織した。弄石会は奇石を好む同人達の集まりである。天明年間の『石亭石譜』には「海内同好の知己三百余人、国所姓名悉く知己帳に詳なり 中にも親友二百余人の書翰の端を剪りて毎巻となし、席上に尊敬す」とあるように、石亭と交友を結んだのは三百人にも及んでいることが明らかである。

『雲根志』、『天狗爪石奇談』の中にも弄石会同人の名が多く記され、その交友範囲も学者、公卿、大名、神官、僧侶、商人と幅広い。石亭の住した近江山田村の近在に住した西遊寺住職鳳嶺や、安永、天明の頃から交流のあった飛騨高山の酒造業二木長嘯などとは、親しい付き合いをしていたことが互いに交わした書翰によって明らかである。長嘯は、縄文の遺跡の多い飛騨という土地柄、石鏃や石斧といった石器をよく集め、石亭はしばしこれを無心した。また、彼の交友は、鏃石亭と号するほど夥しい数の石鏃を集めた美濃赤坂の谷理九郎、九藤次親子や末石亭と称した近江甲賀の服部鶴甫、勾玉をはじめとした玉類、石剣などの古墳出土物を多数保持した大和柳本の普賢院住職泰然など変わり種揃いである。石亭の蒐集品に関して、寛政十二年（1800）飛騨高山の大坂治助がその藏品を見せられ『江州木内石亭翁藏奇石記』と題した記録を残している。それによると石亭の取藏品は一番から十一番までの箱に種類を違えて整理分類したものと、堆朱の五重の特別の箱に納めた二十一種の秘蔵の奇石を有していた。¹³⁰

奇石蒐集の流行は寛政六年（1794）『鏃石伝記』に「寛保・延享以来、わづかに五十年、四方に奇石を弄ぶことを流行して、国々に鏃石を出すこと少なからず」と記されているように、寛政の頃にはピークを迎えていたようである。この頃、珍奇な石を求めて全国を旅するものや、「石の修業」と称して自慢の石を携えて奇石家を訪ね歩く者などがいた。

石亭の蒐集の方法は、自らが旅をして入手する方法を基本とし、現地ですべて入手困難な場合は、地元の所有者を訪ね懇願し手に入れた。また、二木長嘯から幾度となく無心したように人から譲り受け、あるいは交換というかたちでコレクションを増やした。購入によることも時としてあった。当時奇石を売り歩く者もいたと見え、寛政元年（1789）九月七日の二木長嘯宛の書状に「此間紀州湯浅と申処の者之由にて、奇石を商に参り申候。雑石共に候へ共中に十五、六種は珍敷物も御座候。拙老も石剣頭と曲玉壺つと、雷角と申す物と三種求め申候。三種共紀州日前宮と申大社の山にて穿得候由申候。三種共上品物にて慶申候。」などの記述が認められる。

奇石会出品物の例

寛政三年（1797）十月七日、翌八日京都の菊居道人源光忠を会主として近江石山寺畔秋月館において開催された。近江、京都、大坂、山城、加賀、出羽などから二十一人の参加があり、百三十五品目の奇石が展示公開された。その趣意書には、老齢の石亭のために再興した会であったことが記されている。中川泉三の『木内石亭全集』巻六に木版刷にされた目録の全文が掲載されており、基本文献として目にするところであろうが、石亭がしばしば開いてきた往時の奇石会、弄石会の状況が推定される貴重な文献であるため、敢えて會の主旨と石亭の出品目録の部分をここに再録しておく。¹³¹

奇石會品目

一、吾豊葦原中國は萬國に殊れて金鏃は論なし珍玉奇石の産甚夥し。然れども古より篤好みて愛賞する者なかりしに、湖東の木内先生出て翫石を唱てより内海同志の徒競ひ起り、山に獵り海に探り品物目に開け此道大に興れり。寔に先生の大功、亦昇平の樂事なり。

一、先生嘗てしばし其徒友を平安に會し四方の玉石を集め自ら其品類を鑒定すと

いへども、今先生老いたるを以て其事療す。予聊其癖を同するを以て先生に請ひ社友に議してこれを再興せんとす。

一、是時丁巳十月上旬湖西石山に會すこれを嚆矢とす。品物一百三十來觀の土堂に満つ。自今以て後時日を約し席を京師に布き、普く品物を集め衆觀批評を干むべし。同好の君子來願せば幸甚ならん。

一、此會奇石を以て題すといへども必しも珍奇玉石に止まるにあらず。舛木介蟲其外器物の類にいたるまで、總て博識の一端にふべきもの亦これを附するなり。

一、此會玩石を以て主とし旁衆物の品類を研め有用を博むるにあり。故に毎物各其産所を審にし、所以あるものは必其説を聞んことを要す。且又地方の産物は無論奇事異説都て見聞をひろむべきものは毎會集記鏤刻して、以て同志の欣賞に供へんとす。

一、會集の人貴賤を問はず。生熟を論せず。其物重出を厭はず。粗悪を捐てず、是會約なり。

一、品物の名稱雅俗に拘らず、各其人の所題に従ふ。

平安 菊居 源光忠識

奇石會品目

寛政九年丁巳十月七日八日會于江州湖南秋月館

白玉髓成代之所疑

玉英同

五色瑪瑙同

後光石 越前粟谷下村阿會山

樟化玉 山城八幡

含石炭寶石 美濃高木山

山姥餡餅 同金生山

錢石 同 同

六方石 陸奥石川郡大栗新田

龍紋石 阿波面谷六川



第7図 木村兼葎堂 (雑誌「上方」より)

石芝 備前岡山

金垢石英 信濃高井郡小井出馬山

右 近江山田浦 石亭

出品者は、他に近江湖南 知足菴、摂津大坂 兼葎堂、摂津大坂 風雲舎、大和山口 勾玉館、加賀金澤 津田氏、山城京 南北亭、山城八幡 栗津氏、近江木川 西遊寺、近江湖南 鎌田氏、近江湖南 家田氏、山城京 中谷氏、山城洛東 巖々齋、山城伏見 川口氏、山城京 青桃林、山城洛東 橋本氏、山城京 寺井氏、山城京 久我屋、出羽阿 杉野氏である。

石亭は明治の世になってその業績が考古学者を中心に再評価されたが、彼のコレクション自体は散逸し、現存するものはほとんど認められない。

コレクトマニアケンカドー

江戸中期の大坂を代表する博物学者としては、木村兼葎堂 (1736~1802) を筆頭に挙げなければなるまい。しかし、その知名度のわりには人物、業績を伝える文献は、それほど多くない。交遊録「兼葎堂日記」やその人となりは、「兼葎堂雑録」¹¹³²所収の「巽斎翁遺筆」



第8図 木村兼葭堂貝石標本 (大阪市立自然史博物館蔵「江戸博物学集成」1994平凡社より)

の自叙伝的記述によるところが大きい。

それらの諸文献によると兼葭堂は、元文元年(1736)大坂北堀江に生まれ、名は孔恭、字は世爾、号は巽齋、通称坪井屋吉石衛門と名乗った。六歳にして画を学び、十一歳の永享元年(1746)頃に、片山北海(1723~1790)を訪ね、名を鶴、字を千里と名付けられた。北海は後に浪華立売堀で開塾し、兼葭堂もここに学んだ。博物学への開眼は幼少に遡る。

『兼葭堂雜録』の自序によれば、

予幼年ヨリ生質軟弱ニアリ。保育ヲ専ラトス。家君余ヲ憐テ草木花樹ヲ植ルコトヲ許ス。親族ニ菜舗ノモノアリテ、物産學アルコトヲ話シ、稻若水物産家中興名實義、松岡玄達字玄や號巽齋、子玄人、以物産學聞若水之傳アルコトヲ聞ケリ。十二三歳ノ頃、京師ニ松岡門人津島恒之進、名久成、字柱名、號影水、又如松軒、愛集松田先生、越中藤岡人、法橋津島玄傑、弟松岡 學治アリ。物産ニ委コトヲ知り、コノ頃家君ノ京遊ニ從、始テ津島先生ニ謁シ、草木ノ事ヲ問フコト一會、翌年余十五歳、家君ノ喪ニアイ、十六歳ノ春余家母ニ從テ京ニ入、再ビ津島氏ニ從學シ門人ト成ルコトヲ得タリ。之ヨリ屢書ヲ通ジ物産ノ説ヲ聞キ、津島氏モ毎歳浪華ニ下リ本草ノ會アリ、數出會ス。寶曆四年甲戌津島氏客中ニ卒ス。同社戸田齋、號旭山號前入、江戸田村元雄、号上登、號龍水、平安直海元周名龍、越中人、ナド書

ヲ通ジ考索ヲ事トス。近キ頃平安蘭山小野蘭山ニ從テ、益名物ノコトヲ究ム。

と記し、親族の薬屋より物産学のことを聞き、稻若水、松岡玄達の名を知った、十二、三歳には津島恒之進(如蘭・桂庵)に会い、宝暦元年(1751)十六歳の春上洛し、恒之進に入門した。ここで後に入門する木内石亭と机を共にしている。天明四年(1784)五十歳を過ぎてから京の博物学者小野蘭山(1729~1810)に内門を許されもした。

また、物産学を志すと同時に、六歳の頃から狩野派の画家大岡春卜(1680~1763)について「芥子園画伝」や「明朝紫硯」などを習い唐画を志した。十二歳の頃には長崎の南蘋流画家、黄檗僧鶴停より花鳥画を学び、十八歳で名付け親である片山北海門下に入り、漢詩を学び、その頃、柳沢淇園(1704~1758)と交流し、文人画を池大雅に学んだ。

兼葭堂は、宝暦八年(1758)二十二歳の頃より自宅で詩会を催し、明和二年(1756)の「混沌社」結成後は、漢詩の世界にも没頭した。

二十八歳の宝暦十三年(1736)には、『山海名産図会』を出版し、兼葭堂の名は衆目を集めることとなった。

兼葭堂の真骨頂は、様々な物を集めるところにある。その内容は『兼葭堂雜録』にも記しているように「本邦唐山金石碑本、本邦古人書畫、近代儒家文人詩人、唐山眞蹟書畫、本邦諸國地圖、唐山蠻方地圖、草本金石珠玉蟲魚介鳥獸、古錢、古器物、唐山器具、奇奇ヲ云スルニ異天、物ノ考索ノ用トス。蠻方異産。右ノ類アリトイヘドモ、ミナ考索ノ用トス。他ノ艶飾ノ比ニアラス。」とあるように、大きく分けて、書画・古地図・土産資料・古器物に分類できる。これらの蒐集品は、「余嗜好ノコト専ラ奇書ニアリ。名物多識ノ学、其他書画碑帖ノコト、余微力カトイヘドモ、數年来百費ヲ省キ取ル所書籍ニ不足ナシ。過分トイフベシ」と明言するように、単なる金持の奢侈品としてのもの

ではなく博物学研究のための資料であるとしている。「蒹葭堂雑録」の編者、晩鐘成(1793~1860)も蒹葭堂のコレクションを評して「榮耀放蕩の所為にはあらず」と記している。

しかし、物に魅せられた無類の珍奇コレクターであったことは間違いのない事実であり、膨大なコレクションは、「蒹葭堂雑録」に記録されているように四代吉衛門の頃までは現存していたようであるが、大半は散逸してしまっている。現存するコレクションとして知られているのが、大阪市立自然史博物館所蔵の「木村蒹葭堂貝石標本」である。貝類は表面に貝殻をちりばめた七段重の漆箱の中に収納されている。(第8図)珍しい貝殻をいかに大切に保存していたのかが窺える資料である。趣向を凝らした重ね箱といい、丁寧に保管された標本といい蒹葭堂の物への入れ込みようが具に感じられる。彼の住した、大阪北堀江、後には船場呉服町の住居は古今東西の文物で満たされ、数多くの同好の輩がここを訪れたという。¹¹³¹大田南畝、司馬江漢、田能村竹田、池大雅、谷文晁、大典禪師、上田秋成、伊藤若沖、木内石亭、増山雪齋など文人から大名町人、異国人に至るまで、実に多くの人々が蒹葭堂の下を訪れ、その蒐集品を介して交わりをもっていた。宝暦十四年(1764)朝鮮聘使、那波魯堂との筆談などによって明らかであるが、コレクトマニア・ケンカドーの名は広く海外にまで知れ渡っていた。蒹葭堂を訪ね、書籍やコレクションに触れて後に大成する者も多く、京の陶工青木木米(1767~1833)などもその一人である。後に、加賀前田侯の下で九谷焼を再興したり、蒹葭堂の好んだ煎茶道に用いる急須・茶碗・涼碗などの名器を数多く残している。

コレクションと同時に、収蔵品を用いた多くの著述も残しており、その業績もまた日本博物館学史上重要な位置を占めている。「奇貝図譜」・「竹譜」・「魚譜」・「禽譜」・「菌譜」・「山

海名物図譜」・「本草綱目解」・「本草植物図譜」など天産に関する著作を中心に、「銅器由来私考」・「皮革手鑑」など諸工芸に関する著述も認められる。

蒹葭堂は、その住いにおいてコレクションを展覧するに留まらず、浪速商人らしく時として興業的な開帳なども行っている。文久二年(1863)「燕石十種」¹¹³⁶所収の『浪速人傑談附言』¹¹³⁷によれば、「物産蒹葭堂異齋」の部分に「因に記す、或老人の物語に、一時、蒹葭堂の宅へ入魂の人来たりて、金銀の恩借を乞、答て云、我等此頃私底なり、併ながら我家に貯ふる所の珍器を貴所に貸べし、價を立て諸人に見せたまはば多分の錢を得ん乎、足下の心いかん、其人悦んで是を借て、唐の開帳と號けてみせたりしに、果して許多の錢を得たりとなり、」と記されている。借金を申し入れに来た懇意の人に収蔵品を貸し与え、一般に展覧してその拝観料から収益を得れば良いという内容である。この蒹葭堂の入れ知恵によって催された開帳のことは「唐の開帳の事」として『攝陽見聞筆拍子』¹¹³⁸巻八に収録されている。

「天明五年(1785)の此、歌舞伎狂言作者奈河龜助なるもの、唐土の開帳といへる事をして色々の作文を加え、開帳の縁起の如く、因縁を述る、其品目を爰に記す。天明五年三月廿六日より、浪波新地において、異國産物段發趣意、抑唐の開帳と名づけ(略)通計一百八種、此品々浪華の名家蒹葭堂の藏せるを恩借なせし也、」とあり、蒹葭堂所有の百八種の中国・朝鮮・欧州・琉球などの品々を展覧していることが理解できよう。その展示品についても目録が明らかである。

雅會目録

吉田聚蝨庵

- 一 鄭成功尺牘本こくせんやのしめせき
- 一 永勝伯鄭彩書閣摺こくせんやのおやらのりつせき
- 一 來朝僧南源之墨跡
- 一 明朝時代之春晝
- 一 清朝略曆かつづもの
- 一 清朝涼帽

博物館学史の一視点

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 一 同單掛 ^{ひとへうばぎ} | 一 如燈明畫燭 |
| 一 同短袷 ^{たんせき} | 一 安南國位牌 |
| 一 同掛袷 ^{かせき} | 一 朝鮮國朴慶俊書 |
| 一 同腰帶 | 一 琉球國蛇皮三絃 |
| 一 同鞋子 | 一 太泥國根多羅葉笠 |
| 一 同草圍 | 一 占城國象骨 |
| 一 天后祭之圖南京畫 | 一 同繖蓋 |
| 一 北京戲場之畫圖 | 一 同吊桶 |
| 一 南京機杼個人 | 一 同梱包 |
| 一 同香囊丸 | 一 皮鞋 |
| 一 同春畫臥屏 | 一 同手爐 |
| 一 同半面鼓 | 一 同杵鈴 |
| 一 同寄附之皮袍 | 一 同所持之夾帛 ^{ひちやのちやうのんの} |
| 一 來朝僧木庵之墨跡 | 一 同典常舖帳故紙 |
| 一 同悅山之墨跡 | 一 江南正稅納券 |
| 一 清朝時憲書 ^{しやうせいのけんしよ} | 一 同算盤 |
| 一 同福壽牌 ^{ふくじゆはい} | 一 同竹擔 |
| 一 同繪紙綾 | 一 同棕粉 |
| 一 同長袷 | 一 同棕帚 |
| 一 同汗袷 | 一 廣東祭祀鼓 |
| 一 同襖子 | 一 同彩織篋席 |
| 一 同襖子 | 一 同潤節竹 |
| 一 同方擗花布 ^{かたむしのおしり} | 一 同黃質黑革全皮 |
| 一 同篋子帽 | 一 同夜久貝之肉皿 |
| 一 天后佛前燈籠 | 一 莫臥爾國花布 |
| 一 同板行畫 | 一 阿蘭陀國諸緞會帖 |
| 一 同花雲片糕 | 一 同規尺 |
| 一 同木犀珠數 | 一 同肉簍 |
| 一 同佳文席座圓 | 一 同芬吹 |
| 一 同大鏡 ^{おほなげ} | 一 同ストロスホウゴルの卵 ^{大トリの玉} |
| 一 同短檠 | 一 同青鸞之羽 |
| 一 浙江普陀山之鐘子 | 一 同銅人之畫圖 |
| 一 沈南蘋書畫之扇面 ^{しんなんびん} | 一 鞆粗飾袍 |
| 一 清朝出身保券 ^{しやうしゆのほけん} | 一 清東瑤碼區梳 |
| 一 同穀鋪折簿故紙 | 一 同木區梳 |
| 一 福建省官升 | 一 同紅毛テイシンメール |
| 一 同秤子 | 一 同臘畫 |
| 一 同箬笠 | 一 南天竺蛇黃 |
| 一 同筵帚 | 一 同輕羅裙襖 |
| 一 同獅子匙 | 一 同紋筵座方 |

- 一 官署提燈
- 一 同粧盒
- 一 玉スダレ
- 一 キセル
- 一 ロウセキ屏風
- 一 ヒヨクノトリ
- 一 同遠視之畫圖
- 一 紅毛畫地球摺屏
- 一 廣東菱苦
- 一 同飯桶
- 一 暹羅國大綺席
- 一 紅毛畫渡海之圖
- 一 琉球膝
- 一 清朝童羅衫
- 一 同石紋腰帶
- 一 同彩色春畫
- 一 同鏡架かがみたて
- 一 同銀篋へら
- 一 萬國畫屏風一雙
- 一 太刀一腰
- 一 エリキテル

称する文庫(五万卷とも八万卷とも云われる)を設立し、文人間において書物を通して互いに交流し合った。¹³⁹

ことに擁書楼などは、これら文人の集会の場であり、この場においてさまざまな知的研鑽を交わし、互いに批評、批判をし合う中で自己をたかめていったのである。これら蔵書家は書物を通じて研究会を催すのみならず、研究上の息抜きからか、博物学隆盛の時世にあつて、時として稀覯書・奇物・書画などの珍物を持ちより展覧して批評しあう会合を催した。江戸、上方のあちこちで催された耽奇会・弄石会・兎園会・宝合の会・花月会・錦日会・以文会などの会合がそれである。¹⁴⁰

安永三年(1774)大田南畝(1749~1823)は、文人達との交流の中で物を展覧する「宝合の会」を催した。当時流行していた寺社の開帳などに怪しげな宝物が展示されていたことを風刺した催し(パロディー)であったという。¹⁴¹安永三年二月牛込原町の光恵寺で、四方赤良(南畝)、大根太木、橋実洲(唐衣橋洲)、

10. 蔵書家と物の展覧

江戸時代も中頃を過ぎると出版も、これまでの古活字本や仏書などを中心としたものから俳諧、浄瑠璃本などが多くなり読書が大衆化していった。出版物の盛行は、おのずと蔵書家と呼ばれた文人の蒐集癖をくすぐり、書物の流通が活性化するなかにあつて書物の世界に浸る者が多く現れた。国学の盛行によって古典の刊本、写本を比較検討する考証校勘の学が盛んとなるのもこの頃からである。

これら国内外の典籍を参照するために書物の蒐集に励んだ民間学者には、小山田与清(1783~1847)、蜂須賀治昭和、屋代弘賢(1758~1841)、岸本由豆流(1788~1846)、塙保己一(1746~1821)、狩谷掖育(1775~1835)、近藤正斉(重三)(1771~1829)などが知られる。小山田与清は豊富な財力に物を云わせ文化十二年(1815)に「擁書楼」と



第9図 「宝合記」(左上段が南畝の出品) (浜田義一郎1963「大田南畝」より)

早瀬布刈(塙保己一)、酒上熟寝(左内坂の名主)、文屋安雄(富田屋書店)など十余人が奇物を持ち寄り、展覧と講釈を行った。南畝は、「玩世音紺紙金泥御詠歌」と称し、浅草海苔の表面に金泥で「ただなげろしめじが原のさしの銭、わか開帳あらんかざりは」としたためた。その他、麒麟の角が変じてなったという薩摩芋や、権兵衛の播いた種と烏の羽根など、(第9回)持ち寄った宝物の来歴を講じ、終了後杯を交わしたと云う。知識人の戯れ故、当時の学問の傾向を示す出品が多いものの基本的には、流行の狂歌狂文趣味の広がりを示すのみで学問的な評価は下せまい。

耽奇会は、文政七年(1824)五月より翌八年(1825)の十一月にかけて、毎月一回、計二十回に亘って催された山崎美成(1796~1856)を中心とする会合である。その会に出展された書画、古器物などの珍品、奇物を記録したのが『耽奇漫録』である。

主力メンバーは、屋代弘賢(1758~1841)、中村仏庵、谷文晁(1763~1841)、関思亮、梅田戸田美濃守、荻生維則、西原梭江、滝沢馬琴(1767~1848)らであった。彼らが珍奇な物を持ち合い、披露し、議論を戦わせ知識を交換しあう同好の集いであった。第一回は、上野不忍池畔の料亭淡々亭で行なわれ、主催者山崎美成は、小山田与清の門人で字は久卿、通称長崎屋新兵衛後に久作・北峰・好間堂・耐煩居・三養居などと号した。屈指の蔵書家であり、随筆など多くの著作を残した。下谷長者町に菜種商の子として生まれるも、生来の読書好き、また物好きの余り文政の末頃家督を幼い長子に譲り隠居し、著述業に専念した。しかし、家督を譲って以降家業は傾き生活は困窮し、その逼迫する様は『金杉日記』に記されている。

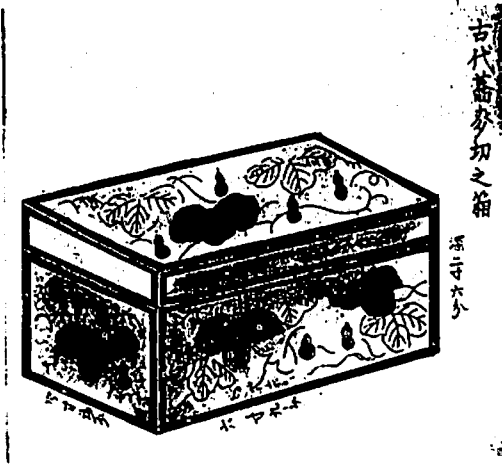
美成の手による文政七年(1824)十一月十三日付けの『耽奇会約』には、

「(略)午の初に集ひ、申の初にまかでぬべし、ちかひにおくれて至れるは、時を過して観ることをゆるさず、その日には茶とくだもののみ、酒とさかなをば設くることをいましむ、かつは書に画にけがさんことをおもへばなり、又世のよしあし、人のうきふし、ものの価こがねのさた、及び富と貴きとのごときを、かたらふ事もいましむべし、されどひなの手ぶりの珍らしきと世のはやりの新らしきとのごときは此限りにはあらじ、まどいの日を、月毎の十まりみかの日と定めたるは、かねてのごとし、携へいづるもの五種なれど、数多きは煩わしく、打見るもおろそかになりぬれば(略)物見遊びの、私ごともて至らざることを許さず、今この式をかたく契りて、猶すへがすまでも、ゆめ違はざらんことこそ、深くおのれがこひ願ふところにはありけれ」

とあるように、会は午の初めから申の初めまでとし、書画を汚す可能性があるため飲酒



第10回 『耽奇漫録』部分



第11図 蕎麥切之箱『耽奇漫録』

を禁じ、茶と果物のみをふるまい、また、持ち寄った品々について、物の金銭価値等について、とやかく云うことを禁じるなど語らう内容についても禁則を加えている。出品は五種を三種に減らし、他は客品とすることとしているなどから単なるサロンのものではなく、真摯に物に潜む由緒、故事来歴を考究し、展覧しあう場であった会合と窺える。

文政八年(1825)春、美成、弘賢、馬琴の三つ巴の論争「けんどん騒動」が起こった。会員の一人、文宝堂(二世蜀山人)が、古い蕎麥切りの容器「けんどん」の箱を出品した。

(第11図)美成は、その名称の由来を一杯もりの下賤の食べ物であるところから、売り手も客あしらいが慳食でありそこに名称が由来するとした。これに対し弘賢は「けんどん」は「見頓」で、頓は食を意味し「行がかりに調ひ食するよしの名なり」という解釈を提示した。これに対し、さらに馬琴は、「けんどん」は、「巻鈍」であり、蕎麥切りの箱は本箱に類似するため書物の巻をかけて「巻」を使ったという。単に解釈の相違を戦わずに終始すれば事それで済んだのであるが、互いの感情は激し、この事件を境に、特に美成と馬琴の関係は悪化し、生涯絶交という事態を招いたのであった。馬琴の業もまた生薬屋であった。

馬琴は、文政八年(1825)正月より耽奇会と並行して珍事・奇事・異聞を中心に記された文稿を持ち寄り披露する「兎園会」を催した。その顔ぶれは、山崎美成、屋代弘賢、関思亮、西原好和など耽奇会の面々が主であった。兎園会は有職故実、故事考証などを話題にしており、物中心の耽奇会に対して、より人文学的な会合であった。大阪の晩鐘成(1793~1861)の主催した「汁講」もまた怪奇な説話を中心にかたろう同様の会合である。

蝦夷地探検で有名な近藤正斉(重蔵)(1771~1829)も蔵書家として知られ、「擁書城」という名の文庫を有していた。また、自宅で「花月会」という古器物愛玩の会を催していることが大田南畝の「一話一言」にみえる。屋代弘賢や狩谷掖斎などが集まり、希少な硯や風呂などを持ち寄り語らう会であった。

以上、みてきたように十八世紀から十九世紀の前半期は、国学、蘭学、博物学など諸学問が確立し、また、爛熟する時期である。これらの学問分野における様々な物の蒐集、さらに従来からの美術品の蒐集も継続している中で幕末、明治維新を迎えるのである。

おわりに

以上、中世から近世にかけての美術品や様々な物の蒐集、鑑識、また展覧について通史的に論じてみた。詳細については粗漏が多く、果たして、事の全般について俯瞰できたものかどうか、焦点が曖昧となった感も否めない。

美や物の蒐集を博物館学史という視点から眺めた場合、わが国も欧米先進諸国のそれとさほど変わらないことが理解できたことと思う。美の蒐集に熱心な王侯貴族が皇室、武家であり、教会が社寺、豪商コレクターは共通しているのである。わが国においてもヨーロッパ並の基礎は充分に整っていたにも係わらず、これらを生かす国をあげての博物館は、とうとう萌芽せず終り、中央集権の明治の世を待たねばならなかった。イギリスやフラ

博物館学史の一視点

ンスでは文化国家の象徴として博物館が設立されてきた。十八世紀のイギリスでは、博物館という国家モニュメントの不在がヨーロッパ諸国に出遅れたという感情を呼び、国民全体に浸透したことによって、多くの個人コレクターが私蔵の品々を国に託し、個人での所有を放棄している。大英博物館は、世界の珍奇物コレクター、ハンス・スローン卿の天産物の大コレクションの寄贈、ルテリエ家からのエジプト考古コレクション、コットン家、ハーリー家からの文庫コレクションなどを受けて1759年開館し現在に継続している。一方、わが国においては諸大名の所持した金銭価値

の伴う最高の美術品は各家一括のコレクションとして明治維新まで守られた。この頃江戸で、世界の博物館情勢を具に反映した、国家的受け皿があれば、記録による名声だけでなく、心血を注いで蒐集した物が、さらにコレクターの本質の多くを今日に伝えたに違いない。

本稿執筆に際し、日頃お世話戴いております加藤有次先生、青木豊先生に感謝致します。また、執筆に際し、山本哲也助手、金成南海子氏の協力を得ましたことを合わせて感謝いたします。

註

- 註1 加藤有次 1996 『博物館学総論』雄山閣
註2 内川隆志 1991 「郷土教育の変遷Ⅰ明治～昭和初期」『國學院大學博物館学紀要第15輯』國學院大學博物館学研究室
内川隆志 1995 「郷土教育の変遷Ⅱ昭和初期の郷土教育と博物館」『國學院大學博物館学紀要第19輯』國學院大學博物館学研究室
註3 伊藤寿郎 1995 「市民のなかの博物館」吉川弘文館
註4 岩淵淳子 1994 「美術館の誕生」岩波新書
註5 横浜開港前の安政五年（1858）頃のバリの芸術家のサロンでは日本の浮世絵が歓迎されていたと言われる。1862年の第三回ロンドン万国博覧会には、イギリス公使オールコックが日本で蒐集した漆器・陶磁器・銅器・鉄製品・七宝・書画・甲冑・刀剣・燈籠・提灯・蓑笠・履物・和時計など九百点以上の品々が展示された。1867年の第四回パリ万国博覧会には徳川昭武を幕府代表として派遣し、187箱の日本美術、物産を展示した。幕府の他に佐賀藩、藤摩藩が独自に参加し、それぞれ500箱以上もの品々を持ち込んだ。これらの日本美術は決して優れたものではなかったが、ヨーロッパの人々の心を捉え、印象派の画家達にも影響を与えたことは言うまでもない。また、

この頃パリでは、マダム・デソワが日本工芸の店を開いたという。

維新後の1873年に開催されたウイーン万国博覧会の日本政府公式参加によってヨーロッパにおけるジャポニスムのブームはピークを迎える。この時政府は、竹葉商若井兼三郎に委嘱して「起立工商会社」を設立し、工芸品ばかりでなく日本古美術をも広く商品として売りさばいた。御雇外国人であるフェノロサやヒゲローもここから古美術を購入している。ジャポニスムのブームは、1876年に開催されたフィラデルフィア万国博覧会においてアメリカへも飛び火した。

- 註6 脇田晴子 1985 『室町時代』中公新書 他
註7 『御物御西目録』は、能阿弥が撰述した義満以来の足利家歴代収集の中国絵画の藏西目録である。九十点におよぶ絵画を材質、形態別に分類し、画材、作者、賛者が記録されている。
註8 佐藤豊三 1976 「『室町殿行幸御筋記』と雑草室印」『東山御物』根津美術館・徳川美術館大塚工芸社
註9 蔭涼軒は、京都五山第二位の相国寺にある塔頭（たっちゆう）・鹿苑院に設けられた将軍のための書齋である。蔭涼軒をあずかる僧は蔭涼職と称され、五山の人事を司る要職であ

博物館学史の一視点

る鹿苑僧録を補佐する役にあたっていたが、立場上次第に將軍との関係を深化させていき鹿苑僧録にまさる権力を得るようになる。「蔭涼軒日録」は蔭涼職に就いていた季瓊真薬(きけいしんずい)と亀泉集証(きせんしゅうしやう)の在任中の日記。

註10 往古道具偵段付少々記ス

- 一 徳林所持ノ橋姫ノ壺(六斤入)片方ニ大キナル石有コブノをし形ハよし土薬も上々の壺となり、茶能持也、代五万疋の主アレとも持主十万疋ト云テ不出ト也
- 一 鶴首ハ小壺茶入土薬上々也一二三ふくを入御物也、昔ハ五千疋ナリシ、今ハ二万疋仕候
- 一 徐熙白梅の絵唐鳥を絵く色調ヨシ、粗地上絵二万五千疋ト云へとも不出ト也
- 一 合子スノ色也少底アリ、形此ヨシ万匹ト云
- 一 天目形此中ノ下也千匹ト云
- 一 袋ヤ所持三カ月ト云壺(七斤入)形少シカタフキシ故ノ名也ト片方ニ印有テ上々ノ壺也、千貫余ニ留トモ不出其後舉ヘ遣スヨシ
- 一 夏珪ヘ墨絵(堅絵也)十三飾ノ内也、春ノテイヲ書トナリ、表具吉、一万五千疋ト也
- 一 油滴ノ天目七千疋ト也
- 一 灰蒙ノ天目中位ノ出来ナリ、黄薬少シ有、形比吉万疋斗ト也
- 一 川口手ノ釜九寸七分口広サ五寸七分惣高サ三寸五分端ヨリ下タ二寸一分、上ニ紋有萩ノ葉所々ニスカスカニ有、地ハアレタリ、金ムラハ少しモナシ、端厚ク広シ、端ノ上ニ二三カ所クホミ肩クリ口ナリ、口アツシ、ツマミノ穴広シ、疵少シモナシ、堺ノ釜ヨリ尋常ナリ、十万疋ニモ不出ト也
- 一 掃花ノ水指色吉、友フタ打キセフタ也、無類の水指也。金銅物南盤ノ天下トナリ、三万疋今ハ五六万疋ソト也
- 一 柑子口ノ柄杓立少シ鈔アリ、胡銅ノ物ノ紋有、形此手モ吉、金モ吉、前ハ堺天王寺ヤ宗伯所持ヲ二万疋ニ取今三万疋ニ不出ト也
- 一 合子何レヨリモ金上々、常ヨリモ口ノすじ細シ、堺奈良ヤ明眼久シク所持、十ヶ年先ニ三

万疋、今ハ五万疋ト也、他ヨリ口ヲ少シシメタルト也

- 一 平建水口五寸斗、豎一寸二分、南蛮物口ニ筋有、色吉樋目有ト也、堺ヨリ先年千疋ニ取、今万疋ニ望人多シ、無類ノ物トナリ
- 一 蓮葉ノ隠家胡銅色、広サ三寸余、金ノ手上々ト也、代三千疋斗
- 一 印ノ隠家、胡銅面二寸五分四方ニ九キ也、ウラニ十二支ノ文字十二マワリニ有、其キワニ夫々其生類ノ形ヲ付ル中ニ五分斗ノ丸キ穴アリ、印ノ丸サハ一寸四五分程ノ印有、マワリニヨウヲ入ル、金ノ手上々也、五千疋也、今ハ過分ニテ可有ト也
- 一 花入桃底文有金ノ手上々代五万疋
- 一 釣船クワテキト云長六寸三分、横三寸余、代十万疋トナリ
- 一 一葉ト云桂花瓶青磁ノ物也、長サ六寸斗、ヨウヲ三ツ入ル、形ハ鈴ノ様也、昔ハ万疋也、今ハ下直也
- 一 牧溪林檎ヒツサキ枝に三ツ四ツナリタルヲ絵カク印ハ二所ニ有、是ハ武田殿ヨリ京兆ヘ、紙ノ内キレイ前万疋也、今五万疋
- 一 王若水ノ小絵粟ニツツナル絵、サイ色同、片方ハ枇杷ニツツナリタル因、唐鳥有、此二幅代万疋、粗地ナリ
- 一 張遠センメンニ草花ヲ絵カク一本ニ花五リン斗、同片方ニ長春花大小五ツ斗、粗キレイ也、代万五千疋
- 一 香炉ヒ、キ少々アリ、中ノ下程成物形比吉、代万疋也
- 一 存世ノ香合一寸五分斗ノ大キサ無類也、代五千疋
- 一 輪盤六寸四方ニ九キ也、面ニ龍ヲ具ニテ入ル、厚サ一寸二分ホト小壺一ツ被置、今ハ桃底ノ花入ヲ被置トナリ、堺ヨリ出ル、無類ノモノナリ、代五千疋トナリ
- 一 牧溪鶴龍虎二幅大絵粗地也、万五千疋ニ取候而進藤山城守進上被召也名物トテ
- 一 同筆 夜竹五六本書横絵也、絵ノ名夜ノ竹ト申侍ルト也

博物館学史の一視点

- 一 虚堂墨跡十二三行有、横物、下間丹後守進上、代百万ト也
- 一 馬タライロ一尺三分有リ、金上々二千疋
- 註11 川越市立博物館 1995 『酒井忠勝にみる近世大名の姿』
- 註12 「雲州蔵長」は、「雲州道具買入帳」、「雲州名物帳」などと呼ばれる。不昧の手による「道具帳」記載の内容を没後、再三に亘って校訂されたものである。江戸の道具商伏見屋忠次郎や伏見屋甚衛門・甚兵衛父子らによって体裁が整えられ、天保年間（1830～1844）に流布本のかたちをとられたと云われる。『茶道古典全集』所収のものは、高橋梅園（1868～1946）による増補改訂版である。
- 註13 河原正彦 1988 「大名道具と茶」「伊井家の茶道具」 平凡社
- 註14 瀬木慎一編 1979 『東京美術市場史』歴史編 東京美術倶楽部所収
- 註15 石川県立美術館 1988 『前田綱紀展—加賀文化の華—』
石川県立美術館 1993 『前田育徳会の名宝百工比照』
- 註16 福井久歳 1937 『諸大名の學術と文藝の研究』394頁 厚生閣
福知山市史編さん委員会 1984 『福知山市史第3巻』116頁
- 註17 新田二郎編 1988 『吉川随筆前田氏乗越史料集成』によれば、前田正甫は、慶安二年（1649）富山で生まれ、寛文二年（1662）江戸に上り將軍に謁見、寛文十二年（1672）富山へ帰城する。藩政をつかさどる一方、武芸をたしなみ、また珍奇なものを好んだ。古銭蒐集に関して「公又古銭を愛玩しせられ遠近を問はず其の奇なるものを探り得て秘蔵せらる今に至るまで、都鄙愛泉家と稱するあり公は其の祖と云う」とある。
- 註18 斉木一馬 1964 『新井白石』吉川弘文館
- 註19 勝田勝年 1973 『新井白石の學問と思想』雄山閣
- 註20 瀬木慎一 1977 『真贋の世界』新潮社 158
- 頁
- 註21 註20前掲書
- 註22 近衛龍山（1536～1612）公卿、天文十六年（1547）内大臣、同十二年（1554）関白前嗣を改称。本能寺の変後出家し、嵯峨に隠居し東求院と号した。秀吉にも疎まれ、家康をたより浜松に寓した。秀吉の撰家彈圧の犠牲者でもある。歌道に通じ古今伝授を受け厚門流の書をよくした。
- 註23 明の李時珍が1590年南京で出版、歴代の名医、碩学の諸説を集成し、自説を加えたもの。わが国へは、慶長十二年（1607）林羅山が長崎で入手し、駿府に退隠していた徳川家康に献上した。
- 註24 矢野宗幹 1975 『江戸時代の科学』
- 註25 註24前掲書
上野益三 1994 『江戸博物学のロマンティズム』『江戸博物学集成』平凡社 他
- 註26 荒俣 宏 1990 『好奇心がとりもつ江戸博物大名ネットワーク』『芸術新潮』新潮社
- 註27 曾繁、白尾国柱に百巻を予定し、編纂を命じた。文化元年（1804）農事部・五穀部・薬部の三十巻が刊行されるが、その後は未完成である。
- 註28 藍水の薬品会に先立って大坂では宝暦元年（1751）京都の物産学者津島恒之進（如蘭）が物産会を開催している。
- 註29 中川泉三 1936 『木内石亭全集』
齊藤 忠 1962 『木内石亭』吉川弘文館他
- 註30 それぞれの段には、以下の奇石が納められていた。一、（葡萄石、混合石、黒紋石、山神太鼓）
二、（紫水晶、黒石、奇石、琉球石、梨子）
三、（青玉髓、雷クシ、鉄クサリ化石、八方タガネ）
四、（金剛保石、ナンダモンダ、ゴゼ貝化石、八星柿化石）
五、（琉球石爪、赤玉髓、チヤコウ石、玉釜）
- 註31 註29前掲書
- 註32 四代木村吉右衛門の委嘱によって晚鐘成が

博物館学史の一視点

- 編纂した。兼葭堂見聞の珍奇コレクション、見聞など九十余りが収録されている。
- 註33 大阪市立自然史博物館 1980 「木村兼葭堂貝石標本」『大阪市立自然史博物館 収蔵資料目録』第14輯
- 註34 種村季弘 1994 「木村兼葭堂」『江戸博物学集成』平凡社 128頁
- 註35 「兼葭堂雜録」には、「余平生茶ヲ好ム。酒ヲ用イズ。烹茶ハ、京師賣茶翁親友リ。故ニ其烹法ヲフ。老翁ガ茶具余ガ家ニアリ。」と記載されている。当時の文人趣味である煎茶道は、煎茶祖と云われる柴山元昭（賣茶翁高遊外）（1675～1763）から直に学び、翁の煎茶具も所有していた。
- 註36 隨筆雜著集 三卷 達磨屋活東子（岩本佐七）編。花の屋蛙磨磨（達磨屋五一）補助 文久三年（1863）成立。十部を一輯とし六輯六十種の近世俚俗の珍書を集めた。
- 国書刊行会 1926 「続燕石十種」第一巻 336頁
- 註37 安政二年（1855）刊行 著者 改田義彦
- 註38 国書刊行会 1926 「新燕石十種」第五巻 474頁
- 註39 岡村敬二 1994 「江戸の歳書家たち」講談社選書メチエ71
- 註40 清野謙次 1954 「学問上の連絡機構」『日本考古学・人類学史 上』岩波書店
- 註41 浜田義一郎 1963 「大田南畝」吉川弘文館 37頁
- 註42 小出昌洋1994 「耽奇漫録解題」『耽奇漫録』吉川弘文館
- 註43 「国書總目録」によると百冊余の著述が記録されている。
- 註44 吉岡 信 1995 「江戸の生業屋」青蛙書房（國學院大學考古学資料館学芸員）

著者	発行年	著作名	内容	備考
	貞治2年(1363)	仏日庵公物目録	工芸	
清磁正徹	弘和元年(138)～長祿3年(149)	「儉書記」上下巻		
	応永年間(1394～1428)	「観智院本銘尽」	刀剣	正和銘尽
	応永30年(1423)	「東奇子院刀剣鑑定書」	刀剣	
能阿弥・相阿弥	文明8年(1476)	「君台觀左右帳記」	工芸	
志野相温 写	文明～天文頃?	「室町殿行幸御筋記」	工芸	
斎藤利国(美濃国)	永正年間(1501～1504)	「往昔抄」一卷	刀剣	
宇都宮三河入道(足利義綱親物係)	永正年間(1501～1504)	「秘談抄」五巻	刀剣	
不詳	室町末期	「刀剣口伝」	刀剣	
能阿弥	室町	「御物御向目録」	絵画	
相阿弥	大永3年(1523)	「御飾書」	室札・工芸	
不詳	天文23年(1554) 写本	「茶人之因」	茶道具	
不詳	元亀元年(1570) 写本	「刀剣目利書」	刀剣	
山上宗三	天正16年(1588)	「茶器名物集」	茶器	
本阿弥光徳	文祿3年(1594)	「大岡御物刀録因」一卷	刀剣	重要文化財
不詳	慶長年間(1596～1615)	「解粉記」四巻	刀剣	
不詳	慶長7年(1602) 写本	「刀剣因語」	刀剣	
不詳	慶長7年(1602) 写本	「刀剣銘集成」	刀剣	
不詳	慶長8年(1603) 写本	「刀剣目術書」	刀剣	
不詳	慶長9年(1604) 写本	「刀剣鑑定口伝抄」	刀剣	
不詳	慶長9年(1604) 写本	「刀剣書」	刀剣	
石斎	慶長15年(1610)	「鍛冶系因」	刀剣	
松尾直清	慶長16年(1611)	「刀剣目利書」	刀剣	
中村親斎	慶長17年(1612) 写本	「刀剣書」	刀剣	
不詳	慶長19年(1614)	「諸銘尽」一冊	刀剣	
不詳	元和4年(1618)	「刀剣目利書」	刀剣	
不詳	元和3年(1617)	「鍛冶因之本」	刀剣	
加々爪民部少輔	元和5年(1619)	「相刀目録」	刀剣	
長谷川忠右衛門伝	元和6年(1620)	「刀剣家伝集」	刀剣	
長谷川忠右衛門伝	元和6年(1620)	「刀剣の因」	刀剣	
長谷川直次	元和7年(1621)	「刀剣秘事書」	刀剣	
不詳	元和年間 写本	「刀剣古写本」	刀剣	
不詳	寛永2年(1625)	「刀剣書」	刀剣	
不詳	寛永2年(1625) 写本	「刀剣鑑定秘訣」	刀剣	
不詳	寛永2年(1625) 写本	「刀剣銘鑑」	刀剣	
不詳	寛永2年(1625)	「古今鍛冶銘尽」	刀剣	
李時珍	寛永14年(1637)	「本草綱目」	本草	
落合光長	寛永18年(1641)	「刀剣」	刀剣	
本多庄左衛門	慶安元年(1648)	「刀剣極書」	刀剣	
古筆了佐	慶安4年(1651)	「古筆鑑」	古筆	
竹屋理安	万治元年(1658)	「古今銘尽」七冊	刀剣	研削及鑑定家
不詳	万治元年(1658)	「刀剣」	刀剣	
不詳	万治2年(1659)	「古刀秘伝鑑定書」	刀剣	
小島九郎兵衛	万治3年(1660)	「刀剣撰字集」	刀剣	日本刀剣の研究による
不詳	万治3年(1660)	「玩貨名物記」	工芸	徳川將軍家御物
小如舟	万治年間 写本	「鍛冶系因」	刀剣	
不詳	延宝(1673～81)頃	「刀剣目利書」	刀剣	
狩野永納	延宝6年(1678)	「本朝画史」	絵画	
斐川師宣内	天和2年(1682)	「好風掛物絵鑑」	絵画	
大村安秀	貞享元年(1684)	「刀剣秘宝」	刀剣	
木下義徳	貞享元年(1684)	「武用弁略」	武器	八巻五冊
不詳	貞享4年(1687)	「古今鍛冶銘尽大全」	刀剣	
源 美実	元禄3年(1690) 写本	「甲冑家伝」	武器	
不詳	元禄6年(1693)	「古筆手鑑目録」	古筆	
不詳	元禄7年(1694)	「陶器鑑定便覧」	陶磁器	三冊
伊藤伊兵衛	元禄8年(1695)	「花壇地綿抄」	博物(植物)	
貝原益軒	元禄9年(1696)	「和漢古今宝鏡14巻」	銭	
稲 若水	元禄9年(1696)	「怪物類聚」	博物	

第1表 蒐集と鑑識に関する文献・部分(著者、刊行年の明らかなものを中心としている)

佐久間光風	元禄12年(1699)		『甲冑温知録』	武具	
幕府御用刀師村田家	元禄16年(1703)		『刀劍御用留』	刀劍	
宣 武	宝永2年(1705)	写本	『甲冑凶解』	武具	
具原益軒	宝永5年(1708)		『大和本草』	博物(本草)	
二平宗信 写	宝永7年(1710)		『甲冑防方秘密相伝書』	武具	
寺島良安	正徳3年(1713)		『和漢三才図絵』	武具	
船 若水	正徳5年(1715)		『産物類纂』 前編	博物	
不詳	享保年間		『陶器後雜記』	陶磁器	
松平乗岳	享保年間		『三冊名物集』	茶道具	下総佐倉藩主 名物茶道具の記録
藤原龍平	享保2年(1717)		『刀劍帖』	刀劍	
不詳	享保3年(1718)		『万宝全書』	諸工芸	
不詳	享保4年(1719)	写本	『刀劍名物志』	刀劍	
近松茂矩	享保4年(1719)		『甲冑古伝』	武具	十巻
伊藤治郎右衛門綱	享保4年(1719)		『甲冑本義』	武具	
不詳	享保5年(1719)		『超越能刀鍛冶略伝』	刀劍	
明珍宗助	享保7年(1722)		『甲冑名実伝』	武具	
近松茂矩編	享保10年(1725)		『甲冑雜聞』	武具	
不詳	享保12年(1727)	写本	『刀劍書』	刀劍	
不詳	享保13年(1728)		『甲冑名実之巻』	武具	
近松茂矩	享保14年(1729)		『甲冑古伝附録得意書』	武具	
佐枝伊重	享保19年(1734)	写本	『甲冑威之注文』	武具	
近松茂矩 写	享保19年(1734)		『甲冑注文』	武具	
西川裕信	元文3年(1738)		『兩法彩色法』	絵画	
朝倉影衛	元文5年(1740)		『本朝軍器考附図』	武具	荒井白石の舅
佐枝種重・近松茂矩	元文5年(1740)		『矢鏃銘鑑』	弓矢	
丹羽正伯	延享4年(1747)		『産物類纂』 後編	博物	
賀茂真淵	寛延2年(1749)		『古器考』	神具など	
大岡春卜	寛延4年(1751)		『両史全要』	絵画	
木本保茂	宝暦8年(1758)		『本朝甲冑録』	武具	
建武綾足	宝暦10年(1760)		『漢画指要』	絵画	
伊勢貞丈	宝暦11年(1761)		『軍用記』	武具	
伊勢貞丈	宝暦12年(1762)		『刀劍問答』	刀劍	多くの写本有り
伊勢貞丈	宝暦13年(1763)		『刀劍図』	刀劍	
平賀源内	宝暦13年(1763)		『物類品階』	博物	
吉村周山編	天明4年(1767)		『尚論』	絵画	
松平頼恭	天明4年(1767)		『衆鱗図』 四帳	博物	
松平頼恭	天明4年(1767)		『衆禽図』 二帳	博物	
伊勢貞丈	天明5年(1768)		『甲冑雜聞疑目再言』	武具	
中村某	天明5年(1768)		『古今類字銘尽』	刀劍	
田村鑑水	天明7年(1770)		『琉球物産誌』	博物	
福島滄州	天明7年(1770)		『雲漢揮毫』	博物	
竹屋伊右衛門寿竹政熙	天明7年(1770)		『察刀規矩』 三巻	刀劍	
楠本雪溪	天明7年(1770)		『古今両載』 前編	絵画	5冊
松平頼恭	天明7年(1770)		『衆鱗図』	博物(魚類)	高松藩藩主
楠本雪溪	天明8年(1771)		『古今両載』 後編	絵画	8冊
伊勢貞丈	天明8年(1771)		『鎧色談』	武具	
伊勢貞丈	天明8年(1771)		『甲冑図説』	武具	
伊勢貞丈	天明8年(1771)		『平義器談』	武具	
伊勢貞丈	天明8年(1771)		『甲冑名所因』	武具	
平賀源内	天明8年(1771)		『陶器工夫所并範松図』	陶磁器	
伊勢貞丈	天明8年(1771)		『刀装類聚抄』	刀劍	
徳山又四郎	天明8年(1771)		『諸商図鑑』	絵画	
伊勢貞丈	天明9年(1772)		『甲冑深秘古伝』	武具	
伊勢貞丈	天明9年(1772)		『五武器談』	武具	
木内石亭	安永2年(1773)		『雲根志』 前編	博物	
木内石亭	安永2年(1773)		『奇石産誌』	奇石	
千葉庵卜	安永2年(1773)		『百器凶解』	筆道	
谷川士清	安永3年(1774)		『幻玉考』	考古	
谷川士清	安永3年(1774)		『石剣頭考』	考古	
伊勢貞丈	安永3年(1774)		『鏡鞍記』	武具	
中山頼山	安永3年(1774)		『珍貨百銭図』	古銭	

田安宗武	安永4年(1775)	『服飾管見』	服飾	
不詳	安永4年(1775) 写本	『刀劍造り三ツ変三ツ之事』	刀劍	
藤原貞幹	安永5年(1776)	『古瓦譜』	考古	
藤原貞幹	安永5年(1776)	『私初古瓦譜』	考古	
松井雪館(桂月)	安永5年(1776)	『尚問』	絵画	
源 高敏 写	安永5年(1776)	『甲冑色目考』	武具	
建部鏡足	安永5年(1776)	『漢河指雨』	絵画	
藤原貞幹	安永5年(1776)	『古瓦譜』	考古	
藤原貞幹	安永5年(1776)	『古瓦譜附録』	考古	
藤原貞幹	安永7年(1778)	『六棒図考』	工芸	
藤原貞幹	安永7年(1778)	『七棒図考』	工芸	
岡崎信好	安永7年(1778)	『扶桑神鏡集』	梵録	
伊勢貞丈	安永8年(1779)	『武器考見』	武具	
織田魚妙	安永8年(1779)	『新刀弁覽』	刀劍	
木内石亭	安永8年(1779)	『甲冑志』 後編	博物	
伊勢貞丈	安永9年(1780)	『鏡着甲次第』	武具	
不詳	安永9年(1780)	『茶器器録』 前編	茶道具	
木内石亭	天明年間(1781~1789)	『石亭行譜』	博物	
藤原貞幹	天明元年(1781)	『衝口覽』	工芸	
朽木昌綱(龍橋)	天明元年(1781)	『新撰泉譜』	古銭	
稲葉通龍	天明元年(1781)	『異劍奇賞』	刀劍	
不詳	天明2年(1782)	『茶器器録』 後編	茶道具	
朽木昌綱(龍橋)	天明2年(1782)	『新撰錢譜』 五卷	古銭	
木内石亭	天明3年(1783)	『勾玉問答』	勾玉	
大塚(繪)嘉出	天明3年(1783)	『刀劍略説』	刀劍	
藤原知明	天明3年(1783)	『碑考考証』	金石	
不詳	天明3年(1783)	『古今銀治年代記』	刀劍	
伊勢貞丈	天明4年(1784)	『貞史雜記』	有職	
藤原貞幹	天明5年(1785)	『古墳植物碑銘雜因』	金石	
小沢辰元	天明5年(1785)	『珍貨孔方因鑑』	古銭	
小沢辰元	天明5年(1785)	『改正珍貨方鑑』	古銭	
不詳	天明5年(1785) 写本	『刀劍因縁』	刀劍	
佐藤成裕	天明5年(1785)	『賀間本草』	博物	
川村羽積	天明6年(1786)	『奇銭百図』	銭	
高田丹東編	天明6年(1786)	『古尚要説』	絵画	
小沢頼福	天明7年(1787)	『西洋錢譜』	古銭	
朽木昌綱(龍橋)	天明7年(1787)	『西洋錢譜』	古銭	
松平不昧(治郷)	天明7年(1787)	『古今名物類聚』 序	茶道具	
木内石亭	天明8年(1788)	『百石斗考』	奇石	
山田茂右衛門吉睦	寛政年間(1789~1801)	『古今銀治備考』	刀劍	
不詳	寛政年間 写本	『刀劍因縁』	刀劍	
松平不昧(治郷)	寛政元年(1789)	『古今名物類聚』 前集五卷	茶道具	
市岡智寛	寛政元年(1789)	『雲彩寺所蔵古物之図』	博物	
大村成富・朽木昌綱(龍橋)	寛政元年(1789)	『弄銭命鑑』	古銭	
朽木昌綱(龍橋)	寛政元年(1789)	『新撰泉譜』	古銭	
不詳	寛政元年(1789) 写本	『刀劍因縁』	刀劍	
不詳	寛政2年(1790)	『甲冑録』	武具	
徳 久弥	寛政2年(1790)	『集古因縁』	絵画	
松平不昧(治郷)	寛政3年(1791)	『古今名物類聚』 後集七卷	茶道具	
伊勢貞丈	寛政3年(1791) 写本	『甲冑名所考』	甲冑	
藤原貞幹	寛政4年(1792)	『寛永錢譜』	古銭	
卯木弘邦	寛政4年(1792)	『古刀名尽大全』	刀劍	
中井接頼	寛政5年(1793)	『集古群鳳』	博物	
尾代弘賢	寛政5年(1793)	『金石記』	考古	
不詳	寛政5年(1793)	『刀劍名物略記』	刀劍	嘉永2年(1819) 安達成直写本
二宮守中	寛政5年(1793)	『陶器窯伝記』	陶磁器	
増山寺麿	寛政5年(1793)	『松秀園尚談』	書道	
堀田正教	寛政6年(1794)	『觀文角譜』	博物(鳥類)	
松平不昧(治郷)	寛政6年(1794)	『古今名物類聚』 続集二卷	茶道具	
藤原貞幹	寛政6年(1794)	『好古小録』	考古	
木内石亭	寛政6年(1794)	『竜作記』	博物	

木内石亭	寛政6年(1794)	『銀行伝記』	考古	
木内石亭	寛政6年(1794)	『雲根志別本』	博物(奇石他)	
本阿弥忠岐	寛政6年(1794)	『古刀秘苑』	刀剣	
不詳	寛政6年(1794)	『刀劍解懸記』	刀剣	
谷 文晁	寛政6年(1794)	『香函甲斐』	絵画	
度会光隆	寛政7年(1795)	『劍輝圖説』	銅鏢	
度会光隆	寛政7年(1795)	『劍輝今考』	銅鏢	
不詳	寛政7年(1795)	『刀劍故実叢書』	刀劍	
藤原貞幹	寛政8年(1796)	『集古園』	工芸	天保12年写本他
藤原貞幹	寛政8年(1796)	『好古目録』	博物	
伊勢貞春	寛政8年(1796)	『甲冑之図』	武器	
桂川興時	寛政8年(1796)	『甲冑便覧』	武器	
谷 文晁	寛政8年(1796)	『大和巡廻日記』	絵画	
木内石亭	寛政8年(1796)	『天狗爪石奇談』	絵画	東北大
柘植方理	寛政9年(1797)	『懐宝劍尺』	刀剣	
松平不昧	寛政9年(1797)	『古今名物類聚 拾遺四卷』	茶道具	
松平定信	寛政9年(1797)	『集古十種』	工芸	85巻 器物・書函谷文晁模写
朽木昌綱(龍媽)	寛政10年(1798)	『古今泉貨鑑』	古銭	
藤原香山	寛政11年(1799)	『中古甲冑製作序』	甲冑	中古一家町末期を指す
不詳	寛政12年(1800)	『刀劍鑑賞録』	刀剣	
不詳	寛政12年(1800) 写本	『甲冑辨』	武器	
木内石亭	享和元年(1801)	『雲根誌』 三編	博物	
中村竹洞	享和元年(1801)	『両道金四柱』	絵画	
伊勢貞丈	享和元年(1801)	『刀劍之図』	刀剣	
不詳	享和元年(1801)	『甲冑辨書』	武器	
不詳	享和元年(1801)	『茶道具組合会器物名品集』	茶道具	
中村竹洞	享和2年(1802)	『竹洞図説』	絵画	『中国書物落款集』 国書刊行会
不詳	享和2年(1802)	『刀劍図なまり』	刀剣	
斎藤彦麿	享和2年(1802)	『甲冑色目考評』	武器	
伊勢貞丈	享和2年(1802)	『刀劍口伝傳』	刀剣	
陶々居福	文化元年(1804)	『古筆名集』	書道	
三好条英	文化2年(1805) 写本	『刀劍論』	刀剣	
柘植平助	文化2年(1805)	『刀劍実物名鑑』	刀剣	
栗本丹洲	文化3年(1806)	『虫譜図説』	博物(昆虫)	
尾山春耕	文化3年(1806)	『川山蠶集』	絵画	
増山雪齋	文化4年(1807)	『蟲子帖』	博物(昆虫)	
木多忠憲	文化4年(1807)	『甲冑古図』	武器	
松岡行義	文化4年(1807) 写本	『甲冑図』	武器	
久野克寛樹	文化4年(1807)	『錢幣考道』	古銭	
久野克寛樹	文化4年(1807)	『錢幣考道図象』	古銭	
谷 文晁	文化5年(1808)	『歴朝名公歌譜』	絵画	
井上 直	文化5年(1808)	『甲冑着用品』	武器	
谷 文晁	文化6年(1809)	『大和巡廻日記』	絵画	
上田秋成	文化6年(1809)	『胆大小心録』	絵画	
水谷豊文	文化6年(1809)	『物品識名』	博物	
源 義博	文化6年(1809) 写本	『画像図本』	絵画	
松岡行義	文化7年(1810)	『刀劍雑考』	刀剣	
松平定信	文化7年(1810)	『甲冑伝』	武器	
栗本丹洲	文化8年(1811)	『千虫譜』	博物(昆虫)	
木内石亭	文化8年(1811)	『蕊晶目録』	博物(奇石)	1320点の所蔵品目録
赤堀方潤 写	文化8年(1811)	『甲冑工系図』	武器	
吉沢望府 写	文化8年(1811)	『甲冑大概集』	武器	
河村文鳳	文化8年(1811)	『溪河指山』	絵画	
市河寛斎	文化8年(1811)	『金石私志目録』	考古	
木内小篁	文化8年(1811)	『石亭翁鑑石目録』	岩石	
岡田元理	文化8年(1811) 赤堀方潤写本	『甲冑本源伝』	武器	
不詳	文化9年(1812) 写本	『刀劍槍薙刀刀』	刀剣	
川能村竹田	文化10年(1813)	『山中入鏡香』	絵画	
松村昌直	文化10年(1813) 跋文	『刀劍成間』	刀剣	
不詳	文化11年(1814) 写本	『鍛冶職人古法書』	刀剣	
石森正道	文化11年(1814)	『古武器之図』	武器	

渡辺里山	文化12年(1815)		「漫録」	絵画	
渡辺里山	文化12年(1815)		「萬向堂日記」	絵画	
川部正秀・千本隆欽樹	文化13年(1816)		「刀劍辯疑」	刀劍	
不詳	文化13年(1816)	写本	「加越能刀鍛冶銘尽」	刀劍	
伴 寛長	文化13年(1816)		「加越能刀鍛冶銘尽」	刀劍	
不詳	文化13年(1816)	写本	「甲冑着川次第」	武器	
不詳	文化15年(1818)	写本	「茶入日利之書」	茶道具	
不詳	文化年間(1804～1818)		「釜覚書」	金工	
大倉楚山	文政2年(1819)		「漢西遊記」	絵画	
野田敬明	文政3年(1820)		「金工鑑定秘訣」	金工	
三村航之	文政3年(1820)	写本	「刀劍武用論辨正」	刀劍	
吉沢忠良 写	文政3年(1820)		「古今鍛冶目録」	刀劍	
緑花亭園	文政4年(1821)		「釜類名物記并家本記」	金工	茶道
星代弘賢	文政4年(1821)～天保13年		「古今要覧稿」	類書	
馬場大助	文政4年(1821)		「詩経博物図譜」	博物	
市河寛斎	文政4年(1821)		「金石私志」	考古	
岡崎信英	文政6年(1823)		「刀劍性教録」	刀劍	
伊勢貞丈	文政6年(1823) 小山武孝写		「甲冑名考」	武器	
木村葉霞堂	文政6年(1823)		「壺茶翁茶具図」	煎茶	
不詳	文政6年(1823)	写本	「古刀銘集」	刀劍	
岡田樗軒	文政7年(1824)		「近世逸人画史」	絵画	
安田蒸鹿樹	文政8年(1825)		「長崎両面展覧拍摺」	書画	
鈴木見竜樹	文政9年(1826)		「刀劍古妻土産」	刀劍	
川部正秀	文政9年(1826)		「刀劍実用書」	刀劍	
飯尾接斎	文政10年(1827)		「古銭鑑大成」	古銭	
不詳	文政10年(1827)	写本	「刀劍器略略伝」	刀劍	
和田政勝	文政10年(1827)	写本	「刀劍三知伝」	刀劍	
不詳	文政10年(1827)	写本	「釜之形並茶碗」	金工・陶器	茶道
嘯山放雲老人	文政10年(1827)		「書画年契」	書画	
畔田翠山	文政10年(1827)		「水族誌」	博物(水族)	
清原重三	文政10年(1827)		「草木性譜」	博物(植物)	
清原重三	文政10年(1827)		「有澤草木図説」	博物(植物)	
毛利梅園	文政11年(1828)		「梅園奇賞」	書画・骨董	
田中清房	文政11年(1828)		「古刀銘集」	刀劍	
大西義方	文政11年(1828)		「刀劍銘譜」	刀劍	
本阿弥長根	文政12年(1829)		「校正古刀名鑑」	刀劍	
田能村竹田	文政12年(1829)		「石山齋茶具図譜」	茶器	
田能村竹田	文政12年(1829)		「竹田莊泡茶法」	煎茶器	
不詳	文政12年(1829)	写本	「煎治心得道加」	刀劍	
不詳	文政12年(1829)		「書画展覧録」	書画	
岩崎灌園	文政13年(1830)頃		「本草図譜」	博物	
曾 昶	文政13年(1830)		「鳥名便覧」	博物(鳥類)	
菅原長根	文政13年(1830)		「古刀銘鑑」	刀劍	
山田吉睦	文政13年(1830)		「古今鍛冶備考」	刀劍	
欽古堂龜祐	文政13年(1830)		「陶器指山」	陶磁器	
武藏石舟	文政13年(1830)		「風鳥音呼類」	博物(鳥類)	
安田雲輝	天保年間(1830～43)		「近世名家書画談」	絵画	
不詳	天保年間(1830～43)		「甲冑図説」	武器	
徳井田忠友	天保元年(1830)		「甲冑史」	銭	
田能村竹田	天保元年(1830)		「屏亦瑣々録」	絵画	
菅原長根	天保元年(1830)		「古刀銘譜」	刀劍	
田能村竹田	天保2年(1831)		「泡茶新書三種」	煎茶器	
田能村竹田	天保2年(1831)		「竹田莊茶説」	茶席・茶器の図	
千歳岡藤彦	天保3年(1832)		「絵馬鑑」	絵画	
本間百里	天保3年(1832)		「尚古銅色一覽」	銅	
河合頼良	天保3年(1832)	写本	「刀劍類考」	刀劍	
井家園草葉園	天保3年(1832)		「古今時人伝画像集」	絵画	
本間百里(遊治)	天保3年(1832)		「尚古銅色一覽」	武器	天保永年の「甲冑類鑑」の成図を抽出
畔田翠山	天保4年(1833)		「桜花記」	博物(植物)	
池田英泉	天保4年(1833)		「元名翁隨筆」	絵画	
不詳	天保5年(1834)		「刀劍録」	刀劍	

不詳	天保5年(1834)	『寶間本次』	博物(植物)	
不詳	天保6年(1835)	『釜形図』	金工	
不詳	天保6年(1835)	『古今鎖治徳考見出』	刀剣	
花月庵鶴翁	天保6年(1835)	『茶器録』	茶道具	
武蔵石舟	天保7年(1836)	『甲介分品彙』	博物(貝類)	
窪田清音	天保7年(1836)	写本 『刀装問答』	刀剣	
不詳	天保8年(1837)	『甲冑御目見姓名』	武具 名鑑	
不詳	天保8年(1837)	写本 『古今甲冑伝』	武具	
栗原信光	天保9年(1838)	『刀剣図考』	刀剣	
富永雨後	天保9年(1838)	『茶器名形圖』	茶道具	
不詳	天保9年(1838)	『甲冑伝書』	武具	
不詳	天保10年(1839)	『金工譜』	金工	
源 貞幹編	天保10年(1839)	『飲菓問譜』	絵画	松堂・呉春・応挙等画
佐藤安喜則 写	天保11年(1840)	『甲冑故実』	武具	
栗原信光	天保11年(1840)	『武器拾遺』	武具	甲冑の威毛52種を彩色図化
森 其蕉編	天保12年(1841)	『書画目録集覽』	書画	
栗原信光	天保14年(1843)	『甲冑図式』	武具	『集古十種』甲冑部より採録多し
栗原信光	天保14年(1843)	『刀剣図考』	刀剣	
栗原信光	天保14年(1843)	『彩色図説』	武具	
武蔵石舟	天保14年(1843)	『目入譜』	博物(貝類)	
畔田翠山	天保14年(1843)	『古名録』 八十五卷四十三冊	博物	
栗原信光	天保14年(1843)	『甲冑図』	武具	
松居雨後編	天保15年(1844)	『書画展覧録』	書画	
武蔵石舟	天保15年(1844)	『目入譜』	博物	
竹内定四郎	弘化頃	『刀劍人間五体之伝』	刀剣	
馬場大助	弘化元年(1844)	『船上花譜』	博物(植物)	
栗原信光	弘化元年(1844)	『鞍轡図式』	馬具	
森 久寛	弘化3年(1846)	『刀装類聚抄』	刀剣	
江川留吉	弘化3年(1846)	写本 『金工銘譜』	金工	
木村兼霞堂	弘化3年(1846)	『兼霞堂日本石譜』	鉱物	
吉田峻山編	弘化4年(1847)	『書画人名録』	書画名鑑	
後藤家	弘化4年(1847)	『古今金工便覧』	金工	
中西誠忠	弘化5年(1848)	『画像類加』	絵画	
川喜多直一郎	弘化5年(1848)	『古今墨蹟定便覧』	書道	
松岡行義	嘉永元年(1848)	『甲冑著用図』	武具	
小林祐成	嘉永元年(1848)	『武器石目』	武具	
山本世徳	嘉永元年(1848)	『百品考』	博物	
不詳	嘉永2年(1849)	写本 『刀剣名伝』	刀剣	
不詳	嘉永2年(1849)	安達成武写本 『刀剣名物略記』	刀剣	
関 文川	嘉永2年(1849)	『両式指掌』	絵画	
朝岡信義(興植)	嘉永3年(1850)	『古画備考』	絵画	
不詳	嘉永4年(1851)	『書画伝段付』	書画	
臥遊軒主人	嘉永4年(1851)	『刀剣精論』	刀剣	
小川海徳	嘉永4年(1851)	『画題石巻』	絵画	
中川藤四郎編	嘉永4年(1851)	『書画早引一覽大全』	書画	
朝 尊	嘉永5年(1852)	『刀剣五行之論』	刀剣	
小林信敬	嘉永5年(1852)	『両家新田真偽雜記』	絵画	
大山義信	嘉永6年(1853)	『甲冑着用指用』	武具	
不詳	嘉永7年(1854)	『刀剣秘談』	刀剣	
不詳	嘉永7年(1854)	『刀剣問答図式』	刀剣	
不詳	嘉永7年(1854)	『加越能鎖治一覽表』	刀剣	加能郷土辞彙による
杉村武功 写	嘉永7年(1854)	『甲冑雜書』	武具	
不詳	嘉永7年(1854)	『甲冑着用図解』	武具	
林 勝大	嘉永7年(1854)	『甲冑用図解』	武具	
田内 啓(梅軒)	嘉永7年(1854)	『陶器考』	陶磁器	一卷二冊
不詳	嘉永年間(1848-54)	写本 『漢商品附 日本両姓名』	絵画	
矢沢幸郎	安政元年(1854)	『本朝武器銘鑑』	武具	
林 勝大	安政元年(1854)	『甲冑便』	武具	
桐谷	安政2年(1855)	『品物考証』	博物	
興倉辰行	安政2年(1855)	『木屑写真問譜』	博物(魚類)	
木村兼霞堂	安政3年(1856)	『兼霞堂雜録』	博物	

尾関普兵衛	安政3年(1856)	『古今鍛冶錄早見出』一冊	刀剣	
尾関永富綱	安政3年(1856)	『古今鍛冶錄早見出』	刀剣	
尾関永富	安政3年(1856)	『古刀銘鑑』	刀剣	
谷川士清	安政3年(1856)	『切玉考』	考古	
木村孔恭・晚鐘成	安政3年(1856)	『甚西堂雜録』	博物	日本隨筆大成7
森岡朝尊	安政4年(1857)	『新刀銘集成』	刀剣	
宮田十郎左衛門	安政4年(1857) 市部信民 写	『甲冑着川図』	武具	
大島 恭	安政4年(1857)	『古今南画集覧』	絵画	
中原謙前	安政4年(1857)	『長刀考証』	刀剣	
櫻井記明	安政5年(1858)	『刀劍道標』	刀剣	
菅 定俊	安政5年(1858)	『甲冑仕立注文』	武具	
長島良三	安政5年(1858)	『漢画名家集巻』	絵画	
行方水谷綱	安政5年(1858)	『品物類聚』	博物	
岡 安定	安政6年(1859)	『品物名彙』	博物	
朽木八綱(龍岡)	安政6年(1859)	『洋貨圖録』	古銭	
不詳	万延元年(1860)	『西廻合巻』	絵画	
河鍋晚斎	万延元年(1860)	『巨齋画譜』	絵画	
高橋草坪綱	万延元年(1860)	『集古名公画式』	絵画	
不詳	万延元年(1860)	『絵巻物目録』	絵画	
柳亭大人	文久元年(1861)	『新書画図録』	書画	
川口武普	文久元年(1861)	『家中故実具足諸流着形』	武具	
新野三才	文久2年(1862)	『甲冑故実奥義』	武具	
鷺見保全	文久3年(1863)	『家中故実着川伝』	武具	
不詳	文久3年(1863) 写本	『甲冑之記』	武具	
真野家伝	慶応元年(1865)	『甲冑故実之書』	武具	
不詳	慶応2年(1866)	『南宋書画品類録』	書画	
安楽堂楊	慶応2年(1866)	『泉譜』	古銭	
神貨堂	慶応2年(1866)	『珍貨集』	古銭	
橋 実成	慶応2年(1866)	『刀鑿譜』	刀剣	
青山延光	慶応3年(1867)	『刀劍録』	刀剣	

博物館と遺跡展示

Museum and Display of Site

下津谷 達 男
Tatsuo SHIMOTSUYA

1. 遺跡と保存
2. 博物館展示と保存
3. 遺跡情報の活用

大分前のことになるが、昭和53年（1978）千葉県博物館協会が県内の博物館全部を紹介する「千葉県の博物館」¹¹を刊行したことがあった。

従来の博物館案内では博物館だけが収録されるのが普通であったが、今回は勿論博物館を中心にするが、周辺の文化財、遺跡も紹介しようと提案し、その方針で編輯したのである。頁数などにも制約があり、果たして十分に成果を挙げたとはいいきれないが、その意図は表現されたと思う。当時私の所属する野田市郷土博物館では、博物館が文化財行政をも担当し（現在は教育委員会に移っている）、史跡・山崎貝塚の買上げ、整備・管理をし、また重要文化財民家の移築・管理もしていた経験から、博物館は建物内部のみでなく、もっと広く地域の文化財に関与すべきであると、常々考えていたからであった。

1. 遺跡と保存

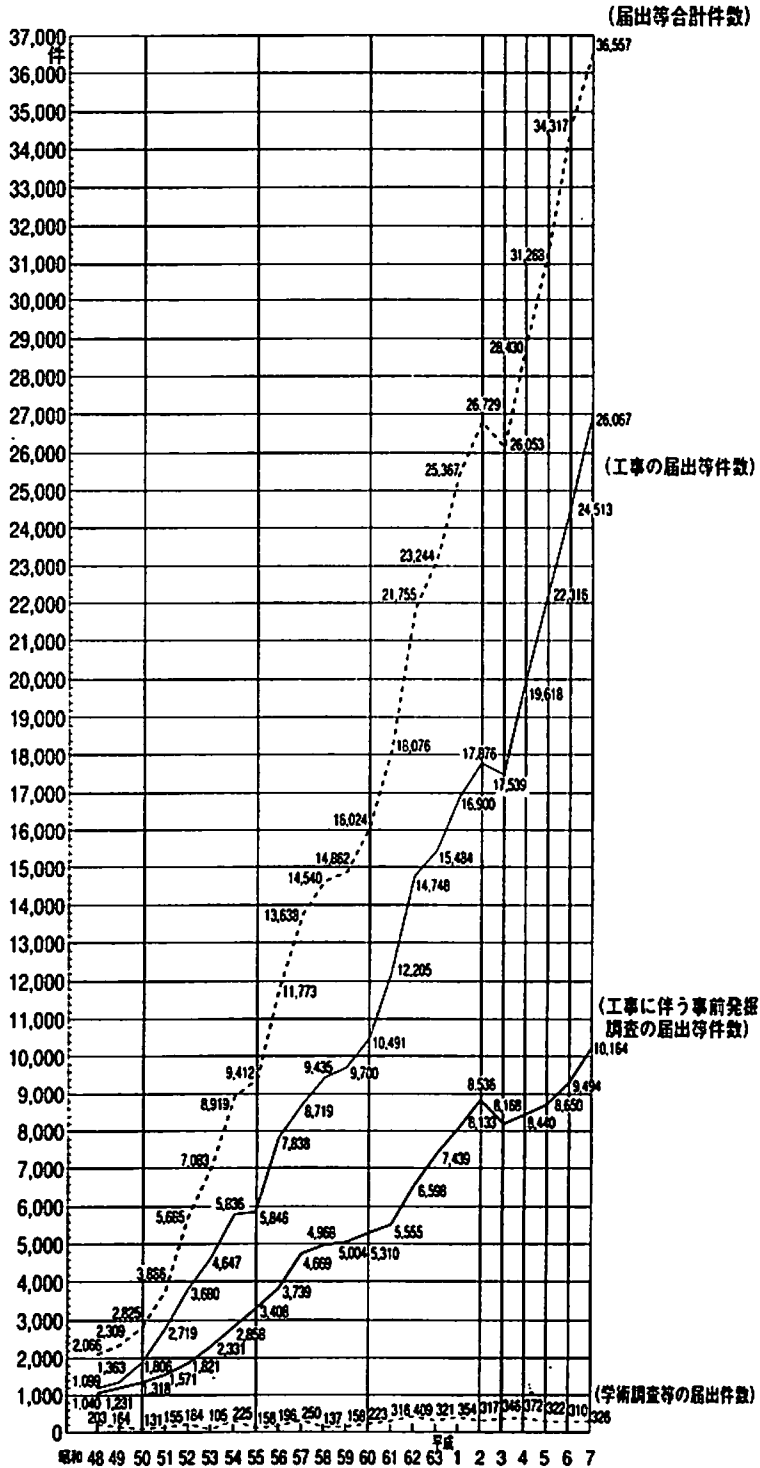
近年考古学的調査が大規模化し、長期間調査する遺跡が増大している。資料1は文化庁文化財保護部記念物課、西田健彦氏の作成したものであるが、これを見てもわかるように

4. 博物館保存技術と遺跡
5. 遺跡展示の二つの方法
6. もう一つの遺跡展示

昭和48年度（1973）、1,243件であった発掘調査は、平成7年度（1995）には10,490件にも及んでいる。このうち学術調査は昭和48年度には203件、即ち約6倍強が緊急調査となっている。ところが平成7年度には総件数10,490件のうち、学術調査は326件、実に32倍以上が緊急調査となっている。このような調査のうち、かなりは大規模調査となるのであり、そのために遺跡の性格が明らかとなり、保存を望む声も出てこよう。しかし一方では調査はしたが保存できない遺跡が大部分であり、記録として残される。「記録保存」という発想である。

実際日本全国で遺跡数はどれ程あるか、公称38万カ所というが、実際は40万カ所、或いは50万カ所ともいう。このような差は、一つにはまだ全国的に見れば、全市町村に埋蔵文化財担当者が配置されていないということ、さらには遺跡のとらえ方がまちまちであって、一つの遺跡を数遺跡に数えたり、逆に数遺跡を一つにくくるといのように、人により、地域により数え方が一定していないためでもある。それぞれの地域での担当者の主観によることが多いということもあって、全国的に正

資料1 発掘届等件数の推移図



確な数を把握するのに困難を伴うということ、さらに遺跡はまだ開発によって増加する一途にあるということも、確定数を出すことを難しくしている。

比較的研究者・担当者の多い千葉県においては、旧石器時代448カ所、縄文時代6,236カ所、弥生時代1,088カ所、古墳7,116基（うち前方後円墳567基）、その他を含めて県内遺跡数23,182カ所と、一応の総数は出せるが、これとても平成7年度という限定がつくのであって確定数というわけではない。このように考えてゆくと、遺跡数は何時になっても確定数は出せず、推定数に終始するという事になる。

昭和35年（1960）～37年では公称15万遺跡とされたが、55年（1980）12月には29万遺跡、それが38万遺跡、40万遺跡というが、日本列島約37万km²のうち、居住可能といわれるのは約15万km²。この面積に遺跡をのせると、単純平均で29万遺跡では500m²あたりで一カ所、40万遺跡とすれば375m²で一カ所、50万遺跡すれば300m²で一カ所という計算になる。しかも遺跡は点でなく面であり、300～500m²という遺跡面積はきわめて小さく、この程度の広さの遺跡は非常に特殊で、小古墳といっても群集墳が通常であり、500m²という面積よりも遙かに広がる。このように考えれば、列島の居住可能地域は、まずすべて遺跡であるということになり、事実、各地での調査はそれを裏づけていよう。

このような現状のなかで遺跡保存をどのようにすべきか、考えなければなるまい。遺跡保存はすべての遺跡について考慮しなければならないという公式論はさておき、できるだけ保存の手段をこうじたいというのは、考古学研究者でなくても、誰しも思い願うことである。しかし、これを優先していたら、道路も、住宅も、工場も、学校も、公園もできず、止むを得ず調査した記録を残す処置をとってきたのであるが、調査した結果、学問的に重

要と考えられるものについては、保存されることも多くなってきた。

とはいえ、遺跡保存は云うのは易しいが、実務面ではかなりきびしい仕事である。全国どこでも遺跡の存在が喜ばれる地域は殆どない。それどころか利害関係もからみ、大部分は全くの邪魔者扱いとなることが多い。まして調査中、或いは終了後の遺跡保存について、行政の各分野が積極的にのり出すことは少なく、各部局との折衝に気を使うことが多い。場合によれば担当者はその地域社会或いは行政部局の中で異端視されかねない。幸いにして報道などでとりあげられ、重要性が広く周知される流行児的な遺跡の場合は、行政も保存にのり出すが、さほど騒がれない遺跡については、一步も二歩もさがって様子を見、何時の間にか担当者が浮き上がるということも決して珍しいことではない。担当者が研究者である場合には保存希望は人一倍大きいのに、研究者であるためという色目で見られることもあって、思うように仕事が進まず、自分自身を責める事態が生じた例もある。殊に他の研究者から遺跡の重要性を指摘され、保存措置を強く求められた場合など、担当者は理想と現実の狭間で苦しみを増すことになるのである。

いずれにしても、遺跡保存となると、土地所有者の意向、公有化の問題などがつきまとい、遺跡の重要度が高くとも理解を得る時間的余裕、予算、熱意などがともなわない限り保存はできない。これらの条件を満たす遺跡がどれ位あるか、担当者、研究者の熱意がこれらの条件をつくり上げてきたのである。さきに述べたように遺跡は今後も増加しようし、それらを全部残すことは不可能である。従って保存すべき遺跡の選択も当然でてこよう。

遺跡の選択、これは本質的には決して賞められるべき行為ではないが、しかし現実の行為としては止むを得ない。それだけに残された遺跡についてはその保存・活用にどれだけ

博物館と遺跡展示

の知恵と財政が注がれるか、むしろ注がなければ残した、保存した意味がないということになろう。

2. 博物館展示と保存

博物館の機能のなかに展示機能がある。博物館と来館者とを結ぶ接点であり、殆どの博物館利用者の展示室での印象が、博物館全体の評価につながることが多い。このため最近の博物館の展示室、殊に常設展示の展示技術の進歩は目をみはるものがある。

展示手法・技術・展示設備の発達は、さまざまな博物館を実験台として展開されてきた。博物館展示は、一つが完成するとそれで完了するのではなく、次のステップへの踏み台となる。博物館学芸部門には、このような技術の蓄積があり、発想があるのである。永年にわたる展示展開の実務が、一つの資料の展示、一グループの展示にも生かされ、資料のもつ意味を余すところなく表現できることが望ましい。これには資料の背景・時代・環境など資料から情報を引きだせる力をもつことが必要になろう。この資料調査、研究などには博物館学芸員の力によることが大きく、博物館の重要な機能の教育・普及活動も、研究活動・業績の積み重ねがあって可能となるのである。しかも博物館学芸員の行なう研究が一般研究者と異なる点は、展示その他に資料の保存・活用をふまえての研究であって、その仕方が、態度が少々違うことが指摘できる。学芸部門にある人達は研究者であると同時に、資料に関する的確な判断、熟練した取扱いが求められるし、また優れた教育者であることも要求される。資料は活用しながら、それを保存し、将来にわたって残していかなければならない宿命を、博物館はもっているからである。保存してゆくことも研究であり、技術である。

博物館の展示室は資料にとって必ずしも良い環境とはいえない。少ないにせよ常に照明をあび、入館者にとって快適な温湿度と、入

館者のもたらす塵埃などは、資料にとって展示室は決して好ましいとはいえないだろう。流石に照明について近時の博物館は、時としてはこれ程までと思うくらいに照明をおとしているのも見受け、資料劣化を防ぐてだてとしている。

このように博物館は本来、収集された資料を保存する研究、活用する手段・研究、技術の開発を主目的にしているのであって、保存を全く考えないということはありません。

3. 遺跡情報の活用

遺跡についてみると、保存されるのは幸運な遺跡といえる。新発見の余り類例のない遺跡などは、当然人々の話題になり、研究者は勿論、報道関係者からも注目され、それなりの評価を受け、世論・行政を動かして保存に成功した例は多い。富山県下新川郡朝日町不動堂遺跡では長軸約17m、短軸約8mという巨大な楕円形竪穴住居が発見された。昭和48年(1973)のことである。このような大型竪穴住居の例はなく、発掘担当者は住居跡の調査をしながら、或いは壁をこわしたかも知れないと不安があったという。この住居形態が発見されると、積雪地帯ということもあって、大型住居の利用について幾多の説が出されたことは記憶に新しい。当然不動堂遺跡は県指定・国指定となり、公有化がはかられ、大型住居発見の嚆矢となり、縄文社会の再検討をせまることになった。同時に、発見された遺構(中期の竪穴住居21軒、深い土壌9)のうち大型も含めて三軒を復元して、一般に公開している。

遺跡・遺構の保存といっても、すべてについて対応できるものではなく、どうしても選択ということになるが、その基準については全国共通のスケールをつくるということにははるかに難しい。地域の理解度、財政的な裏づけ、研究者の数などさまざまな要素があり、

それらが一応の水準に達し、人々の熱意が保存を決定するといえよう。

遺跡の保存については、別稿で若干ふれることがあったので、ここでは余りふれないが、とにかく遺跡保存例は従来に比して多くなってきたのは事実で、活用する方策も各地で進められている。

遺跡を活用する手段として、住居跡の場合、上屋構造を復元し、その根拠を明らかにする手法が各地で広く行なわれてきた。さらに復元住居を使用しての生活体験は、かなりの成果もあげてきている。例えば竪穴復元住居で火を燃やすと、室内の湿度は殆ど気にならないこと、煙を出しても座っておれば煙くないし、まして寝ておれば全く煙とは関係なく、快適であること、室内温度は厳寒期でも暖かく、火のぬくもり（輻射熱）が体に伝わること、住居内の明るさは充分であることなどを体験している。そして住居内で火を絶やさなことが生活にとって必要なことも納得できたのである。さらに火を燃やし、煙を出し屋根に十分にゆきわたらせることが、実は屋根材の保存、強化に役立つことも体験したのである。これは後世の茅葺き屋根の保存にも通ずるものであった。近年の燃料革命によるプロパンガスの普及は、茅葺き屋根の破損・腐朽に手をかすこととなったのである。

竪穴住居の上屋を復元するだけであっても、実現のためには様々な情報を必要とする。不明な点も各地での調査の進展とともに明らかになったり、推測可能になる。柱の貫穴にしても、縄文時代の木材加工技術に、果たして存在したであろうかと思われていたが、福井県小矢部市桜町遺跡では直径22cm、長さ3mの丸太材が出土、これには中央に縦20cm、横18cmの貫穴が貫通しており、恐らく高床建造物であろうと推測された。この貫穴の存在は、当時の木工技術が極めて高度なものであったことを物語っているし、同時に堀立柱建物に高床の存在を推定させる重要な根拠となった。

青森市三内丸山遺跡に復元された高床建造物も太い柱に貫穴をあげ部材を挿入してあるが、この発想は桜町遺跡例を参考にしたという。

このように発掘事例から当時の生活復元が可能になってきたが、遺跡全体を復元し、展示するという点については、まだまだ問題は多そうである。一つには遺跡の保存・活用に関して、博物館が長年にわたって培ってきた展示技術の応用が少ないという点に帰着しよう。これは遺跡の管理が博物館でなく、各教育委員会の文化財担当があたっていることと無縁ではないように思われる。

4. 博物館保存技術と遺跡

個々の文化財は博物館に収納され、保存され、利用されてきた。博物館の重要な使命である。ところが土地にきざまれた歴史を物語る遺跡については、博物館がその保存・管理を担当している例は割合と少ない。

文化庁が主導した「風土記の丘」は現在15府県に設置され、それぞれ遺跡の特徴を生かした活用しており、それには博物館を設置して展示・教育・普及活動・資料の収集・保存・管理・研究など博物館のもつ機能を遺跡にまで及ぼそうとして企図されたものであったが、それぞれが懸命な努力をしているにも拘らず、大部分は博物館機能と展示技術を外の遺跡にまで応用できなかったのが現状であろう。だが博物館が遺跡を管理する形態は注目すべきであり、今後遺跡地全体を博物館化する方向へと進むのを、長い目で見る必要があらう。いわば野外博物館の設置と運営ということになるか。

遺跡の活用という点で、刊行物にも変化が現われている点を指摘しておこう。「月刊文化財発掘出土情報」誌の各号巻末に「史跡整備情報」が掲載されている。この情報誌で整備状況が位置づけられたのは平成3年（1991）4月号、通巻100号からである。ここでは宇都宮市根古谷台遺跡を中心に「うつのみや遺跡

博物館と遺跡展示

の広場」・高崎市日高遺跡の史跡公園化・東京都世田谷の「野毛大塚古墳の復元」・新津市八幡山遺跡群「花と遺跡のふるさと公園」・藤枝市南駿河台「志太郡衛史跡公園」・福岡市鴻臚館跡とすぐ隣りの舞鶴城跡などを核とする歴史公園の整備・佐賀県吉野ヶ里遺跡「弥生のムラ」復元・熊本県城南町塚原古墳群の整備と公園化・奈良県御所市名柄遺跡の葛城氏居館跡の整備復元・奈良県河合町佐味田ナガレ山古墳の整備と古墳公園化・愛媛県朝倉村「古墳の里整備計画」などの記事で埋められている。このなかには現在完成したもの、進行中のものなどもあり、情報として価値が高い。平成8年（1996）10月号には秋田県鷹巣町伊勢堂岱遺跡の縄文環状列石を現場から大館能代空港に移設・埼玉県さきたま風土記の丘の拡張・整備（その後、この遺跡は現場保存が確定した）、11月号には新津市八幡山古墳群の「花と遺跡のふるさと公園」内に県立埋蔵文化財センター開館・福井県三方町鳥浜に縄文公園・縄文博物館の構想・奈良県明日香村岡の酒船石北方の石積みが仮整備され、公開されたことなどが報ぜられている。勿論全国的にみれば、ほんのひとにぎりの遺跡が整備されるということに過ぎないが、活用への道を開きつつあるといってもよいだろう。

だが考えてみると、このような整備は前に述べたように文化財担当者の仕事であり、風土記の丘などを除くと、博物館関係者は殆ど携わらないのである。博物館は館内展示に遺跡を利用するとしても、模型として扱うのであって、実物を建物のなかにとりこめるといふ発想は少ないように思われる。模型で足れりとする考え方が博物館にも、文化財担当者にもあることは遺跡保存・活用に大きな問題となろう。

遺跡を博物館のなかにとりこむ試みは、実は早く千葉県加曽利貝塚博物館で行なわれている。加曽利貝塚博物館では貝塚断面を露呈し、また住居跡平面をそのまま展示し、実物

展示となっている。この方法は常に良好な状態を維持するために、目に見えない労力・知恵・財政によってカバーされており、何時でも新しい状態を見せるための研究が背景となっている。これは博物館であって可能であり、貝塚博物館の知恵が結集されたものである。このような実物展示は遺跡を建物で覆って保護し、良い状態を保存しているのであって、遺跡を野外で提示するのとは一寸異なるのである。野外では遺跡内部を展示というわけにもいくまい。遺跡内部は「剥ぎ取り」技法の使用が目立ち、その手法を駆使して発掘状況を展示する埼玉県富士見市水子貝塚公園の展示館がある。旧石器最初の発見地群馬県笠懸町岩宿遺跡展示館にも土層展示があるというように、かなりの博物館展示に「剥ぎ取り」は使用され、まだまださらに多用されるものと思われる。それほどにこの手法は公開・展示には優れたものであることを改めて実感するのである。

さて、遺跡を保存し、活用するためには、ただ保存するだけでなく、遺跡のもつ情報を引き出し、展開することが必要である。これを最大限に出そうとすれば野外にあるだけでは不十分であろう。遺跡と有機的に結びつく展示館などが必要になる。さきにふれた「風土記の丘」はそのために創出されたものではあったろうが、遺跡全体、或いは一部を建物（博物館）のなかにとりこむことは、殆ど考えなかったようである。風土記ではないが、遺跡・遺構を建物のなかにとりこむ方式は奈良市平城京展示館・佐賀県吉野ヶ里遺跡墳丘墓・福岡市鴻臚館などでの遺構保存というように、各地で遺跡を建物の中にとりこむ努力がなされ、成果をあげている。

博物館に遺跡をとりこむ考え方は、加曽利貝塚博物館であったが、これをさらに大規模化する試みも行なわれている。しかも博物館の展示として行なわれているのである。遺跡保存を兼ねて展示したものである。山口県豊

博物館と遺跡展示

浦郡豊北町土井ヶ浜に開館した「土井ヶ浜人類学ミュージアム」はその一例といえる。博物館は遺跡の傍に建ち、土井ヶ浜遺跡は勿論、弥生時代墳丘墓、人類学的な所見などを展示する。博物館展示棟を出てすぐ近く、遺跡地には周囲の環境を配慮し、屋根に土をかぶせ、緑で覆ったドーム状の建物があり、その内部には1次から5次までの調査で、埋葬人骨の発見密度の最も高い遺跡地の発掘したままの状態をレプリカによって再現している。解説は部分的に文字解説が配置され、全体解説は音声によってなされて理解を深めている。内部には必要な程度に照明は設置されているが果々と人骨が横たわり、埋葬された状態の再現とは思っても、見学者によっては好印象をもたないとの話を聞いた。この展示は実際の遺構ではなくて、レプリカであるが印象は強い。このように遺跡の上に発掘当時の様子を演出し、遺跡地の保護と展示を両立させる方法は判り易いが、これを如何に博物館展示と連結・連絡させるかが重要なこととなる。動線設定の問題ともからんでくるが、博物館本館とは別の建物という点、この点なかなか困難であろう。

平成6年11月開館した長野県立歴史館は、山上で復元された森將軍塚古墳の直下にあるが、展示には將軍塚古墳は強く意識していないような感じを受ける。聞くところによれば県立館に隣接して更埴市立森將軍塚館が近く開館（平成9年4月）する予定で、この展示で將軍塚に関する情報を大きく盛りこむとの事であった。大いに期待したい。博物館から復元され壮大な威容を誇る森將軍塚まで、徒歩ではかなりきついが、現在は市が運営するマイクロバスの便があり、博物館が開館した暁には両者の関連はより密接なものとなろう。問題は山頂に位置する古墳の維持管理だが、すぐ近くに市立博物館が設置されるのであるから、博物館と古墳との一体化運営がなされるのであろうし、史跡公園として現在以上の

配慮がなされることを期待したい。

古墳の復元として有名なものは兵庫県垂水区五色山にある五色塚古墳である。10年の歳月と2億5200万円という巨費を投じて見事に復元されたが、この復元に際して慎重な調査・研究が進められ、（森將軍塚古墳も同じだが）かなりの情報が提供されるようになった。現在は墳丘下に小展示室が設けられている。

松本市弘法山古墳も復元整備され、市民が現地を訪れる機会が多いようだが、この古墳に関する情報は近くの市立考古博物館に展示・公開されている。しかし、一寸距離的に遠い感じを受け、これらの一体化はどのようにするか今後の課題となろう。その意味で土井ヶ浜遺跡例、千葉市加曽利貝塚例も別棟構造・配置となっており、これをどのように博物館展示のなかにとり入れるか、動線設定とともに考えなければならない問題であろう。

5. 遺跡展示の二つの方法

遺跡と博物館を一体化させるべく、数々の試みがなされている。遺跡を利用して建造物その他を復元し展示する場合、通常二つの方法がある。一つは遺跡地に建物などを復元しようとする例で、古くは静岡市登呂遺跡をはじめとして、復元建物の場合、殆どこの方法による。しかしこれも僅か一軒、二軒程度では見学者に与える感動も少なく、広い敷地での各種遺構の復元があって、画一的でなく、生活臭のある復元と、管理・解説者の存在は最低限必要なものとなろう。

遺構が失われたか、或いは現地での復元が困難な場合など、詳細な記録をもとに博物館展示室に復元される方法もある。長野県立歴史館をはじめ、この種の展示は類例が非常に多い。勿論実物大のものであり、考古学上の遺跡から現代まで、その範囲は広く、センサーなどによって入館者に応じての点灯、一日の時間の推移など工夫がこらされ、興味深い展示がなされているのはよく知られている。

博物館と遺跡展示

この種の展示は費用は勿論のこと、それ以前に詳細・緻密な調査・研究の上で企画され、製作にも大変な日数と気配り・技術が要求されるのである。展示効果は適切な解説と共にはかり知れないものがある。このような展示のなかで、特に注目したいものの一つに広島県立歴史博物館での「草戸千軒町」の復元展示がある。この遺跡は昭和3年頃から有識者によって注目されてきたのであるが、福山市内を流れる芦田川の改修工事が進み、遺構・遺物が発見されるようになり、昭和36年(1961)から調査を継続し、今日に至った中世の町である。詳細な発掘記録と大量の発掘品により、当時の集落景観・生活の復元に成功している。展示室は大きく広くとり、立ち並ぶ民家、生活感あふれる道具類、思わず中世の生活に入ったような錯覚にとらわれる。周囲の壁面には出土品が展示されているが、決して目ざわりではないし、常設展示室からこの展示室への移行が、解説指導員の適切なアドバイスにより期待感がふくら、入室すると目前に広がる情景はそれを満足させるだけのものはあった。

この例をみても展示室内での遺跡・遺構の復元は、勿論その内容にもよるかも知れないが、思いきった広さ、空間を専有しなければ、単なる実物大模型に終わってしまうことを教えてくれる。そしてこの感動がさらに遺跡理解・学習へと進展するのであろう。

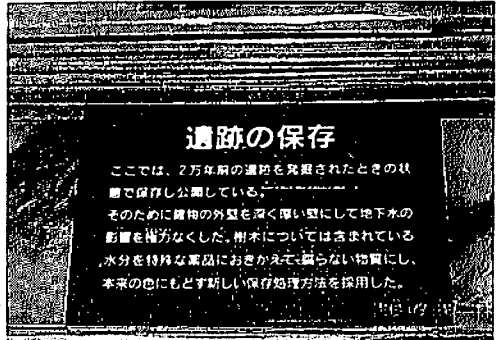
ただこの種の復元展示には、復元にあたっての根拠が、資料が展示室・図書室など、一般利用者が利用・閲覧できる部屋に明示されていない憾みがある。復元にあたっては当然それぞれに根拠があるのであるから、学芸員に聞くまでもなく、その記録にあたるような配慮が望まれる。

6. もう一つの遺跡展示

以上述べてきた方法とは大分異なった遺跡展示が誕生した。仙台市立地底の森ミュージ



地底の森ミュージアム



地底の森ミュージアム

アム(仙台市富沢遺跡保存館)である。さきに述べたように例えば加曽利貝塚博物館など遺跡に上屋構造をかぶせ、保護することは行なわれてきたが、それは遺跡部分だけの単独のものであり、平城京展示館といっても印象としては単独館の如き感じがする。

この地底の森ミュージアムでは遺跡地も展示物であり、遺跡を保存しながら展示しているのである。博物館の建物のなかに遺跡をとりこみ、発掘されたままの状況で展示されて、しかも入館者は入館するとこの遺跡の上に立ち、遺跡を見、映像解説などを見て次の展示室へと移る。博物館の動線に遺跡が組みこまれ、大きな感動をもって次へ向うのである。

富沢遺跡は約90haあり、市営地下鉄工事により水田跡が発見され、以来有名な遺跡となったが、昭和63年(1988)、30次調査で、その下に後期旧石器時代のキャンプ跡が発見され、

博物館と遺跡展示

焚火跡とその周囲に111点の石器があった。火を囲むキャンプが復元されるばかりでなく、当時の環境を伝える樹木・昆虫遺体・動物のフンなどもあり、これらから約2万年前の平均気温も7～8℃低いこともわかり、生活跡は狩猟活動時の痕跡であろうとしている。

発掘した樹木などはそれを保存するために埋め戻し、博物館を建設して、館内で再度発掘し、全体の保存処理をして展示するという方法をとっている。全体解説のための映像は壁面及びスクリーンを利用し、また部分的に遺跡解説がつけられて、博物館展示物としての性格を明確に位置づけている。そしてこの実物遺跡展示は博物館展示室の第一室にあたり、これはまた館全体の性格を端的に示すイメージ展示・シンボル展示ともいえよう。入館者は必ずこの部屋を通り、次の展示室へと

向うし、第二展示室へ向う途中、この遺跡を埋めていた各層毎の年代に合せた小展示がスロープ壁を使ってなされ、さらに動線に従って進めば遺跡全景が高所から俯瞰でき、また調査時の映像も見られる設計となって、遺跡を上から、横から眺め、観察できる。

第二室は一般常設展示であるが、この富沢遺跡の旧石器時代に焦点をあて、多角的に各方面から展示し、やさしい解説に終始している。

とにかく博物館という建物のなかに遺跡を入れ、博物館展示の一環として展開しているのは遺跡展示の新しい例として今後注目する必要があるし、当然学芸部門はこの遺跡の永久保存のために、毎日鋭意研究、努力しているのであるから、その成果の発表も期待したいところである。

註

註1 千葉県博物館協会が総力をあげて刊行した。これには中央公論美術出版社が多大な便宜をはかってくれ、これが契機となって『神奈川県博物館』『大阪府の博物館』などが刊行された。

註2 「月刊文化財発掘出土情報」1996年12月号
ジャパン通信情報センター

註3 下津谷達男 「考古学と遺跡保存」 栃木史学
11号 平成9年3月

(國學院大學栃木短期大學教授・國學院大學文学部講師)

博物館展示論研究史(1)

The History of Treatises about Display in Museum

青 木 豊
Yutaka AOKI

はじめに

1. 展示の基本理論史
2. 「陳列」と「展示」の用語変遷史

はじめに

1950年に、G.B.グード (George Brown Goode)の博物館理念を咀嚼吸収し、博物館学の祖と尊称される棚橋源太郎による博物館展示論の展開と1951年の博物館法制定から約半世紀を経た現在、展示の理論研究はともかく、展示技術は飛躍的な進歩を遂げ、ここ数十年の間は正に日進月歩とも言える勢いである。

この事は、新井重三の言う「栗原治夫の言葉を借りるまでもなく、言語学を知らなくとも言語を使用することは出来る。同じように、展示の理論を知らなくとも展示することは可能であるかも知れない。その故か、展示あって展示学なしの時代が比較的長く続いてきたように思われる。」と展示理論不在現象が上記を述べた1981年頃既に増幅していた事を指摘するものであり、本期以後のめざましい展示技術の発展は空洞化に更に拍車がかかったものとも看取せられる。

しかし、この事は博物館学に於ける展示論のみに認められる現象ではなく、医学と臨床医学に代表される如く、大半の学問分野に共通する特性と言っても過言ではなからう。

この急速に進展する展示技術を追従すると

3. 「陳列」・「展示」相違論史

4. 「Display」と「Exhibition」の概念の変遷
おわりに

も表現できる形で、それでも展示理論は序々に形成され、1982年に展示学会が設立され、「展示学」という旗をかかげて展示を「学」として体系づけようとする理念が出現するに至り、展示は従来博物館に於ける展示に留まるものではなく、商業展示等々と並列するよりグローバルな土俵での仕切り直しを必要とする時期に突入し現在に至っているものである。

本時流の中にあって、博物館の命題である「展示とは何か」を再度思考するにあたり、先ず展示(学)理論の研究史をまとめようとするものである。

1. 展示の基本理論史

1949年、木場一夫は「新しい博物館」⁴¹³の中で次のように述べている。

「博物館の中核的機能は展示であって、ある特別の場合、たとえば大学付属の腊葉館や、学校に資料を貸出す仕事を専門とする学校システム博物館などを除けば、いずれの博物館も展示とそれにつながる仕事が博物館の重要な責務となっているといつてよい。

展示は、その博物館の目的と技巧によつ

て左右されるが、展示品は、通常教授的なものと、審美的なものに二大別され、資料の種類すなわち、歴史・芸術・科学・応用科学の4大分野において、それぞれの特有の展示形態が採用され展示効果の発揮につとめている。

一般の社会人及び学校生徒と博物館とを結びつけることで最も重要な仕事は、展示品を興味深く展示することである。如何に博物館員が忠実に研究し、または博物館員の研究成果がすぐれていて興味があり、かつ重要なものであっても、研究した成果が見易い形に表現され、そして美麗で、人をひきつける魅力を持っており、学問的にまじめなものに表現されていなければ、博物館はその教育上の活動と効果を十分に発揮することができないのである。

いま自然博物館を例にとれば、さきに述べた資料蒐集・研究・出版の三つの段階は、この展示の段階にとって予備的のもので、完成した標本の展示は、前の三段階で蓄積されたすべての知識の結合したものと考えてよい。博物館においては、これら四つの段階が、無理なくむすばれていることにおいて、ことに展示が教育における本質的な部面である事によって、大学や研究所と違った特別な使命と機能とはたすことができるのである。」

と述べ、木場は先ず博物館に於ける展示は博物館諸機能の中での中核であり、従って展示機能こそが博物館を大学や他の研究機関と区別す最大の機能分野であると断定し、更に展示は博物館機能の中での集大成されたもので、資料の収集・研究・出版は展示の予備的な機能であるとすらい切り、博物館イコール展示といった公式を打ち立てているものと看取される。

また、一般社会と博物館とを結びつける要点は展示品を興味深く展示する事であると記し、アメリカの自然史博物館の展示例を多数紹介し、見る者を魅了する展示を追求しているものであり、特質的な事は展示資料を通常教授

的なものと審美的なものに二分割している点である。

1950年に博物館学の祖棚橋源太郎は、現代博物館に於ける博物館展示の基本理念について今日博物館学の宝典ともいわれるその著「博物館学綱要」¹⁴の中で展示の基本理念を次の如く明確に述べている。

「博物館で物品を陳列する目的は、第一は物品を観衆の眼に愉快に映ぜしめる事、第二は知識伝達の方便として物品を利用すること、この二つ以外に出でない。芸術作品は、品物それ自体を観衆の眼に訴へんとするにあるから、美術陳列の多くは自然第一目的の下に行われ、雅致に富むやう上品に排列して、照明の調和と、色彩の配合に意を用ひ、また目障りになるような説明札はこれら避けるようにするのである。これに反して歴史や科学に関する陳列では物品自体は、問題の唯一小部分を物語るに過ぎないから、自然第二目的に従って之を陳列し、系統的の排列と充分な説明に加へるに、更に図表、掛図其の他あらゆる具体的補助方便物に依るのである。然し斯うは云うけれども、芸術品と誰も先ず以て観衆によく理解されなければならず、歴史や科学の資料にしても、亦品物それ自体に於いて既に観衆に訴へる力を幾分有っているから、何う云う品物の陳列にもこの鑑賞と知識伝達の両目的を顧慮しつつ物品の性質に応じて、何れか一方に重きを置くに過ぎない。」

と記し、本棚橋理論は我国の博物館学黎明期に於ける展示理論の明示であり、本理論はまた今日これだけ展示技術が進歩した中でも何ら変わる事のない不変の理論と解釈されるものである。

先ず、棚橋の展示論の第一線とする「観衆の眼に愉快に映ぜしめること」は、博物館展示に留まらずあらゆる展示に要求され貫き通される基本要件であって、展示のもつ宿命と把握せねばならないものであろう。また、本要件は、1951年に制定される棚橋の草案によ

る博物館法の第2条(定義)「この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を取集し、保管(育成を含む。以下同じ)し、展示して、教育配慮の下に一般公衆の理用に供し、その教育、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行ない……」の中に認められる「レクリエーション等」の表現で反映されたものと思われる。

更には、本場の述べた展示資料の固有特性である「審美的資料と教授的資料」を区分した上で、具体的展示方法を示している。それは今日でいう鑑賞展示・教育展示を示唆するものであろうが、その上で博物館展示は美術館と歴史博物館や科学館といった専門領域の差違に基づき、それぞれが鑑賞展示と教育展示に専有しなければならぬものでは決してなく、博物館展示にはその両者が必要であると断定しているものである。

次いで、博物館展示を教育活動に位置づけ、理論展開を試みたのは鶴田総一郎で、1956年『博物館学入門¹⁵』の中で展示を教育普及法の第1項に設定し次の如く記している。

「従来の書物が展示(陳列)という言葉をつかい、或いは陳列という言葉と並列して「教育活動」「教育上利用」というような言葉を使用しているのは、前者は主たる目的を表わしているが、全目的を包括していないという意味で、後者は展示と教育普及を同格に扱っているという点で賛成できない。なぜならば、なるほど展示は物の面から、教育活動は働きの面からみているという違いはあるにしても、「もの」を媒介として教育普及するという博物館の建前から云うと、切り離して考えるのは片手落ちにすぎと思う。つまりこの両者をひっくるめて「教育普及」するのであり、展示はそれを達成するための方法のうちの一つにすぎないのである。もちろん展示が方法的には欠くことのできないものであり、重点をおかねばならぬということは論ずるまでも

ないことである。」と述べ、更に「博物館は果して利用者の人格を尊重して、その興味をはずさぬよう渾身の努力を傾注しているか。従来展示を主体としている限り否である。たとえどのように努力してあるにせよ、一面的な解説をつけただけの、冷たくおし黙っているだけの資料を並べて、本筋を通したとしているのは果して現代のセンスに合致しているだろうか。もちろん、学術研究というような内容にまで高められた利用という場合には、さほどかようなことは苦にならない。というのはその利用者は既に自身の力でしっかり資料と結び付いてしまっているからである。ところが博物館最大のねらいとしている「大衆」は全然くいついてもこないし、見向きもしてこない。このことは、歴史的にみれば「展示」が主体でよかった時代もあろうが、いまではそのままでは遺物的方法になりつつあるということである。ここに、展示から教育活動へという方法の移行がみられる。」と力説し、展示教育論を明示し多くの研究者の同調を得、今日まで受けつがれている理論となっている。

次いで、1971年に富士川金二¹⁶は、「展示は、博物館独特の機能の1つであって、きわめて重要な機能というべき業務である。資料を教育ならびに学芸研究などに供するためには、その種類、性質によって、歴史、芸術、科学等において、それぞれ特有の形態により、もっとも適切な方法による展示を行ない、その真価を発揮せしめるようにつとめねばならないのである。

参観者に興味深く魅惑的に正確にさらに、その資料によって審美的に展示することが必要である。したがって、展示は資料の性質のほか展示の目的によってもその方法を異にしなければならないのであって、展示の目的は、その資料を観衆の眼に愉快に映せしめることと、さらに知識を伝達するという教育普及の方法としても利用されるものでなければならぬといえよう。

このような意味から展示は、博物館運営の究極点といえる重要な項目であって、博物館の使命達成の正否とその評価は、かかってこの展示の如何によるものである。」と記している。

富士川の展示論は基本的には棚橋理論を受け継ぐものであり、更に展示は博物館運営の究極点と述べている点では、木場一夫の博物館イコール展示の理念を継承するものと看取されようまた、特質すべきは展示を教育普及の一分野に位置づけ、鶴田理論をも継承したものであった。即ち、当時点に於ける展示理論の集成であったと見做せるものと言えよう。

同じく、1971年に介田公裕・加藤有次は「ひとくちに博物館といってもその機能と性格は広い分野にわたって異なったものがあるから展示活動もまた一様の性格では済まされない。しかしながら展示活動はすべての博物館に共通する行為であって、一般大衆を対象としたものにしろ特殊な専門家を対象としたものにしろ、博物館の教育活動の中核をなすものである。」と記し、鶴田理論を支持すると同時に展示は教育活動の中核であると定義づけている。

更にまた「博物館の展示がいやしくも科学的な学問の問題とかかわりを持ち、それを反映するものであるなら、この展示に科学的な基礎がなければならぬ事は明白である。博物館展示の性格及びその科学的基礎に関する意見はさまざまあって、すべて注目に値するものである。その場合、博物館展示の科学的性格の問題を過度に単純化してはならない。すべての博物館展示がどうしても研究を必要とする説は確かに正しくないのであるが、他方それが科学的な準備を必要とすること、その科学的基礎を否定することができないこともまた同様に確実なのである。

科学が大発展を遂げた今日、科学的な知識、科学的な世界観が社会生活のあらゆる面に影響している。博物館における展示も教育もま

た一般的に言って科学的な基礎づけ科学的な準備なしには済まされないのである。」と述べ、展示活動と研究活動の関係、博物館展示の科学的必要性を打ち出し、展示の科学的性格を定義した事は、展示を「学」として高揚させる台榭とも理解できるものである。

更に介田公裕はまた、「展示は単なる「もの」の陳列ではなく、「ひろげて示す」ことであり、そこには人に積極的に見せようとする意識があり、コミュニケーションの一つの形態である。つまり、意味があり、目的を持って、大衆に「見せる」ことである。言い換えると、不特定多数の観客に、ある目的を持って、教育的配慮の下に「見せる」ことである。」と述べ、展示はコミュニケーションの一形態であると定義したものであった。つまり、今日一般的な理論となった、展示は博物館に於ける博物館独特の意志や情報の伝達方法であると断定したものであった。

ただ上記の倉田展示理論は、後述するところの陳列と展示を前面に置いた上での展示論であった。

1971年に、国際博物館会議 (International Council of Museum=ICOM) の初代会長であったフランスのジョルジュ・アンリ・リヴィエール (Georges Henri Rivière) によって創案された、「1960年代のフランスにおける地方文化の再確認および中央集権排除」という思想を根底に従来型の博物館 (伝統的博物館) に変わる新種の博物館思想は、第9回国際博物館会議で「エコミューゼ」の名称を持って認知され世界に宣言された。

このエコミューゼ (仏語)、即ちエコミュージアムを我国に最初に紹介したのは鶴田総一郎であり、その後本理論を受け継ぎ我国で推進したのは新井重三¹⁰であった。

本理論は折からの平成の「ふる里創生」運動の地域おこしと呼応し発展を遂げたやに看取されるが、加藤有次は、「この理論が「新しい博物館学」というならば、視点が異なるこ

とで、むしろ Museology でなく、その成果を活用して地域の在り方を考える「新しい地域学」あるいは「新しい社会学」とでもいった方がよいのではなかろうかと思う。」と述べている如く、本理論は従来の我国の博物館学理念とは異質のもので博物館界を震撼させたものであった。

つまり、本稿に則する特質を見てみると、従来の我国の博物館学では資料の収集と展示は不可分であり、またそれらは一連の過程でもあり、それが博物館の機能的特質でもある事に対し、エコミュージアムは資料の収集を原則的に否定し、人文系・自然系を問わず資料を遺産という形で把握し現地に於いて保存し展示するものである。従って、展示は従来の博物館に於ける研究・分類の結果配列された展示とは基本的に異なるもので、演示を主体とするもので「静」から「動」、即ち *living* の展示という意味で我国の展示理論に少なからずも衝撃を与えたものであった。

次いで1973年には国際博物館会議 (ICOM) の編纂による「博物館組織その実際的アドバイス」¹¹²には、博物館展示とは次のように述べられている。

「展示とは通り過ぎようとする人の眼を捕え注意を促し、より注意深く観察させるようにしなければならず、そのためには人間性と心理学についての知識とその目的を達するための技術を必要とする。」更には、「展示とは、見せること、陳列すること、目に触れるようにすることであり、多くの国語において、展示とは、ものを選び意味のある表示、目的のある陳列を意味している。」

と明記している。つまり、展示とは意味と目的を持った配列を指し示し、積極的に見学者に見せる働きかけをする行為であり、展示資料を媒体とした視覚による展示意図、即ち資料の有する学術情報伝達を目的とする情報伝達の形態と定義づけている。この点は倉田理論と共通するものと把握される。

1977年加藤有次¹¹³は展示について新たな見解を次の如く発表している。

「室内における展示とは、博物館である目的によってなされた資料について、(研究)－調査－収集－整理－学術的研究－展示といった過程を経て実施される。専門的学術研究の成果は年度ごとの累積によって進歩発展するものであるから、その発表機関の一つの方法として博物館には展示活動が存在するのである。このような研究発表の形成は、他の機関には見られないものであり、博物館の特色ともいえるものである。」

と述べ、従来の教育を主体とする展示論に対し、研究と展示の一貫性の観点より学芸員の研究の場、あるいは研究成果の発表の場として展示の意義を位置づけた点は注目されるものであったと言えよう。

1978年、林公義¹¹⁴は、「効率的な知覚伝達の手段として「見せる」技術が用いられる。通り過ぎようとする人の目を捉え、注意を喚起し、より深く観察させるような手段、平易さを意図した「ひと」と「もの」とのコミュニケーション手段、それが「展示」である。」と、展示の定義づけを行なっているが、これは従来の展示論の要約に留まった内容であろうと看取される。

1980年、榊原聖文は「展示形態論及び展示品の概念について」¹¹⁵と題する論文で“展示とは何か”を導き出す手段として展示形態論の分類と整理を試みている。榊原が対象とした論著は、「博物館学綱要」(棚橋 1950)、「博物館教育」(棚橋 1953)、「学芸員講習講義要綱」(文部省社会教育編 1953)、「博物館学入門」(鶴田 1956)、「博物館資料の展示法とその形態について」(新井 1958)、「博物館の展示」(新井 1970)、「博物館学」(富士川 1971)、「展示の目的と方法」(鶴田 1973)、「展示」(林 1978)の9論文を基本に種々の比較分類を実施し、展示とは次のように記している。

「展示と博物館とは一体であり、博物館にとって展示が一つの教育普及の手段であることは疑問の余地はない。しかし、展示の基礎的問題の諸関係を追求するとき、教育的観点を導入せずに説明可能な部分を多分に含んでいるので、博物館学としては展示それ自体に関する理論と博物館の展示は如何にあるべきかの理論とは区別されるべきと思う。このことは展示が博物館以外の場に存在することからも首肯できる。」と結び、従来の展示論を明確にするには所謂展示論と博物館展示論を分離した上で考慮する事を提唱したものであった。事実、展示をとりまく環境は大きな変化を来たし、更には多様化に拍車がかかった時期でもあった。

更に榊原は、「展示品の形態の新しい提案」¹¹⁶と題する論文で、「展示行為を展示者がある意味内容を、列品を通じて、観客に伝達する、行為である。」と概念規定する。端的に言えば、「観客に、何かを、伝える」行為となり、極言すれば「展示は展示品と観客の間の通信である。」となる。その手段がどうであれ「展示品」である以上に展示者は観客に読みとって貰うべき、特定できる意味内容（通信文）をその展示品に記していると考えからである。」と展示の概念規定を記している。本理念に特に新しい発想は認められず、展示コミュニケーション論に共通するものと看取される。

広義の意味での、展示はコミュニケーション論の中に位置づけられるようになっていた中であって、1981年、新井重三¹¹⁷は、「博物館における展示とは展示資料（もの）を用いて、ある意図のもとにその価値を提示（Presentation）するとともに展示企画者の考えや主張を表現・説示（Interpretation）することにより、広く一般市民に対する感動と理解・発見と探求の空間を構築する行為である。」と定義する事により、博物館展示の目的と意義を明確にし、コミュニケーションの概念規定をプレゼンテーション（Presentation・提示）とインタ

プリテーション（Interpretation・説示）の二分割に決定づけたものであった。

そして、更に新井は本論で「展示学の体系」試論を企てるに至っている。

一方、1981年、長谷川榮¹¹⁸は、「資料的展示は線形システムによるスタティックな学術的展示を意味する。展示品に内在する資料的価値になんら付加することなく、ニュートラルな状況で陳列品をみせるのが目的である。この展示の場合にはオーバーな演出によって資料の意義・内容の受取りかたが歪められぬように注意することが必要である。この展示方法に適しているのは、歴史的記念的のもの、考古学的発掘品・同形質の資料が陳ぶもの（例：刀剣博物館）などの場合で、それぞれ資料が自ら語ることをばをひきだし、ペダントティックに静的に陳列し、真・行・草でいうなら「真」にあたる硬質な姿勢が望まれる。」と、美術館的展示理論を発表し、展示形態論では資料的展示・名品の展示・伝記的展示・教育的展示・構造的展示・状況的展示・同時代的展示・関連的展示・演出的展示・演劇的展示・記念的展示・模型的展示・生態的展示・環境的展示・移動的展示・地域産業的展示・広域国際的展示・体験的展示・暗示的・象徴的展示・プロトの実験的展示と独自の展示方法（形態）論を展開している。

長谷川と同様な展示理念は、1982年ロジャー・S・マイルズ（Roger S. Miles）¹¹⁹が記している。

「いままで刊行された数々の本を概観すると、「博物館」の本質は「実物・もの」であると主張がよく目にとまる。博物館が行う研究の本質的テーマは「実物という言語」の研究にあるとする見解も多い。こうした意見に拠る人びとは、博物館の本来の機能は収集品を公開して「もの」自身に語らせることにある、と共通して主張する。」という考え方であって、「もので」展示するのではなく、あくまで博物館展示は「ものを」展示するという理論で

ある。

この祖源的展示論に対し、1990年、佐々木朝登¹²⁰は展示の原則の中で、「観覧者は、手の届かないところに置かれた「もの」をつかの間に見ただけで、自分なりに何かを感じとって結論を出すべきであるとする主張は、これまでの学問の成果に照らし合わせると完全に根拠を欠いている。

「もの」→概念形成→結論と続く過程は、例外的にすぐれた知力だけが辿りうるにすぎず、しかも、一般的に長い年月を要して完結する。」更には「物をして語らしめよ」と詩の一節のような言葉が博物館界には根強く存在しているが、専門の研究者や学習者以外の一般観覧者には、「物は、決して語ってはくれない。」「意図なきところに展示は成立しないのであり、また「展示資料＝もの」の確認・把握なきところに展示構想なしともいえるのである。」と明解に示し、佐々木の展示論を示唆したものであった。

一方、これらの展示論が博物館界に於いて割拠する中で1982年には、展示を学問として研究の対象に置く事が提唱され日本展示学会が設立された事により、博物館と博物館展示論は名実ともに世界最高の水準にあると看取される商業展示界の理論と技術論に多大な触発を受けるものとなった。

日本展示学会初代会長の任に当たった国立民族学博物館館長であった。梅棹忠夫¹²¹は、展示学について次の如く述べている。

「展示の技術は、雑誌の編集や演劇の演出などとならぶ、一種の総合技術である。複雑な要素をくみあわせて、きびしい制約のもとで最大の効果をあげなければならない。そして、その目的、材料、対象のちがいに応じて、展示の方法にもさまざまなものがあるはずである。それぞれの目的、条件に応じた最適の方法をさぐろうとするところに、技術学的一种としての展示学が成立する。それは、いわば、応用的情報科学の一種である。……展示とい

うものは、伝達の技術であるが、これは芸術的側面をもたざるを得ない。展示は、いわば一種の応用技術としての工学の一種であるが、同時にこれは芸術的側面をもっている。ここで展示において芸術と工学の一体化が進行するわけで、展示学というのは、いわば一種の芸術工学であると考えて宜しいかと思う。」と更に、「展示は、つねに公共的場面において公衆に対して、体験的な情報伝達を行うひとつの方法であり、大衆の参加による経験を重なる要素」と展示を定義づけている。

これは展示を一種の芸術工学と表現した技術学の一分野として把られたもので、従来博物館界では一般に展示は教育学の範中に位置づけていたものに対し、極めて斬新と言える性格のものであった。

また一方、梅棹は「民博誕生」¹²²の中で、「展示は研究者各自の研究業績だとおもえてるんです。それぞれの区画ごとにプロジェクト・チームをつくってやったんですが、できあがった展示はそのチームの共同研究の成果なんです。ものすごく勉強せんと展示というものはできない。だから展示が完成するまでのプロセスも、論文にして残しておきなさいというていんです。」・「研究は研究、博物館展示は一般大衆におけ、などという考え方もあるけれども、わたしはちがうと思うんです。民俗学研究者に対するインパクトが、そうとうおおきんじゃないかとみている。」と対談で述べている。

この点は、展示は館員の研究発表の場であり、研究者の研究業績であると位置づけた研究と展示の一貫性理論は前述の加藤有次(1977)の展示論と軌を一にするものであった。

また、本研究と展示一貫性論については、北川芳男はその著「博物館とともに」¹²³で次の如く断言しているのが印象的である。

「当然のことであるが、研究活動の成果は、館の研究紀要、関係学会誌、その他、短冊の

研究報告書を通して、公表することはいうまでもない。同時に、そういった研究論文を一般にわかりやすく解説した普及書、その他新聞、パンフレットなどにまとめることも必要である。しかし、それにもまして、博物館の研究成果の具体的な発表は、展示を通して行わなければならない。展示こそ、大学でも研究所でも、ほとんど考えられない発表の手段である。繰り返していう。展示こそ、博物館がもっている独特の発表形態である。」と記し、加藤と展示に於いて同様な観点を有するものであった。

1986年、油井隆はその著「展示学」¹²⁴の中で、従来展示を博物館という限定空間の中に限り思考していたものを大きく逸脱し、文化的・社会的現象といった極めて広範囲なエリア設定の中で把らえるに至ったものであった。

次いで、更に1996年魚成祥一郎監修による『ディスプレイデザイン』¹²⁵では、展示を体系的にとらえ、「ディスプレイは、他者の存在を前提としたコミュニケーションに関わる言葉である。デザイン分野では、空間を媒介としたコミュニケーション手段のひとつとして、さまざまな「モノ」や「ことから」「ニュース」などを展示する総合技術を指すが、その語源をたどっていくと、生物の示威行為にまでさかのぼる。」と記し、孔雀を例にとり、雄の孔雀が相手に対して求愛・威嚇行動をとる際青色の眼状斑を有する羽を広げ誇示する行動が即ちディスプレイであると、人間も同様であり「ディスプレイが人間にとって極めて普遍的、かつ原始的なコミュニケーション行為であるからに他ならない。」と述べ、展示の源流は文化・社会下の現象ではなく、人間を含める生物自体が潜在的に有する特性であると述べている。

かかる観点に立脚すれば、確かに展示の源流は動物のみに留まるものではなく、植物に於いて花を咲かせ、香りを漂わせる行為はディスプレイ以外の何ものでもないであろう。

また、「コレクションというものはモノを本来のあるべき環境から引き離す事で成立するので、布教であれ、権威発揚であれ、教育研究であれ、もう一つ別の環境を作って見せるについては明確な目的意識がともなう。」と述べている。

つまり、この目的意識こそがコミュニケーション自体とは異なる、従来より言われる「モノ」で見せる展示の基本理念であろうと考えられる。

2. 「陳列」と「展示」の用語変遷史

今日、博物館での展示を、「陳列」に換わり「展示」と表現・記述する事が一般的になっていることは事実である。

しかし、この「陳列」と「展示」の両用語の使用について疑問を述べる研究者は現在でも少なくない。

その中で逢見端は、陳列について『大漢和辞典』(諸橋徹次 1959)・『広漢和辞典』(諸橋徹次也 1981)に基づき、国語学的に次の如く記している。

「この語は、元々「並べる」ことを意味し、そこには、その行為の在り方や、結果について内容を含むことはない。実行者次第で、時には見る人への配慮を伴う陳列や、何らかの意図や思想に基づいた陳列がなされ、時には見る人への配慮を伴わない陳列とか、全く意図も思想もない無計画な陳列が行われることもあり得るのである。」と、更に「陳列」とは、ものを並べることである。そのものが何ように並べられるかは、この語とは全く関わりがない。実行者の意図・意志に係る問題である。

「展示」とは、ものを並べたり広げたりして見せる、または示す事である。それは、ものを並べたり広げたりすることではなく、並べ或いは広げたものを見せたり示したりする行為である。従って、人々に見せる為にもものを並べまたは広げることは、見せる行為が未だ開始されていない状況下で実施される行為故

陳列という事になる。そしてまた、ものが並べられた状態、即ち展示資料が置かれるべき位置に置き終えてある状態は、矢張り見せる行為ではないので展示とは言えない。」と断言しているのである。

つまり、例えば呉服屋に於いて、ショーウインドウに目的を持って配置する行為及び結果状況は展示ではなく、配された反物もまた展示品ではない。店の中に入り、店主が棚から反物を取り出し客に広げて見せる行為そのものが展示であり、その際の反物は展示品という事になる。博物館に於いては学芸員が、ケースに配されたものではなく、別個に収蔵庫なりから取り出し見学者に見せる事が展示と言う事になるのであろう。

つまり、国語学的には一般に博物館界で使用されている「展示」なる語は誤用であり、博物館での資料配列の状況はいかなる場合であっても展示ではなく陳列と表現・記述しなければならないものであり、更にその上、陳列と展示を誤った解釈にて区分するなど言語道断であると行間から読み取れるものであり、本論は一石を投じたものと看取される。

それでは次に、本「陳列」と「展示」の慣用経緯と論理的区分について述べる事とする。

まず、幕末期に日本人が公式に博物館と対面するのは、新見豊前守正興を正使とする万延元年の遣米使節団77名であり、Patent OfficeとSmithsonian Institutionの両施設を見学している。¹²⁷

特許局の陳列場と言えるPatent Officeを見た使節団の通約であった名村五八郎元度は、その渡行日記である『亜行日記』¹²⁸の中で次の如く記している。

「当初博物館ニ到り、其掛り官吏ニ面会諸物一見ス。比内ニハ万国ノ鳥獸斃介海草類、其内部ヲ拔出シ、全体の儘玻璃中に納置アリ、羽毛ノ彩色モ変セス。」

と記し、所謂展示を「納置」なる言葉で表現している。また、本施設はPatent Officeの

名称が示す特許資料に関する資料の保存・展示機関のみに留まるものではなく、世界各地から収集された自然資料をも合せ持つ、所謂総合博物館の性格を帯びた博物館的施設であった事が窺い知られる。

更に驚かされる事は、名村通詞はPatent Officeを博物館と邦約し記している事である。

続いて使節団員は、1846年にイギリスの大富豪であったジェームズ=スミスソン (James Smithson) の遺言により「人類の知識と増進と普及」を目的として設置されたSmithsonian Institutionを見学した佐野貞輔鼎は後の「訪米日記」¹²⁹に次の如く書き留めている。

「旅館を隔てること十町許にして大いなる建物あり、其の名をスミソニアン・インスチテューションといひ、周圍に植物の生垣あり、比の垣の内も余程広くして、比の方にいふ別墅などの庭園の如し。この内に入るに二階造りの所あり、又三階造りの所もありて、市中の人家と全く異なり。按ずるに宝蔵の類たらん。家の中には戸棚の如きものを数ヶ所に置き、これに玻璃板を張りたる障子を開閉すべく設く。その中には鳥獸魚鼈等凡そ奇珍なるものを、或いは肉を抜き乾かし、又は焼酎漬などになし、硝子壺に入れ、又大いなるものは戸棚を設けて其の中に置き、玻璃障子を以って閉じなどする。又一棚あり、悉く我が国の物品のみを置き、先年水師提督ペルリに賜はりたる無文の熨斗目、婦人の打掛、白無垢の下着等、衣服の類を多く集む。又他の一所に刀劍等の類を集め、長刀・白鞘の新身、其の他農具の内鋏・鋤などこれあり。我が国のもの既に斯くの如し。況や従来通交の他国の物品をや。天下万国の奇珍異物ここに集簇す。何の爲なるやを考ふる能はず。按ずるに、諸物を多く集めて衆民に示し、人の識見を広からしむるものならんか。詳かに其の目を挙ぐるに暇あらず」と記している。

同じく同施設を見学した遣米使節団の副使村垣淡路守範正は「遣米日記」¹³⁰の中で、「また

こなたの隅に硝子を覆いたる中に人骸の乾物三つ有千年を経しものといふ野晒の如きものにはなし内皮とも乾きて全骸立たり男女といへと見わけかたし天地間の万物を究理する故斯の如きに至るといへども鳥獸虫魚とひとしく人骸を并て置は言語に絶たり額に汗するといふ古語に反復せり則夷狄の名はのかれぬ成るべし」と記しているところから、我国で初めて正式に博物館施設を目のあたりにした万延の遣米使節団は、展示を「納置」・「置」と表現する事で展示・陳列を意味させている。

次いで、1866年（文久2）に竹内大野守保徳を大使とする遣欧使節団の備通詞であった福沢諭吉は、その歴史的名著「西洋事情」の中の「博物館」では、「博物館ハ世界中ノ物産古珍物ヲ集メテ人ニ示シ見聞ヲ博スル為ニ設ルモノナリ「ミネラロジカル、ミュヂニム」ト云ヘルハ磁品ヲ集ムル館ナリ凡世界中金石ノ種類ハ盡ク之ヲ集メ各其名ヲ記ルシテ人口示ス「ゾーロジカル、ミュヂニム」ト云ヘルハ禽獸魚蟲ノ種類ヲ集ムル所ナリ禽獸ハ皮ヲ取り皮中ニ物ヲ填テ其形ヲ保チ魚蟲ハ藥品ヲ用テ其儘ニシ固タメ皆生物ヲ見ルカ如シ小魚蟲ハ火酒ニ浸セルモノアリ」と展示に相当する語として「示ス」を用いている。続く、「博覧会」の部では、「……（前略）……各々其國ノ名産便利ノ器械、古物奇品ヲ集メ萬國ノ人ニ示スアリ之ヲ博覧會ト稱ス凡ソ當時世ニ行ハル、諸種ノ蒸気機関、越列機、瓦兒華ノ器械、火器、時計、龍吐水、農具、馬具、臺傷軍艦家作等ノ雛形、衣服冠履文房具、化粧道具、古代ノ名器、書画等一々枚舉スルニ逞アラス之ヲ概スレハ人間衣食住ノ需要、備ハサラルモノナシト云テ可ナリ斯リ千萬種ノ品物ヲ一大厦ノ内ニ排列シテ五六ヶ月ノ間、諸人ノ展観ニ供シ……（後略）」と「示ス」及び「排列」を使用しているが、本「排列」は博物館と博覧会を区別し、意識的に使用したものとも思えないところから、福沢は展示を「示ス」・「排列」と表現したものであろう。

この「排列」なる展示行為を意味する用語は、今日ではなりを潜めたものの昭和期まで永続使用された語であり、上記をもって濫觴とするようである。

更に、明治5年に右大臣岩倉具視を特命全權大使とする幕末維新期の最大にしてもっとも質の高い、そして我国最後の欧米使節団は、万延使節団と同様にPatent Officeを見学し、「米欧回覧実記」¹³¹には、「中ニ数十ノ大房ヲ区分シ、部ヲ分チテ新發明ノ器械、及ヒ雛形ヲ殺列ス、米国人器械ノ製作ニ長ス、自ラ謂フ世界ニ冠絶スト、大ニシテハ蒸気船、電信機、甲鉄船ノ属ヨリ、学科、理科、家常日用、百種工芸、美術ノ器械ヨリ、童玩、香奩ノ瓊末マテ、聊カ新工夫ヲソヘタルハ、即チ採録シテ、雛形ヲ此内ニ列ス、其夥多キコト、名ヲ問フモ精神ヲ耕盡スヘシ、且機械ノ巧ニ至リテハ、機関ヲ運シテ、運動操作ヲナスモ、猶其妙ヲ知り難キモノニ八九アリ、只其雛形ヲ列ネ、活機ヲ止メタル死物ニテハ、何ノ用タルモ知ラス、只一瞥シ去シモノ多シ。」と記し、ここでは「殺列ス」・「列ス」・「列ネ」と表記しているのに対し、「第23卷 倫敦府の記上」でロンドン博物館の分館であるサウス・ケンジントン博物館を見学し、その記事に「……各国ノ陶器、玉器、金銀器、紡織品、綫帶ノ工、其精麗并セテ、皆房ヲ分ツテ陳シ、一廊ニハ服飾、器玩、書籍、文房、学科、理科ノ百物ヲ陳ス、器械ノ運転シテ、其利用ヲ悟ルヘキオノハ、貨主ヨリ人ヲ派シ運動ヲナシテ示サシムルモアリ、書庫ニハ三万三千冊ノ芸術書ヲ蓄ヘ、画面ノ見本一万、彫刻ノ見本二万、写真三万五千ニ越ユ、○美術ノカカル画面ノ類ハ上層ノ楼上ニアリ、「シーブサンク」氏ノ寄納物ハ其根基ニテ、価五万三千磅ニ越ユ、其他油画ノ数ハ五百八十号ノ及ヒ、水彩色画八千号ニ及フ、英国ニテ画ヲ学フモノ、カヲ尽シ画キテ此場ニ送り、劇賞ヲ獲ルヲ競フトナン、○別一廊ニハ鉄ノ諸機械を陳セル区アリ、廊下ニハ石像ヲ陳セル所アリ、或ハ

書籍教育ノ具ヲ陳セル区アリ、食用品ヲ陳セルアリ、建築用ノ物ヲ陳セル区アリ、……」と「陳」を使用し、意味としてはすべて展示に置き換えられる事は明白である。

そして、更に水昌宮の見学の記事では、「○水昌宮ハ原名ヲ「キリスタル・パレイス」ト云、総玻黎ヲ以テ築キ成ス、是ハ元一千八百五十二年ニ、倫敦ノ「バイトパーク」ニ於テ、万国博覧会ヲ設ケシトキニ、彼地ニ建築シテ、出品ヲ陳列スル場トセルヲ、会早リテ後ニ、此ニ引移シ、美観ヲ存セルモノナリ」とあり、初めて「陳列」なる語を認める事ができるのであるが、この後の大英博物館の見学記事では「列ス」を使用している。

本米欧回覧実記に認められる表現の違いは、水晶宮が博物館でなく博覧会施設であったところから意識的に従来とは異なる表現で記したものが否かは夥だ疑問で即断し難いが、水晶宮見学の直前記事であるサウス・ケンジントン博物館見学記事でたまたま使用した「陳」に、当該期の慣用語となっていた「列」とを接合させる事により「陳列」なる語が生じたものと考えられる。

更に、博物館設立を推進してきた、後に大学南校物産局掛となった田中芳男も後に陳列に変化してゆくが、大学博物館南校時代は「駢列」なる語を使用し、1875年（明治8）にウィーン万国博覧会に出張した佐野常民はその報告書の中で、「展列」なる語を模索し使用している。

一方、明治5年に開催された湯島聖堂での博覧会の文部省博物局による布達文には、「……就中古器旧物ニ至テハ時勢ノ推薦制度ノ沿革ヲ追徴ス可キ要物ナルニ因リ擲者御布告ノ意ニ原キ周ク之ヲ羅列シテ世人ノ放視ニ供セント欲ス。」とあり、「羅列」なる語が登場している。

以上の如く、明治初期に於いては展示を意味する語として、「納置」・「置」から「敘列ス」・「列ス」・「陳ス」・「陳列」・「駢列」・「羅列」

と多様の変貌を遂げている事が窺い知られるが、「陳列」なる語はまだまだ定着しなかったようである。

「陳列」という言葉を再び見出す事が出来るのは、明治8年の「文部省第3年報」の博物館一覧であり、そこには諸々に散見する事ができる。例えば「大阪博覧場概則」には、「此会場ヲ創立スルハ内外古今ノ物品ヲ陳列シ歴代ノ沿革ト現今経済ノ形状トヲ徴シ広く衆庶民ノ縦覧ニ供シ以テ知識ヲ進メ商業ヲ競ハシムル為メナリ」と、奈良についても「明治8年3月有志者社ヲ結ヒ添上郡奈良東大寺境内ニ於テ始メテ博覧会ヲ開キ爾後常ニ物品ヲ陳列シテ博覧ニ供スルアリ」と記され、その後の文部省年報には陳列に統一されているところから、常用語となったようであるが、明治10年に教育博物館が開館されるにあたって、時の文部大輔田中不二麿は、「教育一切ノ物品ヲ排置シ其得失ヲ比較シ博ク世人ク選用ニ供スルハ是教育博物館設立ノ主義ナリ……（中略）……其標本トナスヘキモノワ精粗ヲ問ハス細大ヲ論セス一場ノ下ニ臚列シ……」と趣意を表明しているが、ここには「陳列」ではなく「排置」・「臚列」が展示を意図し、使用されている。時の文部大輔田中不二麿にして、かくの如しであるから、当該期一般的になりつつあった陳列も規定された用語ではなかった事が窺い知られる。

明治14年に至っても、博物局処務規定には、
（農業課） 農業及ヒ山林ノ諸産物及ヒ其諸機械ヲ博物館ニ列シテ有用ノ動植物ヲ育養シ并其書ヲ編纂スルコトヲ掌ル

（工芸課） 工芸上ノ物品ヲ蒐集シ類別シテ博物館ニ列シ並ニ其図書ヲ編纂スルヲ掌ル

（芸術課） 諸芸術ノ物品ヲ蒐集シ類別シテ博物館ニ列シ并ニ其図書ヲ編纂シ且美術ノ視奨ヲ担任シ製品画図ヲ製シテ諸工人ニ貸付スルヲ掌ル

（軍事課） 陸海軍ノ諸器械及ヒ雜形ヲ採集シ博物館ニ列スルヲ掌ル

(教育課) 教育上ノ用品器具及ヒ書籍等ヲ蒐集シテ博物館ニ列スルヲ掌ル

とあるなど、明治前期に於いては陳列以外の語は諸々に散見される。

しかし、明治時代中期以降には、「列ス」・「臚列」・「排置」・「展列」等々は、意識的ではなく自然と淘汰され、「陳列」が博物館の展示を指し示す語として常用され、大正時代を通じて、昭和26年に博物館法が制定されるまで一般的に用いられてきたことは事実である。

それでは次に、明治・大正・昭和前期に常用語となった「陳列」に変わり、「展示」なる新語が出現したのは何時かという事と、その新語は如何なるものであったかという事であるが、「展示」なる語が初見できるのは昭和11年に国立科学博物館の前身である東京科学博物館が、皇紀2600年記念事業のその契機を求めた「皇紀二千六百年記念科学博物館拡張計画案」³¹の文面である。

「(前略)然るに開館後漸五ヶ年を迎へたに過ぎないのでありますが、最初の計画が餘りに小規模であった為め今や陳列場其他の諸室は陳列品充實の為に極度の狹隘を感じ、又時代の要求と本館と同種の博物館が本邦に一も存在せざる等の関係より観覧者其他的研究の利用者も累年著しき増加でありまして、今では一ヶ年三十萬に近い數に達して居るのであります。之が若し従來の博物館の様に單に標本を陳列して観覧に供するのみのものであるならば三十萬は勿論、より以上の入場者があつても不便は感ぜぬ筈であります。本館の陳列場は観覧者の大半が陳列品を自由に實驗し研究的に觀る様になつて居るのでありますから、今日の規模で一日に千人平均に入場者を迎ふ様では緩々研究的に實驗せしめる上に非常に不便を感じる現状に為つて來たのであります。而も機械、標本等の出品竝に寄附等も極めて多くの之を受領して陳列も保存も不可能であるので、已むを得ず、擴張實現

までとの理由の許に切角貴重標本の寄附を謝絶せねばならぬ狀況に為つて居るのでありますから此點からも擴張の急を告ぐるに至つたのであります。夫れのみではなく最初計畫の際の規模の小なりし為の博物、理化の如き基本知識培養の資料を不十分ながらも一通り設備もし陳列もしたの(で)ありましたが、此等の應用たる工學及び各般工業に涉る實物展示は擴張後に譲るの方針に依りましたが為めに今日と雖ども此等應用科學の方面は未だ全然之なきの有様でありますので、科學博物館の使命から申せば全然其一半を缺如して居る實状であります。

観覧者に直面する設備が以上に述べた如く片輪な状態にあるのみならず、之に附帶すべき設備の點に於ては猶一層不十分なるものがあります。今日歐米に於ける科學博物館の現状を觀且其將來を察しまするのに、彼の廣大なる陳列場を設備し、或はワットが發明當時の蒸氣機關を其俣陳列運轉して観覧に供するもあれば、ステヴェンソンの機關車の實物を展示するものもありて其壯大なる陳列には誰も一驚を喫するのであります。此等の博物館には夫れ以外完全なる標本庫、機械、標本等の修理工作場、研究的利用者の為めの研究室、陳列品見學上必要な……(後略)」

と記されており、展示の使用を二ヶ所にはじめて見る事ができるのであるが、また同時に陳列も所々に使用されており、陳列・展示の同時併存を確認する事ができるものである。

尚、文意から陳列と展示の語意の差違を見出す事は出来なく同一の意味を持つ語として使用している事が窺える。

次いで、昭和15年に東京科学博物館長の坪井誠太郎が文部大臣宛の官制の上申書の中に「資料並ニ物品ヲ蒐集・整理・保存シ、適当ト認メラレルモノハ之ヲ展示シテ社会教育ノ資トナシ……」と記しているなど、序々に展示の使用が普及して行つた事を示している。

一方、博物館学の創始者であった棚橋源太

郎は、昭和22年刊行の其の著「世界の博物館」⁴¹³⁶の中には展示は、見出す事は出来ず、陳列の使用で終始している。例えば、「當時の人に巨人の骨と信じられてゐたものは、その頃の博物館には到る處に陳列されてゐたのであるが、これは、實はコストドンと稱する旧世界に棲んでゐた巨像の骨で、地下から発掘したものである。更にまたこれに類似した陳列品に、木乃伊の頭蓋骨等があった。これは頭に関係したすべての薬に使用せられたものである。その他、薬品として陳列されたものの中には、ヒステリーその他の病を醫するために用ひられた人間の皮膚や、毒や薬として役立てられた牡鹿や麋（オホシカ）の角及び蹄の類がある。」「ユダがキリストを裏切った際にその前へ持って来た提灯だとか云ふ類でもわかる通り、殆ど常識では納得できぬものさへも堂々と陳列されてゐた。更に極端なものになると、自然界にみないものでただ珍しいといふので、わざわざ博物館で想像的に製作したやうなものさへあった。バリシスクと稱する動物の如きもその一例である。

これ等旧博物館の缺點は、陳列面積が一般に少いこと、排列の順序が當を得ないこと、陳列方法のよくないこと等であった。」「陳列品の排列は、一般に物品の大小の順序で決められ、恰もパイプオルガンのパイプのやうに列べられてゐた。そして室の両側に陳列する物の釣合を保つことに重きを置かれたので、何等の關係も連絡もないのが一緒に陳列されると云ふ有様であつた。」と、以上の如く未だ展示は使用されず、陳列が主体を占めるものであるが、また排列なる語も散見され、陳列と同義の使用とも把らえられるが、個所によっては陳列の行為自体を強調する意味で使用しているとも理解できるが定かではない。

また、「排列」に対し、「配列」の漢字使用も、「博物館としての本館の目的は、動物・植物・鐵物等の自然物を出来るだけ漏れなく蒐集して、これに正しい名稱を附し、自然分類

に依つて整理配列し、以つて研究者の便利に資せんとするにあるが、更に同一種類の標品の種々なものを蒐集陳列して、自然物の多種異様なことを公衆に示し、その陳列をして興味あり、且つ教育的のものたらしめんとするにある。」以上の如くであり、二者を無意識に使用している。

続いて、棚橋は昭和25年に上梓した今日博物館学の宝典といわれる「博物館学綱要」⁴¹³⁴の中では、「世界の博物館」では使用されなかった展示が一部に使用される一方で、まだまだ盛んに陳列も使用し、両者を明らかに同義語として并用しているものである。

例えば、先ず本書第五章は「蒐集品の展示」と冠し、節では「展示の方法」としているにもかかわらず、項では「系統陳列と集團陳列」・「原地集團陳列」・「系統陳列の長所と用途」と項目を立て、また同時に節内の項目で「展示目標の確認」と両者を併用して使用している。そこには何らの意識的区別は読み取れない。

また、文章中に於いても、「蒐集の資料と教育並に學芸研究などに役立たしめるには、その種類性質に依りこれを適當に展開して、その眞価を十分發揮せしめることに力めなければならぬ。資料の展開にはこれが配置展視の場所、展示の方法など種々の問題がある。」と展示を使用する一方で、「集團陳列法で最も進歩したものは、舞台装置の一種で、特殊の照明法を応用したケース内に陳列して、見物人はガラスの窓を通してこれを見るようになっている。所謂ジオラマ式陳列である。集團陳列としてジオラマ式はその主要なものであるが、集團陳列のもジオラマのやうに人工照明を利用しないで、陳列館の横窓から入る天然光線で照らされるやうに陳列されるものもあってよい。即ち、動物の生態や特殊な民族の生活状態を示した集團陳列、或は歴史や美術工芸の博物館に於ける時代陳列室の如きがそれである。この天然光線の下に陳列される集

団陳列には、近来陳列室の壁際で間口四五間、奥行二間以上の頗る大規模なものが設けられるようになって来た。」と陳列の活字が文章中に雀躍する箇所も認められるところから、当該期は棚橋自身にとっても陳列から展示への過渡期であり、それはまた同時に社会的傾向であったものと解釈される。

一方、1949年(昭和24)に「新しい博物館」を著した木場一夫¹³⁸を概観すると、

「4. 展示

博物館の中核的機能は展示であって、ある特別の場合、たとえば大學附属の腊葉館や、學校に資料を貸出す仕事を専門とする學校システム博物館などを除けば、いずれの博物館も展示とそれにつながる仕事が博物館の重要な責務となっているといつてよい。

展示は、その博物館の目的と技巧によって左右されるが、展示品は、通常教授的なものと、審美的なものに二大別され、資料の種類すなわち、歴史・芸術・科学・応用科学の四大分野において、それぞれ特有の展示形態が採用され展示効果の発揮につとめている。」等々と、節及び文章中に至るまで展示で統一され、当該書の中には陳列を見出す事は出来ない。

それでは何故、陳列から展示へ語句が移りゆく過渡期の中でも、その要とも看取せられる時期にあつて、厳密には棚橋よりも1年先行する「新しい博物館」で木場は、陳列を完全に廃し展示を徹底し得たのかであるが、この点については次の如く考えられる。

木場一夫は、1936年南満州鉄道株式会社教育研究所講師に就任の後、満州国国立中央博物館学芸官に転じ、1943年に同博物館を退職し文部省科学局に属し、同局の所管であった「東亜に於ける天然資源、民族及文化各般に関する資料を調査研究し其の成果の総合展示をする。」という壮大な基本理念を掲げた大東亜博物館構想に携わった。この点は、囑託といえども明治以来初めて博物館に関する専門

者を採用したものであつて、博物館学史の中での特筆すべき一コマと見做せるものであろう。

そして木場は、1949年に同局が解消するまで在籍し、その間太平洋戦争の終結を挟み海外及び我国の博物館の調査・研究に邁進し、その集大成が「新しい博物館」であつたものと考えられる。

従つて、木場は満州国国立博物館時代にあつては、同館副館長で「新博物館態勢」¹³⁹を著し、新態勢運動を展開した藤山一雄の薫陶を得た事や、文部省という中枢期間に属していた事、更には棚橋よりは若かつた事等が相俟つて、逸早く陳列を排し、展示に移行徹底できたものと看取される。

それはまた、木場にとっては「新しい博物館」の一標榜であつたのであろう事は容易に想定し得るものである。

次いで、1951年(昭和26)棚橋源太郎を立役者とし、我国最初の「博物館法」が制定され、第2条(定義)で「この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ)し、展示して、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、……(後略)」と「展示」を明記し、以下同法文内は基より関係法規に至るまですべて展示で統一された事により、「陳列」から「展示」への移行・変遷期の一終焉を決定づけたものと思われる。

しかし、博物館法の創案者であつた棚橋は、1953年(昭和28)に著した「博物館教育」¹⁴⁰で「展示」は、数箇所で使用されているが、章では「第四章 博物館資料の陳列」、節に於いては、「第一節 博物館陳列方法の変遷」・「第二節 博物館資料陳列の方法」・「第三節 科学博物館利用の陳列」をはじめとし、項では「分類式陳列」・「歴史的陳列」・「綜合陳列」・「陳列用具」・「諸論的陳列」・「原地グル

一陳列」等々と陳列で統一されている。文章表現に当たっても、「分類式陳列法と併行して現われて来たのが、歴史的年代順の陳列法であった。考古学博物館・文化史博物館・社会経済史博物館などは、収集品のすべてを歴史的順序に陳列していることはいうまでもないが、科学や美術の方面でも、古生物学博物館・地質学博物館・古美術博物館などでは、すべての標本作品をその発達進化の順序や、製作の年代順に陳列されるようになった。」とまだまだ「陳列」一辺倒の感は免れない。

更には、「博物館の資料を教育上に役立たしめるには、成るべく効果的に陳列しなければならぬ。ヨーロッパでも初期の博物館が出現した当初は、自然物も人工品も美術品も一緒に陳列台やケース内ばかりでなく、天井に吊したり壁にかけたり、雑然と列べられていた。それが学者専門家によって次第に整理され、分類され、或は歴史的順序に排列されるようになったものである。」と「排列」を使用している。「排列」は「世界の博物館」の中でも度々使用された言葉であり、どうも棚橋は「陳列」はケース内などの具現化したものを意図し、その行為を「排列」と考えていた節が、「世界の博物館」で前句した如く、あるように思われる。

本書で認められる「陳列」と「展示」に関しての両者の併用の意図については、単なる混用か的確な意図による区別か否かは記してもいないし、文章からは計りかねるが、本書の時点では慣習によるものか意図があつてかは判定し難いが、どうも「陳列」に固執している感は否めないようである。

ところが、1957年(昭和32)に著した『博物館・美術館史』¹¹⁾では、「展示」の使用が圧倒的に増大することは事実である中で、節・項単位でその使用に偏りを見出す事ができ、その概ねの共通特性は、史的内容記事に関しては「陳列」を、所謂展示論関係に於いては「展示」を使用する傾向があるように思われ

る。

かかる観点が正鵠を射たものであれば、前記の如くの意味合いを持って、この時点でも両者を区別していたとも推察できる。

しかし、また第四節の「は 美術館の総合展示」では、「美術館で大きい室や長い廊下に、絵畫ばかりを長々と展示しておくのは、兎角單調に陥り易く、ために観覧者をして心身の疲労倦怠を覚えしめる傾があるから、陳列に變化を與えて單調から救うため、繪畫室へも彫刻や工藝品を持ち込んで、総合的グループ陳列に改むべきではないかと云う感を生じて来た。この點に早くも着目したのは、ベルリンのフリードリッヒ博物館の有力な館長ボーデ博士(Dr. Wilhelm Bode)である。博士は同美術館繪畫室に展示されている繪畫の間へ、掛布・木彫・家具などを取入れ、美術館としては最も興味ある新展示方法を考案實施した。」とあり、ここでの「展示」と「陳列」は全くの同義語と解釈されようし、「総合的展示」と「総合的グループ陳列」での使用も同様と看られる箇所もあるところからも、棚橋自身に於いても若干のこだわりを保持しつつも無意識下で「陳列」から「展示」へ自然に、趨勢に沿って緩やかに変貌したかに看取される。

これはまた、当該期の博物館界全体の「陳列」と「展示」の両用語に関する思想が、集約されているものとも思われる。

1956年(昭和31)に、日本博物館協会は『博物館学入門』¹¹⁾を博物館学の推進及び啓蒙を目指し編纂を行なった。それは戦後初めての博物館学に関する総合的な研究書であり、執筆には当時第一線活躍する博物館学研究者16名を起用したものであった。

当該書の中では、「陳列」・「展示」の両者が併存し使用されているが、いずれも「陳列」を「展示」に、「展示」を「陳列」にそれぞれ置き換えても何ら文章がは変わらぬものであり、つまり同義語として使用されているものである。

執筆16名の両用語使用を詳細に観てみると、先ず「展示」で統一使用している研究者は、鶴田総一郎・新井重三・岡本公平・小倉謙・岸本喜代治・佐伯敬紀・田中六郎・羽根田弥太・宮本馨太郎・村田良作の10名である。次いで、「陳列」を終始用いているのは、上田稔・酒井千尋・佐竹義輔・野間清六の4名で、「展示」と「陳列」の両語を同時に使用しているのは矢島恭介1名である。

更に、この中において注視できるのは福沢諭吉以来、明治期には一般的であり、棚橋源太郎もしばしば用いている「排列」を、古賀忠道は使用している。

以上の如く、昭和31年には16名中の10名、過半数以上の研究者が「展示」に徹底している事が理解でき、昭和31年の当時点では「陳列」から「展示」への移行は半ば終了していたものと把握されよう。この分析は既に、1992年に新井重三¹⁴³が行っており、「以上の結果でもわかるように昭和31年になると博物館人の半数以上62.5%の人は「陳列」という言葉から離れて「展示」という語を使用している。相変わらず「陳列」に執着している人は25%いるが、これらの人々は申し合わせたように老齢者であり、展示という新しい用語への切り替えが出来なかったのか、やろうとも思っていなかったと推察される。」と記し、両語の使用についての差異は理論に基づくものではなく、老齢者という表現で示している通り慣用のみに支配された結果であると結論づけている。

尚、新井は、1953年の「わたくしの博物館学」¹⁴⁴・1958年「博物館における展示の基本的な7つの問題点とその解決法」¹⁴⁵、同じく1958年「博物館資料の展示法とその形態について」¹⁴⁶等々をはじめとし、今日に至るまで数多い論著の中で首尾一貫して「展示」を博物館用語として使用して居り、「陳列」から「展示」の過渡期に於いて、逸早く「展示」を選定した研究者の一人であったことが窺い知られる。

その後、次項で述べるところの、1970年代の「陳列」・「展示」論が展開される事により、博物館界に於いては「展示」が専門用語として決定づけられてゆく中で、逆に「陳列」は死語化する傾向を強めてゆくものであったが、1981年に刊行された『美術館・美術館学』¹⁴⁷の中で、長谷川栄は、章・節についてはすべて「展示」で統一する中で、文章中では「展示」・「陳列」を同義語として、その両者を混用して使用しているのが注目される。

「土器など小工芸品の陳列は棚を使わずに透明のアクリルの枠のない大型のケースの中に陳列品だけ空中に浮かぶように固定し、印象を集中する方法をとっている。ケルンの街の地下からは、ローマ時代の考古遺品が掘ればいくらかでも出てくると埋蔵量の豊富さにもよっているのかもしれないが、あの壺や油皿などの展示物に直接穴をうがち、ガッチリとボルト締めしているのに興味を感じた。

恒久陳列という方針にそって、展示の効用に重点をおく、つまり展示品を消耗品と考える。まったくドイツ人らしい合理性をもった新しい博物館の「姿勢」として注目された。

この陳列方法は学究資料としてのオリジナルの遺品を損傷することになるので、ただちに模倣することは避けたいが、ヨーロッパにおける独特の唯物的方向として、この展示効果に焦点をあわせる積極的な方法は参考になろう。」というふうに記し、更には、1994年発行の『新しい美術館学』¹⁴⁸に於いても同様に「また展示の流れ（フロー）についても、在来のあるコンテクストに沿って、時代順に、あるいは様式順に、あるいは発達史順に、あるいはカテゴリー別に、などといった「線形方式」の陳列方式に必ずしもよらない、新たな展示方式である「モザイク方式」が採用されることも多くなった。これは順序がなく、方向もなく自由に歩きまわるうちに、自然に鑑賞者の感覚でうけとめるような陳列方式である。第二次大戦以後流行したショッピング

の行動パターンとでもいうもので、スーパー・マーケットでの買い物の行動から影響されていると考えられる。この「陳列」は、すでにポンピドー国立芸術文化センターのモザイク方式として定着をみており、それまでの一般の古典的な線形方式にとって替った。

「展示」の設備のハード面でも最近では格段の進歩があり、利用者の心理にソフトに 대응できるよう、「陳列」ケースが考えられたり、「陳列台」を設計したりしている。」と記述し、やはりここからも「陳列」と「展示」の意図的違いは見い出せず、結果として同義語として使用しているものと看取されるものであり、また、「陳列」なる語は例えば、「百物館」・「究理ノ館」等とは異なり完全なる死語でない事も窺い知られるものである。

なおまた、「排列」は、国語学的には「陳列」と同義語と看取され、「順序よく並べること。並べつらねること。」であり「羅列」とは基本的に異なるものである。「排列」は前言の如く棚橋源太郎も盛んに使用した語であり、富士川金二は、『博物館学』¹⁴⁹の中で「陳列」を廃し「展示」に専従する傍ら本「排列」をしばしば使用している。

例えば「d. 集団展示法 関連する若干の資料を組合せて排列するもので、その状況によっては現地集団展示による場合もある。」・「資料の展示方法は、資料の内容と形式をもととして、資料の排列様式と資料の形態から分類して考えることができよう。」等と使用しているところから、ここでの「排列」は明治期の「排列」とは異なり展示を意図するものではなく、展示の中の並べる行為を指しているものと理解できる。

従って、中でも資料の「排列様式」といった展示区分表現には、鶴田総一郎・新井重三・林公義らをはじめとする多数の研究者が使用している。当然、この事実は「排列」と「展示」を明確に区分することにより発生したものであって、出現時の「排列」の意味からは

流動変化したものと看取される。

以上の如く、今日常用語として使用されている「展示」、即ち「ものの見せ方、あるいは見せる行為、更には見せる状態」を指す言葉として、幕末には「納置」にはじまり、「示ス」「排列」になり、明治初期には「敍列」・「列ス」・「陳」が使用され、その後永きに互り使用される「陳列」も登場する。またそこには「駢列」・「羅列」・「排置」・「展観」・「展列」なども認められる紆余曲折の中から自然淘汰され昭和まで使用されたのが「陳列」であり、戦後「陳列」を駆逐したものが「展示」という事であり、これも時の流れの一産物と解釈されるものである。

3. 「陳列」・「展示」相違論史

「展示」なる語が初見できるのは、1936年(昭和11)に記された国立博物館の前身である東京科学博物館の計画案であるところの「皇紀二千六百年記念東京科学博物館拡張計画案」¹⁵⁰の文案中であり、その後徐々に「展示」の使用は浸透してゆくものの、1951年(昭和26)に博物館法が制定され、その法文中には「陳列」に替わり「展示」が跋扈する時代にあっても「陳列」と「展示」は長らく併用され続けていたことは事実である。

その中であって、「陳列」と「展示」は異なるものであり、両者を積極的に区別するべきであると同時に、博物館は「陳列」から「展示」を実施しなければならぬとする理論であるところの、所謂「陳列・展示相違論」が出現したのは1970年前後のようである。

その嚆矢は、加藤有次・倉田公裕により1971年に刊行された「展示」¹⁵¹の行間に読み取る事ができよう。

そこには、「いろいろな学問に関する展示の多くは純粋に提示という性格を持つものである。すなわちそれは基本コレクション(収蔵庫)から展示室へコレクションの一部を移動

して陳列したものに過ぎない。この部類に含まれるものに、いわゆる受入れ展示 (Exhibitions of accessions) あるいは編集展示といわれるもの及び与えられたテーマに関係ある資料の陳列とがある。」と記されており、明確に「展示」と「陳列」の意味を使い分けていることである。

これを裏付ける如く、倉田は同書の「展示法 一人文博物館を中心として」の中で、The organization of Museums, Practical advice P.126を註に引き、「展示(Exhibition)とは、見せること (to show)、陳列すること (to display)、目にふれる様にする (to make visible) であり、多くの国語において、展示とは、ものを選び意味のある表示 (meaningful showing of things)、目的のある陳列 (Display with purpose) を意味している」と説かれる如く、展示は単なる「もの」の陳列ではなく、意味があり、目的を持って、大衆に「見せる」ことである。」と記し、明確に「陳列」と「展示」を区別している。この倉田の理念は、1979年刊行のその著、『博物館学』¹⁵²でも当然ながら引きつがれ、更に「展示は単なる「もの」の陳列ではなく、「ひろげて示す」ことであり、そこには人に積極的に見せようという意識があり、コミュニケーションの一つの形態である。つまり、意味があり、目的を持って、大衆に「見せる」ことである。」と記し、「陳列」と比較し「展示」の意味合いを強化している。

続いて倉田は、『博物館学講座7 展示と展示法』¹⁵³の中で、「つい先頃まで、陳列と展示は同義語として扱われてきたが、最近ではほとんど展示という言葉が用いられ陳列という言葉は余り用いられなくなっている。陳列 (Display) とは、文字通り、「もの」を列をなして陳べるの意味であり、そこではあくまでも「もの」が中心で、見る人への配慮がないと言うことでもないが、希薄であるように感じられる。

したがって、いまだに陳列室とか陳列とかの語を用いている美術館は、まだ旧来の“もの”中心の陳列を行なっているきらいがあるようである。」と持論を展開し、1988年刊行の『博物館の風景』¹⁵⁴でも「陳列」と「展示」。この両語は、辞書で見るとほとんど同義語として扱われている (戦前の国語辞典には「展示」は載っていない)。しかし展示は、陳列にない新しい意味を持っているといえよう。特に博物館において、この両語は異なった語義を持っているように思われる。

陳列とは、モノを「ならべておくこと」でモノ自身が中心で、モノの持つ価値に依存し、その見せ方に積極性が薄い。つまり、旧来の博物館でそのコレクションを陳べてあるという「公開された収蔵庫」的なもので、種類・大小・時代等により区別されていても、それは単に配列を調整したものに過ぎず、モノ相互の関係がない。

これに対し展示とは、「ひろげて示す」ことである。そこではヒト (利用者) に見せようという積極的な意識がある。つまり、展示とはコミュニケーションの一つの形態であり、語りかけるテーマがあり、モノとモノとの関連、つまり見る時間の流れ、ストーリーがありモノで見せることである。」と結論づけ、更に「陳列」と「展示」の相違論を明確にしたものであった。

一方、1977年加藤有次はその著『博物館序論』¹⁵⁵の中で、「従来の博物館の、「資料」を並べて観せる方法には、きわめて主観的なものが多い。それは、博物館が「もの」を並べて見せてやるという考えの流れがあるからで、その並べ順を追ってみつめてみると、単に宝物の羅列であって、そこには何の意図も思想もみとめることはできない。これを「陳列」という言葉で表現することができる。

しかし、今後、博物館のなかに「もの」を並べるといふことには、一貫した理念がなければならぬ。単なる並列、羅列ではなく、

並べること自体に目的をもたせ、思想をもたせて、そこに並べられている資料が観る側の人を説得するものでなければならない。このような考え方にもとづいて「もの」を並べたことを、「陳列」から区別して「展示」というのであるが、以後、「展示」という言葉を、そのような概念として扱うこととする。」と述べ、「陳列」と「展示」を基本的に区別し、倉田と同様に展示優位論を展開している。

更に、この「陳列」と「展示」を異なった概念として捉えた倉田・加藤に同調する理念を有していると思われる佐々木朝登は、1981年「展示の実際と展示替え」¹⁵⁶で、次の如く言及している。

「博物館は館すなわち建物であるという博物館施設主義で、建物をたてて、ガラスケースを用意し、物を並べて置けば、それが博物館であるとするのは、明らかに「陳列」の考え方である。

「陳列」の場合でも、利用者が専門家やそれに準ずる人は、すでに陳列されている資料の価値を充分認識しているから問題はない。しかし、その資料にはじめて接する専門家ほどの価値観を身につけていない一般利用者には、「陳列」は何とも不親切な方法といわねばならない。つまり、教育的配慮のもとになされてはいないわけである。

社寺の宝物館等に典型的に見られる陳列は、その資料の収集が主体的な考え方によってなされたものではなく、寄進者によってもたらされたものである。つまり、収集の意志がもともと存在せずに、集まったものを見せるために起るべくして起っている現象である。

大切なのは、理念であり、思想である。その線に添って資料が収集されることがノーマルであろう。逆に、調査・研究の結果、到達した思想と調査・研究の際に集った資料は、深い関わりをもっているはずである。

……………中略……………

展示は、調査によって集められた物的資料

と研究によって作成された情動的資料とそれらによって到達した「考え方」を伝達する行為であるから、いわば、論文や報告書の立体化の作業である。」と更に具体例をあげ「陳列」・「展示」相違論を強調すると同時に展示優位論を訴えている。

更に、佐々木は1984年「展示」¹⁵⁷の中では、「物をして語らしめよ」と詩の一節のような言葉が博物館界には根強く存在しているが、専門の研究者や学習者以外の一般観覧者には、「物は、決して語ってはくれない」のである。「もの」自身の美術的、工芸的、珍奇的、骨董的価値に頼って、物品を羅列して見せるのは、「陳列」といい、「展示=exhibition」の範疇ではないのである。」と断言し、「陳列」と「展示」を明確に区別すると同時に、展示至上主義論あるいは展示絶対論とも表現できる理念を表明している。

以上を代表とする博物館学研究者の「陳列」・「展示」相違論により、1970年以降は「展示」が専門用語として名実ともに確定するとともにその理論も一般にも普及し、今日に至り常用化されたと言って過言ではない程に通常化したものであった。

一方、新井重三は「陳列」・「展示」相違論の先ず「陳列」と「展示」の呼称に対し、「展示と陳列の意味について(展示論上)」¹⁵⁸の論文で、「筆者は博物館が利用者を受け入れるお皿として①一般市民や漠然とした利用者を対象としたものと②研究や学習を目的として利用者を対象としたものとを準備しておく必要がある。そのことが大切なのであって名称は「展示」であろうと「陳列」であろうと、こだわる必要はない。」と記し、「陳列」と「展示」の区別、呼称については言及せず、同義語として捉え、たまたま慣習に従い語句として展示を使用しているものと看取される。事実、新井は1953年より今日に至るまで首尾一貫して「展示」を用語として使用している。

しかし、陳列に対する展示優位論・展示至

上論に対しては疑問を表明している。「展示学」¹⁵⁹ (1981)の中では、「また加藤は陳列と展示を区別し、陳列は単に物をならべるだけであるが展示はそうではなく、並べること自体に目的を持たせ、思想を持たせて、そこに並べられている資料が観る側の人を説得するものでなければならないと主張している。この考え方は歴史系および科学系の博物館の展示にはアプライできるが想像力とか感受性の開発を目的とする美術系博物館の展示には整合しがたいのではないだろうか。」と述べ、展示の中での所謂「陳列」の必要性を示し、「展示・陳列両立論」を表明している。

新井の提唱する「展示・陳列両立論」は、1953年の「わたくしの博物館学Ⅰ」¹⁶⁰、「わたくしの博物館学Ⅱ」¹⁶¹を嚆矢とし、1958年の「博物館における展示の基本的な7つの問題点とその解決法」¹⁶²・「博物館資料の展示法とその形態について」¹⁶³、1963年の「Double Arrangement Systemの採用」¹⁶⁴等の論文を通して潜在的に介在した理念であり、それを集約したものが展示の中に於ける提示(Presentation)と説示(Interpretation)であろうと看取される。1983年の「展示学」¹⁶⁴では、「博物館における展示とは展示資料(もの)を用いて、ある意図のもとにその価値を提示(Presentation)するとともに展示企画者の考えや主張と表現・説示(Interpretation)することにより、広く一般市民に対して感動と理解・発見と探究の空間を構築する行為である。」と記し、ここで言うところの提示(Presentation)は所謂「陳列」と同義であろうと解釈されると同時に、佐々木の提唱する「展示至上主義論」を否定するものと捉えられる。

この新井と同じ理念を展開するものとして油井隆があげられ、その著書「展示学」¹⁶⁵の中で、「文章的には両方ともよく似た説明になっている。漢字を分析すると、展示の「展」は「ならべる」という意味もあるが「見る」方が重要視されている。一方陳列の「陳」は「な

らべる」という意味そのものである。

展示は、人々に見せて示すことであり、陳列はきちんと並べることとなる。一般の人々にとっては、展示は、与えられたものすなわち受動的であり、陳列は並べられたものから自分達で見て選択できるという能動的行為となる。人間の満足度から言えば、受動より能動の方が大であろう。

受け手側の行為からみれば、展示より陳列の方がいい意味にとれる。しかし、陳列において、選ぶということは、多くのなかから探す・見つけ出すということであって、展示よりは労力を必要とする作業になる。このように考えると、展示も陳列も一長一短があり、字面の上では甲乙つけがたい。」と、その用語と意味合いで両者を区別しながら、「展示・陳列両立論」を示唆しているものと思われる。

また、1984年に梅棹忠夫は、「展示学の課題と方法」¹⁶⁶の中で、「両者はどちらがうのか？ 原理的検討も十分できない。いろいろ言われていますが、はっきりした原理が提出されたわけではない。」と記し、言及を避けてはいるが、行間からは両者を同一視している感が読み取れるものである。

「展示・陳列相違論」に対し、1990年に邊見端は冒頭で紹介した如く真っ向から異論を唱えている。再度要約すると、陳列と展示は同義語であり、従って「展示・陳列相違論」自体が存在するものではなく、今日常用化されていると言っても過言ではない「展示」の使用を取り止め、「陳列」に回帰すべきであるという考え方である。主旨は理解できるが、時流を無視した「陳列復古論」は、廃仏毀釈のようなものであって、いたずらに混乱を招くものと考えられる。しかし、それも歴史であると言われればそれまでであるが、確かに、今日一般使用されている「展示」も、邊見が提唱する「陳列」に回帰しなくとも、更なる新語が必要に応じて創造され移りゆくことも十分予想でき得る事である。従って、あえて

「陳列」を国語学的見地のみに立脚し、統一的に復古させる必要はないものと考えられる。

事実、博物館法に抵触しない施設であるが、東京国立博物館の現行の規定集に於いては、「展覧会への列品等の貸与について

東京国立博物館

1. 貸与先は博物館相当施設とする（デパート展に対しては寄託品以外、原則として貸与は行なわない）。
2. 貸与件数は20件以内とし、当該展覧会の出陳作品総件数の3分の1を越えないこと。
3. 寄託品の場合は、所有者の承諾書を添付し、申請書に寄託品の旨、明記すること。
4. 刀剣が含まれる場合は、刀剣類貸与調書(所定の用紙)に必要事項を記入、捺印し、提出すること。
5. 陳列中は必ず展示ケースに入れること。
6. 特例貸与については、学芸部長、企画課長、関係課長、同室長等の協議により決定し、所定の手続きによる。
7. 申請書類

の如く、その用語は陳列で統一されている。そしてまた、長谷川榮・¹⁶⁷鷲泰光らをはじめとするその関係者の多くは現今に於いても「陳列」を使用していることも事実であるのである。

4. DisplayとExhibitionの概念の変遷

今日、展示をDisplayと表記・表現する事が一般的になって来ている。つまり、博物館に於いては常設展示もしくは常設展示行為を指し示す語として定着しているが、両語の使用も「展示」と「陳列」の関係と同じく、更には展示・陳列相違論の中で浮遊した経緯を有するもので、その推移について述べる事とする。

先ず、「The Organization of Museums, Practical Advice(博物館組織—その実際的アドバイス—)」の「to show, to display, to make visible, meaningful showing of things, dis-

play with purpose」を、1971年倉田公裕は「展示法～人文系博物館を中心として～」の中で、次の如く邦訳している。

「展示 (Exhibition) とは、見せること (to show) 陳列すること (to display) 目にふれる様にする (to make visible) であり、多くの国語において、展示とは、ものを選び意味のある表示 (meaningful showing of things) 目的のある陳列 (display with purpose) を意味している」と説かれる如く、展示は単なる「もの」の陳列ではなく、意味があり、目的を持って、大衆に「見せる」ことである。」と記し、展示=Exhibition、陳列=Displayとしたものであり、本書が博物館関係図書の中で「Exhibition」と「Display」の関係を記した最初のものであろう。倉田は本理念を今日に至るまで踏襲し続けた事は、その後の論著からも明確である。

1978年になって、林公義は「展示」の中で次の如く述べている。

「マスコミュニケーションでは「展示」の意味にエキシビション (Exhibition) とかディスプレイ (Display) という用語を当てるが、この語源には前者に「催す」という性格はふくまれない。博物館用語における「展示」は“Display”することの意味であり、具体から抽象へ、またその逆行の橋渡しをするプロセスである。広く一般に用いられる「展覧会」「展示会」などのエキシビションとは区別されねばならない。」つまり、倉田がDisplayを陳列としたのに対し、Displayを展示とし、Exhibitionは展覧会・展示会に充当している。ただ、この展覧会・展示会の表現は、多様に解釈する事ができ、具体的には何を意味するものなのか不明であるが、兎も角Displayを展示に当てた事である。

続いて、佐々木朝登は、1990年「展示」の中で、「陳列 (display) なら、「もの」があればできると考えられるが、展示 (exhibition) は単に「もの」があればできるものではなく、

「意図＝構想」があって、はじめて「もの」が生かされるのである。」「もの」自身の美術的、工芸的、珍奇的、骨董的価値に頼って、物品を陳列して見せるのは、「陳列」といい、「展示＝exhibition」の範疇ではないのである。」と記し、倉田と同様に陳列＝Display・展示＝Exhibitionを力説している。ただ、佐々木は1970～1980年代には、Displayを展示に当てている事は、1975年の「博物館ディスプレイについて」⁴¹⁷¹や1981年の「展示の構成と実施」⁴¹⁷²等の論致に散見できるところから、1980年半ば頃考え方が変わったものと推定される。

次にDisplayの捉え方でややニュアンスの異なるものとして、1991年に大塚和義は、「展示技術論II ディスプレイ」⁴¹⁷³で、「展示技術は、シナリオを基礎にして展開されることはすでに述べたところである。しかし、〈見せ方の技術〉の本領が発揮されるのは展示の場におけるディスプレイである。ディスプレイとは、展示される〈もの〉から発信される情報を、いかに性格に豊かな内容を簡潔に、しかも知的な感動を見る者に与えるための技術であり、装置であるとおもう。」と記し、Displayは展示される「もの」ではなく、情報を伝える技術であり、装置であるとしている。この点は、所謂展示の基本要件に含まれているべきものであるからDisplayは展示に属すると捉えて良いのか、更に展示の要素の一目的に限定しているものなのか判然とし難い。

1993年に今西芳之は、「ディスプレイの技術」⁴¹⁷⁴の中で、「ディスプレイは、さまざまなメディア（媒体・手段）をアセンブリ（集める・組み立てる）して、主題を空間に演出し、“もの”と“人”の間に情報伝達機能を成り立たせる技術である。その技術は、高度な科学技術やノウハウ（技術知識・こつ・秘訣）に支えられて、時代の移り変わりと社会の動向などとともに変化してきた。

これをハードとソフトに分けると、ハードでは、木工・金属加工・塗装・表装などの工

作要素と、文字・造形・映像・音響・照明などの表現要素に分けられ、それぞれの仕上げの質的向上を図ることにある。同時に新しい素材や機器などをそのつど取り入れ、作業時間の短縮やコストの低減を工夫することにある。

ソフトは、何をつくるか、何をどう見せるか、どのように伝えるか、ハードの各種専門技術をコーディネートして総合力を高め、よりよい効果を創造し、目的達成に導く技術である。つまりハードウェアをどのようにアセンブリすれば、所期の目的を達成できるかの工夫を積み重ね、独自のノウハウを生み出すことといえるだろう。」と記し、ここでのディスプレイは展示と読み替える事も可能であると思われるが、従来展示が有する意味合いを具体的にはるかに凌駕するものと看取される。また、当該論掲載書には「エキシビション」の別項が設けられており、そこでは、見本市・展示会・産業博覧会等を対象としているところから、DisplayとExhibitionを区別している事は明白であり、Displayを展示に、Exhibitionを展覧会に充当している事が窺える。

1996年に刊行された『博物館学事典』⁴¹⁷⁵では、「ところで今日、展示とはいってもその語義はかなり広範囲なものとなっている。一般に、博物館におけるあらゆるかたちの資料を媒介とした情報の提示を総称して展示（display）と呼び、このうち短期間の資料を媒介とした情報の提示、すなわち展覧会はexhibitionとして区別することもある。」とDisplay＝展示・Exhibition＝展覧会と林公義と同一の見解を記している。

同じく、1996年刊行の「展示学事典」⁴¹⁷⁶の中で寺澤勉は、DisplayとExhibitionの両者の関係を次の如く概念規定している。

「エキシビション（Exhibition）」は展覧会、展示会、ショー、フェア、フェスティバル、博覧会など「催し」の総称である。展示、公

開、披露などの原義があり、陳列、展示の意をもつ「ディスプレイ (Display)」と同じ意味で使われることがあるが、ディスプレイの方が広い概念で捉えられるのでエキシビションはディスプレイに含まれるという解釈が一般的である。

またエキシビションを「大事なできごと、重要な行事」の意味で捉えると「イベント (Event)」と同じように使われることがある。イベントにはスポーツ大会、コンベンション、店頭の催しまで含めるのでイベントの方がエキシビションよりも解釈が広い。

そこで、ディスプレイ、イベント、エキシビションの三つの語を概念とジャンルの範囲の広さの関係で整理すれば、

ディスプレイ>イベント>エキシビションの関係になる。

またエキシビションは米語では学芸会、発表会という意もあり、エキシビションマッチあるいはエキシビションゲームといえは模範試合の意で、勝負よりもスポーツ技術の実演を目的にした試合をいう。またファイナル試合をメインイベントという。」とdisplayとexhibitionを区別しているものである。

以上の如く、Displayの持つ意味合いは我が

国の展示の語義をはるかに凌駕し多岐に及ぶものようであるが、邦約するとすればDisplayは所謂常設展示に、Exhibitionは特別展・企画展といった短期間の展示に充当すべきようである。

おわりに

博物館展示論研究史(1)として、展示の基本理論史と「陳列」と「展示」の用語変遷史、「陳列」・「展示」相違論史、DisplayとExhibitionの概念変遷について縷々述べてきたが、まだまだ公義の展示論史の中には棚橋源太郎理論を濫觴とする総合展示理論史・箕作佳吉を嚆矢とする生態展示論史、更には棚橋源太郎に始まり新井重三・加藤有次が展開するデュアル・アレンジメント、ダブルアレンジメント、トリプルアレンジメント理論の変遷等々をはじめとし、博物館展示という大事業に取り組んだ研究者達の紆余曲折の歴史がある。更に機会を得てこれらについても言及してゆく所存である。

本稿の執筆に関しては、常日頃より加藤有次博士の御指導を頂戴致しましたことを銘記し、欄筆ながら厚く御礼申し上げます。

註

- 註1 新井重三 1981 「博物館学講座 7 展示と展示法」 雄山閣
 註2 栗原治夫 1979 「国立歴史民俗博物館(仮称)の構想」『博物館研究』 Vol.14 No.1
 註3 木場一夫 1949 「新しい博物館」 日本教育出版社
 註4 棚橋源太郎 1950 「博物館学綱要」 理想社
 註5 日本博物館協会編 1956 「博物館学入門」 理想社
 註6 富士川金二 1971 「博物館学」 成大堂
 註7 倉田公裕・加藤有次 1971 「展示 —その理論と方法—」 博物館学研究会
 註8 倉田公裕 1971 「展示法 —人文系博物館

を中心として—」『展示—その理論と方法—」

博物館学研究会

倉田公裕 1979 「博物館学」 東京堂出版

- 註9 鶴田総一郎 1974 「第9回 ICOM 総会(1971)の報告」『全科協ニュース』 第4巻第8号 全国科学博物館協議会

- 註10 新井重三 1987 「エコミュージアムとその思想」 丹青 6巻10号

新井重三 1987 「ECOMUSEUM(エコミュージアム)」 丹青研 MDM, GAZETTE Vol.1 No.3

新井重三 1988 「野外博物館に突然変異・エコミュージアム」 Museum Data No.5

新井重三 1990 「地球にやさしい博物館—エ

博物館展示論研究史

- ミュージアムの提案—」ストーンテリア遺跡保存特集号 Vol.21
- 新井重三 1993 「自然公園型エコミュージアム」国立公園 No.514
- 新井重三 1995 「実践エコミュージアム入門—21世紀のまちおこし—」牧野出版
- 註11 加藤有次 1996 「博物館学総論」雄山閣
- 註12 ICOM編 1973 「博物館組織とその実際的アドバイス」
- 註13 加藤有次 1977 「博物館学序論」雄山閣
- 註14 林 公義(共著) 1978 「博物館概論」学苑社
- 註15 榑原聖文 1980 「展示形態論及び展示品の概念について」『博物館学雑誌』第5巻 第1号
- 註16 榑原聖文 1982 「展示品の形態の新しい提案」『博物館学雑誌』第7巻 第2号
- 註17 新井重三 1981 「展示概論」「展示と展示法」博物館学講座 第7巻 雄山閣
- 註18 長谷川栄 1981 「美術館・美術館学」至文堂
- 註19 R. S. Miles 1982 「The Design of Educational Exhibits」GEORGE ALLEN & UNWIN
- 註20 佐々木朝登 1990 「展示」『博物館ハンドブック』雄山閣
- 註21 梅棹忠夫 1984 「展示学の課題と方法」『展示学』1
- 註22 梅棹忠夫 1978 「民博誕生」中公新書519 中央公論社
- 註23 北川芳男 1986 「博物館とともに」北川芳男氏退官記念誌刊行会
- 註24 油井 隆 1986 「展示学」電通
- 註25 高橋・藤井・石波 1996 「ディスプレイデザイン」SD選書223 鹿島出版会
- 註26 遠見 端 1992 「展示と陳列」『博物館学雑誌』第17巻 第1・2合併号
- 註27 1928 「遣外使節日記纂輯」第1巻
- 註28 1961 「万延元年遣米使節史料集成」第2巻
- 註29 佐野貞輔鼎 1945 「訪米日記」金沢文化協会
- 註30 註26と同じ
- 註31 久米邦武編 1878 「米欧回覧実記」岩波書店
- 註32 1877 「教育博物館開業ノ日文部大輔田中不二磨演述スル所アリ今之ヲ採録ス」教育雑誌 47号
- 註33 国立博物館 1973 「東京国立博物館百年史—資料編」
- 註34 国立科学博物館 1977 「国立科学博物館百年史」第一法規出版
- 註35 同上
- 註36 棚橋源太郎 1947 「世界の博物館」講談社
- 註37 前掲 註4
- 註38 前掲 註3
- 註39 藤山一雄 1940 「新博物館態勢」満日文化協會
- 註40 棚橋源太郎 1953 「博物館教育」創元社
- 註41 棚橋源太郎 1957 「博物館・美術館史」長谷川書房
- 註42 前掲 註5
- 註43 新井重三 1992 「展示と陳列の意味について(展示編 上)」『博物館学雑誌』第17巻 第1・2合併号
- 註44 新井重三 1953 「わたくしの博物館学—総合展示の原理と発展について—」日本博物館協会会報 16号
- 註45 新井重三 1958 「博物館における展示の基本的な7つの問題点とその解決法—再びDouble Arrangementについて—」博物館研究 Vol.31 No.3
- 註46 新井重三 1958 「博物館資料の展示法とその形態について」博物館研究 Vol.31 No.10
- 註47 前掲 註18
- 註48 長谷川栄 1994 「新しい美術館学」三交社
- 註49 前掲 註6
- 註50 前掲 註34
- 註51 前掲 註7
- 註52 倉田公裕 1979 「博物館学」東京堂

博物館展示論研究史

- 註53 新井重三・佐々木朝登編 1981 「館種別博物館における展示と展示法」『博物館学講座7 展示と展示法』 雄山閣
- 註54 倉田公裕 1988 「博物館の風景」 六興出版
- 註55 前掲 註13
- 註56 佐々木朝登 1981 「展示の実際と展示替え」『博物館学講座7 展示と展示法』 雄山閣
- 註57 前掲 註20
- 註58 新井重三 1992 「展示と陳列の意味について(展示論上)」 博物館学雑誌 第17巻 1・2合併号
- 註59 前掲 註1
- 註60 前掲 註44
- 註61 同上
- 註62 前掲 註45
- 註63 新井重三 1963 「Double Arrangement Systemの採用 — 鳳来寺山自然科学博物館の完成—」 博物館研究 第36巻 2・3号
- 註64 前掲 註17
- 註65 前掲 註24
- 註66 梅棹忠夫 1984 「展示学の課題と方法」『展示学』 第一巻
- 註67 前掲 註18
- 註68 鷺塚泰光 1970 「美術工芸品の保存と公開1~4」 博物館研究
- 鷺塚泰光 1991 「日本美術系博物館の一考察」博物館研究 Vol.26 No.6
- 註69 倉田公裕 1971 「展示法 ~人文系博物館を中心として~」『展示—その理論と方法』 博物館学研究会
- 註70 前掲 註20
- 註71 佐々木朝登 1975 「博物館ディスプレイについて —その体験から—」 Mouseion No.21 立教大学博物館課程
- 註72 佐々木朝登 1981 「展示の構成と実施」『博物館学講座7 展示と展示法』 雄山閣
- 註73 大塚和義 1991 「展示技術論II ディスプレイ」『博物館学II』 放送大学教育振興会
- 註74 今西芳之 1993 「ディスプレイの技術」『ディスプレイ100年の旅』 野村工芸社
- 註75 宮瀧交二・矢島國雄 1996 「展示」『博物館学事典』 東京堂出版
- 註76 寺澤 勉 1996 「エキシビション」『展示学事典』 ぎょうせい

(國學院大學講師)

博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究(前編)

—ソーシャル・マーケティングに基づく新しい行動戦略—

The Study concerning of the Special Exhibition in Museum and the Educational result: The new behavior strategy based on Social marketing(the first part)

金山喜昭

Yoshiaki KANAYAMA

はじめに

1. 教育普及活動の目的
2. 市民の要求と必要性
3. 特別展のためのマネジメント技法

はじめに

博物館機能の一つである教育普及活動には、展示・講演会・体験学習・出版などの活動がある。それらは手段的なものであり、それ自体が目的とはいえない。それでは本来的な意味での教育普及とは果たして何であろうか。一般に、博物館における教育普及活動は、博物館法にもその概念規定はみられず、目的も不明確である。学校教育の補完的教育をしたり、一般の知的需要を満たしたり、知的好奇心を刺激するなどの説明も一部に見られるが、博物館本来の教育機能はもっと幅広く、社会教育に限らず社会的分野にも関連した幅広い視点から議論すべきものであろう。博物館における教育普及の目的は、例えば知的向上心を育む学習の動機づけの達成を目的にする、あるいは市民の精神文化の質的向上を目的にする、自然環境保護の考え方を普及するなどのように、状況に応じて多様な目的を設定すべきであり、その目的は私たちの将来にとって有益なものでなければならない。また、その教育普及活動は、目的や対象者の選定を吟味し、実施プログラムは綿密な計画を立て、多様な角度から評価する必要がある。目的が達成されれば、来館者はそれまでの認識を改

4. 広報メディアの活用
5. 特別展の実施
6. 特別展に対する市民の反応

め、新たな行動を実施することを意味する。従来の教育普及活動一般に見られるような情報の一方的提供で終始するものとは異なり、目的の達成は一種の変革となって表れるのである。ここに、従来の教育普及活動に見られない、ソーシャル・マーケティングに基づく新しい視点と展開がある¹⁾のである。

本論は、野田市郷土博物館における特別展「よみがえる 山中直治 童謡の世界」を題材にして、特別展をソーシャル・マーケティングに基づき計画し実施し、その理論的な展開を実証分析することを目的にする。

山中直治^{なかつぢ}は、1906(明治39)年に千葉県東葛飾郡梅郷村(現・野田市山崎)に生まれた。子供時分に音楽に憧れ、千葉県師範学校に入学して音楽を学び、卒業後の1925(大正14)年に野田尋常高等小学校(現・野田市立中央小学校)の教員になった。教育活動のかたわら童謡の作曲活動を活発に行い、30曲以上の作品がレコード化されるなど、わが国の童謡音楽会の一翼を担っていたが、惜しくも1937(昭和12)年に31才の若さでこの世を去り、時代の推移とともに作品は忘れ去られていた。

没後、直治の遺品類は全て処分されたといわれていたが、1993(平成5)年に生家から

楽譜ノートやレコードなどの遺品が発見された。野田市郷土博物館では、それらの寄贈を受けたので、調査研究したところ、220曲以上の童謡を作曲したことが明らかになると共に、直治のプロフィールなどに関する様々な新事実が判明した。

特別展の目的は、山中直治の存在や童謡を市民に認知させるだけでなく、市民に信念、態度、価値観の変革や、山中直治の遺産を市民生活に習慣として定着させることである。結論から先にいえば、かなりの割合で達成がはかられたといえる。正確には達成がはかられつつあるところである。山中直治の教え子をはじめとする高齢者たちは、当時を回想することで心の安らぎを得たようであり、山中直治の存在を通じて郷土に愛着や誇りをもつ市民が増え、また児童の情操教育に役立つとの判断から、教育委員会はその童謡を市内小中学校の音楽の教材に活用することにもなった。また、「山中直治童謡研究会」の発足、教え子の人々による「山中直治の歌碑を建てる会」の発足と募金活動、市民合唱クラブによる普及や、「山中直治児童合唱団」の発足などが検討や実施されるように、市民運動にも発

展した。

1. 教育普及活動の目的

コトラー(P.Kotler)らは、どのような社会運動でも達成すべき社会的目的をもっていることを述べている。それは変化させることが容易な順にあげると、認知を変えること(認知変革キャンペーン)、行為を変えること(行為変革キャンペーン)、行動を変えること(行動変革キャンペーン)、価値観を変えること(価値観変革キャンペーン)である。

認知変革キャンペーンは、人々に新しい情報を提供し、望ましい目標について認知を変える。行為変革キャンペーンは、一定時間内に最大多数の人々に特定の行為をさせる、あるいは特定の習慣を採用させることである。行動変革キャンペーンは、人々に自らの幸福のために行動パターンを変えさせることである。これは認知変革や行為変革よりも達成が困難かもしれないが、更に難しいのは価値変革である。価値変革キャンペーンは、人々の心に深く浸透している信念や価値観を変革させることである。

一般に、これまでの博物館の教育普及活動

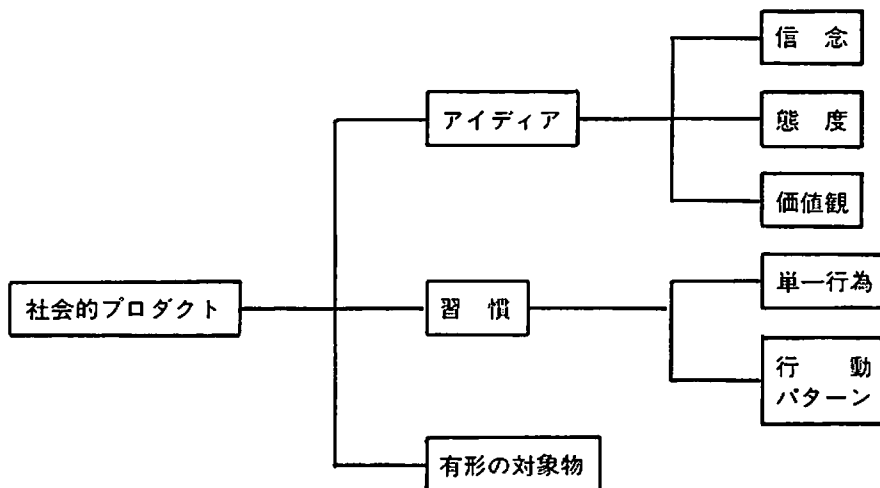


図1 社会的プロダクトの分類 (P. Kotlerら 1995より)

博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究

は、認知変革キャンペーンに属するものであったといえる。その多くは、情報を提供したり、認識を高めたりしようとするものである。例えば、歴史資料を展示解説したり、自然観察会では動物の生態を学習したり、体験学習によって草鞋づくりを教えたり、出版物により情報を提供したりするが、一般にそれらは市民がそれまで保持してきた考え方や行動を変えるまでにはいたらないからである。

教育的戦略は、変革のための手段として技術、経済、政治、法律などの戦略とともに主要なものの一つであり、社会変革を目的とする上においては、博物館の教育普及は目的を設定して達成することが必要である。その目的は、市民に何らかの変化を起こすことである。

ソーシャル・マーケティングの目標は、反対の考えを持つ人や反対の行動を取る人々を変えたり、あるいは新しいアイデアや行動を採用させることである。目標は社会的プロダクトと呼ぶ。それは社会的アイデアと社会的習慣などから成り立つ。前者は信念、態度、価値観という形態をとる。後者は単一の行為や行動パターンをとる(図1)¹¹³。

これを、山中直治の特別展の目標に置き換えると、特別展タイトルに見られる「よみがえる山中直治の童謡世界」とは信念である。これまで歴史的に埋もれていた彼の存在やその業績の調査研究成果を通じて評価することである。信念は客観的なもので認識に依存するものであるから、良い悪いという評価は入り込む余地がない。態度は、山中直治やその童謡を普及する姿勢である。価値観は、一般に正しいか悪いかに関する判断であるが、ここでは山中直治とその作品を通じて地域に対する誇りや愛着の生成につなげる。また、社会的習慣は、単一行為や行動パターンのいずれにおいても山中直治やその童謡の普及が市民参加によって自主的な活動として合唱、演奏などの形態をとり市民生活に習慣として定

着することである。あるいは学校教育の場においても教材としての活用により、児童生徒に普及することである。以上の具体的な目標を総称して社会的プロダクトと呼ぶことにする。

2. 市民の要求と必要性

特別展の実施にあたり、まず検討すべきことは対象者を設定することである。従来は、不特定の一般市民を対象としていたが、ソーシャル・マーケティングの手法では単一または複数の対象者をあらかじめ設定することになる。これには、社会階層・所得・教育・年齢・家族規模など外的属性による社会的・人口統計学的特性や、態度・価値観・動機・パーソナリティなどの内的属性による心理学的特性や、行動パターン・購買習慣・意思決定特性による行動学的特性による知識を不可欠とする。そのために、まず市民はどのような要求や必要性を感じているのかを知らなければならない。山中直治の童謡というテーマが市民の要求や必要性とどのように整合するかを検討して、対象者を設定することにする。

野田市の人口は約12万人である。野田市では市民の意識調査を5年ごとに実施することにより、市民の要求や必要性を抽出している。1995年の意識調査による市政全般に対する要望を上位からみると、老人福祉の充実(総合的な高齢者対策)32%、公共交通の整備(バス・鉄道など)25.6%、保健・医療の充実19.5%、生活道路の整備18.5%、下水道の整備16.8%、自然の保全・保護14.9%、社会福祉の充実(児童福祉、障害者福祉など)10.9%、幹線道路の整備10.7%、公園緑地の整備10.6%、ごみの処理対策8.9%である。これらの要望のうち、公共交通、道路や下水道の整備などは都市整備の問題であり、むしろハード面の課題であるが、老人福祉、自然保護、ごみ対策などは、ハード面ばかりでなくソフト面の比重も大きく、現代社会そのものが抱える大き

な問題である。その他の市民要望としては、学校教育の充実、社会教育の推進、農業の振興、商業の振興、消防防災対策など様々のものであるが、これらは一定水準の達成がはかられていることから、さほど高い要望とはなっていない。

そこで、市民要望で最も上位の老人福祉の充実とは、果たしてどのような内容を示すのだろうか。一般に行政が実施する老人福祉事業は、施設の設置や、老人看護システムの整備などであるが、市民要望の具体的な内容に関するデータは今のところ得られていない。福祉とは、そもそも「幸福」を意味する訳であるから、老人福祉事業は老人に幸福感を提供するものである。すると現行の老人福祉事業にみられる施設の設置や老人看護システムの整備のみが老人福祉とは必ずしもいえないことになる。老人福祉とは、老人に心の安らぎを提供したり、知的向上心を高めたりすることによって、生きがいを見出だして、病気を未然に防ぐような対策をたててゆくことも老人福祉である。このような観点にたてば、博物館活動においても老人福祉事業を位置づけることが可能になってくる。山中直治の教え子の市民の年齢層は60才後半以上になるが、恩師の業績を公開することは、老人福祉の上からいっても有効である。

もう一つは、学校教育との関連性でも山中直治の童謡を位置づけることができる。学校教育の充実については、施設面での一定水準がはかられていることから、市民要望としては高い値を示していない。市民要望はハード面の充実を望む声大きい。その背景には、調査法が質的な問題を設問する方式を採用していないためであり、その結果、質的問題の要望が出てこない。しかしながら、質的な向上は当然目指されなければならない。郷土の小学校教員であった山中直治が作曲した童謡は、学校教育の質的向上をはかる上で有効である。このことは、大正時代に野口雨情が主

張した童謡活用の教育的な意義づけを参考にすると理解できる。

明治初年以來、非常な勢いで進歩、発展して来た文物は、終に今日見るような有様となりました。

変態文明、跋文化とでも申しませうか。人間は日に日に物質的に傾き、本当に人間らしい、温かい心は刻一刻と奪われて行われてゐるといふやうな、寒心に堪えない状態なのであります。

この世に生まれ、この世の空気を吸ってゐるものは、一人の例外もなく、この物質文明の毒気に襲はれなければなりません。殊に新しく生まれた生命——これから一人前の人間となり、新しい時代の一員として活躍しようといふ子供達——、その日が白紙であり、純なものであるだけに、それだけ余計に、その毒気に襲はれるわけであります。

時代の悪傾向に染まないように彼等を保護し、彼等を育てて行くところの機関——云ひかへれば彼等の教育機関——なるものは、果たして充分にその任務を盡してゐませうか。

私自身の観察では、遺憾ながら、そこに大きな欠陥を認めないわけには行かないのであります。

それはどんな欠陥か？

一言にして申しますれば、時代と共に押し流されてゐる…とでも云ひませうか。つまり時代に対する批判——厳正なる批判から出発した新しい考へが無い。世と共に押し移つて行つて、ますます物質的、理智的の教育しか施してゐない。と思ふのであります。

(中略)

然らば何によって、如何なる方法によってその欠陥を埋めて行ったら宜しいでせうか。私は答えます。

「童謡に依って！」

博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究

設 問	達成すべきこと
1. アイディアあるいは社会的習慣と標的採用者が求めていることとのあいだで適合するものは何か？	適合する組み合わせを規定すること
2. どうすれば適合する組み合わせが見つかるだろうか？	適合する組み合わせを設計すること
3. 適合する組み合わせをどのようにして標的採用者に伝えたらよいただろうか？	適合する組み合わせを伝達すること
4. 適合する組み合わせを早期に衰退させないようにするためには、どのようにしてこの組み合わせを維持もしくは変更すればよいただろうか？	適合する組み合わせを防御すること

表1 社会変革のためのマネジメント技法（コトラー 1995より）

これらは過去何年間かの童謡生活に於いて、何回となく主張し、その都度宣伝して歩いた言葉であります。

更にまた

「童謡を小学校の正課目の中に編入すること！」

これは実行に対する一方法、一手段として年来私が叫んできた言葉であります。

このように、雨情は児童の精神生活を指導して一人の人格者を養成する上で、童謡を教育と一致させることを主張すると共に、それを小学校の正科目の中に編入して、人間の純粹な心を育てて行く目的を明らかにしている。当時の社会情勢は現代とも共通する部分が多く、その意義はさほど変わるものではない。

以上のように、山中直治の童謡に整合する対象者は、市民を対象者にするものの、その中心は市内の小学・中学生と高齢者にする。

3. 特別展のためのマネジメント技法

社会変革のためのマネジメント技法は、表1のように4つの設問に適切に解答できることが必要である。これを特別展に適応させると次のようになる。1は社会的プロダクトと対象者間の適合性。2は社会的プロダクトと

対象者の適合的組み合わせの設計。3は社会的プロダクトの対象者への伝達。4は特別展の実施後に社会的プロダクトと対象者の適合的組み合わせを再検討する（後編に譲る）。

（1）社会的プロダクトと対象者間の適合性

社会的プロダクトと対象者との組み合わせが適当かどうかにより、特別展の有効性が決定されることになる。つまり特別展の目標を達成するためには、「山中直治」や「童謡」などのキーワードに基づく情報提供が対象者にどのような影響を及ぼすかを検討しなければならない。近年の老人福祉に関する諸問題や、学校では校内暴力やいじめの問題解決は社会的な大きな課題である。それらの諸問題を解決するためには多様な手段があるが、博物館の特別展もその解決策として有効である。

それは、直治の教え子などの高齢者には、子供時代を回顧する契機になり、懐かしい恩師の童謡メロディーに心の安らぎや感動を覚えて、生きがいづくりにつながるのではないだろうか。また児童・生徒にとって直治の業績や音楽は地域を基盤にした生きた教材になる。彼等は直治を先輩として身近に感じることで、感動を覚えたり尊敬の気持ちをもつかもかもしれない。いじめや校内暴力は、本来は人

間が有する闘争本能が表面にでた現象であるといわれる。直治の童謡は、殺風景な学校環境に潤いをもたらし、感性の育成につながる可能性があるだろう。高齢者や児童・生徒自身は、特別展を必ずしも要望している訳ではないが、こうした特別展の目標が達成できれば、このような諸問題の解決に役立つ可能性のあることが分かる。

(2) 社会的プロダクトと対象者の適的組み合わせの設計

コトラーは、ソーシャル・マーケターの次の仕事を次のように規定する。①プロダクトと市場の適的組み合わせを、対応する社会的アイディアまたは社会的習慣のポジショニングに変換し、②選定されたポジショニングを強化するために、適的組み合わせを整飾(dressing up)し、③改革運動の性格と一致するような強化イメージを展開する。

これを特別展の準備作業の中に位置付けると、まず対象者にこちらの目標を達成する方法を効果的に提示することである。そこで、ここでは直治が1937(昭和12)に31才の若さで亡くなったという事実に着目する。直治は生存していれば90才になる。その名が埋もれてしまった理由は、その後の戦争による混乱期や社会体制が変革したことなどもあるだろうが、夭折したことも見逃せない。千葉県師範学校を卒業して、19才で野田尋常高等小学校に教員として赴任してから作曲活動を始め、26才でコロムビアの専属作曲家になり、30曲以上の作品がレコードとして発売されたり、個人童謡集を出版するなどしながら、直治は自己の童謡世界を確立してゆく矢先に結核で不慮の死をとげた。作品は220曲以上に及ぶ。その一部は山田耕作にも紹介されたり、北原白秋、野口雨情、島田芳文、斎藤信夫、林柳波などの著名な詩人が多くの作品に詩を寄せていることから、当時の童謡音楽界の一翼を担っていたことが分かる。藤田圭雄は童謡史の研究について、「当時の童謡の大部分が時代

の塵の底に埋没してしまって、ほとんど誰の目にも触れる機会がない状況である」と述べているが、直治はそうした逸名作曲家の代表者だといえる。

そこで、まずポジショニングとなる特別展の姿勢や態度は、山中直治という人物の復活とその童謡の普及を目標にして、「生誕90年よみがえる山中直治の童謡世界」と位置づける。しかし、それを仮に「野田の童謡作曲家山中直治の生涯」と位置づけたらどうなるだろうか。情報の伝達地域は日本全国ということ的前提にすると、まず「野田」という地名は醤油産業を連想する。それと童謡作曲家とはイメージが合わない。山中直治の名前を初めて耳にする大多数の人々は違和感を覚えるかもしれない。また「生涯」としては、歴史展示を強調して情報提供や認識を高めることが目標になり、復活して社会変革をめざす姿勢や



写真1 ポスターにみる山中直治のブランド(顔写真と名前のロゴマーク)

博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究

態度が伝わりにくい。ポジショニングとは、主催者がその特別展によって何をどうしたいのかを端的に伝えるもので、しかも対象者に十分効果を発揮する内容であることが大切である。

次に、「生誕90年よみがえる山中直治の童謡世界」というポジショニングをイメージアップする方法が必要になる。ブランドネーム、象徴的パッケージ、物理的パッケージなどにより整飾する。これには、直治が小学校に赴任した19才当時の顔写真と「山中直治」のロゴ・タイプを制作して両者を組み合わせてブランド化して、図録装丁、ポスター、チラシ、展示会場のエントランスなどで統一して使用することにする（写真1）。

（3）社会的プロダクトの対象者への伝達

コトラーは、社会的プロダクトを対象者に伝達するためには、2つの要因のあることを指摘する。①有形プロダクトがかかってくるかどうか、②対象者が社会的アイディアや社会的習慣を受け入れてそれを継続するために人的サービスを必要としているかどうか。両者の要因の扱い方は、伝達プロセスを規定することになる。

特別展では両者が必要不可欠である。有形プロダクトは、資料を展示したり、図録の刊行などの物理的手段である。人的サービスは学芸員などの活動をさす。これらが有機的に機能することで、対象者に社会的プロダクトが効果的に伝達されるが、その具体的内容は次の通りである。

a. 教育普及のための人材

教育普及の準備作業は、学芸員による資料収集から開始する。まず、1993（平成5）年11月に、野田市山崎の生家から遺品類が発見されて寄贈された。その後も断続的に発見されるたびに寄贈され、資料整理が続けられ、1996（平成8）年8月までの約3年間に、直筆楽譜、レコード、書籍、日記、小学校通信簿、ノート、遺品類など約600点を収集整理し

た。調査研究は、これらの資料に基づき実施した。その留意点は、①直治の生涯の記述と年譜の作成、②生涯に作曲した作品のリスト作り、③直治と所縁の人々（詩人）のプロフィールと直治との交遊関係の解明などである。学芸員による調査研究はそれらの留意点をほぼ達成することができた。これを受けていよいよ特別展の準備にとりかかる。

b. 教育普及の方法

ポジショニングを受けて、特別展のタイトルは、「よみがえる 山中直治 童謡世界（昭和初期に活躍した郷土の作曲家）」とする。

次に、そのアプローチであるが、まず直治の人物史を辿るという観点からは、活字メディアや写真を中心とする「見る」というアプローチが適切である。一方、童謡を普及するためには、「聴く」というアプローチにより直治の童謡を実際に聴かせて理解を促すことも必要である。特別展は、この両方のアプローチを適切に調和させ、対象者に効果的に伝達できるかどうか成功のポイントになる。

「見る」アプローチ

・展示活動

これは特別展の中心的な活動である。調査研究成果の発表の場である。展示構成は、ひとつは直治の生涯を辿り、その中に童謡作曲

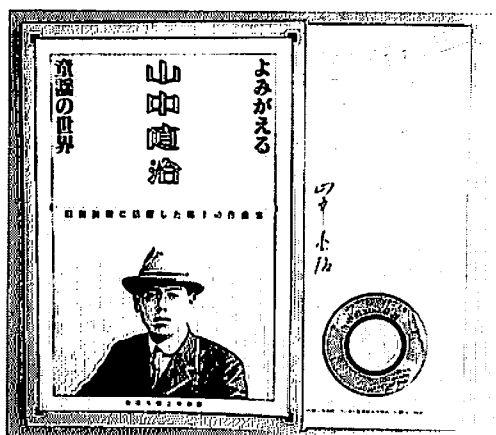


写真2 作品が理解できるようにCDを添付した特別展図録

家としての直治の業績を位置づけて評価する。もうひとつは、直治とゆかりの詩人たちを取り上げて、直治との交流関係を浮き彫りにする。なお、エントランスパネルのデザインや特設の壁面パネルの造作工事、文字や図表パネルの印刷は専門業者に委託する。この際、エントランスパネルのデザインには、直治のブランドである顔写真や名前のロゴ・タイプを組み入れることにする。

・図録の作成

これも調査研究成果の発表の場である。図録は、それ自体が1冊の著作物になるような構成する。まず第1部は、最初に直治の業績を近代音楽教育史上に位置づけて学問的な評価を行うために、東京学芸大学の澤崎眞彦教授に依頼する。⁹次は、私が研究成果により判明した直治の生涯や業績を記述する。¹⁰その他の成果は、直治の作曲年譜、発売されたレコード一覧、「里の秋」の作詩者として知られる斎藤信夫（故人）の千葉県成東町の自宅に調査で伺った際に発見された、直治が斎藤信夫に宛てた便りを資料として掲載する。また、直治を直接知る、実子・小学校教員の同僚・教え子などの人たちの思い出を掲載して、直治の人間性を多角的に理解することを試みる。

第2部は、未刊行となった第2集目の個人童謡曲集41曲のうち、17曲の楽譜を掲載する。図録はA4版、78ページ、2500部を印刷する（写真2）。¹¹

・ポスターとチラシの作成

図録の装丁とポスター、チラシのデザインは野田市役所広報課職員に担当してもらう。これは職務ではなく、本人はデザインやイラストの創作意欲が旺盛であり、博物館事業の良き理解者であることによる。山中直治のロゴ・タイプも彼の制作による。

ポスターは、直治が活躍した昭和初期の時代性を踏まえて、全体はセピア系のモノトーンの色調で統一する。また背景には幻の個人童謡集となった清書済みの直筆楽譜を拡大し

て配置し、特別展タイトル「よみがえる 山中直治 童謡世界（昭和初期に活躍した郷土の作曲家）」の活字を重ねる（写真1）。ポスターは全紙サイズ、チラシはB5サイズである。ポスターは500部、チラシは10,000部印刷する。

ポスターは市内の公共施設や商店に掲示する。また、千葉県内の全ての博物館や、文献交換を実施している全国の博物館や、交流がなくても個人音楽家の記念館などにも情報提供のためにポスター、チラシを送付して周知をはかる。なお、チラシは展示会場でも来館者に無料で配布して参考資料にする。

「聴く」アプローチ

・BGMの作成

「聴く」というアプローチから、展示会場に直治の童謡をBGMとして流すことにする。BGMの作成には、市民の若者の音楽バンドのメンバーがボランティアとして参加してくれることになる。彼等は、コンピュータミュージックを手掛けていることから、直治の童謡の再現には、多様な楽器の音色を組み合わせることで取り組みたいと意欲をもってくれた。コンピュータミュージックは、音色、リズムなどの操作が自由に扱えるため、作品ごとに変化をつけて現代的な感覚でアレンジを加えて、単に再現するにとどまらず、彼等のセンスを尊重してある程度自由な雰囲気で作業してもらったことにした。演奏曲は10曲を目標にする。

c. 教育普及方法の再検討

一般にソーシャル・マーケティングを成功させるためには、社会環境や対象者の変化に対応して、これまでの社会的プロダクトと対象者の適合的組み合わせを維持させるか、または変更することが必要になる。この為には、対象者について事前に調査やモニター調査をして、この結果を効果的に利用するために必要に応じてマーケティング計画の調整や変更を行う。

そのことは、山中直治の評価とその童謡の

普及という目標を達成するためには、これまでの教育普及方法が果たして最も有効であるかどうかを再検討することを意味する。そこで、博物館職員や館外協力者に意見を求めることにより、次のような選択肢が考えられた。

- ①教育普及方法の変更は一切しない。これまでの方法を具体的に実行する。
- ②「聴く」アプローチを強化するために、例えば山中直治童謡復活コンサートを特別展の事業に組み入れる。
- ③BGMの制作はコンピュータミュージックによる演奏だけではなく、歌声を挿入する。
- ④広報活動を強化するために、ポスターやチラシ以外にも、野田市に乗り入れている東武野田線の電車内に広告をだす。

協議の結果は、これまでの教育普及方法を大きく変更するものではなく、①を除けば全て建設的な意見である。したがって、基本的にはこれまでの方法を保持しながら、可能なものは新たに導入し、不可能なものは代わりの手段を検討することにする。

まず、②は、直治の童謡を普及するためには重要な意見である。今回の特別展は、「聴く」アプローチを強化しなければ目標は達成しにくいと思われる。しかし問題は予算である。コンサートの実施には、普通は出演料、会場借用料、その他の諸経費がかかる。しかしその為の予算は皆無である。この問題を解決するために、まず出演者は市民ボランティアを採用することにする。しかしここでまた新たな問題が生じる。ボランティアは誰でもよいということではなく、入場者に感銘を与えるために、一定の音楽レベルを有していなければならない。これには、まず直治にゆかりの野田市立中央小学校の児童たちに合唱してもらい、もう一つは市内の「童謡を歌う会」の人たちに相談して大人にも歌唱をしてもらうことで賛同が得られる。演奏者も知人をお願いして賛同が得られる。

このような場合の市民ボランティアの活用は、単に予算の問題解決策ということではなく、教育普及上からも重要である。その理由は、地域の童謡を育成するためには、その地域の人々が主体者となり参加することが必要だからである。プロの音楽家に委託すれば、確かにレベルは高いだろうが、地域に対する思い入れもなければ、一過的であり普及してゆくための継続性もない。ところが、ボランティアとして参加した市民たちは、コンサートを契機にして歌い演奏して他の市民に普及してゆくメディアになってゆくのである。

もうひとつは会場の問題である。これは、野田市内の興風会館を要望する。ここは1929(昭和4)年に、東京神田駿河台の明治大学校舎を設計した大森茂の手によるもので、1933(昭和8)年に直治はここでコンサートを実施した所縁の場所である。定員は700名。復活記念コンサートの会場としては最適である。さっそく、運営者の(財)興風会に相談したところ、コンサートの趣旨を理解してもらい、会場およびピアノ、照明や音響機材などを全て無償提供してもらえることになる。よって復活記念コンサートは(財)興風会との共催事業にすることにする。

③の歌声が挿入できないかという課題は、メンバーたちが録音装置を保有していないことから、予算的な問題により不可能である。しかしBGM製作を発展させることにする。それはBGMとして制作するコンピューターミュージックをカセットテープかCDにすれば、いっそうの教育普及がはかれる。単品で製作すると、パッケージの印刷やプラスチックケースなどの費用がかかるため、図録に添付する体裁にすれば効率的である。問題は予算であるが、見積もりを要請したところ、当初の図録製作予算内で賄えることが判明した。この場合、カセットテープよりCDの方が薄形で普及性が高いのでCDを採用して、図録に添付することにする。よって図録には演奏

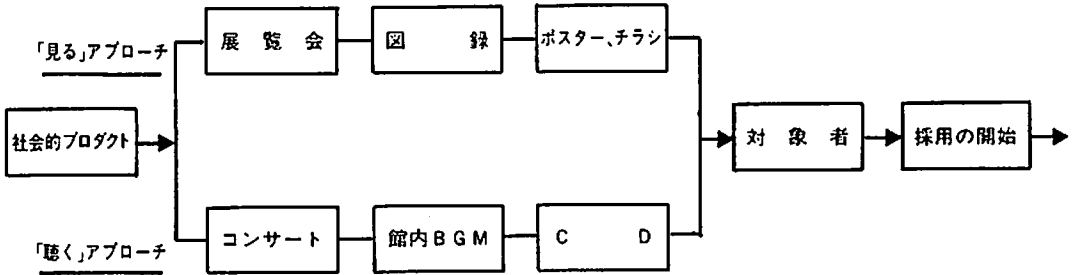


図2 社会的プロダクト(山中直治と童謡)の伝達プロセス

曲の歌詞や制作者の解説を掲載する。

④については、広報活動の強化はぜひとも必要なことであるが、その広告にはかなりの経費がかかるため不可能である。しかし、事前に本社に申請すれば、各駅のホームに無料でポスターを掲示してもらえることが判明したので、それを活用する。

d. 社会的プロダクトの伝達プロセス

社会的プロダクトを達成するためには、特別展の教育普及活動により伝達する。これには、先述したように「見る」アプローチと「聴く」アプローチからなるが、それを図2に示す。社会的プロダクトは、このようなアプローチにより対象者に伝達されることになる。そして、直治の童謡を認識して信念、態度、価値観の変革に通じる採用の開始に至ることになる。

4. 広報メディアの活用

社会的プロダクトを普及するためには、教育普及を伝達するために広報活動が重要である。あるいは広報活動は、社会的プロダクトそのものを伝達する役割を有する。つまり、それは特別展の展示活動・コンサートなどを案内して来館者を誘導する。一方、来館しなくとも、広報に接した人には山中直治の名前や業績などが伝達されるのである。

次に、メディアの検討になるが、これも「見る」と「聴く」という二つのアプローチから検討すると、音楽を伝達する最も有効なメデ

ィアはテレビかラジオである。テレビは映像と音声メディアの「見る」「聴く」両方のアプローチをもち、ラジオは「聴く」アプローチである。したがって、テレビが最も効果的なメディアとなる。これに対して、「見る」アプローチは活字メディアによる新聞が代表例となる。

(1) テレビ報道

野田市役所の記者クラブに所属している新聞社は全国紙5社、地方紙1社、テレビは1社である。テレビは日本放送協会(NHK)である。そこで、特別展が開催する6ヶ月ほど以前にNHKの記者に対して、山中直治や童謡に関するそれまでの調査研究成果や、進行中のコンピュータミュージックの制作状況などについて情報を提供してみた。その結果、さっそくニュース番組においてレポート形式のニュースとして取り上げたいという回答が



写真3 コンピュータミュージックによる直治作品の再現作業をNHKニュースが取材する

返ってきた。記者の触手を動かすポイントは、「目新しさ」「社会的に有益な活動や運動」「感動性」などが必要条件であるが、更にそれまで他の放送局で扱われていない初めてのニュースソースであることや、タイミングも重要である。直治に関する情報提供は、これらの条件に全て合致したことになる。また、その背景には日頃の活動を通じた信頼関係も大切である。

レポートの構成は、直治の童謡をコンピュータミュージックで再現するメンバーたちが、直治の足跡に興味をもち、博物館を訪れて楽譜を調べたり、教え子の老人から直治の話を聞いたりしながら、山中直治を紹介するもの。また、メンバーたちがコンピュータミュージックで直治の曲を再現する状況を映しながらそれを紹介するものであった(写真3)。幸い記者の熱意のおかげで、放送は1996(平成8)年5月7日(午後6時30分/4分)と5月31日(午前11時30分/6分)の2回行われ、2回目の方は記者自身がスタジオの生中継で直治の遺品類(第1集個人童謡集、直筆楽譜、昭和8年に開催したコンサートのパンフレットなど)や、当時のレコードをかけて作品を紹介してくれたことから、1回目より時間を延長した。なお、いずれの番組も関東地方向けのものであることから、視聴者は東京・神奈川・埼玉・千葉・栃木・群馬の人々である。

(2) 新聞報道

新聞報道は、1993(平成5)年12月に山中直治の生家から遺品が発見され寄贈された記事が最初となるが、特別展に至るまでの活動取材した記事は次の通りである。

- ①野田市郷土博物館に山中直治の遺品が初めて寄贈される 1993(平成5)年11月
 「山中直治の直筆譜面など発見、生家から遺品100点 野田市郷土博物館に寄贈」産経新聞 1993(平成5)年12月2日/
 「作曲家・故山中氏の直筆の譜面など生

家で発見遺族ら郷土博物館に寄贈」毎日新聞 同年同月日/
 「山中直治の直筆楽譜など100余点 義妹が野田市郷土博物館に寄贈」東京新聞 同年同月日/
 作曲家山中直治の資料発掘 雨情、白秋らと親交 遺族が提供日本童謡史に新側面」千葉日報 同年12月14日/
 「古里の童謡作曲家遺品100点見つかる 昭和初期活躍の山中さん生家 遺族、野田市に寄付」読売新聞 同年12月15日

- ②その後も遺品が断続的に発見され野田市郷土博物館に寄贈される 1993(平成5)年12月

「作曲家・故山中氏の直筆楽譜など新たに70点発見 野田市の生家倉庫で 市郷土博物館に寄贈」毎日新聞 1993(平成5)年12月16日/
 「野田市出身の作曲家故山中直治 業績解きほぐす直筆楽譜や手紙」同年同月日 朝日新聞/
 「蓄音器など発見 作曲家・山中直治さん遺品生家から貴重な資料100点」毎日新聞 1994(平成6)年5月4日

- ③寄贈資料を速報的に公開する 1994(平成6)年7月6日~8月2日

「忘れられた郷土の童謡作曲家 きょうから野田市で 山中直治展 高まる再評価の動き 肉筆楽譜など30点初公開」東京新聞 1994(平成6)年7月6日/
 「郷土の童謡作曲家山中直治の遺品を公開 野田市郷土博物館」読売新聞 同年7月7日/
 「よみがえる「幻の名曲」よう折の童謡作曲家山中直治の資料発見 郷土資料館で初公開」千葉日報 同年7月8日/
 「山中直治直筆の楽譜、遺品公開 野田・郷土博物館」毎日新聞 同年7月19日/

- ④特別展開催の予告を発表する 1996(平成8)年4月

「山中直治全国に名広めよう 故郷野田で今秋、特別展 遺族が未発表作寄贈」

博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究

朝日新聞 1996(平成8)年5月10日/
 「山中直治静かなブーム 秋には市民コン
 サート郷土博物館では特別展」千葉日
 報 同年5月15日/「よみがえる郷土の
 童謡作曲家 今秋、コンサートや特別展
 開催 山中直治再評価へ動き出す」東京
 新聞 同年7月9日/「野田出身の童謡
 作曲家 山中直治の“魅力”再発見 市
 民らが復活演奏会」読売新聞 同年8月
 27日/「野田出身の童謡作曲家山中直治
 の世界 郷土によみがえる特別展やコン
 サート来月」産経新聞 同年9月17日/
 「やさしい詩を恵んで下さい 野田出身
 の童謡作曲家・山中直治 斎藤信夫への
 手紙見つかる 順風満帆のころ、死期間
 近の時期 折々の気持ちつづる」千葉日
 報 同年10月7日

⑤山中直治に関する思い出を募集する 1996(平成8)年5月

「直治の思い出で募集」千葉日報 1996(平
 成8)年5月16日/「作曲家山中直治の
 思い出寄せて 野田市郷土博物館」読売
 新聞 同年同月同日

⑥コンサートの整理券を配布する 1996(平
 成8)年9月25日

「来月26日、山中直治コンサート 野田
 きょうから整理券配布」千葉日報 1996
 (平成8)年9月25日

⑦特別展を開催する 1996(平成8)年10月
 15日~11月17日

「直治の横顔 遺品で紹介 きょうから
 山中直治展」千葉日報 1996(平成8)
 年10月15日/「(まいたん)郷土の作曲
 家山中直治展」東京新聞 同年10月26日
 /「よみがえる童謡作曲家 白秋らの詩
 に曲山中直治の特別展人気 きょうコン
 サート未発表曲含む20曲披露」朝日新聞
 同年同月同日/「直治メロディーに感動
 野田出身の山中直治生誕90年記念コン
 サート」千葉日報 同年10月27日/「回視



写真4 野田郵便局が発行した山中直治の生誕90年記念タトウ

回遊・元記者のメモ、よみがえる童謡“つ
 ばめ”朝日新聞(愛知版) 同年11月9
 日/「(街)山中直治の特別展」読売新聞
 同年11月13日

このように資料寄贈を受けてから特別展に
 至るまでの約3年間の活動は、それぞれの段
 階ごとに野田市の定例記者会見で発表したも
 のを、各新聞社の記者がその興味や関心に従
 い新聞記事とした。その結果、社会的プロダ
 クトが普及することになった。また、これら
 の新聞は社会的に信頼されていることから、
 記事になるということは社会的知名度を高め
 る上でも有効である。

(3) その他

野田市民に対しては、野田市で発行する野
 田市報がある。これは野田市民向けの行政の
 情報誌で月2回の発行である。ここでも特別
 展に至までの活動は逐一掲載され、野田市民
 に対しては社会的プロダクトとして普及する。
 またタウン紙にも随時紹介され同じように普
 及がはかれる。

また、野田郵便局では、郷土の童謡作曲家
 山中直治の生誕90年を記念して、特別展の初
 日に記念タトウが発売された。タトウには、
 菱川師宣「見返り美人」と安藤広重「月に雁」
 の復刻版と「国際音楽の日」(いずれも額面80

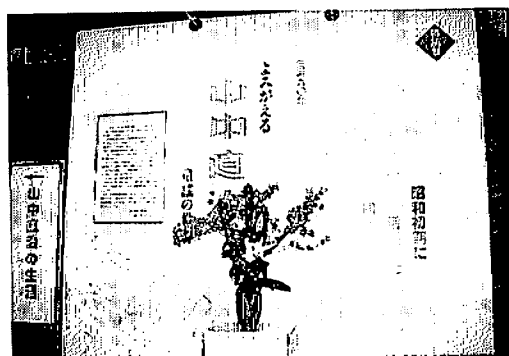


写真5 展示会場のエントランスパネル

円)の切手3枚がセットになり、切手には直治の肖像をあしらった小型印や野田市の風景印が押印される。当初、郵便局から相談を受けた時点で、ブランドの統一化をはかるためにデザインはこちらが担当することにした。料金は240円。これを2,000部発行して野田市内11の郵便局で発売した(写真4)。記念タトゥの愛好者は全国に及ぶことから、これは全国に普及すると共に、野田市民にも山中直治の記念品として親しまれた。

5. 特別展の実施

(1) 展示活動

展示会は、1996(平成8)年10月15日~11月17日の約1ヶ月間に野田市郷土博物館において実施した(写真5・6)。会場は、直治の生涯や業績を評価するコーナーと、直治に所縁の詩人たちのコーナーの2部構成である。前半の主な解説や展示資料は次の通りである。

山中直治の小学~師範学校時代

山中直治は、明治39(1906)年に千葉県東葛飾郡梅郷村(現・野田市山崎)に生まれた。小学校は付近の梅郷尋常高等小学校(現・野田市立南部小学校)に入学し、その後高等科に進んだ。実家は農家であり、当時音楽の女性教師が下宿していたことから音楽に興味を覚えたという。成績が優秀で、さらに音楽に対する強い憧れから、大正10(1921)年に千葉県師範学校(現・千葉大学教育学部)に入

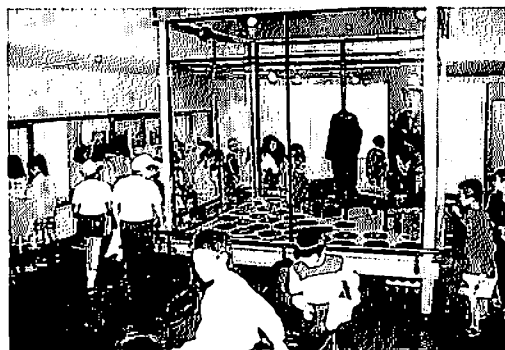


写真6 展示会場内の様子

学して音楽教育者の道を志す。

(主な展示品) 小学校時代の書道作品、小学校時代の通信簿など。

(主な展示パネル) 写真：小学校の卒業写真、家族写真、師範学校の仲間たちとの記念写真など。

小学校教員としての山中直治

直治は師範学校を卒業した大正14(1925)年に野田尋常高等小学校(現・野田市立中央小学校)の教員になる。同じ年には校長として松山隆も赴任した。松山は野田の出身であり、千葉県師範学校から広島県高等師範学校を卒業して、愛媛県師範学校や千葉県師範学校教諭等を経て野田に帰郷した。いわば当時の教育界のエリートコースを歩んできた人物であった。松山校長は直治の才能に注目して、その作曲活動のよき理解者であった。

(主な展示品) 自作のガリ版刷楽譜、直治の教案綴り、直治の時間表案、直治の記載による学校日誌、昭和10年の学芸会予定曲目のメモ書きなど。

(主な展示パネル) 写真：小学校教員たちとの記念写真、遠足会の記念写真。松山校長、野田尋常高等小学校の校舎など。

童謡作曲家としての山中直治

直治が作曲家としてデビューした契機は、昭和4(1929)年に東京日々新聞社が募集した『新鉄道唱歌』の作曲が入選したことによる。昭和7年にコロムビアの専属になり、『だ

んだん畑」(作詞：島田芳文)など30曲以上がレコードとして発売された。昭和8年に初めての童謡集「山中直治童謡曲集」が出版され、野田町興風会館では記念コンサートが行われた。将来を期待されたが、昭和12年に突然の病に倒れ、不帰の人となってしまった。享年31才。

(主な展示品) 直治作曲のレコード、同レコード歌詞カード、作曲依頼状、直筆楽譜ノート、童謡集「山中直治童謡曲集」、直治の曲が掲載された雑誌類、山中直治記念コンサートのパンフレット(昭和8年)、著作権使用願など。

(主な展示パネル) 山中直治年譜、山中直治作品年譜、山中直治作曲レコード一覧など。山中直治の音楽に関する品々

直治は実に多彩な音楽に興味をもっていたことがわかる。愛用のレコードには、童謡以外にもクラシック、民謡、小唄、浪速節、軍歌、歌謡曲などがある。

(主な展示品) 各種の愛用レコード、楽譜、

蓄音器など。

未刊行の個人童謡集の直筆楽譜

山中直治童謡曲集は第1集が昭和8年8月に発売された。直治は、それに続く第2集を出版しようと準備していたが、無念にもその志を実現できずに昭和12年に病により没した。それらの楽譜は、生前に直治が曲目選定や順序を決めて清書したものである。

(主な展示品) 目次原稿、直筆楽譜原稿など。

後半は直治に所縁の詩人として、野口雨情、北原白秋、林柳波、島田芳文、市原三郎、斎藤信夫、穂積久のプロフィールや関連の資料を個別に紹介したり、特に斎藤信夫のコーナーでは直治との交流について手紙類を通じて解説を加えた。

(2) 生誕90年山中直治童謡コンサートの実施

コンサートは1996年10月26日に市内の興風会館で開かれた(写真7)。出演者は、直治がかつて教鞭をとった野田市立中央小学校の合唱部の児童たちや、主婦らを中心とする音楽



写真7 生誕90年山中直治童謡コンサートにおける児童の合唱

博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究

サークルのメンバーや、商店主、音楽教室の教師などである。

準備は半年程前から会合を行い、選曲や分担などについて検討し、夏以降に音合わせなどの本格的な練習が続けられた。選曲は、未刊行となった2冊目の童謡集からの作品を中心に22曲を演奏した。児童たちと大人の歌唱はほぼ半数づつとし、児童が担当する歌のなかでは、当時の振り付けを加えた。詩と曲と振り付けが三位一体である本来の童謡活動を考慮して、昭和初期の様子を再現しようとするものであった。

コンサートは、2部構成で、合間にはスライドとナレーションで、直治のプロフィールや生涯を解説した。プログラムは次の通りである。

開演の挨拶……………野田市教育長
(第1部)

- 1、こんこん小山の白狐 (作詞：野口雨情)
- 2、雨だれ列車 (作詞：市原三郎)
- 3、世界の子供 (作詞：北原白秋)
- 4、私のおうち (作詞：富原薫)
- 5、兎のお夢 (作詞：武内俊子)
- 6、睡蓮 (作詞：茅野雅子)
- 7、友を呼ぶ鹿 (作詞：斎藤一正)
- 8、ゆりかごの歌 (作詞：重田なみ子)
- 9、赤とんぼ (作詞：斎藤信夫)
- 10、文福茶釜 (作詞：斎藤信夫)

○山中直治の生涯(ナレーションによる紹介)
(第2部)

- 11、ハイキング (作詞：上野正代)
- 12、狐の嫁入 (作詞：加藤嘉一)
- 13、春春春 (作詞：澤渡吉彦)
- 14、つばめ (作詞：穂積久)
- 15、まるい窓から (作詞：斎藤信夫)
- 16、麦笛 (作詞：島田芳文)
- 17、鐘が鳴る (作詞：富原薫)
- 18、だんだん畑 (作詞：島田芳文)
- 19、日傘花傘 (作詞：富原薫)
- 20、一番星 (作詞：上野正代)

21、海辺の夕 (作詞：林柳波)

22、機織虫 (作詞：加藤嘉一)

入場者は、ほぼ満員の600名にのぼり盛況であった。入場者の感想をいくつか紹介する。「昭和8年から63年ぶりに、この様に同じ場所でコンサートが開かれたことは大変素晴らしいと思います。そういう意味でも今日の会は本当に素晴らしく深い感銘をおぼえた次第です。」(69才/女性)、「現在の世の中ではあまり童謡が聴けませんが、久しぶりの昔にかえったように感動しました。」(63才/女性)、「童謡が歌われなくなった今の子供の世界と重なり合わせて聴いていました。一時の素晴らしい空間でした。」(59才/女性)というものである。また、児童たちの振り付けも好評であり、「児童たちの振り付けが変わっていて、とても面白くよかったです。とてもかわいらしかったですね。」(46才/女性)という感想もあった。

6. 特別展に対する市民の反応

(1) 展示会の来館者の反応

来館者は5,630人にのぼった。来館者にアンケート調査を実施したところ、850人(回収率16%)から回答を得ることができた。それによれば、小・中学生(35%)、20代(3%)、30代(6%)、40代(14%)、50代(16%)、60代(16%)、70代以上(6%)である。一般に小・中学生はアンケート調査に積極的に協力してくれることから、この数字が来館者の年齢分布を直接示すとは限らないが、当初計画したように小・中学生や高齢者を中心とする対象者にはかなりの割合で普及がはかられたとみてよいだろう。

まず、来館者の居住地は野田市民が8割近くで圧倒的に多い。市外では近隣の柏・流山・松戸市が順次多く、東京、埼玉、茨城方面からの来館者もみられる。但し、来館の動機は、必ずしも特別展の見学を目的にしたものではなく、観光などで偶然訪れたりする場合もあ

博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究

情報メディア	市内	市外
市広報紙	(30%) 211	(12%) 11
ポスター	(26%) 193	(24%) 22
タウン紙	(11%) 86	(4%) 4
チラシ	(10%) 76	(16%) 14
新聞	(5%) 34	(24%) 22
テレビ	3	0
ラジオ	1 (2%)	2
その他(口コミなど)	(18%) 135	(17%) 15
合計	749	90

表2 来館者が入手した特別展の情報メディア

り、一様とはいえない。しかし、このうち特別展を目的にした来館者は、全体の7割にのぼり、野田市民では8割、市外の人では4割が特別展を意識して訪れている。つまり野田市民はほとんどが特別展を見学するために来館しているが、市外の人にはむしろ視光的な目的などで来館して特別展を見学したことになる。それにしても来館者の7割が特別展を目的に来館したことは、特別展の社会的プロダクトの関心の高さを裏付ける行動だとみてよい。

それでは来館者の情報の入手手段はどうか(表2)。報道メディアは、野田市民においては市広報紙が最も効果的である。広報紙は市内各自治会を通じて市民に配布されるため最も普及性が高い。次いでポスターも効果的である。これは市内の商店や公共施設に掲示したが、予想外に普及することが判明した。その他は主に口コミによるものであるが、学校の先生や家庭や友人などを通じて普及したらしく、これも予想外の効果であることが判った。市外の人では、新聞やポスターが最も効果的である。新聞は、記事が千葉県内版の掲載であるため千葉県内全域に普及した。また県外の博物館にも送付したポスターの掲示を見て来館した人も目立つ。チラシも同様の博物館に送付したので入手したのだろう。これに対して、テレビやラジオによる来

回答	市内	市外
誇りに思う	(37%) 261	(14%) 28
愛着を感じる	(19%) 133	(30%) 60
感心する	(29%) 209	(36%) 71
理解できた	(10%) 70	(17%) 33
興味ない	(4%) 31	(1%) 2
その他	(1%) 5	(3%) 6
合計	709	200

表3 山中直治に対する感想(単位:人)

館者は予想外に少ない。それらは一過性のメディアであることから、伝達力はあるにしても、動機づけを行い、来館に導くには商業のように情報を繰返して伝達することが必要なのかもしれない。

次に、特別展を通じて山中直治に関する社会的プロダクトに関してどのような印象を抱いたのかを設問した。特に、野田市民においては、直治の存在は郷土野田に誇りや愛着をもたせることが、ソーシャルマーケティングに基づく特別展のまず最初の目標である。それを評価する設問と回答(選択式)は、次の通りである。

(設問) 山中直治は、昭和初期に活躍した野田の童謡作曲家ですが、彼の音楽は全国的にも高く評価されていました。そうした人物の存在や作品をお知りになりどの様に思いますか?

(回答) 誇りに思う/愛着を感じる/感心する/理解できた/興味ない/その他

これを、野田市内と市外の人とを分けで見ると、市民では「誇りに思う」が最も多い。これに対して、市外の人では「感心する」が最も多い(表3)。この違いは、市民には同じ郷土の人間として時代の枠を越えて直治に親近感を抱き、その業績を評価して心で感じるようになったことを示す。しかし、市外の人にはむしろ歴史上の人物として客観的にその業績を評価していることを示す。つまり、山中直治に関する社会的プロダクトは市民に山中郷土の誇りという価値観を生成したことにな

博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究

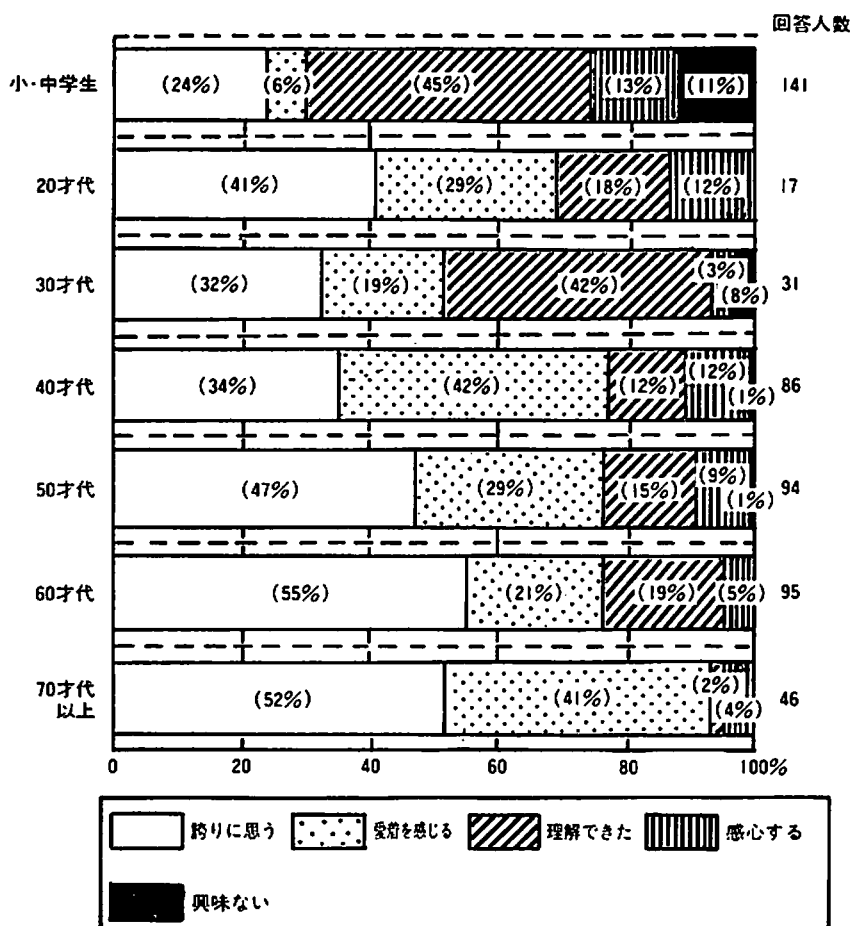


図3 特別展を通じた野田市民(年齢別)の山中直治に対する感想

る。

更に市内の人々の印象を年齢別にみる(図3)。それによると、小・中学生では「感心する」が顕著であるものの、年齢が高齢化するに伴い「誇りに思う」「愛着を感じる」という回答が多くなる。一般に年齢が高くなるにつれて野田の在住年数も増すことから、在住年数が多く高齢化するにつれて、価値観の生成が顕著であることが理解できる。

また、来館者の具体的な感想は次のようである。まず、小・中学生の傾向は、「山中直治の名前を初めて知り、作曲家としての仕事ぶりに驚いた」

「山中直治は31才という若さで亡くなりかわ

いそうに思う」

「このような人物がいた郷土・野田に誇りを感じる」

「山中直治が中央小学校の先生だったということを初めて知って驚いた」

「山中直治の歴史が理解できた」

更に印象的な感想を原文のまま紹介すると、「中央小の音楽の先生だった山中直治さんのこととか、いっしょにさくした人とかのこととかして、このとくべつてんがひらかれて山中直治さんのことがよくしてよかった。」

(小学4年生/男子)、「山中直治さんはいともすごい人だと思いました。だって人の役になったり、人のためにいろいろかんがえてい

る人だから。山中直治さんの曲はすごく愛着を感じました。とてもやさしい曲です。ずっとこの曲をきいていたいです。」(小学4年生/女子)、「31年の間にあんなにたくさんの曲をつくって、いろいろな風に親しまれてきたなんて、とてもうれしくなりました。」(中学2年生/女子)、「山中さんは小学校の時から成績がよかったのがびっくり。31才という若さで亡くなったのがあまりにも悲しすぎる。」(中学2年生/女子)などである。展示資料では、直治が作曲したレコードが最も人気があり、全て「甲」の小学校時代の通信簿や、達筆な字で書かれた手紙や書道作品をあげる子供もいる。このように見ると、小・中学生は展示内容に親近感を持ち、知的理解を通じて感動したことが分かる。

これに対して、高齢者の反応は異なる。直治の教え子だった人達は、当時を回顧してほぼ一様に懐かしさを示す。その一例を原文のまま紹介すると、「たいへん懐かしく遠い昔を思い出します。その頃に教わった吉岡先生、前田先生、渡野辺先生などなど。江ノ島の泊旅行、軍艦三笠の前の写真等、今も心に映ります。唱歌の時間に山中先生に習ったこともありましたっけ。」(76才/男性)、「幼い頃に教わった歌が山中さんの歌とは思わなかったし、知ったときは感無量」(68才/男性)、「担任であった私の先生がみんなの先生になったような嬉しさを感じました。」(72才/男性)、「当時、野田小学校は松山名校長のもと優秀な先生方が多勢居ったことは有名ですが、山中先生もその中のお一人だったことをあらためて思いを新たにしました。」(76才/男性)などである。これらの人たちは、一様に感動している。また、同じ高齢者においても直治を知らない人たちは、「野田にこのように素晴らしい作曲家がいた事を誇りに思ったり感激した」という感想が一般的である。

その他の年齢層の人たちも、やはり誇りに思うというものがあ一方、童謡に関する評

価もある。例えば、「久しぶりで童謡に接してとても懐かしく思いました。時代が変わっても人の心をうつ歌はこれからも聞くことができればいいのですが…」(56才/男性)、「童謡の世界は年がいくつになってもほっとするものがあって良いと思います。」(56才/女性)などである。

コンピューターミュージックによる館内のBGMについては、「館内に流れている直治作曲の曲も静かな館内に調和して作曲家・直治の思いに浸りました。」(22才/女性)、「会場に流れる曲に懐かしさや、心の休まる気がしました。」(57才/女性)というように、直治の作品の理解に有効であると共に、環境音楽としても効果的であったことが分かる。

また、特別展の目標といえる、今後山中直治の童謡を市民の社会的習慣として定着させてゆくための方策を調査するために、次のような設問をした。

(設問) これまで山中直治の音楽は歴史に埋もれていましたが、今回の特別展によりその存在が広く紹介されることになりました。これからその音楽を市民の皆さんに親しんでいただくために、具体的な方法として何かご意見やご要望があれば、なんでも結構ですからお書き下さい。

これに対する回答の傾向は、

「小・中学生や童謡サークルの発表会や童謡歌手によるコンサートの開催」

「盆踊り・童謡コンテスト・文化祭などのイベントで活用」

「教科書として活用、授業に使用するなど学校教育での普及」

「公共施設・商業施設におけるBGM、夕方の児童の帰宅を促す放送に使用する」

「CD・レコード・カセットテープ類の製作」

「出版物(楽譜集・伝記・小説など)の刊行」

このような要望は、今後の山中直治の普及活動に大いに参考になるものである。それらは、博物館ばかりでなく、市民、教育行政、

博物館の特別展とその教育普及成果に関する研究

一般行政などのそれぞれレベルで実施できるものが含まれている。要は、それらを機能的に調整し、相互補完的な関係を構築して効率的な活動を実施してゆくことであるが、そのためには調整機関が必要である。

一般に博物館の教育普及活動は情報の提供や認知を変える、認知変革キャンペーンの段階を目標に設定しているために、対象者に影響を与えればその後の活用は対象者それぞれに委ねてゆくのが普通である。しかし、その方式は社会を変革する機動力に乏しく、信念

や価値観の変革という目標を達成することは不可能である。ソーシャル・マーケティングに基づく行動戦略により社会変革を実施する上で、博物館は特別展が終了した後も、引き続き社会的プロダクトの普及につとめる役割と責任がある。山中直治に関する社会的プロダクトの普及についていえば、博物館は継続してその情報公開をはかってゆくことである。また、特別展が契機となり誕生した市民運動に対する指導助言なども重要な役割である。(以下、後編に続く)

注

- (注1) フィリップ・コトラー、エデュアルド・L・ロベルト (井関利明訳) 1995 『ソーシャル・マーケティング (行動変革のための戦略)』ダイヤモンド社 458p
その具体的手続きは、フィリップ・コトラー(P.Kotler)らのソーシャル・マーケティング(SOCIAL MARKETING)のマニュアルを参考にすることができる。「ソーシャル・マーケティング」という用語は、社会的目的、社会的アイディア、社会的行動を浸透させるためにマーケティングの原理と技術を活用するという意味で、1971年にはじめて用いられた。それ以来、この用語は、単一あるいは複数の標的採用者集団に対して、社会的アイディアや社会的習慣をもっと受け入れてもらうためのプログラムの企画・実施・管理に関連した、社会変革のためのマネジメント技術を意味するようになった。ソーシャル・マーケティングは、標的採用者の反応を最大限に生かすために、市場細分化、消費者調査、プロダクト・コンセプトの開発と実験、直接的コミュニケーション、助成、促進的機能、インセンティブ、交換理論などを活用する。ソーシャル・マーケティングを実施する機関や組織は社会的目的を掲げ、それが個人および社会の最善の利益に貢献すると考えて、変革目標を

追及していく。

(注2) (注1) 20~22p

(注3) (注1) 28~30p

(注4) (注1) 30~31p

(注5) 野田市役所企画財政部秘書広報課 1996.3
『平成7年度第10回野田市民意識調査報告書』野田市 90p

(注6) 野口雨情 1923 『童謡と児童の教育』イデア書院 218p

(注7) (注1) 32~42p

(注8) 藤田圭雄 1971 『日本童謡史』あかね書房

(注9) 澤崎眞彦 1996 『山中直治と童謡』『よみがえる山中直治の童謡世界』野田市郷土博物館 5~6p

この中で、澤崎は山中直治を次のように評価している。「山中直治の無念さは、彼の滝廉太郎が『憾み』というピアノ曲を作って世を去った同じ無念さであったろう。我々は、貴重な作曲家を失ってしまったのであった。」

(注10) 金山喜昭 1996 『山中直治の生涯』『よみがえる山中直治の童謡世界』野田市郷土博物館 7~13p

(注11) 金山喜昭編 1996 『よみがえる山中直治の童謡世界』野田市郷土博物館 78p

(野田市郷土博物館主査・学芸員)

徳島県の博物館史

The history of Museums in Tokushima prefecture

山川 浩 實
Hiromi YAMAKAWA

- 1.江戸時代
- 2.産業博物館の時代
- 3.近代博物館の時代

- 4.現代博物館施設
- 5.21世紀に向けた博物館施設の建設計画
- 6.結びにかえて

1. 江戸時代

1615年（元和元）、阿波・淡路両国を藩国として成立した阿波国徳島藩は、25万余石の四国最大の大名・蜂須賀家によって、江戸期を通じ支配された。

同家は、阿波藍等の専売制による藩の強い経済力をバックに、日本美術史上に高く評価される数々の美術品を蒐集した。その中でも、国宝「源氏物語絵巻」、同「太刀 銘正恒」⁴¹¹等が著名である。特に、藩主による漢籍類の一大集書は、大名中白眉で、水戸藩徳川家の彰考館、加賀藩前田家の尊経閣文庫と共に、阿波国文庫として著名である。

阿波国文庫の創始時期は不明であるが、主として10代藩主重喜以降、13代斉裕に至る好学の歴代4藩主によって大成された。その間、藩の儒官柴野栗山⁴¹³、同屋代弘賢の没後、両蔵書が阿波国文庫に献納され、蔵書数は急速に増加し充実した。前者は、和漢書類約9,000冊、後者は、国書・有職故実・記録類で、阿波国文庫は全体で約50,000冊を数えた。藩主はこれに「阿波國文庫」の朱印⁴¹⁴を押し、江戸と国元にそれぞれ保管した⁴¹⁵。

このように、蜂須賀家の美術品や漢籍類は、

江戸時代において、いわば、大名の格式思想や風趣の心想事成に基づき、蔵品として蒐集されたものである。したがって、これらの蔵品は、大名によって家格を誇示するため、かたくなに秘蔵され、決して研究対象として扱われることなく、一部の特定者のみに限定された展覧という利用形態であった。しかし、こうした蜂須賀家による美術品や漢籍類の蒐集は、現在の博物館施設における一つの大きな機能面を有しており、江戸時代の徳島における博物館の原初の形態として捉えることができる。

2. 産業博物館の時代

1872年（明治5）5月、旧徳島城を会場として、大規模な古器・旧物を陳列する展覧が開催された。明治新政府の下で、わが国が初めて本格的に参加した万国博覧会であるオーストリアのウィーン万国博覧会出品の前年のことであった。この展覧は、新政府の誕生を機会として、従来社寺や特権階級などが秘蔵していた古器・旧物を陳列し、一般民衆に対して観覧に供したものである。展覧の様子を記した木版・色刷りの錦絵「外景一覽圖（ウチノケの外景一覽圖）」⁴¹⁶によれば、徳島城の入口に位置す

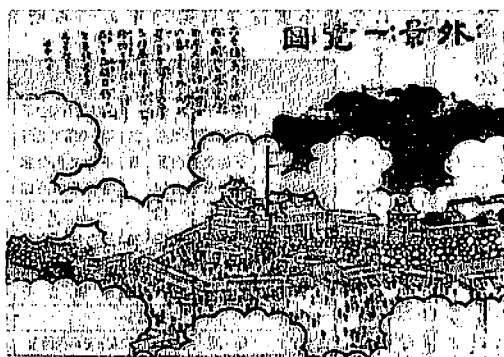


図1 「外景一覽圖」1872年（明治5）

る鷺の門周辺や城内南部の三木曲輪には、仮設の陳列場が多数設置され、多くの人々が観覧し、極めて繁華な様子が描かれている。従来民衆が入ることが厳禁されていた徳島城が会場であったことも、大盛況の一つの原因であったと考えられる。錦絵の解説には、「徳島旧城の内に開ける展覧会を見んとて、老若男女の集まれる外向の景色を写すものなり」として、「靈寶・珍物」を陳列し、さらに「品類目録」に至るまで作成されていたことが知られる。この展覧会で最も注目されることは、ウィーン万国博覧会開催の前年において、すでに徳島において、「展覧会」の名称を用いたことであった。徳島市は1889年（明治22）市制施行時において、全国で第10番目の人口を有する大都市であり、この頃徳島は、最大の藍産業で大きく全国に飛躍した時期でもあった。こうした時期に徳島で開催された展覧会の意義は極めて多大である。会の実施主体は不明であるが、開催の呼びかけ等は、当時、全国に阿波藍の販路を獲得し、近代情報に極めて精通していた阿波藍商人の存在を見逃すことはできないものと考えられる。徳島におけるこの展覧会は、「展覧会」の名称を用いているものの、ウィーン万国博覧会に先立ち、わが国の博覧会史上、極めて重要視されなければならないことを指摘しておきたい。

明治政府は、勸業政策の一環として、各地における物産の蒐集・陳列・販売などを目的

とした物産の普及指導に当たった。徳島では、1881年（明治14）7月11日、徳島町に物産蒐集場が設置され、県内物産等の紹介が行われた。「物産蒐集場仮規則附録」²¹⁷には、「廣ク各地ノ物産ヲ陳列シ其精粗巧拙ヲ比較シテ衆庶ノ知見ヲ広メンカ為設クル所ナリ」とあり、これによって、県内物産の蒐集・陳列などの本格的な紹介が開始された。しかし軌道に乗りつつあった物産蒐集場は、設置の10年後、県会の決議で廃止された。

その後、日露戦争の戦役を記念し、1908年（明治41）、県会で徳島県物産陳列場の設置が決議され、日露戦争の記念館的性格を合わせ持った徳島県物産陳列場が徳島記念公園（現・徳島中央公園）に設置された。「徳島県物産陳列場規則」²¹⁹には、「本県及内外各地ノ物産並ニ産業ニ関スル図書ヲ蒐集シ衆庶ノ縦覧ニ供スルモノトス。前項ノ外、明治三十七、八年戦役ニ関スル物産等ヲ陳列ス」とあり、階上には戦役記念品、階下には県内物産等が陳列された。翌年、この陳列場は、規則改正の結果、徳島県物産陳列所と改称され、戦勝記念館よりも物産陳列場の使命が主となった。その後、1934年（昭和9）から、徳島県物産販売斡旋所と改称され、さらに日本の中国侵略の拡大につれて、徳島県物産満蒙販売専売所、北支販売斡旋所として名称変更され、15年戦争体制に協力していった。

これとは別に、徳島県では県内商工業の発展を図ることを目的として、1920年（大正9）、徳島県商品陳列所が設置された。主な業務は、商品の陳列、販売、調査研究、報告書の発行、展覧会の開催等であった。特に、運営が軌道に乗りつつあった1926年には、海外市場における日本の綿布品の見本展覧会を開催し、世界の需用の実情を紹介すると共に、小・中学校の地理学習の実地教育の参考とした。すなわちこの時点で、すでにこの商品陳列所は、現在における博物館機能を大きく兼ね備えていたことを知ることができる。しかし、この

徳島県の博物館史

商品陳列所も徳島商工会議所に吸収され、1934年（昭和9）4月1日で廃止された。

一方、15年戦争の拡大につれて、徳島市の所管であった公会堂兼武術講習所の滴翠閣には、戦意高揚と戦争遂行の国策に沿った陳列品が強要され、戦死者の遺品や戦時資料等が一般に公開された。

3. 近代博物館の時代

徳島県は大正天皇の御大典事業として、本格的な図書館建設を目指した。1917年（大正6）6月27日、徳島県に最初の徳島県立光慶図書館が設置された。これによって、県下の社会教育や文化を新興する視点が誕生し、公民館機能や一部の博物館機能をも兼備して、戦前における本県文化発展の先導的役割を担った。1945年（昭和20）、徳島大空襲による焼失後、日本国憲法公布を記念して1949年5月3日、光慶図書館を引き継いだ徳島県立憲法記念館が設置された。この記念館は、新憲法を記念する文化施設として設置されたため、図書館機能以外に美術室・博物室・郷土室・科学室などが併設され、美術館・博物館機能をも合わせ持った運営が行われた。この図書館は、1950年火災による焼失後、1953年図書館法による徳島県立図書館として新たに設置された。

なお、本県には戦前において、大倉集古館⁴¹⁰・根津美術館⁴¹¹・名和昆虫博物館⁴¹²等の他県に見られるような個別的専門館としての博物館的施設は、個人の文庫を除き、まったく見られない。

4. 現代の博物館施設

(1) 徳島県博物館

1945年（昭和20）8月、15年戦争は日本の敗戦によって終結した。以後、連合国軍による旧日本帝国の解体と日本の民主化が急速に押し進められた。

1949年（昭和24）、社会教育法が公布され、

博物館は図書館と共に社会教育施設に位置づけられた。引き続いて1951年博物館法が公布され、博物館に関する規則が定められた。この博物館法に基づいて、全国各地に博物館が設置されることとなった。

1959年（昭和34）12月10日、児童生徒、各界の寄付金等によって、徳島市西山手町1丁目1番地（現・徳島県徳島市新町橋2丁目20番地）に県下最初の総合博物館としての徳島県博物館が設置された。当時、全国に設置されていた県立博物館は、わずか10館に満たない状況で、この博物館の設置は、全国的に極めて古い時期に相当する博物館であった。

戦後10年を経過した頃から、日本は高度経済成長期を迎え、生活水準の向上に伴って教育・学術・文化面等において、国民の多様なニーズが高まってきた。国際的にも科学技術の進展によって、県内においても、科学・学術・産業・文化に対するさまざまなニーズは、博物館建設の気運を高め、県民各層に幅広く高まっていった。しかし、当時の徳島県は、財政再建団体であり、建設費のほぼ全額は、県内外有志の寄付金で充たしななければならない状況であった。

1957年9月26日、徳島県知事を会長とする徳島県博物館建設期成同盟会が結成され、科学・産業を重視した考古・歴史、現代美術、生物・地学分野等にわたる総合博物館の建設が志向された。建設予算の総事業費は6,600万円で、うち県費1,100万円、寄付金5,500万円（83%）であった。同盟会の結成直後、5,500万円の募金目標総額が掲げられ、寄付金の募集が開始された。12月10日の開館式の時点で、寄付金総額は予定額の90%で、不足分の募金は開館後も続けられたが、最終額は51,810,334円に止まり、募金目標総額に及ばなかった。

敷地面積は1,570.90㎡、建物構造は鉄筋コンクリート造、5階建塔屋3階付属、延べ床面積は2,085.55㎡で、総工事費は4,878万円であった。展示室は3階に考古・歴史・民俗・美術

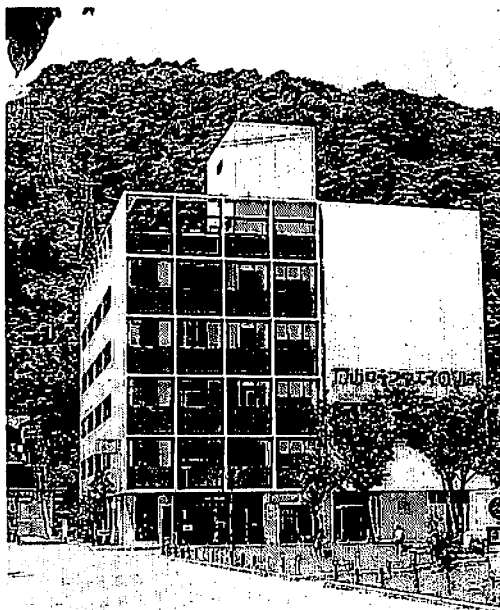


図2 開館間もない徳島県博物館

資料を展示した郷土室、4階は電気・科学・産業・現代美術資料を展示した科学室・産業室・現代美術室、5階は動物・植物資料を展示した生物室、岩石・鉱物・化石資料を展示した地学室が配置された。建物(眉山ビル)は、1・2階が徳島県物産幹旋所(現・徳島県物産観光事務所)と徳島市眉山ロープウェイ山麓駅が同居する共同施設であった。

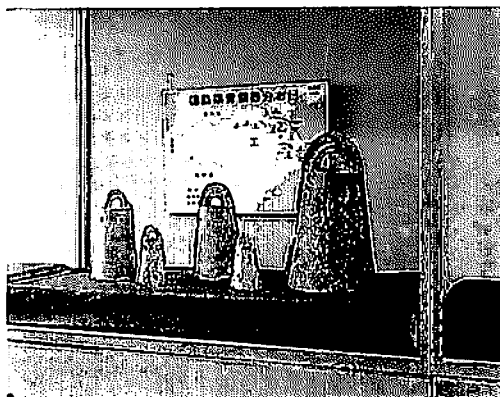


図3 徳島県博物館の銅鐸展示コーナー

同館が設置された頃には、県内において博物館施設は、徳島市動物園・美馬郷土博物館・藍住公民館郷土室・三木文庫・鳴門水族館のわずか5館であり、施設数は僅少であった。したがってこの博物館は、全国でも数少ない総合博物館であったため、県民から多くの期待が寄せられた。館運営に当たって、県民に親しまれる博物館、権威ある博物館、生きた博物館、教育の一翼を担う博物館等の方針が立てられた。

館事業のうち、展示活動は常設展以外に、ほぼ徳島を基盤とした企画展・特別展を開催する一方、美術活動の新興を目的として、県内在住の美術家や愛好者の作品を展示する博美展を実施した。調査研究活動は県内の遺跡調査をはじめ、学術総合調査に参加し、その成果を報告書として刊行した。普及教育活動は移動天文教室・親子歴史教室・夏休み採集物に名をつける会・講演会等が実施された。これ以外に、特異な事業として上げられるのは、学術研究者に対する研究助成事業である。この助成事業の推進母体となったのは、博物館の建設剰余金を引き継いだ徳島県博物館建設記念学術奨励基金運用委員会である。1961年の発足から1982年の委員会の解消に至る22年間に、93件の研究助成を幅広い分野で実施した。平成元年度末における総資料数は、42,728点である。

同館は、1990年(平成2)徳島県文化の森総合公園に移転が決定し、その前年準備のため閉館し、30年の歴史を閉じた。

(2) 徳島県文化の森総合公園

徳島県では、1880年(明治13)の置県100年を経過した1980年(昭和55)1月4日、置県100年事業として文化の森構想を打ち出した。この構想は、置県100年を経た徳島のこれからの1世紀が、より輝いたものとなることを願って、県の中核文化施設を設置し、これによって、徳島県の将来にわたる文化創造活動のよ

徳島県の博物館史

り良き発展を求めようとしたものであった。

徳島県文化の森総合公園は、JR徳島駅から南西約5kmに位置する閑静な徳島市八万町向寺山一帯に広がる総合文化公園である。ここには図書館・博物館・近代美術館・文書館・21世紀館の県の中核施設5館が10年の歳月をかけて設置され、1990年(平成2)11月3日オープンした。周囲の美しい自然環境を活かしながら、自然と施設が一体的に機能するよう工夫された。公園内には、図書館に付属して緑陰読書等ができる知識の森、博物館には伝統的な民家を集めて展示する伝承の森、近代美術館には野外彫刻等を展示する創造の森、文書館には県花・県木を植栽する県民の森がそれぞれ配置された。公園のひとつの特色として、各施設と森を遠路や散策路で一体的に結び、公園全体がひとつの展示室・閲覧室として機能するよう工夫された点が上げられる。さらに文化の森の施設の中で特徴的な博物館施設として上げられるのは、最新の情報通信システムを備えた県立21世紀館である。この施設は、文化の森が収集したさまざまな情報を各方面に提供する文化情報センターとしての機能と、文化の森全体のエネルギー管理などを行う総合管理センターとしての機能を合わせ持っている。県の中核文化施設の5館が一つの場所に誘致され、しかもそれぞれの相乗的効果のもとに、文化創造活動を支える拠点として大きく位置づけられたのは、全国でもこの徳島県文化の森総合公園のみであり、公園設置の意義は、徳島県にとって極めて大きいものがある。

建設の主な経過は次のとおりである。

- 1980年(昭和55)1月 文化の森構想発表
- 4月 置県百年記念文化施設等整備基金設置
- 82年 3月 建設地を徳島市八万町向寺山及び寺山に決定
- 12月 美術館基本構想報告書提出
- 83年 3月 文化の森総合公園を都市計

画決定

- 84年 1月 博物館基本構想報告書提出
- 4月 美術品等取得基金設置
- 5月 博物館資料集展示委員会、美術館資料収集委員会発足
- 85年 1月 図書館基本構想報告書提出
- 8月 起工式挙行
- 86年 3月 各文化施設基本設計完了(文書館を除く)
- 7月 文書館基本構想報告書提出
- 10月 文書館基本設計完了
- 87年 3月 各文化施設実施設計完了
- 7月 各文化施設等建設工事着手(文書館を除く)
- 88年 7月 文書館建設工事、博物館展示工事着手
- 89年(平成元)10月 図書館・文書館本体工事竣工
- 12月 博物館・近代美術館本体工事及び野外劇場、創造の森建設工事竣工
- 90年 4月 徳島県文化の森総合公園文化施設条例施行
- 10月 博物館展示工事、知識の森建設工事竣工
- 11月 徳島県文化の森総合公園オープン

(3) 徳島県立博物館

同館は、①郷土に根ざし世界に広がる博物館、②開かれた博物館、③研究を大切にする博物館、④文化財を守り、自然の保全をめざす博物館という4つの大きな基本理念を持ち、人文(考古・歴史・民俗・美術工芸)と自然(動物・植物・地学)の両者を有機的に結びつけた総合博物館である。施設は独立館ではなく、近代美術館並びに情報を取り扱う21世紀館と施設を共有する3館棟内に配置された複合館で、右側に位置する。3館棟の建築面積は8,363㎡、延床面積は22,382㎡である。

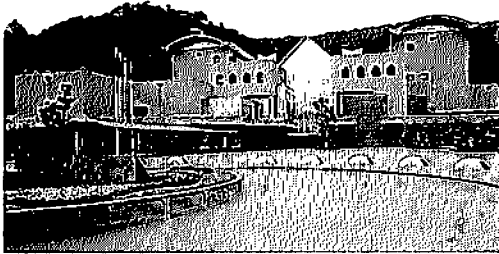


図4 徳島県立博物館外観(右)

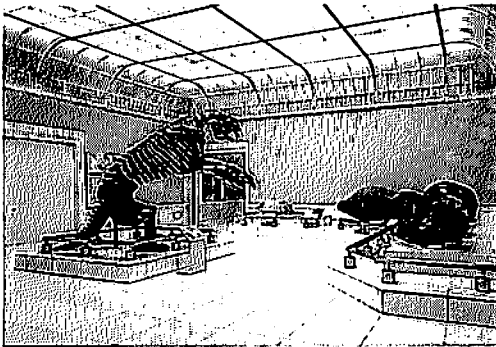


図5 徳島県立博物館の「ラブラタ記念ホール」



図6 徳島県立博物館蔵「大般若經 第二百四殘卷」(重要美術品)

博物館の施設の概要は、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階で、占有延床面積は8,133㎡である。1階は企画展示室・同準備室・考古収蔵庫・地学収蔵庫・一時収蔵庫・保存処理室等、2階は総合展示室・部門展示室・ラブラタ記念ホール¹¹⁶、3階は講座室・実習室などの教育普及スペースと調査研究スペースで、4階は特別収蔵庫・馴化室・歴史民俗収蔵庫・生物収蔵庫がそれぞれ配置されている。これ以外に、煙蒸室・写真スタジオは近代美術館等と共有である。

博物館の事業は、資料収集、展示、調査研究、普及教育、国際交流に分けられる。資料の収集と保存は、博物館の最も基本的な機能である。徳島の自然や歴史・文化に関する資料は可能な限り網羅的に収集する一方、日本の地史や生物相の形成に関係する海外資料も収集対象としている。資料の購入については、武術品等取得基金を充当している。96年3月末現在の収蔵資料総数は290,547点¹¹⁹を数える。展示は、常設展と企画展に分けられ、前者は「徳島の自然と歴史」を総合テーマとして展示が行われ、郷土徳島の歴史や文化、現在の自然の姿が紹介されている。後者は、単に徳島の文化や地域自然誌の内容にとらわれず、広く日本的・世界的視野からのさまざまなテーマの企画展が開催されている。調査研究は、博物館における諸活動の基本に位置づけられ、深い研究成果や最新の情報取得を展示や普及行事に積極的に生かしている。調査研究事業では、専門分野による個別的調査研究をはじめ、特定のテーマを定めて集中的に取り組む課題調査や企画展の予備資料調査を実施している。普及教育は、この館の基本構想にうたわれた「開かれた博物館」の実践のため、県民との接点・対話を求めて年間約60回の普及行事を開催している。主な行事は、学芸員の研究成果を発表する土曜講座、歴史散歩、野外自然観察、体験学習、室内実習等で、これらは博物館における深い調査研究の成果を生

かしたものであり、館の普及行事がしだいに県民の間に定着しつつある。国際交流は、基本構想にうたわれた「世界に広がる博物館」を目指すため、海外の博物館等との交流が実施された。1990年からアルゼンチン共和国のラプラタ大学付属科学博物館との間で、資料の相互贈与や人の交流が行われ、南アメリカ特有の古生物資料の贈与と人の交流が積極的に行われた。この成果は、わが国唯一の南アメリカ大型哺乳動物化石として復元され、ラプラタ記念ホールにおいて公開されている。ラプラタ大学付属科学博物館との国際交流は、93年で終了したが、現在新たな国際交流先を志向している。

同館は、開館年度に圧倒的な入館者数を記録したが、その後入館者数は減少し、現在は5万人台を維持している。入館者数の年次的推移は、次のとおりである。¹²⁰

1990年(平成2)	97,277人
91年	137,117
92年	79,133
93年	69,480
94年	52,147
95年	56,373

オープンから96年12月末現在における6年間の常設展・企画展の総入館者数は、694,789人¹²¹である。

徳島県立博物館は、新しい21世紀における徳島県の文化創造活動の発展を支える一大拠点として、また文化意識や郷土愛を高めていくためのシンボルとして、各方面から大きく期待されている。

(4) 徳島県立近代美術館

徳島県の将来にわたる文化創造活動を先導し、県民の文化意識を高めていくためのシンボルとして、文化の森に設置された。基本的性格は、①豊かな人間性をはぐくむ鑑賞の場、創作の場、学習の場として県民に自由に参加できる施設。②展示公開、収集保存、調査研

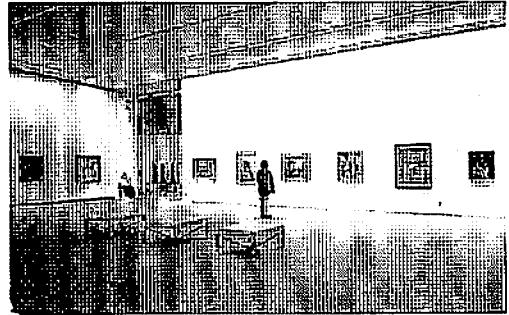


図7 徳島県立近代美術館展示室

究、教育普及などの機能を備え、本県の芸術文化のセンターとしての役割を果たすことを目指す。展示公開は、常設展示・企画展示・一般展示に分かれ、一般展示は作家の作品発表の場として、美術活動を指導・育成する。収集保存は、現代美術の動向を国際的視野に立って把握し、21世紀の展望を課題として、国内外の優れた絵画・彫刻・版画を中心に収集する。また現代美術の背景を理解するため、近代美術や近代以降の徳島ゆかりの作家の作品も収集対象とする。調査研究は、国内外の近・現代美術や徳島県の美術史に関する調査研究などを行い、教育普及は、講座・講演会・実技講習会などを幅広く実施している。

施設は、複合館である3館棟の左側に位置し、占有延床面積は6,518㎡である。2階は、展示室3室、野外展示場、3階は調査研究・管理スペースならびに教育普及スペース、4階は収蔵庫2室がそれぞれ配置されている。主な収蔵作品は、ピカソ「ドラ・マールの肖像」、ヘンリー・ムーア「着衣の横たわる母と子」、伊原宇三郎「二人」、藤田嗣治「トランプ占いの女」、広島晃甫「蓮」等である。

オープンから96年12月末現在における6年間の常設展・企画展の総入館者数は、478,373人¹²²である。また96年12月現在の収蔵資料総数は5,161点¹²³である。

徳島県立近代美術館は、国際的視野に立った美術館として、県民待望の美術館であり、今後、本県芸術文化のセンターとしての役割

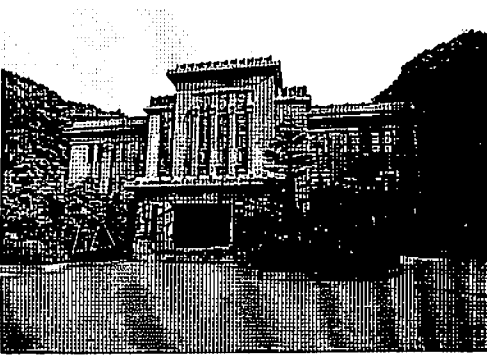


図8 徳島県立文書館

が期待されている。

(5) 徳島県立文書館

文書館の施設は、わが国では比較的歴史が浅く、なじみも希薄である。しかし、欧米諸国では、すでに博物館・図書館と並んで非常に重要な文化施設として位置づけられ、機能している。

業務は、徳島県に関する資料のうち、歴史的・文化的価値を有する古文書・公文書・行政資料等を収集保存して調査研究を行い、これを広く公開し、県民の利用に供することである。特に、一定年限を経過した公文書のうち、歴史的・文化的価値を有する公文書は、県庁各部署より広く体系的に収集している。

建築にあたって、文化団体等の要望に応え、1930年(昭和5)、建築された徳島県庁舎のイメージを生かし、正門玄関等の形式や材料等を活用し、石材・陶器製瓦や階段の手すり等についても旧県庁舎の建材を可能な限り使用した。このようにして、文書館の建物には、旧徳島県庁舎の面影が強く残されたのである。

施設の概要は、鉄骨鉄筋造地上4階建て、延床面積は1,780㎡、1階に研究室・事務室等、2階に展示室・閲覧室・講座室等、2・3階には収蔵庫が配置されている。

オープンから96年12月末現在における6年間の企画展の総入館者数は、152,636人⁴¹²⁵である。また96年9月現在の収蔵資料総数は77,643点⁴¹²⁶

である。

なお、オープンから96年12月末現在における文化の森総合公園における6年間の文化施設5館の総入館者数は、4,790,893人⁴¹²⁷で、まもなく500万人を迎える

以上の他に、県が管理・運営する博物館施設に、人類学・民俗学者の鳥居龍蔵博士を顕彰する徳島県立鳥居記念博物館と、徳島県立佐那河内いきものふれあいの里がある。また県が設置し、法人で運営する施設に、徳島県立大鳴門橋架橋記念館・エディや徳島県埋蔵文化財センター等がある。

(6) 市町村立・私立博物館

本県には、96年12月末現在で44館の博物館施設がある。しかし、本県の博物館施設は、全国的に少なくしかも四国の中では最少である。また施設や活動面をトータル的に見ても、決して優れた施設が多いとは言えないのが現状である。これらの中で、市町村が管理・運営する博物館施設は21館⁴¹³⁰、法人が管理・運営する博物館施設は10館⁴¹³¹、私立博物館施設は7館⁴¹³²で、館種、施設の規模、活動等はさまざまである。

市町村が管理・運営する博物館施設の中で、注目されるのは、鳴門市ドイツ館・徳島城博物館・松茂町立歴史民俗資料館であろう。

鳴門市ドイツ館は、第1次世界大戦のドイツ兵俘虜の資料を収蔵・展示する施設で、93年ドイツ村公園の中に新築移転された。1917年(大正6)から3年間、板野郡板東町(現・鳴門市大麻町)の板東俘虜収容所では、ドイツ兵俘虜953名と地元住民との間で深い交流が行われた。収容所では、俘虜の人権尊重と自主的生活が認められたため、文化活動等が広範に行われた。特に1918年(大正7)、収容所で演奏されたベートーヴェンの「交響曲第9番」⁴¹³³は、わが国初演とされている。同館では、鳴門市とドイツのリューネブルク市との姉妹都市盟約に基づき、文化交流が盛んに実施され

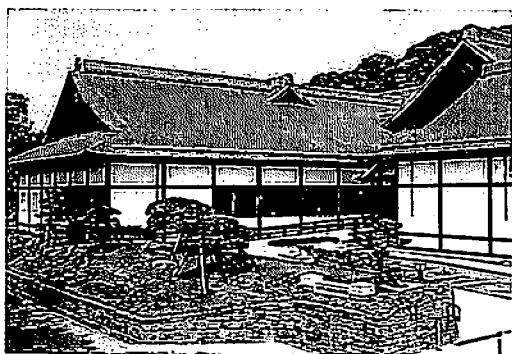


図9 徳島市立徳島城博物館

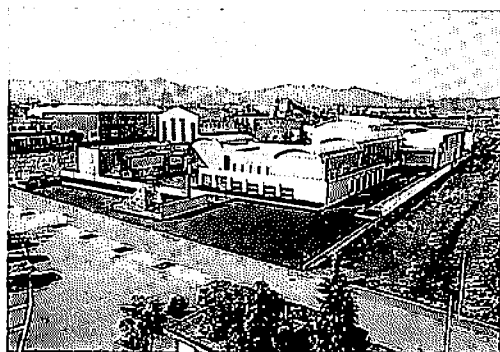


図11 松茂町立歴史民俗資料館

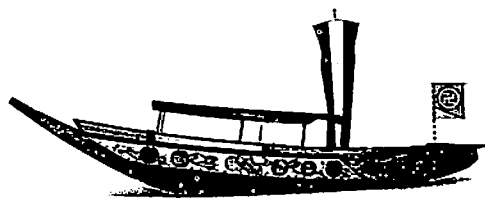


図10 徳島城博物館蔵 藩主鯨船
「千山丸」(重要文化財)

ている。また鳴門市の日独交流の歴史をもとに、毎年6月「ドイチェス・ヘストinなると」が開催され、初心者による普段着の第九合奏祭をはじめコンサートや家族を対象としたイベント等の多彩な事業が実施されている。本県の博物館施設の中で、注目される特異な施設である。

徳島城博物館は、92年10月1日、置市記念日に旧徳島城の表御殿跡に開館した。同館は、阿波国徳島藩と蜂須賀家に関する資料を収集・展示し、徳島の歴史や文化に対する理解を深め、新たな市民文化の創造を図ること等を目的として設置された。建設にあたって、国の名勝で、桃山期の作庭である徳島城表御殿庭園に隣接するため、外観は周囲と調和するよう建物全体は書院造風とされた。収蔵資料は、徳島藩と蜂須賀家に関する歴史・美術工芸資料で、特に大名中優れた美術品を所蔵

していた蜂須賀家の旧蔵品を精力的に収集している。蜂須賀家の旧蔵品は、すでに全国をはじめ海外にも流失しており、蜂須賀家の旧蔵品を体系的に収集・保管し、その散逸を防止することは、同館の一つの大きな館活動の特徴として捉えられる。展示は、近世徳島の歴史や文化を5つのテーマに分けて常設展示されている。同館は、オープン以後8ヶ月間で、60,505人を記録したが、開館後3年を経て入館者が激減している。今後、徳島市唯一の本格的な中核文化施設としての真価が問われている。

松茂町立歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館は、旧吉野川の水害と闘いながら生産活動を続けてきた松茂町の歴史・民俗と、阿波の民衆がこよなく愛した人形浄瑠璃芝居をテーマにした資料館である。同館は、膨大な人形浄瑠璃芝居のコレクションの寄贈を受け、93年設置された。寄贈者は、人形浄瑠璃芝居に関する資料を半世紀近い歳月を費やし収集した町内在住の故・中西仁智雄氏で、関係資料約3,000点を町に一括して寄贈した。資料は、人形・頭・衣装・絵画・版画・陶磁器・伏見人形・古文書等で広範多岐にわたり、学術的に極めて貴重視されている。同館では、このコレクションを中心として、人形浄瑠璃芝居に関する資料を文化財展示室で公開し、大衆芸能を系統的に紹介している。常設展示室では、松茂の民衆に焦点を当て、民衆の歴史や

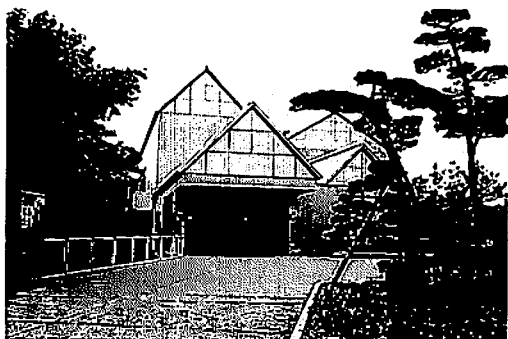


図12 財団法人・恰美術館

民俗を「水とたたかう松茂の人々」をテーマとした展示が展開されている。同館の大きな特色は、全国に誇る人形浄瑠璃芝居のコレクションを有すると共に、入館料の無償化により町民対話が深厚で、さらに学校教育や公民館活動と連携することにより、地域文化の拠点づくりを積極的に実践している点である。本県の博物館施設中、地域との連携に成功しつつある文化施設として、注目されるであろう。また同館は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の補助金を受けたことから、煙蒸施設や収蔵庫等の設備は良好である。

本県における法人運営の博物館は、市町村立博物館と同様、全国的に見ても少ないのが現状である。しかし、その中でも施設・活動面等において極めて注目されるのは、恰（あたか）美術館である。同館は、92年3月鳴門海峡を見下ろす景勝地の鳴門市妙見山公園に恰文雄氏の熱意で設置された。染織工芸家で型絵染の巨匠であり、人間国宝の故・芹澤銈介の作品およそ1,000点を収蔵・展示する本格的な超近代施設的美術館である。収蔵作品は、屏風・軸・着物・暖簾・陶器・ガラス絵・挿絵・肉筆資料等で、これらの中から、およそ100点を常時展示している。館内は、芹澤作品の鮮やかな色彩を引き立てるため、内装を考慮し色彩感覚を抑えている。藍染の深みのある紺色と白生地とのコントラストや鮮やかな

琉球紅型の明るい色彩の作品等が紹介されている。同館は、設置後財団法人として博物館登録され、現在、恰氏の豊かな感性と熱意で、年間6～7回にもわたる広範な企画展が開催されている。将来における本県の私設美術館の一つの理念を示したものとして注目される。建物は、93年日本建築学会作品選集で紹介された。

本県の私立博物館は、資料館2館、宝物館・歴史館・植物園・複合施設がそれぞれ1館ずつ存在し、歴史系博物館が主流を占める。これらの中で特異な博物館は、県立高等学校に併設された芳越歴史館とこくふ街角博物館である。芳越歴史館は、86年県立脇町高等学校の創立90周年記念事業として設置された。1896年（明治29）の創立当初から現在に至る公務日誌・教科書・制服・収蔵図書等約9,500点が収蔵・展示されており、博物館機能を巧みに高校教育に取り入れた好例である。こくふ街角博物館は、国府町かかつての阿波国の政治・経済・文化の中心地としての歴史の町として捉え、現存する古い商店や居宅の中に伝承されてきた伝統工芸や産業資料を展示し、伝統文化の保存や伝承を目指すもので、人形師工房・草花館・蛸の館・藍染館・名石館・洋らん館等多岐にわたっている。こくふ街角博物館は、地元商工会の振興と伝統文化の保存・伝承事業が博物館機能に包括された特異な施設群として捉えられる。

5. 21世紀に向けた博物館施設の建設計画

本県における今後の博物館施設の建設計画に上がっているのは、書道美術館と文学館の2館である。

書道美術館は、94年頃から県内の書道界を中心として、公立の書道美術館建設の気運が高まってきた。書道美術館は、全国に10数ヶ所設置されている¹¹³⁵。四国では、一字書の創始者・手島右卿の出身地、高知県安芸市に市立書道美術館、また書道界の重鎮・村上三島の

出身地愛媛県上浦町に町立三島記念館等が設置されている。同館は、三島の作品約400点を中心に2,500点に上る現代書家の作品が収蔵され、多くの書道愛好家が訪れている。この他、岐阜県に神戸町立日比野五鳳記念館等が設置されている。本県には、明治の書聖・中林梧竹の作品・関係資料401点のコレクションが県に所蔵され、また本県出身の日本書壇の巨匠で、日本芸術院恩賜賞受賞作家の故・小坂奇石氏の作品も県をはじめ地元・海部郡由岐町に収蔵されており、優れた多数の作品が存在する。この書道美術館建設の気運に大きな契機となったのは、近世の三筆の一人で、阿波国出身の貫名菘翁の書作品を紹介する菘翁美術館の設置であった。これを契機に、県内の書道関係者の間で公立書道美術館建設の気運が高まり、96年9月、書道関係者を中心とした県立美術館建設をすすめる会が結成され、積極的にその運動を行っている。

一方、文学館建設に関しては、96年1月、県内の文芸団体によって県立文学館設置を目指す会が結成され、資料の所在調査をはじめ署名運動やシンポジウムが開催されている。他府県には、すでにいくつかの文学館が設置されているが、本県にはまだ設置を見ない。文学館は、地方の場合、その土地の生んだ作家の資料や地元雑誌などを収集し、作家や文学に対する関心を高めることが重要である。また文芸・短歌・俳句等の会合の場所を提供し、文学に対する活動を支援することも重要な文学館機能の一つである。したがって文学館は、文化運動の中核的施設としての役割が求められなければならない。本県には、わが国SF作家の先駆者・海野十三等の作家を輩出する他、現在も徳島市出身の瀬戸内寂聴女史等が活躍している。県立文学館設置を目指す会は、作家・寂聴女史の膨大な寄贈資料を収蔵・展示し、県内の物故作家を中心に運営する文学館設置を県に要望してきた。

これに対して、県知事は97年の念頭記者会

見で、文学館と書道美術館を建設することを明らかにした。完成時期は未定であるが、97年度中に基本構想を策定し、建設場所や施設の形態を検討する方針を示した。知事はこの中で、単独館か複合館かの是非、規模、両館の機能等を慎重に検討することを県民に公約した。書道美術館と文学館の建設については、それぞれ関係者団体等に強い関心と高まりが見られるが、県民の間には建設に向けての積極的な熱意が拡大されている現状とは言いがたい。しかも県行政の中で、両館の建設について、かならずしも真剣な議論がなされたとは言われていない。今後、県行政は、厳しい財政の中で財源についての明確な見通しを確立し、本県全体の文化振興の中に両館を明確に位置づけ、先進県の教訓を生かしながら、県民総意の書道美術館と文学館の建設を目指す必要があるだろう。

なお、本県において、建設準備が本格的に進行している博物館施設は次の4館園である。

- 98年4月開館 財団法人・大塚美術館¹¹⁴¹
- 98年春 開園 徳島市総合動植物園¹¹⁴²
- 98年度 開館 塩業資料館¹¹⁴³
- 開館年度未定 子ども科学体験施設¹¹⁴⁴

6. 結びにかえて

本県は、前述のように、明治期において全国でも早期に展覧会が実施され、社会に対して、文化財や郷土土産を展覧するという一つの博物館機能が見られた。しかし、こうした半面、その後の博物館法施行後において設立された市町村立資料館や法人運営の博物館施設は、全体的に極めて厳しい運営に直面しているのが現状である。特に、町村立単位の民俗資料館は、地域に伝わる歴史資料等を収集・公開し、地域の歴史・文化に対する認識を深めることを目的として設置された。しかし、現実的には資料収集が不十分で、どの資料館にも収蔵されている同じ農具等の展示が大半で、地域の歴史・文化の紹介までには至って

徳島県の博物館史

いない。こうした現実、決して本県のみに限った現象ではないが、具体的方針を立て運営している松茂町を除き、他館はいずれも予算の希少と専門家不足という厳しい現実とさいなまれている。展示に個性や変化が乏しいことから入館者が著しく減少し、その結果、行政から厳しく予算と人を削減され、現状維持に専念する以外に方策がない。一方、行政側は、地域そのものについての歴史・文化の認識に極めて浅いと言わざるを得ない。今後、資料館側は住民と連携し、個性と変化を持たせる運営を目指し、資料館のある地域の住民

も積極的に施設を活用し、行政側は施設の運営に積極的に関わる必要があろう。そして、こうした県下の博物館施設の活動を積極的に支援・助言する立場にある県・市立の中核文化施設は、各施設に対して、積極的な支援を行わなければならないことは言うまでもない。将来における本県の博物館施設は、それぞれの施設における不断の努力と、地域住民ならびに県下の中核文化施設との緊密な連携の下に、個性ある魅力的な運営を目指さなければならないであろう。

註

註1 蜂須賀家蔵。

註2 財団法人・刀剣博物館管理文化財。

註3 1767年(明和6)、藩の儒官に登用されたが、1787年(天明7)、幕府に召され、昌平塾の教官となり、朱子学の振興にあずかった。

註4 縦5.9センチ、横1.75センチ。「大内裡総図」(徳島県立博物館蔵)押印による。

註5 柴野栗山の田蔵書には、江戸深川の蜂須賀家の別邸、雀林荘の萬巻楼に移し、1841年(天保12)、萬巻楼蔵書印(「柴邦彦図書、後編阿波国文庫、別蔵于江戸雀林荘之萬巻楼」)を押して保管した。しかし、江戸に保管した阿波国文庫は、15年戦争の敗戦後、蜂須賀家によって売却後散逸し、徳島保管の蔵書も1950年(昭和25年)、保管先の徳島県憲法記念館(現・徳島県立図書館)の火災で焼失した。

註6 徳島城博物館蔵。

註7 徳島市史編さん室「徳島市史 産業経済編・交通通信編」第3巻(昭和58年、徳島市教育委員会)所収。

註8 徳島市は、徳島城跡を田藩主の蜂須賀家から買取り、1908年(明治41年)、徳島記念公園を設置した。

註9 前掲書「徳島市史 産業経済編・交通通信編」第3巻所収。

註10 1917年(大正6)設置。

註11 1940年(昭和15)設置。

註12 1919年(大正8)設置。

註13 五明文庫。1902年(明治35)、教育家・柏木直平開設。

註14 1955年(昭和30)、藍住町重要民俗資料館と改称。

註15 後、廃館。

註16 文化の森開園時には完成予定であったが、用地買収の遅れ等から、現在まだ完成していない。

註17 「徳島県文化の森総合公園」パンフレット

註18 徳島県とアルゼンチン共和国ラプラタ大学との国際交流によって設置された記念ホール。南米に棲息した第4紀の大型古生物資料を展示している。

註19 自然276,405点、人文14,142点。徳島県立博物館「徳島県立博物館年報」第5号 1996年。

註20 徳島県立博物館「徳島県立博物館年報」第1号～第5号。

註21 開館日数、118日。

註22 企画展154,233人、常設展540,556人。徳島県立博物館総務課普及係教示。

註23 企画展189,099人、常設展289,274人。徳島県立近代美術館総務係教示。

註24 徳島県立近代美術館総務係教示。

註25 徳島県立文書館教示。

徳島県の博物館史

- 註26 古文書6,470点、公文書36,617点、行政資料34,556点。徳島県立文書館教示。
- 註27 徳島県立博物館教示。
- 註28 1965年(昭和40)開館。県教育委員会運営。
- 註29 1992年(平成4)開園。県環境政策課運営。
- 註30 美馬郷土博物館、徳島市立動物園、三加茂町立歴史民俗資料館、木沢村歴史民俗資料館、神山町郷土資料館、日和佐うみがめ博物館、那賀川町立歴史民俗資料館、藍住町歴史館・藍の館、貝の資料館・モラスコむぎ、土成町郷土歴史館、海部町おおうなぎ水族館・イーランド、市場町立歴史民俗資料館、上板町立歴史民俗資料館、徳島市立德島城博物館、松茂町立歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館、鳴門市ドイツ館、相生森林美術館、井川町立歴史民俗資料室、板野町歴史文化公園・文化の館、福井ダム資料館、ラビス大歩危。
- 註31 阿波十郎兵衛屋敷、三木文庫、徳島県郷土文化開館、モラエス館、大鳴門橋架橋記念館、丈六寺宝物館、阿波和紙伝統産業会館、恰美術館、尖喰町海洋自然博物館・マリッジム、徳島県埋蔵文化財センター。
- 註32 阿波三盆櫓資料館、祖谷宝物館、平家屋敷民俗資料館、芳越歴史館、こくふ街角博物館、孫翁美術館、洋蘭の里・あんみつ館。これらの中で、こくふ街角博物館は、徳島市国府町内に存在する天狗久の工房、阿波木偶館、初代天狗久の碑等13館、1碑を集約して「こくふ街角博物館」と総称したもので、本稿では、これを集約して1館とした。
- 註33 鳴門市史編纂委員会「鳴門市史」中巻 1982年 鳴門市。
- 註34 徳島市史編さん室「徳島市史 教育編・文化編」第4巻 1993年 徳島市教育委員会。
- 註35 日本博物館協会「全国博物館総覧」ぎょうせい 1986年。
- 註36 同館教示。
- 註37 徳島県教育委員会「徳島県の文化財」同会 1978年。
- 註38 1994年(平成6)、田中及鶴四国大学教授が自宅内に開設。
- 註39 1997年1月7日付け「徳島新聞」朝刊。
- 註40 1997年1月8日付け「徳島新聞」朝刊、社説。
- 註41 世界名画を陶板で紹介。大塚製薬株式会社運営。
- 註42 自然に近い環境で動植物と親しめる施設。徳島市運営。
- 註43 塩業の歴史・文化の紹介と観光・文化の振興を目的とした施設。鳴門市運営。
- 註44 現代社会を支えている科学や科学技術を見、触れ、試す体験施設。基本構想終了。徳島県運営。

(徳島県立博物館人文課長)

石川県における戦後博物館の動向

The History of Museums after the War in Ishikawa Prefecture

高橋 裕

Yutaka TAKAHASHI

1. はじめに
2. 戦後の胎動期
3. 博物館活動の始動

1. はじめに

石川県は明治9年(1876)に金沢博物館が兼六園内に設立され、大阪博物館(1874年)に次ぐ初期地方博物館の嚆矢として知られている。その発達史については四柳嘉章氏による「博物館思想の移入と初期地方博物館の展開」(『石川県立水産高校図書館紀要』第1号、1978)、「金沢博物館の展開」(『國學院大學博物館學紀要』第5輯、1980)に詳細に紹介されている。また明治から戦前にかけての美術館運動史については寺尾健一氏による「石川県美術館運動史概論」(『石川県立美術館紀要』第1号、1984)に詳しいので、本稿では重複をさけ戦後における博物館設立の動向について簡単に報告することにしたいと思う。

2. 戦後の胎動期

昭和20年8月15日の終戦からちょうど1月後の9月15日、当時の北国毎日新聞の朝刊に次のような見出しが踊った。「再建文化の魁 絢爛“美術の殿堂” 粧ひも明るく海軍館の更生」これが戦後石川県における博物館活動の再建の第1歩となったものである。奇しくも石川県は空襲による罹災を免れ貴重な美術品や文化財が数多く保存され、京都とともに日本文化の復興を担う重責がかけられたのであ

4. 博物館活動の成長
5. 博物館活動の充実と課題

る。その第1陣として金沢市本多町にあった旧北陸海軍館の無償貸与を受け、「財団法人石川美術館」が設立され北陸地方における美術工芸の殿堂としてその活動をスタートさせた。同館は現代・古代を問わず日本画、洋画、彫刻、染色、工芸一般を始め復興工芸品、海外美術品等の紹介展示を運営方針とし、同年10月12日に「現代美術展覧会」を記念事業として開館した。展覧会は第1部日本画、第2部洋画、第3部彫刻、第4部工芸の4分構成で行われ、一般入選作、各部審査員の特別出品及び招待者出品をあわせ約250点に及ぶ大規模な展覧会となったのである。しかもこの展覧会こそが戦後日本における最初の美術展であり、戦後の美術工芸王国石川の礎となった画期的な展覧会になったことに大きな意義があるものである。しかしながら石川の美術・工芸界の総意で設立された石川美術館は同年12月30日突然進駐軍によって接収され、全国に先駆けて設置された常設の美術館は敢え無くその活動拠点を失うこととなった。しかしながら美術界を中心に盛り上がった博物館活動は雌伏を強いられながらも各種展覧会活動を継続させ、来るべき活動時期への期待に夢をふくらませながら、戦後の混乱期である昭和20年代を耐えてゆくことになった。

3. 博物館活動の始動

石川県の博物館活動が本格的にスタートするのは、昭和30年代からと言える。昭和26年12月1日法律第286号によって「博物館法」が公布され県下の美術界や歴史学会などから公立の美術館・博物館建設を要望する声が高まり、その先陣を切ったのが昭和33年11月1日に開館した小松市立博物館である。同館の母体は昭和28年小松市教育委員会発足5周年を記念して開かれた郷土資料館で、その終了後市立図書館の一室を利用した郷土博物資料室を独立させ開館したものである。そして翌34年博物館法による石川県下第1号の登録博物館となった。同館は化石資料や動植物標本を含むいわゆる総合博物館として発足したものでまさに石川県の博物館黎明期を飾るにふさわしい内容であった。そして昭和34年2月石川県内の美術諸団体が待ちに待った県立の美術館起工式が行われ、同年10月12日「石川県美術館」開館式が盛大に執り行われた。当時の要覧によれば常設展示の主要な展示室として石川県の伝統工芸の代表である「九谷展示室」が設けられており、どちらかといえば石川県に關係の深い伝統工芸美術にその軸足を置いた性格付けがなされていた。この点については、昭和20年の石川美術館の基本方針からやや後退した印象を与え、事実県内の近代美術関係者からは、若手作家の発表の場所として物足りないとの指摘もなされていた。しかしながら、新美術館の建設場所が兼六園の一角を占める成巽園の敷地の一部約1,000坪という限定された面積がすでに決定されており、しかも美術館としての基本的性格が文化都市、観光県としての象徴として位置付けられたことで、一面やむを得ない状況があったものである。こうした状況を克服するには更なる時間が必要となり、さらに大規模な美術館構想が実現するのは昭和58年まで待たなければならなかった。こうした公立の博物館施設が産声を上げると同時に、昭和33年には民間資本

による金沢ヘルスセンター動物園、同38年にはこれに隣接して金沢水族館があいついで開館され、戦後の高度成長の波の中で石川県にも第1次博物館ブームが訪れたのが昭和30年代の大きな特徴といえる。

4. 博物館活動の成長

昭和40年代に入ると石川県内の博物館は急激にその数を増し、県内各市町村に博物館施設が作られ始める。いわば博物館建設のラッシュが始まった時期であり、この傾向は平成7年の現在まで続くこととなる。昭和40年県内の博物館数は12館でありその後年平均2館の新設で昭和60年には50館を数えるまでに至った。この20年間の新設博物館の設立状況を見ると地域的な特色が現れてくる。すなわち前半の昭和40年代、県下では19館が増加したが能登地区で9館(全体の47%)、金沢地区で6館(同37%)、加賀地区3館(同16%)であるが後半の昭和50年代になると、新設された20館の内能登地区6館(同30%)、金沢地区2館(同10%)、加賀地区12館(同60%)となり、能登地区と加賀地区がそれぞれ10年単位で集中的に博物館施設の整備にあたっていたことがうかがえる。昭和61年から現在までの博物館増加数は26館であるが、能登地区10、金沢地区7、加賀地区9館となっておりほぼ三分に平均化された数となる。昭和43年には石川県立郷土資料館が開館し、歴史系の県立博物館として石川県美術館とともに県内博物館活動の指導的役割を担うこととなった。石川県立郷土資料館の特色は第1に明治24年創建の旧第四高等学校の赤煉瓦1棟を再利用して設置させたものであり、当時全国的にもいまだ明治期の建造物保存が声高に叫ばれていなかった時に文化財としての建造物保存を先駆的に取り入れたとして全国的にも注目された博物館であった。第2に新幹線や高速道路の建設に象徴される大規模な国土改造計画の中であって、各種の貴重な文化財が加速度的に

石川県における戦後博物館の動向

消滅しつつあるという当時の現実の事態に対処する資料センターとしての役割を持たせ、未来の石川県を創造する糧を蓄え、提供する責務を負わせている。第3には展示手法として、考古・歴史・民俗の部門別構成をとらず、原始より現代までの時代を追って資料を配列し、政治・経済・文化の総合的把握を意図しており、当時の博物館常設展示の手法としては全国的に見ても斬新なものであった。こうした博物館施設の充実にもない、昭和44年末には県内の博物館及び相当施設が20館を越え、この辺で博物館という同一目的で設立された施設の職員が一堂に会し、博物館の当面する諸問題について種々協議しあう協議会を設立しようとする機運が盛り上がった。こうした状況を受け石川県美術館・石川県立郷土資料館・石川県教育委員会社会教育課が発起人となり昭和45年4月27日石川県立郷土資料館講堂で設立準備会が行われ協議会会則草案等の審議が行われ、審議終了後引き続いて第1回総会に切り替えられ、ここに正式に石川県博物館協議会が発足することとなった。発足に当たっての加盟館数は25館、賛助会員1館の計26館を数え、その設立母体の内訳は国公立14館・法人5館・私立7館であった。当時の協議会規約によればその設立目的として「石川県内にある博物館とこれに類する施設、及びその関係者が相互の連絡提携をとり、博物館事業の普及発達をはかる」とあり、この目的を達成するため(1)博物館事業に関する調査・研究(2)研究会・講演会・観賞会等(3)各館間相互の連絡協調(4)出版物の刊行(5)その他本会の目的を達成するために必要な事業の5項目にわたる事業が示されている。発足当初は各館相互の親睦を深めることに主眼が置かれたが、協議会としての主体的事業が行われたのは昭和52年度の「石川県内博物館資料目録」の刊行であり、これを機に石川県博物館協議会の活動が大きく前進した画期的な事業であった。同書は文部省の国庫補助を

受け石川県教育委員会が発刊したものであるが、当時の加盟館32館全ての協力により編集されたものである。紙数の関係で各館の所蔵資料の全貌を掲載するには至らなかったが、各館の特色を示す資料、石川県の地域色を示す資料を重点的に網羅したもので、しかも各施設の沿革・概要を付し「美術」「歴史」「民俗」「自然」の分類別に配列した総合目録の体裁をとり、その後の石川県内各博物館の展示活動の推進に大きな影響を与えるものであった。

5. 博物館活動の充実と課題

昭和52年度末石川県博物館協議会に加盟している館数は32館であったがその設立母体の内訳は県立4、市町村立11、個人(法人含む)17館であった。つまり学校教育と両輪をなす社会教育の場としての博物館活動の50%を越える部分が、民間の努力によってなされている状況があった。当時県内41市町村のうち博物館施設を持つものはわずか11市町村に過ぎず、図書館・公民館といった他の社会教育の場の充実とともに、県内全域にわたる公立博物館の施設拡充が叫ばれていた。こうした状況の中で各加盟館の地道な活動と地域社会におけるゆとりと文化を求める風潮に乗って、昭和60年度末には42館にまで加盟館が増え、ほぼ全県域に博物館活動の拠点整備がなされた。平成8年末現在石川県博物館協議会加盟館は60館に達し、その設立母体の内訳は県立(法人含む)10、市町村立(同)30、個人(同)20館となっており全体の約66%が公立系の博物館施設となっている。またこの60館の展示内容別では人文系博物館が52館、自然・科学系博物館8館となっており、人文系博物館の優位性が際立っている。現在石川県では県立自然史博物館や子供科学館構想が策定されつつあり、近い将来にはこうした科学系の博物館施設の充実が図られて行くことになるが、地域住民のさまざまな文化的ニーズに答え、

石川県における戦後博物館の動向

幅広い選択肢を提供できる基盤整備が博物館施設の総合的な充実に向けられている。また一方ではこうした博物館施設の数量的な充実だけではなく、各館における総合的な内容充実も近年特に指摘されている。学芸員や事務職員の確保・育成、こうした人件費を含む運営費の確保、博物館における展示活動の基盤となる調査研究体制の確立、貴重な文化財を保存する収蔵機能の充実、コンピューター活

用による博物館相互の資料ネットワークの構築等様々な問題が博物館を取り巻いている。本稿は石川県の戦後の博物館施設の推移の概要を示すのがその主目的であるため、博物館が内蔵する諸問題についてはその一端を記すにとどめ、以下資料として戦後石川県内に設置された博物館及び相当施設の設置年表を付して終わりとしてみたい。

〈資料〉戦後石川県の博物館施設設置年表

昭和20年10月12日	〇〇石川県美術館	昭和48年6月9日	〇〇藩老本多蔵品館
昭和25年8月29日	〇〇成災閣	" "	石川県白山自然保護センター
昭和27年11月3日	美川博物館	" 9月10日	輪島市立民俗資料館
昭和32年10月19日	鶴来町県立白山公民館博物館・植物園	" 11月3日	加賀市歴史民俗資料館
昭和33年1月19日	加賀市片山津貝の博物館	昭和49年5月	安江金箔工芸館
" 11月1日	小松市立博物館	" 11月3日	穴水町歴史民俗資料館
" "	〇〇金沢ヘルスセンター動物園	昭和50年7月4日	金沢市立中村記念美術館
" 11月19日	加賀藩十村役喜多家	" 8月13日	能都町歴史民俗資料館
昭和34年10月1日	石川県児童会館	昭和51年12月20日	尾口村立東二口歴史民俗資料館
" 10月12日	石川県美術館	昭和53年6月1日	金沢市民俗文化財展示館
昭和37年4月27日	石川県林業試験場	" "	門前町資料館
昭和38年8月	〇〇金沢水族館	" 11月2日	加賀市美術館
" 10月2日	七尾城史資料館	" 11月3日	鳥屋町民俗資料館
昭和41年5月	〇〇中村記念館	" 12月6日	辰口町立博物館
昭和42年7月13日	能登記念館喜兵衛どん	昭和54年4月1日	内灘町歴史民俗資料館
" 9月25日	百万石文化園江戸村	" 7月7日	石川県立白山ろく民俗資料館
昭和43年4月1日	七尾市少年科学館	昭和55年10月1日	白山比咩神社宝物館
" 7月21日	銭五遺品館	" 11月2日	鳥越村歴史民俗資料館
" 11月2日	〇〇石川近代文学館	昭和56年11月1日	鶴来町立博物館
" "	能都町郷土館	昭和57年7月1日	野々市町郷土資料館
" 11月16日	宇ノ気町立西田記念館	" 7月3日	のとじま臨海公園水族館
" 11月23日	石川県立郷土資料館	" 7月23日	寺井町九谷焼資料館
昭和44年4月1日	内浦町郷土資料館	" 8月	〇〇無限庵
昭和45年4月27日	石川県博物館協議会設立	" 10月28日	羽咋市歴史民俗資料館
昭和46年7月	輪島漆器資料館	昭和58年10月7日	北前船の里資料館
" 11月27日	能登集古館南惣	" 11月12日	石川県立美術館
昭和47年6月3日	野々市町喜多記念館	昭和59年4月	寺井町歴史民俗資料館
		" 11月30日	石川県尾小屋鉾山資料館

石川県における戦後博物館の動向

昭和60年4月1日	石川県立伝統産業工芸館	平成5年9月9日	うるし蔵美術館
昭和61年4月1日	礒伊之助美術館	" 10月29日	浅倉五十吉美術館
" 10月10日	松任市立中川一政記念美術館	" 11月29日	金沢市立ふるさと俵人館
" 10月24日	石川県立歴史博物館	平成6年11月21日	明治の館
昭和63年4月1日	ふるさと文化センター	" 4月19日	のと海洋ふれあいセンター
" 7月	太鼓の里資料館	" 4月27日	石川県海洋漁業科学館
" 8月3日	松任市立博物館	" 11月1日	加賀市中谷宇吉郎雪の科学館
平成元年4月1日	金沢市老舗記念館	平成7年3月31日	能登中居鋳物館
" 4月4日	珠洲市立珠洲焼資料館	" 4月1日	日機装飾宗桂会館
" 11月	㈱金沢卯辰山工芸工房	" 4月28日	石川県七尾美術館
平成3年7月29日	石川県能登島ガラス美術館	" 6月4日	日本自動車博物館
" 9月6日	石川県輪島漆芸美術館	平成8年4月13日	石川県金沢港大野からくり記念館
" 9月21日	大極美術館	" 7月1日	能登中島祭り会館
平成4年7月1日	小松市立河田山古墳群史跡資料館		

(石川県立歴史博物館資料課長)

博物館行財政論（試論）

The Study Assignment of Museum Fiscal and Administration

小西雅徳
Masanori KONISHI

- 1.はじめに
- 2.博物館行財政論とは
- 3.博物館における財政基盤の低下
- 4.バブル後の影響と行財政
- 5.博物館行財政論への展望とその取り組み
- 6.おわりに

1.はじめに

日本の博物館数は、数字から見るかぎり世界有数の状態にあるといえる。類似館を含めたその総数は約3,340館に及ぶといわれ、今後益々増加することはあっても、減少傾向に至ることは無いというのが博物館関係者の一致した見方である。確かにバブル崩壊後の日本経済の落ち込みによって、特に地方公共団体による博物館建設はバブル時の活況に比べ歩留りの状況にあるが、文化施設としての博物館設立の動きが弱まるとは考えられず、景気の上向きと同時に加速することは疑えない。

バブル以前、国は生涯教育について答申した中で、博物館を含めた教育機関の今後の重要性を指摘した。それは「人々の多様な学習活動を多様ならしめる経済的、社会的な条件が整いつつある。すなわち、我が国においては、近年における経済成長の結果、国民の所得水準は逐年向上し、家計にゆとりをもたらし、それによって種々の教育的、文化的な要求が増大する一方、その充足を可能ならしめるに至ったのである。」¹¹として、博物館需要の必然性を強調した。これは日本の経済が引き続き高度成長を達成し、超高齢社会を前に

しての生涯学習の必要性を説いたものであった。

そうした中で今日の博物館には、運営面を含めた将来的な動向に危機感が広がりつつある。この危機感とは従来博物館が経験したことのない極度の緊縮財政であり、その結果、博物館運営の根本を問いかねない程の状況を生み出しているのである。この状況は従来の日本における不景気下での博物館運営と全く異にし、従来の博物館運営の有り方を根本から問うものとなっている。バブル崩壊後における景気の動向と密接に結びついた形で台頭した博物館行財政論とは、改めて公立博物館の基盤を見直すための理論として、待望された政策論と見ることもできる。

本論は、公立博物館におけるバブル崩壊後に顕著に現れた博物館運営面での危惧すべき現状を報告し、文化施設としての博物館機能の原点を行財政の視点を通じ考えるものである。その過程で、博物館の運営とは経済の好・不況に影響されずに均一な運営をいかに確保出来るかとの課題を生み出し、それに基づいた理論的な支柱を見いだしながら、今日の博物館の現状を切り開く方法論としての、従来

の規範からの脱却を目指した運営論＝即ち博物館行財政論の必要性を問うものである。残念ながら筆者は、戦後の日本における好・不景気における博物館運営の実態について具体的な根拠を持っていないが、バブル後の景気が博物館及び行政に与えた影響が、従来経験したことがない程深刻な形で現在の地方を中心とした公立博物館に見られる点を分析し、今後の博物館が取り組むべき方向性を模索したい。

2. 博物館行財政論とは

一般的な行財政論の定義とは、次のように規定できる。即ち「行政」とは、国家及び地方公共団体等の統治作用を示すもので、「法律・政令その他の法規にしたがってする政務」とあり、一方の「財政」とは同様に「その存立に必要な財力を取得し、管理する経済的諸活動」¹³を指し、「行政活動および公共政策の物質的基礎」¹³となるものである。行財政とは政経一致の単位活動と見ることができ、しかも行財政論とは、そのより効果的・効率的な運用論を根底に置いたもので、「行政効率化」のための目的意識、或いは背景とすることもできる。今日一般的に「行財政」論議が盛んになった背景には、先述したようなバブル崩壊後の不景気と無関係でなく、日本社会の活力復活には、より小さな行政機能による行政のスリム化＝無駄を省こうとする、官民が一体となった社会的な課題「行革」の動向とも一致した結果であろう。

それでは、博物館における行財政論の目的とその定義とは何かであるが、地方公共団体での文化的政策の一部として位置付けられている博物館の存在価値感への新たな評価的取り組み、或いは従来の行政的・財政的基盤の見直しへの具体的な方法論と位置付けられる。公立博物館設立にあたっては、行政的な政策及び財政的な支援が基本となって産み出されたが、一方でバブル崩壊後に散見したような

幾つかの博物館が計画中止及び延期となった原因も反面にあり、行政的というよりも財政的な問題に起因する部分もまま見られる。このような経緯は、かつての日本の不景気時にも見られた事実であったが、それでもバブル崩壊後ほどの状態ではなかったと筆者は見ている。バブル後に地方公共団体による博物館建設の中止や延期という非常事態が生じたのは、行政的な価値評価がその境目にあったことは疑う余地がない。それは一面で行政における博物館建設の評価が低く見られた結果でもあろう。また開館後が多分に財政的な面に傾斜している実情が博物館のごく自然な一般的あり方への反省ともなろう。しかもその過程で仄聞したように、為政者の嗜好によって博物館の存在自体が多分な影響を被ったとの事実は枚挙にいとまない。時によって、行政的な影響の下で財政的な影響を受けうることも至極自然な現象といっても不思議ではない一面がこの世界には事実としてある。以上のような状況下で、博物館行財政論の今日的意味と、その理論の構築を図る必要性がそこに生じるのである。

博物館史の過程において行財政の用語が使用されたのは、ここ最近のことである。一般的に館運営の言葉に置き替えての使用が多く、行政と財政の見地からの用語使用としては中村たかお氏の「博物館と行財政問題」¹⁶がその先駆けとなるものであろう。中村氏の行財政論とは「博物館事業の経済的側面についての分析」が博物館学の中で扱われて来なかった点に留意して、博物館が政治や経済と密接に結びついている関係上から、「博物館の仕事、博物館を含む市町村の行政や財政にどのような影をおとしていくかなどの諸点について分析」を試みた点にある。中村氏の使用した行財政論とは、バブル崩壊直後までの博物館学の領域で盛んに多用した、建設にからむ補助金であるとか、館の立ち上げ過程までを追っているものがほとんどである。今日望まれ

る行財政論とは、従来そのように見ても大過のないものであるが、むしろ博物館建上げ後の運営の視点から見た「行財政論」と考えるべきである。欧米や日本でも当然と考えられている財政的な管理、即ち財務管理のあり方を「博物館の管理は、博物館の財務が健全に管理され欠損を生じさせない責任を負うものである。」「博物館の名声は良好な財務管理に基づき、効率的な日常の活動は効率的な財務管理による。効率的な財務管理なくして、博物館の安全な収集もなく博物館の責任も果たせない。」との ICOM の指摘を待つまでもなく、その理念の底辺にある財政的な基盤が、欧米に比べて日本の公的博物館がいかに弱いのかも理解する必要がある。即ち、当然と思われていた公的博物館への公的支援体制にある財政基盤への過度の期待を持つべきでなく、そうした基盤からの脱却が、よくありがちな恣意的な行政に対する距離を保つことにも繋がる長所を見出す一面、行と財とを過度に分離した論議でもあまり意味がない点にも留意する必要がある。

3. 博物館における財政基盤の低下

戦後における博物館発達史と経済の相関関係（好景気・不景気）の具体的な例証が無いながらも、日本の博物館の増加が、幾つかのピークに基づいていた。基本的には日本の博物館は常に増加の一途を辿って増加しており、古い統計（昭和49年版博物館白書）ながら、戦後から昭和40年代後半までは一貫した増加傾向を読み取れるのである。その間日本の経済は、1957年～58年のなべ底景気、1964年～の昭和40年不況、1970年～の昭和45年不況とはほぼ5年間隔の好・不況の景気動向で推移してきたが、博物館建設は、この周期の中で実行可能なものと不可との間を漂いながら、全国的にその分布を広げてきたのである。地方公共団体による公立博物館急増が「昭和30年代終わりから40年代にかけて高度経済成長

期と明治百年記念事業等と相俟って、わが国得意の記念事業ブームを迎えるにあたり、博物館の新設は恰好の代物であった。」と加藤有次氏が指摘するように、明治百年記念に代表されるような行政受けのする博物館建設の画期が、一つの節目を成した一面はあった。この間の博物館運営というものは、まさしく行政側の意向を強く受ける博物館の発展過程にあり、一部の大規模博物館を除き、少なくとも昭和40年代までの博物館運営と今日の博物館運営とは、企画展示を含めた教育普及、学芸員数等の面から見ても比較できないほどの大きな違いが見られた。

そこで興味あるのは、昭和50年代までの不景気時における館運営で、その財政的な緊縮度がいか程であったかとの疑問である。筆者は具体的な情報を持ちえていないが、聞くところによると、じっと館の維持のみに努めていたとあり、展示事業の縮小であるとかは思いもよらず、手作りによる展示をむしろ当然と考えていた節があり、バブル時のような予算の無限の使いたい放題というような事情がむしろ異常であり、明らかに今日と比較すると財政に対する価値観に相違があったようである。終わって見ればバブルが異常であって、通常は消極的な見方をするならば館が存在していることを念頭に置きながら、次のステップを踏むことができるかもしれないとの希望を持つこともできた時代であったかも知れない。

そのような時代の学芸員の存在には、大きな転換をはかることも可能性としては残され、学芸員論や組織論と運営、或いは展示空間研究等の前向きな将来像を描く事も可能であったのである。その時点の姿勢は、時として行政側の姿勢を問題としつつも、より深刻な財政の変化に遭遇することは稀であったと見て良く、少なくとも以前のような高度成長が望めない今、従来の博物館運営のあり方を、バブル後がいみじくも早期に速めたと解釈して、

博物館行財政論

年 度	運営経費	文化財展示	その他	合 計	増減率	入館者数
平成 2	5,220万	3,393万		8,610万	0	55,844人
平成 3	4,500万	3,508万		8,008万	-7%	75,066人
平成 4	7,074万	3,510万		10,584万	+19%	62,330人
平成 5	4,870万	3,770万	490万	9,130万	+6%	56,923人
平成 6	4,690万	3,894万	430万	8,014万	-7%	48,747人
平成 7	4,300万	3,736万	340万	8,376万	-3%	53,323人
平成 8	4,170万	2,990万	223万	7,395万	-15%	
平成 9	3,840万	2,400万	380万	6,620万	-24%	

表 1 板橋区立郷土資料館当初予算と年増減率
増減率は平成 2 年を基礎にした数値 (%) である

行政に準拠した博物館の将来像を描く好機と考えるべきであろう。併せて公的な博物館における財政基盤の弱体化への方策を、各館はもとより、博物館学の領域でも取り組む必要があるはずである。

4. バブル後の影響と行財政

ここで筆者の勤務する板橋区立郷土資料館の実例を基に、運営の実態と予算獲得のための館側の行動を紹介してみたい。板橋区立郷土資料館は昭和47年開館し、平成元年に建物の老朽化に伴い改築して新規開館した。この時点で所管を社会教育課文化財係から、同郷土資料館の新組織編成となり、常勤職員6名（事務4名・学芸2名）、非常勤職の専門員2名、同じく非常勤（再雇用）の受付・監視4名を配し、清掃・機械・警備等は委託している。館の規模2階建、延床面積1,350㎡の小規模館である。敷地内には江戸時代の移築農家、納屋を設け、一画には小さな水田もある。

館の事業としては年各2回の特別展・企画展（計4回）を中心に、各種の講座・体験学習等の教育普及を始め、見学小学校の説明、

学校教材室（郷土資料室）の整備を行っている。事業成果報告としては特別展図録2冊、年報1冊、紀要（隔年）1冊、資料集随時発行があり、一般には常設展図録のほか、解説シート8種、一般向け・小学校向けのパンフレットを作成し、便宜を図っている。以上の事業を進めるに当たっての事業予算は、表1の通りである。

運営経費とは、電気光熱水費、清掃・機械・警備委託、煙蒸、館運営協議会等の維持管理関係費用である。文化財展示とは、各2回の特別展示・企画展示を中心に、資料購入費、複製・資料修復費、講座等の展示教育普及を指す。その他とは、町博友の会等の維持費用である。当初予算から見ると、平成2年度と9年度ではマイナス24%となり、最も予算の多い平成4年度と比べると平成9年度までの5年間でマイナス32%にもなる。平成3年頃まではバブルの余波を受けて、板橋区の行政政策や財政の面で余裕があったが、平成4年当たりから景気の先行きに不安が広がり始め、緊急性の乏しい事業に対しては財政的な裏付けがつかなくなっていた。それでも当館

が平成4年に大幅な予算増加を組めたのは、移築建築物の緊急性のある修復保存工事費1,500万円を計上したからである。そのためか、5年度も前年度予算を基礎に置いていたため、平成2年に比べプラスになっているが、全体的な推移を見る限りほぼ一貫として減少傾向にあった。最も財政的な査定が厳しくなったのは平成5年で、これ以降5%平均の一律減額査定を経て、最近では10%の減額を要求し、図録等の印刷は一律20%減が要求されている。

展示を中心とした文化財展示費は、ある意味でいえば展示回数を減らすとか、或いは資料購入費を減額して対処できる面もあるが、運営経費についていえば、平成2年時点で年間の維持管理費用の大枠が決まっている事を前提としているので、平成9年までに約1,400万円の減額を行うのは文化財展示費以上に厳しい状況を作り出している。元々年間の物価上昇率を考慮すれば、微増することがあっても、大幅な減少が出来ないのが運営経費の実態なのである。このような運営経費の性格上、今後、今以上の減額予算を提示された場合、運営経費を減額せず文化財展示費で補正する必要性があろうが、昨今の財政当局の考えは運営経費・文化財展示費の2項目での一律減額査定方針を変えない姿勢を示しており、その固執した考えに疑問を抱かざるをえない面もある。つまり、運営経費の不足分を文化財展示費の方から補うとの一般的な考えが、ここでは成り立たないのである。

財政側の考えには、展示を中心とした文化財展示については一定の評価をするが、運営経費について改善の余地を含めて努力目標を設けることを常に強調する。展示の幾つかが行政側の意図に基づいて実施された経緯もあってか、当館の展示事業についての評価は高い。それでも文化財展示費は減少しており、その減少分は展示事業をそのままに、資料購入費の半額、複製・修復費の減額によって対処しているのである。将来的には展示回数を

減らすことも考えられるが、展示回数の減少は、そのまま入館者数の減と結びつく可能性もあり中々踏み切れないでいる。

当館の現状は以上であるが、板橋区を含む東京都特別23区の公立博物館及び美術館の実情が当館と似たような状態にあるか、むしろ厳しいとの報告が、学芸員同志でなされている。展示事業が一本もない博物館もあるほどで、館運営云々を言う以前の問題というべきか、あるだけましというような状態にさえなっている館も散見するのである。東京特別区が、地方の公共団体にくらべ少なくとも財政的基盤は強いと見られていただけに、この現状に接すると、他の地域の博物館の財政的状況の厳しさが想像される。

公立博物館の運営にままた行政の関与が指摘される中、財政との関係が行政と一体となって予算査定されているとの実感が、博物館側では認識されにくい面があったのも事実であろう。博物館の運営が、行・財が一体化したものであることが頭で理解できていても、今日ほどの行政のあり方、財政のあり方が深刻に博物館の運営に強く影響を与えることが少なかった。そのため博物館側の行財政にたいする認識が甘かったと指摘されても仕方のない一面もある。しかし、博物館が教育機関としての立場上、財政上の取支に見合う施設でないことは行政側も、財政側も充分認識した上で博物館側への財政的な依存体質を図って欲しいとの姿勢を無視することも出来ない状況になりつつあるのである。博物館行財政とは、斎藤温次郎氏が指摘するように、欧米の博物館とは運営の仕方、博物館への考え方が根本的に相違する中、その手段が限定されながらも、公的機関であるからとのぬるま湯的な発想を戒めるのは当然という時代への到着を意味しているのである。ただ、それでも今後の公立博物館における財政的基盤が大きく変化することを高望みするのは現状(図1)では難しく、その点を行政側へ働きかけるこ

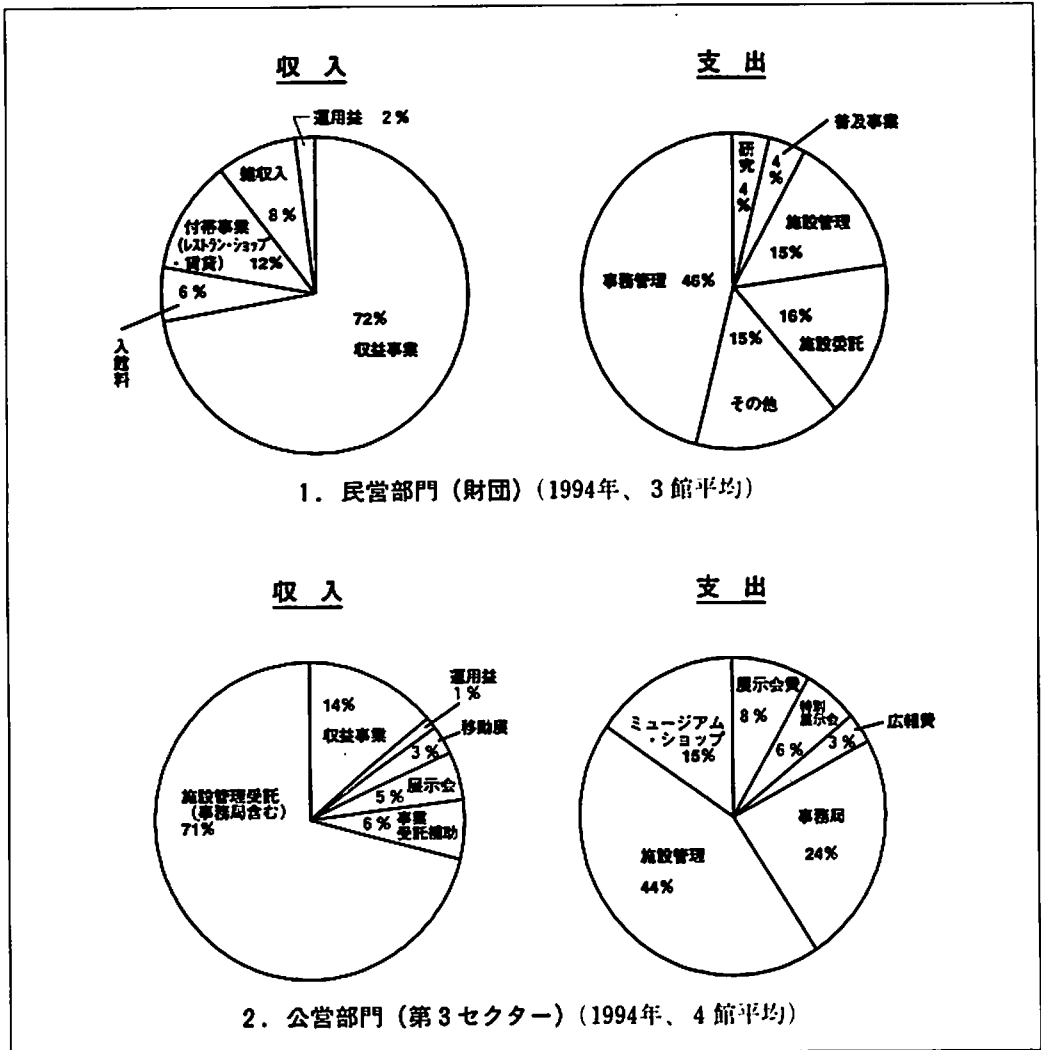


図1 出展：斎藤温次郎 1996「博物館と収支」『ミュージアム・マネージメント 博物館運営方法と実践』より

とを博物館側は忘れてはなるまい。

5. 博物館行財政論への展望とその取り組み

博物館運営の困難さは、開館後数年してその問題に直面するといわれる。運営の困難とは展示企画等のソフトの部分ではなく、運営資金の問題—財政面からの縮小による活動の制限にあるとされる。これは公的博物館の弊害の最たるものとされ、戦後の博物館運営の一貫した問題点とされてきた。今日まで、こ

の問題が放置されてきたのは、それぞれが各博物館の抱える共通問題とされながら、行政側の基本方針の転換と各博物館の自助努力以外、第三者の指図すべきも、またそれによったとしても根本的な解決策を提示することができないという問題を内包していたからに外ならない。その根本的な問題とは、公立博物館が行政の枠内で常に留まらざるを得ないと

の制約があるからであった。
『博物館法』の基本は、博物館の精神的な支

え、即ち背景であって運営に関わる諸問題は、各博物館毎の性格上においてその政策上深く関わる事項ではなかったともいえる。むしろ本旨は、より多くの博物館の建設と普及であり、それによって文化的・教養的な向上が図れるとした。そのためか「博物館法」では、建設に関わる財政的補助金の支出を第24条(博物館の補助)で認めるが、それと併行するかのように他に民俗文化財保存施設の建設費等、地方歴史民俗資料館・地方埋蔵文化財センター・美術工芸品収蔵・自然公園施設としての博物館建設費補助・電源立地促進対策事業交付金と、建設に関わる補助金が大半を占める結果となり、運営に関わる公的な援助は展示研究に対する委嘱等ごくわずかな状況下に置かれた。こうした有り方は、第1に建設さえなれば、博物館の存在は達成できたとの考えを行政側に生み出した遠因になった可能性を否定できない。しかも、昭和48年11月30日公布の「公立博物館の設置及び運営に関する基準の取り扱いについて」の1項第1条関係の(1)は「この基準は、博物館法第八条の規定に公立博物館(以下「博物館」という。)の健全な発達を図るために博物館の設置及び運営上の望ましい基準として定めたものである。」として、一見博物館運営上の強力な支援のような体裁を示しているが、(2)では「この基準は、博物館法に定める登録要件に係る審査基準でも、補助金の交付基準でもない。」とどうたい、施設及び人的な規模の基準化と向上を目指しながら、館の運営にあるべき指針に取って触れていないという面映ゆい面があるのである。確かにその意図する所が各地方公共団体の抱える博物館の自主的運営への干渉の排除があったのかもしれないが、博物館法やその後の博物館関係法規の限界をいみじくも示した形となっている。

筆者は、運営に関わる形で全てを補助の対象に加えるべきだとは思わないが、自主的財源の弱い博物館では「企画展示」1本分の援

助資金や、複数館の連携に伴う企画展示にたいする補助等、管理運営に関わる部分よりも展示普及の分野での補助制度の確立は必要ではないかと考えている。これに近いことが「平成6年度全国博物館館長会議資料」と題して掲載され、⁴¹⁶「博物館・美術館関係施策の概要」の中で紹介されている。それは、1博物館に関する研究委嘱、2モデル事業開発、3博物館職員の研修事業と続き、4博物館振興に係る補助として(1)地方公共団体に対する補助①施設整備費補助、②社会教育施設活性化支援事業があり、8カ所の博物館に対して活性化支援事業を行っているのである。これは純粋なソフト事業であり、利用する館園には心強い存在となろう。一方、展示に関しては(3)の芸術文化振興基金による助成が特殊法人日本芸術文化振興会によって行われ、2館が展示企画の助成を受けている。子細に注意すれば、何らかの助成機関及び助成制度があることは理解できるが、ここで一様に共通するのは必ずしも一般的でも、充足的な内容でもないということである。さらに国は、道府県立博物館について地方財政措置を、市町村立博物館についても特別交付税の算定で財政措置をしているという。

従来博物館建設にあたっては、建設財源への国及び都道府県からの市町村立博物館に見られるような補助金制度は重要であるが、そのステップをより館運営への財源処置と認める方向を模索したいものである。そこで博物館行財政論の目指すべき方向性は、建設財源の確保はもとより、より運営への加重の推移あるいは過程の拡大にあるべきだと考えている。全国津々浦々まで浸透した博物館が、現在最も必要としているのは、運営に関わる潤沢な財源確保であることは衆目の一致するところであり、博物館行財政論の必要性はその一点に尽きよう。

倉田公裕氏は、公的な博物館を「利益追求機関でも公営企業でもない。それは生涯教育

の機関であり、一種の公共サービス機関である⁴¹⁷という前提の下に、学芸員はもとより館の運営者や行政側も「最小の経費で最大の効果」をいかにあげ得るかについて普段より努力していることは誰もが認めるところであろう。その姿勢がいつの時代も変わりが無いにも関わらず、バブル崩壊後の日本社会に浸透しつつある「行革」の一環としての博物館の企業努力の是非は、今日避けて通れない事実でもあるのである。それを前提として認めた上でも、倉田氏が言うように特に市町村立博物館について「概して小さな市町村では博物館を設立し、維持することは財政上、技術上、或いは人材上不可能なことが多く、しかも往々にして見られるモニュメントとして出発した博物館が単なる「豪華な物置」になりかねない現状を憂える⁴¹⁸。博物館とは物質的な側面(施設・設備・場所)と人的な側面が合致してこそ運営も当然のことながら成功するものであって、建設以後の行政・財政の無責任さを改めて指弾するまでもない。

その一面を熊野正也氏は、博物館行政の曖昧さにも原因があるとも指摘する。「実態は博物館でありながらその行政的な所管は実は様々で、日本における博物館行政は、いまだ一本化されているとはいいきれないのが、実情である。このことは、ある意味では博物館の自由な発展を許した側面もあるが、我が国の博物館の改善・改革が進まない一因ともなっている⁴¹⁹」とし、その結果としての財政的な裏付けの弱さが生じた可能性を暗示する。いずれにしても、大規模博物館と中小規模博物館とは行政・財政を含めた立脚土台が驚くほどに相違するものの、現在の博物館の置かれている現状には大差のない状況が窺える。

従来⁴²⁰の博物館運営は、行政側からも財政側からも、一方的な指示に基づく、受け身の状態にあった。しかし今日の行政は、博物館に対し財政的に見た能動的な運営を期待し、それに伴う財政的な支援を減らすとの方針が見

え隠れする。行政側と財政側からの、博物館側へのこの方向性のあり方が、今後大きく転換することはないと思われ、行政側・財政側からむしろこうした圧力が強まることはあっても、弱まることのない状況に日本社会が置かれていると見るべきであろう。それは根本的な公立博物館の基盤の変化をも指し示している。過去の経済動向における博物館と、バブル後の博物館とは、行政側・財政側からの意識の変化があったことを、博物館側も気づくべきかもしれない。このような前提に立った場合、博物館の運営とは従来⁴²¹の態様では成り立たないのであり、その防衛策としての博物館行財政論の是非が問われるのである。

博物館行財政論とは、一つの行政での財政的に一本であった館運営費の多角的な財政裏付けの確保であり、それは欧米でより広範に取り入れられているメセナやフィランソピーのような「資金源の複線化⁴²²」への方向転換を意味している。これらが行政・財政側も認知する方向にあるのは、館側への自助努力と並んで、従来⁴²³にない行政・財政側の行き詰まりの結果の表れでもであろう。この分野の先進国である欧州の博物館事情をまとめた平田誠氏は、日本の「公立の文化施設にあっては、税金を財源とし、また現行の財政制度の下では、総額の確保においては、さらにその用途等において、些か弾力性や柔軟性に欠け、ある程度の制約が伴うことは止むを得ないことである。美術館・博物館が、市域のシビル・ミニアムの文化施設となりつつある今日において、近い将来、運営を競い合う時代が到来すると想定される。運営に当たって、限られた財源に活動を合わせていくか、多様な活動に財源を合わせていくか、そのいずれかの選択によって、活動の自由やサービスの質・量等が左右され、ひいては施設の浮沈に影響を及ぼすことにもなりかねない。」⁴²⁴とし、今後の進むべき方向性を説いている。ただ、メセナやフィランソピーもバブル後は先細りにな

博物館行財政論

区 分	文化支出合計 (構成比)	公 的 部 門 (国・地方自治体等)	民間非営利部門 (個人・財団等)	民間営利部門 (企 業)
日 本	4,450 (100.0)	3,659 (82.2)	15 (0.3)	776 (17.5)
フランス	8,497 (100.0)	8,338 (98.1)	49 (0.6)	110 (1.3)
アメリカ	10,911 (100.0)	841 (7.7)	8,530 (78.2)	1,540 (14.1)

(単位：億円)

表 2 日・仏・米の文化支出比較（電通総研試算）

出展：平田誠 1991「欧州博物館調査報告」『博物館研究』26-5

っており、これを享受できる博物館が大都市圏を中心とした一部の博物館・美術館に限定され、大半の博物館がその対象外という現実を認識する必要もある。平田氏の提示した欧米と日本との博物館財政基盤における民間需要の差も、もはや国としての文化を内包した土台の相違という悲観論に行きついてしまいうそである（表2）。

今後博物館の行財政を念頭に置いた活動としては、単独館での展示を共同開催にすることや、費用のかからない市民参加型事業を増やすこと、歳入によらない寄附金の開設、複数の行政立公立博物館の建設のように、1地域1博物館からの方向転換等をはかる必要があるかもしれない。そうした場合、より柔軟な運営が可能な財団方式の博物館・美術館への転換が急速な勢いで進む可能性もある。現に、当館や美術館に対してそうした可能性が打診されてもいる。地域の小規模博物館が単独で財団化することは不可能なので、複数の公的機関との合体化が図られる可能性もある。しかし、日本の財団運営のほとんどが行政丸抱えの実態がある中で、財政的な負担が大きく軽減されることはないと考えられるが、収入の面で寄付行為や、企業援助等を柔軟にこなすことはできるはずである。

6. おわりに

棚橋源太郎氏は、昭和25年「博物館学綱要」の中で、博物館運営のアキレス筋が財政的基

盤の弱さにあることを既に指摘していた。即ち「博物館の最弱點は一般に経理問題にある。併しながらこの弱點は原則として最も容易く救治され得る。當局者は博物館に経費を支出することを吝むが、これは畢竟彼等が無知から来るのである。美術館のために名畫を買取る経費は、容易く可決されるに拘らず、普通の陳列品に対しては出し過ぎている。府県都市参事會が、博物館の價値と之れが維持の必要とを認めることは甚だ遅い。彼等はどうな物でも列らんでさへ居れば、それで博物館の目的は達せられるが故に、一旦開館すれば其の上何うする必要もない」とし、アメリカの運営例を引いて、今日の日本の博物館が抱える本質を見抜いていた。

アメリカの例を引くまでもなく、行政側の見る博物館の概念的な観念と存在性とは約50年前に棚橋が指摘した内容から一步も前進していない事実を、今全国に置かれている博物館の状況から垣間見ることが出来る。こうした有り方が一朝一夕の内に改善されるとの希望的な観測はないが、博物館側から行政への積極的な働きかけが無いがぎり現状の変化は覚束ず、また財政的な裏付けも確保できないであろう事は想像できる。

それでは博物館は運営に関わる行財政の有り方にどう対処すべきであろうかとの問いになるが、その一例として矢野牧夫氏の「公立博物館の管理運営」に学ぶところがある。氏は行政側の姿勢の問題よりも、博物館側の消

極的な運営活動にこそ問題の本質があるのではないかとして「博物館側が自らの立場で行政における博物館への行政需要を高めるための努力を怠っていたということであり、多くの博物館が「地域のなかでどう生きて行くべきか」という基本戦略を持つとしなかった点にある」とし、また博物館が「行政執行上、重要な機能を発揮できるセンターであることを」行政側に積極的に認識してもらうことの必要性を説く。その結果としての「行政効果」が財政的な裏付けとなって館運営に多大な影響を与えると説明する。同様の動きについて

は澤四郎氏の「存在感のある博物館」⁴²⁵と共通するものであり、即ち博物館における行財政論とは、地域でいかに密着した存在で常に情報発信したものであるかとの認識が、地域住民及び行政側に持たれているかによって、自ずと財政的な裏付けも確保できるとの一般的な見識に落ち着かざるをえない。

以上の点については、各博物館は当然であり、その点を実際に踏まえてきたとの認識を持つ館が多数にのぼるであろう。それでも尚且つそのことが基本であるとの姿勢を、今一度見つめる必要性を強調したい。

註

- 註1 ぎょうせい編 1995『全国博物館総覧』ぎょうせい、1996年増補を含む総数 及び日本博物館協会 1994「博物館の施設について」『博物館研究29』—8
- 註2 生涯教育についての答申(昭和52年6月)『博物館関係法令集』1981(社)日本博物館協会
- 註3 日本大辞典刊行会 1994「行政」・「財政」『日本国語大辞典3・4』 小学館
「行財政」という併合用語は自治法規等には見出されないが、新聞紙上では散見される用語である。
- 註4 平成5年～8年にかけての博物館等建設準備室が、バブル後遺症による地方財源の圧迫により、準備室の閉鎖及び解散、中長期計画からの博物館建設削除を盛り込むなど、行政的な施策の変換がまま見られた。
- 註5 博物館建設は行政的な成果として発表されるが、開館後は、行政的な施策—文化施設としての名目を保つが、一般的には財政部門との予算確保に走る面が強く、他の公共施設と一律の機関と見られている面もある。不景気時には、福祉施設に比べ、博物館側の発言立場は弱い。
- 註6 中村たかお 1978「博物館と行財政」『博物館概論』 学苑社
- 註7 TIMOTHY AMBROSE/CRISPIN PAINE

- 1995「博物館の基本」(財)日本博物館協会、松尾良知 1996「北米博物館の運営について」『博物館研究』31—2、第41回全国博物館大会報告 1993「シンポジウムわが国博物館の基盤を再検討する—人・財政・研学を視点に—」『博物館研究』28—11、諸岡博雄 1995「企業博物館—ミュージアム・マネジメント」東京堂出版 欧米に比べた日本の、特に公立博物館の運営については、十分な検討が行われてきたとはいえない。そのためか、バブル後の予算の柔軟な運用が足かせになっている部分はあろう。註20 平田 誠1991参照。
- 註8 加藤有次ほか 1975「昭和49年版博物館白書」(社)日本博物館協会及び加藤有次 1980「博物館の種類と分布」『博物館学講座3』 雄山閣
- 註9 相賀徹夫ほか 1977「景気変動」『万有百科大事典12』 小学館
- 註10 註8 加藤有次1980
- 註11 本文でも触れているが、バブルとは昭和62年前後の総量規制緩和を受けた未曾有の経済沸騰で、並行して地方自治体の税収も大幅に伸び、それは平成3年頃まで継続した。税収の落ち込みによる財政の変化は、世間の実情より数年ずれるといわれ、平成4年あたりから財政の締めつけが始まった。

博物館行財政論

- 註12 基本的には維持経費に関わる分野も聖域でないとの考えであろう。以前から委託した清掃等の請け負い業者に対しても、より一層の企業努力を求めることによって経費削減を図るか、撤退かの二者択一を迫っているほどである。
- 註13 展示は、少ない経費で出来る文化事業あるいは目玉との考えがあるようで、先の運営経費に比べ落としにくい経費といえる。つまり、行政側・財政側にとっても博物館の展示は文化事業の花形であり、一方の運営経費は目につきにくいので、落としやすい分野との考えがあるのかもしれない。
- 註14 板橋区立郷土資料館の来館者の動向を見ると、常設展示のみの展示入館者と企画・特別展示期間中の来館者数とでは50%増加するとの統計がある。
- 註15 斎藤温次郎 1996「博物館と収支」「ミュージアム・マネジメント—博物館運営方法と実践」東京堂出版
- 註16 事務局 1994「平成6年度全国博物館館長会議資料—博物館・美術館関係施策」「博物館研究」29—8
- 註17 倉田公裕 1979「地域（県立）博物館論」「博物館学」東京堂出版、1988「博物館の風景」六興出版
- 註18 註17 倉田公裕 1979
- 註19 熊野正也 1996「博物館行政」倉田公裕監修「博物館学事典」東京堂出版
- 註20 平田 誠 1991「欧州博物館調査報告」「博物館研究」26—5
- 註21 註20平田及び註15斎藤温次郎 引用文献
- 註22 首都圏の有名私立美術館・財団法人の美術館・博物館のような特定の博物館以外の地方中小規模博物館では、財団法人化したとしても、地方公共団体の財政支援には大きな変化を望めないのが実情であろう。
- 註23 棚橋源太郎 1950「博物館学綱要」理想社
- 註24 矢野牧夫 1992「公立博物館の管理運営」「博物館研究」27—8、澤 四郎 1987「地域環境と博物館」「博物館研究」22—9
- 註25 澤 四郎 1985「釧路市立博物館50年の歩みと新館建設」「國學院大學博物館學紀要」10及び註24澤 四郎 1987

参考文献

- 山崎淳子 1970「博物館と地域社会」「國學院大學博物館學紀要3」
- 「地方造 1975「大阪市立自然史博物館」「博物館研究」10—2・3
- 倉田公裕 1978「われかく考え、かく実現す—道近美の場合—」「博物館研究」13—2
- 伊藤寿朗 1978「博物館の概念—現代博物館の成立と矛盾構造」『博物館概論』学苑社
- 上野八重 1984「現代日本における博物館の役割—博物館活動に時事性・ニュース性を捕らえて」『博物館学雑誌』9-1・2 全日本博物館学会
- 野村東太ほか 1985「わが国博物館の運営・施設の基礎的現状分析」『博物館学雑誌』11-1 全日本博物館学会
- 椎名仙卓 1988「日本博物館発達史」雄山閣
- 加藤有次・椎名仙卓編 1990「博物館ハンドブック」雄山閣
- 倉田公裕 1991「博物館観衆考—見物衆から観衆へ—」『MUSEUM STUDY 3』
- 白井哲哉 1991「人文系専門研究分野における博物館論の動向」『MUSEUM STUDY 3』
- 平成4年度博物館指導者研究協議会・庶務部門 1993「シンポジウム新しい世紀をめざす博物館—期待される博物館像—」『博物館研究』28—9
- 日本博物館協会 1994「博物館の入館者数について」『博物館研究』29—6
- 青木 豊 1996「現代博物館再考」國學院大學博物館學紀要19
- 加藤有次 1996「博物館学総論」雄山閣
(板橋区立郷土資料館学芸員)

博物館のバリアフリー計画

Barrier Free Plan for Museums

山本 哲也
Tetsuya YAMAMOTO

1. はじめに
2. 「障害者」と「しょうがい者」
3. 博物館としょうがい者に関する研究
4. 博物館の実例
5. しょうがい者と現代社会

1. はじめに

国連決議により昭和56年(1981)が「国際障害者年」(International Year of Disabled Persons)とされ、その目標として「完全参加と平等」が掲げられた。総理府による周知度についての調査の結果、東京都民は90%が「国際障害者年」を知っていると答え、パリの66%、ロサンゼルス¹¹の33%を大きく上回ったと言う。この結果から見ても、この年を境に日本において「障害者」の認識が深まったことは間違いないと思われる。しかし、それから既に15年が経過し、「国連障害者の十年」を始めとする各種施策がさらに試みられているものの、果たして「国際障害者年」以降の施策に関して一般に認識されているかという点、あまりそうとは感じられないのは必ずしも筆者一人ではないと思う。さらに、法においても認められている「障害者の日」が何月何日であるかという認識についても危ういものではないかと考える¹²。

そんな中、平成6年、総理府編集により初めて「障害者白書」が刊行され、日本におけるしょうがい者(以後、「障害者」を「しょうがい者」と記す。その理由については、次章

6. しょうがいの把握
7. 博物館としょうがい者
8. ADAにみるバリアフリーの可能性
9. おわりに

で述べる)の実態が一つの形として明確にされた。さらに、平成7年版においては、その副題が「バリアフリー社会をめざして」とされ、指針を与えるべくまとめられている。その中でももちろん述べられているが、しょうがい者とその福祉¹³を考える上で根幹となる理念として、「ノーマライゼーション」及び「バリアフリー」がある。後でも述べるが、前者はしょうがい者福祉の最も重要な理念と捉えられているもので、後者はしょうがい者にとっての障壁(バリア)の除去を目指す意味の言葉である。現在、このノーマライゼーションの理念の下に日本のしょうがい者福祉も推進されている。

さらに、高齢化社会から高齢社会へ移行したと言われる現在は、間違いなく迎える超高齢社会の準備段階でもあり、その上しょうがい者のうち65歳以上であるところの所謂高齢者は全体の48.8%と、約半分という極めて高い割合を示し¹⁴、そのためしょうがい者対策は高齢者問題と共に併せて考え、福祉面の強化が望まれるところである。

さて、現代において博物館は生涯学習機関のセンター的機能を求められており、そのた

めになされるべき施策は様々である。

博物館を構成する「もの」、「ひと」、「ば」の3つの要素の内、「ひと」、即ち博物館に関わる人は、内なる立場（館員）と利用する立場があり、その後者である入館者にとっていかに開放された博物館であり、そのためには何が重要であるかと考えた場合、その一つとして全ての人に優しい博物館であることが望まれる。つまり、多層構造であっても急傾斜の階段しか設置されていないような博物館は、再び足を運ぼうという気がなかなか起きなくなるのは当然と思うし、様々な面で見学するのに疲労・苦痛を伴うことがある。そのような障壁を最も受けやすいのが所謂しょうがい者と呼ばれる人々なのである。

しょうがい者は、そのしょうがいを決して望んで受け入れているのではなく、「機能障害」(impairment)により「能力低下」(disability)を受け入れざるを得なくなり、その結果「社会的不利」(handicap)を被ることとなっているに過ぎない¹⁶。ハンディキャップは、実際はしょうがい者に原因があるのではなく、現代社会の構造そのものにあると言って良い。まさに「障害者に迷惑な社会」¹⁷となっているのである。その意味では、博物館もまだしょうがい者を閉ざした場合が多いように思われる。望月彰の「博物館の生命は、人間の本质ともいうべき好奇心や知的欲求であろう。現代社会は、これを基本的人権として保証すべき段階にあるといえる」というその意味は、もちろんしょうがい者の人権をも含めて捉えられるべきなのである。

現在の博物館におけるしょうがい者への対応も、それなりの配慮のもとに行われてはいるが、これまでそれについて論じてきたものは、後に詳述するが多くは視覚障害者を対象としたり車椅子への対応など、しょうがいの別に行われてきた視が強い。それはもちろん間違いではない。しかし、しょうがい者にとっての障壁は、それらの物理的障壁、文化・

情報面の障壁などと共に意識上の障壁という大きな障壁もあり、それらの障壁別に述べる必要もあると考える。

また、確かに博物館を含む社会教育施設と呼ばれる施設の対策は、しょうがい者用の設備を整えるなど、他に比べて進んでいる視があるようにも見える。しかし、さまざまなしょうがい者対策が本当に正しい方法なのか疑問に感じるのもあって、上辺だけのしょうがい者対策になっていないかという懸念が生じるのである。

つまり、バリアフリーの整備が進められているようであって、今だにバリアフリーの目的は達成されたとは言い難いものと考えられるのである。

それはなぜなのだろうか。

一つの考え方として、建物を作る側は一応の対策は立てているとして、その具体的内容までは深く踏み込まないため表面的なものに留まり、しょうがい者側には、現代社会においては何らかの整備がなされているだけでも良い方だという心理的側面から、それ以上の要求ができないということが考えられる。それと共に、果たして博物館がしょうがい者にとって物理的にも精神的にも行き易い場として認識されているかという不安がある。

また、しょうがい者が存在するからその対策を立てるという考え方が支配的とも思われ、その対応も目に見えてしょうがい者を前面に押し出すような対策になっている場合がある。残念ながら、「しょうがい者に優しいということは全ての人にとって優れたものである」という考え方は、そこには成立していないのである。

本稿は、このような博物館のしょうがい者への対応という点に視点を向け、現代の福祉社会の中で博物館がどうあるべきかを考える方策として、現在実施されている内容及び提言の可否や今後の可能性を探るものである。

2. 「障害者」と「しょうがい者」

既に記してきたように、本稿では「障害者」という表記を極力避けて「しょうがい者」という表記方法を採用し、以後もそのように記していく。また、「障害」も「しょうがい」と記す。その理由についてまず述べておきたい。

「障害者」という言葉またはその表記については、様々な代替案の模索がなされてきている。まず、神奈川県では「障害者」という表記方法を採用することが提言されている。つまり、「害」には「公害」に代表されるように悪いイメージがつきまとうため、韓国で使われている「障害者」に変えることによって、一般へのイメージを変えていこうとするものである。また、「ハンディキャップを持つ人」という言い方もある。これは「障害」という言葉を使わないという意味では受け入れやすい。しかし、助詞を伴う言葉であり、一時的な使用は別として、ハンディキャップ別などの一般的な使用にはなかなかなじまないと考える。「しょうがい者対策」は「ハンディキャップを持つ人の対策」、「視覚しょうがい者」は「視覚にハンディキャップを持つ人」と、これでは回りくどくならざるを得ない。時には使うとしても、これを総称としての「障害者」の代替案とするには難しいと考える。

さらには、「啓発者」「開知者」などといった意見もあるようだが、必ずしも多数の意見ではなく、名称変更するには極めて難しい状況にある言葉と言わざるを得ない。

残念ながら、「障害」以外の言葉を使って、総称としての「障害者」にとって変わる明快な言葉が見つからず、または変更が難しいというのが現状のようである。その中で「障害者」を「しょうがい者」と記すことを提唱したのは河東田博である。即ち、「しょうがい」という言葉を使用したのは、「「差し障りがあって、害がある」という意味を持つ「障害」という表記をさげようと努力した結果である」とする。しかし、それを受けた白石真澄は、

その考え方に呼応することを当初考えたものの、混乱を来す恐れがあることから「障害者」表記を採用せざるを得ないとしている。

ところで、「障害」というのは何を意味するのだろうか。

各種辞典にて調べると、必ずと言っていい程、説明の一つに「じゃま」と出てくる。それでは「障害者」は「じゃま者」となるのか。もちろんそうでないことはわかるが、「障害」に少なくとも良い意味の説明を見つけ出すことは困難である。やや古いアンケート調査ではあるが、それを示す結果がある。この中で「障害」の捉え方を挙げると、

不自由、不便、不都合、不安定、不可能、不幸、苦勞、困難、支障、まひ、ハンディ、欠陥、欠点、劣等、異常、異和感、制約、保護、介護、隔離、疎外、強制、略奪、損、マイナス、妨げ、じゃま、ままならない、役に立たない、できない、弱い立場、気の毒、かわいそう、淋しい、悲しい、暗い、頼りない、閉じ込める、偏り、意固地、自己中心、偏屈、変わり者…

というマイナスイメージが殆どで、プラスイメージについては、

根性、挑戦、ねばり強い、意志強固、辛抱強い、精神力、真剣、真面目、一生懸命、努力、个性的、感受性、人生の裏がわかる、優しい、心が澄んでいる

これで全てであったという。

このいずれからも、「障害者」に代わる言葉を探ることはなかなか難しいのではないだろうか。敢えて言うならば、初めに挙げた「不自由」は、しょうがいの一つとして捉えられる「肢体不自由」に一般的に使用され、それを受けて視覚不自由・聴覚不自由などと使用されることがある。つまり、目が不自由な人、耳が不自由な人という言い方につながるものである。したがって、肢体不自由者・視覚不自由者・聴覚不自由者などと表記していくこ

とも考えられようか。しかし、これを以て「障害者」の替わりとして総称的に「不自由者」とするの何かすっきりしない。

また、色覚異常・色盲などと呼ばれる立場について、その誤解による差別の撤廃を説く高柳泰世は、その呼称の変更を唱える。それは、「学問の世界の呼称ではなく、社会の場での新しい呼び名」を探索するものであり、それは意識上の変革を願うものに他ならない。そして、最初は「色覚偏位」を考え、その後「色覚特異性」あるいは「色覚特性」という呼称を挙げている。この「特異性」や「特性」という言葉も候補として挙げられようが、「特異者」、「特性者」というのもやはりすっきりしない。

そもそもほとんどの場合において「障害者」と呼称され、表記されてきた歴史（正確な初源は未調査）そのものが、他の言葉に適格さを見出せない現象を引き起こしている原因と思われ、法律の名称そのものに使用されているということにも象徴されている。「しょうがいしゃ」という言葉の変更は、極めて難しい問題と言わざるを得ない。

このようなことから、「障害者」から「しょうがい者」への転換ならば有効なのではないかと考えるのである。

確かに、「障害者」を「しょうがい者」、「障害者」という表記方法に変えたところで、「しょうがいしゃ」という読み（音）であることは変わらず、本稿で使用する「しょうがい者」が一般的な「障害者」を指すことは明らかである。もちろん「傷害者」でも「涉外者」でも、さらには「生涯者」でもない。そして、本稿でも対象とする視覚しょうがい者（特に全盲または重度の弱視者）には何ら意味をなさない可能性がある。しかし、それに変わる相応しい言葉が見つからない現状では、少なくとも「差し障りがあって、害がある」という文字（漢字）の使用のみでも排除すべきではないかと筆者も考える。そのため、現状で

は最も賛同できる意見であり、筆者自身は少しでもその意識を持ち、変革していく必要性を考えることから、白石のように「障害者」表記も止む無しとはせず、意識変革の意味で「しょうがい者」表記にこだわってみたい。

なお、以上の通り本稿では「障害者」と記せず「しょうがい者」と表記することを明記するものであるが、法律名称や文献名、さらにその法律の条文や文献からの引用という、どうしても「障害者」と記さなければならない場合がある。したがって、その場合においてのみは、「しょうがい者」ではなく「障害者」を使用していくものとする。

3. 博物館としょうがい者に関する研究

本章では、日本の博物館界においてしょうがい者に対してどのような方策がなされ、また実際にどのように認識されているのかを窺い知るために、既往の論文、研究ノート、博物館紹介や関連するシンポジウム等の成果など、その状況を凡そ時系列に沿って見てみることにする。

まず時系列による史的解釈、即ち研究史を概観するのは、一般になされる歴史の研究が示すように、現代、さらには未来を窺い知るのに最も有効な手段の一つと考えられるからである。

さて、日本の博物館界におけるしょうがい者への対応についての記述は、具体的な方策としてではないが、戦前にもわずかに認めることができる。昭和13年(1938)発行の「博物館研究」第11巻第2号に「海外事情 ◇植物園の教育行事」としてニューヨークのブルックリン植物園を紹介し、その中に「盲人への特別講座 一週間前の申込を要す。」という記述がある。筆者の管見の限りでは、これが最初の記述事例と思われる。具体的内容などは全く不明であるが、盲人、つまり視覚しょうがい者への対応が海外においてなされていることを紹介している。しかし、これをもって

日本においても何らかの方策への方向を促すものとはなり得ていないと言わざるを得ないのは、後の博物館界の状況を見ても明らかである。

またその他でも、説明札について、「老婦人にも子供にも読み易いものでなくてはならぬ」という記述¹¹⁵や、学校教育との連絡の中で、「実地に手に触れて研究しています」という記述¹¹⁶があり、本稿との関連しそうなものも見られない訳ではないが、やはりしょうがい者への対応という視点によるものは見当たらない。

そして、戦後も長きに亘って、しょうがい者への対応を述べたものは見られなくなる。やがて見られるようになるのは、昭和36年(1961)の「国立博物館ニュース」第166号所収の岩崎友吉による提言が最初のものと思われる¹¹⁷。

その中では「身体の不自由な人」(文章内の意味としては肢体不自由者を表す)への対応として、「車つきの椅子」の用意を提案している。「車椅子」という言葉すら普及していないことが読み取れるものであり、当時の日本のしょうがい者福祉の状況も見えてしまうような観がある。

以上のような経過を踏まえて研究も徐々に進展していくこととなる訳であるが、総合的な見地からの成果としてまず評価されるべきであるのは、昭和39年に発行された「博物館研究」第37巻第5号が最初のもので筆者は考える。

そこでは「学校教育と博物館(3)」という特集が生まれ、その中で養護学校教育・盲学校教育と博物館の関係が論じられている¹¹⁸。

最も評価すべき点は、養護学校・盲学校のそれぞれの教員の意見を取り入れていることにある。それは、自らがしょうがい者でなかったり、また、教育上・生活上やその他の場面においてしょうがい者の意見に耳を傾けられる立場になれば、所謂健常者からのお仕着せに陥る恐れを考えなければならないから

であり、教育現場にいる者の見解は重要視されてしかるべきと考えるからである。

養護教育との関連については1編のみであるが、今なお知的しょうがい者¹¹⁹への対応が明確に論じられるものが少ない現状では、極めて貴重な1編と言えよう。西条正晴が論じており、知的しょうがい者にとって「博物館の役割はその利用の仕方如何ですべてを決定する」と述べる。つまり、それまで一般的であった遠足コースの一コマまたは学習の気分転換という意味の見学から、「しっかりした単元活動の導入」として、また、「まとめとして力づくよくとりあげられるようになる」と予想している。さらに、手に触れ、操作でき、体感できるものを要望し、それは“百聞は一見にしかず、百見は一試にしかず”の言葉により強調している。

盲学校と博物館の関係は3編にわたり、学校側から2編が寄せられている。谷合侑は、「私たちは、博物館の多くの宝物をできれば一つ残らず、盲生徒に触れさせてやりたいと願う。」と言う。この言葉こそ、視覚しょうがい者の本音であると言えるだろう。また、林良重は理科教育の立場から、聴覚・触覚と共に嗅覚による展示の必要性を論じている。博物館側からのものは、小森厚による東京都恩賜上野動物園(以下、上野動物園)での「盲人のためのコース」案を取り上げたものである。

なお、上野動物園の活動は、その後昭和40年8月10日に初の試みがなされ、日本における博物館の視覚しょうがい者への対応の先駆的役割を持っていたということが改めて認識される。

次に、昭和50年(1975)10月27日から3日間に亘って開催された第23回博物館大会での分科会についても、注目すべき重要な内容として取り上げるべきである。

その第2分科会では「これからの博物館施設とサービス」とくに身障者に対する配慮に

ついて一」と題して討議がなされており、全国レベルの話し合いが初めて持たれたという意味もあり、博物館におけるしょうがい者対策についての研究史を整理する上では極めて重要であろう。しかし、上述の『博物館研究』第37巻第5号もそうであるが、それらの内容についてその後の研究の中でほとんど触れられないのは残念に思うところである。それは日本においてしょうがい者に対する関心がやはり国際しょうがい者年からであることを物語る一つになってしまうのかもしれない。国際しょうがい者年が一つの契機となり、それ以前の内容は、その後埋没してしまった観を免れないのである。博物館のしょうがい者対策は、博物館における諸問題の中では軽視されがちであったということなのだろうか。

さて、分科会は次の通りのメンバーにより行われた（所属はいずれも当時）。

- 座長 千地万造(大阪市立自然史博物館)
 講演 「博物館施設のあり方」
 倉田公裕(新北海道立美術館準備室)
 パネルディスカッション
 遠藤悟朗(東京都恩賜上野動物園)
 佐野正一(安井建築設計事務所)
 池田秀夫(群馬県立盲学校)
 青柳昌弘(東京教育大学)

博物館関係者・建築関係者・学校関係者によるものであり、様々な立場から考えることができるという点においてからも重要と考える。

内容はまず施設について、しょうがい者の意見を取り入れるべきことと、博物館側からの注文の必要性が挙げられている。また、視覚しょうがい者の美術鑑賞について、弱視者を含めて触察展示などの方策がなされるべきことが話し合われている⁴¹²¹。

この第23回博物館大会前後から国際しょうがい者年を迎えるまでは、研究史の上でそれ程大きな動きを見出すことはできないが、何の関心も寄せられなかった訳ではない。

大会前年の昭和49年、東京国立博物館において行われた「モナリザ展」での身体しょうがい者の切り捨て行為を厳しく非難する怒りの弁がある⁴¹²²。車椅子の設置されていたことは認めつつ、それが形式的行政的配慮でしかないことを訴えている。

博物館大会と同年のその初めには、ICOMニュース(26-3)のウィリアム・ロウランドの⁴¹²³記事が『博物館研究』Vol.10 No.1に翻訳され、南阿連邦国立美術館の⁴¹²⁴タッチ・ギャラリー(1971年設置)について紹介された。さらに、それに付して海外における視覚しょうがい者のための博物館活動事例(触る展示、点字刊行物)が8例挙げられている。また、昭和52年には、ロンドンのテート・ギャラリーにおいて実施された「盲人のための彫刻展」⁴¹²⁵見学の感想が山脇一夫により述べられている。

そして、この時期の博物館学上の大きな成果として、昭和53～56年にかけて刊行された『博物館学講座』(全10巻)があるが、その中においてはしょうがい者に対応する方策・内容に関する大項目は特には設けられていないものの、若干触れた内容を3件見出すことができる⁴¹²⁷。車椅子や触れる展示、手話通訳など、様々なしょうがい者に対応できるような内容には読み取れるが、いずれも10行に満たない短文に留まるため、具体的な検討には及んでいない。

昭和54年の岩崎友吉の文章は、短文ながら、対象を肢体不自由者(車椅子使用者)、視覚しょうがい者、そして聴覚しょうがい者をも視野に入れたもので、さまざまな視点の可能性を指摘するものである⁴¹²⁷。

同年、長谷川栄は、ポンピドー国立芸術センターの「子供のアトリエ」にて開催した特別展「手で見る展覧会」を日本に招聘し、西武美術館(東京・現セゾン美術館)において開催したその内容について述べている。その後も著書の中では必ずそれを取り上げ、しょうがい者を対象とする展示のあり方を考えて

いる。その内容は、所謂五感にうったえるものにまで及ぶものである。

昭和55年には村上義彦が歴史展示を論ずる中で視覚しょうがい者への対応、特に立体コピーというものの存在を指摘し、その可能性の広がりを期待している。その後、村上は施設設備についてと視覚しょうがい者への触察展示のシステム化を提唱している。

さて、いよいよ昭和56年(1981)の国際しょうがい者年を迎え、博物館においてもしょうがい者に対する施策が積極的に試みられるようになる。その一つの成果として評価されるのが、「博物館研究」Vol.16 No.7の特集と考えて良いであろう。

なお、この特集に至る前の昭和53年度に、日本博物館協会が日本自動車振興会の社会教育施設整備補助事業を受け、視覚しょうがい者用複製資料の製作を実施していることを付記しておかなければならない。岐阜県博物館・名古屋市博物館にその製作資料が納入・活用され、以下の「博物館研究」での事例紹介へと連なっていく訳である。

「博物館研究」Vol.16 No.7では、まず元群馬県立盲学校長である池田秀夫が「国際障害者年にあたって」と題して特集の序論的立場で述べる。「障害者対策の基本は、障害の実態と心理的実態の徹底的把握にある」という論点は、尊重すべき言葉と理解される。しかし、その後「身障者が単独で見学することは無理であり、非効果的であるとみるべきである」と発言しているのは、今では差別的発想と言わざるを得ず、ノーマライゼーションの理念は皆無である。また、「入館者自体とその指導者の事前準備、館側の受入配慮、この詳細綿密な相互協力によってのみ目的を達成し得る」との考え方は、就学しょうがい児のみを対象とした発想でしかなく、「相互協力によってのみ」というのは、しょうがい者への対応の無限の可能性を否定するものに他ならない。短文でありながら、長短両所を備えた一文であ

る。

次に、3つの施設について実践例が挙げられている。3つの施設とは、「視覚障害者コーナー」を設置した岐阜県博物館、新製品として世に出た小型テープデッキ「ウォークマン」をいち早く導入し、録音テープ制作により動物園における視覚しょうがい者への対応を考える栗林公園動物園(香川県)、作曲家であり盲人(視覚しょうがい者)である宮城道雄を顕彰し、従前からのしょうがい者への配慮と共に、国際しょうがい者年を契機とする企画の実践例を挙げる宮城道雄記念館である。

また、この「博物館研究」Vol.16 No.7に連動するように、「博物館研究」誌上にはその後も実践例が次々と紹介されている。即ち、名古屋市博物館、和歌山県立自然博物館、埼玉県立自然史博物館である。

そして、名古屋市博物館の「触れてみる学習室」については、「博物館研究」以外にも積極的に活動の事例紹介がなされている。

この一連の「博物館研究」誌上の事例紹介の特徴は、全て視覚しょうがい者を対象とするということである。宮城道雄記念館のみ車椅子への対応も一部触れてはいるが、主旨としては視覚しょうがい者への対応である。限定的内容であり、多角的視点の欠如は免れないと言えよう。

そしてこの国際しょうがい者年である1981年は、Unesco発行の「MUSEUM」Vol.33 No.3においても“Museums and disabled persons”(博物館としょうがい者)という特集が組まれている。国際しょうがい者年という世界的な規模で、博物館においてしょうがい者に対する認識を深める努力がなされていることがわかる。その中では世界各地の博物館のしょうがい者対策の状況が紹介され、日本については鶴田総一郎が担当し、車椅子への対応などについて、国立民族学博物館などの事例が挙げられている。

さらに、「博物館研究」特集号前号のVol.16

No.6では、山岡俊明が学校教育と博物館の関係を論ずる中で、実際に肢体不自由児やその父母などの団体を受入れた経験を基に、しょうがい者への対応の必要性を述べている。¹³⁶

この後、国際しょうがい者年を契機とする一連の「博物館研究」以降、しょうがい者への対応を記述するものは徐々に減少傾向を辿る。

新井重三らは、正面入口の構造を考える際の「身障者」への配慮、つまりスロープの側方への設置の必要性を述べている。¹³⁷しかし、その内容はしょうがい者が一個人の見学者としてではなく、特別視されるべき存在のような視が、この時代には根強く残っていることを物語る好例になってしまっているように、筆者には思える。

久末進一は、視覚しょうがい者の団体見学会という場への対応を博物館実習生と共に考え、展示台・資料・点字板・録音テープなどのそれぞれの方策について論じる。神山博之は教師の立場から精神しょうがい児の博物館学習を考え、実践例によるその目的の達成感から、今後の対応（要望）を述べる。¹³⁸

また、この頃しょうがい者への対応に関する海外の文献（研究事例）が紹介されている。まず昭和61年(1986)、丹青総合研究所編集の「博物館・情報検索事典」で海外の文献の項に「心身障害者対応」も含められ、58件に上る文献が挙げられている。¹³⁹さらに同研究所編集の「ミュージアム・データ」No.2でも、海外11件と共に国内について上述の「博物館研究」Vol.16 No.7～Vol.18 No.7の一連の文献紹介がなされている。この動きもしょうがい者対策への意識の表れとすることができるのかもしれない。¹⁴⁰

中山邦紀により海外の研究結果が翻訳紹介された中にも見られ、海外事情の一端を容易に情報入手できるものの一つとして評価できる。その中に「心身に障害のある観覧者」の項が設けられており、「身体障害者(肢体不自

由)、視覚障害者と弱視者、聴覚障害者、精神障害者」(括弧内筆者註)に分けてそれぞれへの配慮の在り方を述べている。

昭和における研究動向は以上の通りで、この後、平成に変わってから数年は極端に見られなくなり、管見の限りにおいて、平成2・3年の博物館におけるしょうがい者対策を述べる文献は見出すことができず、国際しょうがい者年以降、研究の上ではこの問題への関心が明らかに薄くなっている傾向が見られることとなる。

平成4年を迎えるまでは、平成元年に刊行されたものとして、兵庫県立近代美術館にて開催の「フォーム・イン・アート」の報告書や、大分県立芸術会館にて開催の「手で見る美術展 ART FOR TOUCHING」図録などがわずかに挙げられるのみである。

しかし、平成4年以降、特に平成5・6年は、関連誌上において特集が組まれたり、それに関するシンポジウムも開催されるといった、急速な展開が見られる。

まず、平成5年(1993)、「DOME」Vol.8において「心身障害者とミュージアム」という特集が組まれている。¹⁴¹

内容は、まずギャラリー・TOMの活動が館長である村山治江へのインタビューにより語られている。次に、千葉県立盲学校教諭である西村陽平、ひのでユートピア・サンホーム、国立療養所久里浜病院での現代美術展「クリハマ・マインド」の3つの活動に関する内容があり、インタビュー形式によるものであるが、博物館活動と言うよりも、しょうがい者の芸術活動と展示への関わりである。また、名古屋市美術館・三重県立美術館、兵庫県立近代美術館での視覚しょうがい者対応についてそれぞれの意義が述べられている。

「美術館教育研究」においては、平成5年にVol.4 No.2において「博物館・美術館と障害者」という小特集が、次の平成6年にVol.5 No.2において「ギャラリー・TOMのワークショッ

ブ」という特集が組まれている。⁴⁴⁷

最初の小特集では、まず一般旅行者発案による美術鑑賞ツアー「手で見る世界の芸術」に関しての報告を主とし、その他イギリス・レスター大学視覚しょうがい者センターによる“Finding Form”、アメリカ・メトロポリタン美術館の事例などを含め、全体として海外事例によるしょうがい者への対応についての研究成果となっている。

次の特集は、タイトル通り、ギャラリー・TOMが実施したワークショップの内容を主題とする。平成5年8月に山形県庄内地方で、同9月に福岡県田主丸町で行われ、それぞれについて論じられると共に、視覚しょうがい者自身の参加日記なども含められ、その成果が特集として組まれている。また、特集とは別に、兵庫県立近代美術館での実践に基づく今後の指針や、イギリスにおけるしょうがい者のためのガイドラインについての内容が加えられている。

そして、博物館におけるしょうがい者対策についての最近の論考として、総論的にまとめられた駒見和夫による2編に亘る一連の論文がある。⁴⁴⁸便宜上、前論文と後論文に分けると、前論文においては身体しょうがい者、即ち肢体不自由者・視覚しょうがい者・聴覚しょうがい者を対象とするものであり、後論文においては発達しょうがい者、つまり今でも「精神薄弱者」と呼ばれることのある知的しょうがい者を対象とし、一部身体しょうがい者対策の流れについても触れるものである。極めて示唆に富む内容となっているが、前論文のようにしょうがいの別で述べることは、さらに対応を画一化する傾向が窺えてしまい、その限界を見出さざるを得ず、しょうがいの内容がさまざまであるしょうがい者の心理的側面に迫るものとはなり得ていない観があるように思われる。しかし、後論文は知的しょうがい者への対応を考えるという点において、その積極性及び内容は評価されるべきである

う。いずれにしても、これ程しょうがい者への対応を重点的に述べたものはなく、極めて重要な研究成果と言える。

平成4～7年には、各種シンポジウムにおいてしょうがい者対策が一課題として盛り込まれたり、話題として上ようになる。

平成4年5月8・9日、「街から美術館へ美術館から街へ」と題するシンポジウムが開催され、ハノーバー（ドイツ）・シュブレンゲル美術館のウド・リーベルトがその報告で、触る彫刻の展示について、盲人にとって非常に有効であることを述べている。⁴⁴⁹

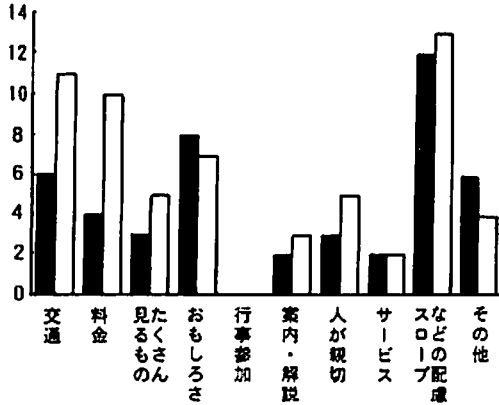
同年6月28～30日、「美術館教育普及国際シンポジウム」が行われた中でも、オックスフォード近代美術館館長のデビッド・エリオットがしょうがい者と健常者の統合したプログラムの必要性を説いたり、山脇一夫が名古屋市博物館、柳川文秀が横浜美術館の実践例を述べている。柳川は養護学校の利用を挙げ、教員の熱心な協力の下、試行錯誤を繰り返しながら活動していることを伝えている。⁴⁵⁰

平成6年8月4日には、全国美術館会議の第10回学芸員研修会が、「障害者と美術館」と題して開催されている。⁴⁵¹事例報告として兵庫県立近代美術館、名古屋市美術館、三重県立美術館があり、それに基づきシンポジウムが行われている。筆者自身は参加する機会が得られなかったため具体的内容は定かではないが、事例そのものがこれまで既にもいろいろな形で紹介されてきたものであることから、その内容に新たな視点が加えられているかどうか期待できるものではない。

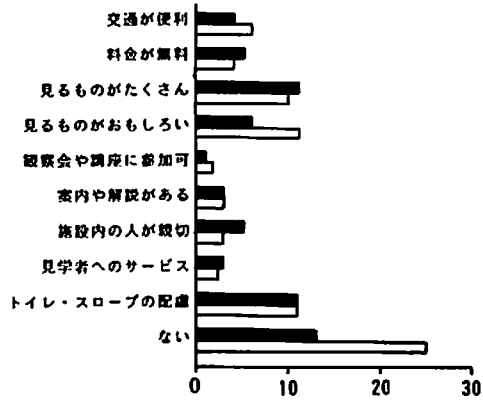
そして平成7年11月23日に、東海地区を中心に活動がなされているアミューズ・ヴィジョン研究会により「開かれた美術館をめざして」と題した公開シンポジウムが開催されている。その中で、名古屋市美術館の視覚しょうがい者を対象に据えた企画展の実践例について、その中心的役割を担っている当該館学芸員の角田美奈子が報告し、一つの方向性を

博物館のバリアフリー計画

Q3. 見学施設の選定で、どんな点を重視しますか？（複数回答可）



Q4. 今まで行ったことのある施設で良かった所はありますか？



第1図 アンケート結果に見る施設の重視点と評価（大西 1994 より）

打ち出している。特に、その図録の作成理念はよく理解し得るものである。^{41.52}

アンケートを実施することによって、しょうがい者対応設備の状況やしょうがい者のニーズを知る方法もある。平成6・7年の2つのアンケート及びそれに基づく論考は参考になる。

平成6年には、千葉県立中央博物館解説員の大西方知子が千葉市内所在の福祉施設へのアンケートを試み、その結果から導き出される今後の対応に関する方策の検討がなされている。^{41.53} その中の、見学施設の選定における重視点と施設で良かった所の回答は参考となる（第1図）。いずれもトイレ・スロープなどの配慮という、ハード面の整備を特に挙げている。様々な対応の方法がある中で、ハード面整備の重要性が再認識させられる。^{41.54}

その後、当該館の関係者が、車椅子に乗りたり目を覆って展示室を巡回する疑似体験を行ったり、様々な研修を行っていると言う。このような地道な活動が本当のしょうがい者への対応を整備させていくことに繋がると思われ、評価すべき事例であろう。しかし、施設面で当該館はほぼ整っていると考えている点についてはのみは、認識不足であると指摘

しなければならないのが残念である。設置していることと、設置内容の可否は異なることを考えるべきである。

平成7年には、栢植千夏が視覚しょうがい者への対応を考える前提として、国内70の盲学校の教員にアンケートを試みた上で、対応のあるべき姿の模索がなされている（回答は61校、回答率87.1%）。結局は触察展示の必要性を説くに留まるものであり、その展示の理想像までは必ずしも言及し切れていない。^{41.55} しかし、アンケートに含まれる要望に関する内容は、極めて参考にすべき意見が盛り込まれており、第1表として転載した。

また、この他に平成5年に「ミュージアム・データ」のアンケートが実施され、しょうがい者への対応がどのような状況にあるか、グラフで提示されている。^{41.56} このアンケートの内容については、次章以下で検討してみることとする。

これらの他に見られる近年の文献としては、前述した村上義彦や長谷川栄の他に、天理参考館における視覚しょうがい者への展示の実践例や、^{41.57} 博物館と社会教育の関連の中で前述の神山博之の事例を挙げつつ述べる広瀬鎮、自らを視力的弱者と呼び、弱視者用単眼鏡と

博物館のバリアフリー計画

展示法に関すること	
触れてみることに關して	
触れるもの/コーナーを増やしてほしい。	81
(その内、模倣・レプリカでもいからという意見)	12
実物に触れない場合はレプリカの用意をしてほしい。	7
気を使わずに/自由に触れるものがほしい。	10
触るだけでなく、体験もできるとよい。(衣服を着る等)	9
手の届きやすい所に展示して欲しい。	3
大きさにも配慮してほしい。	2
視覚者対応に關して	
五感に訴える展示や視力を補う工夫がほしい。	5
もっと、近づいて見たい。/ガラスを外してほしい。	8
拡大資料を準備してほしい。	4
黒色より青色の方がよい。	1
その他	
音声化できるものはしてほしい。(モニターなど)	9
働きかけに反応する展示がほしい。	1
解説に關すること	
解説テープがほしい。	25
点字の解説がほしい。	23
解説員がほしい。	9
視覚障害者に分かる解説の研究をしてほしい。	7
拡大文字の解説がほしい。	3
パンフレットを充実させてほしい。(点字/学年別等)	4
展示の内容に關すること	
実際に触ることのできない物の模倣がほしい。(星、山等)	2
手で触れるための美術作品を作ってほしい。	2
各館の独自性のある展示をしてほしい。	2
もっと身近な物も展示してほしい。	1
歴史が分かるような実物を展示してほしい。	1
視覚障害者でも、絵画を見たい。(解説を聞きたい。)	1
その他(動物の標本、楽器、おもちゃ)	2

設備に關すること	
照明を明るくしてほしい。(含:弱視者用ライト)	14
自由に歩ける設備がほしい。(点字ブロック・案内板等)	7
使いやすい施設にしてほしい。(レストラン・トイレ等)	4
見学順路を分かりやすくしてほしい。	1

広報に關すること	
「手で見る」企画展などより広く知らせてほしい。	3
全国的な情報ほしい。	2
マスコミへのアピールをしてほしい。	1
聴覚者の意識改革へのPRをしてほしい。	1

博物館全体に關すること	
参加しやすい企画をしてほしい。(曜日、送迎、安価、等)	9
どの博物館にも「手で見る」展示があるといい。	7
近くに「手で見る」展示のある博物館があるといい。	7
移動展を全国でやってほしい。	4
学校との協力体制を作ってほしい。	4
視覚障害者の意見を広く聞いてほしい。	2
視覚障害者だけ特別扱いしないでほしい。	2
教育機関や行政機関への働きかけをしてほしい。	1
学芸員・館員の配慮・研究がほしい。	2
見学の許可の仕方を簡単にしてほしい。	1
資料に触る時の規則を作るなど体制を整えてほしい。	2

博物館以外への要望	
聴覚者に意識改革をしてほしい。	4
国や県が視覚障害者対応のための補助金を出してほしい。	2

特になし	
無記入	57

*資料を手にとって触ってみることは、視覚障害者だけでなく、聴覚者にとっても、良いことだという意見も5件見られた。

第1表 アンケート結果に見る博物館への要望 (栢植 1995 より)

適切な休憩所の用意の必要性を説く黒田日出男、しょうがい者の立場(車椅子使用)から博物館個々の施設の状況を評価する藤井綾子、コラム的にしょうがい者への対応の必要性を述べる須藤隆などがいる。

また、歴史系博物館における視覚しょうがい者への対応を考える濱野秀は、触察資料についてももちろん述べるが、展示解説の内容・方法に重点を置く。そして、最良の方法は視覚しょうがい者への対応のできるコンパニオンによるコミュニケーションであると結論付けている。

平成7年には、(財)日本博物館協会の訳によるTimothy Ambrose & Crispin Paine著の『博物館の基本 (MUSEUM BASICS)』が刊行された。その中で「博物館と障害者」という1項が設けられており、博物館の外部から内部へと話を進め、さまざまなチェック項目を挙げ、さらに関係各機関との連絡の必要性を挙げている。

さらに、最も新しい記述として認められるのは、「博物館学事典」の「障害者と博物館」の項目であろう。これは博物館としょうがい者が最早無関係でないことの表れと言えるのではないだろうか。

以上、雑駁ながら日本における研究の流れを見てみたが、このように見ていくと、幾つかの画期を見出すことができるのは確かであろう。その最も大きな画期が昭和56年の国際しょうがい者年であることは言うまでもない。それ以外は何にその根源を見出すべきか俄かには判然としないが、昭和50年の第23回博物館大会の分科会については何らかの効力を発揮したものとし、そのため、その6年後の国際しょうがい者年という流れを率直に受け止めることができたのではないかと考えたい。しかし、その後、徐々に研究の動向は減少傾向を辿り、やはりあまり注目されずに扱われていることを示すこととなったのは極めて残念な結果と言わざるを得ない。

博物館のバリアフリー計画

その後平成5・6年には極めて多くの論文等研究成果が挙げられる。現在はその中心的役割を美術館が担っている観が強いが、それぞれの研究動向は何にその根源があるかは判断に迷うところである。しかし、社会全体のしょうがい者に対する意識が急速に高まってきたのと歩調を合わせているのではないかと密かに期待するところではある。

また、内容として評価すると、しょうがいの別にその対応が考えられるという紋切り型のものにより占められる状況を呈しており、視覚しょうがい者を対象とするものがやはり圧倒的に多く、そして、車椅子対応、聴覚しょうがい者や知的しょうがい者、精神しょうがい者に対しては極めて立ち遅れていることが窺い知られると思われる。

さて、これらの研究の動向が果たして良い方向に成果を挙げているかどうかは、実例を見た上で判断し、検討していかなければならないだろう。次章では、日本の博物館における実態を垣間見ることとする。

4. 博物館の実例

昭和26年(1951)の博物館法施行以来、博物館関係法令等の中で見られる条項としてしょうがい者に対する配慮を謳ったものは、唯一「公立博物館の設置および運営に関する基準」(昭和48年文部省令第164号)の取り扱いの中に見られるのみである。即ち、第4条(施設および設備)関係として

(1)博物館の設計に当たっては、車椅子の使用等、身体障害者の利用の便宜を考慮する事が望まれる。

とある。

具体的対策といったものではなく、「身体障害者の利用の便宜を考慮する」という今では当たり前のことを言っているに過ぎない。これ以降、博物館の対応が飛躍的に変わったということは考え難く、また、現在においても博物館でしょうがい者への対応を考えたもの

が、この一文を以てなされているとは到底思われるものでもない。さまざまな実例がそれを物語るのである。

さて、前章では、しょうがい者への対応を図っている博物館の例が様々な場で紹介され、しょうがい者対策についての研究・検討がなされていることを窺い知ることができた。それが多いのか少ないのかは各個人の判断に委ねられるところであろう。そこで本章では、前章の研究史との関連をも考慮しつつ、現在の日本の博物館でなされているしょうがい者への対応を試みた内容の実際について、その善し悪しにかかわらず具体例を挙げ、場合によっては若干の検証を行ってみたい。

博物館においてしょうがい者に対する対応は全くなされていない訳ではなく、スロープ・エレベーター・身体しょうがい者用トイレの設置など、物理的な面において積極的に考えられているところも多く見られるのは事実である。さらに、展示の中に明確にしょうがい者対策を唱える館が存在するのも確かである。各方面で紹介された内容から取り上げるものもあり、筆者が実際に確認し得たものばかりではないが、日本国内の現状として述べてみたい。

内容としては視覚しょうがい者への対応、即ち触察展示に関するものがまず概観すべきものであることは間違いない。次に聴覚しょうがい者への対応、つまり手話通訳について見ることとし、その後、スロープなど施設面の内容やその他の関連内容について若干述べる形で説明を加えることとする。

しかし、ここでの見方は敢えてしょうがい者が前面に押し出される意味での対応が中心になってしまう。特別視するという、ある意味差別的な見方にとられかねないことは筆者自身自覚してはいるが、あくまで現状の理解であることを了解されたい。

なお、本稿で述べる「博物館」は、博物館法(昭和26年法律第285号)で規定されるとこ

ろの博物館、つまり登録博物館及び博物館相当施設に限定するものではない。敢えて言うならば、博物館の諸活動の中で最も重要な位置を占める一つである、展示活動を行っているかどうかを設定して考えるものであることも、前提として述べておくものである。

(1) 触察展示に関する内容

「触察展示」とは、即ち「手でみる展示」などと言われるように、触れて資料の特徴を感じさせる、皮膚感覚のうちの触覚による情報伝達を行う展示である。

触察展示は、これまでも数多くの例が挙げられる通り、博物館のしょうがい者対応の最も多く試みられた方法である。博物館のしょうがい者対策＝視覚しょうがい者への対応とでも捉えられそうなほど、その事例は多くなつたと言えよう。視覚しょうがい者向けとしての触察展示の嚆矢は、前章の研究史で見たと通り上野動物園に見出すことができる。

触察展示には常設展示としてのものと、特別展・企画展としての展示、さらには常設展示の一部にも含められる体験コーナーがある。体験コーナーについては、視覚しょうがい者対応のためではなく、所謂健常者を含む全ての入館者を対象とするものと考えられよう。しょうがい者への対応という意味では、常設か時期設定による企画ものかに分けられると考えて以下述べることにする。

まず、視覚しょうがい者を対象に考えた常設の触察展示について各例を概観する。歴史民俗系・自然史系・美術系とそれぞれの例を挙げることができ、また、それらが複合しているものもある。

歴史民俗系としては、名古屋市博物館・東京都江戸東京博物館・大阪府立弥生文化博物館がある。

名古屋市博物館 前章でも触れた通り、「触れてみる学習室」がある。国際しょうがい者年を契機にその年（昭和56年＝1981年）の12月26日に開室された（写真1）。3年に一度の割

合で展示替が行われており、平成8年度は「仏像」の展示が行われていた。展示資料は樹脂製のレプリカである。資料その他には、点字及び墨字による解説が付けられている。また、同時に点字解説書が作成されており、その解説書内には発泡インクを使用して凹凸で資料の形態を示す立体コピーによる方法が実践されている。また、解説用テープの貸出も行われ、様々な方法での試みがなされている。

この館の活動は比較的早い方と考えられるが、そのせいもあるのか、常設展示室と触れてみる学習室は前者が2階、後者が地下と全く分離されており、何か違和感を覚えざるを得ない。そして、常設展示室の広いスペースの中には、音、即ち聴覚による展示がほとんど無く、唯一最後にある映像ルームのみ1時間に1回、映像に伴う12分間の音（声を含む）が聞こえる状態となるもので、常設展示はほぼ視覚のみに頼る展示であり、聴覚展示を越えて、「触れてみる学習室」で触察展示がなされているような観がある。

なお、「博物館研究」Vol.16No7にて準備段階を紹介し、博物館へのアクセスに関する点字案内書にも触れる久住典夫・三輪克は、その最後に「視覚障害者からの声として、障害者だけの展示室は不要であり、あくまで健常者と共に利用できることが望ましい」という要望があったことを述べている¹⁶²。実際にはこのしょうがい者サイドの声は残念ながら反映されていないこととなっている。

東京都江戸東京博物館 ここの触察展示コーナーが設置されている博物館として、取り上げられることが多い。平成5年3月の開館以来、常設展示の一角に「手でみる展示」と称するコーナーが設置されている。

触察資料として、柄鏡などの実物資料、建物のミニチュア模型、江戸周辺の触地形図、浮世絵の点描レリーフなどが用意されており（写真2）、それと併せて電話形の聴覚装置により、近代以降に関する音を体験することも

博物館のバリアフリー計画

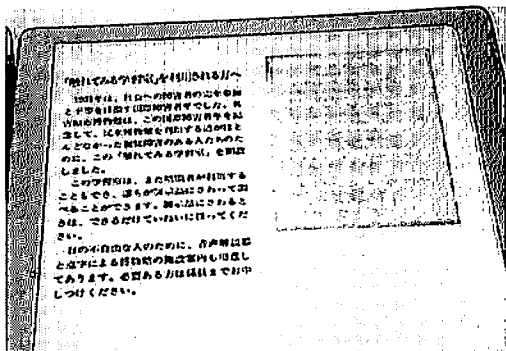


写真1(上) 名古屋市博物館

写真2(下) 東京都江戸東京博物館

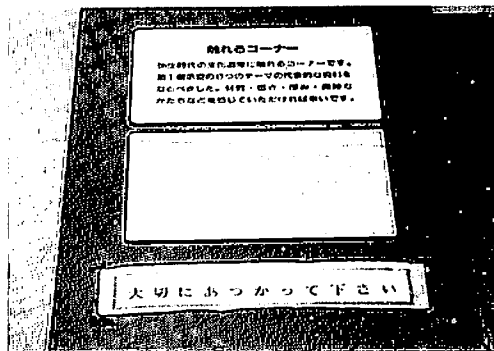
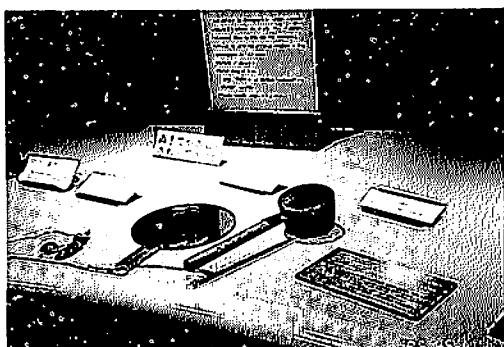
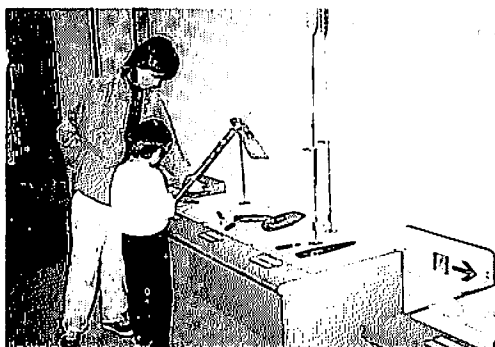


写真3(上)・4(下)

大阪府立弥生文化博物館



できる。

さらに、隣接するコンパニオンブースには、貸出用としての点字パンフレットの用意もされている他、イヤホンガイドなど、様々な配慮がなされている。

大阪府立弥生文化博物館 国史跡・池上草根遺跡に隣接し、平成3年、和泉市に開館。その名の通り、弥生時代に焦点を当てた内容の展示を行っており、常設展示室の外側スペースに「触れるコーナー」として、土器の実物や銅鐸、斧などの模造品を配置し、墨字と共に点字によるキャプション、さらに点字解説書も置かれている(写真3・4)。

また、史跡整備された遺跡にもしよがいがい者への配慮が見受けられるものがあり、今後の参考例になるものと思われるので、1例挙げておく。

横浜市歴史博物館に隣接する大塚・歳勝土

遺跡公園では、環濠集落である大塚遺跡について住居の復元を行っているが、8軒復元されている内の1軒は、車椅子でもその内部に入り込めるような構造を採っている(写真5)。その住居手前には、車椅子での見学が可能であることを示す国際シンボルマークが表示されている(写真6)。竪穴住居という構造上、一般には梯子状の段を降りる必要がある訳だが、この場合ならば、車椅子でも住居内部への進入が可能である。また、各解説板には、点字によるものも添えられている。

次に、自然史系の博物館としては、埼玉県立自然史博物館、和歌山県立自然博物館、大阪市立自然史博物館が代表例として挙げられる。

埼玉県立自然史博物館 埼玉県秩父郡長瀬町に所在する地質・動植物を主に扱う自然史系博物館である。

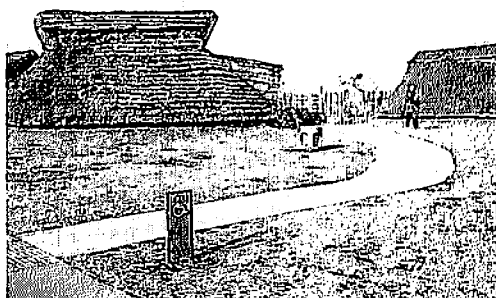
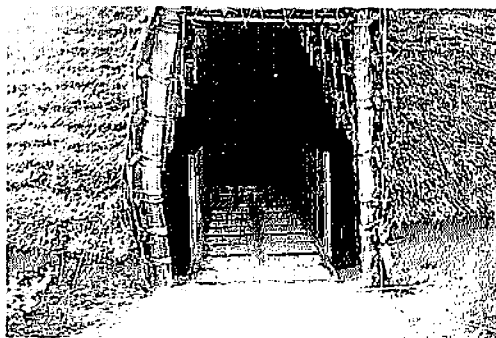


写真5(上) 大塚・歳勝土遺跡復元住居内部
写真6(下) 同上 車椅子対応の表示

昭和56年11月に開館し、その約1年半後の昭和58年4月から館内展示スペースの一角に「視覚障害者コーナー」が設けられた。半年前に遡る「行政の文化化モデル事業」で取り上げられた結果によるものという¹⁶³。

内容は、4台の展示台に哺乳類・鳥類の剥製や骨格標本が露出展示され、手で触れられるようになっているというものである。「視覚障害者コーナー—身近にいる動物たち—」というコーナー名を与え、その案内板のコーナー名の下には「一般の方は軽くふれて観察して下さい。」という一文が添えられている。それぞれには点字及び墨字による解説が付設され、展示解説のためのテープレコーダーの貸出も行われているという(写真7)。

しかし現在は、小学校の遠足などのコースに入るなどによって無造作に扱われることが多いという理由から、普段は2台について透

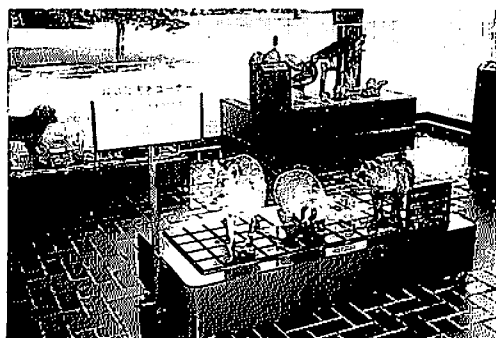


写真7 埼玉県立自然史博物館

明アクリルケースで覆い、イノシシについては頭部のみ触れる状態に窓を開け、1台のみ常にケースを除去している状態にある。そして、視覚しょうがい者が入館した際にはコーナー全てのケースを外し、触察できるようにしているとのことである。

触察展示を導入したのは早い方であり、既に十数年を経過しているが、扱っている内容が動物に限られているのが残念に思われる。館自体が地質・植物も扱うという点を考慮した内容の改善が望まれる。

和歌山県立自然博物館 昭和57年(1987)7月の開館と同時に「手で見る魚の国」と称するコーナーを設けている。

設置場所は見学通路上であり、視覚しょうがい者以外の触察もちろん可能となっている。また、点字解説が付され、ヘッドホンガイドも用意されている。資料は実物標本とレプリカからなっており、照明についても弱視者への配慮が加えられている。

展示状況については、中島東夫により詳述の上紹介されている¹⁶⁴。

大阪市立自然史博物館 昭和49年4月の開館以来触察資料を展示している博物館で、比較的早く用意したものと云えよう。

その入り口には、まず全盲者用点字解説と、弱視者用墨字解説が用意されていることを知らせる表示がなされている(写真8)。

そして、上記2館の自然史博物館と異なる

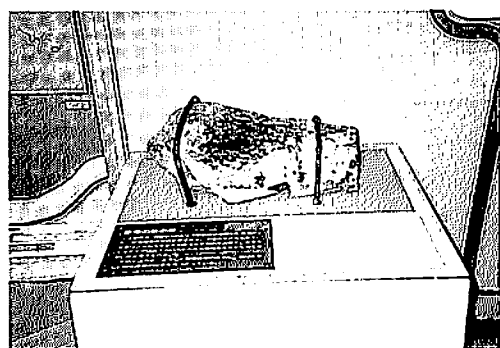


写真8(上) 大阪市立自然史博物館の表示
写真9(下) 同上 展示状況

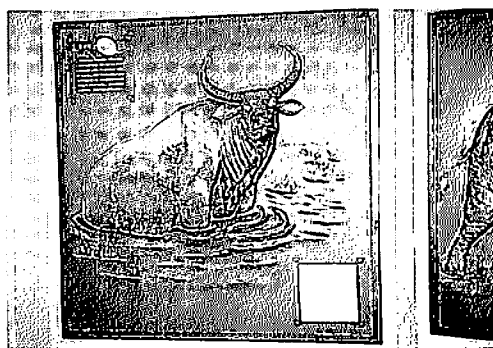


写真10・11 倉敷市立自然史博物館
右下は点字解説

のは、敢えて触察コーナーとするのではなく、動線上の随所に触察資料を配置し、周辺資料との関係の中で展示が行われていることである。館内合計十数か所に触察資料が配置され、恐竜の化石、地質関係資料、植物関係、魚介類など、多岐に亘る内容であることは評価されよう(写真9)。これらの触察資料とその展示の経過(開館以降、資料増加等)については、『館報』13にて若干触れられている通りで、大阪市盲人福祉協会の要望に応えるものでもあることが理解される。

また、マリーヌ・パレス(大分生体水族館)では、視覚しょうがい者用の展示としての「耳と手で見る魚の国」コーナーが設置され、昭和42年(1967)という日本の博物館では比較的早いものである。魚の模型約40点の触察資料があり、それぞれ2~3分の解説がテープレコーダーで行われている。その他、茨城県

自然博物館でも触れる剥製が展示されていたり、トイレの案内には触知案内板がある。さらに、倉敷市立自然史博物館には、銅板の浮き出しによる動物像と点字解説板が壁面に数枚設置され、視覚しょうがい者でも触れて見ることのできる展示がなされている(写真10・11)。

歴史民俗系と自然史系が複合したものとしては、岐阜県博物館がある。

昭和51年5月に開館し、3年半後の昭和54年11月から「視覚障害者(触察)コーナー」が設けられ、現在に至る。動物の剥製や土器・石器などのレプリカが展示され、内容(系統)は多岐に亘る。解説は点字及び墨字両者がある。ここも一コーナーとして設置されている例として挙げられることになる。

教育普及係による昭和58年のアンケート結果が公表され、約70%の人々が、設置に意義

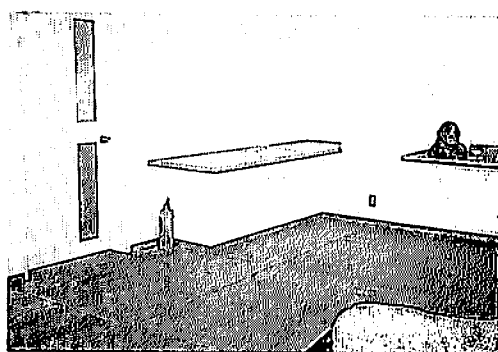


写真12 市原市水と彫刻の丘 展示室内状況

を認めているという。¹¹⁶⁶

最後に、美術館は触察展示に関する例が最も多く、後述する特別展・企画展を含めるとさらにその例を増す。

手でみるギャラリー・TOM (東京都渋谷区) 視覚しょうがい者を対象に設立された美術館で、美術館を紹介する文献の多くで取り上げられている。博物館におけるしょうがい者対策を論じる文献のほぼ全てで扱われていると言っても良く、本稿では取ってその説明を省略する (以下、ギャラリー・TOMと表記)。

しかし、入口に掲げられているプレートの「ぼくたち盲人もロダンを見るけんりがある」という言葉は、今なお光彩を放つものとして、再認識しておきたいものである。¹¹⁶⁸

市原市水と彫刻の丘 (千葉県) タッチ・ミュージアムとも称しており、展示資料に触れることができる美術館として平成7年11月に開館した。展示室には手で触れることのできる現代作家の美術資料が置かれ、自由に触ることができる。そして、入口付近には手洗コーナー (洗面台) が設置されており (写真12)、資料に触れることと、資料保存の相矛盾する現象についての注意が、無言のうちになされている。

山梨県立美術館 ミレーの作品を多く収蔵展示することで有名であるが、「手でみるミレー」という、視覚しょうがい者のための触察資料が6点と、その点字解説が用意されている。

絵画という平面芸術についてその触察の可能性をここに見出すことができる。しかし、種類の不足と専用ブースの必要性が挙げられている。¹¹⁶⁹

宮城県立美術館・佐藤忠良記念館 県立博物館に併設される記念館で、彫刻家・佐藤忠良の作品を収蔵展示する。入口 (受付) には、視覚しょうがい者である場合に限り、作品に触れることができることを掲示している。

次に、特別展・企画展として「触察展示」の実施された例を挙げる。その例のほとんどが、美術館において見られる傾向にある。

西武美術館 (現・セゾン美術館) 前章でも触れた通り、ポンピドー国立芸術文化センターの子供のアトリエで開催された「手でみる展覧会」を、昭和54年に長谷川栄が招聘している。そして、開催あいさつの中で触覚が「目の不自由な人たちにとってはなによりも大切な感覚」と、その視覚しょうがい者にとっての意義が述べられている。¹¹⁷⁰

名古屋市美術館 平成元年 (1989) の「触れる喜び 手で見る彫刻展¹¹⁷¹」を初めとし、平成4年には「手で見る美術展 セブン・アーチスト—今日の日本美術帰国展によせて」が、平成6年には「心で見る美術展 [私を感じて]」の企画展が開催されており、いずれも美術作品に触れることができる内容のものである。

「心で見る美術展 [私を感じて]」においては点字解説書が作成されており、墨字も拡大文字を使用し、弱視者への対応を図っている。作品についても発砲インク使用の凹凸による立体コピーが併載されており、視覚しょうがい者にとっても有効な解説書となっている。¹¹⁷²

兵庫県立近代美術館 平成元年の「フォーム・イン・アート—触覚による表現—」展を皮切りに、その後毎年「美術の中のかたち—手で見る造型—」展が開催されている。初年はギャラリー・TOMの企画により、フィラデルフィア美術館における展示作品を同様に展示したものであり、その後は館独自の企画によ

り行われている。

三重県立美術館 昭和61年(1986)に「アルプ展」が開催され、アルプ未亡人からの「全盲の人々にも触って見てほしい」という要望に応じて、点字キャプションを設置したり、盲学校など関係諸団体に広報し、来館を促したのが最初である。

その後、平成2年(1990)6～7月にも、館蔵品による「触れる彫刻展」が開催されたが、この際は案内のパンフレットに視覚しようがい者への配慮については一切触れられず、触覚による体験を重視することが述べられている。さらに、解説・介助のために重要な役割を担っているボランティア組織「櫻の会」の存在意義も、評価されるべきであろう。

天童市美術館(山形県) 平成4年、「美しき生命輝きの美術展」を開催している。これは、「国連しようがい者の十年」の最終記念大会として、第28回全国身スポ大会が同市で開催されたのに賛同したもので、市長秘書・教育委員会・福祉事務所・身スポ課等と共に各種障害協議会と連動して行われたという。

また、ギャラリー・TOMの協力を受けた展覧会の開催も数多く行われている。

昭和63年には**山形美術館**で、平成5年には**北海道立近代美術館**で「TOM移動展」が、平成4年には**徳島県郷土文化会館**で「手で見る美術展」が開催され、ギャラリー・TOMの収蔵作品などを展示している。

さらに、博物館と言う程にはならないが、小さな展示スペース(ギャラリー)での活動もある。

千葉市美術館のある千葉市中央区役所内1階・さや堂ホールにて、平成8年9月、「触れて見る彫刻展」が開催された。グループ若土の主催によるもので、作品に触れることができるものとして実施された。福島県会津若松市のギャラリー「ごさろ」では、平成6年6月に「心響展」と題し、会津在住の美術家の彫刻作品などを展示し、視覚しようがい者に

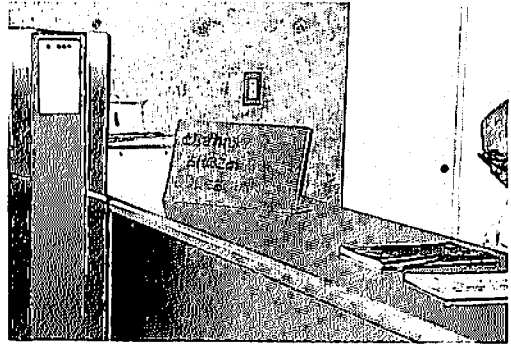


写真13 大阪府立近つ飛鳥博物館

触れる機会を設けている。また、神奈川県鎌倉市の「まじょえん」では、平成5年2月にフリー写真家による立体写真展が開催された。凹凸のある立体コピーの写真に触れることによって視覚しようがい者にも写真芸術を認識してもらおうとする試みであり、点字の説明も付けられた。

次に、必ずしも視覚しようがい者を対象としたものではない、全ての入館者に対してを考慮したと考えられる例の幾つかを挙げてみよう。

秋田大学鉱山学部附属鉱業博物館 秋田県を代表する大きな鉱石標本を幾つか用意し、手に触れて鉱石の感触を直接体験できるようになっている。

常滑市歴史民俗資料館(愛知県) 常設展示室内一角に山茶碗・甕など陶器片が十数片集められ、手にとって厚み・重さ・肌あいが確かめられるべく用意されている。

大阪府立近つ飛鳥博物館 常設展示の後に設置の係員が配置されたコーナーにおいて、資料に触れることができるようになっている(写真13)。

広島県立みよし風土記の丘・広島県立歴史民俗資料館 常設展示室の末尾に「体験コーナー ふれてみよう原始・古代に」と称して、土師器・須恵器など土器や土製品の現代の模造品を棚に並べ、自由に触れられるようになっている。因みに、当該館では、常設展示室

にも点字ブロックが敷設されたり、案内・説明用ラジオ受信機の貸出も行われている。

以上のように、手で触れることが必ずしも視覚しょうがい者のみのものではないことを理解することができる。

次に、点字解説も触察展示の一部と考えた上で、触察資料を持たずにその解説を加えるものについて、数例挙げてみよう。

国立歴史民俗博物館 明治時代から昭和時代初期を対象とする、第5展示室の墨字解説のいくつかに、点字解説の併設がなされている。最も新しく開室したこともあって、この室内のみの点字併設となっている。視覚しょうがい者への配慮というのはわかるものの、他の展示室への配慮がなされなければ、その意味も半減してしまうだろう。

千葉県立文書館 企画展における展示資料の全てに、墨字と共に点字解説を付す。また、展示室内の触地図もあり、あまり大きくはない企画展示室内全てに亘っての点字の配慮が行き届いていると言える。

この他にも、**福井県立博物館・室蘭市民俗資料館**などの他、数多くの館で点字解説板の併設される例を挙げることができる。

(2)手話通訳の導入

聴覚しょうがい者への対応として、手話通訳の導入についても見出すことができる。

まず、定期的に行われている例としては、**海遊館**（大阪府）がある。

毎月1回、第1土曜日午後4時から約2時間の手話によるガイドツアーが行われており、参加対象を耳の不自由な小学校高学年以上の個人または定員10名の小グループとしている。参加料金として入館料の他に100円を徴収し、参加には希望日の1週間前までに電話かFAXで申し込むという。

また、**新潟市美術館**では平成4年(1992)の企画展において手話通訳を導入し、その後においても日曜日など各展示に1回は手話通訳解説を実施しているという。通訳は市役所に

登録された方によるものである。

その他の例について具体的事例を筆者自身は知り得なかったが、必ずしも無いわけではなく、手話通訳の可能性は指摘されている¹⁷⁷。しかし、やはり手話通訳の解説事例はあまり多いとは考えられない。いずれにしても、上記2例とも限定要因はあるものの、手話通訳の解説事例が少ない実情の中では特殊な例と考えられ、対応にもさまざまな形態を見ることができる。

(3)移動展示会の試み

群馬県桐生市に所在する**大川美術館**は、市街地を見下ろす水道山の中腹にあり、そこまでのアクセスが必ずしも補償されていないということから、「移動大川美術展」を開催している。市内の施設に収蔵資料を運び込み、休館日の一日を使用して展示し、その際には心身しょうがい者授産施設・肢体不自由児施設や老人クラブなどを招待しているという。これは、館の立地から規制されてしまうアクセスの問題を解消するための試みであり、本来アクセスの充実化の方が望ましいとは思われるものの、一事例として今後の参考例とすべきであろう。

(4)展示中のしょうがい者

博物館としょうがい者の関係は、展示でしょうがい者に資料に関する情報を伝達するという以外にも現れる。その内容は、展示にしょうがい者が登場する場合、展示資料がしょうがい者の手によるものである場合などがあ

る。**彦根城博物館**（滋賀県）「歴史の中の障害者―盲人のあゆみ―」という企画展が、平成8年7月から8月にかけて開催された。このようなしょうがい者の歴史を展示の対象としたのは、異例のことかもしれない。なお、この企画展については、朝治武が人権展示という視点からその評価を行っている¹⁷⁸。

また、**大阪人権博物館**（リパティ大阪）や**堺市立平和と人権資料館**（フェニックス・ミ

ミュージアム)では、常設展示の中にしょうがい者差別の存在をうたえるコーナーがある(写真14)。

展示資料がしょうがい者の手によるものである場合としては、宮城道雄記念館、東村立富広美術館、長谷川沼田居美術館、ねむの木子ども美術館を挙げることができよう。

宮城道雄記念館 (東京都) 盲目の作曲家の記念館であるという性格上、視覚しょうがい者に対する配慮がなされている。触察資料や点字解説を備えたりするなど、その意味では(1)で扱われるべきものでもある。また、国際しょうがい者年に因んで、「盲人と音楽」(講演と音楽の夕べ)といったしょうがい者への意識を持った企画がなされている。さらに、車椅子使用者への来館の配慮も考えているが、エレベーターを断念してしょうがい者用トイレの設置を採用するという、究極の選択を迫られる小規模館の現実も見せつけられてしまっており、完全なるしょうがい者対策の困難さを窺わせる。

東村立富広美術館 群馬県勢多郡東村に所在する星野富広の詩画を取蔵展示する美術館である。星野は手足が不自由で、口で筆をくわえて詩を書いたり絵を描く芸術家であるが、その水彩画は取えてしょうがい者であることを言わなければ、まずわからないのはもちろん、その絵のやさしさに引き込まれる者が多いという。芸術への道がしょうがいによって阻まれるものではないことを知らされる好例と言えよう。

長谷川沼田居美術館 栃木県足利市に所在し、後年全盲になりながらも夫人の手助けにより絵を描き続けた長谷川沼田居の絵画を取蔵展示する美術館である。全てがしょうがいを持った後のものではないが、少なからずしょうがいを持ちつつ芸術との接点を持つことの意味を教えてくれる。

ねむの木子ども美術館 静岡県小笠郡浜岡町に所在する、宮城まり子設立の肢体不自由児

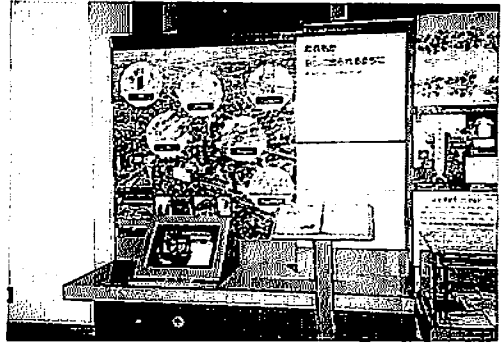


写真14 堺市立平和と人権資料館 展示状況

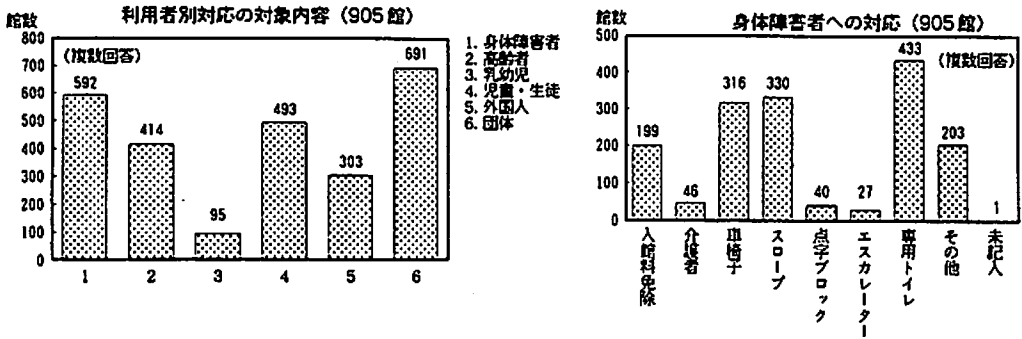
養護施設であるねむの木学園において、昭和51年(1976)に絵画教室が開設され、そこで児童が描いた作品を展示するために、昭和54年になって開館された美術館である。絵画のみではなく、手描き友禅のタペストリーなども展示されている。

また、千葉県立盲学校生徒の作品を、積極的に展示に活用する西村陽平の活動があり、昭和53年(1978)に千葉県立美術館において初めて展覧会が開催され、ギャラリー・TOMにおける「TOM賞展」にも参加している。さらにはバンクーバー(カナダ)においても展覧会を開催するなど、その範囲は日本国内に留まらない。これらは自身の著書において述べられており、今後の学校教育での実践方法の参考例を示し得ていると言えるのである。

さて、これらしょうがい者の芸術作品を展示していることに関して、本来は、しょうがい者の芸術家というのは誤りで、優れた芸術家であるものの、実はしょうがいを持っていると言う方がより自然なはずであると考える。

ある福祉関係者がスウェーデンにおいて、「「障害者の画家」に逢いたい」と申し出たら、「スウェーデンには、画家のなかに障害を持った人はいるが、「障害者の画家」はいない」との回答を得たという話は、国それぞれの福祉レベルの差を表すものである。

確かに、星野富広のように、しょうがいを



第2図 アンケート調査によるしょうがい者への対応の状況
(『ミュージアム・データ』No.22 より)

負ったからこそその後画家への道に進んだという場合もあるので、全てを同一レベルに置くこともできないのは確かである。それぞれの作品の持つ意味、展示することの意義などを正確に見学者に伝えることが、博物館の役割であろう。

そのため、これらの例では、しょうがいを持ちつつ芸術に傾倒していることが表明されているということの正当性が、今後追及されるべきかもしれない。そうでなければ、しょうがい者であるという事実以前に、その芸術性が認められている立場をも脅かすことになると懸念せざるを得ないのである。

(5) その他の博物館活動へのしょうがい者の参加

また、博物館内の施設運営に携わる場合もある。ここで挙げるのは、博物館内の喫茶室・レストラン等施設での参加である。

町田市立国際版画美術館にはしょうがい者だけで経営する喫茶室「けやき」があり、また、神奈川県立歴史博物館には「ともしびショップ」という知的しょうがい者が運営参加している喫茶室(レストラン)がある。

前項も含め、このように見ても、しょうがい者は特別な存在ではなく、博物館との関わりを持つのはごく当たり前のことであるという認識に至るのである。

(6) 施設・設備面における(物理的)配慮

次に施設面、つまりトイレ・スロープ等、しょうがい者対策を勘案した設備の整備状況について若干見ておく。

まず、前章で簡単に触れた『ミュージアム・データ』のアンケート結果により見てみると、以下のように要約される(第2図)。

有効回答は905館に上る。その内「身体障害者への対応」として最も多かったのは専用トイレの設置であり、433館、47.8%と約半数に迫る。続いてスロープ(36.5%)、車椅子(34.9%)、入館料免除(22.0%)とあり、介護者、点字ブロック、エスカレーターはいずれも40館前後で4%前後に留まる。その他は203館挙がっており、具体的には不明であるが、その内容として、エレベーター(車椅子用低位置ボタン)、車椅子用昇降リフト、視覚しょうがい者用触察展示、点字解説、手すりなどが考えられよう。

この結果を見るに当たって注意を要するのは、対応があるということと対応する必要のない場合のあることとは異なるということである。例えば、入館料免除については、全て無料である場合、しょうがい者への対応ということにはならないし、多層構造とならないワンフロアの場合はエスカレーターの必要もない訳である。そうすると、内容が明確な7項目の中で905館全てを対象とすべきなのは、専用トイレ、車椅子、介護者、点字ブロック

ということになる。

その意味を込めて見ても、最も多い専用トイレでも半数に満たないものであるということは、重大な問題であると言わざるを得ない。車椅子は3館に1館の割合であるし、介護者・点字ブロックともなると、博物館に全く期待できない数字であることがわかる。さらに、その具体的内容はこの数字のみからは判断し得ないのであるから、専用トイレと言っても全てに有効でない可能性もあるし、点字ブロックの敷設状況も、現在の日本全国状況からも、許されざる内容であることが憂慮されるのである。そうなると、ここで挙げられている数字はさらに低いと考えるべきであり、最早、何ら期待すべきではないということになってしまう。博物館を含む社会教育施設の対策は、他に比べて進んでいる観があると前述したその内容も、このように見ると何も意味をなさず、根本から見直す必要があると言わざるを得ないのである。

次に、館内の状況を触知できる、つまり触知案内板が設置されている例を挙げることができる。ここでは仙台市科学館の例を写真15に示す。また、川崎市市民ミュージアムなどにも設置され、この試みが全国的にどれくらいなされているかは不明であるが、今後普及していくことが望まれるものである。

この物理的配慮については、さらに細かく検討する余地がある。そのため、第7章でさらに詳細に検討し、述べることとする。

(7) しょうがい者への配慮に関する広報

最後に、しょうがい者への配慮を行っているということの広報について、実例に基づいて考えてみたい。

まず、日本刀装具美術館（東京都）では、そのポスター・リーフレット等に「当館は、高齢者や身障者の方々安心して入館できるよういろいろな設備を設置してあります。」と記されている。高齢者やしょうがい者に対してその配慮を広報するのは、設備が整ってい

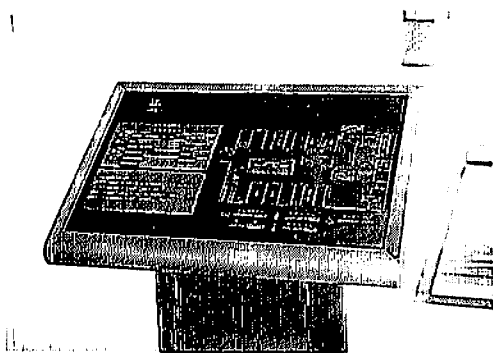


写真15 仙台市科学館 触知案内板

るかどうか必ずしも期待できない小規模の博物館では必要と思われ、閉ざされがちなそれらの対象により多くの来館を求められるために、現状としては認めるべきと筆者は考える。果たしてその内容は、入り口に車椅子用昇降リフト、中に身しょう者用ボタン設置エレベーターが整備されている。しかし残念ながら、身しょう者用トイレは展示室のない地下に設置され、さらに第2展示場（3階）には複数の介助者によらなければ車椅子が到底上がれない4段の階段があって、本当にしょうがい者のことを考えた設計といえるか甚だ疑問に思うところである。「設備の設置」というのは全て誤りではないとしても、それを信じた来館者を裏切るものであることも間違いない。本来、広報の在り方について考える例として挙げるものではあるが、さらに広報するために必要な条件とは何かということを考えさせることになったのは事実である。

また、東京都江戸東京博物館のリーフレットでも、「館内利用Q&A」の中で「障害者へのサービス」についての説明を加えている。社会全体の整備が進まない中ではしょうがい者の博物館への接近は不安が生じて当たり前のことであって、その不安解消のためにも、広報活動が効果を発揮するのが現状であると考えられる。

また、県レベルの博物館協会等の組織で編集・刊行されることのある、当該県内の博物

館紹介冊子の中でも、しょうがい者への配慮がなされているかいないかの表示を行っている例が見られる。さらに、旅行関係誌やそこで組まれることのある博物館特集においても、配慮の有無が表示されることがある。博物館協会レベルで編集・発行される博物館紹介冊子よりも、一般書店で手に入れられるという面からも、これらの旅行関係誌で扱われることは、喜ばしいことと言えよう。これらも、今後必要不可欠の内容となるであろう。

以上、参考例とすべくできる限り多くの例を挙げようと考えたが、全体を見渡すと、ある特徴が指摘できると考える。それは多くの博物館が、国立・都道府県立・指定都市立またはそれに準ずるものであるというように、行政レベルの極めて高いものが多いということである。もちろん、ギャラリー・TOMのような活動例もある訳ではあるが、実際にしょうがい者への対応というものは、それなりの体制確保のできる組織・機関に限られるのではないかということを懸念してしまう。大小に関わらない、全国全ての博物館にとっての対策推進は、困難なのかという状況を垣間見てしまう。しかし、それを解消できてこそ、博物館におけるバリアフリー、さらにノーマライゼーションの理念確立がなされると考えるのである。

5. しょうがい者と現代社会

博物館におけるしょうがい者への対応を見てきたが、ここで福祉社会を考える上で重要な理念と、社会そのものがしょうがい者にとってどのような施策を行い、現状としてどう評価でき、または認識されているのか見ておく必要がある。というのも、「福祉のまちづくり」に関してどのような法的規制が認められるのか、そしてそれがどのように効果的に働き、さらには反対にどう批判されるべき内容となっているかを見ておかなければ、その社

会の中の一部に位置付けられる博物館のしょうがい者を対象とする施策が、意味をなさなくなる可能性を考慮しなければならなくなるからであり、福祉の理念抜きに博物館が全ての「ひと」のために存在する意味をなさなくなるからである。

そこで、本章では、しょうがい者福祉の基本理念について理解しつつ、施策の一部を概観、さらに今なお考えるべき差別という問題について、筆者なりに述べておきたい。

(1) しょうがい者福祉の基本理念

まず冒頭でも挙げたノーマライゼーション、バリアフリーという2つの理念について簡単に説明を加え、しょうがい者福祉の現状理解の一助とする。

ノーマライゼーション ノーマライゼーション(normalization)とは、しょうがい者、つまりハンディキャップを持つ者とそうでない者が共に生きる社会こそノーマルな社会であり、そのハンディキャップを特別視せず、全ての人が同等の権利を有し、普通に生活を送れるがための考え方であり、その方法を言う。1975年、国連総会で採択された「しょうがい者の権利宣言」の底流をなし、「国際しょうがい者年行動計画」(1979年、国連決議)や「しょうがい者に関する世界行動計画」(1982年、国連採択)にも反映された。

もともと、1969年にデンマークのバンク・ミッケルセンが精神遅滞者の処遇に関して唱えたもので、同様な理念は、同年、スウェーデンのニルジェが、また、ヴォルフエンズベルガーにより1960年代後半にはアメリカに導入されたと言われ、ほぼ同時期にこの理念が生成したものと考えられる。日本でも昭和50年前後から精神遅滞サービスの分野で用いられるようになり、その後、全ての社会福祉分野の基本理念となっていったものである。

最近では、統合の意味でのインテグレーションという考え方もあるが、一般にはノーマライゼーションの理念が普及し、最も重要な



国際シンボルマーク



(大阪府)



適合証

(兵庫県)



京都府福祉のまちづくり
Kyoto Fu Fubushi no Machizukuri

(京都府)

第3図 国際シンボルマークと「福祉のまちづくり」関連マーク

(「障害者白書」平成7年版より)

理念であるという考え方に変わりないものである。

バリアフリー 障壁 (barrier) の除去という意味を示す言葉である。1974 (昭和49) 年に国連しょうがい者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出して以降、使用されるようになったと考えられている。もともとは建築用語として、つまり物理的障壁の除去という内容で捉えられていたものである。

さらに、このバリアフリーを越えて、**ユニバーサル・デザイン**という考え方もある。

バリアフリーと言うと、バリアがあることを前提としており、一方のユニバーサル・デザインは、バリアを初めから無くしておこうという考え方に拠るものであるため、バリアフリーは消極的な考え方として、アメリカの専門家には批判的な面もある¹¹⁴⁾。しかし、後に述べる通り、障壁は建物へのアクセスに留まるのではなく、意識上の障壁など多岐に亘り、その意味ではユニバーサル・デザインという言葉がそぐわなくなることもある。

バリアフリーが消極的な考え方というのは否定しないまでも、今の日本では、バリアフリーの理念を広く理解させ、その後の厳然たる差別禁止、そしてユニバーサル・デザインの理念を確立する方が、より効果的と考える。ユニバーサル・デザインという理念の必要性ももちろん理解し得るが、本稿の根幹はまずバリアフリーに置くことを明記しておきたい。

(2)各種施策の概要

次に、現代社会においてしょうがい者がどのような位置・立場にあり、しょうがい者を対象とした施策など、いったい何がなし得ているのか、その内容について、若干垣間見ることとする。見方として、国際的動向の後に、日本国内の施策へと目を向けてみたい。

まず、国際的な動きの中では、1975年に第30回国連総会で決議された「しょうがい者の権利宣言」をまず挙げる必要がある。

しょうがい者にとっての権利を保証する宣言であり、日本の法令にも少なからず影響し、反映されているものと思われる。しかし、宣言にはしょうがい者に対する差別の撤廃が盛り込まれる点で、逆にどれ程反映されているかは必ずしも認められるものではなく、評価は分かれるところであろう。

そして、1981年の国際しょうがい者年が、日本国内で最も認識があるものの一つと考えられる。しかし、15年を経過し、既に過去のものとなりつつあるのは否定できないだろう。その後も行われている様々な施策の認識への努力が要求される。その必要はもちろんであるが、ここでは一つのマークを取り上げておこう。

現在多くの場所で見ることのできる第3図左に示すマークは、国際シンボルマークとして認められ、日本でもしょうがい者用トイレなどにはこのマークによってその位置を示すことが極めて一般的となっているものである。

この国際シンボルマークを掲示する最低条件は以下の通りに定められている。

- 玄関 地面と同じ高さにするほか、階段のかわり又は階段のほかに、ランプ（傾斜路）を設置する。
- 出入口 80cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。
- ランプ（傾斜路） 傾斜は1/12（こう配4.5°強）以下とする。室内外を問わず、階段のかわりに又は階段のほかに、ランプを設置する。
- 通路・廊下 130cm以上の幅とする。
- トイレ 利用しやすい場所にあり、外開きドア、仕切り内部が広く、手すりが付いたものとする。
- エレベーター 入口幅は80cm以上とする。

この内容を満たすことによって、掲示されることとなる。大きさ・色調は、10cm角以上45cm角以下が望ましく、青か黒地に白またはその逆とする。

これは、国際標準化機構（ISO）の公共案内図記号として、1984年にISO—7000として制定されているものであるが、これを国際的動きの一つと知る必要が敢えてあるとは言えないものの、日本国内で最も普及している施策と考える。

そして、その後もさまざまな施策がなされている。「国連²¹⁸⁵しょうがい者の十年」（1983～1992年）や「アジア太平洋しょうがい者の十年」（1993年～）などがその主なものとして挙げられよう。これら全てを詳述するのが本稿の目的ではないのでここでは省略するが、これらの施策の状況も見るべき必要があることは言うまでもない。

次に、日本国内の法令により、しょうがい者の実態を見てみる。

しょうがい者福祉に関する法令としては様々あるが、主に福祉六法と呼ばれるものがある。

しかし、それ以前に、基本的人権の尊重を掲げる日本国憲法があって、初めてそれらの福祉法における様々な人権保証がなされることは、忘れてはならない。

さて、戦後の日本で福祉法として最も早く制定されたものの一つに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）がある。対象を児童、つまりは満18歳に満たない者を対象とし、その中には当然しょうがい児も含まれるものであり、しょうがい者としょうがい児の区別がここに認められるのである。

その2年後には、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）が制定された。その第2条に、

すべて身障者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

とあり、しょうがい者の文化活動への参加機会が保証されることとなった。

次の年には、精神衛生法（昭和25年法律第123号）が制定された。これは、昭和62年に精神保険法に名称変更し、その後、平成7年にさらに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（通称・精神保険福祉法）に名称変更されたものである。ここでは文化活動への参加機会等は盛り込まれず、前年の身体障害者福祉法との差が見られてしまうことを挙げなければならない。

博物館法は、この後の昭和26年に制定された訳であるが、以後も制定される福祉法の状況を見ることによって、しょうがい者福祉の厳しい現実が今なお尾を引いているという理解に至り、それも大きく踏み越えられない博物館の現状も考えてしまうのである。

昭和35年には、まず精神薄弱者福祉法が、そして身体障害者雇用促進法が制定された。精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）では、「精神薄弱者に対し、その更生を援助するとともに必要な保護を行い、もって精神薄弱

者の福祉を図ることを目的とし（第1条）、精神保険福祉法よりもさらにその目的は広義的となる。

身体障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）は、昭和62年に障害者の雇用の促進等に関する法律と名称変更し、その名の通り、しょうがい者の雇用の促進するためのものである。原則雇用率は、施行令（昭和35年政令第292号）により規定される。それによると、公務員は2/100（第5条）、一般事業主は1.6/100（第9条）となっている。

昭和45年には心身障害者対策基本法（昭和45年法律第84号）が制定され、その後平成5年に障害者基本法と名称変更すると共に、内容の充実化を図っている。これにより、日本で捉えられるしょうがい者の範囲が、「身体障害、精神薄弱又は精神障害がある」（第2条）者という規定となっている。

そして、第3条第2項は、博物館としょうがい者との関連を考える上でも常に心に留めておかなければならないものである。即ち、

すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

とあり、その文化活動への参加機会という点は、本稿で扱う博物館としょうがい者の関係が、疎外されないことを保証するものにほかならない。

それをさらに保証するのが第25条であり、

国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、（中略）文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

とある。これら2条に亘る条項が、博物館におけるしょうがい者への対応がなされるべきことを保証するものと考えられる。さらに、精神保険福祉法や精神薄弱者福祉法では挙げられていなかった文化活動参加が、ここでようや

く保証されることになったと言える。

以上は昭和の時代に制定され、改正されてきた法令の動きである。以下は、最近の法令等の施策を若干見てみる。

平成5年3月22日策定の「障害者対策に関する新長期計画—全員参加の社会づくりをめざして—」（障害者対策推進本部決定、以下「新長期計画」）は、本稿の根幹をなすための重要な指摘がある。

それは、「第1 基本的考え方」の「2 全ての人の参加による全ての人のために平等な社会づくり」の中に見られ、

障害者を取り巻く社会環境においては、交通機関、建築物等における物理的な障壁、資格制限等による制度的な障壁、点字や手話サービスの欠如等による文化・情報面の障壁、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁がある。

と、4つの障壁を挙げている。端的に言うと、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁の4つである。なお、この指摘は「障害者白書」平成7年版に反映されているものである。

平成6年6月29日には、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号）という長い名前の法律が公布され、同年9月28日に施行された。その長さから通称でハートビル法と呼ばれている。ハートフルビルディング、つまり、ハートのあるビルを建てるための法律ということである（以下、全てハートビル法とする、「高齢者、身体障害者等…施行令」等についても、ハートビル法施行令などのように略記）。

このハートビル法では、不特定かつ多数の者が利用する建築物を「特定建築物」とし、第2条にあるように、建築主は高齢者、しょうがい者が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない、

努力規定となっている。

ハートビル法に適用されれば、建築費の補助、税金の優遇措置、低利融資、容積率の緩和などの効果が期待されるのである。つまり、義務規定ではない努力規定であるところから、「飴と鞭」で例えるところの飴を与える法律とも言えると思われる。

特定建築物とされるものは、ハートビル法施行令(平成6年政令第311号)第1条に16項に亘って挙げられており、その第9項に「博物館、美術館又は図書館」が含まれている。

さて、このハートビル法の弱点は、上述の努力規定であるという点に留まらない。

まず、特定建築物の選定内容がある。実は16項挙げられる中に、学校が含まれていない。それは、生徒という特定多数の利用する建築物であるという理由によるという。しかし、特定多数の利用と規定するならば、地域の避難場所と認定されたり、選挙会場に指定されたりする事実は認められざるべきであり、そういった場合の不特定多数の利用はなし得ない筈である。しかし、そのように学校という性格以外の目的で利用される事実を行政そのものが認めている以上、ハートビル法の適用を受けられないのは甚だ疑問と言わざるを得ない。

次に建築物の床面積の問題がある。ハートビル法施行令第2条により、床面積の合計、つまり延床面積が、2,000㎡以上と定められている。博物館の規模については後に検討してみるが、それ以外の特定建築物で、例えば第15項で公衆便所を挙げている。延床面積2,000㎡以上の公衆便所とはいったいどんなとてつもない広さのものなのかと想像するだけで、このハートビル法の効果そのものを疑いたくなる。

また、ハートビル法施行規則(平成6年建設省令第26号)で特定建築物の施設について、出入口、廊下等、階段、昇降機、便所、駐車場、敷地内の通路と定め、さらにその基準を

ハートビル法に基づく告示(平成6年建告第1987号)で詳細に定めている。

出入口などそれぞれに規模の基準を設けている訳であるが、それはあくまでも最低規準と捉えるべきもので、果たして有効に使用し得るものか、本当に妥当な基準と言えるものか、疑問点が多い。つまり、その基準数値を鵜呑みにして建設されたならば、使用には耐えられるとしても、ゆとりの無い建築物になることは間違いないと思われるからである。例えば、出入口の幅が90cmという誘導的基準があるが、それでは通行不可能ではないにしても、ゆとりは得られない。また、廊下等の勾配も1/12を越えないものと規定するものの、1/12のスロープで自力での車椅子歩行は、必ずしも容易なものではない。そうすると、基準数値を規定することに疑問が生じる。あくまでも基準数値の最低限の確保がなされれば、誤りの生じる恐れがなくなるということにシカならないのである。

もちろん、基準となる数値が提示されなければ、有効な建築物となり得ない可能性は極めて高いと言わざるを得ない。相矛盾するこの問題の解決策は、俄かには提示できないのも現実であろう。

これまで述べたことは、様々指摘されているハートビル法の矛盾のごく一部に過ぎない。このような法律が施行される事自体が一步前進であるという点で、評価できるという一面もあるが、やはり容認できない面の方を重視してしまうのである。

また、各地で「福祉のまちづくり条例」やそれと同類名の条例が整備されつつある。

「障害者白書」平成8年版によれば、都道府県・指定都市の福祉のまちづくりに関する施策の策定状況は、平成8年4月現在で制定済25都府県市、作業中15道県市、検討中16県市である。これに伴い、国際シンボルマークに準ずるような、独自にマークを作成している自治体もある(第3図)。この条例も、策定さ

れることの評価がもちろんなされるべきであろうが、その具体的な内容を検討しなければならないことは、言うまでもない。

さらに、ハートビル法により条例の内容が緩められる弊害もある。例えば、熊本県において、条例づくりはハートビル法以前から進められていたが、国の法律レベルから大きく踏み出せないということから、その内容が後退してしまった¹¹⁸⁶という。もちろん、延床面積が500㎡などと、ハートビル法よりもかなり大幅に差異を見出せるものもあり、そういった面を見逃しての論述は控えるべきとも思うところではあるが、問題が極めて多いというのも、やはり事実であると認識するのである。

さて、その後もさまざまな策定がなされ、さらになされつつある。日本もようやく福祉国家としての自覚を持ち始めたのではないかと理解もできるのであるが、後に触れる欧米の法規定を見ることによって、逆に日本がいかに立ち遅れているか感じざるを得なくなるのである。日本のしょうがい者関連法は、しょうがい者の保護規定に留まるものであり、差別禁止規定になり得ていない。平成8年になって、男女雇用機会均等法がようやく差別禁止法へと転換される動きが見られるようになり、未来への望みも無い訳ではないが、状況はやはり厳しいと言わざるを得ず、さらに今後の動向を気にしていく必要がある。

(3) しょうがい者差別の問題

さて、法的規制などにより理解し得る現状の一部は以上の通りであるが、しょうがい者にとって今だ根強く大きく立ちほだかっている問題がある。つまり差別問題である。

しょうがい者に対する差別問題は、雇用問題など様々な¹¹⁸⁷訳であるが、ここではその中の一つである「弱者」としょうがい者を取り巻くその他の言葉の問題を挙げて述べてみたい。

「弱者」というのは、その用法によって、差別という観点が生まれたり、客観的に使用可

能となる、2つの面を持つと思われる。

まず、社会に階級差のあるところでは弱者を存在させて特別扱いし、恵まれない人に恵まれた人が何かを恵む慈善がしょうがい者対策の根源となる¹¹⁸⁸という点で、「弱者」がしょうがい者の差別用語であることは明らかである。しょうがいを持つことによって「弱者」になるというのであるならば、しょうがい者の予備軍と考えられる所謂健常者は、どう捉えるべきなのだろうか。「弱者」に対して、何と言うべきなのだろうか。しょうがい者が「弱者」という受け身である呼び方は、差別以外の何ものでもないと考えなければならない。

しかし、雇用問題とそれに関わる収入面の問題など、客観的弱者の立場に置かれることがあるのも確かである。そのような立場に置かれるのは、しょうがい者のみではなく様々挙げられるはずである。つまり、しょうがい者が「弱者」なのではなく、社会が「弱者」を作り出していると言うべきなのであろう。

また、「めくら」「つんぼ」などのように、以前は当たり前のように使われていた言葉も、現在は差別用語として使用が控えられるようになってきている。しかし、それは差別の実態を覆うものでしかないことを指摘する立場もある。¹¹⁸⁹「目が不自由な人」「耳が不自由な人」という言い方に替えられて使われていることが多いが、「不自由」と「見えない」「聞こえない」はレベルが異なり、果たして差別の実態はどこにあるのか、不明な観もある。上記の指摘も確かに一理あるが、現状としては、全て受け入れられずに厳然たる差別として認識する立場もあるため、差別用語と考えられるものの使用は、好ましいとは言えないと考えるべきなのだろう。

なお、用語以外に差別の問題が博物館においても見出されてしまう事実がある。その点については、後述することとする。

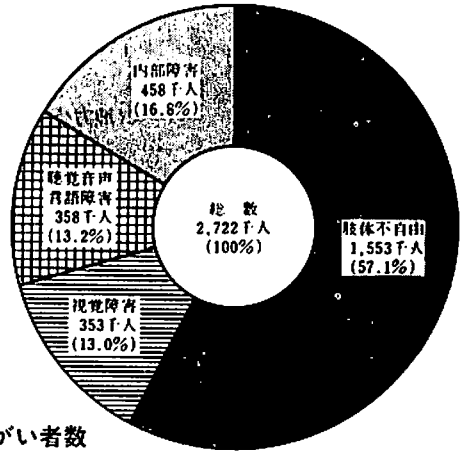
以上のように、法令の理解など、様々なし

博物館のバリアフリー計画

(単位：万人)

		計	在 宅	施 設
身体障害児・者		294.8	280.3	14.5
内 訳	児 (18歳未満)	9.2	8.1	1.1
	者 (18歳以上)	285.6	272.2	13.4
精神薄弱児・者		38.5	28.4	10.1
内 訳	児 (18歳未満)	11.5	10.0	1.5
	者 (18歳以上)	25.4	16.8	8.6
年 齢 不 詳		1.6	1.6	0
精 神 障 害 者		約 108	-	-

第2表 しょうがい者数の推計



第4図 種類別に見た在宅身体しょうがい者数

(『「国連・障害者の十年」の記録」より)

しょうがいの現状把握の方法がある。法的に見ると、しょうがい者をつくり出す原因は、直接的には先天的なものや病気の後遺症・事故などに求められるだろうが、実は現代社会そのものがしょうがい者にとって「障害」となっているという側面を理解した上で、何がしょうがい者対策であるのか考える必要があると思うのである。

6. しょうがいの把握

しょうがい別に見たしょうがい児・者数は、平成2～3年の調査では、第2表の通りとなっている。さらに、在宅身体しょうがい者の内訳は、第4図の通りである。なお、精神しょうがい者約108万人については、平成5年の調査では約157万人になっていることを合わせると、合計で500万人弱がしょうがい者であるということになる。日本の人口を1億2千万人と考えると、約24人の内1人がしょうがい者であり、即ち学校1クラスに1人、または親族3世代であれば、その中に1人しょうがい者がいてもおかしくない数字ということになる。

所謂しょうがいというのは一つに限られるのではなく様々であり、しょうがい者はそのしょうがいによりそれぞれに異なった特性を

持っており、しょうがい者への対応を考えるということは、しょうがいがどのようなものであるか、それぞれについてその内容、程度の把握を行うことが大前提と言える。しょうがいの程度によっても行い得る対応は異なるはずであり、ここではそのしょうがいの分類やそれぞれの行動の特性、しょうがい別心理特性を述べてみたい。

しょうがい別の行動特性や心理特性の把握は、次章で述べる、博物館におけるしょうがい者への対応の多くに密接に関わるものである。それゆえ、本章の内容は、必要かつ不可欠の内容であることを認識しなければならない。

さて、これからしょうがいの別に述べていくが、それ以前に、先天性のしょうがいであるのか、中途しょうがいであるのかによっても、その行動特性は異なってくることを考えなければならない。

後に述べるような法規定上での同じ等級にあっても、先天性しょうがいと中途しょうがいではその意味は異なることが予想される。後者には、受傷とショック時期・受容期・しょうがいの否認・悩みとうつ状態という各段階を経た上で、ようやく生活に意欲を持てるようになると言われ、先天性の場合、中途し

博物館のバリアフリー計画

等級	視力/視野の状態
1級	両眼の視力の和が0.01以下のもの。
2級	両眼の視力の和が0.02以上、0.04以下のもの。
3級	両眼の視力の和が0.05以上、0.08以下のもの。
4級	(1) 両眼の視力の和が0.09以上、0.12以下のもの。 (2) 両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの。
5級	(1) 両眼の視力の和が0.13以上、0.2以下のもの。 (2) 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの。 (3) 両眼の視野の2分の1以上が欠けているもの。
6級	1眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を越えるもの。

第3表 視力と視野による弱視の分類（鳥居編 1993 より）

ようがいでのその初期段階は見られないのが一般的である。中途しょうがいの場合、それまでの生活にやむなく変更を求められる上での情緒不安定など、心理的問題を抱えることを理解しなければならないのである。

次に、しょうがい別に述べる。

①視覚しょうがい者

「視覚しょうがい」というと、まず「見えない」という見方で対応してしまうことが多いと思う。しかし、全て全盲が占めるわけではなく、弱視者も含まれるのであって、さらに法的に「視力障害」と「視野障害」に分かれ、それも等級で分けられている。

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）では、1級から6級まで分けられている。その等級の凡その規定は第3表の通りである。

つまり、全盲は1級に含まれ、2～6級は弱視者であり、視覚しょうがい者の約8割は弱視者であるという。ということは、数字の上では視覚しょうがい者の多くは「見えない」のではなく「見えづらい」ということが言えるのかもしれない。

そうすると、視覚しょうがい者への対応は、弱視者への対応を充分考慮する必要があるということにもなる。そのためには、さらに視

力しょうがいや視野しょうがいの見え方を知る必要があり、その例を第5図に示す。後にも述べるが、これらそれぞれの特性を理解しなければ、視覚しょうがい者への対応の有効性は計ることができないということになる。

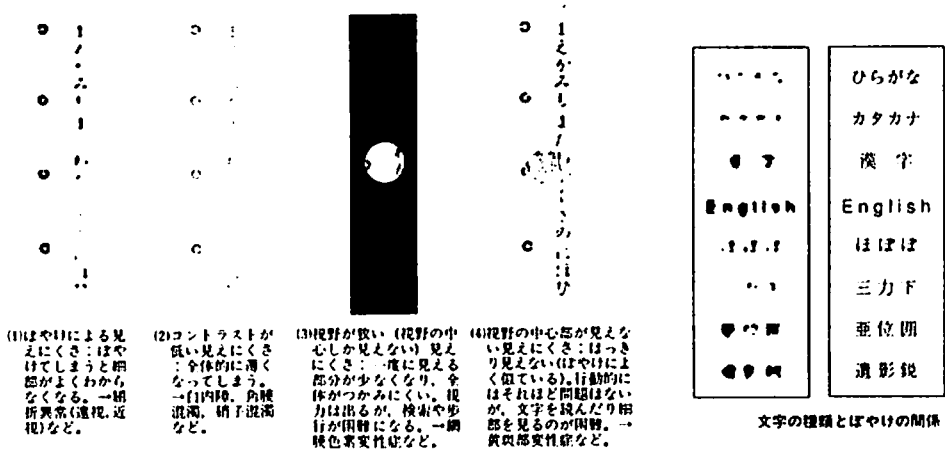
また、視覚しょうがい者の特性として、“パーバリズム”というものが存在する。つまり、言葉（発音）が先行し、その概念の裏付けが無いこと、例えば巨大な建築物や細菌のような微細のもの、虹や雲などの自然現象などの知覚が不可能になることである。これらの概念形成は、全く不可能ではなく、ミニチュアや拡大模型を使用する方法などによって、解決できる場合もあると考えられている。パーバリズムは、特に先天性のしょうがいの場合に顕著である。そのため、しょうがいの受容期の差によっても、学習段階を変えていく必要がある。

②聴覚しょうがい者

この場合も身体障害者福祉法施行規則により等級に分かれる。2～4・6級に分けられ、2級が全ろう、その他は難聴ということになる。また、聴覚とともに、平衡機能しょうがい・言語しょうがいなどがあることも理解しておく必要がある。

聴覚しょうがいの心理特性として、そのし

博物館のバリアフリー計画



第5図 弱視の見え方の例 (鳥居編 1993 より)

ようがいが一瞥して理解されない、つまり視認されないことによる心境変化がある。また、聴覚しょうがいを持つことにより、一方的に流される音声情報についての獲得が困難であるという立場を強いられることが予想されるのである。

聴覚しょうがい者の場合、情報伝達の方法としては、手話、口話、筆記などが挙げられる。どれが優れているかは、即断する訳にはいかない。そのしょうがいを負うことになる時期、即ち先天性のものか、中途しょうがいであるかによっても異なるからである。

各個人の享受能力の判断も行って、情報伝達及び情報交換を行わなければならない。

現在では手話人口も徐々に増加しつつあるとは言いが、中途しょうがい者の場合、手話による会話の有効性は期待できない場合が多いと思われる。もちろん、手話が有効な場合があることも理解する必要がある。つまり、いずれの場合にも充分対応できる姿勢を確保しておくことが肝要と考えられる。

③肢体不自由者

身体障害者福祉法施行規則により上肢不自由・下肢不自由・体幹不自由・脳原性運動機能障害に大きく分けられており、さらに1～7級の等級区分がなされている。

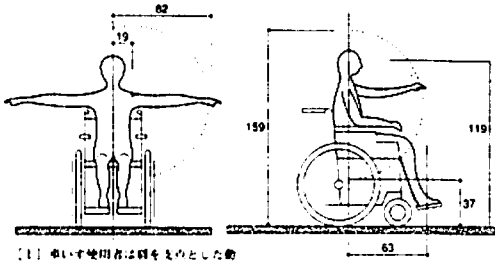
その状態により行動特性は異なり、大きくは車椅子使用者、杖使用者、その他に分かれる。ここでは車椅子使用者、杖使用者に要点を絞って述べる。

車椅子使用者と杖使用者ではその特性も異なる。視線の高度や行動に必要な幅、広さの確保について、十分な考慮が必要で、ハートビル法などに規定される数値の正当性と共に、設計段階での熟考が望まれる。第6図に示した車椅子使用時の到達範囲は、常に考慮されるべきものである。

さらに、第7図に車椅子の回転等に必要とされる最低範囲の例を示す。しかし、その行動範囲は、車椅子を使用しつつ、さらに上肢不自由を合わせ持つ場合など、広く捉える必要がある。第8図のような見方により、それ相応の余裕の確保が必要なのである。車椅子同志がすれ違えるのにも充分な幅の設定が望ましいのは言うまでもない。

また、杖使用者については、杖の種類とその行動範囲を第9図に示す。この場合ももちろん考慮に入れなければならない。杖使用者で特に考慮しなければならないのは、やむなく作り出されている段差であり、10数cm～20cmはもちろん、数cmの小さい段差でも障害となる場合があると思われ、それを解消できる

博物館のバリアフリー計画



- 【1】車いす使用者は肘を支えのとした動きになり、手の届く範囲が狭く、成人男子の場合では63cm程度である。
- 【2】すわった状態にあるため、目の高さ成人男子の場合では床から119cm程度である。

第6図 車椅子使用時の到達範囲(「都市公園におけるゆったりトイレの指針」より)

スロープなどの考慮が必要である。

その他、車椅子・杖による行動範囲の特性のみならず、運動機能制限による行動に要する時間拡大への視点も見逃してはならないだろう。

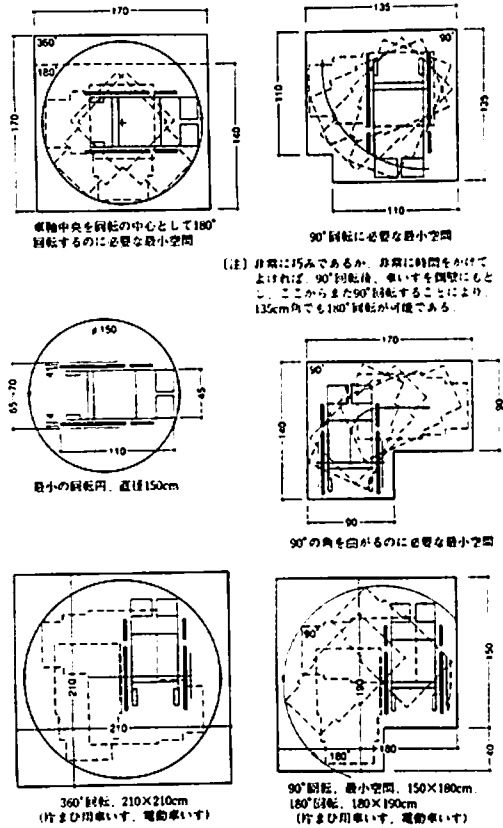
④内臓機能しょうがい者

法的には心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸のそれぞれの機能しょうがい挙げられる。上述のような等級では、1・3・4級という区分がなされ、その基準は極めて微細に規定されるが、凡そ日常生活活動が制限されるものである。それぞれで行動特性などは異なると思われるが、過度な行動が困難になったりすることなどから、車椅子での生活が余儀なくされたり、排泄頻度が高くなるといった、様々な特性理解が必要となる可能性がある。

⑤知的しょうがい者

従来「精神薄弱者」と呼ばれてきたしょうがい者に当たる。現在表記の通りの呼称変更がようやく一般化してきており、それに同調しつつある国側の動きも見られる。「発達障害」を使用する立場もあるが、筆者は表記の知的しょうがい者で統一する。

精神薄弱者福祉法には「精神薄弱者」は定義されておらず、「療育手帳について」(昭和48年厚生省事務次官通知)により規定される。それも重度とその他に分けられ、その判定基



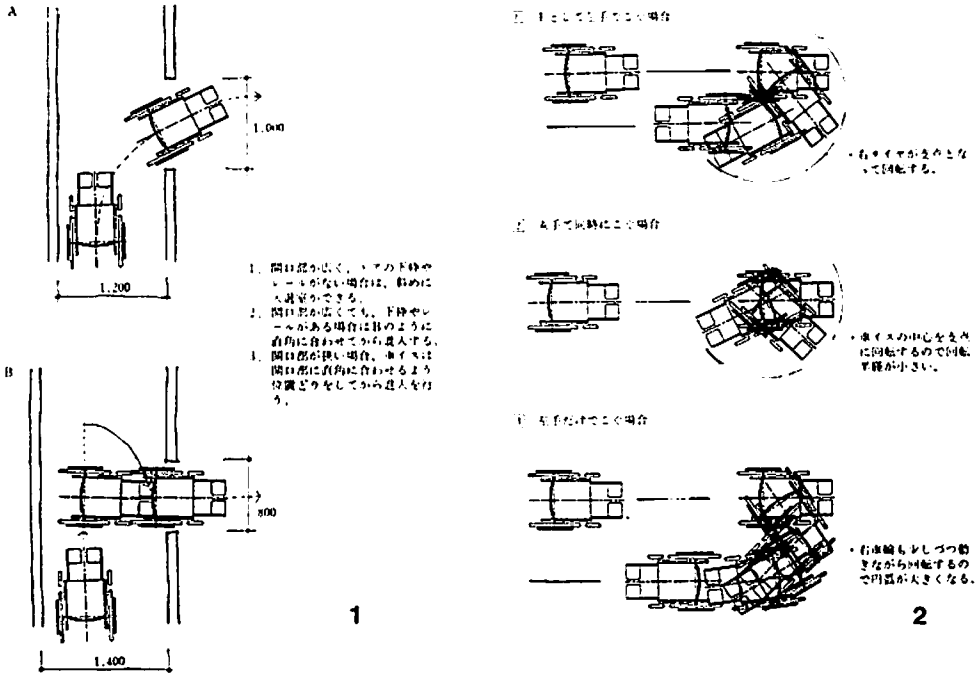
第7図 車椅子の動作空間(「都市公園におけるゆったりトイレの指針」より)

準は大まかなもので、実際には各都道府県で細分化した基準によっている。

特に、重度のしょうがいは知能指数が概ね35以下とされるように、精神症状としての知能しょうがい者が、学習の困難を予想させてしまうことに、知的しょうがい者の負うハンディキャップがあると考えられる。

単に、行為としての学習機会の獲得ではなく、その中に学習目的意識が芽生えるような態勢のもとに、学習機会の準備がなされる必要がある。そのためには、個人に関する情報を得た上で決定される要素もあると思われ、単純な構造でなし得るものでないことを理解しておくべきである。各種関係団体との連絡・検討が不可欠とも思われる。

博物館のバリアフリー計画



第8図 車椅子行動範囲と余裕の関係(米木 1991 より)

⑥精神しょうがい者

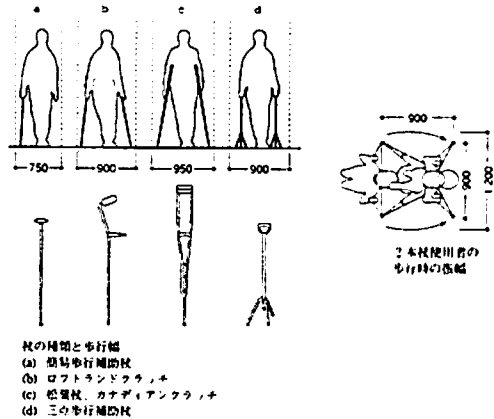
精神保険福祉法第5条に「精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質その他の精神疾患を有する者」という法的定義が見られる。

一括して精神しょうがいとするが、極めて広義的であり、特性は様々である。この場合も、知的しょうがい者と同様に、学習機会のその意義が明確にされた上で、対応していく必要があろう。

⑦重複しょうがい

しょうがいはそれぞれで異なったものであり、それが一人に幾通りものしょうがいとなることがある。それを重複しょうがいと言う。しょうがい別に述べるだけの対策の弱さがこの点にも現れると言えよう。

つまり、視覚しょうがい者にとっての展示を考えても、聴覚しょうがいとの重複を負っている場合の対応もなされなければならない時もあり、しょうがい者対策は、広範に考え



第9図 杖の種類と歩行幅(『都市公園におけるゆったりトイレの指針』より)

て行われるべきことであると言えるのである。重複の事例を一つ挙げることは容易にできるものではなく、そういった場合の対処の方法についても、予め考えておく必要があるということの提言に留めるものである。

これら以外にも、しょうがい者と所謂健常者を区別するということから来る心理的側面の理解について考える必要がある。即ち、同じ人間でありながら、所謂健常者と「障害者」に分けて、世の中が動いているという事実の認識についてである。しょうがい者で、介護なしに一般に生活できないようなしょうがい者が存在するのも事実であり、この世の中からしょうがいを根絶することは不可能であり、全て同じ人間であるという完全なる理解も不可能であることは間違いないであろう。そういった二面性の理解がしょうがい者心理の把握につながると考える。

また、コミュニケーション・ギャップの2つの相反する影響も知るべきである。

まず、期待し過ぎる側面で、例えば自分に読めるものが読めないのは、その努力が足りないからだとか決めつけ、相手に難しい要求をしてしまうことである。もう一つは、逆に期待をしなくなるということであり、しょうがい者のそのしょうがい故に、「できなくて当たり前、ここまでできれば上出来」などと考えることである。期待が低いと、与える側、受け取る側の双方の努力が損なわれ、学習レベルの到達度が低下する結果につながるのであり、そういった側面の理解がなければ、無意識にコミュニケーション・ギャップに陥ることになってしまうのである。

これまで述べたしょうがい別行動特性、心理特性は、その一部でしかなく、全てを述べ尽くすことはとても不可能である。さらに様々な視点から見ると言うまでもないが、取り敢えず本稿に関わるであろうことの説明として理解されたい。

7. 博物館としょうがい者

前章までに見てきたごとく、現代日本社会におけるしょうがい者福祉と、博物館で現在なされているしょうがい者への対応を見ても

今だ問題点は多く、これからなされるべきことがいかに多いかがおぼろ気ながら見えてくる。

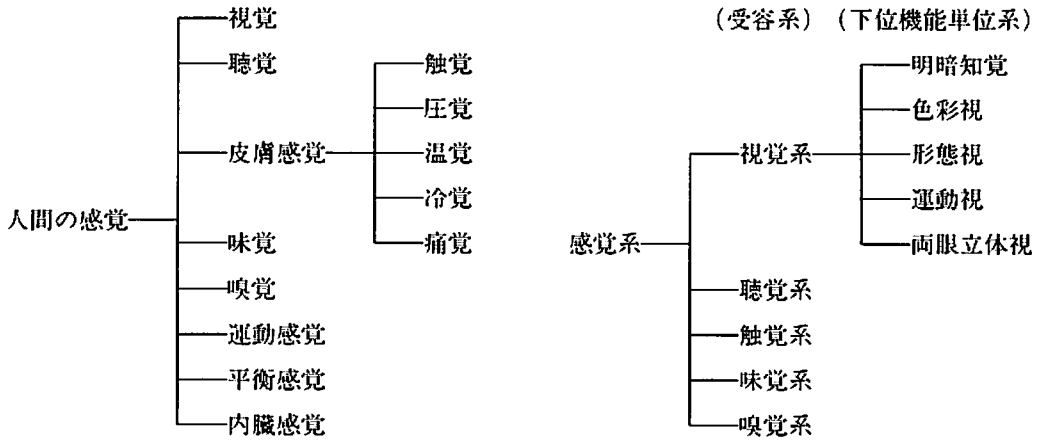
それではいったい、博物館がしょうがい者を対象に考える場合、何がなし得て、さらに何を以てその対応に当たることが肝要か、さまざまに視点を据えて具体的に考えてみることにする。

博物館のしょうがい者対策も、視覚しょうがいや肢体不自由といった区別によりなされる場合が多いことは既に述べてきたが、本章ではしょうがいの別としてではなく、「新長期計画」や『障害者白書』平成7年度版に挙げられた4つの障壁に分けて、それぞれに則した考え方、つまりその除去に関する考え方について述べてみたい。

障壁としょうがいとが異なることは改めて述べるまでもなからうが、しょうがいの別ではなく障壁別に述べるのは、しょうがいをまず特定するとしょうがい者への対応というものを限定することとなり、そのため側面的な問題解消にしかならないという恐れがあり、バリアフリー社会を目指すという目的がごく限られたものに陥ってしまう可能性が考えられるからである。とは言っても、それぞれの中でしょうがい別に述べなければならないことも確かである。前章でしょうがい別特性を述べたのもこのためである。

なお、4つの障壁とは即ち物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁、意識上の障壁であり、社会教育施設としての博物館において最も問題となるのは、資料に関する情報の伝達に関するもの、即ち3番目に挙げられている文化・情報面での障壁と考える。そこで、『障害者白書』等での順序とは異なるが、まずその文化・情報面での障壁について考え、その後物理的な障壁を、さらに制度的な障壁、そして最後に意識上の障壁について述べていくことにする。

(1)文化・情報面での障壁の除去



第10図 人間の感覚の分類と感覚系内の受容系及びその細分

博物館においては、物理的障壁を越えてまず文化・情報面の障壁が問題視されてしかるべきと考える。博物館の四大機能のうちの教育普及は、博物館法第2条に示される通りであり、その機能無しに博物館の存在は有り得ないからである。

以下、9点に的を絞って述べていく。

①様々な感覚にうったえる展示の可能性

博物館においては、視覚・聴覚がその重要な役割を果たしている。しかし、既に述べたように触覚による展示が視覚しょうがい者のために有効な手段と考えられており、その他にもさまざまな感覚にうったえることが博物館の可能性を拡大することにもつながると考える。

そこで、博物館におけるしょうがい者にとっての文化・情報面の障壁を除去するために考え得る一つの手段として、一般に言うところの五感、つまり人間のあらゆる感覚にうったえる展示の可能性を指摘してみたい。

ところで、人間の感覚には、旧来から一般に認識されている五感と呼ばれる感覚がある。即ち視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚である。しかし最近では、人間の感覚を8種に分類する方法がある。視覚・聴覚・味覚・嗅覚は従前通りで、それ以外に皮膚感覚・運動感覚・平

衡感覚・内臓感覚の4感覚を加える分類である。そして、触覚は圧覚・温覚・冷覚・痛覚と共に皮膚感覚に含まれるのである¹¹⁹³。ということは、皮膚感覚の5感覚をそれぞれで考えれば、8感覚を越え12感覚ということになる。さらにこれまでの五感に準ずる感覚系について、視覚系を細分した上で図示すると、第10図の通りとなる。

それらの感覚は、全て同等の情報量が得られるかというところではなく、それぞれで差があることは歴然としている。例えば、毎秒受け取り得る情報量は、視覚が聴覚の100倍、聴覚が触覚のさらに100倍程度であると言われたりする。そして前者は、「百聞は一見にしかず」という言葉によって、極めて簡潔明瞭に表されているのである。

このようなことから、視聴覚が重要視されるのは、ごく当たり前のことである。だからと言って、それ以外が不要であると言う根拠にはならない。無限に広がる可能性を追及する必要を痛感するものである。

そして、しょうがい者には代償性という考え方があっても考慮されなければならない。一つの感覚に欠陥があるとき他の感覚器官がそれを補うことで、視覚しょうがいの場合は聴覚や皮膚感覚などが、聴覚しょうがいの場

合は視覚などが補うものである。それは、他の感覚機能が優れるというのではなく、聴覚による理解力、視覚による記憶力の高揚という優越性である。この代償性の存在によっても、視聴覚以外の感覚によって情報の得られる展示というものを、考えていく必要があると言える。

以下、各感覚について述べていく。なお、触覚については、皮膚感覚の中に捉えられるものではあるが、他に比べて博物館におけるその役割は、視聴覚に次ぐ最も重要な感覚系と考えられるため敢えて区別し、最初に説明を加えたい。

a. 触覚

触覚にうったえる展示とは何か。これは即ち触察展示ということになる。

既に多くの触察展示例があるように、視聴覚の次に考えられ、実践されているものであろう。最近では、「ハンズ・オン」とか、「ブリーズ・タッチ」などとも呼ばれている。特に、子ども博物館（チルドレンズ・ミュージアム）において、盛んに提唱されているものでもある。

展示品（資料）に触れさせる試みの拡大は、それで十分な効果が期待できると言えよう。特に、子どもという感受性の強い時期に、資料に触れられるという経験の効果が大きいと考えるのは至極当然と思うところである。今後は、生涯学習という視点で、子どもから高齢者まで全ての年齢層に対応できるものの必要性を考慮されることが望まれる。

もちろん、資料の保存という相反する面への考慮が必要であることは言うまでもないが、その視点を見逃すことなく、こういった試みが今後増加されるよう望むものである。

さて、触察展示がどのような館種に見られるかは、第4章で概観した。主に視覚しょうがい者を対象とした展示であり、最近動物園で多く試みられ、さらに水族館においても行われている、一般を対象にした生きた動物に

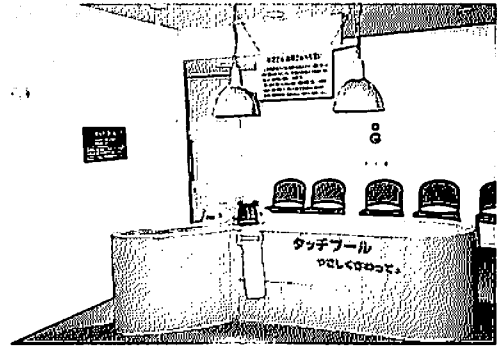


写真16 千歳市サケのふるさと館

触れるというものも見ておきたい。

動物園では、上野動物園はもちろん、多摩動物公園、江戸川区自然動物園（以上、東京都）、千葉市動物公園、市川市動植物園（以上、千葉県）、東武動物公園（埼玉県）、横浜市立野毛山動物園などがある。対象者を小学生などの子どもに設定する場合は多く、さらに、これらは動物に触れるという視点よりも、動物との「触れ合い」ということで実施されていることが多い。

水族館においては、タッチプールやタッチングプール・タッチ水槽などと呼ばれる類いの施設・設備が整備されている。水族展示を含む総合博物館においても見られるものである。例としては、千歳市サケのふるさと館（北海道、写真16）、青森県営浅虫水族館、しながわ水族館（東京都）、南知多ビーチランド（愛知県）、滋賀県立琵琶湖博物館などが挙げられる。触れる資料はいかなる場合も想定し得ることが理解できよう。

さて、ここで、触察資料として用意されるもののその材質・大きさなどについて、充分考慮する必要があることも述べておかなければならない。

資料として、一次資料、即ち実物を用意する場合は、その保護対策を充分に立てる必要がある。もちろん、二次資料であっても必要なことではあるが、その意味が異なることは敢えて言うまでもなからう。

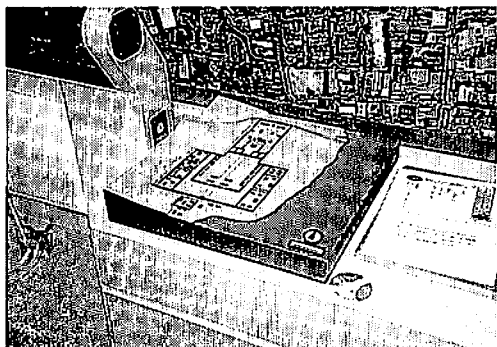


写真17 滋賀県立琵琶湖博物館の触察資料

二次資料のうち、レプリカの場合は、型取り模造・計測模造のそれぞれで異なる。というのも、後者の場合は同じ材質であることも可能であり、あまり違和感の無いものを用意できる可能性があると考えられるが、前者の場合は、その形は問題ないとしても、材質感までとなると、困難な場合が多い。しかし、後者の場合でも、完璧なる復元は困難と考えるべきであり、一概には決定できない。そのため、前者のように材質が異なっても、その方策を採らざるを得ない理由の提示がなされなければならないし、後者の場合でも、極めて微妙に形や材質感が異なることが提示されなければならない。さらに、前者の場合は形についてはほぼ完璧に復元できるので、それを補う資料、例えば土器の場合、樹脂製のレプリカ資料と共にその他の実物の土器片を用意することによって、材質感を提供することもできるであろう。

本来は実物を触れることが望ましいと考えるが、現実には必ずしもそうはいかないのだから、形を優先するのか、材質感を優先するのか、資料により分けてレプリカを準備しなければならない。

建築物等の大型資料で、ミニチュアを用意する場合も考えるべき点がある。例えば、大仏の巨大な頭部は下から見上げるために補正されたものであり、それをそのまま縮小して¹⁹⁶も、視覚で感じる大仏と単なる縮小模型では、



写真18 名古屋市科学館の嗅覚展示

各部の規模配分の意味は異なるのである。つまり、遠近法等との関係を考慮しなければ、縮小や拡大した模型は、その意味を失いかねないのである。注意すべき点と考える。

さらにもう1点考えなければならないのは、これまで視覚しょうがい者を対象としてそのための触察展示という理念のあり方があったと考えられるが、果たしてそのような考え方に問題はないかどうかである。この点については、本来最後の意識上の障壁の除去に関するものであり、そこで主に触れることとしたい。

b. 嗅覚

嗅覚展示、つまり匂いによる展示というのも最近見掛けるようになった。特に見られるのは自然史系博物館において、草木の香りを小孔から発生させ、鼻を近付けてその香りを嗅ぐという仕組みの装置であり、筆者が確認した館では兵庫県立人と自然の博物館・名古屋市科学館(写真18)・茨城県立自然史博物館などがある。

また、香りの森博物館というのが平成8年、大分県に新設された。そこではもちろん香りが展示の主役となっている。嗅覚による展示も行われているようであり、嗅覚展示の可能性は広がりつつあると思われる。

c. 味覚

味覚というのは、つまり「飲」と「食」につながるものである。

デパートの試食と異なるのは当たり前であるが、やはり見聞きしただけで評価するのと、そのものを口に含み喉を通す行為とでは、その効果が異なるのも当然であろう。衛生管理面の体制整備が必要なことであるため、味覚展示がどれだけ導入可能か、解決すべき問題点は他にあるのかもしれない、今後熟考されることが期待される。

しかし、全く無い訳でもなく、味覚の導入の可能性も方法如何であるのかもしれない。例えば横浜市の新横浜ラーメン博物館という施設があり、そこではラーメン屋の経営もなされている。展示施設もあり、それ故単なるラーメン屋台小屋ではなく博物館という名称を使用しているのであるが、その中で昭和33年の情景復元をしており、さらに、その情景を害さない程度に、全国各地のラーメン屋の食堂経営がなされているのである。勿論、そこでラーメンを食しなければそれまでであり、展示とは基本的に異なると思われるかもしれないが、展示を見学し、味覚でその博物館というものを実感できるという点においては、飲食の「食」につながるものであることは間違いない。

同様に、飲食の「飲」についても例が挙げられる。

酒及び酒造関係の博物館においては、工場見学的内容であることも多く、その途中または最後に試飲を行っているものもある。即ち、味覚でその博物館を感じ取ることができる訳である。企業経営の博物館施設である場合がほとんどで、企業PR的な面も強いが、そういった負の面のみを見て評価するのが本稿の目的ではないので、ここでは味覚を感じることができるという点で、積極的に評価しておきたい。日本酒・ビール・ワインなどそれぞれに関連施設が認められ、サッポロビール博物館（札幌市）などは好例と言えよう。

味覚展示の可能性も今後充分考えられると思われる。

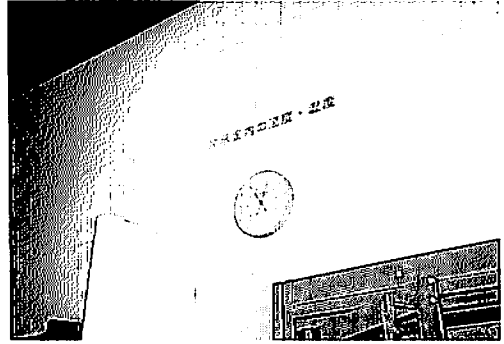


写真19(上) 名古屋市科学館の温覚・冷覚展示
20(下) 左が温覚室・右が冷覚室

なお、『展示学事典』において、嗅覚・味覚と展示との関係が触れられており、知覚と語感に頼る展示についても述べている¹⁹⁷。嗅覚・味覚というこれまで博物館の展示においては取り上げられることの少なかった分野として、今後の可能性は充分検討する価値があると思われる。

d. 触覚以外の皮膚感覚

温覚・冷覚に関する展示は、いくつか例示可能である。

穂別町地球体験館（北海道）では、熱帯雨林（気温30℃、湿度80%）、砂漠（気温50℃）や氷河期（気温氷点下20℃）と、最大70℃の気温差が体験でき、熱帯雨林では動物の声を放送し、臨場感を高めている。また、名古屋市科学館では、熱帯と寒帯の気温・湿度を体験できる部屋を用意し、温覚・冷覚を感じることができる（写真19・20）。

北海道立オホーツク流水科学センター・オホーツク流水館（共に北海道）では、流水の実物に触れることができ、触覚を伴いつつ氷点下の世界を冷覚で感じることができる。

圧覚や痛覚についても考え得るものであろうが、今回は明確にその好例を挙げる程のものがなく、今後追及してみたい。重量感が圧覚によると考えられるのであれば、実例例示もより多くなると考えられる。

e. 平衡感覚

バーチャル・リアリティーと呼ばれるアミューズメント性の高い設備は、博物館よりもテーマ・パークなどで多く採用され、最も多いのは、平衡感覚を応用したものである。

例えば、横浜マリタイムミュージアムでは、三面マルチの映像と共に、そのコーナー全体が微妙に揺れを生じている。つまり、船に乗っている感覚を覚えるものであり、平衡感覚によりその状況が作り出されていると言える。単に映像を眺めるというだけではなく、体全体で、雰囲気味わうという効果がある。

また、地震の各震度の状態を体感できるという展示もある。これらは平衡感覚を応用したものと行うことができよう。

さて、これら触察展示以外の嗅覚・温覚・冷覚・平衡感覚などによる展示は、しょうがい者のためを考えた上で始められた展示ではない場合が多いはずである。しかし、それはしょうがい者にとっても極めて有効な手段であることは間違いなく、今後、様々な感覚展示のなされる努力が必要と考える。

②展示の高度

前章の肢体不自由者の行動特性において、車椅子使用者の到達範囲で見たごとく、その視線の範囲は限定的にならざるを得ない状況がある。それを鑑みた上で、展示の高度が決定されるべきである。

結論から述べると、高度80cmを越え、ガラス面下部の側面の陰になって展示状況が全く見えないなどの、車椅子に腰掛けた状態で見

学するのに支障を来す展示はあってはならない。実際に車椅子の視線到達範囲では、見ることでできないはずの高度に設定された展示状況をよく目にするのがあり、非常に残念に思うことがある。

この問題の解消法として、車椅子の模擬体験、即ちキャップハンディまたはハンディキャップ・オリエンテーリングと呼ばれる行動の実施により、確認事項を徹底する必要性があると思われる。資料や解説板の見える状態などを想定し、実際にその状態に置いた上で確認するのである。

展示ケースの種類によっても様々な対応が必要である。

例えば、テーブルケース（ローケース）の場合は、高度80cmでも高い可能性があるし、ケース側面からトップガラス面まで幅を持たせる場合、高度のみならずその幅をも考慮に入れて設計する必要がある。

さらに、到達範囲は視線のみではなく、指先の到達範囲も配慮に入れるべきである。

ある博物館の例として、数種類のソフトが用意された画面タッチ式による選択ビデオ方式の映像資料があるのだが、その画面の高度が180cm程の位置にあり、つまり、車椅子に腰掛けた状態で手を伸ばしても、届かない位置になる。周辺の警備員や他の見学者などに依頼する方法も無い訳ではないが、それではどうにも釈然としないというものだろう。

このようなことから、車椅子による見学について、その行動到達範囲の確認がなされた上で設計し、また、既にある展示も模擬体験により逐一確認し、改善すべき点は早急になされるべきである。

また、ノーマライゼーションの考え方から言っても、展示の高度を考えるということは、小学生などの総体的に身長が低い場合でも有効である筈である。高い所には身長が高くなければ手は届かないが、低い所は身長差に関係なく、ほぼ到達可能と言えるからである。

全てが同じ高度になってしまえば、脚色のできないつまらない展示に陥る恐れもあるが、最低限の見学の保証がなされるべきであると考える。

④展示解説板

博物館の情報伝達は、展示手法によってのみなされるのではなく、その他の解説手法によってもなされる。そのいくつか考え付くものを以下述べてみたい。

その第一として、解説板（ラベル・キャプション・パネル）の文字の大きさやコントラストが問題とされることは間違いない。

中高年層を対象とする展示解説板を考える石渡美江・濱野秀¹⁹⁸は、見やすくするための条件として、大きさ・コントラスト・動き・明るさを挙げる。この内動きについては、映像展示解説としており、視点がややはずれているので、ここでは大きさ・コントラスト・明るさの3点が検討の対象となる。

また、弱者の視覚情報獲得方法として、本などに鼻を擦り付けるようにして読むといった例に代表されるように、大きな文字などではなく、読み取る面に近付くという方法がある。つまり、文字との距離も考える必要がある。以下、それぞれ若干検討する。

文字の大きさは、拡大文字が有効性を発揮するのが一般論であろう。さらに拡大が必要な場合は、弱視レンズのような補助具によって多くは解消されることになる。しかし、視力や視野の状態によって、効率良く読み取れる大きさは異なることも一考せねばならない。また、拡大文字のために展示解説板が著しく大きくなり、展示資料とのバランスが崩れる恐れもあるため、一概には決定できない。文字量との関係もあるし、第5図(5)のように、画数の多い漢字は読取りづらいという点も考慮していく必要もあるのかもしれない。

文字との距離は、文字の大きさに関わる。つまり、近付くことによって文字を大きくするというものである。ここで問題とするのは、

奥行きのあるケースで手前と最奥の解説板の文字を、同じ大きさで作成したときの弊害である。ケースの奥行き（距離）との兼ね合いで文字の大きさを確認するべきである。

コントラストとして、黒地に白抜き文字の効果がある場合がある。眼の角膜・水晶体などの中間透光体の混濁の場合である。一般的には逆の白地に黒文字のような明瞭なコントラストが読み易くなると思われる。また、解説板の素材や色調もコントラストに影響する。金属プレートの場合や木製の場合、また、様々な着色がなされることもあるが、あくまでも文字の読み易さを優先すべきである。

明るさがそれに加わることによって、見易さを作り出すことがある。しかし、上記の中間透光体の混濁の場合は、逆にまぶしさによる見えにくさというものもあるといい、やはり照明アップが必ずしも効果が上がるとは言えないようである。そして、照明と資料保護の立場という、相反する事実も勘案する必要があるのは言うまでもない。

弱視への対応が、文字を大きくするだけでなくで良いというのではないのは、前章の弱視のその見え方の例示により、若干は理解できるはずである。

結局、どれが正しいという方法は無く、完璧なる解説板というのは有り得ないというのが結論になってしまうが、一般論的に、文字が読みやすい程度の大きさ、十分なコントラストを保ち、照明は明るく、解説板との距離が著しく離れないような状態を、各館の資料内容・設備等の状況に従って考えていかなければならないのである。

少なくともしょうがい者への配慮以前に、何ら見学者への配慮を考えずして作成されているとしか思えない展示解説板の存在は、許すべきではない。

展示解説板を有効に活用するために、しょうがい者への対応という意味では、次に述べる点字解説書や拡大文字で印刷された解説書

の併用が、補助的役割を果たす可能性を考えることも必要と思われる。

④解説書・図録

解説書の必要性は様々であるが、まず視覚しょうがい者にとっての視覚欠如補足のために、点字解説書の用意が挙げられる。既に採用されている博物館もあり、今後さらに増加することを望むものである。解説書においては、点字と共に、立体コピーによる、資料の形態を触知できるものが備わっていると、さらに効果は高くなる。この意味で図録という要素も含めた。

弱視者に対応するために、拡大文字を使用した解説書も、今後作成されることが望まれる。資料の写真が併載される必要もあろう。鼻を擦り付けるように見ることによって、視覚情報を得ることができる弱視者への対応が可能になるからである。

弱視者に対応するための展示解説板の在り方を明確に打ち出し得ない状況が、各種の解説書の存在によって解消できる可能性が見出せるものと思われる。

聴覚しょうがい者にとっては、聴覚展示についての内容を記した解説書の用意されることが望ましい。次に述べる手話等の意思伝達手段による以前に、前もって用意された解説書の必要性もあると考える。

⑤手話・筆談・口話（読唇術）

聴覚しょうがい者にとっての意思伝達手段として考えられるものは、手話・筆談・口話（読唇術）である。いずれが優れているという言い方はできず、聴覚しょうがい者それぞれに、有効な手段があると考えべきである。

駒見和夫も手話通訳について述べるが、完全に否定しないまでも手話通訳JE100の必要性には積極的ではないようである。しかし、手話を使えない聴覚しょうがい者の存在は、日本を含む世界的なろう教育の歴史の中で、当初は手話教育が否定されていたということに起因する要素が多いためという事実があり、現在

では、手話の認識は急速に広まりつつある。つまり、手話通訳に非積極的になる意味は全く感じられない。

手話を使えない人が多いからというのは、これまでのろう教育の歴史の責任であり、逆に積極的に手話を導入していくことこそ必要と考える。

⑥オーディオ・ガイド（含聴覚しょうがい者用機器類）

資料について耳から情報が得られるオーディオ・ガイドが、最近普及し始めている。

東京国立博物館において平成8年10～11月に開催された「法隆寺献納宝物展」でも、有料のレンタル・ガイドが用意された。各スイッチの操作により、用意された数十点に関する説明を、好きな時に選定して聴くことができる構造のものとなっており、一方的に流れるものではなく、選定要件を設定することの有効性を示していたと思われる。

オーディオ・ガイドは、視覚しょうがい者を対象とした実践例があることは前述したが、現在多くなっているのは視覚しょうがい者のみを対象としたものではなく、全ての見学者を対象としたものであることが多いと思われる。

大阪府立近つ飛鳥博物館では、視覚しょうがい者のために、時間が一般の倍になる（一般で1分～2分弱）やや詳しい内容も用意されている。視覚しょうがい者の博物館活動への参加機会の増幅を促すものと、積極的に評価したい。

聴覚しょうがい者にとっては、補聴器などの機器類の整備の必要があるかもしれない。また、上記のオーディオ・ガイドも音量調整の幅が増幅すれば、難聴者への対応がより広がることにつながるであろう。

⑦触知案内板・触知案内図・音声案内

触知案内板の存在は、第4章で簡単に触れた。館内の移動に関する情報の整備については、特に視覚しょうがい者のために必要であ

る。そのための触知案内板や、それに替わる触知案内図の準備のなされることが望まれる。次に述べる点字ブロックも、情報提供のために重要な役割を果たすと考えられるが、筆者としては、触知案内図の併用がより効果的であると考ええる。

また、音声による案内(誘導)の方法も徐々に試みられつつある。出入口などの誘導の場合など様々な場面で考えられものと思われる。今後の検討課題としたい。

④点字ブロック

情報の障壁の除去について、アクセスや館内移動に関する内容の検討として点字ブロックを考えてみる。

点字ブロックの敷設場所としては、博物館までのアクセスにおけるものと博物館内の移動についてのものがある。前者に関しては、本来は博物館側の見解としてその敷設内容の検討を行うべきところであるだろうが、博物館個々の問題だけではなく社会全体の問題でもあるため今回は省略し、後者についてのみ述べる。その博物館内の敷設についても、さらに展示室内の敷設とそれ以外の2者に分けて考えられる。

展示室以外の廊下や階段の上下・踊場などに敷設される例は最近多く見かけるようになり、それは誤り無いものと筆者は考える。問題は展示室内での点字ブロックの敷設である。筆者自身、それはごく数例を知るのみであるが、疑問視せざるを得ないものとなっているのである。

写真21はその一例であるが、まず、展示ケースから離れて敷設されている事実を見逃す訳にはいかない。何を見てもらうために敷設しているのか理解に苦しむ。ケース内展示で、勿論触れるものでもないのだからという考え方がもしもあるとしたら、敷設そのものの誤りを指摘しなければならない。

そもそも、点字ブロックは視覚しょうがい者の自立を支援するするものとして評価され

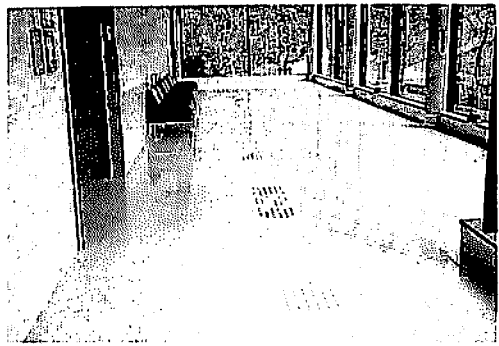
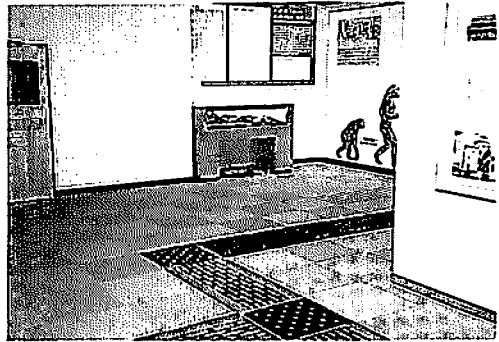


写真21(上) 展示室内の点字ブロック

写真22(下) 点字ブロック敷設例

るものであるが、そのために展示室内に敷設しているのだから、介助がなくても展示室内を歩くことができるというのであれば、博物館の存在そのものをないがしろにしていると考えられる。結果として、展示室内の点字ブロックの敷設は筆者としては否定的とならざるを得ない。しかし、これは全盲者を対象とする場合であり、弱視者の場合や、展示物に触れられる場合は別であるということにはなる。

また、点字ブロックの敷設内容も問題とすべきである。点字ブロックは、「点状ブロック」と「線状ブロック」の2種類に分かれ、前者は警告ブロック(「止まれ」の意味)、後者は誘導ブロック(「進め」の意味)に扱われる。その内容の混同があったり、また、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針」(昭和60年)でも原則黄色とされているが、それが順守されていないことが多いのである。

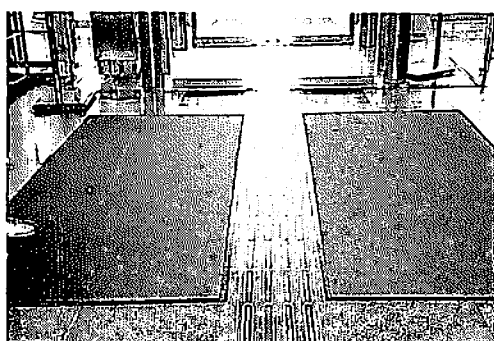


写真23(上) 点字ブロック上のマット設置

写真24(下) マット設置例

ある博物館では、その建物を設計した建築家の指示により、周囲と同色にさせられたという。黄色というのは弱視者への配慮のためであり、周囲と同色にするということは、弱視者の存在無視によるものであることは明らかである。黄色が美観を損ねるという考え方がありと言われることもあるが、筆者自身は、弱視者無視の同色または同系統色の点字ブロックのことを、“心の美観”を損ねるものと言っている。

また、写真22は、全く理解し難い敷設状況を呈する。ブロックが繋がらず、細切れ状態のブロックを点々と敷設するのみのものである。これでは点字ブロックを頼りに誘導されるということは、極めて困難である。点字ブロックのその意味を全く理解していないと言わざるを得ない。

さらに、博物館入口の点字ブロック上に、



写真25(上) 剥がれた点字ブロック

写真26(下) 弱視者不在の点字ブロック

靴底拭き用のマットを敷いてしまう場合もある(写真23)。これも点字ブロックの意味を全く理解しない者のなせる業でしかない。千葉市美術館のある千葉市中央区役所の例(写真24)を見習うべきであろう。

他にも、点字ブロックが剥がれていながら、何の補修もされていない場合や(写真25)、誘導方向に斜行する線となり、周囲との色の差が全くわからない点字ブロックが駅から博物

博物館のバリアフリー計画

		年 度	1990(177)	1991(124)	1992(142)	1993(256)	1994(213)	1995(213)	合 計
全 体	最大/最小		35,000/30	7,840/30	109,062/40	10,723/23	33,515/41	15,622/35	109,062/23
	平均		1,935	1,297	2,225	1,306	2,196	1,599	1,744
設 立 機 関	公 的	最大/最小	35,000/30	7,840/70	109,062/40	—	—	—	109,062/30
		平均	2,184	1,487	2,739	—	—	—	
主 体	私 的	最大/最小	17,700/30	6,007/30	10,546/50	—	—	—	17,700/30
		平均	1,287	910	1,164	—	—		
館 種 別	人 文 系	最大/最小	17,000/30	7,044/30	41,092/40	10,147/23	17,240/41	9,510/50	41,092/23
		平均	1,254	1,207	1,433	1,145(165)	1,660(109)	1,233(112)	1,316
	美 術	最大/最小	7,181/33	7,840/60	109,062/70	10,723/24	33,515/69	11,943/35	109,062/24
		平均	1,206	1,256	4,530	1,518(45)	2,555(62)	1,506(60)	1,899
	自 然 史	最大/最小	2,903/90	2,800/60	19,000/62	4,460/72	19,020/56	6,084/117	19,020/56
		平均	870	1,327	1,813	757(17)	2,302(24)	1,321(18)	1,558
	理 工	最大/最小	35,000/60	4,977/217	3,528/50	7,800/80	20,000/145	15,622/427	35,000/50
		平均	8,000	2,487	1,124	2,084(21)	4,937(13)	4,113(19)	3,511
	動 水 植	最大/最小	27,400/510	3,386/485		7,220/154	3,439/230	6,459/287	27,400/154
		平均	9,886	1,772		2,554(8)	1,785(5)	2,592(4)	2,337
	そ の 他	最大/最小	—	—	4,015/1,903	—	—	—	
		平均	—	—	2,140	—	—		

単位は㎡・括弧内は有効回答館数

第4表 年度及び設立内容別博物館規模の状況(「ミュージアム・データ」による)

館まで敷設されている例(写真26)もある。これらも、その意義が全く生かされていない例なのである。

結論として、まず点字ブロックの意義・その理想的な在り方を熟知した上での敷設が望まれる。そうでなければ、日本人の発明であり世界に誇れる点字ブロックは、恥ずべきものになりかねないと考えるのである。

⑨ 広報の有無

広報の実例については、第4章で若干触れたので、問題点は既に明らかと言えよう。広報することの必要性は充分認められるべきである。その大前提として、誤りのない設備の整備や解説員・介助者の態勢などの整備が必要であることは言うまでもない。

今後も博物館へ足を向けさせるための広報活動の普及が望まれるのである。

さらに、博物館での活動も重視すべき点がある。例えば、解説員の存在を認知させるための表示などが考えられよう。

また、府中市郷土の森博物館(東京都)で

も評価されるべき点が見出せる。プラネタリウム入口付近に〈耳の不自由な方へ〉として、ナレーションを要約した文章を字幕スーパーで投影していることを掲げ、さらに、投影機の後ろ側の席は字幕が見にくくなる旨の注意を促しており、当然のことと言えばそれまでであるが、意外と盲点となっていることもあるのではないだろうか。

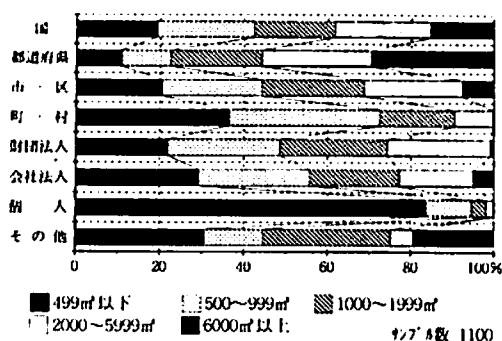
その他様々な状況を判断した上で、このような館内広報活動がなされることも望まれるのである。

(2) 物理的な障壁の除去

昭和50年開催の第23回博物館大会において、その分科会でしようがい者への対応が話し合われ、建設の際における博物館側の注文の必要性が説かれていた。それでは何を考えていくべきか、そして博物館側の意見としてどうあるべきか、具体的に考える必要がある。

そこで、一般に考えられがちな面としての、物理的な障壁の除去について述べる。即ち、身体しようがい者用トイレや、エレベーター

博物館のバリアフリー計画



第11図 設立主体と延床面積の規模(「ミュージアム・データ」No.32より)

の設置などの問題である。

①ハートビル法適用条件から

物理的障壁を除去するためにハートビル法などがあることは前述した訳であるが、ここではそのハートビル法の規定の中から、延床面積に着目してまず述べてみたい。

ハートビル法に伴うハートビル法施行令によると、該当する特定建築物の延床面積についての規定が2,000㎡以上である(第2条)が、この規定がどれほど生かされていくかは、現在の博物館、特に新設館における面積の現状を把握する必要がある。

「公立博物館の設置及び運営に関する基準」においても、市町村の設置する博物館の標準は2,000㎡となっており(第5条)、それと連動するとも考え得るかもしれないが、ハートビル法の場合、それを満たさなければ法適用を受けられないという面があり、その点では意味が異なる。即ち、ハートビル法に適用される状況が現在の日本の博物館に見られるかどうかの確認を行ってみたい。

現在、日本の博物館が延床面積でどのような状況にあるかは、本来全ての博物館について数値の分析を行うべきであるが、今回は、丹青研究所発行の「ミュージアム・データ」に昭和61年度以降掲載されている、毎年度の新設館のデータから参考として見てみることにする。

平成3年度以降は面積・入館料等についてもまとめられており、それをさらにまとめると、第4表のようになる。

もう一つ、設立母体別の博物館の延床面積の状況も「ミュージアム・データ」No.32に参考資料を見ることができる(第11図)。

これらにより、博物館の延床面積を概観する。

年度別及び設立内容別に見ると、2,000㎡以上は、全体として1992年度と1994年度がそれを越えている。合計では1,744㎡と下回っている。館種別で見れば、理工系・動水植系がそれを上回る傾向が見られるものの、その館の実数が他より少ない点では平均値のみで表現できない実態がある可能性もある。いずれにしても、2,000㎡以上をクリアする館は半数を大きく下回ると言えるのではないかという状況であると考えられる。

設立母体別に見ると、都道府県立クラスのみ半数以上が越えるものであり、町村立・個人立に至っては、それ以下が9割を越える状況となっている。

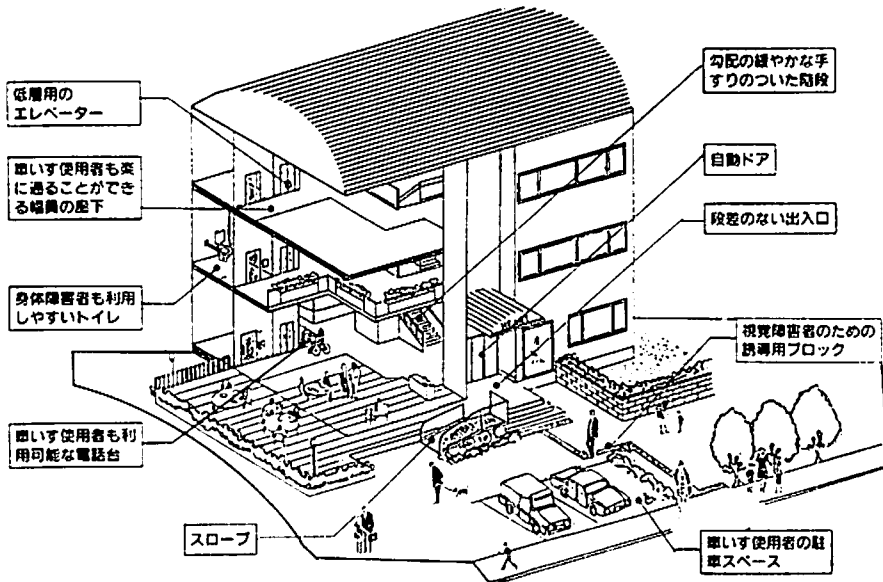
このように、ハートビル法の問題そのものも指摘しつつ、博物館がハートビル法にすら適用されない場面が多いことを認識しなければならないということになる。ここでもハートビル法の存在意義を問うことになるのである。

なお、このデータでは、実際に2,000㎡以上のものが何館、何%存在するかまではわからず、そのためには「全国博物館総覧」((財)日本博物館協会編集)により検討すべきであろうが、今回そこまでの余裕がなかった。今後さらに詳細に分析していきたいと思うところである。

②施設の整備

なにか必要なのかを考え、エレベーター・スロープ・トイレなど様々な設備が設置され、バリアの除去を考えた方策の採られている場合は大変多くなっている。設置自体はもちろ

博物館のバリアフリー計画



第12図 高齢者、身体しょうがい者等が円滑に利用できる特定建築物のイメージ
 (『障害者白書』平成7年版より)

んそれに越したことはないと考えがちである。しかし、あくまでも設置するという段階で止まってしまう、その最も理想的な姿に関する理解と認識を持って設置が実行されなければ、それら設備の存在価値が激減してしまう恐れがあることを理解すべきであろう。

『障害者白書』平成7年版には、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物のイメージというものが掲載されている(第12図)。そこでは、トイレ、エレベーター、出入口の構造などの主な対応設備が一目でわかるようになっている。しかし、それぞれについてはさらに検討の余地がある訳で、以下、各々検討事項を確認してみたい。

a. 段差の解消

街中には、実に多くの段差が存在する。

その段差の解消のためにはスロープの設置が必要となる。しかし、スロープが最も良い方策だと考えられているのではないかと、疑問に思う場合が無い訳でもない。

スロープの必要性を否定するものではない

が、まず床はフラットであるのが最も理想的なのである。¹¹⁰⁾ スロープを取って造る必要は無い場合があるはずであるのに、それを考慮にいれずに、スロープで対応しようとしている場合が実に多く見られる。

もちろん、全て平らにすることは不可能であり、段差を認めなければならない場面は多々見られる。その場合造られるスロープも、傾斜角度の問題は多い。

スロープの傾斜角度は、法的に1/12や1/15となっている状況で、国際シンボルマーク掲示の条件でも1/12となっている。しかし、1/12ではまだ容認できる数値とは言えない。ましてや1/8などは許されざるべきと思うのだが、そのようなスロープはかなり多いように見受けられる。

自力歩行する車椅子使用者でも、1/8や1/12では上ることが不可能な場合が多々あり、また、下りの際は、普通に前進すると前のめりになって転落の恐れがあるため、逆走(バック)しなければならないのである。スロープ

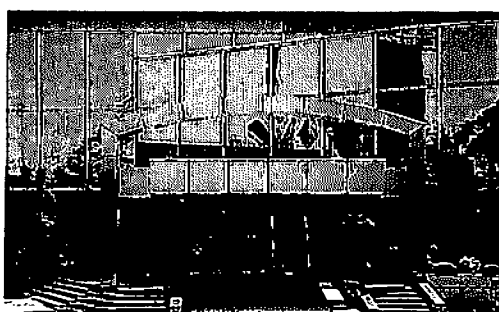
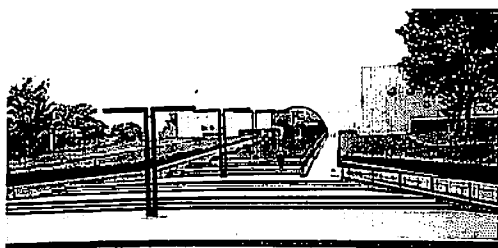


写真27(上) 脇を通る狭いスロープ

写真28(下) 滝川市美術自然史館の入口

が決して良策でないことが理解できよう。

スロープで展示空間（通路）を形成する場合もある。空間形成の一つの手法と考えれば、趣向を凝らしたものという見方ができようが、車椅子の自力歩行者にとっては、不安材料にしかならない恐れがあり、筆者にとっては否定的にならざるを得ない。

適切な踊場の設置も必要である。ハートビル法に基づく告示の誘導的基準では、高さが75cmを越える場合、それ以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置となっている。少なくとも最低規準の順守がなされるべきであるものの、そうでない場合も目に付く。

また、スロープ設置の際、その床面の仕上げ状況も考慮の必要がある。つまり、粗面とし、スリップの恐れを除去しておく必要がある。降雨時の状況把握も必要である。

さらに、入口までのアクセスにおいて、ス

ロープと階段の主従関係についても、今後考えるべき実態を見出さなければならない。

入口前が階段となっている博物館は数多く、それにスロープが設置される例も多く見られるのは理解されよう。しかし、そのほとんどが写真27に示した通り、車椅子が1台通れる程度のスロープ設置に留まるのである。これでは、例えば養護学校等で車椅子使用のしょうがい者の団体が見学利用しようとする場合、そのスロープに行列を作りつつ入館しなければならないことになる。そのような状況を想像するだけで、このスロープの在り方は誤りであることが明らかと言えよう。スロープはしょうがい者も所謂健常者も共に使用可能であるが、階段は車椅子では使用不可能なのである。双方に使用可能なものということは、ノーマライゼーションの理念に適うものということにはならないだろうか。

主従関係が設置の上で逆転している例としては、滝川市美術自然史館（北海道）がある（写真28）。スロープを中央に、その両脇に階段を設置しているのである。全ての人から中央からの入館が可能となるのは言うまでもない。「車椅子は脇から」といった場面は皆無なのである。敷地空間の制約上致し方ない場合はあるかもしれないが、そうでない限り、主従関係の検討は行われるべきである。

このように、車椅子が通行できるようにとの配慮からスロープ設置がなされるのは間違っていないが、その設置方法も一考を要すると言えよう。

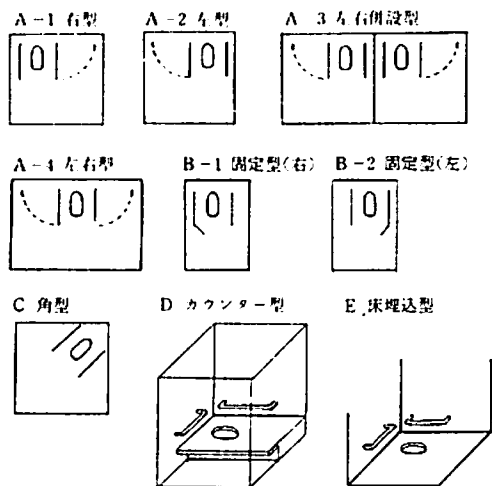
段差の解消は、ベビーカーを押している場合でも有効であることは、想像に難くないはずである。ここにノーマライゼーションの理念が発揮されるものと思われる。

b. 通路・出入口の構造（幅）

通路・出入口の構造も、ハートビル法に基づく告示により規定され、一応の基準は設けられている。

その幅については、前章でも見た車椅子の

博物館のバリアフリー計画



第13図 トイレの形態

動作空間(第7図)も参考とすべきであるが、法に則って最低規準の数値で設備が整えられたり、それすらも守られない場合となると、第8図1Bに示した通り、不便極まりない構造になる恐れがある。広範囲に考える動作空間の検討により決定されるべき問題である。

展示室内の移動空間やスロープも含め、車椅子が余裕を持ってすれ違える程度の幅の確保は欲しいところである。

また、出入口の開閉構造も、自動ドアが好ましいのは言うまでもないが、どうしてもその他の構造となってしまう場合、その使用難易度は様々であり、それぞれに十分な検討を加えた上で決定されることが望まれる。

c. トイレ

身体しょうがい者用として扱われるトイレの設置は、博物館のみならず、各種施設にて多くなっている。それは、しょうがい者対策の意識の高揚を促すものとしては受け入れるべきことであるが、その設置内容は必ずしも好条件を備えていない場合が目につく。

身体しょうがい者用トイレと一口に言っても、その形式は様々である。

米木英雄は、従来の身体しょうがい者用トイレを5型式10類に分類している¹¹⁰⁶。第13図に

種別	A	B	C	D	E	備考
1. 開口のある 右型	×	○	○	○	○	
2. 開口のある 左型	○	×	○	○	○	
3. 開口の無い 右型	×	○	○	○	○	A, Bは乗り移りが困難
4. 開口の無い 左型	○	×	○	○	○	同上
5. 固定利用	○	○	○	○	○	
6. 床埋込利用	○	○	○	○	○	
7. はよく利用 右側向	×	×	×	×	○	A, B, Cは難にならない
8. はよく利用 左側向	×	×	×	×	○	同上
9. はよく利用 かつ状態	×	×	×	×	○	同上
10. 利用	○	○	○	○	○	D, Eは難れないがめい
11. 変位装置	○	○	○	○	○	D, Eは分かりにくい
12. 一般利用	○	○	○	○	○	

○使用しやすい。 ○使用できる。
△使用できるが、使いづらい。 ×使用できない。

第5表 トイレ利用の難易度 (米木 1991 より)

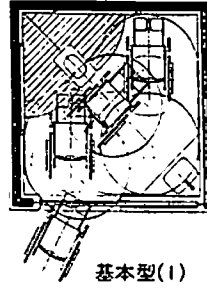
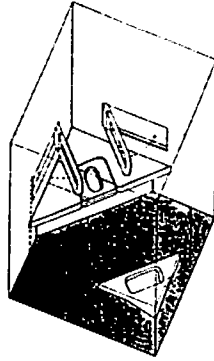
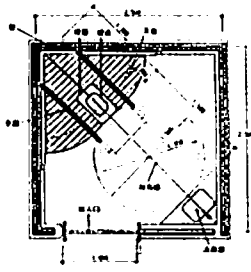
示した通りであり、可動式手すりを付けるA型、固定式手すりで前後の移乗のみに対応可能なB型、角に設置するC型、さらにはカウンター型のD型、床埋込型のE型である。そして、それぞれについてしょうがいの状況に応じてその使用の可・不可の判断を示している(第5表)。

米木は、この問題を解消できる新式トイレの開発を行っており、現在「札幌式トイレ」として普及すべく努めている。その構造は第14図に示す通りのもので、さらに、様々なしょうがいの内容に対応できる状況を逐一図示して説明している。これを見る限りにおいて、現在最も多くのしょうがいの種類別に合う、使用に耐え得るトイレではないかと考えられるが、実用新案が認可されて間もないこともあり、その評価は今後委ねられている。

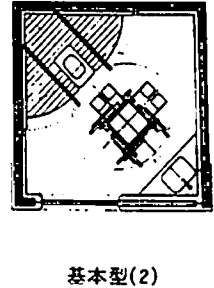
これ以外でも、東京ディズニーランドのトイレは一般的評価が高いと言¹¹⁰⁷う。あらゆる対象者が使用可能なトイレの設置が望まれるのである。

また、微細な点の配慮も必要である。ドアの開閉構造(ボタン式自動ドアか否か、また、その他の場合の使用難易度)、緊急ボタン設置の必要性や、手洗場の鏡の前傾の状況なども

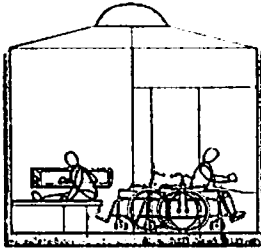
博物館のバリアフリー計画



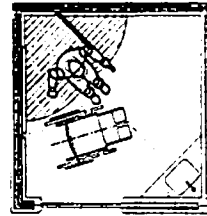
基本型(1)



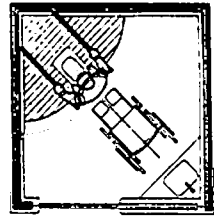
基本型(2)



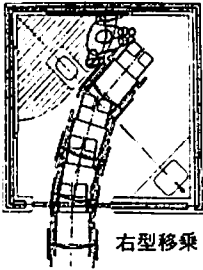
構造



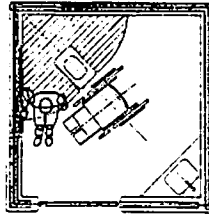
直接移乗



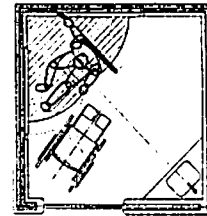
立位利用



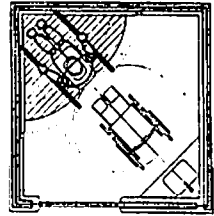
右型移乗



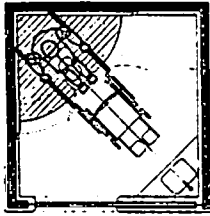
左型移乗



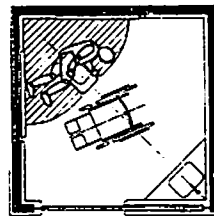
右横向き型



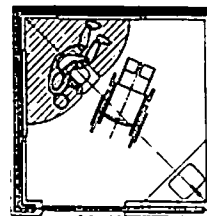
前進移乗



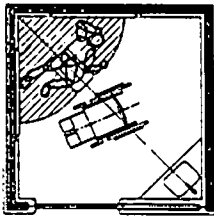
後進移乗



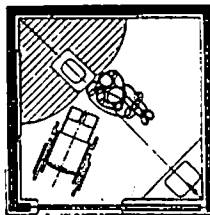
ほふく利用(左向き)



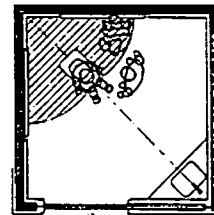
ほふく利用(右向き)



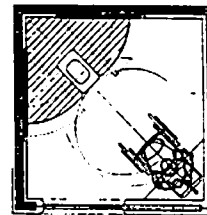
ほふく利用(うつ伏せ)



介助



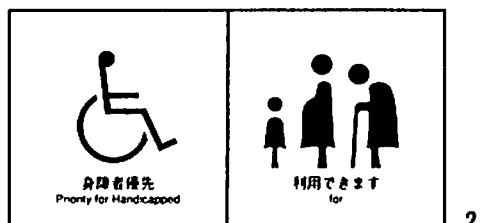
親子連れ・その他



手洗い

第14図

札幌式トイレの
構造と利用形態
(米本 1991 より)



第15図 多目的トイレとしての表示(「都市公園におけるゆったりトイレの指針」より)

挙げるべきであるが、今回は微細部分の検討の必要性を述べるに留める。

さらに、これまでしょうがい者用トイレとして認識されてきたものについて、新たに多目的トイレという考え方も導入されつつあり、その普及が今後望まれる。

所謂しょうがい者用トイレは、しょうがい者のためだけのものではなく、全ての人が使用可能であることを強調すべきである。東京都では第15図1のような表示がされたり、博物館ではないが、日本道路公団は同図2の表示を行っている。また、名古屋市科学館でも、写真29のような掲示が見られる。多目的トイレという認識は、ノーマライゼーションの理念に基づくものと言えよう。しょうがい者の優先性が全て失われることがあるとすれば、新たな問題として考えなければならず、あらかじめそのための用意しておくことも怠ってはならないと思う。駅構内などでは身しょうがい者用トイレに、管理上の問題から施錠し、連絡によって開錠することもある。そのような制限的設置は本来望ましいものではなく、しょうがい者に対応できるトイレの在り方は、今後多目的トイレとして認識が拡大していくと共に、正しい利用方法の普及を望むもので

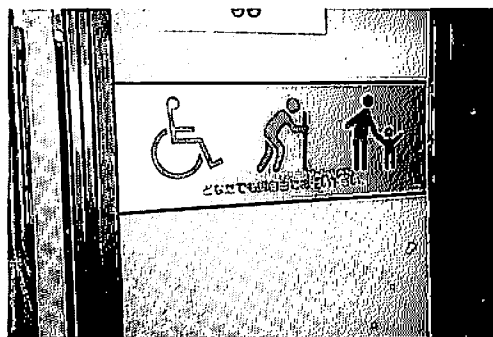


写真29 名古屋市科学館のトイレ表示

ある。

設置位置の問題もあり、それは、要介護者の場合に現れる。つまり、介護者が異性である場合の問題である。男女兼用であるならば、この場合問題無いが、男女それぞれの中、それも奥まった位置に設置されている場合、異性の介護者が入っていくためにはそれなりに勇気の要ることであるのは想像に難くない。

また、設置される場所数(便所数ではなく)についても注意すべきではないかと思う。人間にとって排泄行為というのは不可避ものであり、まずしょうがい者用トイレの未設置は、博物館に足を向けるための最も大きな障害になってしまう恐れがある。さらに、しょうがい者用のトイレの設置場所が一般健常者用よりも少ない場合が目につく。全体に一般用が複数あっても、しょうがい者用が1か所にのみ設置されているなどの例である。つまり、全人口に対するしょうがい者の割合を換算するかのような設置場所数の決定があるように思われる。

しかし、現実には逆に捉えなければならないのではないだろうか。移動するにも所謂健常者に比べてハンディキャップを持ち、内臓しょうがいの場合などは排泄頻度も高くなる可能性があり、そう考えた場合、少なくとも健常者と同数の場所の設置こそが望ましいと言えるのではないだろうか。

山本耕平は、人間が自由に行動できる最低

の条件を、安心して排泄できる環境の整備であると言う。そう見るならば、博物館のしょうがい者対策もまずトイレからということになる。今では各施設でしょうがい者用トイレの設置例が増加したため、右倣え的に設置してしまうことが多いのではないかと思うのであるが、実は最も進んでいるようでありながら、今だに深刻な問題があるということなのである。

設置の内容、位置、数いずれも、入念に検討した上で設置されることが今後望まれる。

d. エレベーター

多層構造である場合、エレベーターの設置が必要不可欠である。昇降リフトなどの用意も考え得るが、それは文化財建築使用の場合や構造上エレベーター設置不可能の場合にのみ採用されるべきである。

さらに、低位置ボタンの設置や手すりの必要性は言うまでもなく、これも微細部分の検討が必要と考えなければならない。

また、設置されるエレベーターの規模が、しょうがい者のための最低基準またはそれに近い小さなものであった場合、入って正面に鏡を設定することが必要となる。車椅子使用者は中での回転が不可能であるために直進して入り、出るときにはバックして出ることになる。その時に後方の確認を行うために設置される鏡であり、即ち、しょうがい者への配慮を考えたものなのである。しかし、必ずしもその意味をなしていない場合がある。

ある博物館において、その鏡上方の広範囲に各階の案内板を張り付けているという実例があった。この鏡は、車椅子使用者のみが背景を見るためのものではなく、介助者が見るためにもある程度の高さに保たれて設置されているのである。つまり、その博物館においてはその鏡の存在理由や使用の意義を理解し得なかったために、そのような誤った策を講じてしまったと言える。

その他に考えるべき点として、一般の使用

スペース以外のエレベーター、つまり管理部門内の資料搬入・搬出用エレベーターを使用するという問題がある。この点については、物理的障壁ではなく、意識上の障壁として捉えるべきであり、(4)にて述べる。

e. エスカレーター

多層構造の建物である場合、その階上または階下への移動には幾つかの方法がある。階段、スロープ、エレベーターと共にエスカレーターが挙げられる。

もちろんエスカレーターといっても、その設置にはそれぞれの博物館の事情により異なってくるのであり、必ずしも有効な状態を期待できないのかもしれないと考えざるを得ない。上りのみの設置よりも、下りもある双方設置の方が良いのは言うまでもないが、館の事情により、設置そのものも可・不可の別が出ることもある。

車椅子対応では、エレベーターの方が有効となるが、現在は車椅子にも対応できるエスカレーターが開発普及されつつある。その場合、職員の手による一旦停止した上での利用が現状では必要なようであり、必ずしも車椅子対応エスカレーターが有効と言えるかどうかの疑問はある。今後の課題であろう。

また、肢体不自由者の行動特性として、運動機能制限を考慮する必要があることを前述したが、その点から見れば、エスカレーターのスピードの在り方などをも考慮していく必要があると思われる。

f. 手すり

手すりの必要性は、各種施設にて設置されている状況を見ても明らかで、階段・スロープ等の設備には必ず設置されることが望まれる。それも、上下（高低）二段式の手すりにより身長差やその他の様々な立場に対応するのはもちろん、左右両側の設置が望まれる。両側の設置が望ましいのは、しょうがいの対象が身体の左右いずれかに分かれる場合を考慮すべきだからであり、例えば右側に設置し



写真30 安全性に問題のある手すり

たのみでは、右腕にしょうがいを抱えている場合に無用の長物になってしまうことを考えれば明らかであろう。

また、細部のチェックが必要である。実際の例として、手すりのジョイント部分で創傷してしまうということもある(写真30)。設置と共に、その安全性も確認し、その素材の検討も必要となる。

g. 駐車場

駐車スペースを持つ博物館の場合、必ずしょうがい者用駐車スペースを確保する必要がある。もちろん入口に近い部分に用意される必要があるだろうし、その数や必要なスペース(幅)も問題となる。一般の利用がなされないように国際シンボルマークの表示が必要であり、それによって、一般車の駐車に歯止めを行っているものである。

結局は駐車スペースを持つ場合には、必ず一定数のしょうがい者用スペースの確保が要求され、その内容も、車椅子への移乗に必要な幅の確保も要求されるのである。

h. 適切な休憩所の確保

これは、しょうがい者のみに有効という訳ではない。博物館疲労の問題として考えることが必要となってくる。

館の規模により、博物館疲労の度合いも異なるはずであるし、見学者自身の見学時の体調にも左右されるのは当然であろう。適切な休憩所の確保は、しょうがい者のみの問題で

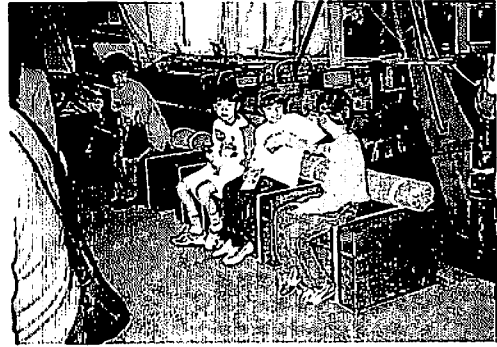


写真31 滋賀県立琵琶湖博物館の休憩用椅子

はなく、全ての利用者・見学者のためでなければならない。

その確保の場所も、取えてコーナーを設け、喫煙所としての意味を合わせ持たせたりする場合も有り、展示室内に腰掛ける椅子などの設備を整えることもある。前者の場合、車椅子でも十分なスペース確保が考慮されるべきであるし、後者の場合は、周囲の展示に違和感を持たせないような配慮が必要となるであろう(写真31)。

これと共に、先の展示の高度にも関わることであるが、休憩スペースに配置されることが予想される公衆電話・自動販売機などの高さについても、車椅子使用時の到達範囲を考慮する必要があることは言うまでもない。今回は指摘のみに留める。

i. ビデオブース

最近の博物館は、映像機器の導入により様々な映像展示の手法がなされている。

展示室とは別にビデオブースを設けている場合も多く、その際、車椅子でも視聴可能なスペースを一か所乃至数か所配置し、肢体不自由者への配慮をしているところが見受けられる。しかし、その場合、車椅子使用者の団体、また、団体と言う程でもないごく数名の場合でも、全員が同様に視聴するに不自由する場合が予想される。

果たしてその問題が解消不能であるかという点、そうでないことが大阪人権博物館(リ

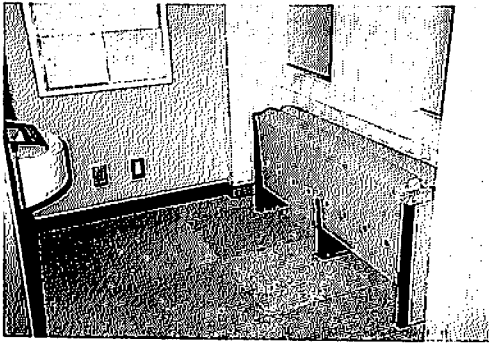


写真32 大阪人権博物館のビデオブース

パティ大阪)の例を見ることによって理解し得る。即ち、椅子が折畳み式になっており、一般に使用する場合は、腰掛け部を下ろして座るものである(写真32)。3機設置されている全てがそうなっているので、一般の使用限度と全く同じ立場で使用可能である。現状としては、この方法が最も有効なものと考えられる。

じ. 災害誘導用設備

緊急災害時に対応する設備の整備が必要であることも考えなければならない。

阪神・淡路大震災は、早朝の出来事であったので博物館内に見学者がいなかったためその意味での惨事には至らなかったが、災害というものが何時どの様な状況で起こり得るのか想定しておく必要があるのは言うまでもない。

しょうがいの別やその程度によっても災害時の避難経路の確保の方法は異なってくる。地震のように肌身で感じられる災害の場合は、すぐに対応する姿勢を持ち易いが、館内はもちろん館周辺での火事のような場合、聴覚しょうがい者にとって館内放送では対応できないことがある。もちろん、一見してしょうがい者としての認識に至らない可能性のある聴覚しょうがい者が入館していた場合があることも、想定しなければならないのではないだろうか。

多くのしょうがい別に対応できるために、

警告ランプの設置や、館内放送設備の完備など、各方面からの検討がなされるようにしなければならない。

k. その他

さらに、これまで述べてきた物理的障壁の除去、即ちハード面の整備のためには、しょうがい者の声(ニーズ)をどれだけ聞き入れるかで変わってくると思われる。

最近では、エレベーターの無い駅構内で、階段を上り下りするためのステッピングカーなる昇降機が設置されることが多くなっているが、それは介助する駅員のニーズは汲み取っていないながら、しょうがい者のニーズには合わないものであり、しょうがい者には極めて評判の悪いものなのである。エレベーターの設置に替えることとしては残念ながら認め難く、このような場面において、しょうがい者不在のしょうがい者対策の実態が浮き彫りになってくると思われる。

その他の面についてももちろんであろうが、計画段階からのしょうがい者のニーズ、それらもできるだけ多くのしょうがいの種類や程度に対応できるべく進められることが望まれるのである。

今回は、細かい数値などの提示は行わなかったが、ハートビル法などに規定される内容を、批判的に援用しつつ細部に亘る配慮の必要性を挙げておきたい。

(3)制度的な障壁の除去

制度的な障壁を博物館ではどう考えるべきだろうか。一般には資格制度、入試制度、就職・任用試験などである。¹¹⁰⁹

本稿では、入館料や、学芸員資格制度も含む館員としての在り方など、5つの点に絞って述べてみたい。

①入館料の減免制度

入館料が、しょうがい者が博物館へ足を向ける時の障壁になる場合がある。しかし、これは全ての人にとって障壁と言うべき問題であり、入館料についてまず述べてみたい。

減免制度をしょうがい者対策の例とする場合は多く、減免の条件としては、「障害者手帳」の提示を求める場合があり、さらに介助者も減免の対象とされたり、これと同時に65歳以上の高齢者も対象にしている場合などもある。

しかし、本来考えるべきは、しょうがい者の減免制度以前に博物館法第23条についてであり、その規定されている内容の認識を訴える必要があるのではないだろうか。公立博物館の入館料については、青木豊が極めて明快にその無料にすべきという、あるべき姿を述べ尽くしており、それ以前にも遡見端が述べている。

その内容も勘案しつつ、思うところを若干述べてみたい。

まず、その博物館法第23条を改めて見てみると、

公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

とある。それと比較する意味で、図書館法(昭和25年法律第118号)を見てみると、その第17条に、

公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

とあり、また、反対に同法第28条では、

私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

とある。

このように、公立の視点に立てば、昭和25年公布の図書館法においては但し書きを持たないのに対し、その後の昭和26年公布の博物館法においては但し書きを付けている。図書館法の「いかなる」というような厳重なる態度は博物館法には残念ながら継承されていない。図書館法で私立図書館について対価の徴

収が認められていることを考え合わせると、公立であるということに、その入館料の問題を見出すべきであり、具体性に欠ける但し書きの存在も問題視されるべきであろう。

つまり、これはしょうがい者のみの問題ではなく、博物館の全ての利用者にとって許されざるべきことである。

また、一步譲って博物館の入館料徴収は仕方ないという考え方で見たとしても、公立博物館においてしょうがい者、高齢者に減免制度を導入することが博物館のしょうがい者対策と考えるのは、誤りも甚だしいと考える。それは次に述べる意識上の障壁にも関わってくることだが、しょうがい者に特別扱いという概念が発生する、即ち、しょうがい者であるという認識を館側・利用者側双方が持つてしまうという、負の方向に向かう懸念が生じることにもつながりかねないのではないだろうか。公共交通機関など、減免制度の図られている場合は数多くあるが、それと全く同列としてしょうがい者の入館料減免を唱えても、逆効果になる可能性すらあると言える。

しかし、これは法的に公立博物館のみに言えることであって、その他の設立母体、即ち個人立、会社立、財団法人立、宗教法人立といった、入館料にその運営が委ねられる場合が無い訳ではなく、全ての博物館に入館料を無料にするということは強制できない現実がある。

図書館と同じ考え方で、公私の別がなされることも必要であると共に、上述のしょうがい者概念との問題も考慮しつつ、減免制度の在り方を決定していくべきであろう。

博物館は、一度行けばそれでいいという施設ではない。いろいろな意味でリピーターとなる可能性があることを考えなければならない。そして、回数が重なることによって自ずと支出がかさみ、リピーターとはなり得なくなると考えるべきである。そういった問題も加味して考えていくことが望ましいと思う。

②しょうがい者の職員

博物館でしょうがい者を職員として採用するということが、実際に無い訳ではなく、これも多角的に考えるべき事項である。

職員の採用としては、博物館という性格上、学芸職、即ち学芸員と、それ以外の事務系職員という大きく2者に分かれよう。資格制度としての学芸員の可能性という点も考えなければならぬ。

ある県立博物館の平成7年度の学芸員採用案内(募集要項)、つまり平成8年度からの採用に当たるその案内の中に、車椅子使用者の受験の配慮について一文が含まれていた。これは、車椅子使用者(肢体不自由者)の学芸員の可能性を認める例と言えるものであり、しょうがい者が学芸員として存在する可能性を示すものである。

やや都合のよい解釈ではあるが、学芸員資格において、実際には法にしょうがいによる欠格事由が明記されていないため、有資格者が中途しょうがいに遭った場合でも、法的にはその資格を剥奪する権利は発効しないのである。つまり、しょうがい者が有資格者である場合も、実際には有り得るということになる。このように書いてしまうと、その場合に対応すべく欠格事由を加え、制限を規定してしまう恐れはある。しかし、現状としてはそのように認識されるのである。また、それを理由にしょうがい者への資格認定を声高に提唱するつもりもない。要するに、個人的倫理観に委ねられるということなのである。

問題となるのは、博物館法第4条第4項に見る通り、「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」と規定される、学芸員の職務が極めて多岐に亘るという点である。

この職務を満たすために、しょうがい者の持つハンディキャップが障壁となるか否かを考えた場合、制限的となるしょうがい者を認

めざるを得ないだろう。視覚しょうがい者にとって、資料の扱いは極めて困難と言わざるを得ないだろうし、上肢不自由者でもその可能性は否定できない。なお、上肢不自由が下肢の機能によって克服できる場合があることを考えれば、全てに亘るものではないことも考える必要はあるだろう。さらに、知的しょうがい者や精神しょうがい者も、考慮せざるを得ない場合があろう。

これは、しょうがい者の雇用問題に関わる差別では無く、厳然たる資料保護などの立場から考えるとそうならざるを得ないということなのである。

とは言うものの、全ての門戸を閉ざすべきでもない。現在の博物館法では、学芸員の職務や専門分野の分化はなされていないが、個人の特長や専門分野によって、しょうがい者が博物館学芸員としてその資格が発揮できるような状況も、今後考えていく必要があると考える。

さらに、事務系職員としてはもちろん、ボランティアもその門戸を広げるべきである。駒見和夫は、ボランティアとしての知的しょうがい者の参加を促す発言をしている。一般の企業や各地の作業所において、ケースワーカーや仲間のフォローを得て働いているという事実を取り上げつつ述べるものである¹¹³。

しかし、これは現代社会としょうがい者の持つしょうがい(ハンディキャップではないimpairment及びdisabilityの意味で)についての厳しい現実を、どれだけ理解するかが問題となるはずである。その理解抜き理想論は、逆に、正しい博物館活動を疎外することにもなりかねないと考える。他者からのフォローを得た上での労働の事実から、博物館ボランティアへと発想を飛躍させるのはどうかとも思う。しょうがい者対策を考えるあまり、博物館がしょうがい者の社会参加のためのボランティア機関になるかのような活動をするのであれば、それは誤りと言わざるを得ない。

しょうがい者の各々の特性を十分に把握した上で、それを生かす形での活動ができるような、勤務体系・ボランティアへの参加の体制を作っていくべきである。

千葉県立文書館の企画展において、点字解説が完備しているという事実は前述したが、当該館には視覚しょうがい者が職員として在籍しており、その存在が大きく作用していることは充分予想されるところであり、しょうがい者のその特性を生かした活動内容が、期待できるとも言い得るのである。

③ 介助する職員の体制と関係各施設・機関との連携体制

博物館によっては、公立における町村立クラスのものや、その他私立博物館でも、その規模などにより、職員数が非常に押さえられている場合がある。2～3人しか、対応できる職員がいない館も目にする。そうなると、いざ見学者でしょうがいを持つ人に対応しようとしても、不可能になってしまうことがある。階段しかない場合、車椅子ごと持ち上げるのに、3・4人の介助が必要となることも有り得るのである。

そういった場面に遭遇した時に、少しでも柔軟に対応できる体制・態勢が必要となるのは言うまでもない。

また、介助の方法や介護技術、さらには当該地域社会におけるしょうがい者の現状や、しょうがい者の心理的側面に関する内容を把握するために、そのマニュアルや研修制度の整備も必要性を見出すこととなる。

例えば、視覚しょうがい者に対しては、相手に恐怖感を持たれないようにするために、その手を引いてはならず、自分の肘（袖）か肩をつかんでもらうという極めて単純な誘導法も、意外と認識されていない可能性がある。車椅子を押す場合にわずかな段差を越えるための方法など、最低限の知識を蓄積する必要がある。それにより、しょうがいの別によっては、その対応が良くなるのは間違いない。

さらにそれを広範に捉え、博物館相互や他の関係各施設・機関との連携体制を作り出すべきであろう。駒見和夫もその必要性を挙げ、様々な連携によるシステム作りの形を説いている。その中では、「障害」をもつ人々・親の会・博物館友の会・教育関係機関・福祉等関係機関・生活援助機関・医療保健機関・労働関係機関との関係を挙げている。

これに博物館相互の連携の必要があることを、付け加えておきたい。

触察展示やその他のあらゆる感覚にうったえる展示に関し、その資料の選択や展示への供出方法などは、博物館独自の問題であり、博物館相互の連携無くして成立するとは思えないからである。

この点を加えることによって、博物館がしょうがい者も含む生涯学習機関として責任を果たし得るのではないかと考える。

こういった体制作りは、今後必要不可欠であることは言うまでもない。しかし、博物館がしょうがい者のためだけにあるのではないということから考えると、これらの体制整備の実行の可否を考えると共に、現状に合わせて取捨選択しなければならないと思われる。大規模館になればなるほど充分な体制整備が可能であろうが、そうでない場合が多いのも現実ではなかろうか。

今後さらに熟考し、体制整備のための在り方を模索すべきである。

④ 学校土曜休日への対応

学校の土曜休日も、今後重要な検討課題とすべきであろう。本来これは、余暇を作るいい意味での制度と捉えるべきであるが、それが逆効果となっているとなれば、制度上の障壁という観点が生まれることになる。

学校の土曜休日は、当初第2土曜日休日という態勢に始まって、平成7年度からは第4土曜日も休日となった。余暇時間の増加は、単純には生活の余裕に幅を持たせ、良策として受け入れられるべきである。しかし、それ

は必ずしも受け入れられたものでない場合がある現実を理解しなければならない。

例えば兵庫県においては、県内の養護、盲学校などに通う小学5年生の約1/4が否定的であり、それに対し、同学年の一般児童の9割以上は良かったと答えているという県教育委員会の調査結果がある。1/4が否定的であるということであり、その他が肯定的と取るべきでもなく、実際には多くのしょうがい児が、休日の過ごし方に不満を持っている可能性があると考えている。

つまり、学校以外の受け皿が充分でない実態を浮き彫りにしたということになる。これは即ち、受け皿となるべき一つである博物館にもその責任を痛感する必要があると言うべきであろう。

生涯学習を唱えるならば、その土曜休日に博物館の有効活用を促すべく、様々な活動を展開していく必要があると思われる。

⑤盲導犬・聴導犬

また、もう1点考えておくべきことがある。筆者自身これまでそのような場面に遭遇したことも無いし、果たして現状がどうなっているのか全く不明であるのだが、盲導犬・聴導犬同伴の入館の可否の問題がある。

盲導犬は、日本国内では視覚しょうがい者12人に1匹の割合にあるといい、まだ多く普及しているという状況にはない。さらに聴導犬は、その数も極めて少なく、その存在もあまり認識されていないのではないだろうか。博物館の例は知らないが、盲導犬同伴拒否の物品販売店・レストランなどは今でも少なくないという。今後、盲導犬や聴導犬の同伴によって、資料保護等の理由から博物館入館の拒否がなされる場合など見られるようであれば、一つの差別問題として考えなければならぬだろう。入館を認める・認めないの筆者自身の回答は、もちろん認める方に有効性を認めるものではあるものの、明確な回答は今回は敢えて避けておきたい。博物館個々で対

策を講じていく必要があると思われ、前向きな姿勢が望まれる。

(4)意識上の障壁

この最後の意識上の障壁は、実は最も重要な問題として考えるべきかもしれない。なにをもってノーマライゼーションの理念達成になるのか、それをまず考える必要性を感じるのである。

①共生の立場から

文化・情報面の障壁の項で見たように、今後博物館では、視聴覚のみに頼っての展示には限界があると考えべきである。そのために触察展示も多くなっていると言えるが、その触察展示の在り方として、前述したように、全ての人に資料を触るという機会を与えることの必要性がまずあるべきと考える。そして、その延長上に視覚しょうがい者にも対応できるという考え方を発生させるべきではないかと考えるのである。

埼玉県立自然史博物館や岐阜県博物館では触察コーナーを「視覚障害者コーナー」として開設している。名古屋市博物館では「触れてみる学習室」との名称ではあるが、視覚しょうがい者を対象としたものに他ならないことは明らかである。

健全者も触れられるとは言え、このような視覚しょうがい者を対象とし、そのための特別なコーナーを設置すること、さらにはそれを「視覚障害者」用であることをコーナー名に付すことは、ノーマライゼーションの理念とは相反すると考えるべきではなからうか。

つまり、敢えて一ブロック用意するのではなく、常設展示の動線に沿ってその関係する位置に置くべき必要性を考えるのである。

筆者自身の感想でしかないかもしれないが、江戸東京博物館や名古屋市博物館、埼玉県立自然史博物館などの視覚しょうがい者用コーナーの設置は、非常に違和感を覚えるものであった。というのも、結局はそのコーナーのみで完結してしまうものであり、その他の関

連資料についてはいかに理解すべきか疑問に思ってしまうからである。

平成8年の最新館の一つである滋賀県立琵琶湖博物館では、動線上の随所に触れる資料が用意されていた。あるものは視覚しょうがい者への対応を考えていることが窺われる触察資料もあり、また、全ての見学者を対象とした、温覚・冷覚にうったえるものなどがあった。もし、視覚しょうがい者が単独ではなく、介護者が伴って動線を移動していたのであれば、触察資料と関連する資料について、触れることはできなくともその場でさまざまな観点からの説明を行ない、博物館としての機能を十分に果たすことができるのではないかと感じられる。介護者が同伴しなくても、館内の解説者がその役割を果たすことは可能である。大阪市立自然史博物館などもそのような状況にあり、筆者としては、理想に近い形で実践されていると感じられた。

しかし、もしそれらを視覚しょうがい者用として一コーナーに寄せ集め、触れさせたとしたら、その触れた資料のみは理解し得ても、その他の関連資料への理解はほど遠いものとなってしまふことは明らかである。

触察資料を1か所に集めるというのは、資料の管理面で有効であるが、単にそれだけの意味しかないとも思うのである。

入館料の減免制度についても同様である。

似たような件として、点字郵便物が無料になった時、岐阜県の盲学校生徒が「ぼくたちも切手をはって手紙を出したい」と言ったという話がある¹¹¹⁶。特別のサービスは、しょうがい者のためにならない場合もあるのである。

その他に、一般の使用スペース以外のエレベーター、つまり管理部門内の資料搬入・搬出用エレベーターを使用するという実例が、意外に多く見受けられる。まだしょうがい者福祉の理念が醸成しない時代に造られた博物館に顕著な動向で、そこしかないのだから致し方ないとも思うところではあるが、しょう

がい者（車椅子使用者）の存在が無視された結果であり、やはり黙認すべきではなからう。

このようなしょうがい者の心理的側面を理解した上で、共生の立場で対応していく必要があると考える。

②「弱者」としての対応の問題

第5章のしょうがい者の差別問題で述べた、「弱者」という認識も博物館の世界に見られることを述べなければならない。

現在進行中のある市立博物館の構想の中に、「弱者（老人、子ども、障害者）への配慮」というのが明記されている。これではしょうがい者は弱き者であり、配慮を受けるべき立場でしか有り得ない。つまり、しょうがい者への差別が全く無意識のうちに行われてしまっているのである。この問題はもっと慎重に考慮すべきことなのである。

老人（高齢者）・子供を含み、しょうがい者を「弱者」と呼ぶのは差別用語に他ならないことは最早疑いないことであろう。

つまり、「弱者」に対し、「健常者」が与えることをあくまでも前提に考えて起こる発想に過ぎない。「弱者」というのは健常者の優位性を表すものと筆者は考える。

また、これまでの研究の中にも、注意を要すべきと考えるものがある。長谷川栄は日本に触察展示を海外から招聘したり、その活動には敬意を表すべきことは間違いないのであるが、残念ながらその表現に誤認されてしかるべき点がある¹¹¹⁷。

しょうがい者に対しての所謂健常者のことを「正常者」と称しているのである。正常者の反対は一般的に考えれば異常者ということにならう。そうになると、「しょうがい者＝異常者」というような意味にとられても、誤りとは言えなくなる。もちろん、しょうがい者への配慮を唱えてのことであるから、そのような悪意を持ったものでないことはわかるし、本人も全く悪気は無いのだろうが、意外なところにしょうがい者に対する無意識の差別観

が潜んでいるのではないかという危険性を、見出さざるを得ない。

さらに言うならば、「障害者援護にたいする社会的な協力態勢の充実を感じさせる事業であった」と述べている。これは、しょうがい者が保護される立場であることを、容認する考え方によりなされた事業であったことを物語るものと思われたい。しょうがい者への対応を考えるあまり、ノーマライゼーションの域に達すること無く、自らの方法の在り方を見失ってしまったという可能性はなからうか。

このような考え方でしょうがい者対応の展示を続けても、しょうがい者の存在のみが永遠に浮き彫りになってしまうことになるだろう。

これらの無意識の差別観を払拭しなければ、生涯学習機関としての博物館は、その責任を問われることになってくると考える。

③職員認識—体制整備に向けて—

しょうがい者への対応ということに対して、職員、特に学芸員がどれだけ認識しておく必要があるかということも述べておく必要がある。これはある意味前項の制度的障壁と考えるべきかもしれないものである。それは、職員への研修制度の充実化などの必要性も含んでくるからである。しかし、しょうがい者とそれをとりまく社会を充分認識し、各個人の意識を高揚することは必要であり、意識という意味で含めることとする。

それに関するかは別として、まず、ある調査に基づく例を挙げてみたい。

平成5年(1993)に、電話による車椅子利用調査を、京阪神地域内の大学・バス・ホテル・図書館など主要施設について毎日新聞が行い、その中でも博物館・美術館等が含まれ、注意すべき内容が挙がっている。

まず、大阪市内の博物館で、「事故が起きるから」と職員を手伝わせない施設があったという。また、「道がぬかるみ、車椅子では危険

と、抵抗感を示す植物園もあった。

これは、庇護すべき立場で見るという意識上の障壁さえも越え、しょうがい者がじやまな存在と見てしまっていることを、表してしまっていると言わざるを得ない。このような状況が現実としてあるということは、しょうがい者を社会の一員と認めないことであり、生涯学習機関としての博物館の役割を果たし得ないことになってしまう。

これは、単に事故回避を目的としたことなかれ主義によるものでしかなく、職員の認識の在りようを疑わざるを得ない。これらは、介助する体制を整備することによって、解決できることも多いと思われ、そのためにも、前述したようなマニュアルの作成・研修制度の必要性を説くべきと思うのである。

さらに各種特性や心理的側面を理解することは、対応の拡大の可能性を見出すことができると思われる。特に、知的しょうがい者や精神しょうがい者に対応するためには重要なことと考える。

そして、何よりも、そのマニュアルや研修制度に全て頼るのではなく、それと共に職員各個人の意識を育て上げることこそが重要なのであると考える。

前述したコミュニケーション・ギャップの与える影響を熟知することは、しょうがい者観へも影響するはずであり、本当に正しいと言える対応の在り方が各個人に醸成されることが望まれる。

しかし、逆に①の共生の立場から、取えてしょうがい者への介助のための体制ではなく、物理的整備がなされるべきであるという考え方が発生するかもしれない。

それが誤りとも言えないが、逆に大きな誤解が出てくる恐れもある。

アメリカでは、2時間かけて自力で服を着替えて疲れ果てるより、介助を受けて15分で着替えてあとの1時間45分を有効に使う方が良いという考え方で、介助の必要性を説明す

ることもある。¹¹¹⁸しょうがい者にとっての介助は、できることに対しては受けないといった性格のものではなく、生活を豊かにするための手段であると、まず考えるべきなのである。

介助しなくても良いのではなく、適切な介助が必要なのであって、その意味を履き違えると、同じ社会の中での共生はできなくなると考えなければならない。

また、施策内容の十分な理解もなければならない。

例えば点字ブロックを敷設しても、理想的な色である黄色を取って排除し、周囲と同系統にするとということに象徴され、さらに点字ブロックの上に靴底拭き用のマットを敷いてしまうというのは、点字ブロックの何たるかを全く知らない無知な博物館職員のなせる業なのである。トイレにしても然り。しょうがい者用と銘打って、わずかに手すりを付ける程度の不便極まりないトイレ(米本英雄の分類によるB型、第13図)の設置は根本的に許し難いものである。設置面積を理由にするのであれば、そのような面積確保しかできないことこそを、どう解決すべきか考えるべきである。

これらの最終的な決定は、組織的な判断によるものではあるが、そこに至るまでには各個人の認識内容に左右されるのは間違いなく、第一に個人的意識の問題と考えるのである。

しょうがい者への対応を考えた展示やその他のサービスも、その博物館のわずかな職員の啓発によりなされている例が多いという事実からしても、さらに広げて全体的な意識の高揚へと向けるべきである。それが、他の施設・機関との連携を生み出し、その体制整備につながるものと確信する。

しょうがい者対策は、博物館個々の問題ではなく、全ての社会教育施設、さらにはあらゆる施設において考慮されるべき問題である。博物館のみの検討もちろん、他の施設との相互連絡、検討を行い、博物館がその先頭に

立って実施できる体制こそが望まれると考える。

8. ADAにみるバリアフリーの可能性

これまでは、一部海外の状況を取り入れてはいたものの、ほとんどにおいて日本の施策に関するものであった。本来は欧米の博物館にも実例を見出し、研究の動向も探るべきであるのは否めない。

海外の事例・研究動向にも目を向けるのはもっともなことであり、参考とすべき点多々あるが、海外の博物館事情については今回は先学¹¹¹⁹に譲ることとして、本章では海外の事例とは言っても、博物館からは若干離れ、欧米の法令の現状を垣間見ることによってバリアフリーの視点を追及してみたい。取えて1章設けるのは、その有効性が極めて高いと考えるからである。そこで、アメリカで1990年に制定されたADA、即ち「しょうがいを持つアメリカ人法」(Americans with Disabilities Act of 1990、以下ADAと略称表記)に参考とすべき内容を探ってみることとする。¹¹²⁰

ADAはP.L.(公法)101-336という法律で、まだ制定されて間もない観はあるが、これは1973年のリハビリテーション法以降、着実に積み重ねられてきた機会平等に関する法律(しょうがい者対策立法)の流れの後に整備されたものである。

この法律の最も重要なポイントは、差別の禁止という観点に基づくものであり、機会平等法という観点で制定されたところにある。「差別の禁止」という厳しい視点を持つということは、ノーマライゼーション社会形成に極めて有効な手段と考えるべきである。

さて、次に内容の検討を行っていく。

ADAは、前文に続いて5章に分かれて成り立っている。即ち第1章「雇用」、第2章「公共サービス」、第3章「民間事業者によって運営される公共性のある施設及びサービス」、第4章「電話通信(テレコミュニケーション)」、

第5章「雑則」である。本稿に関わる特に重要と思われる内容についてのみ、ごくわずかながら以下述べていくこととする。

前文において、まず、しょうがい者に関する調査結果とこの法律の目的を挙げている。その調査結果においては、約4,300万人のアメリカ人が、1つ以上の身体または精神のしょうがいを持ち、高齢化に伴って増大していることを述べる。500万人と言われる日本のしょうがい者に対し、全人口で2倍程のアメリカでは、しょうがい者の数では10倍近くを数えるのである。この違いは、各国のしょうがいの捉え方によるものであることを大野智也が説明しており、つまりしょうがい者を制限的に把握し、社会全体の中の一員であるという観点に欠ける日本のしょうがい者の現状を示すものというべきかもしれない。

第1章は雇用に関するものであるが、博物館の職員として雇用されるという考え方に立てば、微細に検討していかなければならない問題であることは事実である。前章で考えた通り、現実には様々な面で困難な状況を呈していると言わざるを得ないが、困難の一言で片付けられる問題ではない。筆者自身明確な視点を挙げるのが今回不可能であったが、さらに検討を加えていきたいと思う。

第2章では、公共サービスにおける差別的禁止を挙げる。即ち公共事業体（州や地方自治体）のサービスのことである。その意味では日本の博物館において公立施設がその対象となるだろうが、ADA第2章は主に公共交通機関についての規定がなされている。博物館は總体的に第3章が該当し、参考とされる。

第3章「民間事業体によって運営される公共性のある施設及びサービス」においては、第2章のような公共と断定できるものではなく、公共性という側面を持つものであり、まず公共性のある施設をAからLの12項目挙げ、そのうち(H)の項に「博物館・美術館、図書館、ギャラリー、あるいはその他の一般向

けの展示またはコレクション」を規定している。また、動物園は公園などと共に次の(I)の項目に含まれている。

この章で注目される条項として、「第302項(b)解釈(1)一般的禁止」のうちの「(B)区別しない環境」がある。その条文に、

商品、サービス、施設、特権、特典及び宿泊は、しょうがいを持つ人のニーズにあった最も区別しない環境で供与されなければならない。

とある。

一般的環境から分離したしょうがい者のための環境は、それで意義を持つ場合がある。それは現在の日本の博物館におけるしょうがい者対策としての、触察資料コーナーなどを他の展示と分離して設置する場合であっても、現状としてはそれが好例として紹介される場合が多いことにも現れていると考えられる。

しかし、ADAにおいてはそういった例が、反対に差別につながる恐れが認識されることを教えてくれる。視覚しょうがい者への対応を考えるがために、触察するという視覚しょうがい者のための一コーナーを設けるということは、視覚しょうがい者に当該コーナーのみの供与を意味することにもなりかねず、ADAの示す差別的要素を内包することが懸念されるのである。この点については前章で触れた通り、意識上の障壁除去のために熟考せねばならない点であろう。

次に、このADAを取上げて取り上げたということに基づいて、日本の博物館においてもしょうがい者への差別と考えられる事実が見られることを、前章までに述べた事例などももとに若干述べてみたい。

ある博物館では敷地内の博物館入口までとその入口から受付までに点字ブロックの敷設が見られたものの、入口から受付までは黄色であったが、屋外のブロックは黄色ではなく、周囲と同色のものであるという事実があった。

点字ブロックは視覚しょうがい者のために

必要な情報源であり、弱視者のために最低限度差のある点字ブロックの敷設されることが望まれることは既に述べたが、本来は黄色であることが原則のものである。

その博物館はある有名建築家による設計であり、その建築家の指示によって周囲と同色の点字ブロックが敷設されたら、その博物館職員から窺った。建物全体の美観を損ねるといのが理由らしい。しかし、点字ブロックの色のその意義を正確に知る者ならば、周囲と同色または明度差の無い同系統色の点字ブロックがいかにか“心の美観”を損ねるものであるかということを知っているものであり、いくら建築物が建築学的に優れたものであっても、その建築家の人格を疑問視すべきであり、人間の心をさかなでる物でしかないことを理解すべきであろう。これがしょうがい者に対しての差別と言わずして何と云うべきか強調しておきたい。

次に、平成5年に発行されたある県立博物館の「博物館学習のための博物館利用の手引き」の中で、「ご案内」の中の「お願い」に、「身体の不自由な方のために、車椅子(1台)とスロープは準備されていますが、トイレはありません。」とある。トイレが無いという言い方は何を意味するのであろうか。介助を伴った一般用トイレの使用のお願いなのか、それともトイレには行けませんと言う事なのだろうか。少なくとも「トイレはありません」という書き方は、後者の意味にとられても弁解はできない。排泄行為という生理現象の否定につながるものであり、これはしょうがい者に対する差別行為に他ならない。

もう1点、大阪市内の博物館で「事故が起きるから」と、職員による介助をさせない施設があることは前述した。この博物館は公立・私立のいずれかは不明だが、この事実は公官庁に有りがちな“ことなかれ主義”であり、決して許されるべきことではない。事故が起きないための方策をこそ考えるべきであり、

それを実行しないということは、これもしょうがい者への差別と考えるべきであろう。

一々挙げていくときりがないので上記3例に留めるが、このように見ていくと、日本の博物館において、しょうがい者に対する差別というのは、厳然と行われてしまっていることがわかるのである。

本章でADAを取り上げた理由を改めて述べると、それは差別という観点をもっと強調して述べる必要があるからである。そして今なお厳然として残るしょうがい者差別を見極めていかなければ、本当のバリアフリーの目標は達成し得る筈もなく、ノーマライゼーション社会の形成は不可能と考えるべきだからである。本稿では、取り敢えずADAのような見方を取り入れることによって、なし得る改善方策もあるのではないかという期待をもって、述べてみた次第である。

現代社会においては、一般的な方法のみで対応を考えていこうとしても、綺麗事を言っているだけの場合が実に多い。しかし、綺麗事だけではしょうがい者への差別は払拭できないという、しょうがい者やその家族にしかわからない現実があるのは間違いない。それを変えていくのは社会全体であり、法社会の変化も要求して行かなければならないと考えるのである。

9. おわりに

「しょうがい者のために…」とその対応策を考え、博物館においても様々な努力がなされている。それはそれで全て否定はしない。あらゆる人間が、しょうがい者の予備軍であることは間違いないからである。しかし、それはあくまでもしょうがい者のためだけなのだろうかと考えてしまうことがある。

前述したように、車椅子に優しいということはベビーカーを押す場合においても優しはずであるし、同様な視点で設定された展示の高さは、子供たちにとっても有効なもの

受け止められることであろう。また、弱視者への対応も考えた、パネルの文字に関する配慮は、一般にも受け入れられる対応と考えられる。本来は全ての人に優しい博物館であるための考え、その参考とするためにもハンディキャップを持つ人々、つまりしょうがい者と呼ばれる人々への対応を考えることによって、全ての人にとって有効な手段が発見できるということになる。そして、そのユニバーサル・デザインという方向性に基づいて、各種施策が実施されるべきではないかという考え方に辿り着くのである。

なお、物理的配慮は博物館だけのものではなく、社会全体の問題でもある。その意味では社会的動向の中で考えるべきであり、取上げて挙げるべき問題ではないとの見方があるかもしれない。しかし、博物館に生涯学習機関のセンター的機能を求めようとするならば、博物館こそしょうがい者への配慮について先頭に立って実践する必要があると考え、ノーマライゼーション社会実現のための、模範的機関になるべきであると考えからこそ、全ての配慮を心掛けなければならないと思うのである。そのため、物理的配慮も必要不可欠のものなのであり、今回述べた通り考えるのである。

しかし、まだまだ考えるべき点の多い博物館のしょうがい者への対応策は、とても本稿で述べ尽くせたともしえない。

しょうがい者への対応を考えての、今後の博物館のあるべき姿を想定する必要もあるだろうし、面積での大小や設立母体など、様々な意味での博物館の規模によっても、なし得る方策も異なるはずであり、全て同一レベルの対応は不可能であろう。各館でどのような方策が可能か、今後改善していくべき内容について、微細なチェック項目の列挙の必要性も感じるところである。

筆者自身、「障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会」や「千葉県中途視覚障害者連

絡会」の方々話し合いを持つ機会を得て考えることが多く、社会の中でのしょうがい者の実態を見ると、とても綺麗事では済まされない問題が山積みで、本稿で述べてきたことが机上の空論でしかない恐れを肌身に感じているのも事実である。

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災は、博物館界にも被害と衝撃を与え、各地で地震災害への対策が論じられ、講じられている。このように目に見えてその対策の必要性を迫られて、初めて対策が講じられる実態が浮き彫りになった。しょうがい者対策は、これほど明らかには目に見えないが、明らかに必要なものであることは間違いない。やっと論じられることが多くなってきた観を呈しているに過ぎず、もっと多くの意見を聞き届けるべきである。そのためにも、今後さらに多角的に論じられることが必要である。

博物館を訪れるしょうがい者のみを相手に考えることは、全て間違いではないにしても、本当のしょうがい者の気持ちを理解するには、社会に出ることにまだ躊躇し、引っ込み思案になってしまう事の多いしょうがい者の立場を、さらに理解しなければならない。そのような多くのしょうがい者の声を取り入れるべく実践することにより、なし得る改良の余地は多く残っていると思われる。

しょうがい者をとりまく問題は数知れない。博物館の問題のみに留まらず、社会そのもののノーマライゼーションの視点が成熟することを望んで止まない。

思い付くままに記したため、まとまりがつかないものとなり、また、福祉というものに関しての勉強そのものがまだおぼつかない状態の筆者であるため、本稿で述べたものの有効性というものは自身ではとても計り切れるものではなく、全く別の視点もあるはずである。本稿はあくまでも序説的なものであり、今後改めてしょうがい者の現実を見つめ、さらになすべき内容を熟考するためにも、新た

博物館のバリアフリー計画

な視点なども含め、各方面からご教示等戴ければ幸いに存じます。

本稿を草するに当たっては、米木英雄・工藤正一・河合 剛の各氏には多大なるご教示を賜りました。末筆ながら記して感謝の意

を表します。また、國學院大學教授・加藤有次先生、同講師青木 豊先生、内川隆志先生には日頃より博物館学について種々ご教示賜っており、この場を借りて御礼申し上げます。

註

1. 大野智也 1988 『障害者は、いま』岩波新書36 30頁
2. 「国連障害者の十年」は1983(昭和58)年から実施され、1992(平成4)年をもって終了している。その後、「アジア太平洋障害者の十年」が平成5年から始まっている。日本国内においては、平成5年3月に「障害者対策に関する新長期計画」が策定されている(本文にて後述)。

また、「障害者の日」は、「障害者基本法」第6条2項第2号において「障害者の日は、12月9日とする。」と定められている。「障害者の日」の認知度については、平成8年12月の日本障害者協議会実施のアンケートにより、回答3,040人中592人、即ち2割にも満たない結果が出されている(新聞発表による)。

3. 「福祉」という言葉についての川内美彦の論点は極めて示唆的である(川内美彦 1996 『バリア・フル・ニッポン—障害を持つアクセス専門家が見たまちづくり』現代書館186~191頁)。

ノーマライゼーションという広い意味での「福祉」の概念を導入しながら、日本でいざ「福祉」と言うと、対象がしょうがい者や高齢者と極めて限定的に扱われる狭い視野が当たり前となってしまっており、公共の福祉という広い視野に欠けるものであると言う。「福祉」という言葉は安易に使用できるものではなく、使用に当たっては明確な理念形成が必要であることを痛感させられた。しかし、筆者自身はこれまで安易に「福祉」を使用し過ぎた嫌いがあり、不本意ながらも、本稿では「福祉」という言葉を少しでもいい意味に考えつつ使用せざるを得ない。今後、筆者自身の明確な「福祉」に対する理念が構築できるよう、さらに考えを巡らせていき

いと考える次第である。

4. 65歳以上の所謂高齢者が全人口の7%を占めると高齢化社会と言われ、14%では高齢社会、そして21%以上で超高齢社会と言うが、日本は高齢化社会から高齢社会に移行するのに25年で到達した。120年かかったと言われるスウェーデンと比べると、いかに高齢化が進んでいるかわかる。

また、2020年には、国民の4人に1人が65歳以上になると予想されている。

5. 平成3年の調査結果。『障害者白書』平成7年度版による。なお、18歳未満の「障害児」は含まない。また、昭和62年の44.2%から増加傾向を示し、今後も増加するものと考えられる。
6. しょうがいをこの3つのレベルに分ける考え方は、世界保健機関(WHO)によるもので、これはその後のしょうがい者観のほとんどで採用されている。

なお、茂木俊彦はしょうがい児の就学と学習の権利を奪われるというハンディキャップ(社会的不利)が能力低下(茂木は能力障害と訳す)を重くするという「能力低下」→「社会的不利」とは逆の「社会的不利」→「能力低下」の方向性の存在を指摘する(茂木俊彦 1990 『障害児と教育』岩波新書131 24~25頁)。

7. 松兼 功 1994 『障害者に迷惑な社会』品文社
8. 望月 彰 1995 『第3章 社会教育の施設』
『新版 社会教育基礎論—学びの時代の教育学』国土社 68頁
9. 註1文献 26頁
10. 河東田博 1992 『スウェーデンの知的しょうがい者とノーマライゼーション』現代書館4頁

博物館のバリアフリー計画

11. 白石真澄 1995 「バリアフリーのまちづくり」
日本経済新聞社 14～16頁
12. 牧口一二 1986 「日常生活における障害者への差別語」「障害者と差別語 健全者への問いかけ」明石書店 85～87頁
大阪市立大学・桃山学院大学の1・2回生を対象とし、まだ「障害者問題」にあまり触れていない内に行ったアンケートによるものとされる。
13. 高柳泰世 1996 「つくられた障害「色盲」朝日新聞社 186～187頁
14. この「博物館研究」は、現在の「博物館研究」の前身にあたり、「博物館ニュース」を挟んで新旧に分けられる。発行は共に日本博物館協会。当時は社団法人、現在は財団法人。
15. 「博物館の説明札に就いて」「博物館研究」第2巻第5号、昭和4年(1929年) 4～6頁
メトロポリタン美術館のヘンリーケントが「ミュージアムワーク」第6巻第2号に寄稿した文章を翻訳して掲載されたものである。その掲載は一記者が担当したことまでしかわからない。
16. 森金次郎 1930 「私の見た欧米の博物館」『博物館研究』第3巻第10号 1～4頁
17. 岩崎友吉 1961 「身体の不自由な人々にも美術鑑賞の機会を」「国立博物館ニュース」第166号 東京国立博物館 3頁
18. 関係する内容は以下の通り。
西条正晴「養護学校教育と博物館」7～8頁
谷合 俯「盲学校教育と博物館」8～9頁
林 良重「盲学校の理科教育から科学博物館への希望」9頁
小森 厚「博物館施設と盲人指導 とくに動物園における指導例を中心に」10～11頁
19. 西条正晴は「精神薄弱者」を使用している。この当時はごく当たり前の用語であったが、現在は差別的意味合いの排除のために用語変更を叫ぶ場合が多く、「知的しょうがい者」の使用がなされるようになってきており、国自体もその動きに呼応する姿勢が見られるようになっていく。本文でも後述するが、ここでは「精神薄弱者」は使わず、以後もそのように記していくものである。
20. 東京都編 1982a 「上野動物園百年史」東京都 575頁
同上 1982b 「上野動物園百年史 資料編」701～708頁
21. この博物館大会の内容は、千地座長により「博物館研究」Vol.10 No.10 (1975) 誌上に報告が掲載されている(日本博物館協会「博物館大会盛會裡に終わる」3～4頁)。なお、さらに詳細は報告書によるべきであるが、報告書については筆者未見。
22. 甲斐幹男 1974 「モノリザ展の暴露したもの」『会報』No.22 法政大学博物館研究会 17頁
23. ウィリアム・ロウランド 1975 「博物館と盲人—それはまるで花のようだ!—」『博物館研究』Vol.10 No.1 11～13頁
24. 南阿連邦は南アフリカ共和国の旧称であり、翻訳文の南亜という誤りは訂正した。
25. 山脇一夫 1977 「昭和51年度 海外研修旅行報告「盲人」のための彫刻展」(ロンドン、テート・ギャラリーにおける)を見て『博物館研究』Vol.12 No.4 2～3頁
26. 倉田公裕 1979 「対象別の教育プログラム」『博物館学講座第8巻 博物館教育と普及』40頁
山田英徳 1979 「理工学系博物館」同上194頁
兵藤正明 1981 「専門博物館」『博物館学講座第7巻 展示と展示法』262～263頁
以上、雄山閣出版
27. 岩崎友吉 1979 「博物館の機能上の一つの課題—身体障害者へのサービス—」『博物館学雑誌』第3巻・第4巻合併号 全日本博物館学会 43～44頁
28. 長谷川栄 1979 「美術館の児童造形教育へのアプローチ ポンビドー国立芸術文化センターの〈子供のアトリエ〉による〈手で見る展覧会〉から」『博物館研究』Vol.14 No.7 30～36頁

博物館のバリアフリー計画

29. 長谷川榮 1982 「これからの美術館」鹿島出版会
 同上 1994 「新しい美術館学 エコ・ミュージーゼの実際」三交社
 同上 1995 「美術館都市への旅」グラフィック社
30. 村上義彦 1980 「歴史展示の実際と展望(3)～二次資料について～」『埼玉県立博物館紀要』6 2～14頁
31. 村上義彦 1995 「新しい地域博物館活動」雄山閣出版 151～154頁
32. 関係する内容は以下の通り。
 池田秀夫 「国際障害者年にあたって」3頁
 大橋桃之輔 「視覚障害者コーナー設置の博物館活動」4～9頁
 香川洋二 「視覚障害者むけの録音テープ制作と動物園教育」10～15頁
 吉川英史 「国際障害者年と宮城道雄記念館」16～20頁
33. この事業については、「博物館研究」Vol.14 No.9(1979)に報告が掲載されている。(日本博物館協会「昭和53年度日本自転車振興会の社会教育施設整備補助事業について(報告)」36～37頁)
34. 久住典夫・三輪 克 1981 「視覚障害者と博物館」『博物館研究』Vol.16 No.8 12～15頁
 中島東夫 1982 「博物館における視覚障害者への対応」『博物館研究』Vol.17 No.11 18～25頁
 磯田亮洋・清古古寿 1983 「視覚障害者のためのはく製展示について」『博物館研究』Vol.18 No.7 14～16頁
35. 名古屋市博物館 1981 「身体障害者と博物館」『名古屋市博物館だより』第19号 4頁
 同上 1982 「「触れてみる学習室」開室」『名古屋市博物館だより』第24号 4～5頁
 同上 1983 「資料学習室 触れてみる学習室の展示替」『名古屋市博物館だより』第32号 4頁
- 同上 1985 「触れてみる学習室展示替」『名古屋市博物館だより』第46号 4頁
- 河合 剛 1984 「視覚障害者への展示」『文明のクロスロード Museum Kyushu』第14号 博物館等建設推進九州会議 61～63頁
36. 山岡俊明 1981 「学習活動と博物館～千葉県安房博物館の実践例～」『博物館研究』Vol.16 No.6 8～14頁
37. 新井重三・佐々木朝登・藤森宣光 1981 「博物館建築と正面入口附近の構造について」『博物館学雑誌』第6巻第1・2号合併号 10～23頁
38. 久木進一 1983 「視覚障害者向け展示の試みー博物館実習の現場からー」『博物館実習報告』第3号 札幌商科大学人文学部学芸員課程 48～50頁
39. 神山博之 1986 「障害児の博物館学習」『岐阜県の博物館』岐阜県博物館協会 2～3頁
40. 現在、丹青研究所。
41. 丹青総合研究所 1986 「第5章 博物館関連図書・文献」『博物館・検索情報事典』株式会社丹青社 390～392頁
42. 丹青総合研究所・文化空間研究部 1987 「Books & Magazines 「障害者と展示」」「ミュージアム・データ」No.2 8～9頁
43. ロジャー・S・マイルズ編 1982、中山邦紀訳 1986 「展示デザインの原理」株式会社丹青社 157～164頁
44. 兵庫県立近代美術館 1989 「フォーム・イン・アート」展覧会報告書 筆者未見
45. 西武美術館・大分県立芸術会館編 1989 「手で見る美術展 ART FOR TOUCHING」
46. 関係する内容は以下の通り。
 「DOME」Vol.8 日本文教出版株式会社
 「特集 心身障害者とミュージアム」
 村山治江 「これまでのTOM/これからのTOM」2～5頁

博物館のバリアフリー計画

- 西村陽平 「ドキュメント／千葉盲学校の実践きょうの粘土は死んでるよ」 6～9頁
- 岡本光平・高橋寛治 「ドキュメント／ひのでアートピア・サンホームの記録日の出町の人々」 10～13頁
- 貴色満義・松下誠子 「ドキュメント／国立療養所久里浜病院・現代美術展 クリハマ・マインド」 14～17頁
- 角田美奈子 「名古屋市美術館「見る」ことから「なぜ見るのか」の問いにむけて」 19頁
- 森本 孝 「三重県立美術館 視覚障害者と三重県立美術館」 20頁
- 平井章一 「兵庫県立近代美術館 触覚による芸術表現の可能性」 21頁
47. 関係する内容は以下の通り。
 「美術館教育研究」Vol.4 No.2 (1993) 美術館教育研究会
 「小特集 博物館・美術館と障害者」
 河野哲郎「小特集 博物館・美術館と障害者 趣旨」 5頁
 山本ゆきみ「視覚障害者のための美術館」 6～8頁
 佐藤厚子「大英博物館とルーヴル美術館における視覚障害者のためのガイドツアー」 9～12頁
 岩野雅子「触る・見る・造る：視覚障害者の美術」 13～16頁
 河野哲郎「欧米の博物館と障害者」 17～22頁
 「美術館教育研究」Vol.5 No.2 (1994)
 「特集ギャラリー・TOMのワークショップ」
 伊藤優子「特集ギャラリー・TOMのワークショップ 趣旨」 5頁
 山本ゆきみ「ギャラリー・TOMのワークショップ」 6～9頁
 西村陽平「地図とはポートレートである—TOM賞展から—」
 BAUDUIN「日本でのワークショップ、1993夏」
 佐々木晴彦「緑の風が見えますか」
 村山 練「庄内日記」
- 小原 馨 「山形ワークショップについて」
 藤原恵洋「手探りと手づくりの「田主丸ワークショップ」」
 村山治江「ma p—自分の居る場所、居たい場所」
 尾崎信一郎「「美術の中のかたち」をめぐって」 30～33頁
 河野哲郎「英国における博物館とギャラリーのための障害者に関するガイドライン」 34～39頁
48. 駒見和夫 1994 「博物館と障害者」「国府台」 5 68～77頁 和洋女子大学文化資料館
 同上 1996 「博物館の開放—発達障害をもつ人々に対する視点—」「国府台」 6 55～69頁
49. ウド・リーベルト 1994 「報告・芸術への誘い」 「街から美術館へ 美術館から街へ」[日本・ドイツ美術館教育シンポジウムと行動1992] 報告書」 26～37頁 日本文教出版株式会社
 なお、このシンポジウムの際、昭和63年(1988)に「ビューティ・バイ・タッチ—手で触る美」というシンポジウムが行われていることが記されているが、その内容は文献等では確認できない。
50. 美術館教育普及国際シンポジウム実行委員会 1993 「美術館教育普及国際シンポジウム1992報告書 市民と美術館」 53・60・131頁
51. 佐々木亨・笹倉いる美 1995 「のりすと・ミュージゼランド1994—北方研究・博物館学研究データベース—」「北海道立北方民族博物館研究紀要」 第4号 171頁
52. アミューズ・ヴィジョン研究会編 1996 「公開シンポジウム 開かれた美術館をめざして 報告書」 9～11頁
53. 大西万知子 1994 「博物館利用の一実態—千葉市内福祉施設へのアンケートから—」 「MUSEUMちば—千葉県博物館協

博物館のバリアフリー計画

- 会研究紀要」第25号 36～39頁
54. 図は再トレースしたものである。なお、黒と白抜き表示について、身しょう者施設と老人ホームの別は明記されていないが、文章の構成から考えて黒が身しょう者施設、白抜きが老人ホームと思われる。
55. 柘植千夏 1995 「博物館と視覚障害者」『博物館学雑誌』第20巻第1号・第2号合併号31～39頁
56. 丹青総合研究所・文化空間研究部 1993 「特集博物館アンケート調査」『ミュージアム・データ』No.22 4頁
57. 片山道信 1994 「視覚障害者の博物館見学について—天理参考館の事例をとおして—」『天理参考館報』第7号 165～172頁
58. 広瀬 鎮 1992 「博物館社会教育論」学文社 163～166頁
- 黒田日出男 1994 「展示という〈叙述〉の条件」『歴史評論』526号 校倉書房 11～19頁
- 藤井綾子 1995 「車椅子仲間への手紙」『文明のクロスロード Museum kyushu』第50号 80～81頁
- 須藤 隆 1995 「文化財展示への提言」『考古学ジャーナル』No.397 ニュー・サイエンス社 1頁
- この他にも、しょうがい者への対応をわずかも触れたものとして、以下の文献がある。
- 伊藤寿朗 1991 「ひらけ、博物館」岩波ブックレットNo.188 岩波書店 49・62頁
- ダニエル・ジロディ、アンリ・ブレイ 1977、高階秀爾監修・松岡智子訳 1993 「美術館とは何か—ミュージアム&ミュージオロジー」鹿島出版会 94～97頁
- 佐々木成人 1996 「ソフトサービス①ゲストリレーションズ」『ミュージアム・マネージメント 博物館運営の方法と実践』東京堂出版 325～330頁
59. 濱野 秀 1994 「視覚障害者に対する展示と展示解説」『MUSEOLOGIST』9 1993年度明治大学学芸員養成課程年報 29～33頁
- しかし、序文の中で、東京都江戸東京博物館の触察コーナーの「間近にコンパニオンのブース」があっても、「専門の解説員と思われる人物の配置がないため、展示に関する質問をしたくても誰に質問すべきかわからない。」と述べている。濱野自身でそのブース内のコンパニオンが視覚しょうがい者に対応できないと確認したのかどうかまではわからないが、自説ではコンパニオンを主張しつつ、現状ではいかにも対応できていないような否定的な述べ方は、自説を補強するための歪曲であり、偏見としか筆者には思えない。
60. Timothy Ambrose & Crispin Paine 1993、(財)日本博物館協会訳 1995 「博物館の基本」27～30頁
61. 葛 秀 1996 「障害者と博物館」『博物館学事典』135～136頁 東京堂出版(9月発行)
62. 註34・久住・三輪文献 15頁
63. 註34・磯田・清水文献 14頁
64. 註34・中島文献 23～25頁
65. 大阪市立自然史博物館 1987 「大阪市立自然史博物館館報」13 7頁
- その他に、以下のものもある。
- 大阪市立自然史博物館 1975 「自然史博物館特集XXIII《建物を使ってみて》」『博物館研究』Vol.10 No.2・3 72～74頁
- 宮武頼夫 1994 「展示解説書の果す役割—大阪市立自然史博物館の場合—」『MUSEOLOGIST』9 1993年度明治大学学芸員養成課程年報 20～28頁
66. 教育普及係 1984 「来館者の動向と意識調査—個人来館者を対象として—」『岐阜県博物館調査研究報告』第5号 55頁
67. 田島三津雄 1992 「うちの美術館」新潮選書 221～223頁
- 鶴沢滋子 1993 「手で見るギャラリー・TOM」『目掃りでみるユニーク美術館』新人

博物館のバリアフリー計画

- 物往来社 56～57頁
68. 他に、次の文献が参考となる。
 草山こずえ・村山治江ほか 1985 『彫刻に触れるとき』用美社
 手で見る“ギャラリー・TOM” 1984 『視覚障害者のための手で見る“ギャラリー・TOM” 開館記念—ロダンから現代まで—』図録
69. 美術館教育普及国際シンポジウム実行委員会 1993 『美術館教育普及国際シンポジウム1992 美術館連絡協議会創立10周年記念誌』 105頁
70. 西武美術館編 1979 『手でみる展覧会』
71. 名古屋市美術館 1989 『触れる喜び 手で見る彫刻展』
72. 角田美奈子編 1994 『心で見る美術展 [私を感じて]』名古屋市美術館
73. 註44文献に同じ
74. 註46・森本文献に同じ
75. 註69文献 38頁
76. 大嶋洋三・高島 勲・丸山孝彦 1995 「新装オープンのかぶつ博物館」『鑛業博物館』第27号 28～29頁
77. 註26・山田文献に同じ
78. 朝治 武 1996 「歴史系博物館における人権展示の可能性—彦根城博物館の試みから—」『季刊リバティ』15号 26～36頁
79. 註32・吉川文献 17頁
80. 西村陽平 1995 『手で見るかたち』白水社
81. 註7文献 60～61頁
82. 註56文献に同じ
83. 例えば、『ひろしまのミュージアム』（広島県歴史民俗資料館等連絡協議会、平成7年発行）や、『大阪の博物館・美術館』財団法人大阪21世紀協会、平成8年発行）などがある。
84. 註3文献 28頁
85. 総理府編 1993 『「国連・障害者の十年」の記録』大蔵省印刷局
86. 註3文献 55～56頁
87. 定藤丈弘 1994 『障害者と社会参加 機会平等の現実—アメリカと日本』人権ブックレット45 解放出版社
- 日高六郎監修 1996 『国際化時代の人権入門』明石書店
- 楠 敏雄 1996 『自立と社会参加をはばむ障害者差別』『人ある限り人権を。第2版』解放出版社
- その他多数
88. 中津依子 1995 「障害に関する差別用語」「差別表現」を考える』光文社 15～17頁
89. 犬養智子 1995 「言葉でも美的でフェアに」「差別表現」を考える』 197～205頁
90. 志村 洋 1993 「第2章 視覚障害と心理的特性」『改訂 障害者心理学』介護福祉士選書・8 建帛社 34頁
91. こういった事実や聴覚しようかい者の心理的側面を知るには、聴覚しようかい者自身の意見に耳を傾ける必要がある。その一例として、フランスのろうあ女優で1993年度モリエール賞受賞者でもあるエマニュエル・ラボリの自伝においてその指摘がなされており、その日本語訳本からその部分について引用しておく（エマニュエル・ラボリ 1994、松本百合子訳 1995 『かもめの叫び』青山出版社 118頁）。
 「聴覚障害は、唯一目に見えないハンディキャップだ。車椅子に乗っている人や、盲目の人、手足を失った人は一目でわかる。でも、聞こえない人はわからない。障害が目に見えないから、他の人たちはろう者であるという事実を消してしまおうとする。ろう者の人たちが皆、聞こえることを望んでいるわけじゃないことを知らないのだ。彼らは、私たちが同じように望んでいるだろうと勘違いして、無理にも自分たちと似せたがる。だから、フラストレーションがたまえるのだ。私たちが欠けていると思っていないものを、勝手に埋めようとするから。」
92. 小田浩一・中野泰志 1993 「9. 弱視の立場からの発想」『視覚障害と認知』（財）放送大教育振興会 86～90頁
93. 鳥居修晃 1993 「1. 序論」『視覚障害と認知』

博物館のバリアフリー計画

- 9～14頁
94. 藤野信行 1993 「第3章 聴覚障害と心理的特性」『改訂 障害者心理学』介護福祉士選書・8 48頁
95. 染川香澄・吹田恭子 1996 「ハンズ・オンは楽しい」工作舎
96. 森田恒之 1996 「触覚と展示」『展示学事典』株式会社ぎょうせい 114～115頁
97. 野崎悠子 1996 「嗅・味覚と展示(1)(2)」『展示学事典』110～113頁
98. 石渡美江・濱野 秀 1995 「展示解説板について—中高年入館者に対する博物館の対応—」『MUSEUM STUDY』6 1994年度明治大学学芸員養成課程紀要 8～17頁
99. 小田浩一・中野泰志 1993 「7. 眼のレンズや角膜に起因する障害の補償」『視覚障害と認知』66～71頁
100. 註48・1994年文献 76頁
101. 点字ブロックは、正式名称を「視覚障害者誘導用ブロック」という。しかし、一般的に辞書等において、「点字ブロック」の項目はあっても、「視覚障害者誘導用ブロック」は無い。そのため、「点字ブロック」は日本語の趨勢として受け入れられているものと考え、以後も「点字ブロック」表記で統一する。
102. 昭和40年、三宅精一氏の発明で、昭和42年に岡山盲学校付近の国道に初めて敷設された。その後、世界各地で導入されているという。
103. 平均値の一部は、〔各年度の(平均値×有効データ館数)の合計÷有効データ館数の合計〕の計算式により算出した。なお、掲載誌上では延床面積としているが、それが複合施設としての総合値であるのか否かなどの詳細は不明である。あくまでも参考値として扱うものである。
104. 丹青研究所 1996 「95年版『全国博物館調査』レポート」『ミュージアム・データ』No.32 3～4頁
105. しょうがい者の声を聞き入れるのに、難しい言葉は必要無い。本文でも取り上げている藤井綏子の文章は、極めて明快である(註58文献参照)。いくつかの博物館を評してA～Cランクに分け、そのBランクとされたある博物館の評の一節に、次のようにある。
- 「…その場所が駐車場の中でも最も建物に近いところに設けられたらしいのは、ありがたいことでした。が、先がいきません。そこから常々たる正面玄関まで、かなりの広い空間を横切らねばならないのですが、その広い空間の床はザラザラの凹凸ある石で、しかもわずかですが上りになっているのです。私たち車椅子生活者に嬉しいフロアは、何よりも、平らな床ですよ。ひたすら平らな、平たい床面が嬉しいですよ。…」
- 車椅子の対応のためにスロープを取り付けるという考え方は否定しないまでも、決して最良の策ではないことを明確に読み取ることができる。
106. 米本英雄 1991 「車イスにやさしい家 設計から完成までの軌跡」北海道新聞社 107～138頁
107. 大森千令 1995 「第4章 先進的事例に学ぶ」『障害者旅行ハンドブック』学苑社 123～124頁
108. 山本耕平 1996 「まちづくりにはトイレが大事」北斗出版 58頁
109. 「障害者白書」平成7年版 6～7頁
110. 駒見和夫は、しょうがい者の減免制度を採用している博物館について、『全国博物館総覧』からピックアップして述べている(註48・1994年文献71～72頁)。
111. 青木 豊 1995 「現代博物館再考」『國學院大學博物館學紀要』第19輯 國學院大學博物館學研究室 35～36頁
- 辻見 端 1989 「公立博物館の入館料」『東北学院大學博物館學芸員課程報』第9号 1～3頁
112. 入館料が無料であることの効果は、金銭負担の軽減のみではなく、さまざま考えられる。その一例を、以下に引用するように中森真子の文章

博物館のバリアフリー計画

に読み取ることができる(中森真子 1996 「子どもと楽しむ美術館」『DOME』Vol.25 28頁)「つくば美術館は無料の展覧会が多く、これが本当に助かる。いくつも作品を見ないうちに子どもがどうしてもほかの遊びがしなくなったり、お腹がすいたりすれば、残念だけれど途中で出なくてはならなくなるからだ。(中略)子どもは、気分が乗っているときには自分なりにいくらでも美術館を楽しめるかわりに、その気がなくなると一刻もはやく美術館から出たがる。反応がはっきりしているのだ。」

このように、気を使わずに出入りが何度でもできるということにも効果は現れる。日付を押し印した入館券により何度でも出入り可能という方法を採用している館も時には見られるものの、本来無料である場合と、最初の入館時に有料であるのでは、やはり前者の方が効果は高い。

113. 註48 1996年文献 67頁

114. 職員の確保の問題については、非常に難しい問題もある。例えば、「公立博物館の設置及び運営に関する基準」取り扱い第12条に、学芸員の数を規定し、都道府県立・指定都市立は17人、市町村立は6人の学芸員または学芸員補を置くものとされる。しかし、これは第1条にある通り望ましい基準であって、それを満たしている博物館が少ないことは事実であろう。その事実を以て理想的な博物館となり得ていないとするにも酷な現実があることも考えなければならないと考える。

例えば市町村立については、その当該行政区画において、その自治体(つまり役所または役場の)職員として在籍することとなる。一般に

そういった自治体職員は当該市町村の人口の1%強であることが多い。となると、単純に考えて人口1万人の町には100人~200人弱が、人口10万人の市には1千人程が、人口50万人の市には5千人程の行政職員が在籍すると考えて良いであろう。このように、市町村の規模自体に隔差を見なければならず、つまり、100人の町職員から6人と5千人から6人(以上)では全くレベルが違い、そのような状況でどの市町村でも同じように、6人の学芸員を輩出することは、極めて問題と考えざるを得ない。

学芸員やその他の職員の確保について、理想的状況を述べるのも必要ではあるが、上記のように諸事情が盾になってしまい、どうしても不可能になってしまう時があることも理解しなくてはならないと考えるのである。

このような問題解決のためには、博物館のボランティアについてさらに考えていく必要があると思われる。

115. 註48・1996年文献 67頁

116. 註1文献 172頁

117. 註29・1994年文献 54~58頁

118. 註3文献 24頁

119. 註23・25・28・29・47文献

この他、下記文献がある。

水谷みつる 1994 「続ロンドンだより ホワイトチャペルから吹いてくる風」『DOME』Vol.16 22~25頁

120. ADAの内容は、斎藤明子の翻訳によるものを使用した(斎藤明子訳 1991 「アメリカ障害者法」現代書館)。

121. 註1文献 10~12頁

参考文献

市川隆一郎ほか 「改訂 障害者心理学」介護福祉社選書・8 建帛社

井村圭壯・相澤譲治編 1996 「障害者福祉を学ぶ」学文社

京極高宣監修 1993 「現代福祉学レキシコン」雄山閣出版

草薙威一郎監修 1995 「障害者旅行ハンドブック」学苑社

建設省都市局公園緑地課監修 1996 「都市公園におけるゆったりトイレの指針」大蔵省印刷局

小林 繁 1995 「障害者・高齢者の学習」新報社

博物館のバリアフリー計画

- 会教育基礎論—学びの時代の教育
学」国土社 149～168頁
- 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
1995 『耳の不自由な人たちが感じている
朝起きてから夜寝るまでの不便さ
調査アンケート調査報告書』
- 総理府編 1993 『「国連・障害者の十年」の記録』
大蔵省印刷局
- 同上 1994 『障害者白書(平成6年版) 新しい
枠組みによる施策の新たな出発』
大蔵省印刷局
- 同上 1995 『障害者白書(平成7年版) バリ
アフリー社会をめざして』
- 同上 1996 『障害者白書(平成8年版) 障害
者プランの着実な推進』
- 鳥居修晃編 1993 『視覚障害と認知』(財)放送大
- 教育振興会
日本障害者協議会編 1994 『障害者の生活環境改
善手法 実践の記録から』彰国社
野村みどり編 1992 『バリア・フリーの生活環境論』
医歯薬出版株式会社
初山泰弘・落合英美子編 1993 『改訂 障害形態別
介護技術II—障害者編—』介護福
祉士選書17 建帛社
米木英雄 1991 『車イスにやさしい家 設計から完
成までの軌跡』北海道新聞社
- ※この他、ジャパン通信情報センター発行の『月刊
地域福祉情報』から参考とした部分が多い。一々
参考号数を明示しなかったが、参考文献として重
要な役割を果たしていることを明記しておきたい。

(國學院大學文学部助手)

博物館ネットワークシステム

—生涯学習時代における博物館活動の在り方—

A study of making a Network in Museums, Part1

粕谷 崇
Takashi KASUYA

- 1.はじめに
- 2.生涯学習時代におけるシステム化の考え方
- 3.博物館によるネットワークシステムの意義

- 4.システム化にあたっての留意点
- 5.博物館ネットワークシステムの素案
- 6.おわりに

1. はじめに

平成8年(1996)7月19日、第15期中央教育審議会(以下、中教審)は「二十一世紀を展望した我が国の教育の在り方について」という第一次答申を文部大臣に提出した。その具体的内容については、すでに熟読されている方も多と思う。本文中で使用されているキーワードは、子供たちに「生きる力」を身に付けさせる、教育に「ゆとり」を、「学校・家庭・地域社会の連携」であったり、「国際化」・「情報化」への対応などとなっている。特に「学校・家庭・地域社会の連携」に述べられている内容は、博物館が今後検討していかなければならない点そのものであるとしても過言ではないであろう。

そこで今回は、博物館が地域社会の中でいかにして存在し、また様々な施設との連携を取るにはどのようにしていくことが考えられるのか、博物館ネットワークシステムをテーマに論じていきたい。

2. 生涯学習時代におけるシステム化の考え方

博物館のネットワークを考える前に、現在

の生涯学習時代においてどのようなシステム化の考え方があるのかを触れることにする。

(1)地域教育活性化センターと学社融合システム

「地域教育活性化センター」は、あまり聞きなれないものではあるが、これは、中教審が答申のなかで提唱しているシステムである。答申の「第2部第3章(2)③地域社会における教育を充実させるための体制の整備において」で、次のような提言がされている。

地域社会における教育の重質を地域ぐるみで行うための一つの方策として、地域の人々の意向を反映しつつ、地域社会における学校外のさまざまな活動の充実について連絡・調整を行い、ネットワークづくりを進めるため、市町村教育委員会が核となり、PTA、青少年団体、地元企業、地域のさまざまな期間・団体や学校等の参加を得て、地域教育連絡協議会を設けることを提唱したい。

中略

また、関係者の連絡・協議を行うだけでなく、自ら地域社会における活動に関する事業を行ったり、各種の情報提供や

生涯学習における博物館ネットワークシステム

相談活動、指導者やボランティアの登録、紹介などを行うため、地域の実態に応じ、行政組織の一部または公益法人などとして、地域教育活性化センターを設置することも考えられる。

この「地域教育活性化センター」は、これからどのように組み立てられていくのか具体的な構想が、中教審からは提示されておらず、不明ではある。ただ、今回の答申以前より生涯学習のシステムとして「学社融合システム」という考え方が議論されていたので、それについて触れておこう。

山本恒夫によれば、学社融合には広狭二つの意味があるという⁴¹⁾。即ち、広義では「学校

教育と社会の中の文化・スポーツ活動・ボランティア活動、社会教育などとの融合」、狭義では「学校教育と社会教育の融合」となるようである。さらに、「この場合の融合は、複数の個がそれぞれの機能のすべてか一部を共有化して、新たな機能を備えたより上位の次元の個を作り出すことという意味において、使用されている」と述べている。

この学社融合のシステムについては、文部省においても推進プロジェクト事業を開始しており、山本によれば栃木県が「地域の生涯学習社会の形成をめざす学社連携・融合の在り方について」というハンドブックを平成8年3月に刊行しているそうである。また、文

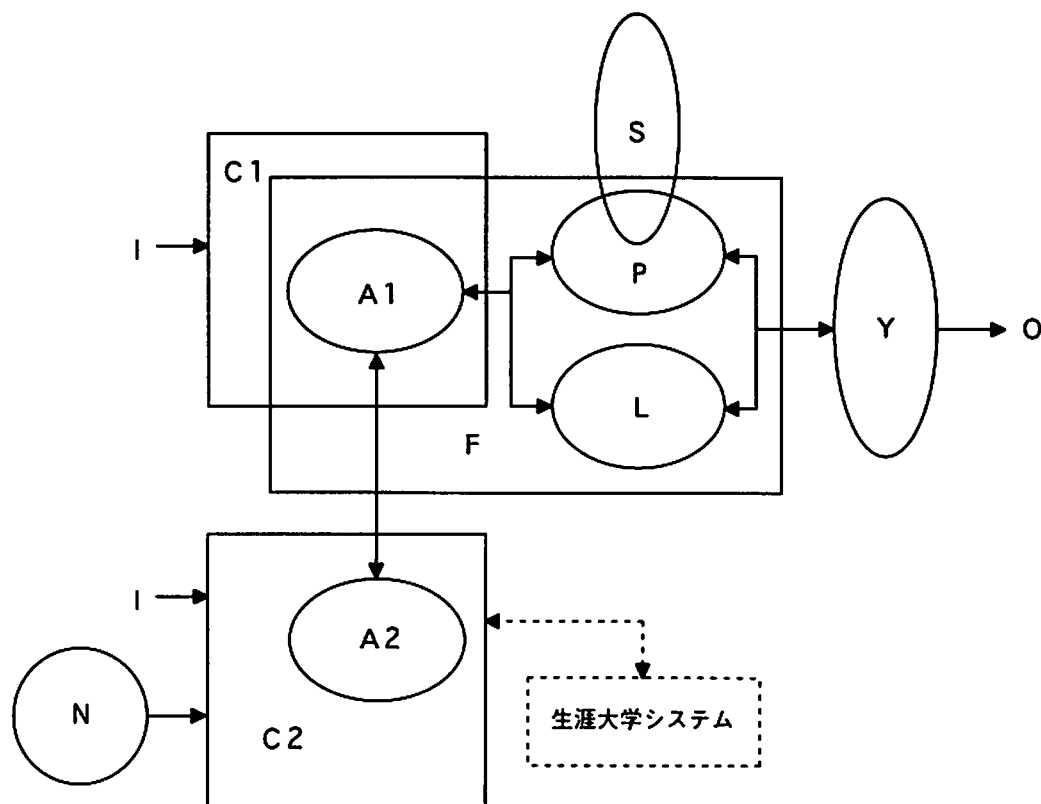


図1 地域における青少年の学社融合システム（山本恒夫 1996より作成）

生涯学習における博物館ネットワークシステム

部省の委託を受け、地域・学校新システム研究会（代表・浅井経子淑徳短期大学教授）が「地域における青少年の学校外・学習システム構築に関する調査研究」報告書を同じく平成8年3月に出しているという。

後者において、そのシステムモデルが考案されているので、それを参考として図に示しておきたい（第1図参照）。なお図中の記号については、下記のとおり説明が加えられている。

F 学社融合システム

A1 市町村の学社融合システム委員会で、企画や学習相談カンファレンス、学習成果の認定などを行う。

A2 都道府県の学社融合システム委員会で、都道府県レベルの委員会は、広域的な企画、学習の評価の問題を扱い、市町村間の連絡調整も行う。特に学社融合の事業は広域的に展開されることが期待されるので、このような連絡調整は重要な意味を持つ。

P 青少年学習・スポーツ・文化活動融合機構で、青少年がさまざまな活動を行う。施設でなく機構であるので、実際の活動はその事業を提供しているところや活動の拠点などで行うことになる。

S 学校で、学校開放事業などで参加するため、一部かかっている。

L 学習相談窓口で、青少年が事業に参加したり、活動を行う場合の相談を受け持つ。

Y 青少年を示す。このような仕組みを利用して活動を行い、アウトプット（O）として成果を発表したり、成果を活用したりする。

O アウトプット

C1 そのような仕組みの拠点を提供する市町村の生涯学習センター等（中央公民館などを含む）であり、情報の

提供や指導者養成・研修などを行う。現段階では市町村の生涯学習センターの数も少ないが、要は拠点施設であればよいのである。

C2 都道府県の生涯学習推進センター

N 国レベルでのアイデアを提供したり支援するほか、さまざまな情報を提供することも行う必要がある。また生涯学習システムは研究開発中で、これが具体化されれば、それとのネットワークにより指導者養成を行うことも考えられるし、生涯学習システムで学習した人を指導者として取り込むことも考えられる。

このように図示された「地域における青少年の学社融合システム」のモデルは、答申において提唱された「地域教育活性化センター」の内容に、恐らく近いものではなからうかと推測される。

(2)まなびねっとシステム

また文部省では、「生涯学習情報提供システム整備事業」を行っている。これは、出口寿久によれば次のような段階を経ているという。

①人々が持つ学習要求の多様化、高度化に適切に対応するため、生涯学習情報の提供や学習相談隊の整備は、ますます重要になっていることから、昭和60・61年度、文部省に設けられた学習情報提供システムの整備に関する調査研究協力者会議において、学習情報の提供や学習相談体制の整備に関する基本的な在り方が検討され、その成果として「生涯学習のための学習情報提供・相談の在り方（報告）」がまとめられた。

②昭和62年度より都道府県が管内の市町村が連携・協力してコンピュータ等を活用することにより、各種の学習機会等に関する情報のデータベースを構築して、情報の提供や学習相談を行うシ

生涯学習における博物館ネットワークシステム

システムを整備することに、補助を行うことになる。

- ③平成4年7月に生涯学習審議会から答申の出された「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」では、人々の学習活動を支援するために、適切な情報提供体制や、学習者をその求めに適した学習機会等に結び付けるための学習相談体制を、各地域で整備することの必要性を指摘したうえで、コンピュータ等を活用した生涯学習情報提供システムなどのネットワー

クの整備の重要性を指摘し、将来的には、ネットワークを全国化することが望まれる旨を提言している。

- ④平成5年度より、より全国的な情報提供体制、いわゆる「まなびねっとシステム」の研究の開始された。

こうして生涯学習情報提供システムは、平成8年3月現在、39都道府県において整備されている。システムのイメージ図は、図2に示したようになっており、生涯学習データベースが各市町村の端末機と結ばれ、文字による情報が提供されている。データの内容は

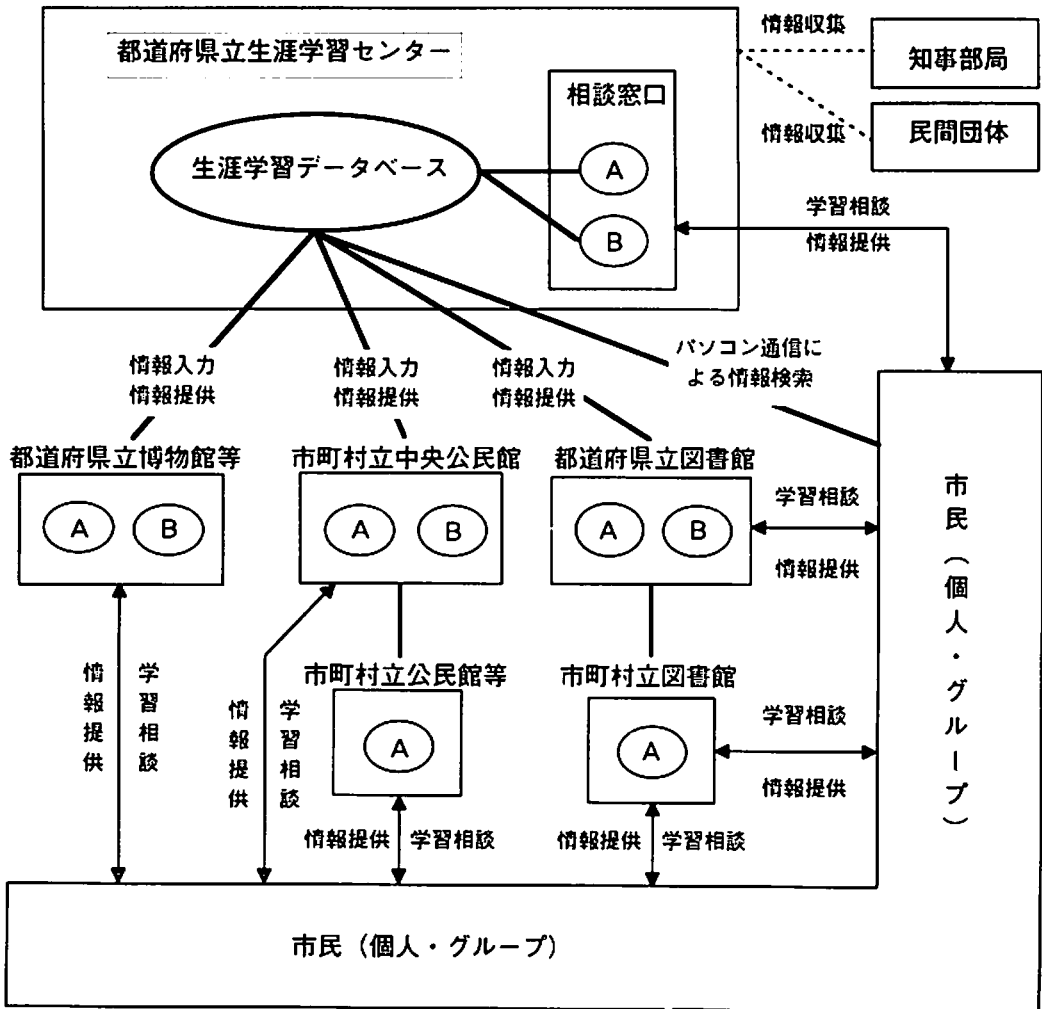


図2 生涯学習情報提供システムイメージ図 (出口寿久 1996より作成)

生涯学習における博物館ネットワークシステム

- ①学習機会（学級・講座の内容・場所等）
- ②施設（社会教育施設の利用方法等）
- ③団体（団体・サークルの活動内容等）
- ④指導者（講師の指導内容、連絡先等）
- ⑤学習教材（視聴覚教材の利用方法等）
- ⑥各種資格（国家資格・技能検定の種類等）
- ⑦その他（ボランティア情報・高齢者情報等）である。

この都道府県の生涯学習情報提供システムを束ね、また文部省所管の生涯学習関連施設とネットワーク化をはかるのが、「まなびねっとシステム」ということのである(図3)。この「まなびねっとシステム」は2000年に本格稼働を目指しており、全国生涯学習情報提供センター機能を国立教育会館に置き、パソコン通信やインターネットにより広く情報を提供する、そのようなシステムである。

(3)各システムにおける社会教育施設の位置
これまでに挙げた生涯学習システムについての社会教育施設の位置関係を、ここで確認しておくことにする。

いずれのモデルにしても、いわゆる社会教育の施設が重要な存在として取り扱われている。例えば生涯学習情報提供システムでは、博物館・図書館・公民館の三館が生涯学習センターと市民（個人・グループ）を結ぶ、掛け橋的存在に置かれている。市町村によっては博物館・図書館・公民館の三館、すべてがそろっていない場合もあるが、必ずいずれかは存在する施設である。それ故に、これは情報の提供ルートを考えて場合、スムーズに情報伝達がいくように見える。だが反面、現在存在する社会教育施設に、端末機を置いていったに過ぎないものとも取れるシステムではある。

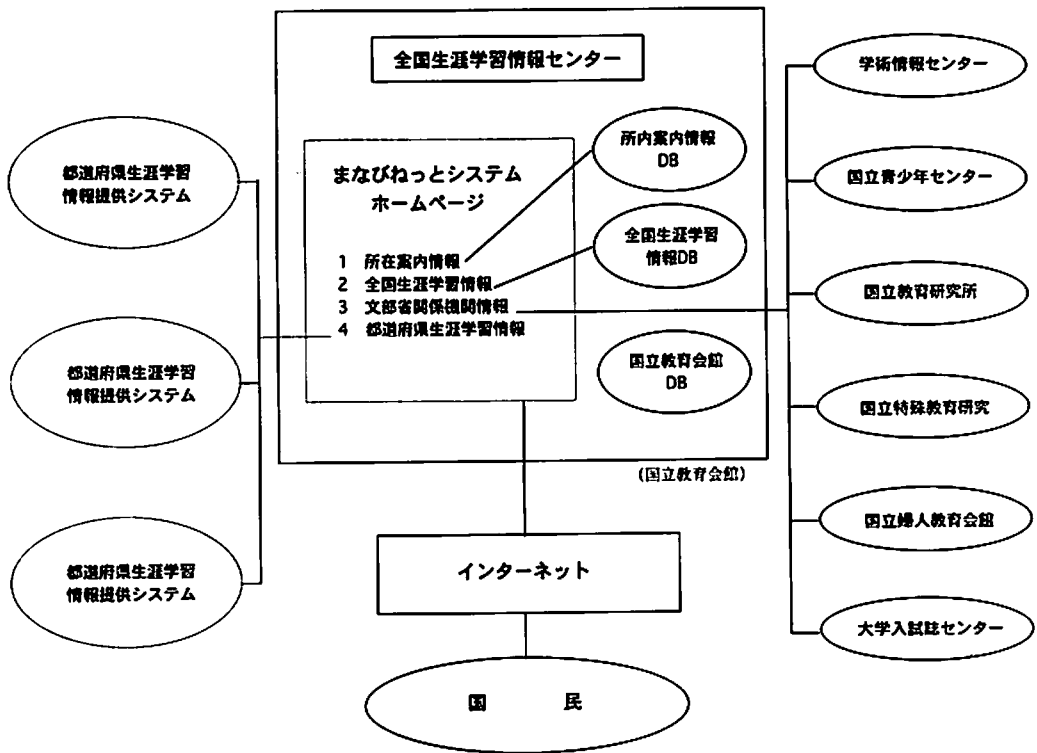


図3 まなびねっとシステム図（出口寿久 1996より作成）

生涯学習ということになると、施設を利用する人は千差万別、様々である。人それぞれ情報への要求は異なるであろう。その情報要求にどれだけ答えることができるかが、生涯学習システムには必要とされる。よって、この情報システムにおいては市民への「学習相談」と「情報提供」の関係が問題となる。

例えば、学習相談に対して、端末機で検索し、その内容にあったものがあればよい。だが、適当な内容のものがない場合もありうる。その際にそれにどのように対応していくのか。ただ「ありませんね」で終わってしまうのか、あるいは一緒に探すのか。また求めているものが講座であれば、要望に答えて新しい講座を企画するのか。市民のニーズにどれだけ答えることが出来るかが問題になる。

その際、各市町村における博物館・図書館・公民館などの社会教育施設が、どのように連携をとり、それに対応するのか、まさに各自自治体の方針が問題となってくる。自治体が三館異なる系統で運営をしていくのか、あるいはどの館を運営の中核とし、進めていくかを議論しなければならないであろう。

3. 博物館によるネットワークシステムの意義

(1) 現代博物館の現状

日本における博物館の総数は、5,000～6,000館とも言われている¹¹。その規模あるいはどのような活動内容から博物館の範疇に入れるのかという問題もあるが、実際、大変な数と言える。国土の面積に対する博物館の数、即ち国ごとの「博物館密度」を仮に想定し計算したとするならば、日本は世界のトップレベルとしても過言ではないだろう。特に、大都市周辺においては、様々な交通手段を利用し、自宅から一時間圏内¹⁵でいける博物館の数は相当なものである。場所によっては、その圏内に存在する公立博物館と私立博物館の数を比較すると、公立博物館よりも私立博物館の方

が多いケースもあるであろう。

この何千という博物館が、日々博物館活動を行っている。その中で、一般の方々に一番目につき、また利用されているものが特別展であり、企画展である。常設展はこの次になってしまっている。

博物館の規模や国・都道府県・市町村レベルにもよるが、1館に当たり年間、特別展・企画展を1～3、多ければ5回以上も行っているところもある。また大都市周辺においては、百貨店の催事場において「○○展」として展覧会も開催されている。まさに毎週どこかでなんらかの展示が行なわれているのである。

特に「本邦初」あるいは「今世紀最後」・「最初で最後」などの文字の入ったコピーを使用した特別展・展覧会は、人気が高い。長蛇の列にうんざりしながら、またじっくりと展示資料を見ることなく、次の資料、次の資料へと押し出されていく。このような状況は日本の博物館の現状を物語っているといえる。

つまり、特別展が博物館の入館者を増やすためのカンフル剤としている館が多いからである。博物館は開館後、入館者の減少をどのように食い止めるか苦慮している。開館当時の入館者を維持するために、集客力のある特別展を行う場合もある。そのため学芸員が自転車操業的にやっているところもあるようだ。

また市町村レベルであれば、一自治体で大規模な特別展を開催することはなかなか難しい。何十周年記念行事の一部として実施されるのであれば、可能なケースもある。

一方、予算的に資金を確保できる博物館では、世界的な規模の特別展を企画したりする。日本に居ながらにして世界の名品、珍品の「実物資料」を見ることが出来るのであるから、人はやはりそのような博物館へ足を向けるであろう。

さらに私立や百貨店の場合、大幅な赤字は死活問題に関わる。そのため、企画を十分に

練ったり、予算面での協賛企業をどうするのか、宣伝の方法等の問題などを解決し、綿密な計画を建てるわけである。市町村レベルの公立博物館の場合、企画内容でそれを補うことも出来るが、両者の間にはおのずと差が生じてしまうことが多い。人が来る博物館とそうでない博物館の誕生である。

(2)博物館と生涯学習

このような状況で、公立博物館とそのほかの博物館との差が次第に顕在化している。市町村レベルの博物館をいかにして運営していくのか。その問題が、今後益々重要になってきている。そのため、昨今、ミュージアム・マネジメントが注目を浴びているといえるだろう。

そこで、このような状況を変える方法として、どのような方法が考えられるか。

その解決の一つとして、生涯学習システムの中での博物館の役割に比重をおくことを提唱したい。つまり地域博物館は、地域社会における生涯学習センターとしての役割を十分に担うことができるからである。

その理由をいくつか挙げることにしよう。

- ①博物館は、地域社会の調査研究を目的とする機関である。その機能として「収集」・「整理保管」・「調査研究」により情報を蓄積し、「教育普及活動」によって地域の情報発信基地になりうる。
- ②公立博物館は、各自治体において整備されつつある。新しく施設をつくるよりもコスト的な問題が少ない。
- ③公立博物館は、地域社会の調査研究を目的として研究している学芸員がいる。

このようなことから博物館は、生涯学習システムのセンター的要素を多分に内包している存在なのである。

その一方で、センター的機能を持たせるために博物館においてまだまだ不足している点がある。それが「ネットワーク」である。

そのネットワークには、二つの側面があると考えられる。一つは博物館地域社会内におけるネットワーク、もう一つは博物館相互のネットワークである。

前者の場合は、学校教育と博物館以外の社会教育施設とのネットワーク、「学社融合」による情報の交換や相互の協力体制に相当するであろう。また、博物館による人的ネットワーク、ボランティアや友の会などの活動もその中に含まれる。

後者の場合、近隣の公立博物館、さらには都道府県立の博物館や私立博物館との情報交換と協力体制である。その具体的内容については後述することにするが、市町村立の公立博物館においては、博物館自体が孤立化することがあってはならない。地域住民が気軽に足を向けて訪れる「開かれたもの」でなければ、これからはその存在自体も危うい状況になりうる可能性があるからである。

4. システム化にあたっての留意点

博物館のネットワークを考える場合、その前段階として、次の観点から博物館を再考してみたい。その観点とは、即ち(1)博物館の理念の確認、(2)博物館活動の基礎的分析、(3)博物館地域社会の分析、(4)博物館の活動理念の再構築である。

(1)博物館の理念の確認

博物館はその開館に当たり、必ず基本構想、基本設計、実施設計の順序を経る。その際、これから作ろうとしている博物館をイメージし、その活動内容を決定していくことになる。そこで一番基本となるのが、博物館の基本理念をどのような内容にするかであろう。それを基にして、様々な博物館の活動方針とその内容が議論され、決定されていくからである。

ではその基本理念を構築するうえで、幾つかのキーワードがあると考えられる。①博物館の種類、②博物館の運営・設置別、③博物館地

域社会である。これらを設定して、目標とする博物館像を描くことができると言える。

例えば①の博物館の種類とは、大きく人文系・自然系であったり、あるいは総合（総合）博物館・歴史博物館・美術博物館・理工系・自然史系・動植物園などになる。

また②博物館の運営・設置別であれば、運営母体は、博物館法の第2条にあるように、1)地方公共団体、2)民法（明治29年法律第89号）第34条の法人、3)宗教法人または政令で定めるその他の法人にすることになる。

さらに③の博物館地域社会はより複雑になる。つまり、博物館とそれが関わりを持つとする地域社会の範囲を、どの程度までにするのかということである。博物館地域社会については、次の項で詳しく触れたい。

このようにしてこれから作ろうとしている博物館が、この3つの観点のどの部分を選択することにより、その基本理念と、それをもとに行なわれる活動の方向性が見えてくると言えるだろう。また、博物館の分類については、いま挙げた分類の方法をA)形態別分類（種類別分類、経営主体別分類、その他）とし、その他にB)機能別分類、C)目的別分類を試みている例もある。但し、博物館を建設していく過程では、建設する側の思考としては、その多くがA)の考え方を持つと予想される。

これまでに博物館が基本理念により、その活動が決定されていくと触れたが、ここでまた重要な問題が浮き彫りにされるであろう。それはその基本理念がどれだけ博物館の活動に影響を与え続けることができるかという問題である。

即ち、その問題には、幾つかのパターンがあると考える。それは次の3点である。

①博物館を構想するにあたり、構想委員と学芸員とのコミュニケーションが取れていない場合

②開館後、職員が交代することによりその

理念が継承されていない場合

③開館後何十年もたち、理念それ自体が博物館を取りまく社会状況と余りにも掛け離れてしまっている場合

①の場合は、博物館を建設するに当たり、一般に学芸員の採用が遅いという現状がある。そのため、基本構想や基本設計段階、最悪の場合は実施設計でも学芸員の考えが取り入れられない。そのため本来、博物館を動かす学芸員が最初の段階で、博物館への熱意をそがれてしまっていたことは、従来日本の場合、多かったのではないかと。先に進んでしまう基本構想と学芸員の考え方との衝突である。それ故に、箱を先に建ててしまい、ソフトよりもハード中心になりがちである。また最近ではないと思うが、博物館の歴史の中には基本理念を十分に検討されずに建設されてしまった所もあったのではないかと。

②の場合は、博物館の職員、学芸員が専門職で採用されない場合に顕著である。これは公立博物館では多々見られ、一般職ということで、長期にわたり同じ職場で仕事をするのができない。職場を移動する際に、次に入ってくる職員との意思の疎通がとられていないことが多いのである。これが繰り返して続いていることにより、博物館の基本理念が薄れていくことになっていく。これは博物館の活動すべてに影響を与えてしまう。職員の世代交代の問題である。

③の場合は、すぐに修正が必要である。

以上のような問題を踏まえ、博物館の理念を再確認することで、今後の博物館活動の方向性が再度決定されていくと考える。

(2)博物館活動の基礎的分析

博物館の活動は、広義で言えばまさしく博物館で行うすべてのことが対象になるであろう。つまりここで言うところの博物館活動の基礎的分析とは、博物館の機能別による自己分析である。以下、機能別に分析において重

生涯学習における博物館ネットワークシステム

要な視点を挙げておきたい。

収集

①収集方針の在り方

②収集資料のバランス

当該博物館での収集資料の偏りの修正。
など

整理・保管

①分類方法の検討

従来の分類方法で良いかどうか。

②資料データベース化

資料のデジタル化とその入力方法。

など

調査研究

①研究方針

②研究事項

③研究結果の評価

など

教育活動

①常設展示の在り方

②特別展の評価

③講座・講演などの在り方

④学校教育との連携

など

その他

①喫茶コーナー・ミュージアムショップ
などの利用状況

③入館者の状況・範囲

など

以上、検討項目は極く一部であるが、実際の分析の項目は多岐に及ぶこともできる。これにより、当該博物館の長所と短所を把握するのである。

(3)博物館地域社会の分析

博物館はそれが存在するにあたり、地域、地域社会というものをその対象としなければならない。それが博物館の活動に大きく影響する。ただ、加藤有次も指摘しているように地域社会をどうとらえるか。¹⁸だが、やはり検討しておかなければ、博物館の行う資料収集

や調査研究、教育活動に方向性が無くなることもある。

特に市町村立の公立博物館の場合、博物館の対象とする地域社会について、博物館であるから歴史的なことは言うまでもなく、現在の状況まで知っておく必要がある。それは、教育普及において重要と考えるからである。

以下、博物館に関連する社会事項の中で、基本項目として取り上げなければならない3点について検討しておく。

①学校

以前、拙稿において「都心部の社会的状況の把握」¹⁷の重要性を若干述べたことがある。そこでは都心部における人口の減少について触れたのであるが、「学社融合」の観点から学校の児童・生徒の数について考えてみたい。

今回は渋谷区の小・中学校の児童・生徒数を例に取りたい。

まず渋谷区の人口（住民記録人口による）は平成8年1月1日で183,748人、6～11歳¹⁹まで6,843人、12～14歳まで4,066人である。

このうち時期は経過するが、平成8年5月1日現在の渋谷区立の小・中学校に通学する児童・生徒数は、『平成8年版 渋谷の教育』¹⁰によれば下記ようになる。

小学生1～6年生まで 5,774人

中学生1～3年生まで 2,533人

よって渋谷区立の小・中学校の就学率は小学校（22校）が84.378%、中学校（9校）が62.297%となる。

ここで特徴的なことは、渋谷区の場合、公立の学校ではなく、私立などの学校に人が流れているということである。この点について他の区での状況を調べていないので、同じような現象が出ているかは不明であるが、博物館の教育活動において念頭にいれなければならない事実である。

小学生では3年生の時に地域の学習をする。そこで博物館としては、「学校教育との連携」として活躍できる場を得ることもできるだろう

うし、そのほかにも当該地域の歴史などを題材に教室を開くことが出来るだろう。だが、私立などの学校に通っている児童・生徒に当該地域のことを知ってもらう機会は、どれだけあるであろうか。もし、幼稚園から私立に通学していたとするならば、最悪の場合、当該地域の歴史や文化も知らずして、渋谷谷を離れてしまうこともある。「渋谷＝郷土」という意識をどれだけ持つことが出来るであろうか。またこのよう状況で、出来るだけ博物館と接点を持てるよう、館側は考えなければならない。

②「第四の領域」

次に今回の中教審の答申でも触れていたが、地域社会の在り方として、「学校」・「家庭」・「地縁的な地域社会」の他に、「第四の領域」を設定し、その育成を提唱している。

その「第四の領域」とは、「第2部第3章(2)

②地域社会における教育の条件整備と充実方策(F)」の中で、次のような提言がされている。

例えば、青少年団体では、地縁的なものよりも、最近ではむしろ、スポーツやキャンプ、ボランティアといった目的指向的なものの方が人気が高いと言われているが、これなどは、ここでいう「第四の領域」の一つの例といえよう。

中略

行政としては、こうした状況を踏まえつつ、目的指向的な様々な団体・サークルの育成や、日常生活圏を離れた広域的な活動の場や機会の充実、効果的な情報提供活動、民間教育事業者との連携などを通じて、「第四の領域」の育成に積極的に取り組んでいってほしい。

博物館の場合、博物館の事業に参加する人々の範囲は、第一には地域的な面が考えられる。博物館に近い。これは本人の意志もさることながら、立派な参加を促す要因にもなる。さらにこの「第四の領域」の人々の心ををどのようにつかむかが問題であろう。この人達が

博物館をこれから支えていく原動力になると思われるからだ。

例えば、博物館のボランティアや友の会に参加している人は、博物館の立地している行政区の人のみではない。どこからか情報を入手し、電車にのってのはるばる参加する方もいる。これは自分の意志がそうさせているのであり、博物館としてはそれに答えなければならないだろう。このような方々をどのようにして博物館の事業に参加していただくか。企画が重要になる。

また博物館による講座や講演などでは、いわゆるカルチャーセンターとどのように区別を付けていくかを考えなければならない。同じ内容では、受講者の取りあいも起こりうる。これも企画のみならず、博物館としての独自の評価方法、つまり修了証書の発行なども必要になってくる。

③情縁

「第四の領域」と同じように、「情縁」も新しい人と人とのつながりであり、新しい社会の在り方である。即ち、パソコン通信やインターネットを使用している際に生じる「縁」である。奥野卓司は、「情縁」について次のように述べている。

そこには「実在」しないが、情報として「存在」する。そういう空間（社会）をバーチャル社会と呼ぼう。

中略

会ったことも面識もないが、あるいは将来も面識を持たないまま、遠隔地の人と同時にあるいは異なった時間に、個人的に双方向コミュニケーションをとる。

そういう人間関係が存在する社会……

この「情縁」は、まだまだこれからの問題のようでもあるが、博物館資料のデジタル化やインターネットを使用した博物館の情報提供を考えた場合、これ自体も範疇に入れておかなければならないものといえる。広範囲な博物館地域社会の在り方も、今後生まれる可

能性がある。

(4)博物館の活動理念の再構築

このようにして、3つの視点から博物館を再考してきた。そこでこれらの結果を踏まえて、博物館は活動理念の再構築をする必要があると考える。

これまで博物館の活動には、フィードバックという作業があまりに少なかったようである。常設展示については、資料の保存という観点では資料を入れ換える。一方、展示の演示具、あるいは展示の構成は、展示替えまで何年も同じ場合もあるであろう。これは、金銭的な面の影響が多い。

だが、博物館は本来、学芸員および観覧者、そして地域住民と共に成長していくことが理想の姿であると考え。博物館は閉館が終わりではない。

それ故に、博物館の活動すべてにおいて、自己によるあるいはアンケートによる評価を次の活動にフィードバックすることが必要なのである。

さらに博物館のネットワークを行う場合、博物館のアイデンティティがなければ、すべて同じものになってしまう。そこで(1)博物館の理念の確認、(2)博物館活動の基礎的分析、(3)博物館地域社会の分析をすることにより博物館を再認識する必要があるのである。その作業で把握することが出来た、当該博物館の長所と短所をどのように活動に反映していくのか。あるいは、博物館が地域社会の人々に伝えたいこと、残していきたいことをどのような方法で実施するのか。博物館が活動理念の選択、再構築をはからなければならない。

5. 博物館ネットワークシステムの提案

これまで、生涯学習のシステム化の考え方、特別展の問題、さらには博物館の再認識における留意点等を見てきた。

それらを総合すると、市町村の公共博物館

はある選択を迫られていると考えられる。それは、博物館の方向性である。地域社会型博物館であるのか、その他の博物館であるのか。

(1)博物館の方向性

博物館の分類の方法として、博物館の利用者の立場から博物館を3つのタイプに分類するものがある。即ち、①地域社会型博物館、②観光型博物館、③研究型博物館である。

数千という数の博物館が存在する現在、これから各博物館が特色を出さなければ、生き残ることは難しい。特に市町村の公共博物館には、文化事業予算の減少が今後ますます問題になってくる。高齢化社会は、博物館にとって良い面ばかりをもたらすのではない。学習人口の増大に対する文化事業予算の削減である。

行政的には文化と福祉とは別に考え、同時に推し進めることが必要である。だが、これからは福祉、特に高齢者福祉関連の事業が優先され、文化に係る予算は削減されるであろう。それは、博物館の事業にも跳ね返ってくる。そうなると、特別展のところで指摘したが、益々市町村の公立博物館と他との差が生じ、入館者の減少に加速がつく。そこで最悪の場合、市町村における公立博物館の不要論が出かねない。

だが、今回の中教審答申でも指摘しているように、学校教育あるいは生涯学習において地域社会というものが重要になっている。公立博物館は、地域優先、地域社会型の方向を取ることで、新しい側面を生み出すと考える。

地域社会型博物館を目指す場合、市町村の公共博物館においては、どのようなネットワークシステムが有効に働くのであろうか。

そのためには2つのネットワークを成立させる必要があると考える。

すなわち、①博物館の地域社会内における「学社融合」としてのネットワークと、②都

生涯学習における博物館ネットワークシステム

道府県レベルの博物館を頂点とした博物館相互のネットワークである。

(2)博物館地域社会内の「学社融合」ネットワーク

博物館は、図書館、公民館などと同様に社会教育施設に入る。だが、それらの施設は、独自に活動を展開し、相互の関係は、これまで必ずしもスムーズでなかったといえる。

そのため博物館が「学社融合」の考え方にもとづき、ネットワークを構築する場合、解決しなければならない問題がある。

それは、各自治体における学校教育、社会教育・生涯学習の方向性である。

つまり、博物館、図書館、公民館などの社会教育施設と学校教育とがどのような関係を保ち、それを推進していくのか。それが各自治体において決まっていなければ、ネットワークは十分に機能しない。

博物館がなぜ、生涯学習のセンターとして有効であるかは、すでに3で述べたとおりである。特に地域社会型博物館はそうである。これからの生涯学習においては、学校教育と社会教育・生涯学習との垣根を取り除き、どちらも歩み寄らなければならない。お互いが地域社会という共通課題を持っているからである。その地域社会の中で、特に子供たちの問題は大きい。4で渋谷区を例にとったが、人と郷土とのつながりが少なくなっていることは、全国において共通する問題でもある。これはまた、子供だけの問題でもない。郷土の歴史・文化を保存・継承する担い手は、減少の一途である。その役目を請け負い、また新たな文化を創造させる施設として、博物館は先頭に立たなければならない時期に来ている。

では、「学社融合」を実現するために重要な事柄は、何であるか。

その一つとしては、言うまでもなく学社融合の「場」を設置することである。

その場とは、次のことを行う場である。すなわち、4のところ述べた活動に関する自己分析・自己評価を、博物館のみならず学校や各館が行い、その結果を相互に持ち寄りながら、地域社会を把握する場である。学校では子供たちの実態、図書館や公民館ではそこを利用する「第四の領域」に属する人たちのこと、博物館は地域の研究結果また利用者のことなど、それらを持ち寄ることが必要と考える。その検討項目は多岐にわたるであろう。

そこでの情報交換により、生涯学習の方向性、あるいは需要と供給の関係が明らかにされる。この段階を経ることにより活動内容が充実され、また相互の援助関係が結ばれる。こうしてその結果が地域住民に、還元、フィードバックするようにするのである。

もう一つは、各施設に対する職務理解である。つまり、

①各施設の職員（学芸員等を含む。以下同じ。）は、自分の施設業務を十分に理解する。

②各施設の職員は、他の施設の業務内容を把握する。

となる。これは当たり前のようにはあるが、地域住民および利用者に対しては、大切なことと言えよう。情報提供サービスの基本となる。

このようにして、博物館を核とするネットワークの基盤を少しずつでも形成していくことが必要なのである。

(3)博物館相互のネットワーク

「学社融合」ネットワークに対し、これは公立博物館を主体にした考え方で、他の博物館（同一行政区内ではなく区外の博物館）との情報ネットワークである。

まずこのネットワークにおいて必要とされることは、4で述べたように博物館の学芸員および職員が当該博物館の在り方を十分に認識することである。それなくしてはネットワーク化をしても、それを利用する人々・入館

者にとっては、どの博物館へ行っても同じという印象を与えてしまうからである。

このシステムの狙いは、当該博物館の分析により、その長所と短所を把握し、それを発展させる、あるいは補う、また特徴を明確化させるための基盤である。

このシステムのキーワードを挙げるとするならば、①「交換・交流」、②「提供」である。

①「交換・交流」は、主として学芸員主体のネットワークであり、項目は「もの」・「ひと」・「情報」から構成される。

「もの」

これは、博物館資料そのものにほかならない。博物館の分析により、当該博物館の資料の状況を把握したわけであるが、本来、館になくてはならない資料がないこともある。一方その資料を持っている博物館もある。その際の資料の貸し借りを、出来る範囲内でいまよりもスムーズにさせるものである。博物館資料の基本は、やはり実物資料である。実物をできるだけ多く見せることが、米館者の満足度を高めることは言うまでもない。

「ひと」

地域社会型博物館の場合、学芸員はともすると当該博物館の地域社会内だけに目を奪われがちである。よって博物館学芸員の研究を支援するために、学芸員が研究において情報交換ができる、また研修に参加できる、さらにある一定期間の交換留学ができるネットワークが必要である。現在、都道府県によっては博物館協会・博物館連絡協議会などがあるが、より実践的な人的ネットワークがこれからは求められると考える。

「情報」

これは博物館における収蔵資料の情報、あるいは研究情報、教育活動情報の交換である。

今日、博物館資料のデータベース化が進んでいる。それによりインターネットあるいはパソコン通信などで博物館の資料の情報を他の博物館に提供しやすくなった。提供により

またそこから新しい情報を入手する。意見を聞く。博物館相互の情報交換ネットワークである。また講座や体験学習の実践例を研究しあうことにより、より密度のある活動を生み出す契機となるだろう。

②「提供」は、主として博物館の利用者側にたった「情報提供」のシステムである。

たとえば、利用者がある博物館を利用し、そこで得られた知識や情報についてさらに調べたい場合がある。その時、その博物館では対応できない場合もあるであろう。「この関係の内容であれば、あそこの博物館が詳しい。また資料も多く所蔵している。」とその情報についてすぐにアドバイスできる。そのような情報サービスのネットワークである。

また館へのアクセス、開館時間・閉館時間などの博物館の概要も情報として欠かせない。

このネットワークは本来なら都道府県レベルの博物館が主体となり、整備していくことが理想である。だが出来るところから始めることも、一つの方法でもある。次第に増加し、市町村の公立博物館の活動が、今よりもさらに充実させることがこのネットワークの目標である。

6. おわりに

21世紀まであとわずかである。情報化社会、インターネット、画像データベースなど「デジタル化」の波が博物館にも押し寄せている。

またこれからも博物館は増え続けるのだろうか。

今回、博物館ネットワークシステムの素案ということで地域社会型博物館の在り方を、生涯学習と情報提供という観点から考えてみた。まだまだ素案なので不十分な部分や検討事項も多い。それらを解消し、21世紀に通用する博物館の在り方を今後も検討していきたい。

最後に、今回本稿を草するにあたり、國學院大學加藤有次先生をはじめ、博物館学の諸

生涯学習における博物館ネットワークシステム

先生方に御教示を頂きましたこと、末筆ながら感謝致します。

註

- 註1 山本恒夫 「学校・家庭・地域の連携のためのシステム構築」P5 『学習情報研究』 1996 第11巻 第12号 財団法人学習ソフトウェア情報研究センター
- 註2 註1と同じ。
- 註3 出口寿久 「まねびねっとシステム ～生涯学習情報を全国的に提供するための体制の整備について」P8～ 『学習情報研究』 1996 第11巻 第12号 財団法人学習ソフトウェア情報研究センター
- 註4 株式会社丹青研究所の「Museum Data」No. 34(P.1)では6,000館を越えていると述べている。
- 註5 森田恒之は、博物館の利用圏内に関して「『博物館の利用頻度は、利用者の職業や年齢、性別にはそれほど関係なく、居住地から博物館までの所要時間に大きく左右される』ことが統計的に証明できた。年間複数回の利用者は所要時間一時間以内の居住者とそれ以上の者との間で歴然とした差が生じる」と述べている。「いま博物館は」『月刊社会教育』 1994 第38巻3号、No.456
- 註6 伊藤寿朗 「序章 博物館の概念」『博物館概論』 1978 伊藤寿朗・森田恒之編著(P.10)
- 註7 粕谷崇 「地域博物館小考」『國學院大學博物館學紀要』 第20輯 1996 P.91～
- 註8 加藤有次 「博物館学総論」 雄山閣出版 1996 P.110～
- 註9 渋谷区 「渋谷区勢概要 '96」(平成8年版) 1996 P.27
- 註10 渋谷区教育委員会 「平成8年版 渋谷の教育」 1996 P.48・49
- 註11 加藤有次氏よりご教示をいただいた。また、アメリカ等の場合、博物館の講習に参加し修了すると、大学の単位として認定しているようである。日本の場合、制度的な問題もあるが、やがてそれが認められると、博物館の活動に弾みを付けるものとなるかも知れない。
- 註12 奥野卓司ほか 「ポスト・コンピュータの世界」 朝日新聞社 1995 P.57
- 註13 加藤有次 『博物館学序論』 雄山閣出版 1977 P.70～
加藤有次 「博物館学総論」 雄山閣出版 1996 P.113～

参考文献

- P.コトラー D.H.ハイダー I.レイン著 「地域のマーケティング」 東洋経済新報社 1996
- 諸岡博熊 「ミュージアム マネージメント」 創元社 1993

(渋谷区郷土博物館等開設準備会学芸員)

プリマス・プランテーションと メンバーシップ

Plimoth Plantation and Membership

川崎 義雄
Yoshio KAWASAKI

1

1994年3月下旬から4月上旬にかけて青木豊、内川隆志、加藤憲子氏らと筆者の4人でワシントンDC、ボルチモア、フィラデルフィア、ニューヨーク、ボストンとアメリカ東部の主要都市の博物館の視察を行った。その際、博物館の大小に限らずほとんどの博物館では「メンバーシップ」制度の活躍が著しく、ほとんど例外なくそのリーフレットが作られ配布されていた。大型の博物館のなかには日本語版や外国語版も作られており、アメリカ国内だけに限らず国外まで「メンバーシップ」の勧誘を広げている。その内容も豊富で入会員のニーズに合わせ幾段階にも分かれている。筆者も数段階であろうということを目撃していたのであるが、少なくとも4段階程度から多いところでは10段階程度にまで及んで分けられていることが判明した。しかも段階的に用意されている特典内容の豊かさに驚かされた。日本では「博物館友の会」とし、おおむねは常設されているもののリーフレットを作成してまでも積極的に勧誘する状況をほとんど聞いたことがない。特典内容の貧困さを露呈した結果と言えるかも知れない。ミュージアム・マネージメントの確立されたアメリカと確立されていない日本と著しい格差のあることを知った。

そこでボストン郊外のプリマス・プランテーション⁴¹とその周囲の博物館群を紹介し、この「メンバーシップ」の問題点に若干触れて

みたい。

なお、浅学な筆者が日頃からご教示頂いている加藤有次氏をはじめ上記3氏には感謝する次第である。

2

プリマス・プランテーションに行くには、まずボストンからのアクセスとしてダウタウンのサウスステーション（レッドライン）のピーターパン・バスターミナルからピーターパン・バスで約1時間でプリマス駅に到着する。ここからタクシーを利用して約10分で着く。私たちの行った時期が悪いのか、やや交通に難点がある。

前後するけれどこのプリマスがどういう場所であるかを若干解説しておく。

イギリス本国では17世紀になるとクロムエルによりビルグリム（清教徒）弾圧がおこり行場の失ったビルグリムたちは新天地を求めて大西洋を渡る。1620年9月6日、100人乗せた（船中で2名の子供誕生し、合計102名）オランダ人を船長としたメイフラワーII世号はイギリスのプリマスを出帆し、65日間の航海の末、11月9日、やっとコッド岬を經由して無事このプリマスに到着した。上陸に先立ち自らの憲法を作った。新しい社会を建設し、秩序を維持するための憲章で、「メイフラワー誓約書」として有名である。

彼らのなかには有識者が多く、ジョン・ロビンソンのような高名な牧師や、ウィリアム・

ブラッドフォードのように優れた者や大学で法律を学んだ者も少なくなかった。特にイギリスのケンブリッジ大学出身者が多かった。だからこそ開拓16年後の1636年にはボストン郊外にケンブリッジの地名がつけられ、アメリカ最初の大学ハーバード大学も造った。ともかく近代市民国家の小サンプルをつくった人々といってよい。さらに現在のアメリカ国家を作った元祖であった。そのため後に彼らをピルグリム・ファーザーズと呼ばれる要因になった。

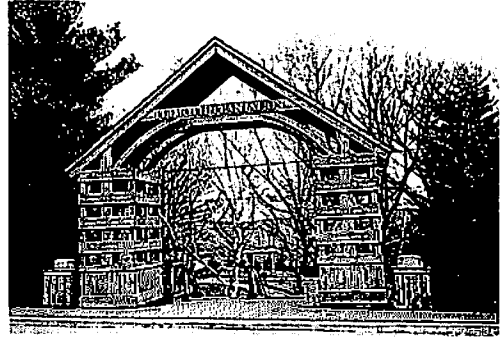
その渡航に使われたメイフラワーII世号は最初のアメリカ移民を運んだ船として記念されることになった。

このプリマスには野外博物館のプリマス・プランテーションを中心にメイフラワーII世号、ワックス・ミュージアム、ピルグリム・ホール・ミュージアムとテーマを同じくしながら展示方法の異なる博物館群を見ることができる。そこでそれらを紹介してみたい。

3

メイフラワーII世号に乗ってきたピルグリム達の一行がこのプリマスの地に開拓地を作る。間もなく訪れた初めての冬はニューイングランドの寒さと食料不足から、彼らの約半数が死亡という新天地ならぬ地獄のようであった。幸いにもプリマス付近に住む先住民の一部が彼らにトウモロコシ、ピーナッツやじゃがいも等の穀物や野菜の栽培方法を授け、彼らは窮地を脱することができた。この後もイギリスから新天地を求めて次々とピルグリム達の一行が大西洋を渡ってくるが、ニューイングランドの過酷な気候に順応できず、アメリカ大陸で死亡するか再び本国に引きあげる者も多かった。その中で最初にこの地に開拓地を開いた彼らは先住民の多大な協力を得て、アメリカ大陸に根づいた初めての成功した開拓民となった。

1947年にアメリカ発祥の地としてのピルグ

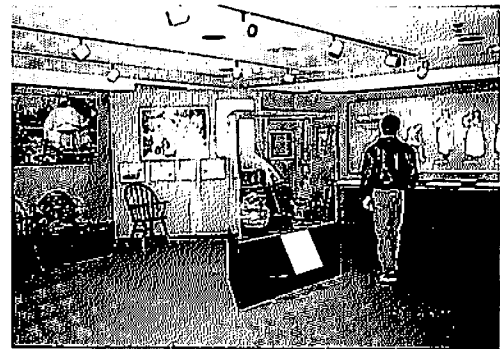


プリマス・プランテーションの正門

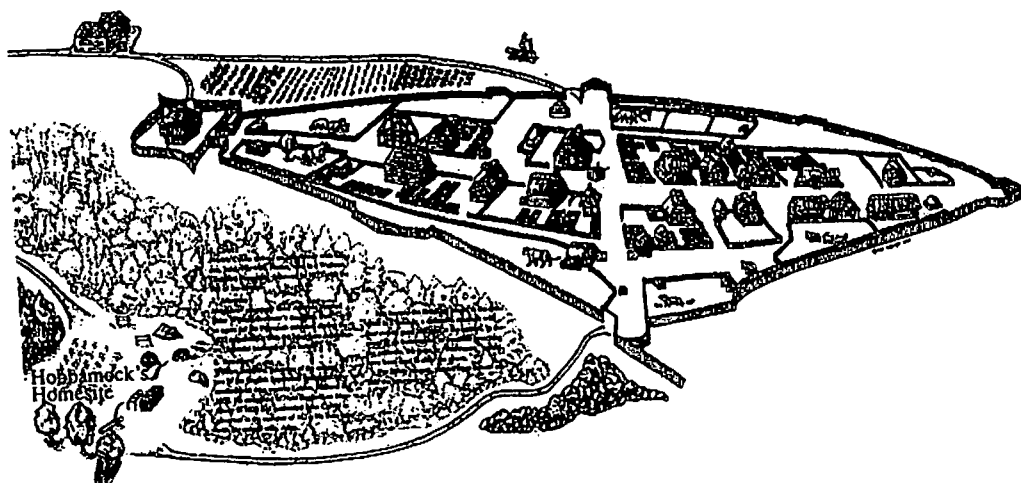
リム達がプリマスに開拓当時のプリマス開拓地を再現し、当時（1627年）の生活情景や風習を後世に伝えていこうとして現地保存型の野外博物館を作った。これがプリマス・プランテーションである。年間およそ80万人前後の観光客が訪れる。

プリマス・プランテーション社による私立経営であるが、非常利の生きた歴史博物館であり、主に入場料、ミュージアム・ショップの売上、民間からの寄付そしてメンバーシップによって賄われている。プランテーションは民営団体、企業、ローカルのビジネス、マサチューセッツ州文化審議会、博物館サービス協会、そして人文科学のための国立基金からの援助をはじめ各方面からの資金集めが行われている。そこでプランテーションに入ってみよう。

駐車場からのゲート階段を降りるとはじめ



ビジターセンターの展示室



1627年ピルグリム・ビレッジ見取図

にビジターセンターが飛び込んでくる。入場券売場、フィルム・シアター、ギャラリー、レストラン、ミュージアム・ショップが入っている。ここのシアターでマルチ・メディア・オリエンテーション・プログラムを見ることができる。12分間程度で、1627年ピルグリム・ビレッジとワンパノア族に関する概要や両民族の交流や異文化との接し方等の解説をする。飽きさせない内容と程よい時間になっているのも特長である。シアターは展示ギャラリーと位置付けているため、この施設の概要を知るには欠かすことができない。

デービス展示ギャラリーでは当時の家具調度品、復元されたピルグリムの家屋の内部、陶器、衣服、マスケット銃、プランテーション内の発掘調査風景、グリッド図等が展示されている。日本の博物館でもしばしば見られる展示とほとんど変わらない。また先住民のワンパノア族の文化に関する資料も豊富であることも注目できる。先住民の文化内容の紹介にも積極的に取り込んでいる現れと考える。

ミュージアム・ショップではピルグリム達の時代を感じる小物がぎっしりと積まれている。帽子、マントなどの衣装から陶器、杖等

の工芸品、当時と同じ製法でつくったパン、ジャム、さらに当時の内容を掲載した書籍等品数は豊富である。

レストランと共同施設のためシーズンになると賑いは多くなると考えられる。この付近にはほとんどレストランがないためより効果を上げている。メニューも豊富である。かなりの収入源になっているようである。

映像関係を展示部門に位置付けることは諸外国ではあたり前のように一般的になっているが、日本では最近少しずつ普及し始めているが、未だ一般的ではなく大型の博物館の一部に見られる程度である。

ここから少し樹林の中を歩き、「1627年ピルグリム・ビレッジ」に入村する。1627年当時の村は全体が丸太で組んだ板塀を菱形状に区画し、そのなかに十字架を模した道路が十文字に作られ、その道路に沿って20戸の家屋と家畜小屋やパン焼き釜が配置され建てられている。海岸砂丘上に作られた村で全体が比較的急な傾斜地になっており、彼らが元々住んでいたイングランドの地形とよく似た場所を選んだとも言われている。家の造りも同様に厳寒地で、窓の小さいことも共通している。

各家にはコスチュームを着たスタッフが

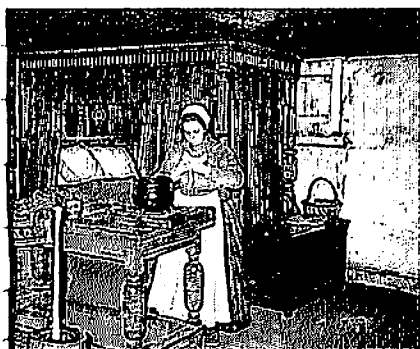


1627年ビルグリム・ピレッジの復元家屋

り見学者を迎えている。木工細工をしていたり、クッキー、菓子や伝統的な食事を作っていたり、家畜場のヤギのミルクから作ったチーズや畑で取れたトウモロコシを料理している光景も見られる。季節に応じたかつての生活状況を忠実に再現している。また当時住んでいた開拓者の名前も判別している。開拓当時の言葉使い、身ぶり、マナーで接客する。

これらの復元・再現には考古学・言語学・歴史学等の研究者からのアドバイスを受けて行っていることに特色がある。そのため見学者のマナーも1627年にタイムスリップすることが肝要であることも注意書きされている。畑では手入れが綿密に行われており、作物も実をつけている。

食庫には必需品を買うためイギリスに船で送られる毛皮をはじめ多くの物資が山のように積み、その時を待っているかのようであ



インタープリターの実演風景

る。

塩生草類の干し草を貯蔵するヘルムあるいはダッチ・バーンと呼ばれる貯蔵庫は屋根がそれらの在庫量に応じて調節でき上げたり、下げたりすることも特色になっている。またカウ・ハウスには農場の動物が収容されている。

等々の家屋や施設を見ることができる。

プランテーションを出て、木の小道（イール・リバー・ナチュラル・ウォーク）に沿って行くと左手にケープ・コッド湾とイール・リバーの河口を望むことができる。同時にワンパノアグ・インディアン・プログラム(WIP)のスタッフが出迎える。何人かは17世紀のワンパノアグ族の衣装を纏っており、何人かは現代のユニフォームを着用している。彼らは1620年代に家族と一緒にニュー・プリマスに住んでいた、ボカノケット（現在のロード・アイランド州ワレン）出身のワンパノアグ族であった。彼らの子孫が工芸品作りや料理のデモンストレーションを行っている。当時の服装は皮製がメインになっている。またハバモックの話聞かせてくれる。語り部を考えればよいだろう。

ハバモックはプリマス開拓地第二代総督ウイリアム・ブラッドフォードやエドワード・ウィンスローらによって開拓者たちが慣れない環境に順応するのを助けた人物と言われている。

そのハバモックのニースクトゥ（二つ火がある家）、ウェトゥメメス（女達の家）、そしてハバモック大家族の残りのメンバーのためのプトッカカイン（小さい丸型の家）の住居群を見ることができる。住居は樹皮で作られ、内部はシカの毛皮の敷物が置かれているだけでは他の家具類はほとんど見当たらない。天井は開閉式になっておりエントツの役割を果たすそうだ。この中でスタッフが熱心に解説してくれる。

この野外博物館の特徴的な展示は、living



ハバモック復元住居

historyであろう。歴史実演展示と訳しておきたい。このコミュニケーションの手法は歴史的状況をその全体性において描き出し、それを解説することを目指している。人々はそのれらをもともと支えていた自然環境のなかで家畜及び実物ないし複製品によって再現された当時の物質文化の渦中に置かれる。こうした目的を達成するため全ての文化内容—当時の住民の世界観、彼らの願いや恐れ、そして置かれた周囲の環境とどう関わっていたか—は調査研究され推定される。見学者にこうした情報を提供する職員は解説員 (Interpreter) とよばれ、歴史的な状況を説明ないし解釈してくれる。

ハバモック住居では、職員は彼らの衣装や種々の活動にも関わらず、役割を演じるのではなく20世紀の視点から展示内容を説明する。これは「三人称的解説」(客観的解説)とされ



ハバモック住居内のインタープリターの解説風景

る手法で、「1627年ビルグリス・ヒレッジ」やメイフラワーII世号の船上で演じられているような「一人称的解説」(主観的解説)とは異なるものである。「一人称的解説」では、再現された環境の中で職員が生きた文化遺物そのものとなりきってしまう。彼らは展示される時代と場所にいたはずの人間の特徴を身につける。ここプリマスでは入館者がプリマスに開拓民となったビルグリス及びワンパノア族の隣人たちの両者に関して、より十分な理解が得られるように、歴史実演展示の二つの方法が採用されている。

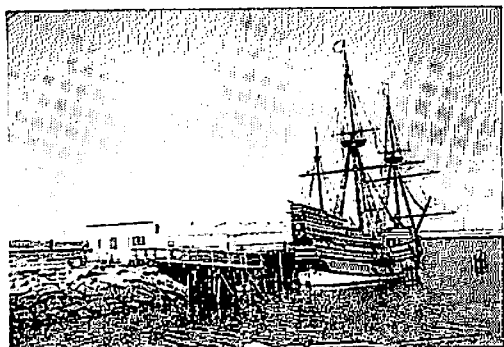
現代のユニフォームを着用したスタッフは「三人称的解説」という立場で解説を行っており、コスチューム・スタッフは「一人称的解説」を行う実働部分を担当している。その点でやや異なっているが、質問等についてはいずれも受けってくれるので役割はほとんど変わらない。例えば見学に来た日本人に「どこから来たか」という質問に対して、「東京から」という返事ではなく「江戸から」というように返事する。言うまでもなく問いただされるのである。この解説手法は比較的新しいものとして期待されている。

4

このプリマス・プランテーションから5 km、タクシーだと約10分ほど北の町の中心地にほかの博物館群が位置している。歩くとおよそ1時間近く要するものと考えられる。

メイフラワーII世号は、全長約32.5メートル、幅約8メートル、重量181トンの同船の複製がプリマス港には横づけされている。17世紀の船としては中型に部類する。

同船は3本マストの帆船で軍艦建築家のウィリアム・ペーカーとスチュワート・アップラムによりイギリスのブリックスハムで建造され、1956年9月22日に進水した。1957年4月20日にイギリスを出航し、55日かけてプリマスに6月13日に到着した。

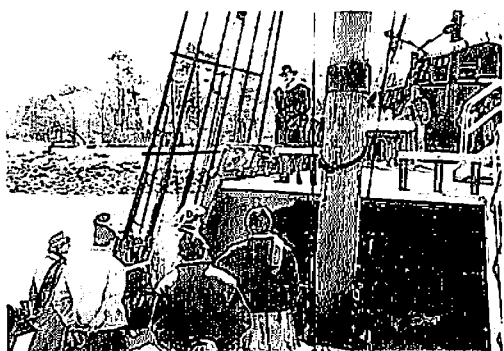


メイフラワーII世号の外観

出入口には船がどのようにして造られたのかその製造過程がパネル展示で解説されている。船内には人の模型等を使って船中での生活状況が構造展示されている。食事のパンやチーズは船のなかのキッチンで自家製になっておりほかの食事の模型も実物と間違える位良くできている。海図をみながら船のナビゲーターをするチャートハウス、船長の寝室兼オフィスのグレート・キャビン、前甲板の調査室、乗客が寝泊まりするトゥイーン・デッキ、貯蔵庫等の部屋に分かれ、海賊迎撃用の2,300mの射程距離を持つ大砲や釣り用のワーク・ポートも積まれている。

船の甲板では当時のコスチュームを着たスタッフが航海中の様子を再現する。キャプテンの指示のもと船員たちがマストの操作や甲板の清掃等に機敏に動き回っている。

栈橋の根本には当時の1627ハウスとファー



メイフラワーII世号上のインタープリターの解説風景

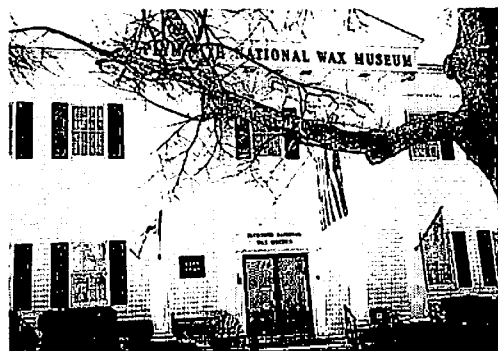
スト・ハウスが復元し建てられている。

この復元家屋を利用してミュージアム・ショップが置かれている。書籍をはじめ当時のクラフトや船中での日常品の模型グッズがにぎやかに販売されている。なかなかの盛況ぶりと考える。

道路を隔てて国立のワックス・ミュージアムが建てられている。

言うまでもなく蠟人形でビルグリム達がイギリス本国で宗教弾圧を受けていた1607年の監獄生活から始まり、メイフラワーII世号で新天地を求めて飛び出し、船中の生活、プリマスに到着し、最初の冬を迎え大勢の仲間が死んでいく状況、地元先住民との言葉のレッスン光景、プランテーション内の建物の共同建設風景、共同飲食会等々の情景を再現し解説されている。動きはほとんどないものの擬音が良く取り入れられている。飲み過ぎてひっくり返った者が高軒をかいているところや遠くから木を切り倒した音等ジオラマにマッチして巧くできている。

このワックス・ミュージアムはビルグリム達の生活の歴史がジオラマにより再現されており通常のワックス・ミュージアムとは異なっている。つまりカナダのビクトリアのワックス・ミュージアムにしるロンドンのマダム・タッソーやコペンハーゲンのろう人形館等をはじめ他の国等のほとんどの多くは有名人や映画スター等の顔形やスタイル、服装等が再



ワックス・ミュージアムの外観



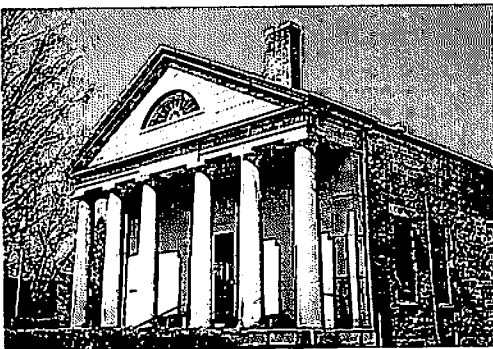
ワックス・ミュージアム内の1シーン

現されたものが主流になっていて、ショーの色彩の強いアミューズメント館といえるものであるが、ここではストーリー性に富んでいる点で大きく異なっている。

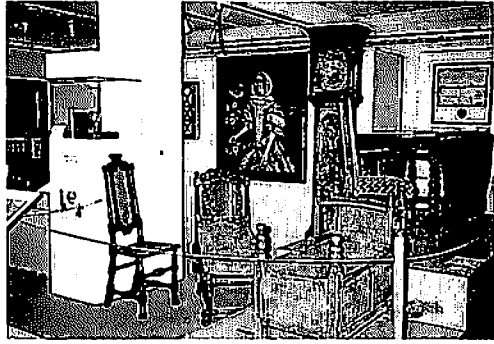
ここから横の坂道を約5分程上り交差点を右に折れ約10分歩くと右側にピルグリム・ホール・ミュージアムに行き着く。

1824年に建てられたアメリカ最初の公的歴史博物館として知られ、ピルグリム・ソサエティにより設立され運営されている。プリマス郡開発評議会の組合等からの援助を受けている。アメリカ最古の博物館としてサウス・カロライナ州のチャールストン博物館（自然史系）ができてからおおよそ50年後ということになる。

小規模であるが建物は花崗岩のため重厚な風格を感じる。おおよそ170年前の建物とは思えない。周辺の白色系統の建物が立ち並んでい



ピルグリム・ホール・ミュージアムの外観



ピルグリム・ホール・ミュージアム内の展示風景

る環境のなかで、ひときわ明るく目立つ存在を持っている。博物館自体最古という感じがしない。日本の市町村立クラスの博物館で中型クラスを想像すればよい。館内ではピルグリムたちが上陸当時からどのように生活を営んできたか、プリマス市内の現在までの移り変わりと合わせてその歴史がわかるようになっており、ピルグリムによる開拓の歴史博物館といってよいだろう。展示室は地上二階、地下一階に分れており、地下ではスライド上映でその状況もわかるよう解説される。地上ではピルグリムたちが所有していた小銃、槍、鎧、家具をはじめ日常調度品等が展示されている。全体的に資料が多い割にはやや雑然とした平凡な収蔵展示でさっぱりしすぎの感じ物足りない。豊富な資料が活かされていないことが残念なことである。博物館活動として館員が女性2名で運営しているのであまり積極的な展示構想になっていないが、ホールでは館内活動の一環として子供に対して積極的にアメリカ史を学んでもらうよう教育を奨めている。大人に対してもピルグリム達の生活や当時の服装をはじめ生活様式、さらに当時のヨーロッパでの様子の移り変り等が理解できるよう学習を進めている。また「メンバーシップ」活動が活発に行われているようで館外活動としてケープ・コッドやニュープリマス地区の探検等の体験学習も積極的に行っている。

5

以上プリマス・プランテーションとその一連の博物館について紹介してみたが、このプリマスの博物館群の運営の積極的な例として「メンバーシップ」制の取り組み方を考えてみたいと思う。

この取り組み方はアメリカの博物館に限らず、諸外国では最も博物館活動として力を注いでいるひとつであろう。つまり博物館活動で運営上来館者の確保という重点課題のひとつで欠かすことの出来ないものである。加えて館外活動としても重要な役割を果たすものである。館内展示の変化も同時に重要になる。特別展に限らず常設展でも絶えず新しい展示資料の交換が行われており新しい学習が続けられる。これには実物の収蔵資料の豊富であることも重要な課題である。

日本では一度見学すれば数年は見学しなくてもよいという風潮はどこでも見られる現象である。すなわち展示内容の変化が少ないからであり館内活動の希薄さにつながる。観客を集め、固定客を確保する手段の努力が不足しているからである。同じ社会教育施設の図書館ではシーズンともなれば毎日のように通うことがあっても、博物館ではそうは行かない。二度程までは通ったとしても三度は行かないであろう。行っても同じ光景（展示）では何ら変化が認められず魅力を感じられない。本来は学ぶ側にも問題意識の必要性がなければならぬにもかかわらず、その欠落があるため同じ光景でも問題点を引き出そうという意欲が無いといったほうがよいかも知れない。しかし訴える側の博物館側には引き寄せられる展示が行われていないのも事実であろう。日本の博物館で行われている「博物館友の会」と称する活動は欧米の「メンバーシップ」制と同じと考えてよい。日本であまり活動的でないのは案外このへんにあるのかも知れない。実はこの活動こそ集客力を上げるに最も容易

な手段と考えなければならない時期であると思われる。

そこでこのピルグリム・ホール・ミュージアムで行われている例をはじめいくつか博物館での活動例を挙げてみたい。加入するには、4段階に分れた会費を納入すれば会員になれる。インディビジュアル・メンバーズ（個人会員）は20ドル、ファミリー・メンバーズ（家族会員）は25ドル、ベネファクター（後援者）で特典を受けられる会員は50ドル、パトロン（賛助会員）は100ドルという4段階に分かれている。一般の入館料が4ドルであるので個人会員5回分の入館料に相当する。それにより共通の特典として入館は自由になり、ミュージアム・ショップでは10%の割引で利用できる。博物館新聞の送付を受けることができる。特別展の優待を受ける。祖先の¹¹²日の招待を受けられる等の特典が受けられる。一般では20ドル、25ドルが標準であるが5ドル差なので家族ぐるみの入会、参加が望ましい形になっている。

このような制度を利用して欧米ではどのような小型の博物館でも積極的に行い、固定され会員を増やし集客を上げるのに躍起になっている。

日本の大学博物館となるとこのような「メンバーシップ」制度はほとんど聞いたことがないが、アメリカでは極めて活発に行われていることも知らされた。ハーバード大学やペンシルバニア州立大学での活動は特に著しい。両校とも9段階に区分され、その特典も豊富であった。そのうちペンシルバニア州立大学の考古学・人類学博物館の場合は、スチューデント・メンバーズ（学生会員）は25ドル、アソシエート・メンバーズ（準会員）では35ドル、インディビジュアル・メンバーズ（個人会員）では40ドル、ハウスホールド・メンバーズ（家族会員）では45ドル、サスティニング・メンバーズ（維持会員）では75ドル、コントリビューティング・メンバーズ（寄付

プリマス・プランテーションとメンバーシップ

会員)では125ドル、パトロン(賛助会員)では250ドル、フェローズ(特別会員)では500ドル、ローレン・アイズリー学会では1,000~10,000ドルという内訳になっている。各段階で特典が区分されているが寄付会員以上になるとロサンゼルス、デンバー、オンタリオをはじめ各地の自然史博物館グループと提携し、無料入館ができミュージアム・ショップでは10%の割引購入ができることになっている。さらに学生会員は25ドルであるがすべて免税措置がとられる。ハウスホールド・メンバーズでは45ドルで25ドルが、コントリビューティング・メンバーズでは125ドルで90ドルが、パトロンの250ドルに対しては180ドルが等、すべてに当てはまり対象となり、免税される。大学博物館であるため免税措置が大きいのは恵まれているといえよう。

アメリカで最大規模を誇るメトロポリタン美術館での例はニューヨーク市の200マイル区域外に住む人々のために、2種類の「メンバーシップ」としてナショナル・アソシエート・メンバーズ制度とナショナル・フレンド・メンバーズ制度がある。前者は35ドルで、メトロポリタン美術館および分館のクロイスターズへの入館が無料になり、当館発行の季刊美術雑誌「Bulletin」が毎号配布される。隔月発行の催し物案内のパンフレットCalendarの配布を受けることができる。美術館及びクロイスターズの売店で販売している出版物と複製品のカタログが、毎年春とクリスマス時の二回送られる。美術館及びクロイスターズの売店で販売しているすべての商品が10%割引になる。ニューヨーク市内及び、ニュージャージー、コネティカット、オハイオ、カリフォルニア、ジョージア、テキサスの各州にある各売店でも同様の割引が受けられる。通信販売を受けることもできる。新しい出版物、レプリカ、複製品が発売される際には、その都度案内を受けることができる。美術館主催の旅行には、その都度案内を受けることができ

る。米国国内法の規定の範囲で、会費のうち5ドルにつき、免税の扱いを受けることができる、等の措置が取られる。

後者になると200ドルと高くなるが、前者の特典の他に、さらにメンバーの他にそのメンバーに指名された者は、メトロポリタン美術館およびクロイスターズに入場することができる。加えて4人までのゲストの入場料が無料になる。美術館の常設展を録音テープで紹介するアコースティガイドが無料で利用できる。セントラル・パークを見下ろすトラスティ・ダイニング・ルーム(特別レストラン)が、金曜日と土曜日のディナーと、日曜日のランチに利用することができる。年一回の美術館カレンダーの配布を受けることができる。米国国内法の規定の範囲で、会費の内145ドルにつき、免税の扱いを受けることができる。

サスティニング・メンバーズ(維持会員)の300ドルになると前記後者の特典の他にかなりの特典が加わってくる。その中で相互協定による米国内のほかの14の主要美術館の会員になることができる。特別企画には美術史セミナーやワークショップ等の多くの博物館活動の参加が得られる。米国国内法の規定の範囲で、会費の内210ドルにつき、免税の扱いを受けることができ、より多くの特典が得られる。

さらにスポンサー・メンバーズの2,000ドルになると、米国国内法の規定の範囲で、会費の内1,760ドルにつき、免税の扱いが受けられ、多くの特典が得られる。

それ以外にも学生会員、個人会員、団体会員、寄付会員、年間維持会員等の制度がありおよそ10種類に分類されている。この延長上に企業からの寄付も得られている。

この「メンバーシップ」で集められる費用が980万ドルにも及んでいる。総収入が6,800~7,000万ドルといわれているから全体の14%を占めることになる。1ドルを115円で

換算して日本円で約11億円ということになる。企業からの寄付金も含めると全体の20%以上にも及ぶ。あまりにも巨大な金額と言えるであろう。日本の中型博物館の年間の事業費でも追いつかないほどであろう。

一般国民だけではなく世界各国へ会員の拡大を図っているのに対して、日本では一都道府県にかぎらず一市町村内ですら会員にできないのが実情である。この問題を解決しなかり社会教育の施設としてのより多くの市民の賛同は得られないであろう。つまり「博物館友の会」の位置付けが明確ではないところに弱点があるように思える。どのような活動があって、どのような特典が得られるのかはっきりしていないのが実情であり、広報活動の不足を免れない。また博物館そのものが住民生活からあまりにも掛け離れた施設であるという結果といえるであろう。加えて多くの博物館の立地が中心地から離れた孤立した場所に建築される場合が多いことも否めず、いたって不便な所になってしまう傾向があることも手伝っている。その点で比較的交通条件の恵まれた場所に立地する図書館とは対照的である。最も考慮しなければならない問題であろう。

さらにレストラン、ミュージアム・ショップ等を併設した博物館となると数が限られてくる。日本では館内での飲食は好ましくないとされている所がほとんどであるため、その延長線上にレストラン経営が置かれていないのと一致するためであろう。アメリカでもも

ちろん飲食しながら展示室を見学する者はいないが、レストラン部、ミュージアム・ショップ部が展示室とほとんど同じスペースで、かつ同じ感覚で博物館を利用してもらうという姿勢は集客力を少しでも上げようとすることには変わらない。このことにより収益も増加する。言うまでもなく委託事業ではなく直営事業であることも重要である。博物館自ら経営を積極的に行う必要がある。

最後に、ボストン美術館では曜日によっては午後10時まで、シカゴ美術館等では午後8時までの夜間開館もそれぞれ行われており、仕事が終わってからの余暇には博物館で家族ぐるみで食事をしながら学習をしている光景が当たり前の現象として見ることができる。昼間以上の効果を上げている。これに「メンバーシップ」の割引制度が加わることにより効果を発揮できるのである。この「メンバーシップ」になっていることによりどのような会員であれ博物館との連帯意識を持つことになり、コミュニケーションも増加する。裏を返せば博物館への愛着を育てるのに大いに役立つと言えるであろう。つまり日常生活の一環として博物館を利用できることが文化活動に参加しているという一種のステータスとなっているのである。今後日本でもこのような事業を見直すことにより、一般大衆のなかに溶け込み集客力を上げるために重要な課題と考えなければならない時期になったといっても過言ではないだろう。

註

1. ブランテーションを一般書・ガイドブック等では「植民地」として訳しているものがほとんどであるが、元来植民地は本国の政治的政策の一環で従属の関係にある土地で経済的活動をすることを目的として進出するコロニーとして使われるため、このメイフラワー日世号でアメリカ大陸に上陸したビルグリム達の場合はイギリス

本国での宗教弾圧という迫害から逃れることを目的として住み着いたのとは異なる。そのため「開拓地」として理解した方が適切と考えた。また集落を中心にしたため単なる農園とも異なる。

2. ニューイングランド地方では12月22日をアメリカ大陸上陸の記念日として祖先の日として祭日

プリマス・プランテーションとメンバーシップ

にしている。

参考文献

A Pictorial Guide 「Plimoth Plantation」 1989

「Mayflower II」 plimoth Plantation 1993

杉本尚次「アメリカの伝統文化」三省堂選書 1992

岩瀬潤子「美術館は眠らない」朝日文庫 1994

(東京都教育庁生涯学習部文化課)

復元模型の製作

—掘立柱建物址の復元—

The Making of Miniature restored "Building planted posts"

上田 薫
Kaoru UEDA

- 1.はじめに
- 2.モデルの選定
- 3.製作の工程

- 4.完成に要する期間と諸費用
- 5.おわりに
〔追記〕

1.はじめに

いまから十数年前に、当時筆者の勤務する神奈川県立埋蔵文化財センターでは、原始・古代の住まいの変遷をテーマとした「遺跡展」を開催した。各時代それぞれの代表的な住居址の写真パネル、並びにそれらからの出土品を中心とした展示を主体としたが、展示構成上、住居の復元模型がどうしても必要不可欠であった。しかしながら、ごく限られた予算の枠の中で、各時代の住居の復元模型の製作を専門の業者に発注することは不可能であった。

そこで、この企画の担当者であった筆者は、手作りの復元模型を製作する必要に迫られ、実行に移すこととなった。当然のことながら、こうしたことは全く初めての経験であり、しかも組織の名を辱めることのないようなそれなりの模型を完成するには、あらゆることに関して試行錯誤の連続であった。取り分け苦心したのは、その素材を何に求めるかということであり、東急ハンズに半日もって歩き回り、あれこれと考え悩んだことを記憶している。

ともかく同僚の助けを借りて、最終的に縄

文・弥生・古墳・平安時代の竪穴住居址各1棟、縄文時代の敷石住居址1棟、平安時代の掘立柱建物址1棟の、計6棟の復元模型を何とか完成することができた。

専門業者の職人的技量にはもちろん遠く及ぶはずもないが、全くの素人が初めて製作したものとしてはまずまずの出来栄で、それなりの評価を受けたと密かに自負している。これらの復元模型が、その後現在に至るまで何度か関係各機関への貸し出しの実績があることも、手前味噌ではあるが事実として述べておく。

ここで悔やまれてならないのは、素材の購入から完成に至るまでの詳細を全く記録にとどめておかなかったことである。限られた期間内に完成させねばならないという時間的制約もあり、復元模型を完成させるまでの工程、1棟を完成するまでに要した期間、材料費等々、全くと言っていいほどデータとして残すことはなかった。後にこれらのことに関して質問を受けたときに、全くのうろ覚えで返答に窮することとなった。

さて今回、現在筆者等が調査中の遺跡の速報展を実施することとなり、それに伴って再

復元模型の製作

び復元模型を製作してみようということになった。前回の反省もあり、データを詳細に記録し文章化することによって、今後同様のことを試みてみようとする方に多少なりとも参考になっていただければ幸いである。また意外なことに、こうした復元模型の製作に関して調べてみると、文章化されたものがほとんど存在しないことが判り、稚拙ながらも一つの叩き台となることもそれなりに意義のあることではなかろうかと筆を取った次第である。

なお、ここでは復元模型を製作するにあたっての実践面を中心に記述させていただいた。したがって、復元模型製作の意義等の理念的事柄には触れていない。

2. モデルの選定

住居の復元模型を製作するにあたってまず重要なことは、適切なモデルを選定することにある。頭の中のイメージだけで製作することももちろん可能ではあるが、実際に調査された遺構をモデルとする方が、遺構の写真パネルとの対比等、展示の際により説得力があることは言うまでもなかろう。この場合、柱の位置が不鮮明であったり、また竪穴住居址であればプランが明瞭でないような遺構はこれに適さない。素人が製作するのであるから、各時代のいわば典型的な、しかもより完全な遺構を選定することがここでは無難と言えよう。

通常遺跡の調査では、1/20のスケールの図面を作成するので、それをそのまま生かすことができる。素人が製作する大きさとしても適当である。今回モデルとして選定したのは、神奈川県秦野市に所在する、第一東海自動車道No30（下大槻案）遺跡で検出された掘立柱建物址である。

なお、製作するにあたっては事前に模型の完成予想図を作成し、イメージを頭の中に入れておくことが望ましいであろう。これにつ

いて今回は、職場の同僚の大上周三氏にご尽力いただいた。

製作工程は、本来建物を構築したであろう作業工程に極力準ずる方法で試みることを基本とした。

余談ではあるが、6年程前ある専門業者に竪穴住居址の復元模型の製作を依頼したことがあったが、移動の際のわずかな衝撃で屋根の部分が柱から分離してしまった。調べてみると、柱と梁の部分と屋根を別々に作成し、接合していることが判明した。これでは強度が弱いはずである。一步譲って、こうした方法でも強度が保てるのであれば、業者の製作したものとしては納得せざるを得ないであろう。しかしながら、少なくとも研究者の心構えとしては、ただ単に完成させれば良いというのではなく、家屋の構造さらには当時の作業工程を模型を製作する上で追体験することに大きな意義があるはずである。

3. 製作工程

① 土台（写真1）

模型の重みに耐えなければならない基礎となる部分で、それなりの強度が要求されるとともに、完成後の頻繁な移動を考慮してなるべく軽い素材であることが望ましい。

このようなことを考慮して使用した素材はB2サイズ(76×54cm)のハレパネである。同じ発砲スチロールでも、目の粗いものはむしろ強度に劣る。その点ハレパネは目も細かく十分な強度もあり、さらに裏面に糊が付着しているので重ね合せも比較的容易である。今回は10枚を重ね合せた。厚さにして約7cmである。

なおハレパネを重ねる前に、モデルとなる掘立柱建物址の平面図をハレパネに投影して位置を設定し、その後主柱が埋め込まれる穴をカッターナイフでやや大きめにくりぬいておく必要がある。柱とほぼ同じ径の穴であると根固めができず、また柱の位置の微妙な修

復元模型の製作

正も技術的に困難となる。穴の大きさ・形にそれほどの厳密さは要求されない。修正は容易に可能である。今回は上から7枚分をくりぬいた。

重ね合せてから、熱した火箸などでハレパネを溶かして穴をあけることももちろん可能であるが、失敗も多く、表面が熱で堅く黒く盛り上がり仕上がりが良くない。

② 主柱 (写真2)

模型そのものの出来栄を大きく左右する重要な部分である。しっかりと土台に固定しなければ、建物を支えることができず、これを怠ると移動の際のわずかな衝撃で倒壊する恐れもある。さらに柱を垂直に立てることと、高さを一定にすることを考慮しないと、梁・桁・壁を製作する際に大きな支障となることを忘れてはならない。また今回は掘立柱建物址がモデルとなった関係で、直列に近い形で柱を配置するよう心掛けた。

なお柱と後に触れる梁・桁・垂木の素材はチーク材を使用した。地肌が模型にマッチする薄茶色を呈しているのがその主たる理由である。今回主柱に使用したチーク材は、径10mmである。

柱の根固めには、模型用粘土を流し込んだ。要するにしっかりと固定できれば良いので、石膏の使用も可能である。

③ 地表面 (写真3・4)

ハレパネに直接着色して地表面を表現することも可能であるが、この場合のりが悪く着色がかなり困難で、さらに仕上がりに凹凸がなく、のっぺりとしたものとなり見栄えはあまり良くない。そこでハレパネの上に数mmの厚さで模型用粘土を流し込み、良く乾燥させた後に着色を試みた。流し込みの際には、外部に粘土が流れ出ないようにハレパネの周囲をガムテープで囲った。

着色に使用した絵具はリキテックス絵具で、色はバーントアンバーである。乾くと耐水性があり、模型用粘土の剥落を保護するのにも

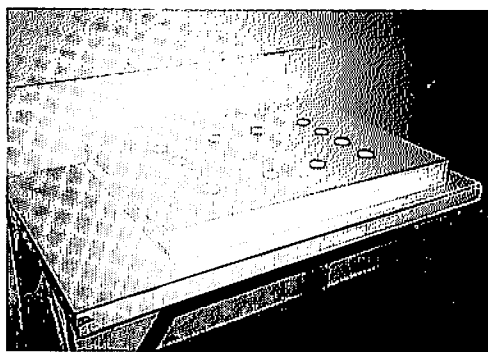


写真1 土台

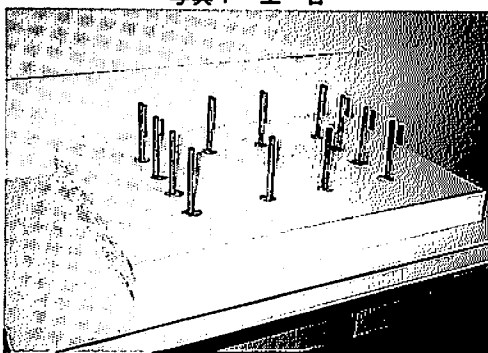


写真2 主柱

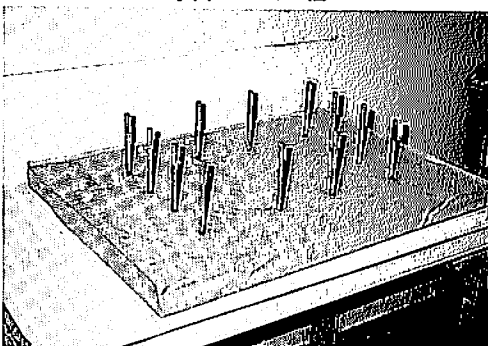


写真3 地表面

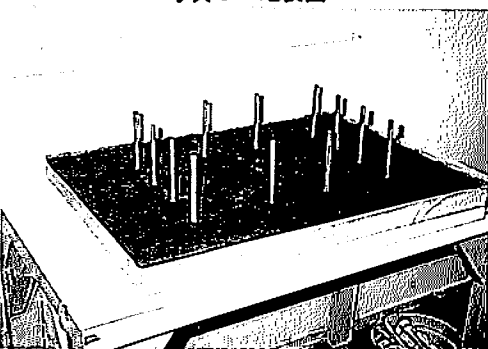


写真4 地表面

復元模型の製作

この絵具は優れている。この場合もちろん二度、三度と塗り重ねることは当然である。着色するにあたっては、付着しないよう柱にドラフティングテープ等を巻いて手当しておく必要もあろう。

仕上りは表面に微妙な凹凸が形成され、地面の雰囲気により近いものとなる。なお石膏でも試みたが、模型用粘土と比べると色のりがかなり劣るので、あまりお勧めはできない。

今回は使用しなかったが、地肌をよりリアルに表現するために、着色せずに鉄道模型のレイアウトに使われるカラーパウダーを振り掛ける方法もある。パウダーの色は各種そろっているが、ダークブラウンが適している。ただし前回の経験から言えば、接着に極めて手間がかかるため、時間的余裕があればお試しいただきたい。

④ 梁・桁・棟持柱 (写真5)

梁・桁(横柱)部分にあたる外枠は、10mmのチーク材を事前に切り揃え、さらに両端を10mmの長さでそれぞれ半裁し、四隅をきっちり噛み合わせて接着剤で固定した。

ここで接着剤に関して触れておくと、今回はほとんどの部分について木工用ボンドを使い、一部瞬間接着剤(アロンアルファ)を使用した。木工用ボンドは乾燥するのに時間がかかり、作業効率から考えても瞬間接着剤を多用すれば楽であったが、市販されているものは2gと容量が少ないにもかかわらず1本の値段が高く、金銭的な折り合いを考えてその使用を控えた。

ただしこの瞬間接着剤もメーカーによって仕上がりが異なるようで、成分はいずれもシアノ・アクリレート系と表示されているが、ものによっては木質に深く浸透し、乾燥後木質の表面が白濁しその処理に往生するので注意する必要がある。ゼリー状のものか、液状でも木工用と明示されているものを使用すれば間違いはなかろう。

また細かいことではあるが、木材を切断するにあたっては、小型の鋸や糸鋸でも十分事足りるが、プラモデルに使用するカッターのことという製品が市販されており、これを使用すると微妙な細工も可能で、切断面もささくられることなく、後で紙ヤスリをかけるという面倒な手間もはぶける。

さて本題に戻って、外枠を主柱の上に固定する作業であるが、屋根を支えるためこれもより堅固であることが要求される。外枠の四隅と、柱列の四隅の柱に錐で縦に穴を開け、各々の部分を密着させて爪楊枝を埋め込み、他の接着面は接着剤で固定した。

外枠の上に直立する棟持柱も、同様に爪楊枝を埋め込んで外枠としっかりと固定した。この際強度を保つために、横柱の接着面を平らに削り込み、束柱を若干組み込んで固定する形とした。棟持柱には径8mmのチーク材を使用した。

⑤ 垂木 (写真6・7)

屋根の骨組みの部分で、径3mmのチーク材を使用した。縦列の垂木を固定した後、その上に横列の垂木を配置した。

ここでの接着は、瞬間接着剤を使用すると極めて作業効率が良い。ただしご存じのように一度接着すると、修正がなかなか難しいので、垂木の間隔を事前に慎重に設定しておく必要がある。

今回は垂木の固定に接着剤を使用した。今回は細目の風糸を茶色に染色し、一つ一つ結んで固定させた。手間はかなりかかるが、縄文～古墳時代ぐらいまでの竪穴住居址の復元模型を製作する場合には、表現としてはよりリアルであろう。

作業がすべてスムーズに進行した訳ではない。ここで一つ失敗をご披露するが、今回は本来建物を構築したであろう作業工程に、極力準ずる形で製作を試みることを基本としたため、ここで垂木を作ってしまったが、後に壁を製作する際にこの垂木が大きな障害とな

復元模型の製作

り、作業上難渋することとなってしまった。縮小の模型ならではの出来事である。

⑥ 壁 (写真8)

今回の復元模型の製作工程を通じて最も時間を要し、さらに細心の注意を払った部分である。

まずその素材についてであるが、柱や垂木に使用したチーク材で、壁に適した厚さと幅のものは、調べた限りでは残念ながら市販されてはいなかった。そこでやむなく桧材を使用することにしたのであるが、素材が白木であるためにそれをそのまま使用すると、神棚のような出来栄となり、バランスから考えてどうしてもチーク材に近い色合いに染色する必要があった。

最初に、ポスターカラーやリキテックス絵具を水で溶き、それに桧材を浸して染色を試みたがどうもうまくいかない。ぬるま湯でも同様に試みたが、色ののりが悪く、色むらも極めて顕著で納得できる仕上がりとはならなかった。

そこで知り合いの方の助言により、家庭用染料として市販されている、ダイロンという製品を湯で溶き使用してみたところ、まずまずの仕上がりとなった。これは本来は布地専用の染料であるが、桧材にも効力を発揮した。色はコーヒー色を使用した。なお、材は濡れた状態よりも乾いた状態の方が色が濃くなるので注意する必要がある。濃く染め過ぎてしまったら、ティッシュを湯で浸し、材を拭くと良い。

壁の材は縦位置に横に並べるのであるが、機械で一直線にきれいに切断されているため、それをそのまま使用すると、接合面が密着して重なりいかにも見栄えが悪い。そこで、カッターナイフで両側面を1mm程雑に削り込むとそれらしく仕上がる。桧材は幅10mmのものを使用し、両側面を削ったため8mm程となったが、壁の幅は当然8mm単位でうまく取まらないので、一箇所だけが極端に細くならない

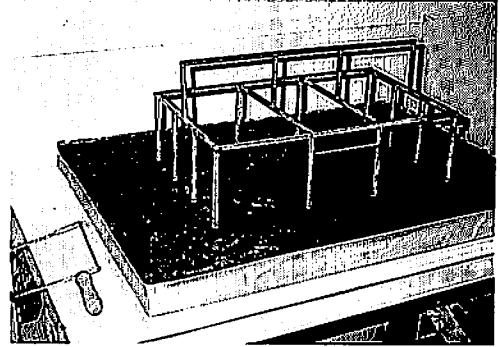


写真5 梁・桁・棟持柱

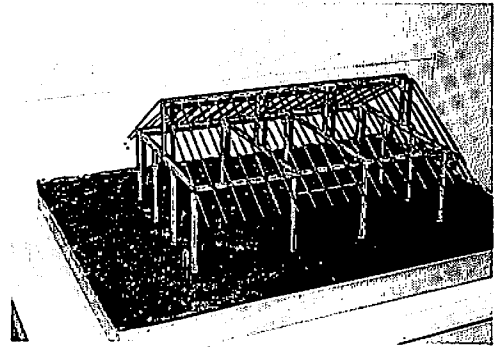


写真6 垂木

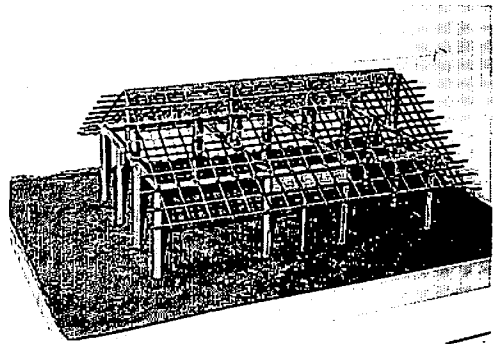


写真7 垂木

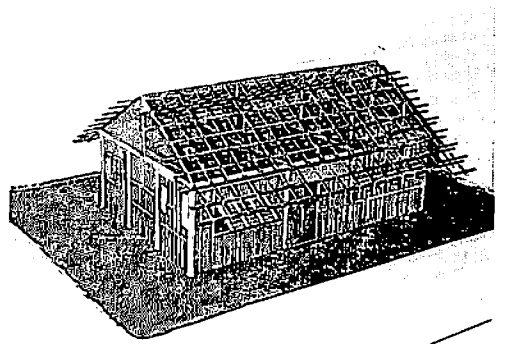


写真8 壁

復元模型の製作

よう事前に全体のバランスを考慮しておく必要がある。

窓は、前もって大きさを設定して作成し、後にはめ込む方式をとった。

⑦ 屋根 (写真9)

本来の作業工程に忠実であるとするれば、梁・桁・東柱を製作した後にこの部分を手掛けなければならないのであろうが、何分にも1/20の模型ということで、現実的に指の入らないような細かな作業を強いられるため、今回はこの段階で実施した。

基本的な作業は、壁の部分の製作と同様である。垂木に丁寧に接着剤で固定するだけで、作業が軌道に乗ればさして時間を要することはない。

屋根の片側の3分の1程はあえて板葺きを施さず、内部の構造が外から見られるよう配慮した。

考古学的な住居の模型を製作するにあたって、板葺きの屋根のものを作ることは、極めて稀であろう。多くは茅葺きの屋根を有する建物がそのモデルとなろう。したがってここでは、以前試みた茅葺きの屋根の製作方法について、参考までに簡単に触れておくこととする。

茅にかわるものとして、発掘調査で使用される稲穂の手ぼうきを解体してこれにあてた。しゅろの皮を丁寧にほぐして代用することも可能であろう。要するに茅らしく見えれば、素材は何でも良いのである。重要なことは、この茅もきをどう屋根に葺くかである。これについては前回随分頭を悩ましたことを記憶している。試行錯誤の上実施した方法は、素材である稲穂を束ねてそれを横に数cmほぐして広げ、上端よりやや下を割り箸で挟み込んで固定し、上端部分に木工用ボンドを塗り込んで接着して束を作るといった方法であった。一つの屋根を葺くのにこの束が確か100個程必要であったと記憶している。ボンドの乾きが遅いため、時間的制約から低温乾燥機に

入れて乾燥を速めたことも覚えている。さてこれを屋根にどう固定したかであるが、垂木に接着剤(アラルグイト・ラピッド)をふんだんに塗り、押さえ付けるように接着させた。木工用ボンドでも試みたが、接着の強度に問題があった。垂木の下から上へと4~5段重ねて固定し、最終的に稲穂の下端を切り揃えてそれらしく完成させた。その後、移動の際の振動で多少抜け落ちることもあったが、10年以上の年月を経た今日でもほぼ原形を止めている。

⑧ 土台樫 (写真9)

この部分の素材は凝ればそれこそ値段にきりがない。今回は最も安価な14mm厚のラワン材を使用した。購入の際に留意することは、微妙な反りがいいか、また大きさ厚さが均一であるかを良く確認する必要がある。今回これを怠ったため、かんなどで微調整する必要に迫られた。

四隅を組む形で作成し、紙やすりで表面を研磨した後、クリヤーラッカーで三度塗りを行った。樫の底面の四隅には、三角に切ったラワン材を接着し、土台の補強のための受けとした。

⑨ 完成 (写真10~12)

土台樫に本体を組み込めば、とりあえず完成である。しかしながら、なにぶんにも素人のやることなので、きっちりと組み込むことはなかなか難しい。ここでは本体のハレパネ部分の前後左右を若干切り取り、多少の隙間をもって組み込む方法が良いかも知れない。隙間には模型用粘土を流し込んで補填し着色する。

最後に屋根の押えとして、1cm程の砂利を接着剤で固定し完成に至った。

4. 完成に要する期間と諸費用

以上に述べたような工程を経て復元模型を完成するに至ったのであるが、今回は本来の業務の片手間に作業を実施した関係で、日数

復元模型の製作

的には約1ヶ月半を要した。述べ時間にすると83時間である。仮に1日6時間の作業を行ったすれば、半月程で完成することができる計算となる。最も時間を要したのは壁の部分で、全行程のおよそ半分程の時間を要した。今回は屋根を板葺きとしたので、時間を稼ぐことができたが、茅葺きの場合はさらに多くの時間を要することを付記しておく。

さてここで、今回の復元模型の作成に要した材料等の費用を、参考までに列挙しておくこととする。

- ・ B2サイズハレパネ……………10,000円
- ・ チーク材…………… 5,875円
- ・ 桧材…………… 2,500円
- ・ ラワン材…………… 1,400円
- ・ 接着剤…………… 2,150円
- ・ 模型用粘土…………… 680円
- ・ 絵具・染料…………… 1,330円
- ・ カッターのこ…………… 600円

以上、総額は24,535円である。この他に有り合わせのものとして、カッターナイフ、絵筆、紙ヤスリ、クワイラッカー、ラッカーうすめ液等を使用した。合計してもせいぜい数千円程度の金額であり、3万円弱の材料費で賄うことができる。

最も金銭的負担が大きかったのは、上台となるハレパネであるが、これは模型用粘土で覆うこととなるので何も新品を使用する必要がなく、パネル等に使用したものを再利用すれば、負担はさらに軽減する。

5. おわりに

模型の製作を専門の業者に委託すると、その金額の高さに驚くのは筆者だけではないだろう。しかもその積算の根拠はあつてないように等しく、また金額的にも技術的にも業者間における隔たりがあまりにも大きい。

予算の潤沢な大きな組織ならともかく、弱小組織においては、必要に迫られれば必ずからが工夫し努力する以外に術がない。

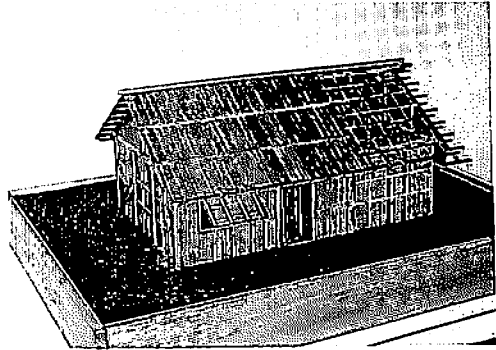


写真9 屋根・土台枠

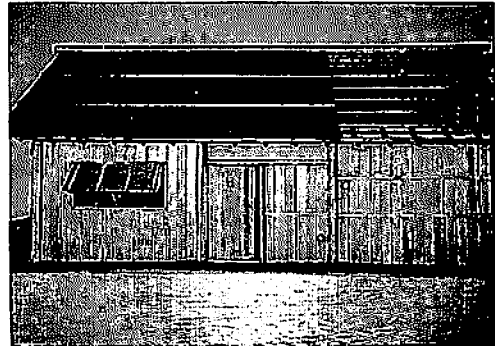


写真10 完成(正面)



写真11 完成(側面)

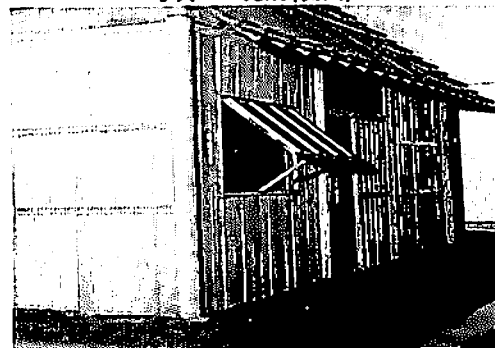


写真12 完成(細部)

復元模型の製作

冒頭にも述べたが、専門の業者の職人的技量には及ぶ訳もないが、不器用な素人でも工夫次第では何とかそれなりのものを製作することが可能であると駄文をしたためた。ごく当り前のことを羅列しただけではあるが、多少なりとも何らかの参考にして頂ける方がおれば幸いである。

〔追記〕

本稿は、三年程前に走り書きしておいた文章に加筆・修正を加えて肉付けしたものである。したがって、文中の材料等の費用についてはその当時の価格であるが、現在でも大きな変動はなからう。

それにしてもこの三年で、時代は大きく変

貌したものだ。公立の博物館・図書館の建設はほぼ所期の目的を達したので、補助金を交付する必要がないとの政府高官の発言に見られるがごとく、不景気になると真っ先に削減の対象となるのが文化に関する予算である。文化に関する国家予算は、フランスで約3,000億円、イギリスで約2,000億円。わが国においては約830億円と聞く。ここでわが国の文化行政の貧困さを嘆いても仕方あるまい。

こうした厳しい状況の中で、必要なものは自ずから創造するという姿勢こそが、本来の博物館学的発想ではなからうか。

(1997.1)

(神奈川県教育庁文化財保護課副主幹)

博物館における文化財情報システムについて

The Information system of Cultural assets in Museums

後 藤 宏 樹
Hiroki GOTO

- 1.はじめに
- 2.事例をもとに

- 3.活用方法
- 4.おわりに

1.はじめに

現在、日本での博物館の数は、3,000館とも6,000館ともいわれ、世界でも有数の博物館保有国となっている。このうち、人文系のいわゆる歴史系博物館が半数以上を占め、さらに設立種別をみると、市区町村立が半数以上を占めている。つまり、博物館の種別としては、市区町村といった地方自治体が設立した歴史系の地域博物館が最も多い。こうした現象は、1960年代以降の高度経済成長を経て、1980年代後半の「地方自治百年」を記念した地域振興を契機としていると考えられる。

近年では観光資源としての博物館という位置付けも大きな原因とも考えられ、また「個性ある地域づくり」の名のもと地域の歴史・文化財の保存、普及という部分に比重が置かれることとなり、我が町の歴史を伝える博物館が急増することとなったのである。

特に最近では、各自治体の景観条例などにみられるように地域の文化財を町づくりの資産と捉え、これらを市民の拠り所とする方向性も示されている。また、文化財保護法の一部改正によって、文化財保護に対する地方自治体の役割が一層増大し、市民の余暇の増大

による生涯学習意欲に対応するため博物館活動の整備も急務となってきている。

このように各自治体がそれぞれの地域についての歴史を尊重する風潮が定着し、市民の多くが文化財への認識を深めることとなったことは、非常に意義深いことである。しかし、こうした市民の要求に対して博物館側が充分に対応しきれているかという課題もある。

博物館の最も大きな事業である展示活動も、従来の資料のみの展示からジオラマや映像を使った体感的な展示方法も取り入れられるようになり、資料に関わる情報を幅広い形で提供できるようになった。しかし、それだけでは、大量な収蔵資料や地域の文化財に関わる情報を提供するという点ではいまだに不十分である。そのなかで、市民の資産である文化財をより多く伝達する手段として、近年ではコンピュータを利用した博物館の情報システムが注目されている。

本稿では、近年の情報化時代に伴い、今後の歴史系博物館での活動のあり方のひとつとして、博物館における情報システムの活用方法について考えてみたい。

2. 事例をもとに

平成8年度に実施された博物館のマルチメディア利用の割合についての報告がある。このなかで、歴史系博物館のうちマルチメディアを取り入れている館が700館のうち244館で、実に40%が何らかの最新機器を利用していることとなる。しかし、その利用方法については、資料整理・保管が最も多く、事務管理、展示が続き、多くは一般事務のコンピュータ化の域を出ておらず、ようやく映像情報を整理している段階にある、という。

つまり、多くの博物館が情報システムの計画はあるが、積極的な利用にまでは至っていないというのが実状であろう。これらの原因としては、その利用方法が定まっていないため、システム構築が困難であること、入力による人件費などコストがかかる割にその活用についてが定まっていないこと、などがあげられよう。

以下では、これらの問題点を解決する糸口を見いだすため、博物館の情報システムの具体的な内容とその活用方法について、考えてみたい。

(1) 博物館収蔵資料データベース

各博物館では、収蔵台帳を作成してきている。収蔵資料が数万点に及ぶ場合、これら台帳での検索は、非常に困難である。最近の各博物館では、収蔵資料のデータベース化が検討されているのもこうした理由によるものである。ここでは、東京都千代田区教育委員会が進めている民俗資料の収蔵データベースを取り上げたい。

千代田区では、約1万5千点の民俗資料の文字情報と写真とによる画像データベース化を進めている(第1・第2図)。このシステムでは、多くの人たちの利用に共するため、衣食住といった文化庁による民俗資料分類を参考にしつつ千代田区の民具の特性を生かした分類項目を設けた。これによって、資料の使用方法を絞っていくことによって、知りたい

資料の情報にたどり着くという方法をとっている。当館では資料の種類が非常に多いため、資料名検索よりも分類項目での検索の方が多いためと考え、記入する分類項目をひとつに限らず三種類の分類項目を設定した。理由としては、ものの使用方法が必ずしも一種類の分類に限定できないためであり、三種類の分類項目を設けることによって、分類検索でほぼすべての資料について拾い上げることができるからである。

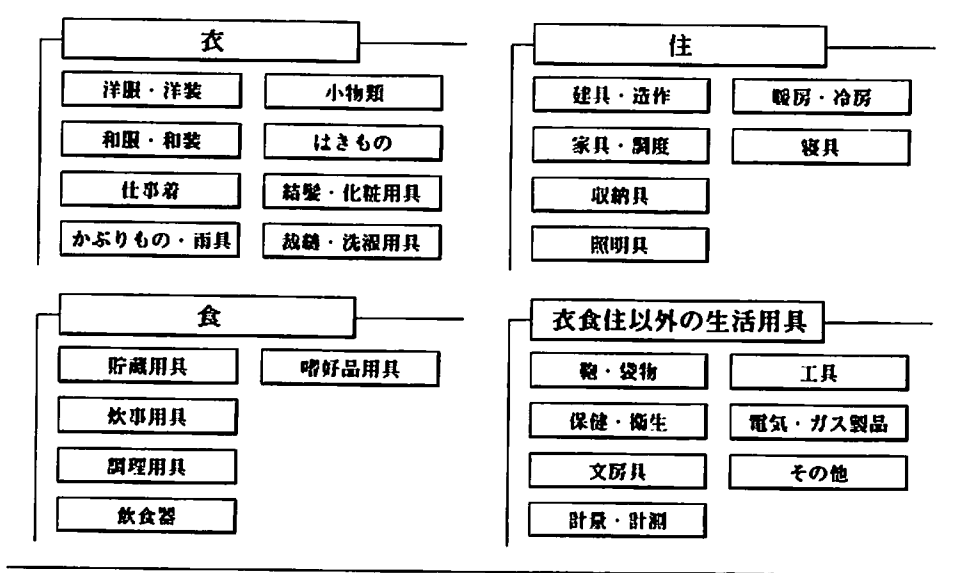
さらに今後は、市民の利用を考えると、資料を独立した形態だけの情報だと、収蔵資料の繋がりが確認できないため、データベース上で資料同士の繋がりを付け、生活の変化とものの変化やどのような生活の中からものが生まれてきたかなどを体感的に追えるような配慮も必要と考える。

多くの歴史系博物館では、民俗資料だけではなく、発掘資料(遺物等)や文書なども収蔵資料の多くを占めている。千代田区では、文書については先に記した民俗資料データベースと同じ分類項目を設定しており、同じ条件で検索できるような配慮を行っている。このように収蔵資料データベースでは、資料の属する学問分野別にするのではなく、むしろその地域に暮らした人々の生活に即した分類項目を立てる必要がある。発掘資料についても、中世・近世の資料を扱うようになり、民俗資料との比較検討が必要となり、民俗資料と同じ分類項目で検索できるようなシステムとするべきであろう。

(2) 屋外文化財データベース

多くの公立の博物館は、その地域に根ざした活動を行っている。遺跡の発掘調査、文化財の所在調査、講座・講演会を通じた文化財巡りなどがその例としてあげることができよう。このように博物館では、館外の文化財の把握が必要であり、冒頭で述べたように、最近では文化財を町づくりの資産として位置づけられ、地域内の歴史・文化財に関する関心

衣・食・住



第1図 千代田区文化財収蔵台帳分類画面（衣食住の項目）

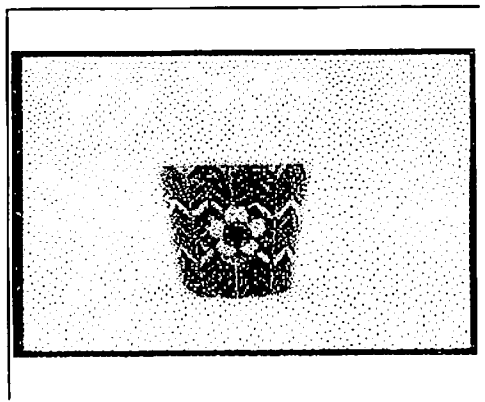
戻る

収蔵番号	分類番号1	分類番号2	分類番号3
3	024	211	

文化財収蔵台帳

ソート

名称	蕎麦箱口
名称よみ	そばちよこ
資料群名	
分類名称1	飲食器
分類名称2	陶用道具
分類名称3	
収蔵年月日	昭和48年
受入種別	受贈
寄贈者氏名	
寄贈者住所	
使用者	
使用地	
保存年代	
材質	
形状	7×5.8cm
収蔵場所	
展示場所	
探査者名	
発出人 (編纂者)	
受取人 (発行所)	
写真の有様	
写真番号	
公開・非公開	



新規カード	カード複製	カード削除	画像登録
文字登録	アプリ起動	関連リスト	関連フォルダ
検索	条件クリア	解除	関連表示
			一覧表示

カードNo.: 3 該当カード数: 1844
 ページNo.: 1 全カード数: 12221

戻る

第2図 千代田区文化財収蔵台帳画面

博物館における文化財情報システムについて

が高くなってきている。

こうした館外資料のデータベースでは、所在地点の情報が最も必要であるため、地図情報と文化財情報を組み合わせたシステムとなる。史跡・遺跡、建造物、記念碑、地名といった文字・画像・音声などの情報（画像データベース）と地図上での位置を記録したデータをリンクして、ある地名で検索すると、周辺に存在する文化財が呼び出されるようにする。

また、知りたい文化財の所在地点を地図上で確認し、さらに類似する文化財のつながりを見ることによっておしきせの文化財巡りではなく各自の要求にあった文化財巡りルートが提示できる。

これによって、市民の身の回りにある歴史・文化財の認識が増し、館にとっては、市民からの問い合わせにも対応できる。

このデータベースの構築方法の一例として、遺跡に関わる地図情報データベースをあげる。遺跡の取り扱いの場合、埋蔵文化財の把握・調査は教育委員会文化財担当となり、その公開・普及事業は博物館で行われる場合が多い。そのため、両者間での情報共有化を図る必要がある、この点で遺跡データベース化は有効な手段となろう。まず、遺跡の把握（遺跡の周知化・問い合わせの対応記録・試掘調査記録）といった行政的な管理を文化財担当が行い、発掘調査成果を入力する。この成果は、所在地点の地図情報、遺跡の全体図面（CAD図等）や遺跡全景・遺構・遺物の写真や文字情報である。これらの情報は、調査報告書などの作成に伴って入力されることによって、新たな仕事量の増大には繋がらないであろう。さらにこれらの情報を博物館側で加工し、一般の利用に供する。

3. 活用方法

最後に上述のような博物館の情報システムの活用方法について考える。

（1）博物館活動の効率化

コンピューター利用の最大の利点は、仕事の効率化につきる。博物館においては、従来、収蔵資料の目録・調査報告書作成を行っている。また、文化財行政においては遺跡発掘調査報告書の作成に最大の努力が注がれてきた。これらは従来紙上で発表である。これら目録・報告書類は、一年間で膨大な量が刊行されているが、これらの刊行物を活用して新たな刊行物や事業の展開を行っている例は低いのではないかと考える。

こうした過去の資産を最大限に利用して新たな活動を展開するには、刊行物だけではおのずと限界がある。その点、コンピュータによりこれらの情報を管理すれば、必要な情報を即座に取り出すことができ、かつ館員相互の情報の共有化も生まれると考えられる。

しかし一方では、博物館の膨大な仕事量のなかでこれら情報の入力の高難さもあげられよう。しかし、刊行物の作成過程において共通のフォーマットでデータベースを利用して作成することによって、新たな仕事を増やさずに刊行物作成とデータベースの構築の両者が可能となる。

このようにコンピュータを利用して仕事を行う体制を確立すれば、博物館活動の効率化のみならず、後述の博物館外への幅広い情報提供に繋がるものと考えられる。

（2）博物館情報提供のあり方

次に、前述のように博物館情報の蓄積をどのような形で発信するかの可能性の一端を考えてみたい。

まず初めに、博物館のなかでの利用については、今までのように展示室の一画ないしは無料ゾーンで幅広く情報を提供する。

次に博物館外での情報提供としては、地域の中での活用と博物館相互での活用が考えられる。地域の中での活用としては、近年自治体での情報システム導入の例がみられ、その一部として歴史・文化財情報システムとして

博物館における文化財情報システムについて

取り入れることも可能である。

一方、生涯学習機関としての博物館では、今後学校教育との連関を図っていかなければならない。最近では、コンピュータを取り入れた授業を行う学校も増えつつあり、また学校教育でも地域に根ざした教育も取り入れる傾向にある。これらの学校と提携して博物館の情報システムを活用してもらい、地域教育に役立てることも可能であろう。

次に博物館相互での利用について考える。現在は市区町村の自治体では、ほぼひとつの博物館を所有しており、地域文化の拠点となっているが、多くの場合隣接する自治体は、同じ地域的な状況である場合が多い。今後は、これらの博物館同士で情報を共有することによって、利用者の幅広い要求に応えることが可能となり、博物館事業(例えば、展示活動)においても他館情報の有効活用によって、地域の歴史・文化財に関わる情報を一層広く行うことができる。

最後により広い活用方法として、最近話題のインターネットを利用する方法を取り上げる。最近では、インターネット上で博物館のホームページを開設する博物館も数多く見受けられる。それらの多くは、博物館の案内や展示案内であり、いまだに資料検索などは極めて少ない。しかし、近年では文化庁による文化財情報システムの構築が計画されている。これは、各博物館が構築するインターネットサービスを横断的に検索する索引を上乗せするという形で、ある一定の共通索引情報によって全国各地の博物館資料を検索できるような情報ネットワーク計画である¹³⁾。こうした全国的な文化財の情報検索も必要であるが、先に示したように、文化財は地域の生活に応じた内容を示しており、全国一律で資料の分類を行うことはまず不可能であろう。今後は、同一地域を形成する自治体間での共通検索を模索し、それぞれ収蔵資料や地域の文化財に関する情報を登録し、検索できるシステムも

求められると考える。

こうした試みは、情報による全国の博物館を結ぶことが可能となり、お茶の間にいて知りたい情報を検索し、その博物館にたどり着き、その博物館に実物資料を見に行くといった、今まで以上の博物館の有効利用が可能となるであろう。

4. おわりに

これまで歴史系博物館における文化財情報システムの内容、およびその活用方法について述べてきた。冒頭にも述べたように、地域の歴史に関する学習意欲の向上や余暇活動の増大によって、博物館の利用が増大し博物館に対するイメージも変わろうとしている。しかし一方では、各地で多くの博物館が建設されたため、各博物館での利用状況が低減するといった弊害も生まれつつある。近年では、経済状況の変化も相まって従来顧みられなかった博物館経営という面も重要視されるつつある。情報システムの構築は、今後の博物館経営戦略に有効なものになると考えられる。

従来、博物館の持つ地域文化の普及については、主に特別展・企画展などの展示会を通して行われてきたが、これだけでは博物館の持つ膨大な資料を市民に広く還元してきたとは言いがたい。博物館が所有する膨大な情報をこうした今までの博物館活動によるものだけでなく、これだけ発展した高度情報化社会のなかで文化財情報システムを有効に活用し広く情報を発信することによって、市民の新たな博物館利用に繋がるものと考えられる。

こうした情報提供は、市民への開かれた博物館につながることは言うまでもないが、さらに博物館相互での情報の共有化を促進できるという点も強調したい。つまり、情報共有化を前提とした博物館ネットワーク化である。現在各自治体では行政内での文化財担当者や博物館学芸員を配置しているが、その多くは数名で対応しているのが現状である。これら

博物館における文化財情報システムについて

専門職は、日常業務に忙殺され、博物館相互の連帯が図られることは少なく、ましてや同じ行政体内部ですら連携がとられていないことも少なくない。まずは各博物館の持つ情報を本稿のような情報システムによって共有化し、博物館相互や学芸員相互のネットワークを広げる必要があるだろう。これによって、各博物館の持つ情報が広がり、博物館活動が拡大し、業務の効率化が図られ、さらには地域の歴史・文化の振興に役立てることができよう。

近年文化財情報システムの構築が数多く叫ばれているが、現実に運営されている館は非常に少ない。こうした導入の障害としては、情報の共有化への不安感、活用の利便性や導入に対する効果の不透明さなどがあげられる。これらを解決するには、情報システムを日常業務のなかに位置づけ、あらゆる機会をとらえて発信するというシステムを構築しなければならぬであろう。さらに、それ以前に情報の共有化を許すような博物館内や博物館相互での環境を整備する必要がある。

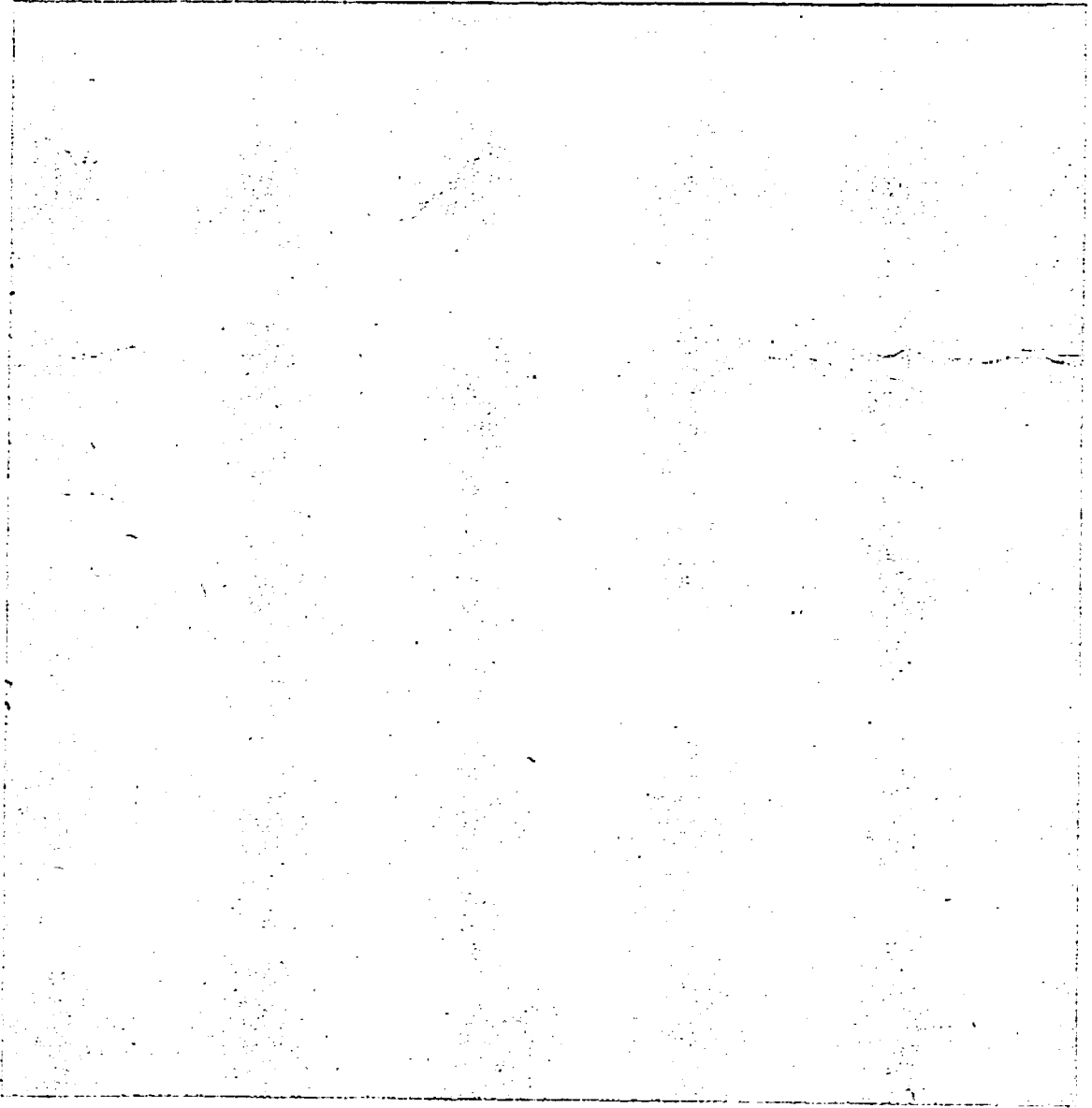
註

- 註1 青木國夫 1996 「博物館におけるマルチメディア活用に関する調査結果について」博物館研究 vol.31 No.9(No.340)
- 西村逸郎 1996 「博物館におけるマルチメディアの利用課題について」博物館研究 vol.31 No.9(No.340)
- 註2 鈴木明子・後藤宏樹「千代田区立四番町歴史民俗資料館収蔵資料について」『千代田区の民具Ⅳ』千代田区教育委員会
- 註3 高見沢明雄 1996「高度情報通信環境の中の博物館・美術館」『文化庁月報

- No.332』文化庁／編集 ぎょうせい
- 註4 後藤宏樹 1996 「シンポジウム『博物館の現代的課題と展望』参加記」地方史研究261 地方史研究協議会
- 小野一之 1997「新たな『博物館づくり』を考えるネットワーク」『歴史手帖 280号』名著出版
- 白井哲哉 1997「自治体における学芸員と『学芸員』」『歴史手帖 280号』名著出版

(千代田区立四番町歴史民俗資料館)

社会教育関係在職院友名簿



博物館学講座要綱(平成8年度)

(I) 博物館学講座開講科目及び担当教員

A 必修科目

博物館概論	加藤有次教授
資料収集保管法	下津谷達男講師
資料分類及び目録法	石田武久講師
資料展示法	下津谷達男講師
博物館学特殊講義	青木豊講師
博物館学教育活動法	加藤有次教授
博物館実習Ⅰ	青木豊講師

博物館実習Ⅱ

(昭和62年度以前入学者)加藤有次教授
(昭和62年度以降入学者)石田武久講師

博物館実習Ⅲ

(昭和62年度以降入学者)加藤有次教授他

博物館実習Ⅳ

(昭和62年度以降入学者)加藤有次教授他

教育原理Ⅰ・Ⅱ	楠原彰教授他
社会教育概論	堀恒一郎教授
社会視聴覚教育	秋山隆志郎講師

B 選択科目

文化史

日本文化史	千々和到教授
文化人類学	佐藤憲昭講師

美術史

日本美術史	肥田路美講師
有職故実	二木謙一教授他

考古学

考古学概論	永峯光一教授他
考古学特殊講義	西本豊弘講師他

民俗学

日本民俗学	小川直之助教授他
-------	----------

(II) 「博物館実習Ⅱ(昭和62年度以前入学者)・Ⅲ(昭和62年度以降入学者)」地方博物館実地見学指導

1) 目的

地域博物館における館の運営・資料の収集・保管・学術研究及び展示等教育普及に関する実務を見学する。

(「博物館実習Ⅱ・Ⅲ」受講者)

2) 見学及び日程

博物館実習Ⅲ

第1回 中国地方

2月21日(水)

広島県立歴史博物館、広島県立みよし風土記の丘・広島県立歴史民俗資料館、中世夢が原

2月22日(木)

倉敷市立自然史博物館、倉敷考古館、大原美術館、岡山県立吉備路郷土館(吉備路風土記の丘)、岡山県立博物館、岡山市立オリエンタ美術館

2月23日(金)

赤穂市立歴史博物館、赤穂市立海洋科学館、相生市立歴史民俗資料館、龍野市立歴史民俗資料館、姫路科学館

2月24日(土)

三城自然博物館、兵庫県立歴史博物館、姫路市立美術館、姫路文学館、姫路城

第2回 北陸地方

3月5日(火)

彦根城博物館、市立長浜城歴史博物館、国友鉄砲の里資料館、高月町観音の里歴史民俗資料館、敦賀市立博物館

3月6日(水)

福井県立若狭歴史民俗資料館、高浜町郷土資料館、舞鶴引揚記念館、舞鶴市立赤れんが博物館、舞鶴市政記念館、舞鶴市田辺城資料館、舞鶴市郷土資料館

3月7日(木)

京都府立丹後郷土資料館、綾部市資料館、春日町歴史民俗資料館

博物館学講座要綱(平成8年度)

- 3月8日(金)
丹波古陶館、能楽資料館、篠山町立篠山歴史美術館、兵庫県立人と自然の博物館
- 第3回 北海道道央地方
- 9月3日(火)
千歳サケのふるさと館、苫小牧市博物館、苫小牧市科学センター、仙台藩白老元陣屋資料館、アイヌ民族博物館
- 9月4日(水)
のほりべつクマ牧場ヒグマ博物館、室蘭市民俗資料館、伊達市開拓記念館、三松正夫記念館(昭和新山資料館)、虻田町郷土博物館、虻田町立火山博物館
- 9月5日(木)
洞爺湖森林博物館、有島記念館、余市水産博物館
- 9月6日(金)
小樽市博物館、北海道開拓記念館、
- 北海道開拓のむら、札幌市冬のスポーツ博物館
- 第4回 北海道道北地方
- 9月10日(火)
旭川市博物館、優佳良織工芸館、国際染織美術館、雪の美術館、中原梯次郎記念・旭川市彫刻美術館、井上靖記念館、男山酒造り資料館
- 9月11日(水)
滝川市美術自然史館、滝川市こども科学館、滝川市郷土館、新十津川開拓記念館、留萌市海のふるさと館
- 9月12日(木)
旧花田家番屋、苫前町郷土・考古資料館、天塩川歴史資料館
- 9月13日(金)
稚内市青少年科学館、稚内市ノシヤップ寒流水族館、稚内市北方記念館

博物館学講座要綱(平成8年度)

授業科目		担当者	単位数	2年次	3年次	4年次	備考
※必修科目 27単位 (62年度以前は 19単位)	博物館学	博物館概論	加藤有次教授	2	前		
		資料収集保管法	下津谷達男講師	2	前		
		資料分類及び目録法	石田武久講師	2	前		
		資料展示法	下津谷達男講師	2	後		
		博物館学特殊講義	青木 豊講師	2	前		
		博物館教育活動法	加藤有次教授	2	後		
	博物館実習Ⅰ	青木 豊講師	3	後			
	博物館実習Ⅱ	石川武久講師		後			
	博物館実習Ⅲ	加藤有次教授他			※		地方実地見学
	博物館実習Ⅳ	加藤有次教授他				通年	62年度以前の入学者
教育原理Ⅰ・Ⅱ	楠原 彰教授他	4	通年			教職科目と共通	
社会教育概論	堀 恒一郎教授	4		通年		社会教育主事科目と 共通	
社会視聴覚教育	秋山隆志郎講師	4		通年			
選択科目 2科目 8単位	文化史						文学部専門科目と 共通
	日本文化史	千々和 到教授	4		通年		
	文化人類学	佐藤憲昭講師	4		通年		
	美術史						
	日本美術史	肥田路美講師	4	通年			
	有職故実	二木謙一教授他	4		通年		
	考古学						
考古学概論	永峯光一教授他	4	通年				
考古学特殊講義	西本豊弘講師他	4		通年			
民俗学							
日本民俗学	小川直之助教授	4		通年			

樋口博士記念賞

樋口清之博士の学績を記念するため、博士の寄贈による金員の果実をもって、本学の学部及び大学院の在学生、卒業生、修了者ならびに本学関係の教職員の考古学、博物館学に関する優秀な研究業績をあげた者に毎年授賞することになった。これまでの受賞者は次の通りである。

昭和54年度 受賞者 神宮司庁勤務 矢野 憲一

「鯨の世界」「はくは小さなサメ博士」「鯨くもとの人間の文化史」を著し、鯨と人間生活のかかわりを考え、鯨の知識普及につとめ、神宮農業館資料を中心として、民俗学的、魚類学的等、多角的な視野にたったユニークな業績をあげ、博物館活動の一環としての教育普及活動を実践した。

受賞者 福岡県立古賀養護学校教諭 石井 忠

玄海沿岸の漂着物を多角的に調査し、「漂着物の博物誌」を公刊。わが国における漂着文化の問題を考える上で重要な意義があり、とくに具体的に実証したのが大きく評価され、文章も流麗で一般性がある。

昭和55年度 受賞者 奈良国立文化財研究所考古第二調査室長 森 郁夫

古代における瓦の研究を専攻とし、とくに「奈良国立文化財研究所基礎資料(瓦編3・5・6)」は平城宮跡出土の古瓦を体系的に分類して相対基準を設定し、全国の奈良時代瓦研究の基礎を築いた。また日本の歴史考古学に関する多くの論文を著わし、中でも「瓦のロマン—時代からのメッセージ」の著書は、多くの資料を駆使し、瓦についての高度な知識を平易に解説したすぐれた啓蒙書であるばかりでなく、随所に最近の研究成果がもりこまれており、専門家にも裨益するところが大きい。

昭和56年度 受賞者 根室印刷(株)社長 北 構 保 男

本学卒業以来一貫して、主として北海道考古学の研究に従事しながら、さらに広く千島列島・樺太からシベリア大陸、北太平洋周辺地域一帯の民族史料の調査を実施され、多くの著作論文を著わしている。このたびの「千島・シベリア探検史」は、ロシア帝国のシベリア開発に関わる基本的な史料として価値の高いG・D・ミュラーの「ロシア史集成」第三巻の完訳であり、併せて日本北方地域の民族誌について、要領よく解説されている。特に該地域が現在の北方領土問題とも深く関係する点を意識において、単なる歴史研究上の事件を超えた現代史的意義も見出さそうとしているところさへ窺われる。

昭和57年度 受賞者 奈良国立博物館文部技官 前 島 巳 基

著書「郷土考古学ノート—出雲・石見・隠岐—」は、島根県教育委員会在職中に従事した遺跡・遺物の調査研究の成果に基づき、出雲・石見・隠岐の古代文化を先土器時代から中世まで、通史的にまとめたものである。これらの地方は記紀をはじめ、出雲国風土記にみえる有力な所だけに、古来個性のある文化が発達した。本書はこうした古典の世界を考古学的な立場から解明するとともに、平易な文章で記述し、啓蒙的役割をも果たしている。

受賞者 川崎市立産業文化会館学芸課学芸員 三 輪 修 三

著書「東海道川崎宿」は、川崎市域における歴史と文化に関する研究とその普及活動の成果を背景に、川崎における宿駅と渡船の両機能を持った川崎宿の実像を探究する目的で著わしたものである。その特徴は博物館としての展示に必要な物質文化を媒体とするため、市内の道標・庚申塔などの石造物に注目して調査、また地域史研究に重要な文献を精査、更に川崎宿の本陣職・名主役・問屋役を兼帯した田中丘隅の名著「民間省要」や、宿役人を勤めた森家の文書などを駆使し、慎重に史実考証を進めている所にある。本書は地域史に止まらず、日本近世交通史研究に多大な成果を与えた。

昭和58年度 受賞者 家事評論家 小 菅 桂 子

長年に亘り日本人の食物・生活文化の研究に携り、この度「にっぽん洋食物語」を著され、いわゆる洋食が、日本的食生活・風俗習慣の中で変化・融合してきた過程を、女性ならではの

- 細やかさで実証した。
- 昭和59年度 受賞者 國學院大學考古学資料館学芸員 青木 豊
 著書「博物館技術学」は博物館学の「技術」の面でのわが国初の大系化への試みで、従来発掘調査をしても“もの”の移築や博物館資料としての活用が不可能なものも多く、そのものの価値はあっても活用に供することを不可とし、単なる記録保存のみにとどまっていたが、それらの“もの”に対してその活用を可能にした研究成果である。
- 昭和60年度 受賞者 国立民族学博物館助教授 小山 修三
 著書「縄文時代—コンピュータ考古学による復元」はアメリカ考古学の方法およびオーストラリア・アボリジニの民族調査等の実績に基づき、縄文時代の人口算出や食料事情などについて新しい解釈を提示、学会の注目を集めた研究成果を踏まえて新しい縄文文化論を展開し、考古学の魅力を良く伝えている。
- 昭和60年度 受賞者 釧路市立博物館長 澤 四郎
 永年にわたって釧路市立博物館を中心に北海道地方の博物館活動としての学術研究とその教育的啓蒙に尽力し、「釧路市立博物館50年の歩みと新館建設」と示されている通り21世紀へ向けての地域博物館の指針を示した。
 受賞者 秋田県教育委員会文化課学芸主事 富 樫 泰 時
 永年に亘って東北地方の縄文文化の研究に従事して、数多くの優れた論文著作によって学界に裨益するところ大なるものがあり、かつ著書「日本の古代遺跡 秋田」は、該地方の考古学的知識の啓蒙普及に貢献した。
- 昭和61年度 受賞者 名久井 芳 枝
 著書「実測図のすすめ—モノから学術資料へ—」は考古学と民俗学がモノを対象として歴史を構成するという視点に立脚して、モノを科学する基礎的な方法論の確立を指向し、土中に埋没する遺物とその伝統文化、技術を継承する民具とを連続的に研究対象とする理論を示し、「地上考古学」や「民俗考古学」とも一脉を通ずる先駆性を有していることが高く評価される。
- 昭和61年度 受賞者 千葉大学附属図書館 椎名 仙 卓
 著書「モースの発掘」は、大森貝塚を発掘し、近代科学としての日本考古学の基礎を築いたE・S・モースの業績に対する従来の評価のみにとどまらず、さらにモースの多方面の活動が日本における博物館の発達を促し、あるいは文化財保護の理念の普及にも火いに預って力のあったことを明らかにするなど、重要かつ斬新な視点に注目すべきものがあつた。
- 昭和63年度 受賞者 長野県松本筑摩高等学校教諭 桐原 健
 著書「縄文のムラと習俗」は、縄文時代における多くの事象を、考古学から見た「モノ」あるいは「コト」とするよりも、むしろ民俗学の素養から導き出されてテーマとして取り上げ、単なる「モノ」や「コト」の考察に止まらない論考によって構成されることが、高く評価される。この論著によって、考古学と民俗学の提携に関するある部分は、方法論的に通過できたとしても過言ではないであろう。しかも、章節には現在考古学で注視されている問題点を多く含み、その意味では、本書が考古学研究の先駆性を併せ持っていることとして、世評を一層高めるに違いない。
- 平成2年度 受賞者 西宮神社権宮司 吉井 貞 俊
 著書「えびす信仰とその風土」は、えびす神関係年中行事表の作成及びえびす神の神影像の集成等の結果とともに、えびす信仰の分布を全国的な視野に立脚しながら分析し、えびす信仰の変遷と伝播を克明に明記したものである。またえびす信仰の全国的な流布に関係深いとされる百太夫祭祀分布と東西日本の信仰形態を対比した論究や、さらに古地図の復元・模写を利用しながら民俗学的、地理学的見地から歴史的にえびす信仰の繁栄した西宮とその西宮神社の風土論を展開するなど、えびす信仰の研究に新風を注いだ卓見と言えらう。
- 平成3年度 受賞者 文化庁美術工芸課文部技官 原 田 昌 幸
 著書「燃系文系土器様式」は、土器型式編年の分野における様式論を主軸とした研究手法によって、燃系文系土器を説き明かしたものである。

先ず、撚糸文系土器研究の足跡をたどった後、同様式土器の五段階の変遷をまとめる。各段階ごとに器形、文様帯構成、文様要素を明らかにした上で、分布と地域性を抽出していく。その結果、様式圏は東京湾を中心とした遺跡分布を示しながら、関東平野一円に展開するが、各型式には核地域が認識できるとする。しかも型式相互の関係をみると、隣接する核地域間においては直接搬入されているだけでなく、型式表象の融合、折衷現象に型式ごとの特色がみられることが指摘される。そして、土器以外の文化事象にも目を向け、それぞれの様相を示して、早期の世界を描き出していくのである。

本書においてはじめて全体像が明らかにされた撚糸文系土器様式について展開される論調は、新進気鋭の意気みなぎっており、高く評価される。

平成7年度 受賞者 株式会社電通・広告資料収集事務局学芸員 中田節子

著書「広告の中のニッポン」は、広告資料の収集・整理・展示・調査研究に従事した成果であり、モノを扱い、分析する考古学的な方法論を生かしたものとして評価される。また、新たな広告学、コマーシャル学ともいべき分野の開拓に貢献するものであり、今日の情報科社会の中で先取性に富んだ具体的な作業として、将来も大きな期待が寄せられるところである。

平成7年度 受賞者 群馬県子持村教育委員会文化財保護担当 石井克己

著書『黒井峯遺跡—日本のポンペイ—』は、表題遺跡など榛名山二ツ岳の軽石層によって密封された村内遺跡の発掘調査に従事したその成果であり、その状況を克明に記述したものである。そして、古墳時代後期の一つのムラが、押し潰されながらも原況をよく保存し、土葺きで周堤帯をもつ竪穴住居や、住居、納屋、作業小屋、家畜小屋などの平地建物、高床倉庫などのほか、道、樹木、境界、田畠などで構成されている生(き)のままの状況が明らかにされた。

本書は、黒井峯という稀有の遺跡が総合的に記述されたわけであって、古代史研究史上の意義は計り知れないものがある。

陶 棺

山梨県東八代郡御坂町出土 古墳時代後期

身部高 49cm、蓋部高 42.5cm、長 111cm、幅 54cm

上面観は隅丸長方形を呈し、屋根型の蓋と脚付身部の組み合わせによる。蓋部表面には三角形に篋描施文し、赤・白・黒の顔料により彩色され、長軸方向の中心に径5cm程の円形孔を穿つ。天井部にも径2.5cm程の円形孔を1孔穿っている。身部は縦に白線を引いた円筒形の脚を十脚持ち、径約4cmの円形孔が左右それぞれ五脚を棺の長軸方向に貫通する。胴部には蓋部同様に三角形の篋描・三色の彩色がなされ、受部下部は凸帯により窓枠状に全周させている。さらに胴下部にタガ状凸帯を巡らせ、篋描による矢羽根状文様を施文し、さらに三色の彩色がなされている。長軸方向胴部中央には、蓋部同様に径5cm程の円形孔が穿たれている。

陶棺は、全国的に見て7割が岡山県、2割が近畿地方で出土するという西日本多出の傾向があり、当該地域での出土は極めて異例と言える。

(國學院大學考古学資料館所蔵)

(山本哲也記)

國學院大學

博物館學紀要 第21輯

発行日 平成9年2月1日

発行所 東京都渋谷区東4-10-28

電話(03)5466-0251

國學院大學博物館学研究室

編集兼代表者 加藤有次

印刷 國學院大學印刷室

CONTENTS

A Consideration of Concerning an Object,Yuji KATO	1
Idea and an Essential Condition about Constraction of an Area Museum	
A Viewpoint about The History of Museology.....Takashi UCHIKAWA.....	30
—Collection and Judgement—	
Museums and Display of Site.....Tatsuo SHIMOTSUYA ...	69
The History of the Study about Display in Museums.....Yutaka AOKI	78
The Study concerning of the Special Exhibition	Yoshiaki KANAYAMA ...103
in Museum and the Educational result : The new behavior strategy based on Social marketing (the first part)	
The History of Museums in Tokushima prefecture	Hiromi YAMAKAWA ...122
The History of Museums after	Yutaka TAKAHASHI ...135
the war in Ishikawa prefecture	
The Study Assignment of Museum Fiscal	Masanori KONISHI
and Administration	140
Barrier Free Plan for Museums.....Tetsuya YAMAMOTO ...	151
A Study of making a Network in Museums, Part1.....Takashi KASUYA	223
Plimoth Plantation and Membership	Yoshio KAWASAKI
	237
The Making of Miniature restored	Kaoru UEDA
“Building planted posts”	248
The Information system of Cultural assets in Museums ...	Hiroki GOTO
	256

The Museum Study Room

KOKUGAKUIN UNIVERSITY

Shibuya, Tokyo, Japan